【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　平成31年３月29日
【発行者名】　シュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）エス・エイ
（Schroder Investment Management (Europe) S.A.）
（注）シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A.）は、2018年６月27日付で、その名称をシュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）エス・エイ（Schroder Investment Management (Europe) S.A.）に変更した。
【代表者の役職氏名】　取締役　ヴァネッサ・グルーエンクレー
（Vanessa Grueneklee）
取締役　クリス・バークハート
（Chris Burkhardt）
【本店の所在の場所】　ルクセンブルグ大公国　セニンガーベルグ　1736　ハーヘンホフ通り５番
（5, rue Höhenhof, 1736 Senningerberg, Grand Duchy of Luxembourg）
【代理人の氏名又は名称】　弁護士　大西　信治
【代理人の住所又は所在地】　東京都千代田区丸の内二丁目６番１号　丸の内パークビルディング　森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】　弁護士　大西　信治
【連絡場所】　東京都千代田区丸の内二丁目６番１号　丸の内パークビルディング　森・濱田松本法律事務所
【電話番号】　03（6212）8316
【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
シュローダー・セレクション
（Schroder Selection）
【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】

各クラス受益証券の上限見込額は以下の通りとする。

ユーロ・シリーズ　ユーロ・ボンド

クラスA（ユーロ）受益証券	10億ユーロ（約1,270億円）
クラスA（円）受益証券	1,000億円

ユーロ・シリーズ　ユーロ・バランス

クラスA（ユーロ）受益証券	10億ユーロ（約1,270億円）
クラスA（円）受益証券	1,000億円

ユーロ・シリーズ　ユーロ・エクイティ

クラスA（ユーロ）受益証券	10億ユーロ（約1,270億円）
クラスA（円）受益証券	1,000億円

ユーロ・シリーズ　ヨーロピアン・オポチュニティ

クラスA（米ドル）受益証券	10億米ドル（約1,110億円）
クラスA（ユーロ）受益証券	10億ユーロ（約1,270億円）
クラスA（円）受益証券	1,000億円

ニューマーケット・シリーズ　アジア・ボンド

クラスA（米ドル）受益証券	10億米ドル（約1,110億円）
クラスA（円）受益証券	1,000億円
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	10億米ドル（約1,110億円）
クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券	1,000億円

ニューマーケット・シリーズ　エマージング・ボンド

クラスA（米ドル）受益証券	10億米ドル（約1,110億円）
クラスA（円）受益証券	1,000億円

ニューマーケット・シリーズ　グレーター・チャイナ・エクイティ

クラスA（米ドル）受益証券	10億米ドル（約1,110億円）
クラスA（円）受益証券	1,000億円

ニューマーケット・シリーズ　ＢＲＩＣ・エクイティ

クラスA（米ドル）受益証券	10億米ドル（約1,110億円）
クラスA（円）受益証券	1,000億円

グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールド

クラスA（米ドル）受益証券	10億米ドル（約1,110億円）
クラスA（円）受益証券	1,000億円
クラスA（豪ドル）受益証券	10億豪ドル（約782億円）
クラスA（ユーロ）受益証券	10億ユーロ（約1,270億円）
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	10億米ドル（約1,110億円）
クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券	1,000億円
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	10億ユーロ（約1,270億円）
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	10億豪ドル（約782億円）

グローバル・シリーズ　イールド・エクイティ

クラスＡ（米ドル）受益証券	10億米ドル（約1,110億円）
クラスＡ（円）受益証券	1,000億円
クラスＡ（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	10億ユーロ（約1,270億円）
クラスＡ（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	10億豪ドル（約782億円）
クラスＡ毎月分配型（米ドル）受益証券	10億米ドル（約1,110億円）
クラスＡ毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券	1,000億円
クラスＡ毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	10億ユーロ（約1,270億円）
クラスＡ毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	10億豪ドル（約782億円）

グローバル・シリーズ　コモディティ

クラスＡ（米ドル）受益証券	10億米ドル（約1,110億円）
クラスＡ（円）受益証券	1,000億円
クラスＡ（豪ドル）受益証券	10億豪ドル（約782億円）
クラスＡ（ユーロ）受益証券	10億ユーロ（約1,270億円）

グローバル・シリーズ　ウェルス・プリザベーション

クラスＡ（ユーロ）受益証券	10億ユーロ（約1,270億円）
クラスＡ（円）受益証券	1,000億円
クラスＡ（米ドル）受益証券	10億米ドル（約1,110億円）
クラスＡ（豪ドル）受益証券	10億豪ドル（約782億円）
クラスＡ毎月分配型（ユーロ）受益証券	10億ユーロ（約1,270億円）
クラスＡ毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券	1,000億円

（注）米ドル、豪ドルおよびユーロの円貨換算は、便宜上、2018年12月28日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝111.00円、１豪ドル＝78.18円および１ユーロ＝127.00円）による。

【縦覧に供する場所】　　該当事項なし

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

シュローダー・セレクション（以下「ファンド」という。）
（Schroder Selection）

（2）【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面受益証券でユーロ・シリーズ　ユーロ・ボンド、ユーロ・シリーズ　ユーロ・エクイティおよびユーロ・シリーズ　ユーロ・バランスについては、クラスA（ユーロ）受益証券およびクラスA（円）受益証券の２種類、ユーロ・シリーズ　ヨーロピアン・オポチュニティについては、クラスA（米ドル）受益証券、クラスA（ユーロ）受益証券およびクラスA（円）受益証券の３種類、ニューマーケット・シリーズ　アジア・ボンドについては、クラスA（米ドル）受益証券、クラスA（円）受益証券、クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券およびクラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券の４種類、ニューマーケット・シリーズ　エマージング・ボンド、ニューマーケット・シリーズ　グレーター・チャイナ・エクイティおよびニューマーケット・シリーズ　ＢＲＩＣ・エクイティについては、クラスA（米ドル）受益証券およびクラスA（円）受益証券の２種類、グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールドについては、クラスA（米ドル）受益証券、クラスA（円）受益証券、クラスA（ユーロ）受益証券、クラスA（豪ドル）受益証券、クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券、クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券、クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券およびクラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券の８種類、グローバル・シリーズ　イールド・エクイティについては、クラスA（米ドル）受益証券、クラスA（円）受益証券、クラスA（ユーロ　ヘッジなし）受益証券、クラスA（豪ドル　ヘッジなし）受益証券、クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券、クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券、クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）受益証券およびクラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）受益証券の８種類、グローバル・シリーズ　コモディティについてはクラスA（米ドル）受益証券、クラスA（円）受益証券、クラスA（ユーロ）受益証券およびクラスA（豪ドル）受益証券の４種類、グローバル・シリーズ　ウェルス・プリザベーションについては、クラスA（ユーロ）受益証券、クラスA（円）受益証券、クラスA（米ドル）受益証券、クラスA（豪ドル）受益証券、クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券およびクラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券の６種類とする。（以下、各サブ・ファンドの各クラス受益証券を併せて「ファンド証券」、「受益証券」または「クラスA受益証券」ということがある。また、クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券、クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券、クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券、クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券、クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）受益証券およびクラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）受益証券について「毎月分配型受益証券」ということがある。さらに、各サブ・ファンドの各受益証券について通貨別に「米ドル建てクラス受益証券」、「ユーロ建てクラス受益証券」、「円建てクラス受益証券」もしくは「豪ドル建てクラス受益証券」、または「米ドル建て受益証券」、「ユーロ建て受益証券」、「円建て受益証券」もしくは「豪ドル建て受益証券」ということがある。）

ファンドは、サブ・ファンドであるユーロ・シリーズ　ユーロ・ボンド、ユーロ・シリーズ　ユーロ・バランス、ユーロ・シリーズ　ユーロ・エクイティおよびユーロ・シリーズ　ヨーロピアン・オポチュニティ（以上の各サブ・ファンドを総称して、「ユーロ・シリーズ」ということがある。）、ニューマーケット・シリーズ　アジア・ボンド、ニューマーケット・シリーズ　エマージング・ボンド、ニューマーケット・シリーズ　グレーター・チャイナ・エクイティおよびニューマーケット・シリーズＢＲＩＣ・エクイティ（以上の各サブ・ファンドを総称して、「ニューマーケット・シリーズ」ということがある。）ならびにグローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールド、グローバル・シリーズ　イールド・エクイティ、グローバル・シリーズ　コモディティおよびグローバル・シリーズ　ウェルス・プリザベーション（以上の各サブ・ファンドを総称して、「グローバル・シリーズ」ということがある。）の合計12本のサブ・ファンドで構成されている。（以下、各サブ・ファンドを「サブ・

ファンド」という。なお、各サブ・ファンドの名称については、「ユーロ・シリーズ」、「ニューマーケット・シリーズ」、「グローバル・シリーズ」を省略することがある。）

日本国内においては、現在、ユーロ・シリーズ　ユーロ・ボンド、ユーロ・シリーズ　ユーロ・バランス、ユーロ・シリーズ　ユーロ・エクイティ、ユーロ・シリーズ　ヨーロピアン・オポチュニティ、ニューマーケット・シリーズ　エマージング・ボンド、ニューマーケット・シリーズ　グレーター・チャイナ・エクイティ、ニューマーケット・シリーズ　ＢＲＩＣ・エクイティおよびグローバル・シリーズ　コモディティの各クラスＡ受益証券、ならびにニューマーケット・シリーズ　アジア・ボンド、グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールド、グローバル・シリーズ　イールド・エクイティおよびグローバル・シリーズ　ウェルス・プリザベーションの各クラスＡ受益証券および各毎月分配型受益証券の募集が行われている。クラスＢ受益証券は、日本国内において2010年６月30日をもって募集が停止され、2016年６月30日をもって、すべての受益証券が同一サブ・ファンドのクラスＡ受益証券に自動転換された。

受益証券について、シュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）エス・エイ(注)（以下「管理会社」という。）の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

受益証券は、追加型である。

（注）シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（Schroder Investment Management（Luxembourg）S.A.）は、2018年６月27日付で、その名称をシュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）エス・エイ（Schroder Investment Management（Europe）S.A.）に変更した。以下同じ。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各クラス受益証券の上限見込額は以下の通りとする。

ユーロ・シリーズ　ユーロ・ボンド	
クラスＡ（ユーロ）受益証券	10億ユーロ（約1,270億円）
クラスＡ（円）受益証券	1,000億円
ユーロ・シリーズ　ユーロ・バランス	
クラスＡ（ユーロ）受益証券	10億ユーロ（約1,270億円）
クラスＡ（円）受益証券	1,000億円
ユーロ・シリーズ　ユーロ・エクイティ	
クラスＡ（ユーロ）受益証券	10億ユーロ（約1,270億円）
クラスＡ（円）受益証券	1,000億円
ユーロ・シリーズ　ヨーロピアン・オポチュニティ	
クラスＡ（米ドル）受益証券	10億米ドル（約1,110億円）
クラスＡ（ユーロ）受益証券	10億ユーロ（約1,270億円）
クラスＡ（円）受益証券	1,000億円

ニューマーケット・シリーズ　アジア・ボンド

クラスA（米ドル）受益証券	10億米ドル（約1,110億円）
クラスA（円）受益証券	1,000億円
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	10億米ドル（約1,110億円）
クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券	1,000億円

ニューマーケット・シリーズ　エマージング・ボンド

クラスA（米ドル）受益証券	10億米ドル（約1,110億円）
クラスA（円）受益証券	1,000億円

ニューマーケット・シリーズ　グレーター・チャイナ・エクイティ

クラスA（米ドル）受益証券	10億米ドル（約1,110億円）
クラスA（円）受益証券	1,000億円

ニューマーケット・シリーズ　ＢＲＩＣ・エクイティ

クラスA（米ドル）受益証券	10億米ドル（約1,110億円）
クラスA（円）受益証券	1,000億円

グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールド

クラスA（米ドル）受益証券	10億米ドル（約1,110億円）
クラスA（円）受益証券	1,000億円
クラスA（豪ドル）受益証券	10億豪ドル（約782億円）
クラスA（ユーロ）受益証券	10億ユーロ（約1,270億円）
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	10億米ドル（約1,110億円）
クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券	1,000億円
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	10億ユーロ（約1,270億円）
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	10億豪ドル（約782億円）

グローバル・シリーズ　イールド・エクイティ

クラスA（米ドル）受益証券	10億米ドル（約1,110億円）
クラスA（円）受益証券	1,000億円
クラスA（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	10億ユーロ（約1,270億円）
クラスA（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	10億豪ドル（約782億円）
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	10億米ドル（約1,110億円）
クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券	1,000億円
クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	10億ユーロ（約1,270億円）
クラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	10億豪ドル（約782億円）

グローバル・シリーズ　コモディティ

クラスA（米ドル）受益証券	10億米ドル（約1,110億円）
クラスA（円）受益証券	1,000億円
クラスA（豪ドル）受益証券	10億豪ドル（約782億円）
クラスA（ユーロ）受益証券	10億ユーロ（約1,270億円）

グローバル・シリーズ　ウェルス・プリザベーション

クラスＡ（ユーロ）受益証券	10億ユーロ（約1,270億円）
クラスＡ（円）受益証券	1,000億円
クラスＡ（米ドル）受益証券	10億米ドル（約1,110億円）
クラスＡ（豪ドル）受益証券	10億豪ドル（約782億円）
クラスＡ毎月分配型（ユーロ）受益証券	10億ユーロ（約1,270億円）
クラスＡ毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券	1,000億円

（注１）米ドル、豪ドルおよびユーロの円貨換算は、便宜上、2018年12月28日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝111.00円、１豪ドル＝78.18円および１ユーロ＝127.00円）による。以下、米ドル、豪ドルおよびユーロの円貨表示は、特に記載がない限り、すべてこれによる。

（注２）ファンドは、ルクセンブルグ法に基づいて設定されているが、各受益証券は、米ドル建て、円建て、豪ドル建てまたはユーロ建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限り各受益証券の基準通貨をもって行う。

（注３）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

（４）【発行（売出）価格】

管理会社が当該申込みを受領した取引日の１口当たりの純資産価格

（注１）「取引日」とは、ルクセンブルグにおける銀行営業日で日本における金融商品取引業者の営業日をいう。ただし、12月24日がウィークデイである場合、当該日は取引日とはみなされない。

（注２）１口当たりの純資産価格については、下記（８）申込取扱場所に問い合わせること。

（５）【申込手数料】

クラスＡ受益証券の購入（申込み）にあたって、上限3.24%（注１）（税抜3.00%）の申込手数料が課される。申込手数料の詳細については、日本における販売会社または販売取扱会社（後記「（12）その他（ロ）引受等の概要②」に定義されている。）に照会すること。

（注１）消費税率が10%となった場合は、3.30%となる。

（注２）管理会社、日本における販売会社または販売取扱会社が申込手数料について別途合意する場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いをすることができる。

（注３）上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方消費税を示す。

（注４）申込手数料については、日本における販売会社または販売取扱会社の定める乗換優遇措置または償還乗換優遇措置を適用される場合がある。

（注５）販売取扱会社である株式会社ＳＭＢＣ信託銀行（以下「ＳＭＢＣ信託銀行」という。）において、米ドル建て受益証券、ユーロ建て受益証券および豪ドル建て受益証券を円資金から該当通貨に交換したうえで申し込む場合、別途、為替手数料が片道１円／往復２円（上限）かかる。各販売会社における取扱いについては各販売会社へ問い合わせること。

（６）【申込単位】

日本における販売会社または販売取扱会社が随時決定し、かつ申込人に申込前に通知する発行最低価額または口数とする。申込単位の詳細については、日本における販売会社または販売取扱会社に照会すること。

（７）【申込期間】

2019年３月30日（土曜日）から2020年３月31日（火曜日）まで。

ただし、取引日に申込みの取扱いが行われる。

（注１）申込受付時間は、通常、原則として取引日の午後３時まで（日本時間）とする。当該受付時間を過ぎた場合には、翌営業日の取扱いとする。申込日が取引日でない場合、管理会社に対する購入申込みは、翌取引日の取扱いとする。ただし、日本における販売会社または販売取扱会社は、前記の受付時間以前に申込みの受付を締め切ることができる。

（注２）日本において申込みを取り扱うことが適当でないと代行協会員が判断する日（以下「取扱除外日」という。）には、例外として申込みの取扱いを行わない。

（注３）申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される。

（８）【申込取扱場所】

申込取扱場所である日本における販売会社および販売取扱会社については、下記の照会先に問い合わせることができる。

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ・アドレス：http://www.schroders.co.jp/

電話番号：03-5293-1323

受付時間：毎営業日の午前９時から午後５時まで

（注）販売取扱会社であるＳＭＢＣ信託銀行においては、以下のとおり申込みを取扱う。

（ｉ）販売取扱会社であるＳＭＢＣ信託銀行においては、累積投資コースによる申込みのみを受け付ける。なお、毎月分配型受益証券については、分配金受取コースによる申込みのみを受け付ける。

（ii）ＳＭＢＣ信託銀行の一部の支店等では取扱いを行わないこととしている場合がある。また、一部の支店等では、電話による申込みのみを受け付ける場合がある。

（９）【払込期日】

各申込受付日の申込金額等の支払は、受益証券買付申込みが受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から、原則として４取引日以内に行われる（以下「払込期日」という。）。ただし、日本における販売会社が投資者との間で別途取り決める場合を除く。なお、日本における販売会社または販売取扱会社の定めるところにより、上記の払込期日以前に申込金額等の支払を投資者に依頼する場合がある。販売取扱会社であるＳＭＢＣ信託銀行は、通常、申込日に申込金額等の引落としを行う。

（１０）【払込取扱場所】

上記「（８）申込取扱場所」記載の申込取扱場所と同じ。

（１１）【振替機関に関する事項】

該当事項なし。

（１２）【その他】

(イ)申込証拠金はない。

(ロ)引受等の概要

①　日本における各販売会社は、管理会社および販売取扱会社（もしあれば）との間の、日本におけるファンド証券の販売および買戻しに関する契約に基づき、ファンド証券の募集を行う。

②　日本における販売会社は、直接または他の販売・買戻取扱会社（以下「販売取扱会社」という。）を通じて間接に受けたファンド証券の買戻請求の管理会社への取次ぎを行う。

（注）販売取扱会社とは、販売会社または管理会社とファンド証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資者からのファンド証券の申込みまたは買戻しを販売会社に取り次ぎ、投資者からの申込金額の受入れまたは投資者に対する買戻代金の支払等にかかる事務等を取り扱う取次金融商品取引業者および（または）取次登録金融機関をいう。

③　管理会社は、ＳＭＢＣ日興証券株式会社をファンドに関して日本における管理会社の代行協会員に指定している。

（注）代行協会員とは、外国投資信託受益証券の発行者と契約を締結し、受益証券１口当たりの純資産価格の公表を行い、また目論見書、決算報告書その他の書類を日本における販売会社または販売取扱会社に送付する等の業務を行う会社をいう。

(ハ)申込みの方法

①　ファンド証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社または販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、日本における販売会社または販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款（以下「口座約款」という。）を投資者に交付し、投資者は、口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。投資者はまた、日本における販売会社または販売取扱会社と累積投資約款に基づく累積投資契約を締結することがある。詳しくは、日本における各販売会社または販売取扱会社に問い合わせること。受益証券の申込みは、申込期間における日本の金融商品取引業者の毎営業日に受け付ける。ファンドの資産の運用が円滑に行えるよう、申込みの受付は、日本において毎営業日の原則として午後３時までとし、当該受付時間を過ぎた場合には翌営業日の取扱いとする。ただし、日本における販売会社または販売取扱会社は、前記の受付時間以前に申込みの受付を締め切ることができる。また、継続申込期間中の取得申込みについて、申込日が取引日でない場合には、管理会社に対する発注は翌取引日の取扱いとする。

申込金額の支払は、各販売会社または販売取扱会社が定めるところにより、関連するサブ・ファンドの各クラスの通貨または日本円によるものとし、ＳＭＢＣ信託銀行に対しては、原則として、関連するサブ・ファンドの各クラスの通貨により行われるものとする。

申込金額は、日本における販売会社により払込期日に保管受託銀行であるＪ．Ｐ．モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイのファンド口座に円貨、ユーロ貨、米ドル貨または豪ドル貨で払い込まれる。

受益証券を買い付けるに際し、各投資者は、各投資者が米国の連邦所得税の目的における米国人でないこと、および各投資者が米国の連邦所得税の目的における米国人に対して受益証券を譲渡しないことを要する。

②　インターネット取引

インターネット取引による申込みの受付を行うか否かは、日本における各販売会社または販売取扱会社に問い合わせること。

販売取扱会社であるＳＭＢＣ信託銀行においては、インターネット取引による申込みを下記の要領で受け付ける。詳細はＳＭＢＣ信託銀行に問い合わせのこと。

ａ）申込手数料

各受益証券について上記（５）記載の通り。ただし、同じシリーズ内の同じ表示通貨の異なる複数の受益証券について申込みをした場合であっても、申込手数料の算出にあたり各受益証券についての申込額を加算しない。

ｂ）申込単位

各受益証券について上記（６）記載の通り。

ｃ）インターネット取引では受益証券の転換は取扱わない。

(ニ)日本以外の地域における発行

該当事項なし。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

ａ．ファンドの形態

各サブ・ファンドは、アンブレラ・ファンドであるファンドのサブ・ファンドである。現在、ユーロ・シリーズ　ユーロ・ボンド、ユーロ・シリーズ　ユーロ・バランス、ユーロ・シリーズ　ユーロ・エクイティ、ユーロ・シリーズ　ヨーロピアン・オポチュニティ、ニューマーケット・シリーズ　アジア・ボンド、ニューマーケット・シリーズ　エマージング・ボンド、ニューマーケット・シリーズ　グレーター・チャイナ・エクイティ、ニューマーケット・シリーズ　ＢＲＩＣ・エクイティ、グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールド、グローバル・シリーズ　イールド・エクイティ、グローバル・シリーズ　コモディティおよびグローバル・シリーズ　ウェルス・プリザベーションの12本のサブ・ファンドだけがファンドのサブ・ファンドである。

ファンドは、ルクセンブルグ大公国（以下「ルクセンブルグ」という。）の民法および投資信託に関する2010年12月17日法（改正済）（以下「2010年法」という。）の規定に基づき、管理会社および保管受託銀行の間で締結された約款にしたがってファンドの共有所有者（以下「受益者」という。）の利益のために運用されるアンブレラ・ファンドであるオープン・エンド型の共有持分型投資信託である。ファンドは、2010年法のパートⅡの規定により規制される投資信託およびオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年７月12日法（改正済）（以下「2013年法」という。）第１条第39項に規定されるオルタナティブ投資ファンドとしての適格性を有する。ファンドのサブ・ファンドの受益証券は、需要に応じて、いつでも、その時の純資産価格で販売され、また、約款に基づき、受益者の要求に応じて、いつでも、その時の純資産価格で管理会社が買戻すという仕組みになっている。

管理会社は、随時、保管受託銀行の同意を得て、ファンドの英文目論見書にその別紙を追加することにより、他のサブ・ファンドを追加設立することができる。ファンドは、さらに、各サブ・ファンドについて数種のクラス受益証券を発行することができる。ファンド証券の発行限度額については特に定めがなく、随時発行することができる。

ｂ．サブ・ファンドの目的および基本的性格

ユーロ・シリーズ　ユーロ・ボンドの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、譲渡性のある有価証券を投資対象とする投資信託（以下「ＵＣＩＴＳ」という。）に関する法律、規則および行政規定の調整に関する2009年７月13日付欧州議会および理事会指令2009／65／ＥＣ（改正済）（以下「ＥＵ指令2009／65／ＥＣ」という。）および2010年法のパートⅠに基づきＵＣＩＴＳとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドのクラスⅠ受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

ユーロ・シリーズ　ユーロ・バランスの投資目的は、純資産総額の相当部分を、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、ＥＵ指令2009／65／ＥＣおよび2010年法のパートⅠに基づきＵＣＩＴＳとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドのクラスⅠ受益証券およびシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティのクラスⅠ受益証券にほぼ同じ割合で投資することにより元本の成長を追求することである。ユーロ・シリーズ　ユーロ・バランスの投資資産の各マスター・ファンドにおける割合は、サブ・ファンドの純資産総額の40%および60%の間で変動する。

ユーロ・シリーズ　ユーロ・エクイティの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、ＥＵ指令2009／65／ＥＣおよび2010年法のパートⅠに基づきＵＣＩＴＳとしての資格を有す

るシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティのクラスＩ受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

ユーロ・シリーズ　ヨーロピアン・オポチュニティの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、ＥＵ指令2009／65／ＥＣおよび2010年法のパートＩに基づきＵＣＩＴＳとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ヨーロピアン・オポチュニティのクラスＩ受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

ニューマーケット・シリーズ　アジア・ボンドの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、ＥＵ指令2009／65／ＥＣおよび2010年法のパートＩに基づきＵＣＩＴＳとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・アジア・ボンド・トータル・リターン(注)のクラスＩ受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

（注）2018年３月１日付で、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・アジア・ボンド・アブソルート・リターンから名称変更した。以下同じ。

ニューマーケット・シリーズ　エマージング・ボンドの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、ＥＵ指令2009／65／ＥＣおよび2010年法のパートＩに基づきＵＣＩＴＳとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・エマージング・マーケット・デット・アブソルート・リターンのクラスＩ受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

ニューマーケット・シリーズ　グレーター・チャイナ・エクイティの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、ＥＵ指令2009／65／ＥＣおよび2010年法のパートＩに基づきＵＣＩＴＳとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・グレーター・チャイナのクラスＩ受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

ニューマーケット・シリーズ　ＢＲＩＣ・エクイティの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、ＥＵ指令2009／65／ＥＣおよび2010年法のパートＩに基づきＵＣＩＴＳとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ＢＲＩＣ（ブラジル・ロシア・インド・中国）のクラスＩ受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールドの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、ＥＵ指令2009／65／ＥＣおよび2010年法のパートＩに基づきＵＣＩＴＳとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・グローバル・ハイイールドのクラスＩ受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

グローバル・シリーズ　イールド・エクイティの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、ＥＵ指令2009／65／ＥＣおよび2010年法のパートＩに基づきＵＣＩＴＳとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・グローバル・エクイティ・イールドのクラスＩ受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

グローバル・シリーズ　コモディティの投資目的は、ルクセンブルグ法および2010年法のパートIIに基づき設定された投資信託で、シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズのサブ・ファンドである、シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズ・コモディティ・ファンドのクラスX受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

グローバル・シリーズ　ウェルス・プリザベーションの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、ＥＵ指令2009／65／ＥＣおよび2010年法のパートＩに基づきＵＣＩＴＳとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであ

るシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ウェルス・プリザベーションのクラスＩ受益証券に投資することにより、ユーロ建てで３年から５年以上にわたる期間において、インフレ調整後のプラスの実質リターンを維持し、追求することである。

各サブ・ファンドは、ファンド・オブ・ファンズの形態をとっている。

（２）【ファンドの沿革】

1991年８月23日	**管理会社の設立**
2002年11月７日	**ファンド約款締結（2002年12月２日効力発生）**
2002年12月20日	**ユーロ・シリーズの各サブ・ファンドの運用開始（設定日）**
2004年４月30日	**ニューマーケット・シリーズ　アジア・ボンド（ただし、クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券およびクラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券を除く。）、ニューマーケット・シリーズ　エマージング・ボンドおよびニューマーケット・シリーズ　グレーター・チャイナ・エクイティの各サブ・ファンドの運用開始（設定日）**
2004年11月30日	**ニューマーケット・シリーズ　アジア・ボンド（ただし、クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券およびクラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券を含む。）の運用開始（ニューマーケット・シリーズ　アジア・ボンドのクラスA毎月分配型（米ドル）受益証券およびクラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券の設定日）**
2005年９月30日	**グローバル・シリーズ　ウェルス・プリザベーション（旧「ニューマーケット・シリーズ　コンバージング・ヨーロッパ・ボンド」）（ただし、クラスA（米ドル）受益証券およびクラスA（豪ドル）受益証券を除く。）の運用開始（設定日）**
2005年10月25日	**ファンド改訂約款締結（2005年11月４日効力発生）**
2006年７月31日	**ニューマーケット・シリーズ　ＢＲＩＣ・エクイティおよびグローバル・シリーズ　イールド・エクイティ（ただし、クラスA（ユーロ　ヘッジなし）受益証券、クラスA（豪ドル　ヘッジなし）受益証券、クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）受益証券およびクラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）受益証券を除く。）の各サブ・ファンドの運用開始（設定日）**
2008年６月16日	**ファンド改訂約款締結（2008年７月１日効力発生）**
2008年７月１日	**管理会社の変更**
2009年５月28日	**グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールド（ただし、毎月分配型受益証券を除く。）の運用開始（設定日）**
2010年２月22日	**ファンド改訂約款締結（2010年３月13日効力発生）**
2010年３月31日	**グローバル・シリーズ　イールド・エクイティ（ただし、クラスA（ユーロ　ヘッジなし）受益証券、クラスA（豪ドル　ヘッジなし）受益証券、クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）受益証券およびクラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）受益証券を含む。）、グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールド（ただし、毎月分配型受益証券を含む。）ならびにグローバル・シリーズ　コモディティの各サブ・ファンドの運用開始（グローバル・シリーズ　イールド・エクイティのクラスA（ユーロ　ヘッジなし）受益証券、クラスA（豪ドル　ヘッジなし）受益証券、クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）受益証券およびクラスA（豪ドル　ヘッジなし）、グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールドの毎月分配型受益証券ならびにグローバル・シリーズ　コモディティの設定日）**
2011年10月20日	**ファンド改訂約款締結（2011年10月28日効力発生）**
2013年７月１日	**ニューマーケット・シリーズ　コンバージング・ヨーロッパ・ボンドの名称を「グローバル・シリーズ　ウェルス・プリザベーション」に変更**

グローバル・シリーズ　ウェルス・プリザベーション（ただし、クラスA（米ドル）受益証券およびクラスA（豪ドル）受益証券を含む。）の運用開始（グローバル・シリーズ　ウェルス・プリザベーションのクラスA（米ドル）受益証券およびクラスA（豪ドル）受益証券の設定日）

2014年７月17日　ファンドの改訂約款締結（2014年７月17日効力発生）

2016年２月25日　ファンドの改訂約款締結（2016年３月15日効力発生）

2016年４月12日　ユーロ・シリーズ　ヨーロピアン・オポチュニティの運用開始（設定日）

（３）【ファンドの仕組み】

①　ファンドの仕組み

ファンドの関係法人

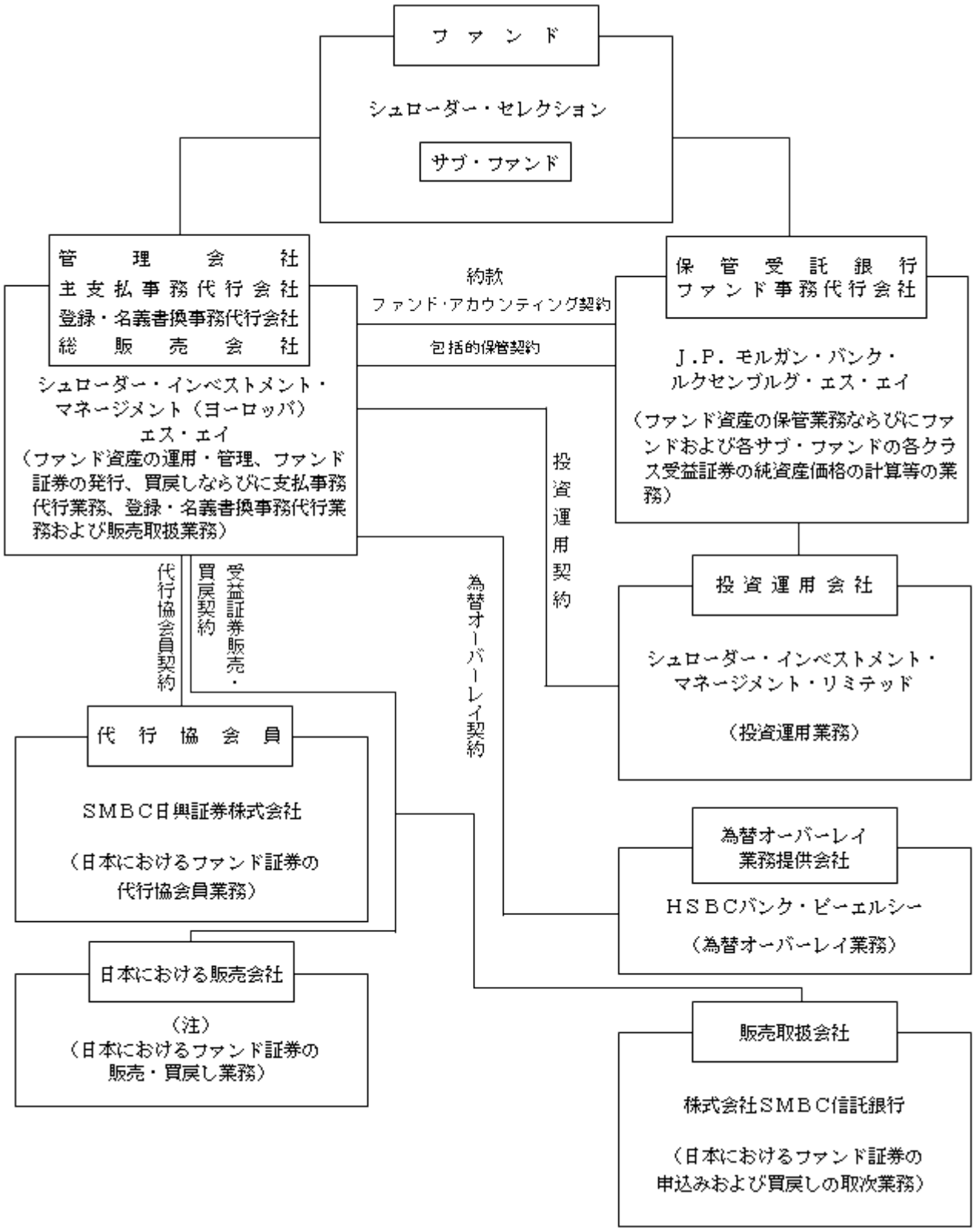

（注）日本における販売会社に関しては、前記「第一部　証券情報、（８）申込取扱場所」を参照のこと。なお、すべての日本における販売会社は、販売取扱会社である株式会社ＳＭＢＣ信託銀行と受益証券販売・買戻契約を締結するものではない。

各サブ・ファンドは、ファンド・オブ・ファンズとして以下の仕組みを有している。

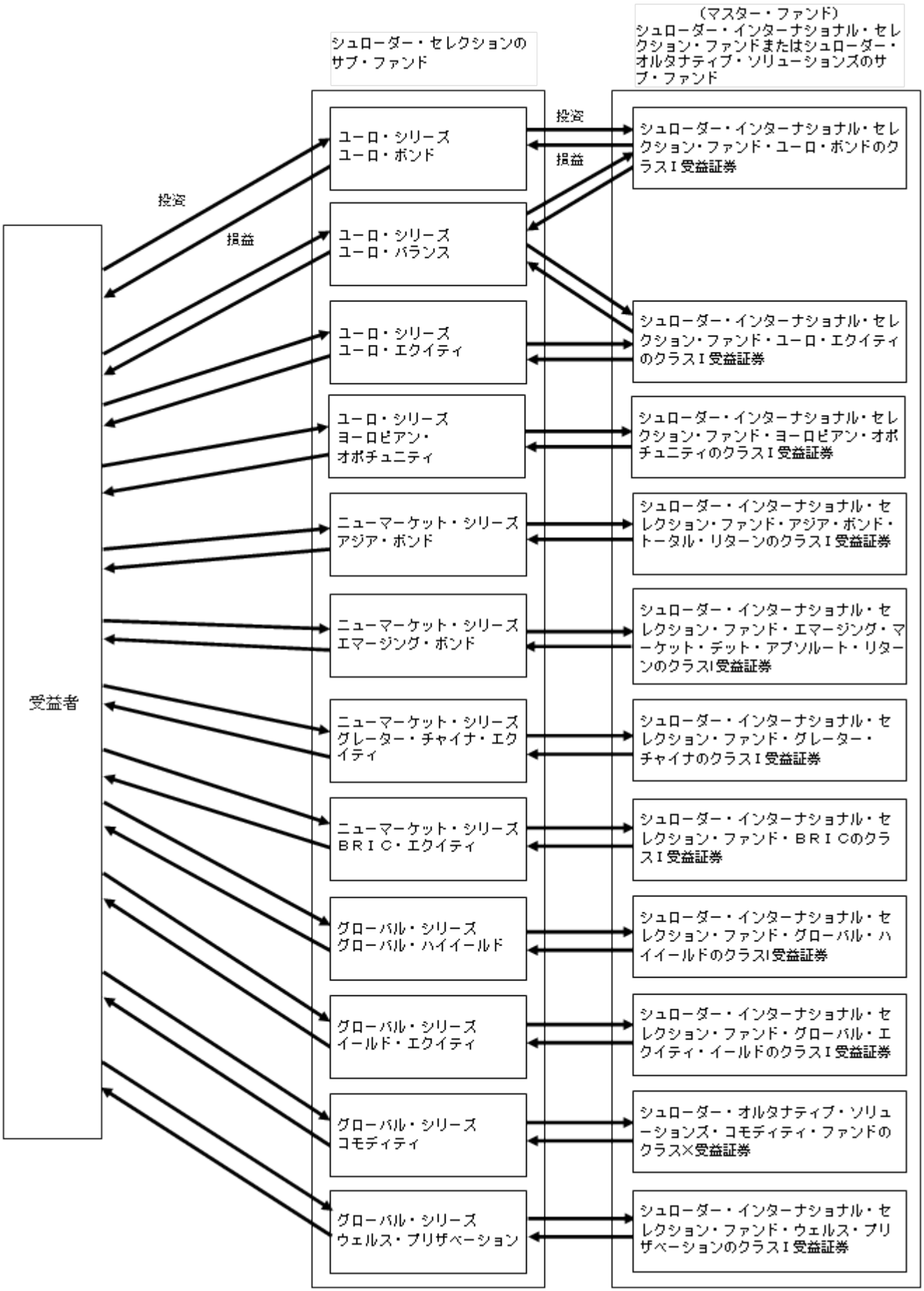

② 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
シュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）エス・エイ (Schroder Investment Management (Europe) S.A.)	管理会社 主支払事務代行会社 登録・名義書換事務代行会社 総販売会社	2002年11月７日付で保管受託銀行との間でファンド約款（2016年２月25日改正済）を締結。ファンド資産の運用・管理、ファンド証券の発行、買戻し、ファンドの終了等について規定している。
Ｊ．Ｐ．モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイ (J.P. Morgan Bank Luxembourg S.A.)	保管受託銀行 ファンド事務代行会社	2002年11月７日付で管理会社および投資運用会社との間で包括的保管契約（2008年７月１日および2014年７月２日改正済）（注１）を締結。2003年１月８日付で管理会社との間でファンド・アカウンティング契約（2008年７月１日改正済）（注２）を締結。ファンド資産の保管業務、ファンド証券の純資産価格の計算、ファンドに関する事務代行業務について規定している。
シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド (Schroder Investment Management Limited)	投資運用会社	2008年７月１日付で管理会社との間で投資運用契約（注３）を締結。
ＨＳＢＣバンク・ピーエルシー (HSBC Bank Plc)	為替オーバーレイ業務提供会社	2019年３月４日付で管理会社との間で為替オーバーレイ契約（注４）を締結。為替オーバーレイ業務提供会社による為替取引の設定および執行業務について規定している。
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	代行協会員	2010年２月15日付で管理会社との間で代行協会員契約（改正済）（注５）を締結。日本における代行協会員業務について規定している。
日本における販売会社（注７）		管理会社および販売取扱会社（もしあれば）との間で受益証券販売・買戻契約（改正済）（注６）を締結。日本における受益証券の販売・買戻し取扱い業務について規定している。

（注１）包括的保管契約とは、管理会社によって資産の保管会社として任命された保管受託銀行が有価証券の保管、引渡しおよび登録等ファンド資産の保管業務を行うことを約する契約である。
（注２）ファンド・アカウンティング契約とは、ファンドによって任命されたＪ．Ｐ．モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイが一定のファンド・アカウンティング・サービスを提供することを約する契約である。
（注３）投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、ファンド資産の投資運用に関する役務の提供を行うことを約する契約である。
（注４）為替オーバーレイ契約とは、管理会社によって任命されたＨＳＢＣバンク・ピーエルシーがファンドに対して為替オーバーレイ業務を提供することを約する契約である。
（注５）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された日本における代行協会員がファンド証券に関する目論見書の配布、ファンド証券１口当たりの純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約である。
（注６）受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約である。
（注７）前記「第一部　証券情報、（８）申込取扱場所」を参照のこと。

③ 管理会社の概況

（ｉ）設立準拠法

管理会社は、ルクセンブルグにおける1915年８月10日付商事会社法（改正済）（以下「1915年法」という。）に基づき、ルクセンブルグにおいて1991年８月23日に株式会社として設立された。管理会社は、(a) 2010年法第15章に基づき、管理会社として認可されており、管理会社として投資信託に対して運用業務を提供しており、さらに（b）2013年法に基づく、オルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「ＡＩＦM」という。）としても認可されている。管理会社の登記上の事務所は、ルクセンブルグ大公国、セニンガーベルグ1736、ハーヘンホフ通り５番にある。管理会社は、ルクセンブルグの商業・法人登記簿にR.C.S. B37799として登録されている。

1915年法は、設立、運営等商事会社に関する基本的事項を規定している。

（ii）事業の目的

管理会社の主要目的は、以下のとおりである。

１）ＥU指令2009／65／ＥCに従い認可を受けたルクセンブルグ籍および外国籍のＵＣＩＴＳの運用ならびに2010年法第101条第（２）項および別紙Ⅱに基づくルクセンブルグ籍および外国籍のその他の投資信託（以下「ＵＣＩ」という。）の更なる運用。

２）2013年法第５条第（２）項および別紙Ｉに基づく、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年６月８日付欧州議会および欧州理事会指令2011／61／ＥU（以下「ＡＩＦＭＤ」という。）の意味の範囲内におけるルクセンブルグ籍および外国籍のオルタナティブ投資ファンド（以下「ＡＩＦ」という。）向けの運用、管理、販売活動業務およびＡＩＦの資産に係るその他の事業の遂行。

また、管理会社は、（a）顧客毎に一任ベースで行う投資ポートフォリオの運用業務、（b）2010年法第101条第（３）項および2013年法第５条第（４）項の投資助言業務および（c）2013年法第５条第（４）項の金融商品に関する注文の受理および発注業務を提供する。

管理会社は、上記の運用、管理および販売活動業務を、自らが業務（所在地事務および管理支援業務を含む。）提供を行うＵＣＩＴＳ、ＵＣＩおよびＡＩＦの子会社にも提供することができる。

管理会社は、自由な業務提供および／または支店開設を通じて、ルクセンブルグ国外において許可を受けた事業を遂行することができる。

管理会社は、一般的に、2010年法、2013年法およびその他の適用ある法令により認められる最大限の範囲で、自らがＵＣＩＴＳ、ＵＣＩおよびＡＩＦに提供する業務に関連するあらゆる行為を行うことならびに顧客毎に一任ベースで行う投資ポートフォリオの運用を行うことができる。

管理会社は、自らの目的の達成に直接もしくは間接的に関連し、ならびに／またはこれに有用および／もしくは必要とみなされるあらゆる行為を遂行することができる。ただし、2010年法および2013年法の定める制限の範囲内かつこれらにより認められる最大限の範囲に限定されるものとする。

管理会社は、ファンドの管理会社およびＡＩＦMとして、ファンドに関するポートフォリオ運用およびリスク管理、中央管理事務、受益者登録、取引ならびに販売促進機能について責任を負う。

（iii）資本金の額

管理会社の資本金は14,628,931ユーロ（約18億5,787万円）で、2019年１月１日現在全額払込済である。なお、記名式無額面株式18,733株を発行済である。

（iv）会社の沿革

1991年８月23日　設立

2018年６月27日　「シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ）エス・エイ」から「シュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）エス・エイ」に社名変更

（ｖ）大株主の状況

（2019年１月１日現在）

名称	住所	所有株式数	比率

シュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィー（Schroder International Finance BV）	英国　EC2Y 5AU　ロンドン ロンドン・ウォール・プレイス1 （1 London Wall Place London, EC2Y 5AU United Kingdom）	16,477株	87.96%
シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド（Schroder Investment Management Limited）	英国　EC2Y 5AU　ロンドン ロンドン・ウォール・プレイス1 （1 London Wall Place London, EC2Y 5AU United Kingdom）	2,256株	12.04%

（４）【ファンドに係る法制度の概要】

（ｉ）準拠法の名称

ファンドの設定準拠法は、ルクセンブルグの民法である。

また、ファンドは、2010年法、勅令、金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「ＣＳＳＦ」という。）の告示等の規則に従っている。

（ii）準拠法の内容

①　民法

ファンドは、法人格を持たず、加入者の累積投資からなる財産集合体である。加入者はその投資によって平等に利益および残余財産の分配を請求する権利を有する。ファンドは会社として設立されていないので、個々の投資者は株主ではなく、その権利は受益者と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法（すなわち、民法第1134条、1710条、1779条、1787条および1984条）および下記の2010年法に従っている。

②　2010年法

2010年法は、ＥＵ指令2009／65／ＥＣの規定をルクセンブルグ国内法として制定し、また、ルクセンブルグの投資信託制度についての他の改正を盛り込んだものである。

１）2010年法は、５つのパートから構成されている。

パートⅠ　ＵＣＩＴＳ
パートⅡ　その他の投資信託
パートⅢ　外国の投資信託
パートⅣ　管理会社
パートⅤ　ＵＣＩＴＳおよびその他の投資信託に適用される一般規定

2010年法は、パートⅠが適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」とパートⅡが適用される「その他の投資信託」を区分して取り扱っている。

２）欧州連合（以下「ＥＵ」という。）のいずれか一つの加盟国内に登録され、2010年法パートⅠに基づき譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（「パートⅠ　ＵＣＩＴＳ」）としての適格性を有しているすべてのファンドは、他の加盟国（2010年法において定義される。）において、適用あるＥＵ指令が当該国において立法化されている限度において、その投資証券または受益証券を自由に販売することができる。

３）2010年法第２条第２項は、同法第３条を前提条件として、パートⅠ　ＵＣＩＴＳとみなされる投資信託を、以下のように定義している。

Ａ．公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第１項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資信託。

Ｂ．投資信託証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買い戻される投資信託。投資信託証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのＵＣＩＴＳの行為は、かかる買戻しに相当するとみなされる。

③　2013年法

１）2013年法は、ＡＩＦＭを主に規制するが、運用者だけではなく運用者が管理する投資ビークル（ＡＩＦ）にも影響を及ぼす多くの規定から成る。

2013年法は、ＡＩＦＭＤを施行し、とりわけ、(ⅰ)2010年法、(ⅱ)特別投資ファンド（ＳＩＦ）に関するルクセンブルグ法および(ⅲ)リスクキャピタル投資会社（ＳＩＣＡＲ）に関するルクセンブルグ法を修正し、ＡＩＦＭＤから生じるかかる法律の「商品」要件を反映した。

２）2013年法は、

(ⅰ)投資者の利益のために明確な投資方針に従って投資する目的で、多くの投資家から資金を調達し、

(ⅱ)ＥＵ指令2009／65／ＥＣに従った承認を要しない（すなわち、ＵＣＩＴＳとしての資格を有しない）投資コンパートメントを含む投資信託としてＡＩＦを定義する。

３）2013年法は、ＡＩＦの販売に関する規定も含んでいる。ＡＩＦＭが2013年法に基づき権限を付与された場合、当該ＡＩＦＭは、簡易な規制者間の通知手段を利用し、ＡＩＦの投資証券または受益証券を他のＥＵ加盟国で販売することができる。

④　適用法および管轄

約款は、ルクセンブルグの法律に準拠しており、受益者、管理会社および保管受託銀行間に生じた紛争は、ルクセンブルグの地方裁判所の管轄権に服する。

申込書類は、受益者のファンドへの投資またはこれに類似の方法に起因もしくは関連して発生するあらゆる紛争または請求の解決について、ルクセンブルグの裁判所の専属的管轄権に服する。

民事および商事事件に係る管轄ならびに判決の承認および執行に関する2012年12月12日付欧州議会および理事会規則（ＥＵ）1215／2012に従い、欧州連合加盟国において下された判決は、原則として（規則（ＥＵ）1215／2012に一部例外が規定されている。）、同判決が当該加盟国において執行可能である場合、特別手続を要することなく、他の欧州連合加盟国において承認され、また、執行可能の宣言を要することなく、他の欧州連合加盟国において執行可能である。

前述に関わらず、管理会社および保管受託銀行は、自らおよびファンドにつき、ファンドの受益証券が募集および販売される国の居住者である投資者による請求に関しては、当該国の裁判管轄権に、ならびに当該国の居住者である受益者による申込みおよび買戻しに関連する事項に関しては、当該国の法律に服することができる。

管理会社または保管受託銀行に対する受益者の請求は、当該請求を生じさせる事由発生日の５年後に失効する。

（５）【開示制度の概要】

①　ルクセンブルグにおける開示

（ⅰ）ＣＳＳＦに対する開示

ルクセンブルグ内において、またはルクセンブルグからルクセンブルグ外の公衆に対しファンド証券を公募する場合は、ＣＳＳＦへの登録およびその承認が要求される。いずれの場合でも、目論見書、年次財務報告書および半期財務報告書等をＣＳＳＦに提出しなければならない。

さらに、後記「（６）　監督官庁の概要（ⅳ）財務状況およびその他の情報に関する監査」に記載したように、年次財務報告書に含まれている年次財務書類は、公認監査人（réviseur d'entreprises agréé）により監査され、ＣＳＳＦに提出されなければならない。ファンドの公認監査人は、プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ（PricewaterhouseCoopers. Société coopérative)である。さらに、ファンドは、ＣＳＳＦのＣＳＳＦ告示15／627に基づき、ＣＳＳＦに対して、月次報告書を提出することを要求されている。

（ⅱ）受益者に対する開示

受益者は、ファンドの年次財務報告書（監査済）および半期財務報告書（未監査）を管理会社および保管受託銀行の登記上の事務所において無料で入手することができる。

受益証券の日々の純資産価格、サブ・ファンドの過去のパフォーマンス、受益証券の発行価格および買戻価格ならびにその評価の停止を含む、ファンドに関して公表されるべきその他の金融情報は、管理会社のウェブサイト上で、および要求に応じてその登記上の事務所において公衆縦覧される。

受益者は、管理会社、投資運用会社、保管受託銀行、ファンドの監査人または管理会社により随時選任される管理会社の他の業務提供会社に対し、何らの直接的な契約上の権利をも有しないものとする。2010年法および2013年法に従い、保管受託銀行の受益者に対する責任は、管理会社を介して生ずるものとする。管理会社が、保管受託銀行の受益者に対する責任について記載した受益者からの書面通知にもかかわらず、これを受益者から受領してから翌３か月以内に是正行為を怠った場合、当該受益者は、保管受託銀行の責任を直接的に生じさせることができる。

ＡＩＦＭＤ、2012年12月19日付欧州委員会委任規則231／2013（以下「ＡＩＦＭ規則」という。）および2013年法ならびにこれらに関連して発布される欧州またはルクセンブルグの規制ガイドライン（以下「ＡＩＦＭ関連規則」という。）により要求される場合および該当する場合、ファンドの年次および半期報告書の開示により以下の情報が受益者に対して定期的に提供され、またはその重要性から判断された場合には、受益者に別途通知される。

・流動性不足の性質に起因する特別の契約に従うサブ・ファンドの資産の比率
・サブ・ファンドの流動性の管理を目的とする新規の契約（特別の契約であるか否かを問わない。）（ＡＩＦＭＤ第16条第（１）項に言及され、かつ、ＡＩＦＭ規則第106条第（１）項に従い重大とされる、後記各サブ・ファンドの別紙「レバレッジ」の項の「流動性リスク管理」に明記される流動性管理システムおよび手順への変更を含む。）
・サブ・ファンドの現在のリスク特性および管理会社がかかるリスクを管理するために用いるリスク管理システム
・レバレッジ契約に基づき差し入れられる担保または何らかの保証を再利用する権利ならびに管理会社がサブ・ファンドのために用いることのできるレバレッジの最大レベルの変更
・サブ・ファンドが用いるレバレッジの合計額

管理会社がゲート、サイド・ポケットもしくは類似の特別の契約を発動した場合または管理会社が買戻しの停止を決定した場合、管理会社は、後記「第２　管理及び運営　４　資産管理等の概要　（１）資産の評価　（ⅱ）純資産価格の決定の停止」の項に記載されるところに従い、これにより影響を受ける受益者に直ちに通知を行うものとする。責任からの解放に関して保管受託銀行との間で合意した責任契約への何らかの変更もまた、適用ある法令により要求される範囲において、かつ、これに従って受益者に対して遅滞なく通知されるものとする。

管理会社はまた、要求に応じ、(ⅰ)利益相反に関し、関連するすべての情報（2013年法別紙Ⅰに記載される職務の委任に起因して生じることがある利益相反または2013年法第13条第１項および第13条第２項に基づき投資家に伝達されるべき利益相反の記述等）、(ⅱ)サブ・ファンドが毎年支払う報酬の最大限度額、(iii)2013年法上の業務に起因して生じる潜在的な責任リスクを補填するために選択された方法、(iv)担保および資産の再利用（レバレッジ契約に基づき差し入れられる担保または保証を再利用する権利を含む。）に関する契約、(ⅴ)一定の受益者に付与される優遇措置に関する情報、ならびに(vi)各サブ・ファンドのリスク特性を含む、2013年法に基づき投資家に提供されるべきすべての情報を、自らの登記上の事務所において縦覧に供する。保管受託銀行が利用する副保管受託銀行の一覧は、受領次第管理会社の登記上の事務所において縦覧に供される。

なお、約款の全文（その変更を含む。）はルクセンブルグの商業および法人登録機関または管理会社の登記上の事務所において閲覧することができ、その写しを入手することができる。

受益者に対する通知は、受益者名簿記載の住所宛に各受益者に送付される。必要とみなされる場合、またはルクセンブルグの法律で求められる場合は、ルクセンブルグのルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン（Recueil Electronique des Sociétés et Associations）（以下「ＲＥＳＡ」という。）および新聞一紙に公告される。

② 日本における開示

（ⅰ）監督官庁に対する開示

１）金融商品取引法上の開示

管理会社は日本における１億円以上のファンド証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）に基づく有価証券報告

書等の開示書類に関する電子開示システム（ＥＤＩＮＥＴ）等においてこれを閲覧することができる。

ファンド証券の日本における販売会社または販売取扱会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付する。

管理会社は、その財務状況等を開示するために、ファンドの各事業年度終了後６か月以内に有価証券報告書を、また、ファンドの各半期終了後３か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をＥＤＩＮＥＴ等において閲覧することができる。

２）投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド証券の募集の取扱等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第 198号。その後の改正を含む。）（以下「投信法」という。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、ファンドの約款を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨およびその内容を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

（ⅱ）日本の受益者に対する開示

管理会社は、約款を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大なものである場合またはファンドが他の信託と併合しようとする場合には、日本の知れている受益者に対し、書面をもって通知しなければならない。かかる書面による通知には変更の内容および理由ならびに変更に関する情報を記載しなければならない。かかる通知は当該変更の２週間前までに発しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響をおよぼす事実は日本における販売会社または販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に送付され、運用報告書（全体版）は代行協会員のホームページにおいて提供される。

（６）【監督官庁の概要】

管理会社およびファンドはＣＳＳＦの監督に服している。

監督の主な内容は次の通りである。

（ⅰ）登録の届出の受理

① ルクセンブルグに所在するすべての規制される投資信託は、ＣＳＳＦの監督に服し、ＣＳＳＦに登録しなければならない。

② ＥＵ加盟国の監督官庁により認可されているＵＣＩＴＳは、ＥＵ指令2009／65／ＥＣ（改正済）の要件に適合しなければならない。ルクセンブルグ以外の国で設立されたＵＣＩＴＳは、ルクセンブルグの金融機関をＵＣＩＴＳの支払代理人として任命し、ＵＣＩＴＳ所在国の所轄官庁がいわゆる通知手続に基づきＣＳＳＦに所定の書類を提出することで、ルクセンブルグ国内においてその投資信託証券を販売することができる。ＵＣＩＴＳ所在国の所轄官庁からＣＳＳＦに対して通知が送付された旨の連絡を受けた時に、当該ＵＣＩＴＳはルクセンブルグにおいて販売が可能となる。

ファンドは、2010年法上のパートⅡの投資信託として設定されており、受益証券はＥＵ加盟国において公衆に対して販売されない。よって、パッケージ型リテール投資商品および保険ベース投資商品（以下「ＰＲＩＩＰｓ」という。）の重要情報文書（以下「ＫＩＤ」という。）に関するＥＵ規則1286／2014に規定のＰＲＩＩＰｓ　ＫＩＤは、発行されない。

ファンドは、2010年法第88－１条に基づき、ＡＩＦM関連規則ならびにＡＩＦM関連規則を施行するルクセンブルグの法規制に基づくオルタナティブ投資ファンドとしての適格性を有する。

③　外国法に準拠して設立され、運営されているオープン・エンド型の投資信託は、ルクセンブルグにおいて、またはルクセンブルグから一般投資家に対して販売するためには、投資家の保護を確保するために、設立国において、法律に定められた監督官庁による恒久的監督に服していなければならない。さらに、当該投資信託は、2010年法に規定されるものと同等とＣＳＳＦが思料する監督に服していなければならない。

④　ルクセンブルグにおける適格機関投資家に対するＥＵおよびＥＵ圏外のオルタナティブ投資ファンドの販売は、ＡＩＦM関連規則に規定される適用ある条項、さらにＡＩＦM関連規則を施行するルクセンブルグの法規制に基づき行われる。

（ii）登録の拒絶または取消し

投資信託が適用ある法令、告示を遵守しない場合、登録が拒絶されまたは取消されうる。

また、管理会社の役員または取締役がＣＳＳＦにより要求される専門的能力および信用についての十分な保証の証明をしない場合、登録は拒絶されうる。

登録が取消された場合、投資信託がルクセンブルグの投資信託の場合はルクセンブルグの地方裁判所の決定により解散および清算されうる。

（iii）目論見書等に対する査証の交付

投資信託証券の販売に際し使用される目論見書およびその他特定の書類（要求される場合）は、事前にＣＳＳＦに提出されなければならない。ＣＳＳＦは、書類が適用ある法律、規則、ＣＳＳＦ告示に適合すると認めた場合には、申請者に対し異議のないことを通知し、関係書類に査証を付してそれを証明する。

（iv）財務状況およびその他の情報に関する監査

投資信託の財務状況ならびに投資者およびＣＳＳＦに提出されたその他の情報の正確性を確保するため、投資信託は、公認監査人の監査を受けなければならない。

公認監査人は、財務状況その他に関する情報が不完全または不正確であると判断した場合には、その旨をＣＳＳＦに報告する義務を負う。公認監査人は、ＣＳＳＦが要求するすべての情報（投資信託の帳簿、記録を含む。）をＣＳＳＦに提出しなければならない。

2【投資方針】

（1）【投資方針】

各サブ・ファンドの名称、投資目的および投資方針は、サブ・ファンドについての本書別紙に記載されている。

ファンドの基準通貨以外のすべての通貨建てクラスについては、「ヘッジなし」と特に明記されていない限り、管理会社は、サブ・ファンドの通貨に関連する当該クラス受益証券の通貨をヘッジする能力を有する。

ヘッジが行われた場合、当該ヘッジの効果は純資産価格に反映される。当該ヘッジ取引により生じた費用（上限0.03%のヘッジ手数料を含む。）は、その費用が発生したクラスの受益証券により負担される。

サブ・ファンドの通貨の価値が、関連するクラス受益証券の通貨に比べて下落または上昇し、ヘッジ取引が行われることができ、また、当該クラス受益証券に比べてサブ・ファンドの通貨の価値が下落した場合には当該クラス受益証券の投資者を十分に保護することができるが、サブ・ファンドの通貨の価値が上昇した場合には利益を得ることを妨げることがある点に留意する必要がある。

更に、サブ・ファンドのマスター・ファンドの投資運用会社が、マスター・ファンドの投資資産の通貨に対してマスター・ファンドの通貨をヘッジすることがある。

通貨ヘッジの活用によりクラス受益証券の為替変動を完全に取り除くことが保証されるものではない。

管理会社は、本書に記載される通貨およびヘッジ方針に関連する活動の一部またはすべてを、管理会社の為替オーバーレイ業務提供会社としてのＨＳＢＣバンク・ピーエルシーに委託する。

投資目的および投資方針の変更

管理会社が決定するサブ・ファンドの投資目的および／または投資方針の重大な変更は、少なくともＣＳＳＦから当該重大な変更に関する関連承認を得た上で本書に記載されるものとし、かつ、関連する受益者が、効力発生日よりも前に、（当該重要な変更を受諾するのではなく）自らの受益証券を買い戻すことを選択する場合、適用ある買戻し手数料を支払うことなく買い戻すことのできるよう、かかる重大な変更が有効となる１か月前に当該受益者に通知されるものとする。全受益者が当該１か月前の通知を受ける権利を放棄した場合、重大な変更は、効力発生日よりも早い日付で発効することができる。

（2）【投資対象】

本書効力発生日に存在するすべてのサブ・ファンドは、主としてその純資産額を、本書別紙に詳述される通り、ルクセンブルグのアンブレラ型投資信託である譲渡性のある有価証券を投資対象とする投資信託であるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドに、または投資信託であるシュローダー・オルタナティブ・ソリューションズに投資する。サブ・ファンドを追加して設定する場合、投資方針および適用ある投資制限は、各サブ・ファンドについての本書別紙に記載される。

サブ・ファンドは、本書効力発生日現在、証券金融取引および再利用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会および理事会規則（ＥＵ）No. 2015／2365（以下「ＳＦＴ規則」という。）により規定される取引の実行を、現時点では予定していない。

（3）【運用体制】

管理会社は、ファンドに関し、その関連会社であるシュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド（以下、その関連会社と併せて「シュローダー」または「シュローダー・グループ」ということがある。）を投資運用会社に選任し、ファンドの投資運用業務を委託している。

シュローダー・グループは、長年にわたり資産運用業務に従事してきた。その豊富な経験と実績、そして世界的なネットワークを活用し、株式、債券、マルチアセット、オルタナティブ投資など、多様な資産クラスを運用している。

シュローダー・グループは、ヨーロッパ、アメリカ、日本、その他アジア、中東をはじめ、世界の主要都市に運用拠点を据えている。運用拠点では、運用スペシャリストであるリサーチ・アナリストが現地の企業を訪問するなど、徹底した調査および分析を遂行している。こうした情報は、世界各地の他の運用拠点との間で共有され、リサーチ・アナリストとファンドマネジャーとが密接に連携するグローバル体制のもと、運用に活用している。運用にあたるシュローダーのスペシャリストであるファンドマネジャーは、豊富な業界経験を有している。

運用にあたっては、以下の体制（シュローダー・グループ全体での運用体制を示している。）で臨む。

[シュローダー・グループ各運用拠点]

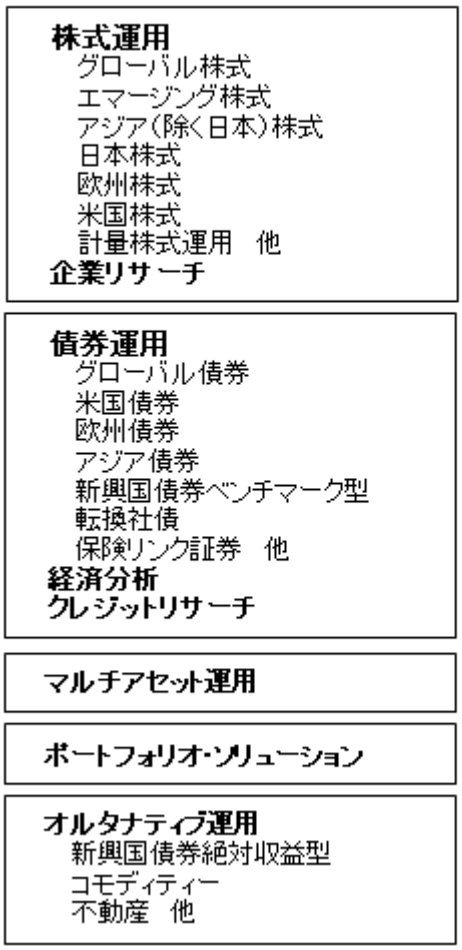

（４）【分配方針】

管理会社は、関連する別紙に詳述される通り、分配型および元本成長型の受益証券を発行することができる。元本成長型受益証券に関して、分配は行われないが、帰属すべき純利益は、受益証券の増加する価値に反映される。管理会社は、各サブ・ファンドに関し、当該サブ・ファンドの別紙において決定される分配金を宣言することができる。

分配の結果、ファンドの純資産総額がルクセンブルグの法律に規定された最低金額を下回ることとなるような場合には、分配を行うことができない。

支払期日から５年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅し、各サブ・ファンドに帰属する。

前記は、将来の分配金の支払およびその金額について保証するものではない。

追加的記載事項

分配金に関する留意事項

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われるので、分配金が支払われると、その金額相当分、1口当たり純資産価格は下がる。なお、分配金の有無や金額は確定したものではない。

<投資信託で分配金が支払われるイメージ>

●分配金は、分配が宣言される日(以下「分配宣言日」という。)の翌日(以下「分配計算期間開始日」という。)から次回の分配宣言日までの期間(以下「分配計算期間」という。)に発生した収益を超えて支払われる場合がある。その場合、当該分配計算期間に係る分配宣言日(分配後)における1口当たり純資産価格は、分配計算期間開始日と比べて下落することになる。また、分配金の水準は、必ずしも分配計算期間におけるサブ・ファンドの収益率を示すものではない。

<分配計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合(分配金が円貨で支払われる場合)**>**

分配計算期間開始日から1口当たり純資産価格が上昇した場合

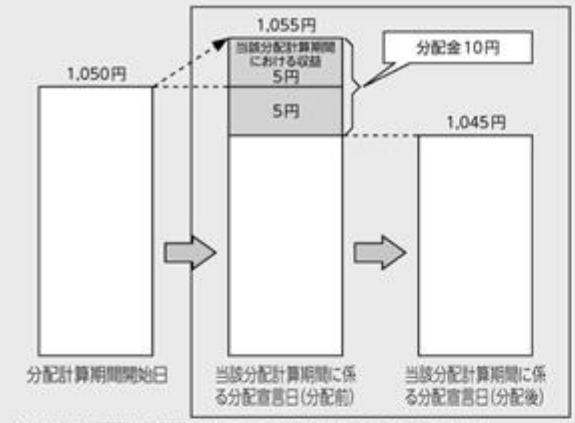

(注)当該分配計算期間に生じた収益以外から5円を取り崩す。

分配計算期間開始日から1口当たり純資産価格が下落した場合

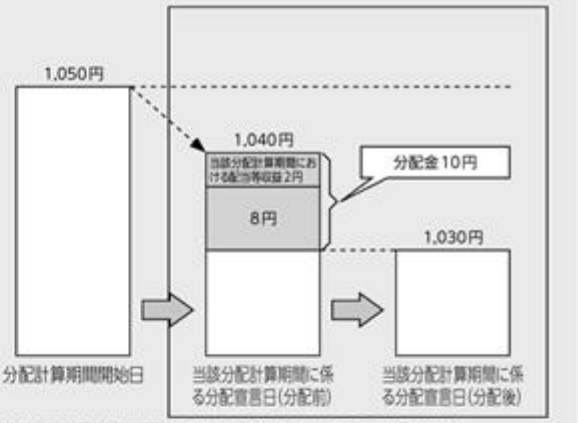

(注)当該分配計算期間に生じた収益以外から8円を取り崩す。

※分配金は、サブ・ファンドの分配方針に基づき支払われる。分配方針については、本書の「分配方針」を参照のこと。
※上図表はイメージ図であり、実際の分配金額や1口当たり純資産価格を示唆するものではないので留意のこと。

●投資者のサブ・ファンドの受益証券の購入価格によっては、以下のとおり、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合がある。この場合においても、投資元本の一部払戻しに相当する部分を含め、分配金はすべて課税対象となる。サブ・ファンド購入後の運用状況により、分配金額より1口当たり純資産価格の値上がりが小さかった場合も同様である。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

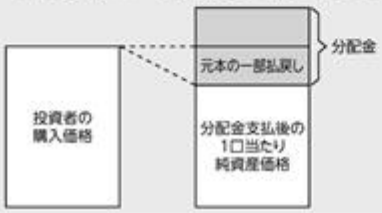

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

(注)分配金に対する課税については、後記「4　手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」を参照のこと。

（５）【投資制限】

サブ・ファンドの受益証券の取得により、各受益者は、ファンドの約款が受益者、管理会社、保管受託銀行間の関係を規定するものであることを承諾し、全面的に受諾する。

保管受託銀行の承認を条件として、約款は、全体または一部分をいつでも変更することができる。

変更は、約款の変更が商業および法人登記所に預託された旨の公告がＲＥＳＡに掲載された時点または約款の変更に規定されたその他の日に発効する。

管理会社は、管理会社が通貨リスクをヘッジする目的で下記の場合にスワップ契約や為替予約を締結するか、通貨のコール・オプションを発行したり、プット・オプションを買い付けたりする場合を除いて、サブ・ファンドのために為替予約を取得または取引してはならない。

ａ）かかる取引が、定期的に運営され、公認かつ公開の規制ある市場で取引される契約にのみ関わる場合。ただし、管理会社は、かかる種類の取引を専門とする高格付の金融機関との直接的合意に基づき通貨または為替の先物売りをサブ・ファンドのために行うこともできる。

ｂ）ある通貨建てでサブ・ファンドのために行われる取引は、原則として、当該通貨建ての当該サブ・ファンドの資産総額の評価額を超えてはならず、また当該資産の保有期間を超えてはならない。管理会社は、コストが当該サブ・ファンドにとってより有利である場合には（同一の取引相手を通して行われる）相対取引により当該通貨を各サブ・ファンドのために買い付けることができる。

通貨の先物契約取引、オプション取引およびスワップ取引に関係する約定合計額は、これら契約の該当通貨でサブ・ファンドが保有しヘッジされる資産の推定市場価格総額の100%を超えてはならない。

為替ヘッジされるクラスの受益証券のための通貨ヘッジ取引（および特に通貨先渡取引）に関して受領された担保は、サブ・ファンドの適用ある投資方針および投資制限に従い再投資することができる。

日本証券業協会の選別基準に従って、以下の投資制限を遵守する。

１）サブ・ファンドは、有価証券の空売りを行うことができない。

２）サブ・ファンドは、その純資産額の最大10%相当の金額を一時的に借り入れることができる。ただし、借入れは、投資目的で行うことができない。

３）管理会社が運用を行うすべての投資信託のサブ・ファンドにおいて、いずれか一発行会社の議決権総数の50%を超えて当該会社の株式を取得することができない。

かかる料率は、当該株式買付時点基準または当該株式の時価基準で計算される。

４）ファンドは、私募株式、非上場株式、不動産等の流動性に欠ける資産に投資を行うことができない。

５）管理会社が管理会社または第三者の利益を図る目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、またはサブ・ファンドの資産の運用の適正を害する取引は、禁止されている。

管理会社は、各サブ・ファンド資産である有価証券に付随する新株引受権を行使する際、上記の投資制限比率を遵守する必要はない。

管理会社が支配できない理由により、または新株引受権の行使の結果として、かかる比率を超えた場合、管理会社は、当該サブ・ファンドの受益者の利益に留意しつつ、かかる事態を是正する当該サブ・ファンドのための売却取引を、優先して行わなければならない。

管理会社は、各サブ・ファンドのために、金銭の貸与を行うことまたは第三者のために保証人となることができない。

管理会社は、サブ・ファンドに代わり、当該サブ・ファンドについての別紙に記載される追加の投資制限を課すことができる。

管理会社は、各サブ・ファンドの受益証券が販売される各国の法令を遵守するために、受益者の利益となり、または利益に反しない更なる投資制限を随時課すことができる。

３【投資リスク】

① リスク要因

以下の記載は、投資者に対し、譲渡性がある証券および金融商品への投資および取引に伴う不確実性およびリスクを伝えることを企図している。投資者は、受益証券の価格およびそのインカム収益は上昇する場合もあるが、下落するおそれもあり、受益者が投資額全額を回収することができないおそれがあることに留意すべきである。

なお、以下に記載するリスクはファンドに関するすべてのリスクについて必ずしも完全に網羅したものではなく、それ以外のリスクも存在する場合がある。

（ｉ）主な投資リスク

１．投資に関わる一般的なリスク

個々のサブ・ファンドがそれぞれの投資目的を達成するという保証はない。投資対象の価格および投資対象からの収益は、上昇することも下落することもあり、当初投資した全額を回収できないことがある。

２．信用リスク

企業の信用格付の低下は、その証券の価格に影響を与え、キャピタルロスの原因となる場合がある。債務証券の発行体の適時の元利金の支払能力または支払能力の見通しは、当該債務証券の価格に影響を及ぼす。マスター・ファンドが当該発行体の債務証券を保有している期間中、当該発行体の債務履行能力が著しく低下する可能性や当該発行体が債務不履行に陥る可能性がある。発行体の債務履行能力が実際に低下した場合または低下が予測される場合には、当該発行体の債務証券の価格に悪影響を及ぼす可能性が高い。

３．外国為替リスク

外国通貨建てのファンドについては、日本円と外国通貨の間の外国為替レートの変動により証券が値下がりするリスクがある。１口当たり純資産価格は原通貨で計算されるため、原通貨による価格が購入価格を維持している場合であっても、外国為替レートの変動により、日本円建ての価格は購入価格を下回る場合がある。

４．金利リスク

債券およびその他債務証書の価格は、通常、金利の変動に応じて上昇および下落する。一般に、金利の低下は、既存の債務証書の価格を上昇させ、金利の上昇は、既存の債務証書の価格を下落させる。また、一般に、金利リスクは、投資対象のデュレーションまたは満期日までの期間が長いほど大きくなる。

投資対象には、発行体に満期日より前に投資対象を繰上償還（コール）または償還するオプションを付与するものもある。金利の低下時に発行体が投資対象を繰上償還または償還する場合、マスター・ファンドは、その代金を、より低利回りの投資対象に再投資しなければならないことがある。その結果、金利低下による投資対象の価格の上昇益を享受できないことがある。

５．カントリー・リスク

海外の金融・証券市場への投資に付随するリスクである。各国・地域の政治、経済または社会情勢の変化の結果、金融・証券市場がより変動しやすくなり、純資産価格が投資元本を割り込むリスクが増加する場合がある。

６．低格付、高利回り債券への投資

サブ・ファンドは、マスター・ファンドを通じて高格付の証券よりも大きな市場および信用リスクに服する、低格付、高利回りの債務証券に投資する場合がある。一般的に、低格付の証券は、投資者が甘受するハイリスクに報いるために、高格付の証券に比して、高い利回りとなっている。このような証券の低格付は、発行体の財務状況の悪化または金利の上昇によって、発行体の証券保有者への支払能力が失われる可能性の大きさを反映している。したがって、これらの証券への投資は、高格付、低利回りの証券への投資よりも、より高程度の信用リスクを伴う。

７．資金流出に伴う純資産価格の変動リスク

証券の売却は、しばしば当該証券の価格を変動させ、受益証券の価格に不利に影響する場合がある。価格変動のリスクは、ボラティリティーの高い市場において流動性の低い証券を大量に売却する場合に、より高くなる。

8．先物およびオプション等の派生商品への投資・利用に伴うリスク

先物取引は、高レベルのリスクをもたらす。当初の証拠金の額が先物契約の価格に比して少額であるために、取引には「レバレッジ」がかけられる。比較的小さな市場の変動が、レバレッジに応じて取引に大きな影響をもたらし、投資者に対し有利にも不利にも作用する可能性がある。損失を一定の金額に抑えようと意図する一定の指示がなされた場合であっても、市況によっては、かかる指示の実行ができなくなり、当該指示の効力が生じない場合がある。

オプションの取引はまた、高度のリスクを伴う。オプションの売り（「売建て」または「付与」）は、一般的に、オプションの購入よりも相当程度大きなリスクを伴う。売り手の受領するプレミアムは固定されているが、売り手はその額を優に超える損失を被るおそれがある。

9．コモディティに関するリスク

コモディティ・リンク・デリバティブに対する投資によって、シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズは、従来型の証券に対する投資より高い変動性にさらされることがある。コモディティ・リンク・デリバティブの価格は、市場動向、商品指数の変動性、金利の変更または干ばつ、洪水、天候、家畜病、通商禁止、関税ならびに国際的な経済、政治および規制上の動き等の特定の業種またはコモディティに影響を及ぼす要因の影響を受けることがある。

10．ストック・コネクト制度に関するリスク

ストック・コネクト（後記「別紙ⅩⅢ　上海・香港ストック・コネクトおよび深セン・香港ストック・コネクト」に定義する。）の規則は変更される可能性があり、かかる変更が遡及的効力をもたらす場合がある。また、ストック・コネクトには取引額に制限がある。ストック・コネクトを通じた取引が停止された場合、マスター・ファンドによる中国Ａ株（後記「別紙ⅤⅢ　３．投資目的　（注３）」に定義する。）への投資やストック・コネクトを通じた中国本土市場へのアクセスに悪影響を及ぼす。このような場合には、マスター・ファンドの投資目的の達成が困難になる可能性がある。

11．ボンド・コネクト制度に関するリスク

ボンド・コネクト（後記「別紙Ⅴ　３．投資目的　（注）」に定義する。）の規則が変更された場合には遡及的効力をもたらす場合がある。中国本土の金融当局が中国インターバンク債券市場（以下「ＣＩＢＭ」という。）における口座開設や取引を停止した場合には、マスター・ファンドによるＣＩＢＭへのアクセスが困難となり、マスター・ファンドの投資目的の達成に悪影響を及ぼす可能性がある。また、中国国外の適格機関投資家がボンド・コネクトを通じてＣＩＢＭに投資する際の所得税その他の税金に関する、中国本土の税務当局による明文化された規定はない。

（ii）その他の投資リスク

小型証券に関するリスク

小型企業への投資を行うサブ・ファンドは、他のサブ・ファンドよりも価格が変動するおそれがある。小型企業の発行証券は、特に市場が下落傾向にある間、流動性の低下ならびに短期の価格ボラティリティーおよび取引価格間の大幅な差が生じるおそれがある。このため、小型企業への投資は大型企業への投資に比してより大きなリスクを伴うことがある。

決済リスクおよびカウンターパーティー・リスク

市場によっては、受渡しについて、カウンターパーティー・リスクのエクスポージャーを完全に消滅させるための担保手段が存在しない。証券または売却手取金（場合による）の受領の前に、売買代金の支払または売却による引渡しを行うことが必要となる。

利益相反のリスク

投資運用会社および管理会社は、投資運用会社または管理会社が、直接または間接に、投資運用会社のファンドに対する義務に潜在的な利益相反をもたらしうる利益を有している取引を行うことがある。投資運用会社も管理会社も、ファンドに対して、当該取引もしくは関連取引から、またはこれらに起因して生じる、または受領する、利益、手数料または報酬に関して、ファンドに対して説明する責任を負わない。また、別段の定めがない限り、投資運用会社の報酬も排除されない。

投資運用会社は、潜在的なコンフリクトが存在しなかった場合と比べ、ファンドにとって著しく不利にならない条件において当該取引が成立するよう確保する。

かかる潜在的な利益または義務のコンフリクトは、投資運用会社または管理会社がファンドに直接または間接に投資しうることから生じる。

先物およびオプション等の派生商品への投資・利用に伴うその他のリスク

一定の条件のもとで、個々のサブ・ファンドは、効率的なポートフォリオ運用のため、証券、指標および金利のオプションまたは先物を用いる場合がある。また、必要な場合には、個々のサブ・ファンドは市場および為替リスクをヘッジするために、先物、オプションまたは為替予約を用いる場合がある。効率的なポートフォリオ運用を容易にし、パファーマンスをベンチマークにより連動させるため、個々のサブ・ファンドは、ヘッジ以外の目的で、デリバティブ商品に投資する場合がある。

売り手はまた、買い手がオプションを行使し、売り手がオプションを現金により決済するか原資産を取得または交付するかを義務づけられるリスクにさらされる。オプションが、原資産に対する対応するポジションまたは他のオプションの先物に対するポジションを持つ売り手により「カバー」されている場合には、リスクは軽減される。

特定業種への投資に伴うリスク

特定のセクターまたは産業への集中投資は、異なる経済セクターおよび産業をカバーするより広範囲の証券への投資に比べ、より大きなリスクおよび高いボラティリティーを生じることがある。

企業の会計報告に伴うリスク

会計報告書が国際的標準に従って公表された場合であっても、正確な情報が記載されていないことがある。会計の誤謬は、それが発生した場合、その会社の証券の価格の急落をもたらすと同時に、市場における信用の一般的下落を招くおそれがある。

法的環境の変化に伴うリスク

政令および法律の制定および施行は、しばしば、特に税金関連の事項に関して、不確実である場合がある。法律は、遡求的に制定される場合があり、または、公衆が一般的に活用可能な形式ではなく内部規則の形式で制定される場合がある。投資者が発生した損害の全額の賠償を受けるか、またはそもそも賠償を受けられるかについては、何らの確実性もない。法的制度を通じた償還には、長期間を要する場合がある。

株主権行使に関わるリスク

特定の市場における規制は、十分に少数株主の権利を保護するものとなっていない場合がある。一定の市場においては、経営陣の側の株主に対する受託者義務の概念が十分に確立されていない場合がある。株主の権利の侵害に対する責任は、市場により異なりうる。

規制

サブ・ファンドは、ルクセンブルク籍である。投資者は、自己の管轄地域の規制当局による投資者保護のための規制が適用されないおそれがあることに留意すべきである。投資者は、かかる分野における詳細な情報について、自己のフィナンシャル・アドバイザーその他の専門家に相談すべきである。

取引の停止

投資者は、一定の状況においては、受益証券を買戻しまたは転換する権利の行使が停止される場合があることを再認識すべきである。

当初募集

一定のサブ・ファンドは、当初募集に際して投資を行う場合がある。かかる証券は取引歴がなく、かかる会社に関する情報は、限られた期間におけるものしか入手できない場合がある。当初募集される証券の価格は、より確立されている証券に比して、より大きな価格ボラティリティーに晒されるおそれがある。

税金

投資者は、いくつかの市場においては、証券の売却からの手取金または配当その他のインカム収益の受領について、税金、徴収金、課金またはその他の手数料もしくは費用（財源への源泉徴収により課される税金を含む。）が当該市場の監督当局により課され、または課されるようになるかもしれな

いことに留意しなければならない。結果として、サブ・ファンドは、本書の日付現在、または投資対象が組み入れられ、評価されもしくは処分される場合に予想されない当該国における追加税に服する。

② リスクに対する管理体制

サブ・ファンドの運用リスク管理

シュローダー・グループでは、発注および運用管理システムを導入し、投資ガイドラインチェック、ポートフォリオのモデリングおよびファンドマネジャーの運用指図、トレーダーの発注・約定などの業務プロセスを一貫して電子上で処理・管理している。サブ・ファンドの運用方針やシュローダー・グループ内で定めた社内ルール等は、同システム上に設定される。ファンドマネジャーがトレーダーに売買指示をする際に、システム上で投資ガイドラインに対する違反がないかどうかコンプライアンスチェックが実施され、遵守が確認されると注文はトレーダーに送信される。遵守していない場合は、ただちにシステムから警告が発せられ、ファンドマネジャーは発注数量の変更や発注の取り消しなど必要な措置を講じることが要求される。また、投資ガイドラインに抵触がないかどうかは、日次でポートフォリオ・コンプライアンスの担当者によりモニタリングされている。

内部牽制体制の整備状況

シュローダー・グループでは運用部門と管理部門を分離する一方、運用部門とトレーディング部門との分離もはかっている。これにより、運用部門はサブ・ファンド毎に定められた投資制限の範囲内で投資判断を行い、トレーディング部門は最良発注および信託財産相互間の公平性の確保を目指している。また、シュローダー・グループのリスク部門や内部監査部門等が各部門の業務手続きを見直し、改善の提言および改善の実施状況のチェックを行う。さらに、コンプライアンス部門のモニタリングにより各部門の手続きの遵守状況を定期的にチェックする。コンプライアンス部門ではまた、役職員に対し定期的にコンプライアンス・セッション等を行うことにより、関連法規制の重要事項および社内手続き等の周知徹底を行う。

内部検査・監査体制等

シュローダー・グループのコンプライアンス部門は、年間モニタリング計画に基づいて、各部門が法令、その他該当ある諸規則および社内業務手続きに沿って運営されているかどうかについて管理体制等をチェックする。また、シュローダー・グループの内部監査部門が各部門・業務に対する監査を行っている。外部監査も定期的に実施されている。

※上記体制は2018年12月末日現在のものであり、今後変更となる場合がある。

サブ・ファンドは、その投資方針に従い、通貨ヘッジ目的のためにデリバティブ取引またはその他類似の取引を行うことができるが、通貨に関わるデリバティブ取引またはその他類似の取引に関連する想定元本は、当該取引に対応する通貨建てで、サブ・ファンドがヘッジし保有する資産の市場価格の総額の100%を上回らない。

管理会社は、サブ・ファンドに関して、管理会社のリスク管理プロセス（以下「ＲＭＰ」という。）に従い、その信用リスクを管理する。ＲＭＰは、すべての適用あるルクセンブルグのＵＣＩＴＳおよびＡＩＦＭＤに関する法令を遵守している。

③ リスクに関する参考情報

各サブ・ファンドの受益証券の下記グラフについて、左のグラフは、2014年１月～2018年12月の５年間におけるサブ・ファンドの分配金再投資１口当たり純資産価格（各月末時点）と、年間騰落率（各月末時点）の推移を示したものである。また、右のグラフは、左のグラフと同じ期間における年間騰落率（各月末時点）の平均と振れ幅を、サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの間で比較したもので

ある。このグラフは、サブ・ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものである。

※分配金再投資１口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にサブ・ファンドへ再投資したとみなして算出したものである。
※サブ・ファンドの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその１年前における分配金再投資１口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものである。（月末が営業日でない場合は直前の営業日を月末とみなす。設定から１年未満の時点では算出されない。）
※代表的な資産クラスの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその１年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものである。（月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなす。）
※サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の５年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものである。ただし、設定から６年未満の場合は、設定後１年以降の年間騰落率を用いるため、サブ・ファンドと代表的な資産クラスとで比較対象期間が異なる。
※サブ・ファンドの分配金再投資１口当たり純資産価格および年間騰落率は、実際の１口当たり純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合がある。
※代表的な資産クラスの年間騰落率は円ベースまたは円貨に換算したもので計算しているが、サブ・ファンドの年間騰落率は、各受益証券の基準通貨建てで計算されており、円貨に換算されていない。したがって、円貨に換算した場合、下記とは異なる騰落率となる。
※サブ・ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではない。
※下記の参考情報は、過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を約束、示唆または保証するものではない。

サブ・ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

1　ユーロ・シリーズ　ユーロ・ボンド

(2014年1月～2018年12月)

■クラスA(ユーロ)受益証券

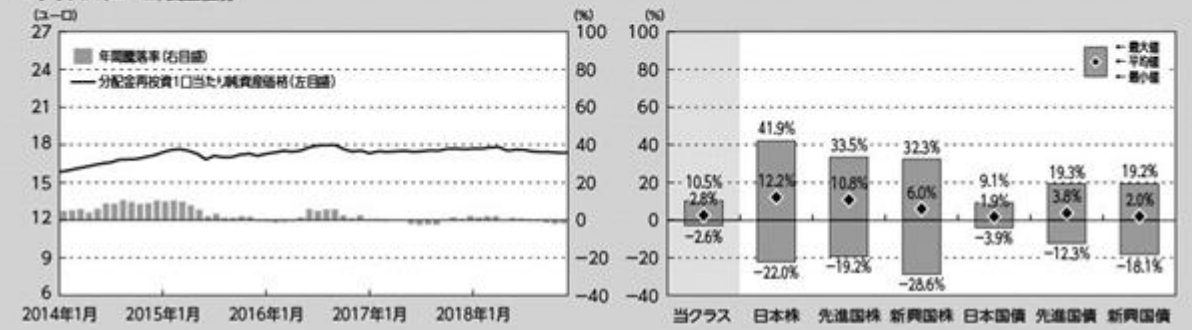

■クラスA(円)受益証券

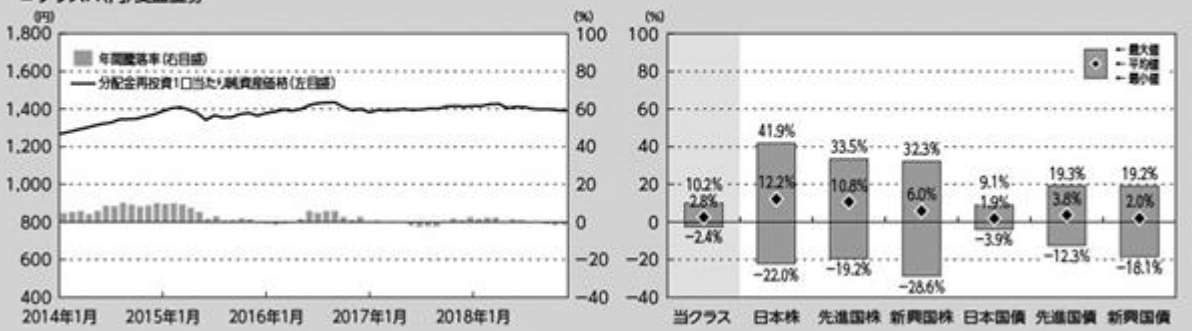

2　ユーロ・シリーズ　ユーロ・バランス

(2014年1月～2018年12月)

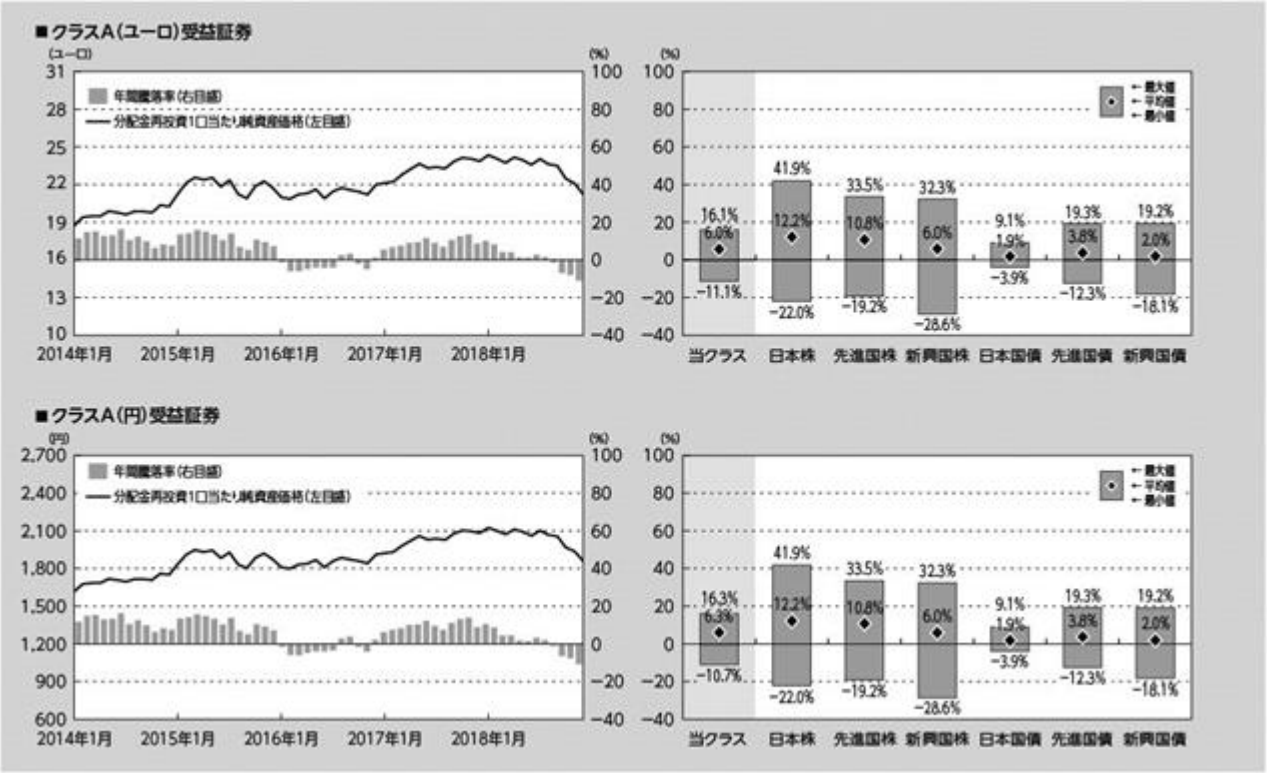

3　ユーロ・シリーズ　ユーロ・エクイティ

(2014年1月～2018年12月)

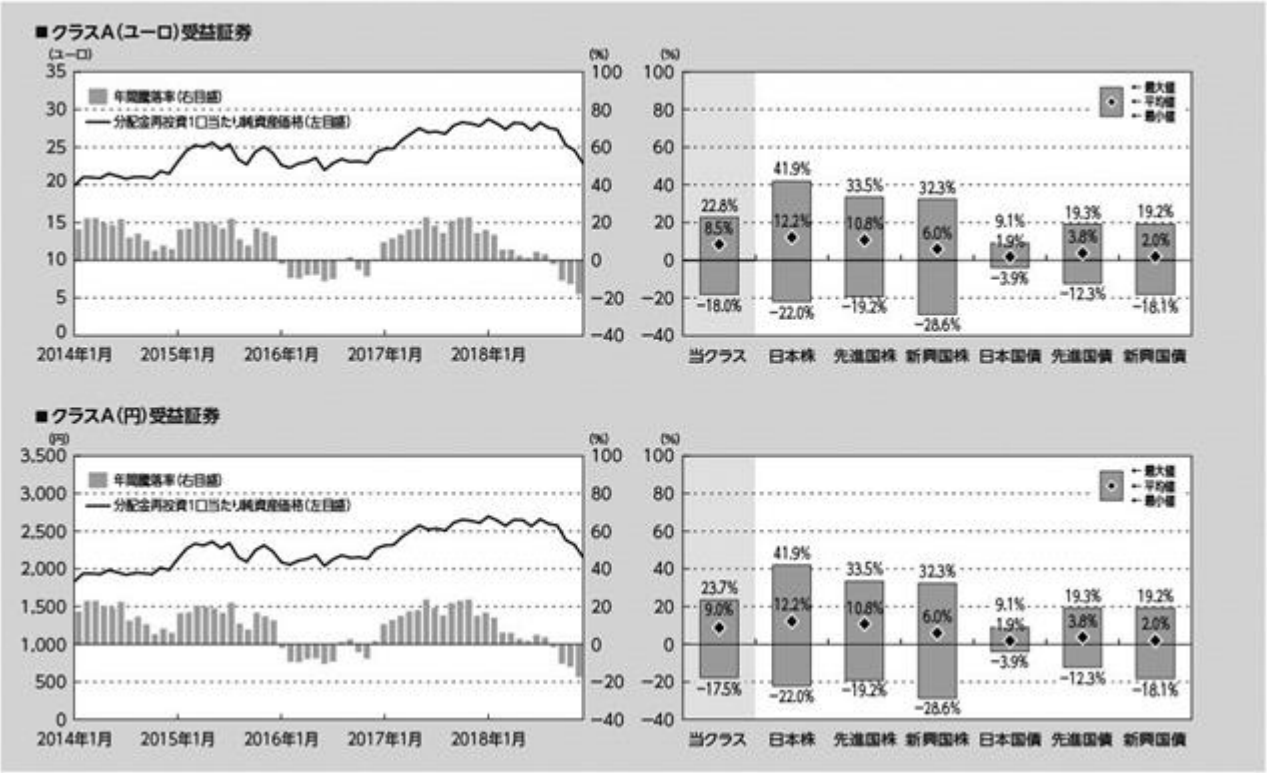

4　ユーロ・シリーズ　ヨーロピアン・オポチュニティ

(2014年1月～2018年12月)

■クラスA(米ドル)受益証券

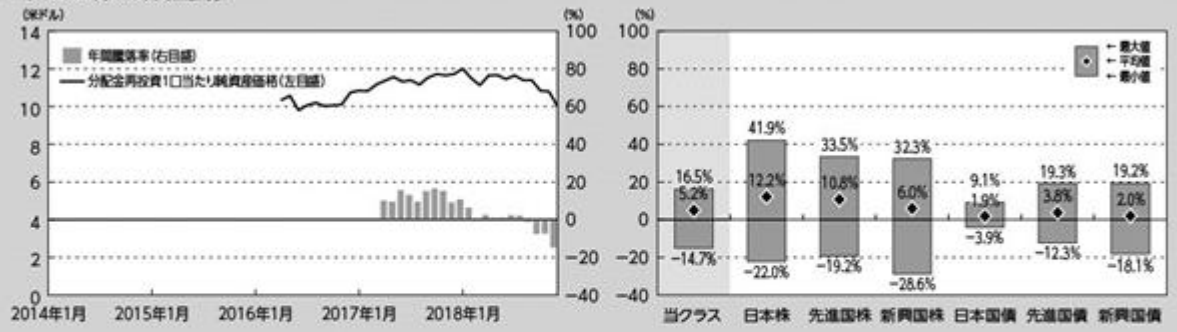

■クラスA(ユーロ)受益証券

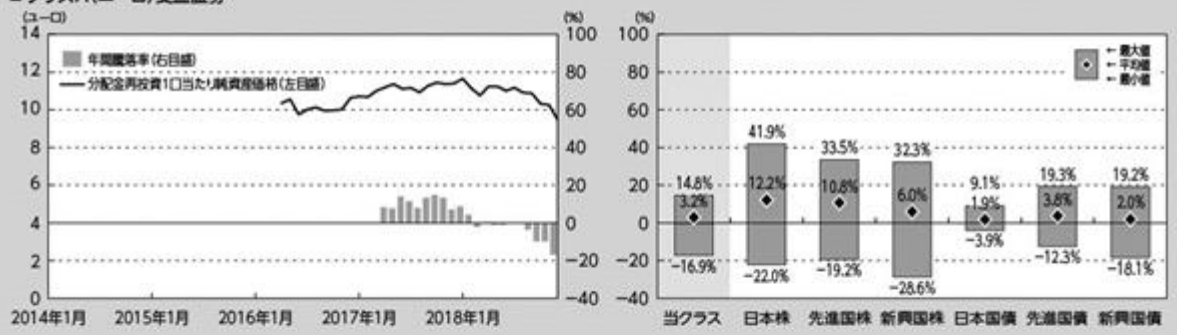

■クラスA(円)受益証券

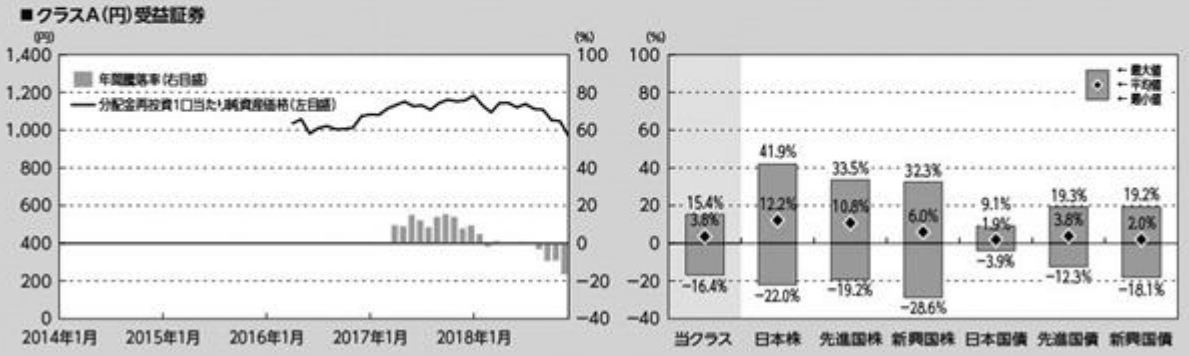

5　ニューマーケット・シリーズ　アジア・ボンド

（2014年1月～2018年12月）

■クラスA(米ドル)受益証券

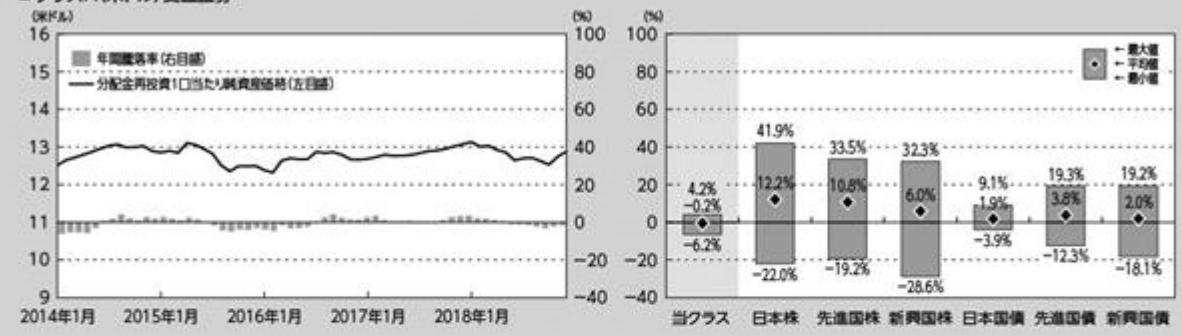

■クラスA(円)受益証券

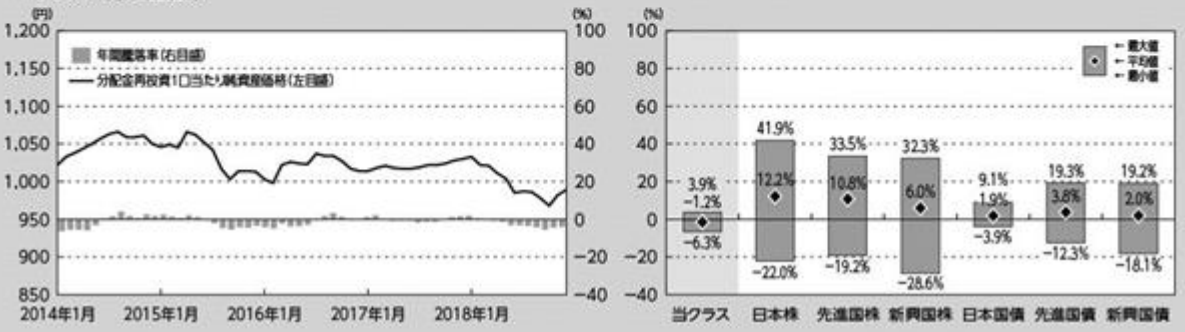

■クラスA毎月分配型(米ドル)受益証券

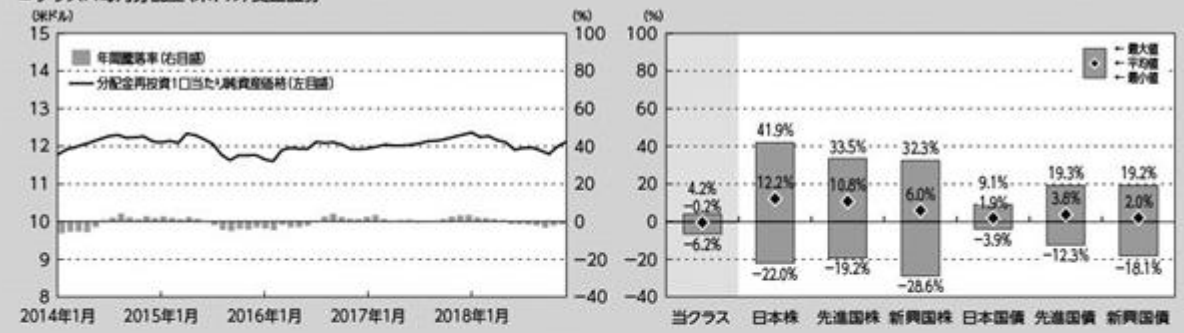

■クラスA毎月分配型(円　ヘッジなし)受益証券

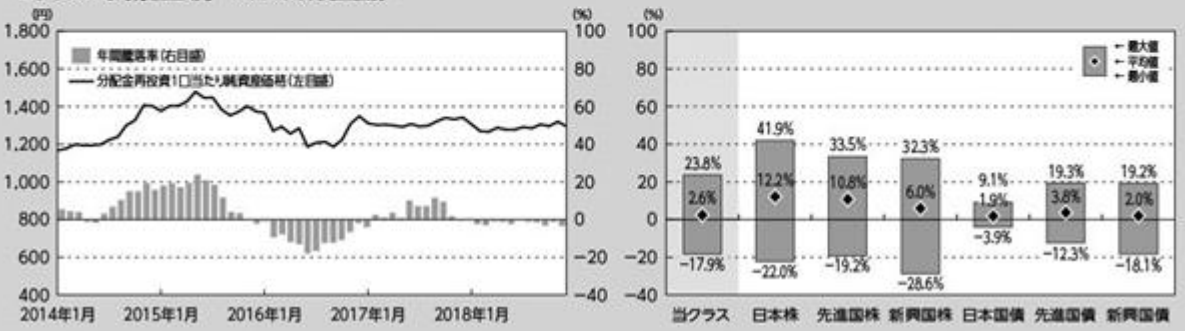

6　ニューマーケット・シリーズ　エマージング・ボンド

(2014年1月～2018年12月)

■クラスA(米ドル)受益証券

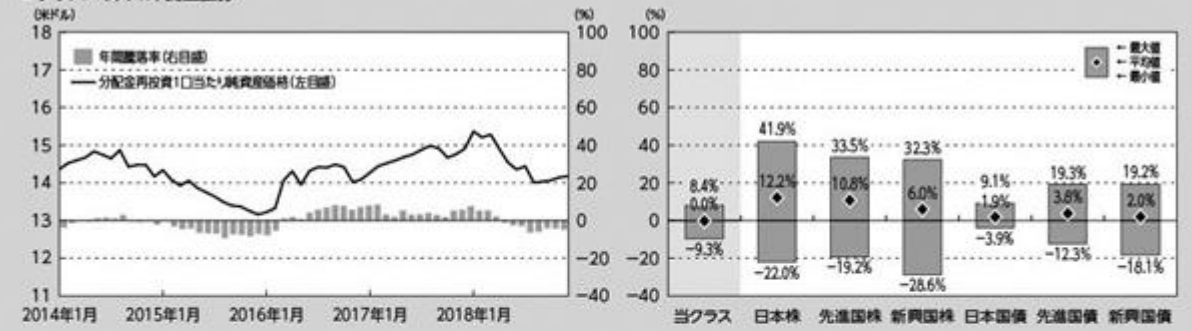

■クラスA(円)受益証券

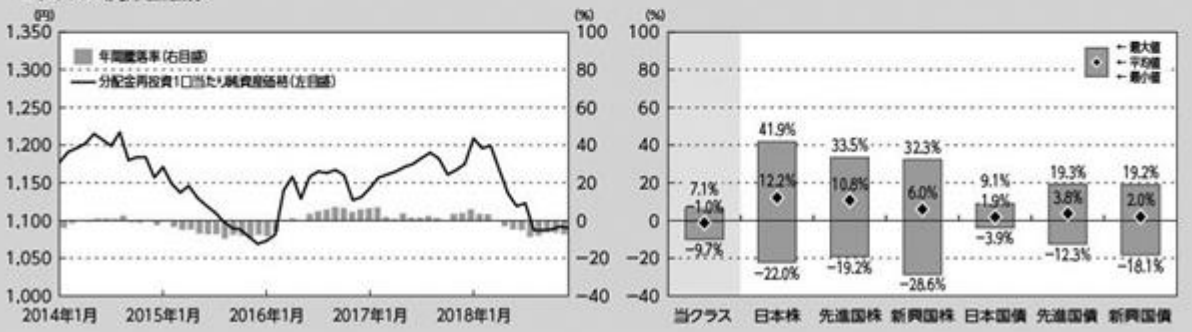

7　ニューマーケット・シリーズ　グレーター・チャイナ・エクイティ

(2014年1月～2018年12月)

■クラスA(米ドル)受益証券

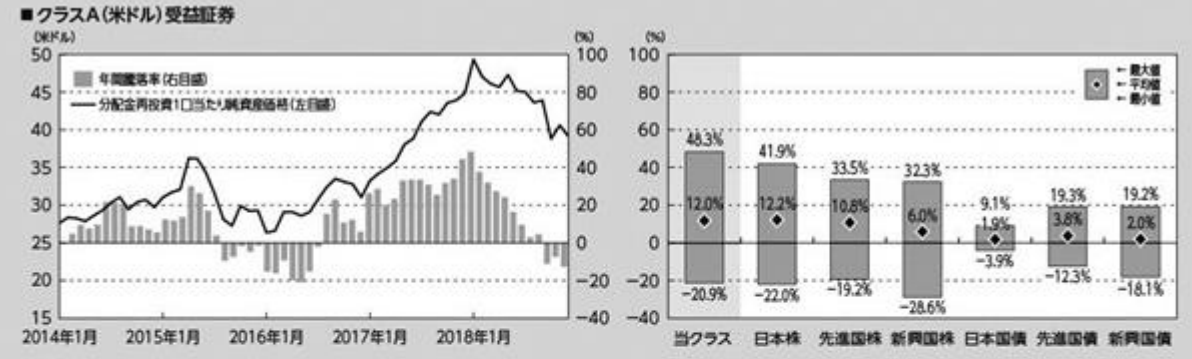

■クラスA(円)受益証券

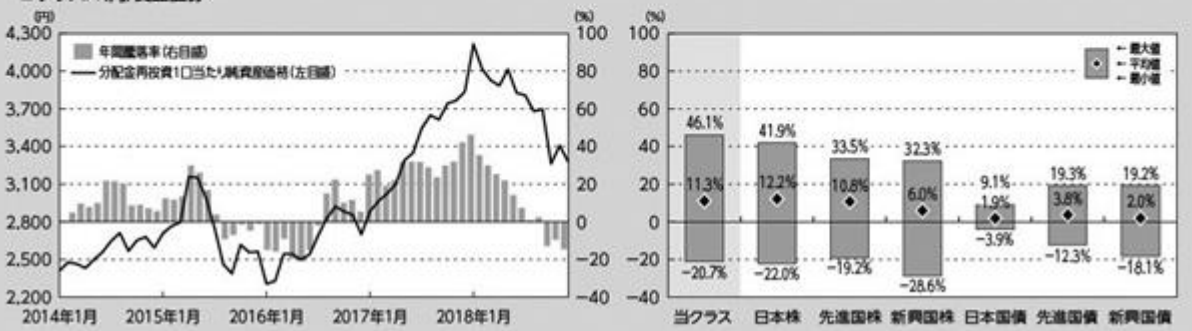

8　ニューマーケット・シリーズ　BRIC・エクイティ

(2014年1月～2018年12月)

■クラスA(米ドル)受益証券

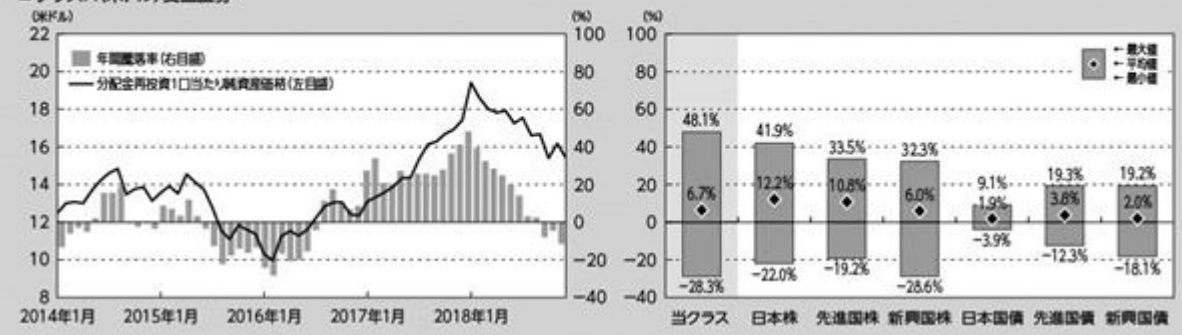

■クラスA(円)受益証券

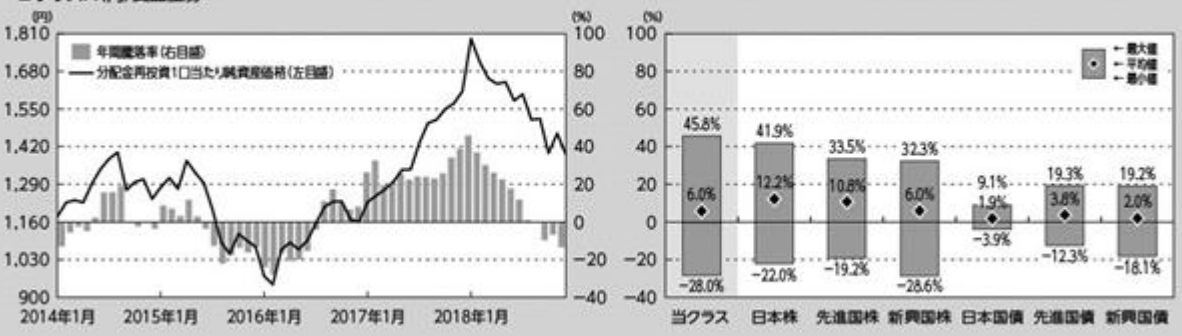

9 グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールド

(2014年1月~2018年12月)

■クラスA(米ドル)受益証券

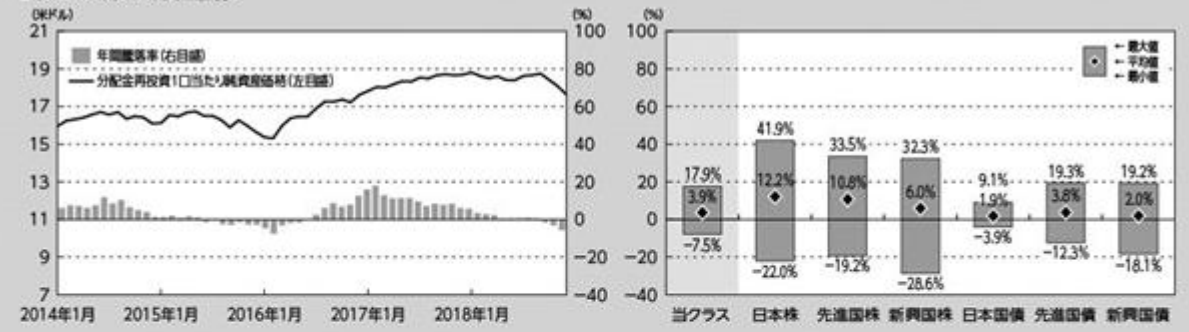

■クラスA(円)受益証券

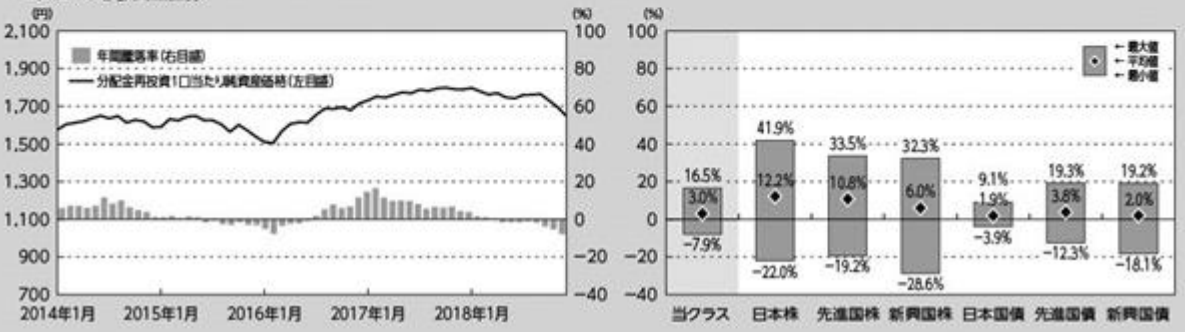

■クラスA(豪ドル)受益証券

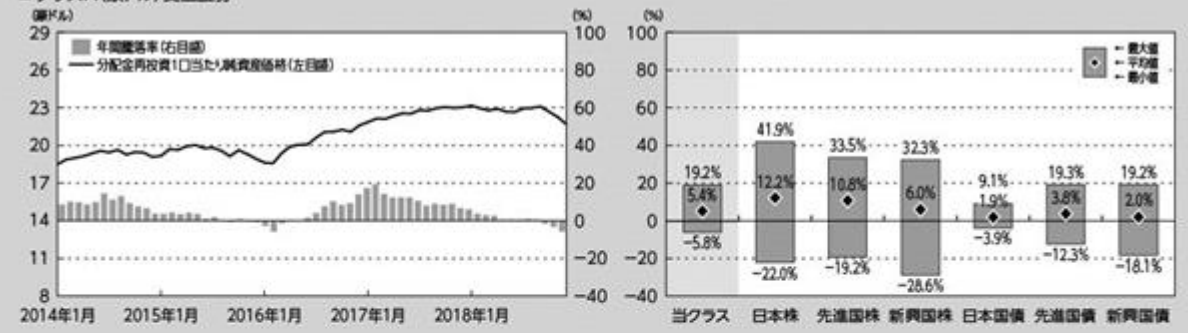

■クラスA(ユーロ)受益証券

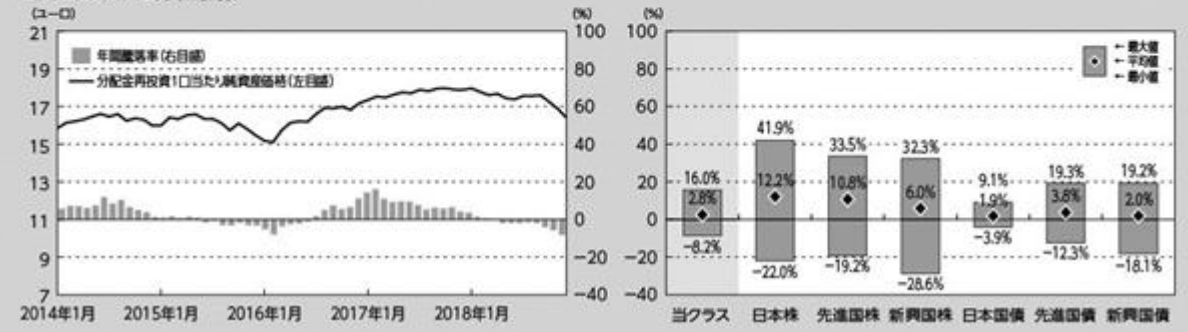

■クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券

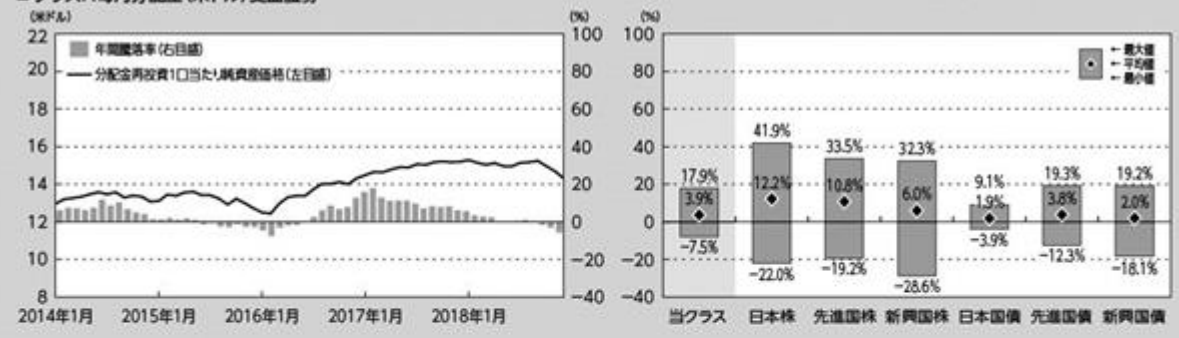

■クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券

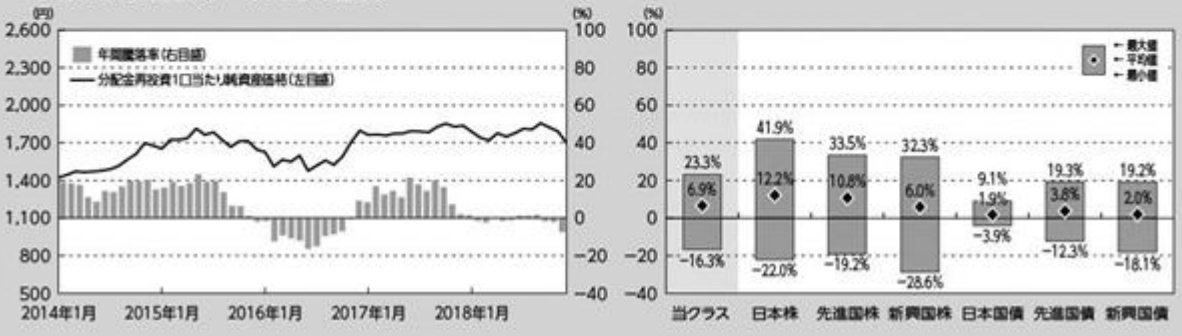

■クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券

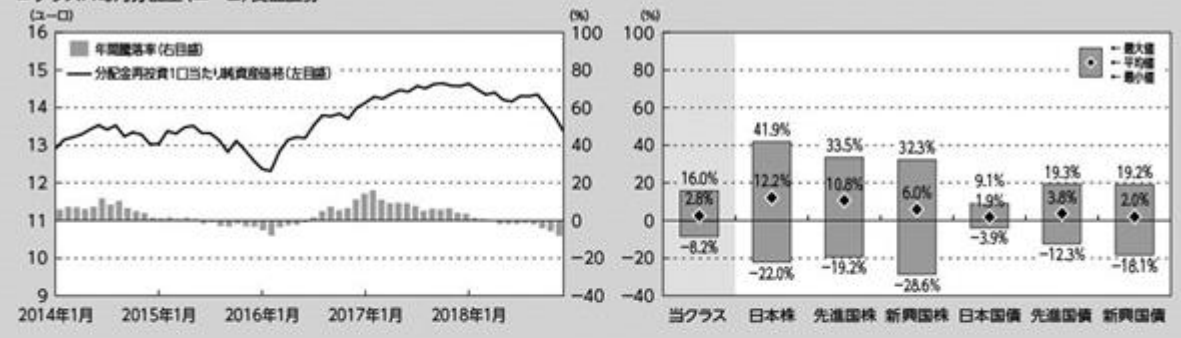

■クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券

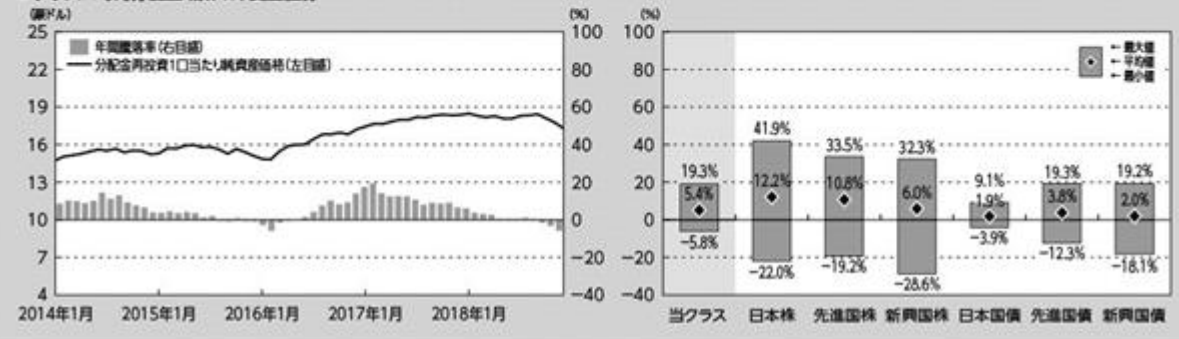

10　グローバル・シリーズ　イールド・エクイティ

(2014年1月～2018年12月)

■クラスA(米ドル)受益証券

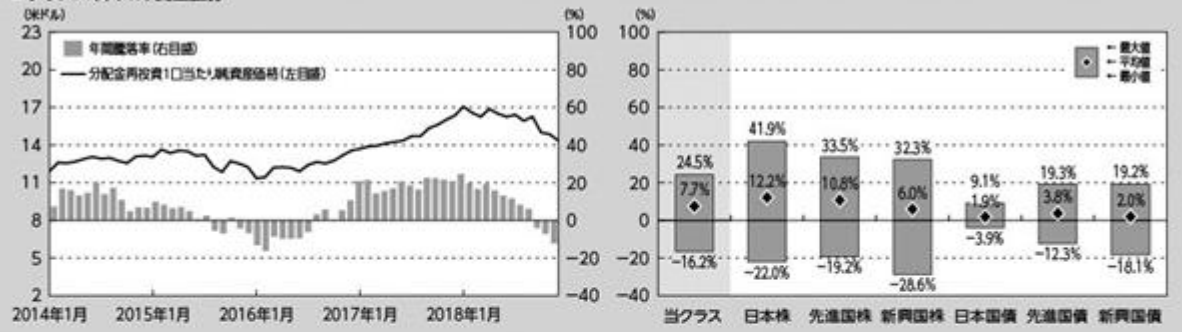

■クラスA(円)受益証券

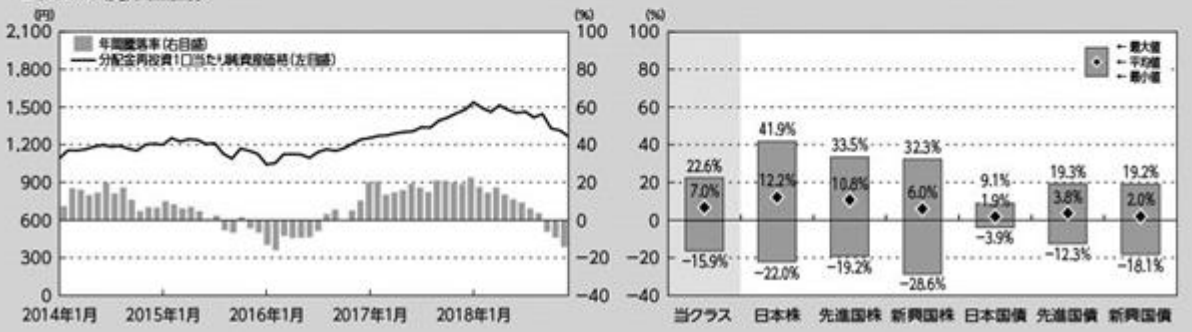

■クラスA(ユーロ　ヘッジなし)受益証券

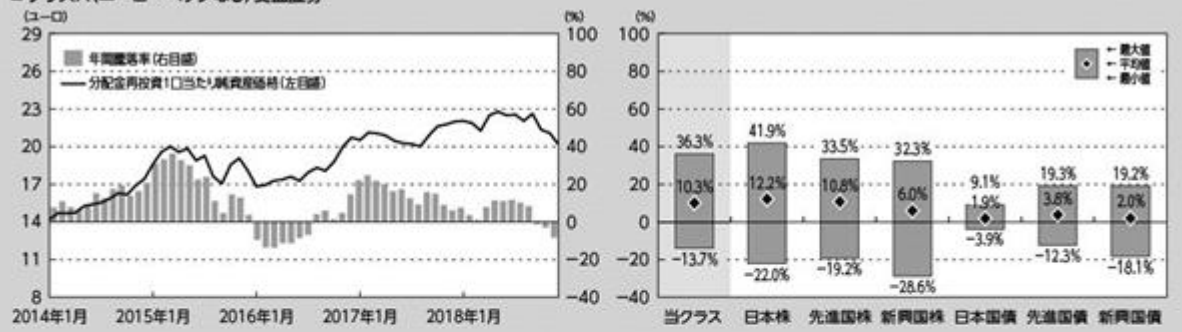

■クラスA(豪ドル　ヘッジなし)受益証券

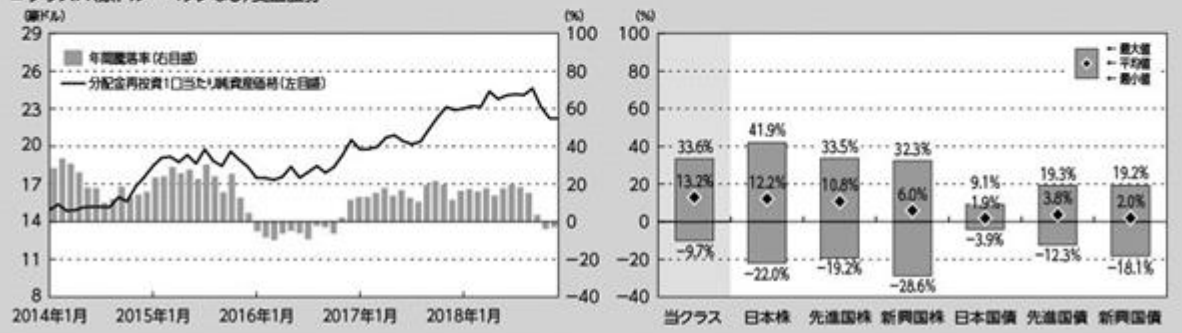

■クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券

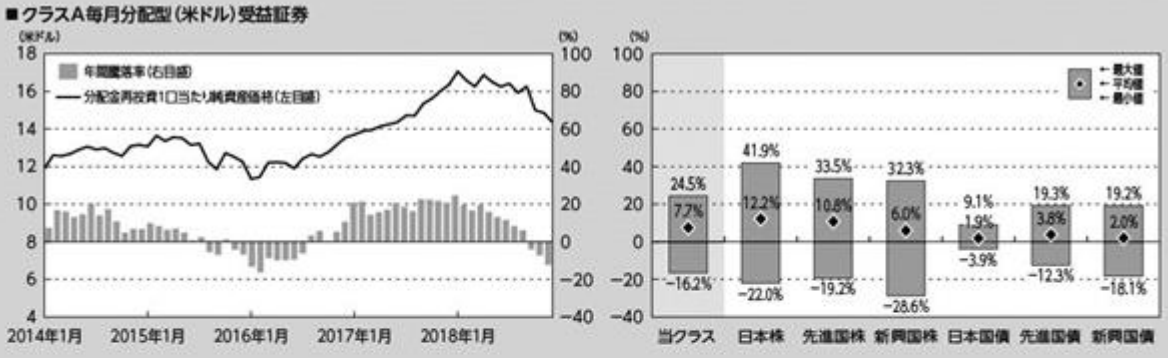

■クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券

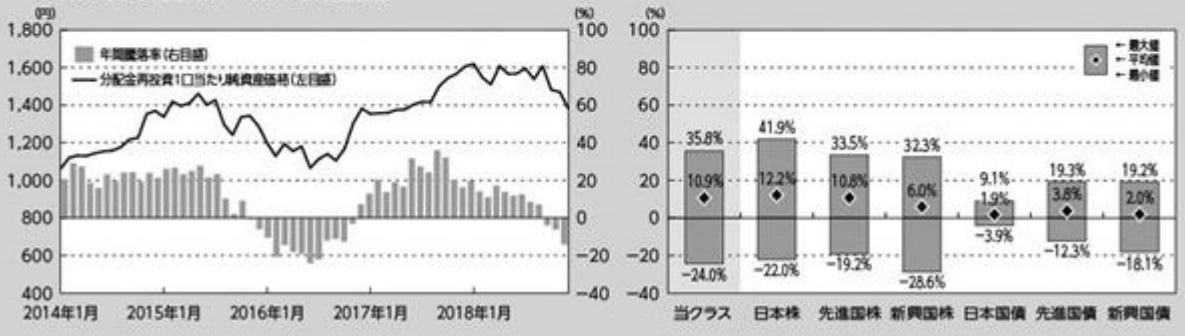

■クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）受益証券

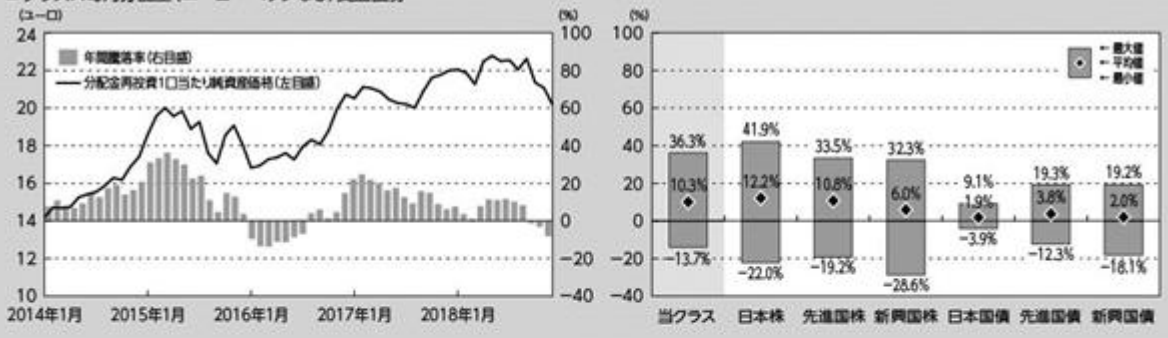

■クラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）受益証券

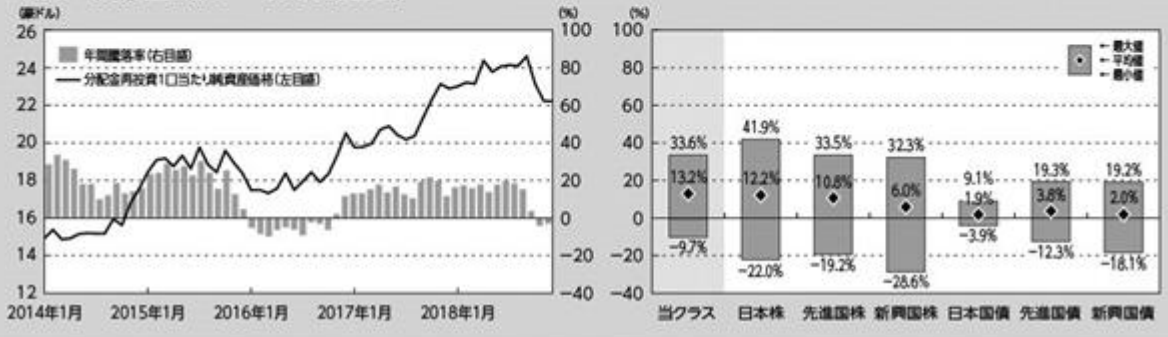

11　グローバル・シリーズ　コモディティ

(2014年1月~2018年12月)

■クラスA(米ドル)受益証券

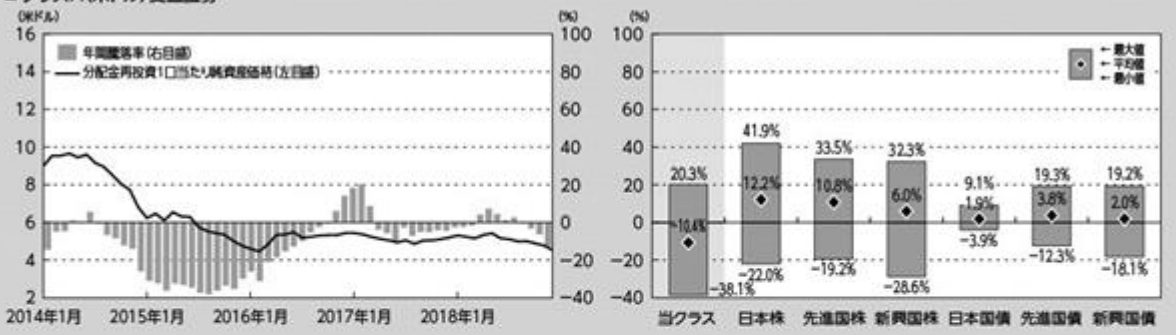

■クラスA(円)受益証券

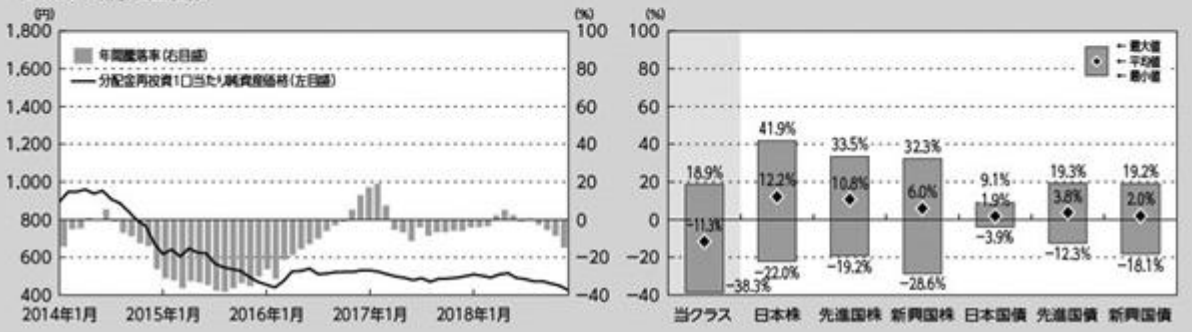

■クラスA(豪ドル)受益証券

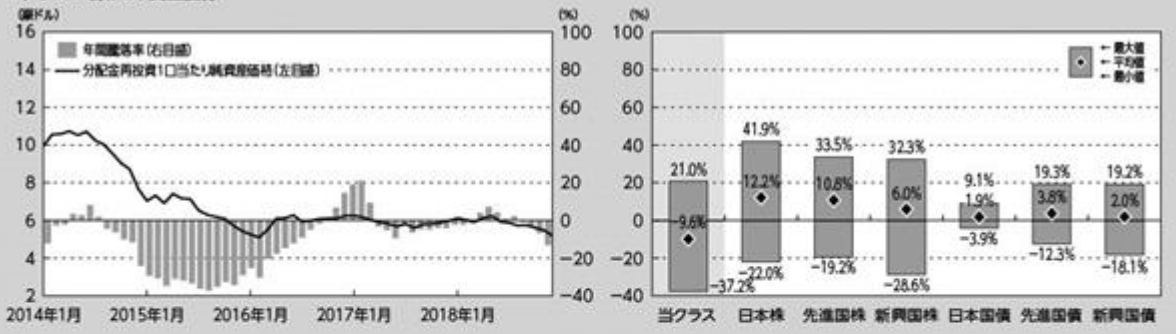

■クラスA(ユーロ)受益証券

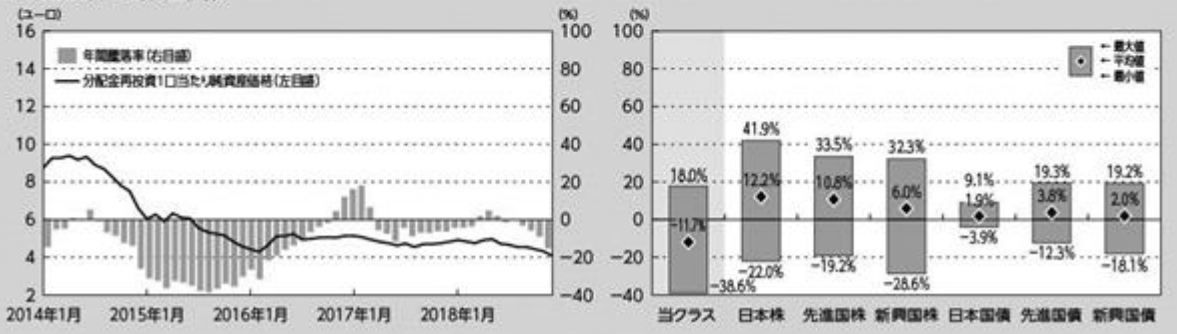

12　グローバル・シリーズ　ウェルス・プリザベーション

（2014年1月～2018年12月）

■クラスA(ユーロ)受益証券

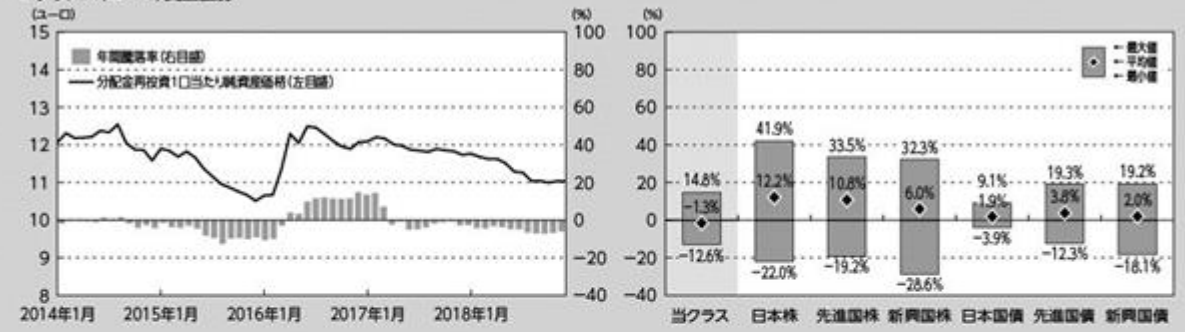

■クラスA(円)受益証券

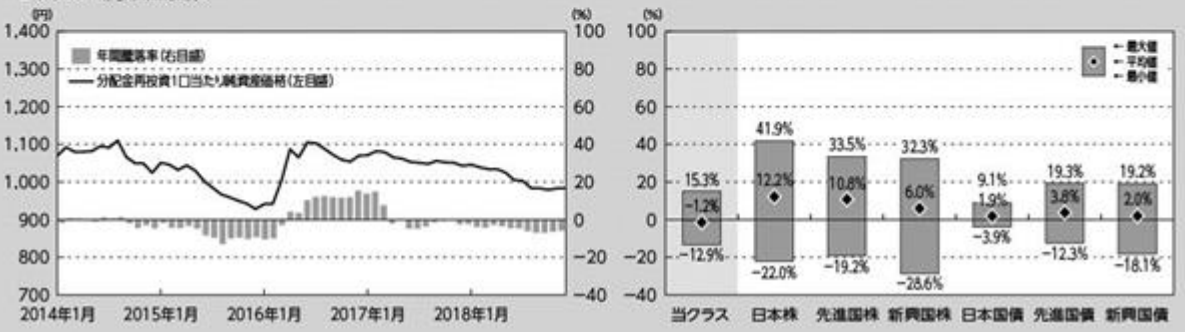

■クラスA(米ドル)受益証券

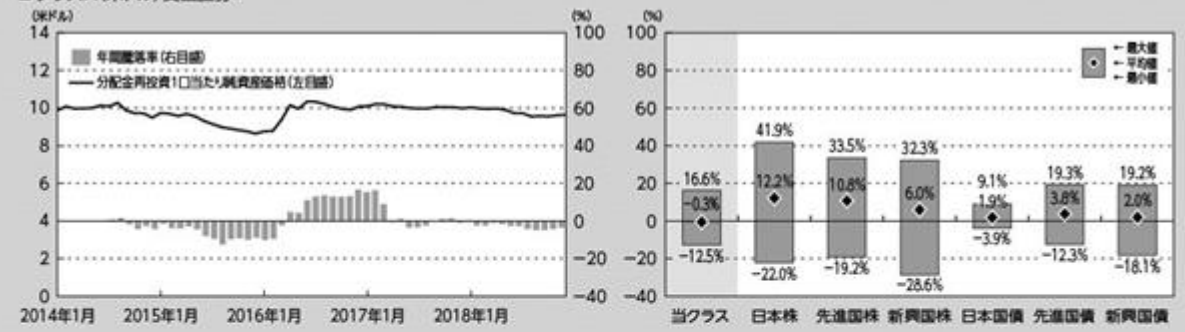

■クラスA(豪ドル)受益証券

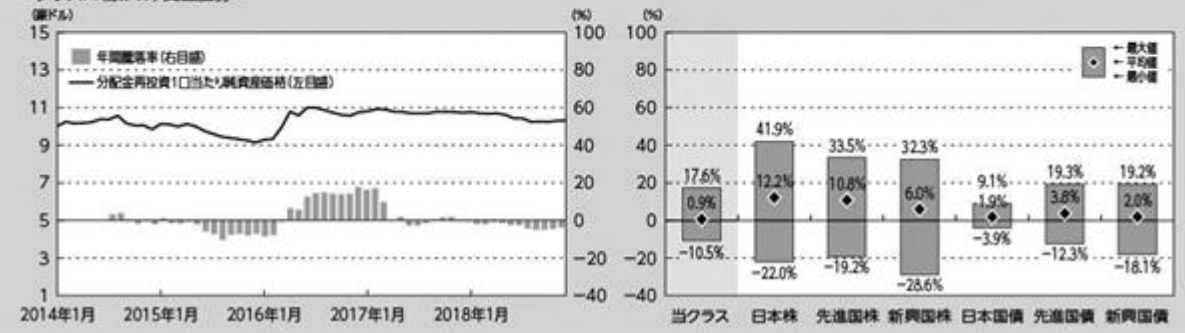

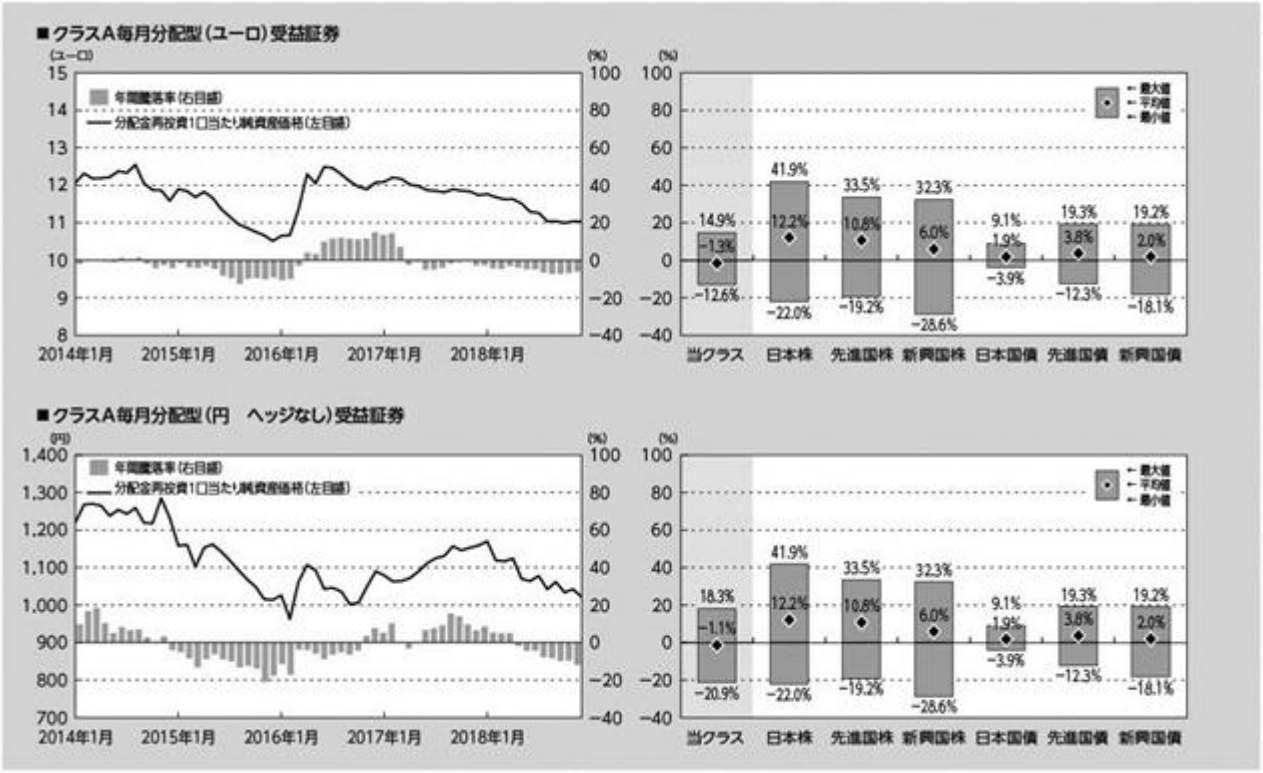

出所：投資運用会社、Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

※代表的な資産クラスを表す指数
日本株……ＴＯＰＩＸ（配当込み）
先進国株……ラッセル先進国（除く日本）大型株インデックス
新興国株……Ｓ＆Ｐ新興国総合指数
日本国債……ＢＢＧバークレイズＥ１年超日本国債指数
先進国債……ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国債……ＦＴＳＥ新興国市場国債インデックス（円ベース）
（注）ラッセル先進国（除く日本）大型株インデックスおよびＳ＆Ｐ新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算している。

ＴＯＰＩＸ（東証株価指数）は、株式会社東京証券取引所（以下「㈱東京証券取引所」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、㈱東京証券取引所が有している。なお、サブ・ファンドは、㈱東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、㈱東京証券取引所は、サブ・ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しない。

ラッセル・インデックスに関連する登録商標、トレードマーク、サービスマークおよび著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利は、ラッセル・インベストメントに帰属する。インデックスは資産運用管理の対象とはならない。

またインデックス自体は直接的に投資の対象となるものではない。

ＦＴＳＥ世界国債インデックスおよびＦＴＳＥ新興国市場国債インデックスはFTSE Fixed Income LLCにより算出および公表されている債券インデックスである。

４【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

①　海外における申込手数料

クラスＡ受益証券

販売会社は、当初販売手数料として、受益証券１口当たりの純資産価格の上限6.25%を受領する権利を有する。

2010年６月30日をもってクラスＢ受益証券の購入申込みは、受け付けていない。

②　日本国内における申込手数料

日本国内における申込手数料は、前記「第一部　証券情報（５）申込手数料」に記載の通りである。

申込手数料は、購入時の商品説明、投資情報の提供、購入に関する事務手続き等の対価として支払われる。

クラスＡ受益証券の購入（申込み）にあたって、上限3.24%（注1）（税抜3.00%）の申込手数料が課される。申込手数料の詳細については、日本における販売会社または販売取扱会社に照会すること。

（注１）消費税率が10%となった場合は、3.30%となる。

（注２）管理会社、日本における販売会社または販売取扱会社が申込手数料について別途合意する場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いをすることができる。

（注３）上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方消費税を示す。

（注４）申込手数料については、日本における販売会社または販売取扱会社の定める乗換優遇措置または償還乗換優遇措置を適用される場合がある。

（注５）販売取扱会社であるＳＭＢＣ信託銀行において、米ドル建て受益証券、ユーロ建て受益証券および豪ドル建て受益証券を円資金から該当通貨に交換したうえで申し込む場合、別途、為替手数料が片道１円／往復２円（上限）かかる。各販売会社における取扱いについては各販売会社へ問い合わせること。

（２）【買戻し手数料】

①　海外における買戻し手数料

海外における買戻し手数料は徴収されない。

②　日本国内における買戻し手数料

日本国内における買戻し手数料は徴収されない。

（３）【管理報酬等】

①　管理報酬

管理会社は、当該月中の各サブ・ファンドに帰属する平均純資産総額に基づき計算される下記の年率の報酬（以下「管理報酬」という。）を各サブ・ファンドの資産から毎月受領する権利を有する。

管理報酬	年率
ユーロ・シリーズ　ユーロ・ボンド	0.95%
ユーロ・シリーズ　ユーロ・バランス	1.20%
ユーロ・シリーズ　ユーロ・エクイティ	1.45%
ユーロ・シリーズ　ヨーロピアン・オポチュニティ	1.45%
ニューマーケット・シリーズ　アジア・ボンド	1.20%
ニューマーケット・シリーズ　エマージング・ボンド	1.40%
ニューマーケット・シリーズ　グレーター・チャイナ・エクイティ	1.45%
ニューマーケット・シリーズ　ＢＲＩＣ・エクイティ	1.45%
グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールド	1.15%
グローバル・シリーズ　イールド・エクイティ	1.20%
グローバル・シリーズ　コモディティ	1.50%
グローバル・シリーズ　ウェルス・プリザベーション	1.40%

管理会社は、その裁量において、管理報酬の一部を放棄することができる。

管理会社は、販売会社、ディーラーまたは管理会社をその任務の履行またはファンドもしくは受益者への直接もしくは間接的な業務の提供に関して補助するその他の者に対し、管理報酬の一部を再配分することができる。なお、ユーロ・シリーズ　ユーロ・ボンドについては、当分の間、管理報酬と後記④記載の受益者サービス報酬を合計で平均純資産総額の年率1.25%とするべく、管理会社は各報酬の一部を放棄する。また、グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールドについては、当分の間、管理報酬と後記④記載の受益者サービス報酬を合計で平均純資産総額の年率1.60%とするべく、管理会社は各報酬の一部を放棄する。

管理報酬は、ファンド資産の運用・管理、ファンド証券の発行および買戻し業務の対価として支払われる。

2018年９月30日に終了した会計年度中の管理報酬は、以下の通りであった。

ユーロ・シリーズ　ユーロ・ボンド	286,816ユーロ
ユーロ・シリーズ　ユーロ・バランス	396,708ユーロ
ユーロ・シリーズ　ユーロ・エクイティ	548,529ユーロ
ユーロ・シリーズ　ヨーロピアン・オポチュニティ	123,266ユーロ
ニューマーケット・シリーズ　アジア・ボンド	386,433米ドル
ニューマーケット・シリーズ　エマージング・ボンド	110,083米ドル
ニューマーケット・シリーズ　グレーター・チャイナ・エクイティ	466,388米ドル
ニューマーケット・シリーズ　ＢＲＩＣ・エクイティ	495,588米ドル
グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールド	1,875,240米ドル
グローバル・シリーズ　イールド・エクイティ	620,813米ドル
グローバル・シリーズ　コモディティ	241,658米ドル
グローバル・シリーズ　ウェルス・プリザベーション	125,297ユーロ

② 保管報酬

保管受託銀行は、ルクセンブルグの通常の銀行実務の慣行に従い、各サブ・ファンド資産から、サブ・ファンドの純資産総額に基づき、保管報酬を毎月受領する権利を有する。保管受託銀行が負担したすべての合理的な立替費用（電話、テレックス、電報および郵送料を含むがそれらに限定されない。）ならびにファンド資産の保管を委託された銀行および金融機関に対する報酬は、当該ファンドが負担する。

当該報酬は実費が計上されるためあらかじめ料率および上限額を示すことができない。

保管報酬は、有価証券の保管、引渡しおよび登録等ファンド資産の保管業務の対価として支払われる。

2018年９月30日に終了した会計年度中の保管報酬は、以下の通りであった。

ユーロ・シリーズ　ユーロ・ボンド	4,427ユーロ
ユーロ・シリーズ　ユーロ・バランス	5,154ユーロ
ユーロ・シリーズ　ユーロ・エクイティ	5,921ユーロ
ユーロ・シリーズ　ヨーロピアン・オポチュニティ	3,297ユーロ
ニューマーケット・シリーズ　アジア・ボンド	5,560米ドル
ニューマーケット・シリーズ　エマージング・ボンド	1,710米ドル
ニューマーケット・シリーズ　グレーター・チャイナ・エクイティ	5,265米ドル
ニューマーケット・シリーズ　ＢＲＩＣ・エクイティ	6,164米ドル
グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールド	29,344米ドル
グローバル・シリーズ　イールド・エクイティ	10,611米ドル
グローバル・シリーズ　コモディティ	4,959米ドル
グローバル・シリーズ　ウェルス・プリザベーション	3,225ユーロ

③ 代行協会員に対する報酬

代行協会員は、管理報酬から、日々計算され発生する、日本における販売会社及び販売取扱会社を通じて販売され、月末時点で残存している受益証券の純資産総額の年率0.05%に相当する代行協会員報酬を、当事者間で別途合意する頻度で、後払いにより受領する。

代行協会員報酬は、目論見書と運用報告書の販売会社等への配布、１口当たり純資産価格の公表等の対価として支払われる。

④　受益者サービス報酬

受益証券の販売促進において提供した業務および発生した費用に対し、下記の料率の受益者サービス報酬が支払われる。これは、ファンドへの投資を継続している顧客を有する販売代行会社への継続支払額を含む。受益者サービス報酬は、当該期間中の各サブ・ファンドに帰属する平均純資産総額について日々計算され発生し、管理会社（または管理会社が随時任命するその他の当事者）に支払われる。受益者サービス報酬は、サブ・ファンドの純資産価額に対する固定した料率であるため、当該業務提供の費用に則して変動しない。それゆえ、管理会社は、当該業務提供について利益を得る（または損失を被る）場合があり、このことはサブ・ファンド毎に時の経過とともに変動する。管理会社は、その裁量において受益者サービス報酬の一部を放棄することができる。なお、ユーロ・シリーズ　ユーロ・ボンドについては、当分の間、管理報酬と受益者サービス報酬を合計で平均純資産総額の年率1.25%とするべく、管理会社は各報酬の一部を放棄する。また、グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールドについては、当分の間、管理報酬と受益者サービス報酬を合計で平均純資産総額の年率1.60%とするべく、管理会社は各報酬の一部を放棄する。

受益者サービス報酬	年率
ユーロ・シリーズ　ユーロ・ボンド	0.65%
ユーロ・シリーズ　ユーロ・バランス	0.80%
ユーロ・シリーズ　ユーロ・エクイティ	0.90%
ユーロ・シリーズ　ヨーロピアン・オポチュニティ	0.90%
ニューマーケット・シリーズ　アジア・ボンド	0.80%
ニューマーケット・シリーズ　エマージング・ボンド	0.90%
ニューマーケット・シリーズ　グレーター・チャイナ・エクイティ	0.90%
ニューマーケット・シリーズ　ＢＲＩＣ・エクイティ	0.90%
グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールド	0.75%
グローバル・シリーズ　イールド・エクイティ	0.80%
グローバル・シリーズ　コモディティ	0.90%
グローバル・シリーズ　ウェルス・プリザベーション	0.90%

管理会社（または管理会社が随時任命するその他の当事者）は、販売会社、ディーラーまたは管理会社をその任務の履行またはファンドもしくは受益者への直接もしくは間接的な業務の提供に関して補助するその他の者に対し、管理報酬の一部を再配分することができる。

2018年９月30日に終了した会計年度中の受益者サービス報酬は、以下の通りであった。

ユーロ・シリーズ　ユーロ・ボンド	161,334ユーロ
ユーロ・シリーズ　ユーロ・バランス	264,472ユーロ
ユーロ・シリーズ　ユーロ・エクイティ	340,466ユーロ
ユーロ・シリーズ　ヨーロピアン・オポチュニティ	76,510ユーロ
ニューマーケット・シリーズ　アジア・ボンド	257,622米ドル
ニューマーケット・シリーズ　エマージング・ボンド	70,767米ドル
ニューマーケット・シリーズ　グレーター・チャイナ・エクイティ	289,483米ドル
ニューマーケット・シリーズ　ＢＲＩＣ・エクイティ	307,606米ドル
グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールド	1,125,144米ドル
グローバル・シリーズ　イールド・エクイティ	413,876米ドル
グローバル・シリーズ　コモディティ	144,995米ドル
グローバル・シリーズ　ウェルス・プリザベーション	80,548ユーロ

（注）上記の各金額は、後記「第３　ファンドの経理状況　１　財務諸表　（１）2018年９月30日終了年度　②損益計算書」において「販売報酬」として記載されている各金額である。

（４）【その他の手数料等】

ファンドに請求される費用には以下のものが含まれる。

１）ファンド資産および収益に課せられる一切の税金。

２）ファンドの組入証券に関し、取引上支払うべき通常の銀行手数料（当該手数料は取得価額に含まれ、売却価額から差し引かれる。）。

３）支払代理人が適切に負担した報酬、費用およびすべての合理的実費。

４）受益者の利益のための業務執行中に管理会社または保管受託銀行が負担した法律関係費用。

５）代行協会員により提供される業務サービスに関連して生じた合理的諸費用。

６）日本における販売会社が発行した受益証券に関する勘定明細書の作成および印刷の経費および費用。

７）①約款ならびに届出書、目論見書および説明書等を含むファンドに関するその他一切の書類を（必要とされる言語で）作成し、ファンドまたはファンドの受益証券の販売に関し管轄権を有する一切の関係当局（各国の証券業協会を含む。）へ提出する費用、②上記関係当局の所管する適用法令のもとで要求される年次報告書、半期報告書およびその他の報告書または書類を、受益者（実質上の受益者を含む。）の利益のために必要とされる言語で作成しかつ配布する費用、③日本における販売会社が日本国内で商取引上使用する有価証券届出書および目論見書の写しの印刷および日本国内のブローカーおよび販売取扱会社への配布の経費および費用、④会計、記帳および毎日の純資産価額計算に要する費用、⑤受益者への通知公告を作成しかつ配布する費用、⑥弁護士および監査人の報酬、⑦日本の適用法令ならびに各国の証券取引業協会の協定および規則に基づき管理会社が作成することを要求される書類の作成に係るその他経費および費用、⑧（ファンドの受益証券が上場される場合）証券取引所への上場費用および上場された受益証券のかかる証券取引所での上場維持費用、⑨以上に類似するその他すべての管理費用。ただし、管理会社が別段の決定をしない限り、一切の広告宣伝費およびファンドの受益証券の募集または販売に関して直接生じたその他の費用は除くものとする。

管理会社は、本書に記載されるサブ・ファンドの報酬および費用（サブ・ファンドの管理報酬および受益者サービス報酬は除く。）が、マスター・ファンドに係る報酬および費用（成功報酬は除

く。）と併せて、いずれかのサブ・ファンドの日々の平均純資産総額の0.50%を超えないことを確保するために、その管理報酬の全部または一部を放棄することに同意している。

投資運用会社は、現在、いかなるソフト・コミッションの取決めも締結していない。しかし、投資運用会社は、ファンドを含む投資運用会社の顧客にとって直接的で確定可能な利益が存在し、かつソフト・コミッションを生み出す取引が、監督当局の適用要件を厳守してファンドの最善の利益のために誠実に行われる旨、投資運用会社が納得している場合にのみ、これを締結することができる。かかる取決めは、最良の市場慣行に相応する条件で投資運用会社により行われることを要する。

2018年９月30日に終了した会計年度中のその他の費用は、以下の通りであった。

ユーロ・シリーズ　ユーロ・ボンド	37,570ユーロ
ユーロ・シリーズ　ユーロ・バランス	35,016ユーロ
ユーロ・シリーズ　ユーロ・エクイティ	40,552ユーロ
ユーロ・シリーズ　ヨーロピアン・オポチュニティ	9,391ユーロ
ニューマーケット・シリーズ　アジア・ボンド	32,359米ドル
ニューマーケット・シリーズ　エマージング・ボンド	7,539米ドル
ニューマーケット・シリーズ　グレーター・チャイナ・エクイティ	32,277米ドル
ニューマーケット・シリーズ　ＢＲＩＣ・エクイティ	34,900米ドル
グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールド	194,596米ドル
グローバル・シリーズ　イールド・エクイティ	52,190米ドル
グローバル・シリーズ　コモディティ	15,379米ドル
グローバル・シリーズ　ウェルス・プリザベーション	8,999ユーロ

手数料および費用等の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、各サブ・ファンドおよび各マスター・ファンドの運用状況や受益証券の保有期間等に応じて異なるため表示することができない。

（５）【課税上の取扱い】

①　日本

2019年２月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

Ｉ　ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

(1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

(2) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

(3) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税５%）（2038年１月１日以後は20%（所得税15%、住民税５%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

(4) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一

に掲げる内国法人をいう。以下同じ。）または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年１月１日以後は15%の税率となる。）。

(5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のサブ・ファンドの受益証券に転換した場合等を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税５%）（2038年１月１日以後は20%（所得税15%、住民税５%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降３年間の繰越も可能である。

(6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。

(7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

Ⅱ　ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

(1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

(2) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

(3) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税５%）（2038年１月１日以後は20%（所得税15%、住民税５%））の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

(4) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年１月１日以後は15%の税率となる。）。

(5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のサブ・ファンドの受益証券に転換した場合等を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税５%）（2038年１月１日以後は20%（所得税15%、住民税５%））の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降３年間の繰越も可能である。

(6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。

(7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

Ⅲ　ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

Ⅳ　税法上、外貨建て投資信託の分配金や譲渡損益に係る所得税の計算は、分配金や売却代金等を外貨で受け取るか否かにかかわらず、円換算をして行う必要がある。

譲渡損益は取得時の為替相場で円換算した取得価額等と、譲渡（償還）時の為替相場で円換算した譲渡（償還）価額との差額により計算し、分配金は分配時の為替相場で円換算する。

Ⅴ　税制等の変更により上記ⅠないしⅣに記載されている取扱いは変更されることがある。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

② ルクセンブルグ

以下の情報は、ルクセンブルグで現在有効な法律、規則、決定および実務に基づくものであり、これらに変更があれば場合によっては遡及効果をもって変わってくるものである。以下の要約は、受益証券に関する投資、所有、保有または処分の決定に関係する可能性のあるすべてのルクセンブルグの税法およびルクセンブルグの租税上の考察を包括的に記述することを意図したものではなく、また、特定の投資家または投資予定者に向けた税務上の助言を意図するものでもない。投資予定者は、受益証券を購入、保有または処分することの影響および投資予定者が納税義務を負う法域の法律の規定について、自らの専門アドバイザーに相談すべきである。以下の要約には、ルクセンブルグ以外の国、地方その他の課税法域の法律から生じる税効果に関する記述はない。

以下の情報は、ルクセンブルグで現在有効な法律および実務の特定の側面に関する管理会社の理解に基づくものである。本書の日付時点または投資時点の税務状況が無期限に持続するという保証はない。

ファンドの税金

ファンドは、インカム・ゲインまたはキャピタル・ゲインに課せられるルクセンブルグの税金の適用対象ではない。

しかし、ファンドは、関連四半期末のファンドの純資産価額に基づいて年率0.05%の割合で徴収され、四半期毎に計算および支払が行われる年次税（tax d'abonnement）の対象である。

短期金融商品への集団投資、信用機関への預金、またはその両方を唯一の目的とするルクセンブルグＵＣＩには、年率0.01%の減額年次税が適用される。2010年法に言及されている複数のコンパートメントを有するルクセンブルグのＵＣＩの個々のコンパートメントおよびＵＣＩ内または複数のコンパートメントを有するＵＣＩのコンパートメント内で発行される証券の個々のクラスには、年率0.01%の減額年次税が適用される。ただし、かかるコンパートメントやクラスの証券は、機関投資家によって保有されなければならない。年次税の免除は、(ｉ）それ自体が年次税の対象であるルクセンブルグＵＣＩへの投資、(ii）退職年金スキームにより保有されるＵＣＩ、そのコンパートメントまたは専用クラス、(iii）短期金融市場ＵＣＩ、ならびに(iv）取引所取引ファンドである2010年法パートⅡに服するＵＣＩＴＳおよびＵＣＩに適用される。

源泉徴収税

ファンドが受け取る利息および配当収入は、源泉国において回収不能な源泉徴収税を課せられる可能性がある。ファンドは、さらに、源泉国における自らの資産の実現済または未実現の元本の成長部分に課せられる税金の適用対象となる可能性がある。

ルクセンブルグでは、投資家が居住者である場合、ファンドから投資家へ支払われるインカム・ゲインまたはキャピタル・ゲインに源泉徴収税は課せられない。

受益者の税金

ファンドの投資家は、自らの居住国で有効な法律に従い、投資から得たインカム・ゲインおよびキャピタル・ゲインに課せられる税金の適用対象となる。

現行法下では、投資家は、ルクセンブルグのキャピタル・ゲイン、インカム・ゲインまたは源泉徴収税の適用対象ではない。ただし、(ｉ）ルクセンブルグに本籍を有する、住所を有するもしくは恒久的施設を有する者、または、(ii）租税条約により保護されないルクセンブルグ非居住者で、ファンドを通じてルクセンブルグの会社の10%以上を保有し、かつ、ファンドの受益証券の申込み後６か月未満でファンドの受益証券の買戻しをする者はこの限りではない。

ファンドは、関連国における源泉徴収税の控除後、自らのポートフォリオの資産により創出された収入を回収する。ファンドには法人格がないため、適用される源泉徴収税率の減税を受けられる可能性は、ファンドの投資家の地位による。投資家は、自らの居住国で免税されている場合または自らの居住国と証券所在国との間で締結された二重課税条約に基づく条約上の減免措置を受けられる場合、ファンドが被る源泉徴収税のうち自らの持分に応じて完全または部分的な還付を受けられる可能性がある。

米国外国口座税務コンプライアンス法（ＦＡＴＣＡ）および2016年ＯＥＣＤ共通報告基準（以下「ＣＲＳ」という。）

アメリカ合衆国において、追加雇用対策法案の一環として、2010年３月18日に、ＦＡＴＣＡが制定された。ＦＡＴＣＡには、外国金融機関（以下「ＦＦＩ」という。）であるファンドが、これに基づき、米国納税者またはＦＡＴＣＡの対象となる他の外国事業体により保有される受益証券に関する一定の情報を、米国内国歳入庁（以下「内国歳入庁」という。）に直接報告し、当該目的において追加の識別情報を集めるよう義務付ける規定が含まれる。内国歳入庁と契約を締結せず、かつ、ＦＡＴＣＡ制度を遵守する金融機関は、米国を源泉とする収益の支払およびファンドが米国を源泉とする収益を生み出す有価証券の販売を行うことによりもたらされる総手取金額に関し、30%の源泉徴収税の対象となることがある。2014年３月28日、ルクセンブルグ大公国はアメリカ合衆国との間にモデル１政府間協定（以下「ＩＧＡ」という。）を締結し、2015年７月にルクセンブルグ法にＩＧＡを導入した。

ＣＲＳは、2014年12月９日に採択された税務情報の強制的自動交換に関する理事会指令2014／107／ＥＵにより実施され、課税分野における金融口座情報の自動的交換に関する2015年12月18日法（以下「ＣＲＳ法」という。）によりルクセンブルグ法に導入された。ＣＲＳは2016年１月１日に多くのＥＵ加盟国で効力が発生した。ＣＲＳに基づき、ファンドは、ルクセンブルグ税務当局に対して、ＣＲＳ参加国における租税上の居住者である投資家が保有する受益証券に関する一定の情報を報告し、当該目的のために追加の識別情報を収集しなければならない。ＣＲＳ法に基づき、最初の情報交換は、2016年（暦年）に関する情報につき、2017年９月30日までに適用された。ＦＡＴＣＡ上およびＣＲＳ上の義務を遵守する目的において、ファンドは、自らの投資家の税務上の立場を確認するため、一定の情報を当該投資家から取得するよう義務付けられることがある。上述のようにＦＡＴＣＡ ＩＧＡに基づき、かかる投資家が、米国人所有の非米国事業体等の特定の者、もしくは非参加ＦＦＩであるか、または必要書類を提供しない場合、ファンドは、適用ある法令に従い、当該投資家に関する情報をルクセンブルグの税務当局に報告する必要があり、これにより、結果として、内国歳入庁への報告となる。ＣＲＳに基づき、投資家がＣＲＳ参加国における租税上の居住者であり、かつ必要書類を提供しない場合、適用ある法令に従い、ファンドはかかる投資家に関する情報をルクセンブルグの税務当局に対して報告する必要がある。ただし、ファンドが、ＦＡＴＣＡの規定に従い行為する場合、ＦＡＴＣＡに基づく源泉徴収税の対象とはならない。

受益者および仲介業者は、ファンドの既存の方針により、受益証券が米国人または適切なＣＲＳ情報を提供しない投資家向けの募集または販売を行っていないことに留意すべきである。米国人に対して後日受益証券を譲渡することは禁止されている。受益証券が実質的に米国人または適切なＣＲＳ情報を提供しない投資家により所有されている場合、ファンドはその裁量により強制的に当該受益証券

を買戻すことができる。受益者はさらに、ＦＡＴＣＡの法規において、特定の者の定義には、他の法規と比べて幅広い投資家を含みうることに留意すべきである。

5【運用状況】

ユーロ・シリーズ　ユーロ・ボンド、ユーロ・シリーズ　ユーロ・バランスおよびユーロ・シリーズ　ユーロ・エクイティは、2002年12月20日に運用を開始した。

ユーロ・シリーズ　ヨーロピアン・オポチュニティは、2016年４月12日に運用を開始した。

ニューマーケット・シリーズ　アジア・ボンド、ニューマーケット・シリーズ　エマージング・ボンドおよびニューマーケット・シリーズ　グレーター・チャイナ・エクイティは、2004年４月30日に運用を開始した。（ただし、ニューマーケット・シリーズ　アジア・ボンドのクラスＡ毎月分配型（米ドル）およびクラスＡ毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券の運用は、2004年11月30日に開始された。）

ニューマーケット・シリーズ　ＢＲＩＣ・エクイティは、2006年７月31日に運用を開始した。

グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールドは、2009年５月28日に運用を開始した。（ただし、グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールドの毎月分配型受益証券の運用は、2010年３月31日に開始された。）

グローバル・シリーズ　イールド・エクイティは、2006年７月31日に運用を開始した。（ただし、グローバル・シリーズ　イールド・エクイティのクラスＡ（ユーロ　ヘッジなし）受益証券、クラスＡ（豪ドル　ヘッジなし）受益証券、クラスＡ毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）受益証券およびクラスＡ毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）受益証券の運用は、2010年３月31日に開始された。）

グローバル・シリーズ　コモディティは、2010年３月31日に運用を開始した。

グローバル・シリーズ　ウェルス・プリザベーションは、2005年９月30日から運用を開始した。（ただし、クラスＡ（米ドル）受益証券およびクラスＡ（豪ドル）受益証券の運用は、2013年７月１日に開始された。）

（注１）グローバル・シリーズ　ウェルス・プリザベーションは、2013年７月１日付で運用方針が変更されている。下記の「（３）運用実績」および「（４）販売及び買戻しの実績」のうち、2013年６月末日までの実績は、変更前の旧「ニューマーケット・シリーズ　コンバージング・ヨーロッパ・ボンド」の実績を記載している。

（注２）2016年６月30日をもって、すべてのクラスＢ受益証券は、同一サブ・ファンドのクラスＡ受益証券に自動転換された。

（１）【投資状況】

資産別および地域別の投資状況（2018年12月末日現在）

＜ユーロ・シリーズ　ユーロ・ボンド＞

資産の種類	国名	時価合計（ユーロ）	投資比率（％）
外国投資信託	ルクセンブルグ	33,471,578	99.82
現金・その他の資産（負債控除後）		58,727	0.18
合計（純資産総額）		33,530,305 (約4,258百万円)	100.00

（注）投資比率とは、各サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

＜ユーロ・シリーズ　ユーロ・バランス＞

資産の種類	国名	時価合計（ユーロ）	投資比率（%）
外国投資信託	ルクセンブルグ	31,594,171	105.36
現金・その他の資産（負債控除後）		−1,608,479	−5.36
合計（純資産総額）		29,985,692 (約3,808百万円)	100.00

＜ユーロ・シリーズ　ユーロ・エクイティ＞

資産の種類	国名	時価合計（ユーロ）	投資比率（%）
外国投資信託	ルクセンブルグ	30,237,818	101.00
現金・その他の資産（負債控除後）		−300,644	−1.00
合計（純資産総額）		29,937,174 (約3,802百万円)	100.00

＜ユーロ・シリーズ　ヨーロピアン・オポチュニティ＞

資産の種類	国名	時価合計（ユーロ）	投資比率（%）
外国投資信託	ルクセンブルグ	8,172,686	100.33
現金・その他の資産（負債控除後）		−26,527	−0.33
合計（純資産総額）		8,146,159 (約1,035百万円)	100.00

＜ニューマーケット・シリーズ　アジア・ボンド＞

資産の種類	国名	時価合計（米ドル）	投資比率（%）
外国投資信託	ルクセンブルグ	28,797,257	99.55
現金・その他の資産（負債控除後）		130,238	0.45
合計（純資産総額）		28,927,496 (約3,211百万円)	100.00

＜ニューマーケット・シリーズ　エマージング・ボンド＞

資産の種類	国名	時価合計（米ドル）	投資比率（%）
外国投資信託	ルクセンブルグ	6,809,300	99.54
現金・その他の資産（負債控除後）		31,750	0.46
合計（純資産総額）		6,841,050 (約759百万円)	100.00

＜ニューマーケット・シリーズ　グレーター・チャイナ・エクイティ＞

資産の種類	国名	時価合計（米ドル）	投資比率（%）
外国投資信託	ルクセンブルグ	28,109,978	99.79
現金・その他の資産（負債控除後）		57,963	0.21
合計（純資産総額）		28,167,941 (約3,127百万円)	100.00

＜ニューマーケット・シリーズ　ＢＲＩＣ・エクイティ＞

資産の種類	国名	時価合計（米ドル）	投資比率（%）
外国投資信託	ルクセンブルグ	27,431,194	99.38
現金・その他の資産（負債控除後）		170,240	0.62
合計（純資産総額）		27,601,434 (約3,064百万円)	100.00

＜グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールド＞

資産の種類	国名	時価合計（米ドル）	投資比率（%）
外国投資信託	ルクセンブルグ	160,804,649	100.88
現金・その他の資産（負債控除後）		−1,395,450	−0.88
合計（純資産総額）		159,409,199 (約17,694百万円)	100.00

＜グローバル・シリーズ　イールド・エクイティ＞

資産の種類	国名	時価合計（米ドル）	投資比率（%）
外国投資信託	ルクセンブルグ	53,182,477	98.60
現金・その他の資産（負債控除後）		752,434	1.40
合計（純資産総額）		53,934,911 (約5,987百万円)	100.00

＜グローバル・シリーズ　コモディティ＞

資産の種類	国名	時価合計（米ドル）	投資比率（%）
外国投資信託	ルクセンブルグ	11,885,074	99.34
現金・その他の資産（負債控除後）		78,836	0.66
合計（純資産総額）		11,963,909 (約1,328百万円)	100.00

＜グローバル・シリーズ　ウェルス・プリザベーション＞

資産の種類	国名	時価合計（ユーロ）	投資比率（%）
外国投資信託	ルクセンブルグ	7,555,259	101.25
現金・その他の資産（負債控除後）		−92,978	−1.25
合計（純資産総額）		7,462,281 (約948百万円)	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】（2018年12月末日現在）

＜ユーロ・シリーズ　ユーロ・ボンド＞

順位	銘柄	国名	業種	口数（口）	取得原価（ユーロ）		時価（ユーロ）		投資比率（%）
					単価	金額	単価	金額	
1	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンド クラスＩ受益証券	ルクセンブルグ	－	1,354,074.39	19.06	25,810,287	24.72	33,471,578	99.82

＜参考情報＞

投資対象ファンド（シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンド　クラスＩ受益証券）の上位組入銘柄

組入上位5銘柄	クーポン(%)	償還日	組入比率(%)
ドイツ国債	0.5	2025年2月15日	7.16
イタリア国債	0.95	2023年3月1日	6.07
スペイン国債	0.35	2023年7月30日	4.32
ドイツ国債	1.5	2022年9月4日	3.99
イタリア国債	3.45	2048年3月1日	3.05

（注）組入比率とは、各投資対象ファンドの純資産総額に対する時価の比率をいう。以下同じ。

＜ユーロ・シリーズ　ユーロ・バランス＞

順位	銘柄	国名	業種	口数（口）	取得原価（ユーロ）		時価（ユーロ）		投資比率（%）
					単価	金額	単価	金額	
1	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティ クラスＩ受益証券	ルクセンブルグ	－	372,448.39	34.12	12,707,043	44.36	16,519,987	55.09
2	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンド クラスＩ受益証券	ルクセンブルグ	－	609,817.90	21.74	13,257,698	24.72	15,074,185	50.27

＜参考情報＞

投資対象ファンド（シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティ　クラスＩ受益証券、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンド　クラスＩ受益証券）の上位組入銘柄については、前記＜ユーロ・シリーズ　ユーロ・ボンド＞および後記＜ユーロ・シリーズ　ユーロ・エクイティ＞の＜参考情報＞を参照のこと。

＜ユーロ・シリーズ　ユーロ・エクイティ＞

順位	銘柄	国名	業種	口数（口）	取得原価（ユーロ）		時価（ユーロ）		投資比率（%）
					単価	金額	単価	金額	
1	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティ クラスＩ受益証券	ルクセンブルグ	－	681,721.29	40.06	27,312,655	44.36	30,237,818	101.00

＜参考情報＞

投資対象ファンド（シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティ　クラスＩ受益証券）の上位組入銘柄

組入上位5銘柄	業種	国名	組入比率(%)
Sanofi	ヘルスケア	フランス	5.78
Danone	生活必需品	フランス	4.58
Nokia	情報技術	フィンランド	3.79
Porsche Automobil Holding	一般消費財・サービス	ドイツ	3.65
AXA	金融	フランス	3.17

＜ユーロ・シリーズ　ヨーロピアン・オポチュニティ＞

順位	銘柄	国名	業種	口数（口）	取得原価（ユーロ）		時価（ユーロ）		投資比率（%）
					単価	金額	単価	金額	
1	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ヨーロピアン・オポチュニティ クラスＩ受益証券	ルクセンブルグ	－	74,096.85	124.79	9,246,215	110.30	8,172,686	100.33

＜参考情報＞

投資対象ファンド（シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ヨーロピアン・オポチュニティ　クラスＩ受益証券）の上位組入銘柄

組入上位5銘柄	業種	国名	組入比率(%)
Roche Holding	ヘルスケア	スイス	4.92
Royal Dutch Shell	エネルギー	イギリス	4.32
Sanofi	ヘルスケア	フランス	4.10
Koninklijke KPN	コミュニケーション・サービス	オランダ	3.85
Orange	コミュニケーション・サービス	フランス	3.71

＜ニューマーケット・シリーズ　アジア・ボンド＞

順位	銘柄	国名	業種	口数（口）	取得原価（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率（%）
					単価	金額	単価	金額	
1	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・アジア・ボンド・トータル・リターン クラスＩ受益証券	ルクセンブルグ	－	1,639,658.75	13.39	21,962,345	17.56	28,797,257	99.55

＜参考情報＞

投資対象ファンド（シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・アジア・ボンド・トータル・リターン　クラスＩ受益証券）の上位組入銘柄

組入上位5銘柄	国	通貨	組入比率(%)
Schroder ISF RMB Fixed Income	香港	米ドル	7.21
India Government Bond 8.2% 24/09/2025	インド	インド・ルピー	5.10
Thailand Government Bond 3.65% 20/06/2031	タイ	タイ・バーツ	4.30
India Government Bond 6.79% 15/05/2027	インド	インド・ルピー	4.03
United States Treasury Bill 0% 28/02/2019	米国	米ドル	3.55

＜ニューマーケット・シリーズ　エマージング・ボンド＞

順位	銘柄	国名	業種	口数（口）	取得原価（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率（%）
					単価	金額	単価	金額	
1	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・エマージング・マーケット・デット・アブソルート・リターン クラスＩ受益証券	ルクセンブルグ	－	180,083.68	30.60	5,509,668	37.81	6,809,300	99.54

＜ニューマーケット・シリーズ　グレーター・チャイナ・エクイティ＞

順位	銘柄	国名	業種	口数（口）	取得原価（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率（%）
					単価	金額	単価	金額	
1	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・グレーター・チャイナ クラスＩ受益証券	ルクセンブルグ	－	368,283.20	52.04	19,165,937	76.33	28,109,978	99.79

＜参考情報＞

投資対象ファンド（シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・グレーター・チャイナ　クラスＩ受益証券）の上位組入銘柄

組入上位5銘柄	業種	国・地域	組入比率(%)
Taiwan Semiconductor Manufacturing	情報技術	台湾	7.93
Tencent Holdings	コミュニケーション・サービス	中国	7.85
Alibaba Group Holding	一般消費財・サービス	中国	5.16
China Construction Bank	金融	中国	4.30
Industrial & Commercial Bank of China	金融	中国	3.55

＜ニューマーケット・シリーズ　ＢＲＩＣ・エクイティ＞

順位	銘柄	国名	業種	口数（口）	取得原価（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率（%）
					単価	金額	単価	金額	
1	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ＢＲＩＣ クラスＩ受益証券	ルクセンブルグ	－	98,607.28	225.41	22,226,952	278.19	27,431,194	99.38

＜参考情報＞

投資対象ファンド（シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ＢＲＩＣ　クラスＩ受益証券）の上位組入銘柄

組入上位5銘柄	業種	国名	組入比率(%)
Tencent Holdings	コミュニケーション・サービス	中国	8.49
China Construction Bank	金融	中国	7.98
Alibaba Group Holding	一般消費財・サービス	中国	7.85
HDFC Bank	金融	インド	4.80
Infosys	情報技術	インド	4.48

＜グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールド＞

順位	銘柄	国名	業種	口数（口）	取得原価（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率（%）
					単価	金額	単価	金額	
1	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・グローバル・ハイイールド クラスＩ受益証券	ルクセンブルグ	－	3,138,444.51	48.01	150,688,759	51.24	160,804,649	100.88

＜参考情報＞

投資対象ファンド（シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・グローバル・ハイイールド　クラスＩ受益証券）の上位組入銘柄

組入上位5銘柄	業種	クーポン(%)	満期日	格付		国名	組入比率(%)
				Moody's	S&P		
Sprint	無線通信	7.125	2024年6月15日	B3	B	米国	1.22
BWAY Holding	包装	7.25	2025年4月15日	Caa2	CCC+	米国	1.14
L Brands	小売	6.75	2036年7月1日	Ba1	BB	米国	1.06
Golden Nugget	レストラン	6.75	2024年10月15日	B3	CCC+	米国	1.05
Post Holdings	食品・飲料	5.00	2026年8月15日	B3	B+	米国	1.04

＜グローバル・シリーズ　イールド・エクイティ＞

順位	銘柄	国名	業種	口数（口）	取得原価（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率（%）
					単価	金額	単価	金額	
1	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・グローバル・エクイティ・イールド クラスＩ受益証券	ルクセンブルグ	－	239,517.58	205.30	49,172,983	222.04	53,182,477	98.60

＜参考情報＞

投資対象ファンド（シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・グローバル・エクイティ・イールド　クラスＩ受益証券）の上位組入銘柄

組入上位5銘柄	国名	業種	組入比率(%)
Pearson	イギリス	コミュニケーション･サービス	5.99
Sanofi	フランス	ヘルスケア	5.70
South32	オーストラリア	素材	5.38
Eni	イタリア	エネルギー	4.96
American International Group	米国	金融	4.78

＜グローバル・シリーズ　コモディティ＞

順位	銘柄	国名	業種	口数（口）	取得原価（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率（%）
					単価	金額	単価	金額	
1	シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズ・コモディティ・ファンド クラスX受益証券	ルクセンブルグ	－	151,019.19	97.02	14,652,109	78.70	11,885,074	99.34

＜参考情報＞

投資対象ファンド（シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズ・コモディティ・ファンド　クラスX受益証券）の上位組入銘柄

組入上位5コモディティ	セクター	組入比率(%)
金	金属	16.5
原油	エネルギー	14.6
天然ガス	エネルギー	10.6
とうもろこし	農産物	8.9
大豆関連	農産物	8.9

＜グローバル・シリーズ　ウェルス・プリザベーション＞

順位	銘柄	国名	業種	口数（口）	取得原価（ユーロ）		時価（ユーロ）		投資比率（%）
					単価	金額	単価	金額	
1	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ウェルス・プリザベーション クラスＩ受益証券	ルクセンブルグ	－	320,745.37	22.23	7,129,929	23.56	7,555,259	101.25

②【投資不動産物件】（2018年12月末日現在）

該当事項なし。

③【その他投資資産の主要なもの】（2018年12月末日現在）

該当事項なし。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

2018年12月末日および同日前１年以内における各月末ならびに下記会計年度末の純資産の推移は、以下の通りである。

＜ユーロ・シリーズ　ユーロ・ボンド＞

	純資産総額		１口当たり純資産価格		
	ユーロ	千円	クラス	クラスの通貨	円
第７会計年度末 (2009年９月30日)	63,418,376	8,054,134	A（ユーロ）	12.461ユーロ	1,583
			B（ユーロ）	12.046ユーロ	1,530
			A（円）	1,017円	－
			B（円）	986円	－
第８会計年度末 (2010年９月30日)	68,096,900	8,648,306	A（ユーロ）	13.514ユーロ	1,716
			B（ユーロ）	12.998ユーロ	1,651
			A（円）	1,097円	－
			B（円）	1,059円	－
第９会計年度末 (2011年９月30日)	55,929,552	7,103,053	A（ユーロ）	13.294ユーロ	1,688
			B（ユーロ）	12.723ユーロ	1,616
			A（円）	1,067円	－
			B（円）	1,025円	－
第10会計年度末 (2012年９月30日)	55,578,536	7,058,474	A（ユーロ）	14.738ユーロ	1,872
			B（ユーロ）	14.034ユーロ	1,782
			A（円）	1,179円	－
			B（円）	1,127円	－
第11会計年度末 (2013年９月30日)	46,257,290	5,874,676	A（ユーロ）	15.363ユーロ	1,951
			B（ユーロ）	14.557ユーロ	1,849
			A（円）	1,232円	－
			B（円）	1,171円	－
第12会計年度末 (2014年９月30日)	46,212,090	5,868,935	A（ユーロ）	16.831ユーロ	2,138
			B（ユーロ）	15.868ユーロ	2,015
			A（円）	1,346円	－
			B（円）	1,273円	－
第13会計年度末 (2015年９月30日)	44,280,689	5,623,648	A（ユーロ）	17.019ユーロ	2,161
			B（ユーロ）	15.966ユーロ	2,028
			A（円）	1,357円	－
			B（円）	1,277円	－
第14会計年度末 (2016年９月30日)	45,377,887	5,762,992	A（ユーロ）	17.979ユーロ	2,283
			A（円）	1,435円	－
第15会計年度末 (2017年９月30日)	37,284,213	4,735,095	A（ユーロ）	17.525ユーロ	2,226
			A（円）	1,402円	－

	純資産総額		１口当たり純資産価格		
	ユーロ	千円	クラス	クラスの通貨	円
第16会計年度末 （2018年９月30日）	34,052,080	4,324,614	A（ユーロ）	17.438ユーロ	2,215
			A（円）	1,399円	－
2018年１月末日	36,446,367	4,628,689	A（ユーロ）	17.684ユーロ	2,246
			A（円）	1,416円	－
2018年２月末日	36,125,503	4,587,939	A（ユーロ）	17.689ユーロ	2,247
			A（円）	1,417円	－
2018年３月末日	35,985,150	4,570,114	A（ユーロ）	17.785ユーロ	2,259
			A（円）	1,425円	－
2018年４月末日	36,301,409	4,610,279	A（ユーロ）	17.812ユーロ	2,262
			A（円）	1,427円	－
2018年５月末日	35,521,631	4,511,247	A（ユーロ）	17.523ユーロ	2,225
			A（円）	1,405円	－
2018年６月末日	34,982,673	4,442,799	A（ユーロ）	17.616ユーロ	2,237
			A（円）	1,412円	－
2018年７月末日	34,643,990	4,399,787	A（ユーロ）	17.588ユーロ	2,234
			A（円）	1,410円	－
2018年８月末日	34,252,912	4,350,120	A（ユーロ）	17.447ユーロ	2,216
			A（円）	1,400円	－
2018年９月末日	34,052,080	4,324,614	A（ユーロ）	17.438ユーロ	2,215
			A（円）	1,399円	－
2018年10月末日	34,076,351	4,327,697	A（ユーロ）	17.416ユーロ	2,212
			A（円）	1,398円	－
2018年11月末日	33,754,606	4,286,835	A（ユーロ）	17.356ユーロ	2,204
			A（円）	1,393円	－
2018年12月末日	33,530,305	4,258,349	A（ユーロ）	17.359ユーロ	2,205
			A（円）	1,393円	－

＜参考情報＞

■ １口当たり純資産価格の推移

■ 純資産総額の推移(サブ・ファンド)

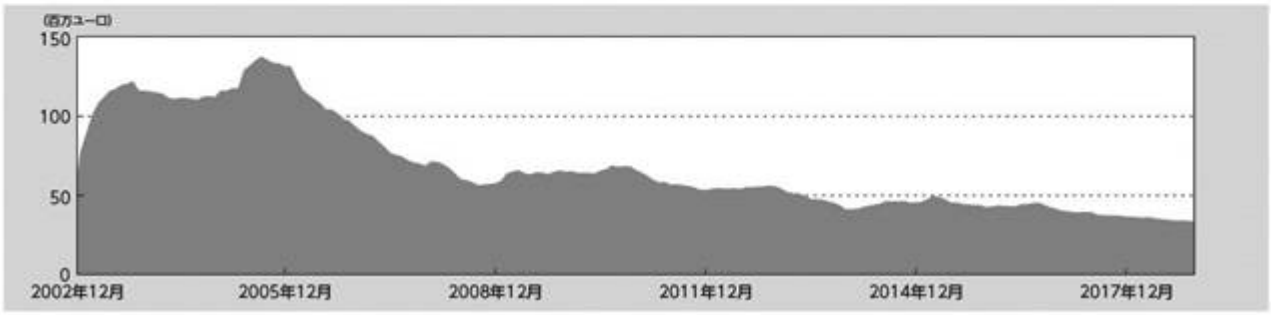

（注）サブ・ファンドの運用実績は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を約束、示唆または保証するものではない。以下同じ。

＜ユーロ・シリーズ　ユーロ・バランス＞

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	ユーロ	千円	クラス	クラスの通貨	円
第７会計年度末 (2009年９月30日)	68,638,892	8,717,139	A（ユーロ）	14.179ユーロ	1,801
			B（ユーロ）	13.708ユーロ	1,741
			A（円）	1,210円	－
			B（円）	1,179円	－
第８会計年度末 (2010年９月30日)	59,915,875	7,609,316	A（ユーロ）	14.610ユーロ	1,855
			B（ユーロ）	14.054ユーロ	1,785
			A（円）	1,255円	－
			B（円）	1,216円	－
第９会計年度末 (2011年９月30日)	46,202,080	5,867,664	A（ユーロ）	13.412ユーロ	1,703
			B（ユーロ）	12.837ユーロ	1,630
			A（円）	1,149円	－
			B（円）	1,108円	－
第10会計年度末 (2012年９月30日)	47,771,813	6,067,020	A（ユーロ）	15.799ユーロ	2,006
			B（ユーロ）	15.047ユーロ	1,911
			A（円）	1,360円	－
			B（円）	1,306円	－
第11会計年度末 (2013年９月30日)	39,853,559	5,061,402	A（ユーロ）	18.081ユーロ	2,296
			B（ユーロ）	17.134ユーロ	2,176
			A（円）	1,563円	－
			B（円）	1,492円	－
第12会計年度末 (2014年９月30日)	37,162,365	4,719,620	A（ユーロ）	19.863ユーロ	2,523
			B（ユーロ）	18.729ユーロ	2,379
			A（円）	1,716円	－
			B（円）	1,630円	－
第13会計年度末 (2015年９月30日)	33,894,897	4,304,652	A（ユーロ）	20.897ユーロ	2,654
			B（ユーロ）	19.606ユーロ	2,490
			A（円）	1,802円	－
			B（円）	1,721円	－
第14会計年度末 (2016年９月30日)	32,465,374	4,123,102	A（ユーロ）	21.563ユーロ	2,739
			A（円）	1,871円	－
第15会計年度末 (2017年９月30日)	30,141,092	3,827,919	A（ユーロ）	23.835ユーロ	3,027
			A（円）	2,077円	－
第16会計年度末 (2018年９月30日)	35,148,347	4,463,840	A（ユーロ）	23.495ユーロ	2,984
			A（円）	2,057円	－

	純資産総額		１口当たり純資産価格		
	ユーロ	千円	クラス	クラスの通貨	円
2018年１月末日	32,314,740	4,103,972	A（ユーロ）	24.338ユーロ	3,091
			A（円）	2,124円	－
2018年２月末日	32,282,083	4,099,825	A（ユーロ）	24.059ユーロ	3,055
			A（円）	2,100円	－
2018年３月末日	32,502,769	4,127,852	A（ユーロ）	23.729ユーロ	3,014
			A（円）	2,072円	－
2018年４月末日	33,151,140	4,210,195	A（ユーロ）	24.165ユーロ	3,069
			A（円）	2,111円	－
2018年５月末日	34,250,469	4,349,810	A（ユーロ）	23.948ユーロ	3,041
			A（円）	2,093円	－
2018年６月末日	36,148,370	4,590,843	A（ユーロ）	23.579ユーロ	2,995
			A（円）	2,061円	－
2018年７月末日	36,652,578	4,654,877	A（ユーロ）	24.035ユーロ	3,052
			A（円）	2,102円	－
2018年８月末日	35,874,024	4,556,001	A（ユーロ）	23.618ユーロ	2,999
			A（円）	2,067円	－
2018年９月末日	35,148,347	4,463,840	A（ユーロ）	23.495ユーロ	2,984
			A（円）	2,057円	－
2018年10月末日	33,659,738	4,274,787	A（ユーロ）	22.458ユーロ	2,852
			A（円）	1,967円	－
2018年11月末日	33,108,416	4,204,769	A（ユーロ）	22.099ユーロ	2,807
			A（円）	1,937円	－
2018年12月末日	29,985,692	3,808,183	A（ユーロ）	21.222ユーロ	2,695
			A（円）	1,860円	－

＜参考情報＞

■ １口当たり純資産価格の推移

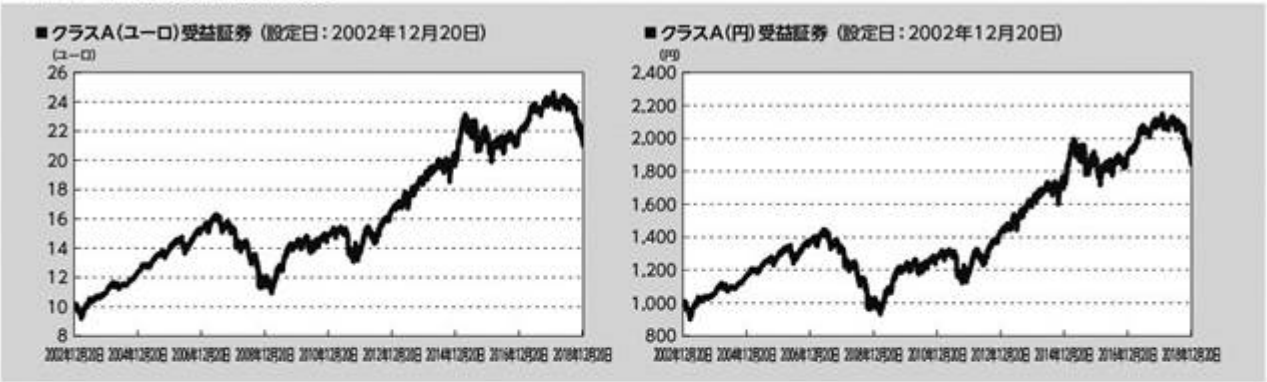

■ 純資産総額の推移(サブ・ファンド)

＜ユーロ・シリーズ　ユーロ・エクイティ＞

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	ユーロ	千円	クラス	クラスの通貨	円
第７会計年度末 (2009年９月30日)	50,184,359	6,373,414	A（ユーロ）	15.014ユーロ	1,907
			B（ユーロ）	14.514ユーロ	1,843
			A（円）	1,321円	―
			B（円）	1,273円	―
第８会計年度末 (2010年９月30日)	50,660,068	6,433,829	A（ユーロ）	14.741ユーロ	1,872
			B（ユーロ）	14.179ユーロ	1,801
			A（円）	1,321円	―
			B（円）	1,267円	―
第９会計年度末 (2011年９月30日)	36,613,387	4,649,900	A（ユーロ）	12.379ユーロ	1,572
			B（ユーロ）	11.848ユーロ	1,505
			A（円）	1,116円	―
			B（円）	1,065円	―
第10会計年度末 (2012年９月30日)	40,636,221	5,160,800	A（ユーロ）	15.537ユーロ	1,973
			B（ユーロ）	14.796ユーロ	1,879
			A（円）	1,420円	―
			B（円）	1,348円	―
第11会計年度末 (2013年９月30日)	38,125,384	4,841,924	A（ユーロ）	19.082ユーロ	2,423
			B（ユーロ）	18.081ユーロ	2,296
			A（円）	1,757円	―
			B（円）	1,660円	―
第12会計年度末 (2014年９月30日)	42,269,570	5,368,235	A（ユーロ）	21.057ユーロ	2,674
			B（ユーロ）	19.853ユーロ	2,521
			A（円）	1,943円	―
			B（円）	1,835円	―
第13会計年度末 (2015年９月30日)	56,033,768	7,116,289	A（ユーロ）	22.700ユーロ	2,883
			B（ユーロ）	21.295ユーロ	2,704
			A（円）	2,093円	―
			B（円）	1,966円	―
第14会計年度末 (2016年９月30日)	50,606,844	6,427,069	A（ユーロ）	23.057ユーロ	2,928
			A（円）	2,146円	―
第15会計年度末 (2017年９月30日)	38,252,335	4,858,047	A（ユーロ）	27.880ユーロ	3,541
			A（円）	2,613円	―
第16会計年度末 (2018年９月30日)	36,952,740	4,692,998	A（ユーロ）	27.333ユーロ	3,471
			A（円）	2,575円	―

	純資産総額		１口当たり純資産価格		
	ユーロ	千円	クラス	クラスの通貨	円
2018年１月末日	38,831,784	4,931,637	A（ユーロ）	28.723ユーロ	3,648
			A（円）	2,695円	－
2018年２月末日	38,440,348	4,881,924	A（ユーロ）	28.151ユーロ	3,575
			A（円）	2,643円	－
2018年３月末日	37,721,723	4,790,659	A（ユーロ）	27.371ユーロ	3,476
			A（円）	2,571円	－
2018年４月末日	38,057,576	4,833,312	A（ユーロ）	28.233ユーロ	3,586
			A（円）	2,652円	－
2018年５月末日	38,390,742	4,875,624	A（ユーロ）	28.137ユーロ	3,573
			A（円）	2,646円	－
2018年６月末日	37,223,934	4,727,440	A（ユーロ）	27.272ユーロ	3,464
			A（円）	2,565円	－
2018年７月末日	38,582,032	4,899,918	A（ユーロ）	28.255ユーロ	3,588
			A（円）	2,658円	－
2018年８月末日	37,485,938	4,760,714	A（ユーロ）	27.571ユーロ	3,502
			A（円）	2,597円	－
2018年９月末日	36,952,740	4,692,998	A（ユーロ）	27.333ユーロ	3,471
			A（円）	2,575円	－
2018年10月末日	34,299,281	4,356,009	A（ユーロ）	25.240ユーロ	3,205
			A（円）	2,380円	－
2018年11月末日	32,614,441	4,142,034	A（ユーロ）	24.578ユーロ	3,121
			A（円）	2,319円	－
2018年12月末日	29,937,174	3,802,021	A（ユーロ）	22.814ユーロ	2,897
			A（円）	2,153円	－

＜参考情報＞

■ １口当たり純資産価格の推移

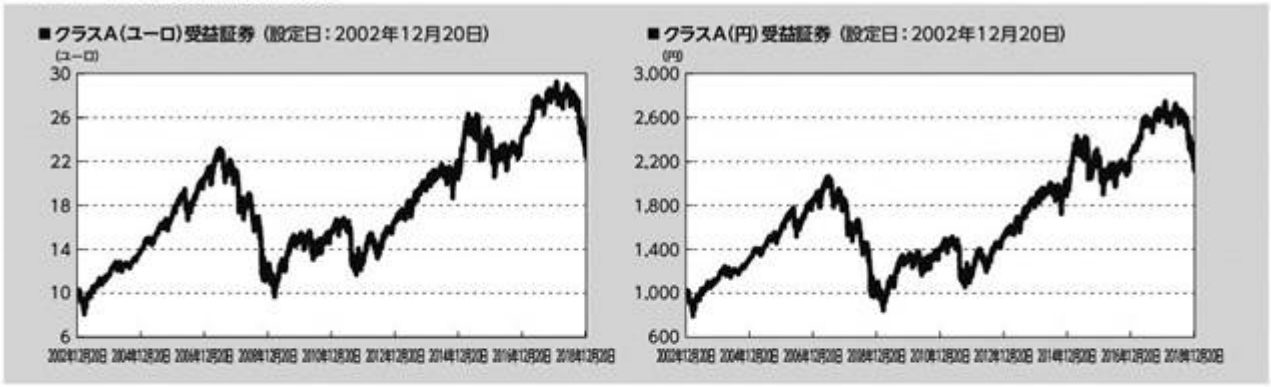

■ 純資産総額の推移(サブ・ファンド)

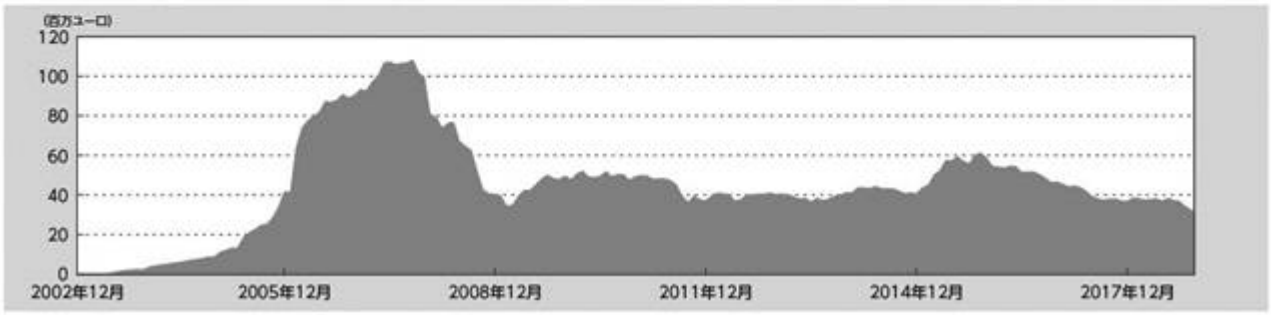

＜ユーロ・シリーズ　ヨーロピアン・オポチュニティ＞

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	ユーロ	千円	クラス	クラスの通貨	円
第14会計年度末 （2016年９月30日）	7,904,734	1,003,901	A（米ドル）	10.027米ドル	1,113
			A（ユーロ）	9.948ユーロ	1,263
			A（円）	1,004円	－
第15会計年度末 （2017年９月30日）	4,765,987	605,280	A（米ドル）	11.542米ドル	1,281
			A（ユーロ）	11.280ユーロ	1,433
			A（円）	1,144円	－
第16会計年度末 （2018年９月30日）	10,339,508	1,313,118	A（米ドル）	11.402米ドル	1,266
			A（ユーロ）	10.878ユーロ	1,382
			A（円）	1,109円	－
2018年１月末日	7,664,023	973,331	A（米ドル）	12.006米ドル	1,333
			A（ユーロ）	11.652ユーロ	1,480
			A（円）	1,184円	－
2018年２月末日	9,380,195	1,191,285	A（米ドル）	11.496米ドル	1,276
			A（ユーロ）	11.137ユーロ	1,414
			A（円）	1,132円	－
2018年３月末日	9,357,057	1,188,346	A（米ドル）	11.131米ドル	1,236
			A（ユーロ）	10.762ユーロ	1,367
			A（円）	1,094円	－
2018年４月末日	9,953,731	1,264,124	A（米ドル）	11.646米ドル	1,293
			A（ユーロ）	11.243ユーロ	1,428
			A（円）	1,144円	－
2018年５月末日	9,598,113	1,218,960	A（米ドル）	11.672米ドル	1,296
			A（ユーロ）	11.240ユーロ	1,427
			A（円）	1,144円	－
2018年６月末日	10,364,498	1,316,291	A（米ドル）	11.455米ドル	1,272
			A（ユーロ）	11.008ユーロ	1,398
			A（円）	1,121円	－
2018年７月末日	10,572,926	1,342,762	A（米ドル）	11.650米ドル	1,293
			A（ユーロ）	11.171ユーロ	1,419
			A（円）	1,138円	－
2018年８月末日	10,346,124	1,313,958	A（米ドル）	11.404米ドル	1,266
			A（ユーロ）	10.905ユーロ	1,385
			A（円）	1,112円	－
2018年９月末日	10,339,508	1,313,118	A（米ドル）	11.402米ドル	1,266
			A（ユーロ）	10.878ユーロ	1,382
			A（円）	1,109円	－

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	ユーロ	千円	クラス	クラスの通貨	円
2018年10月末日	9,899,810	1,257,276	A（米ドル）	10.844米ドル	1,204
			A（ユーロ）	10.323ユーロ	1,311
			A（円）	1,053円	―
2018年11月末日	8,829,360	1,121,329	A（米ドル）	10.799米ドル	1,199
			A（ユーロ）	10.255ユーロ	1,302
			A（円）	1,047円	―
2018年12月末日	8,146,159	1,034,562	A（米ドル）	9.998米ドル	1,110
			A（ユーロ）	9.470ユーロ	1,203
			A（円）	967円	―

（注）ユーロ・シリーズ　ヨーロピアン・オポチュニティは、2016年４月12日に運用を開始した。

＜参考情報＞

■ １口当たり純資産価格の推移

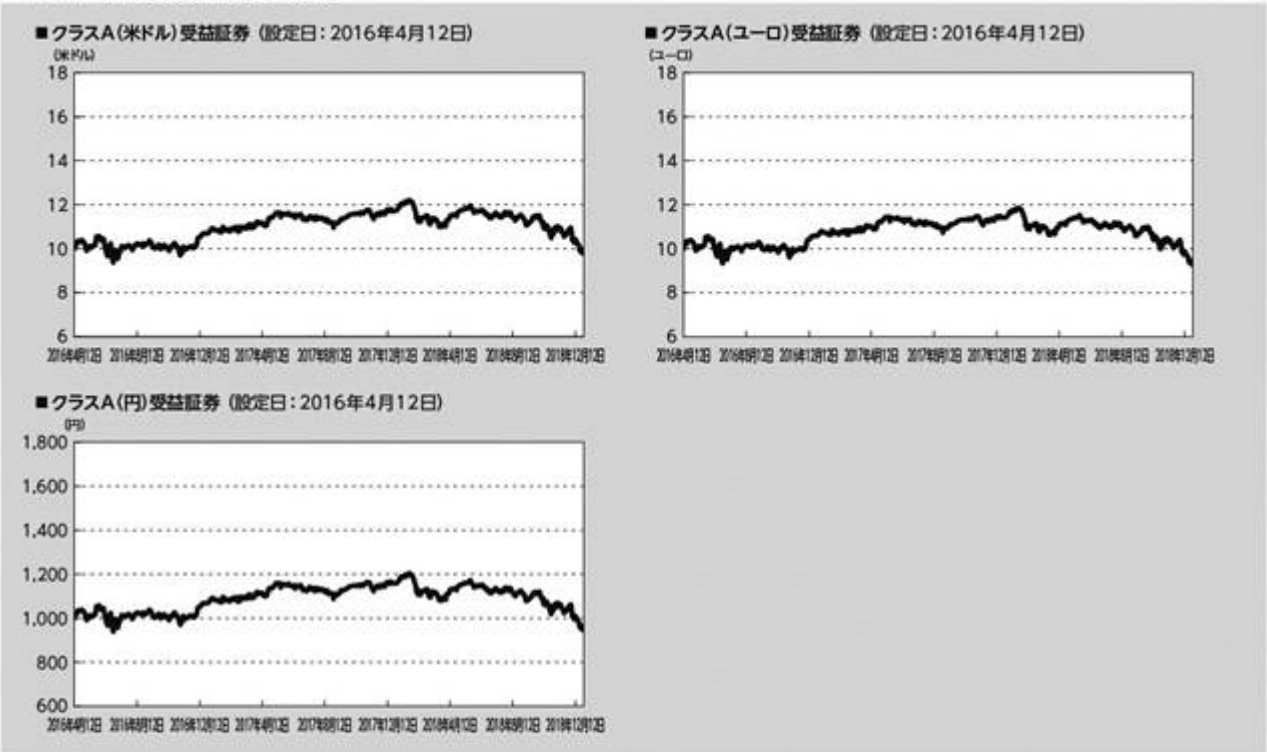

■ 純資産総額の推移(サブ・ファンド)

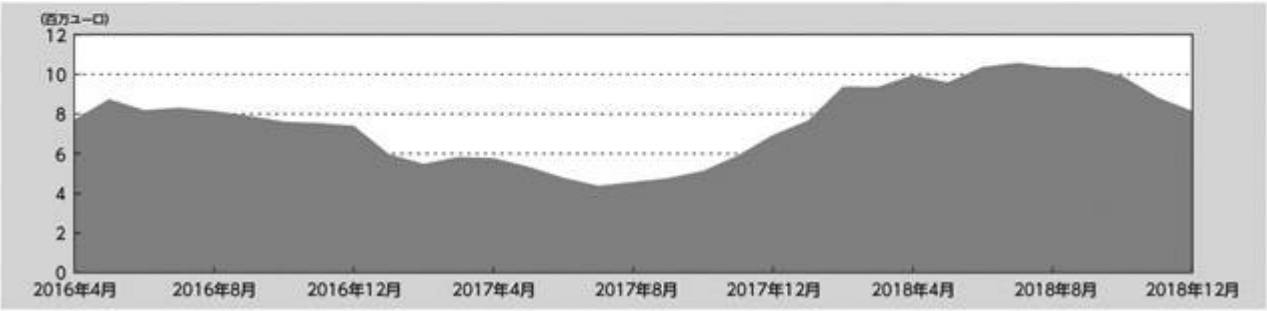

＜ニューマーケット・シリーズ　アジア・ボンド＞

	純資産総額		１口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
第７会計年度末 （2009年９月30日）	150,280,165	16,681,098	A（米ドル）	11.743米ドル	1,303
			B（米ドル）	11.429米ドル	1,269
			A（円）	977円	－
			B（円）	951円	－
			A毎月分配型 （米ドル）	8.376米ドル	930
			A毎月分配型 （円　ヘッジなし）	739円	－
第８会計年度末 （2010年９月30日）	154,792,693	17,181,989	A（米ドル）	12.955米ドル	1,438
			B（米ドル）	12.546米ドル	1,393
			A（円）	1,071円	－
			B（円）	1,038円	－
			A毎月分配型 （米ドル）	8.599米ドル	954
			A毎月分配型 （円　ヘッジなし）	697円	－
第９会計年度末 （2011年９月30日）	120,877,215	13,417,371	A（米ドル）	12.044米ドル	1,337
			B（米ドル）	11.606米ドル	1,288
			A（円）	992円	－
			B（円）	956円	－
			A毎月分配型 （米ドル）	7.416米ドル	823
			A毎月分配型 （円　ヘッジなし）	543円	－
第10会計年度末 （2012年９月30日）	120,100,937	13,331,204	A（米ドル）	13.084米ドル	1,452
			B（米ドル）	12.544米ドル	1,392
			A（円）	1,073円	－
			B（円）	1,028円	－
			A毎月分配型 （米ドル）	7.523米ドル	835
			A毎月分配型 （円　ヘッジなし）	543円	－

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
第11会計年度末 (2013年９月30日)	97,225,250	10,792,003	A（米ドル）	12.717米ドル	1,412
			B（米ドル）	12.132米ドル	1,347
			A（円）	1,040円	－
			B（円）	992円	－
			A毎月分配型 （米ドル）	6.849米ドル	760
			A毎月分配型 （円　ヘッジなし）	615円	－
第12会計年度末 (2014年９月30日)	72,019,633	7,994,179	A（米ドル）	12.985米ドル	1,441
			B（米ドル）	12.326米ドル	1,368
			A（円）	1,059円	－
			B（円）	1,005円	－
			A毎月分配型 （米ドル）	6.507米ドル	722
			A毎月分配型 （円　ヘッジなし）	654円	－
第13会計年度末 (2015年９月30日)	49,862,293	5,534,715	A（米ドル）	12.355米ドル	1,371
			B（米ドル）	11.669米ドル	1,295
			A（円）	1,003円	－
			B（円）	948円	－
			A毎月分配型 （米ドル）	5.731米ドル	636
			A毎月分配型 （円　ヘッジなし）	634円	－
第14会計年度末 (2016年９月30日)	43,401,235	4,817,537	A（米ドル）	12.861米ドル	1,428
			A（円）	1,034円	－
			A毎月分配型 （米ドル）	5.476米ドル	608
			A毎月分配型 （円　ヘッジなし）	512円	－
第15会計年度末 (2017年９月30日)	34,490,721	3,828,470	A（米ドル）	12.904米ドル	1,432
			A（円）	1,022円	－
			A毎月分配型 （米ドル）	5.009米ドル	556
			A毎月分配型 （円　ヘッジなし）	521円	－
第16会計年度末 (2018年９月30日)	29,165,989	3,237,425	A（米ドル）	12.629米ドル	1,402
			A（円）	978円	－
			A毎月分配型 （米ドル）	4.433米ドル	492
			A毎月分配型 （円　ヘッジなし）	466円	－

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
2018年1月末日	33,586,794	3,728,134	A（米ドル）	13.132米ドル	1,458
			A（円）	1,033円	―
			A毎月分配型（米ドル）	4.937米ドル	548
			A毎月分配型（円　ヘッジなし）	499円	―
2018年2月末日	33,073,698	3,671,180	A（米ドル）	13.007米ドル	1,444
			A（円）	1,022円	―
			A毎月分配型（米ドル）	4.850米ドル	538
			A毎月分配型（円　ヘッジなし）	481円	―
2018年3月末日	32,652,355	3,624,411	A（米ドル）	13.032米ドル	1,447
			A（円）	1,021円	―
			A毎月分配型（米ドル）	4.819米ドル	535
			A毎月分配型（円　ヘッジなし）	476円	―
2018年4月末日	32,008,243	3,552,915	A（米ドル）	12.917米ドル	1,434
			A（円）	1,011円	―
			A毎月分配型（米ドル）	4.737米ドル	526
			A毎月分配型（円　ヘッジなし）	480円	―
2018年5月末日	31,500,811	3,496,590	A（米ドル）	12.856米ドル	1,427
			A（円）	1,004円	―
			A毎月分配型（米ドル）	4.674米ドル	519
			A毎月分配型（円　ヘッジなし）	472円	―
2018年6月末日	30,628,056	3,399,714	A（米ドル）	12.647米ドル	1,404
			A（円）	985円	―
			A毎月分配型（米ドル）	4.559米ドル	506
			A毎月分配型（円　ヘッジなし）	468円	―

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
2018年７月末日	29,913,836	3,320,436	A（米ドル）	12.696米ドル	1,409
			A（円）	987円	―
			A毎月分配型（米ドル）	4.537米ドル	504
			A毎月分配型（円　ヘッジなし）	469円	―
2018年８月末日	29,681,419	3,294,638	A（米ドル）	12.711米ドル	1,411
			A（円）	986円	―
			A毎月分配型（米ドル）	4.502米ドル	500
			A毎月分配型（円　ヘッジなし）	463円	―
2018年９月末日	29,165,989	3,237,425	A（米ドル）	12.629米ドル	1,402
			A（円）	978円	―
			A毎月分配型（米ドル）	4.433米ドル	492
			A毎月分配型（円　ヘッジなし）	466円	―
2018年10月末日	28,472,358	3,160,432	A（米ドル）	12.531米ドル	1,391
			A（円）	968円	―
			A毎月分配型（米ドル）	4.358米ドル	484
			A毎月分配型（円　ヘッジなし）	459円	―
2018年11月末日	28,714,344	3,187,292	A（米ドル）	12.742米ドル	1,414
			A（円）	982円	―
			A毎月分配型（米ドル）	4.392米ドル	488
			A毎月分配型（円　ヘッジなし）	463円	―
2018年12月末日	28,927,496	3,210,952	A（米ドル）	12.875米ドル	1,429
			A（円）	989円	―
			A毎月分配型（米ドル）	4.397米ドル	488
			A毎月分配型（円　ヘッジなし）	451円	―

＜参考情報＞

■ 1口当たり純資産価格の推移

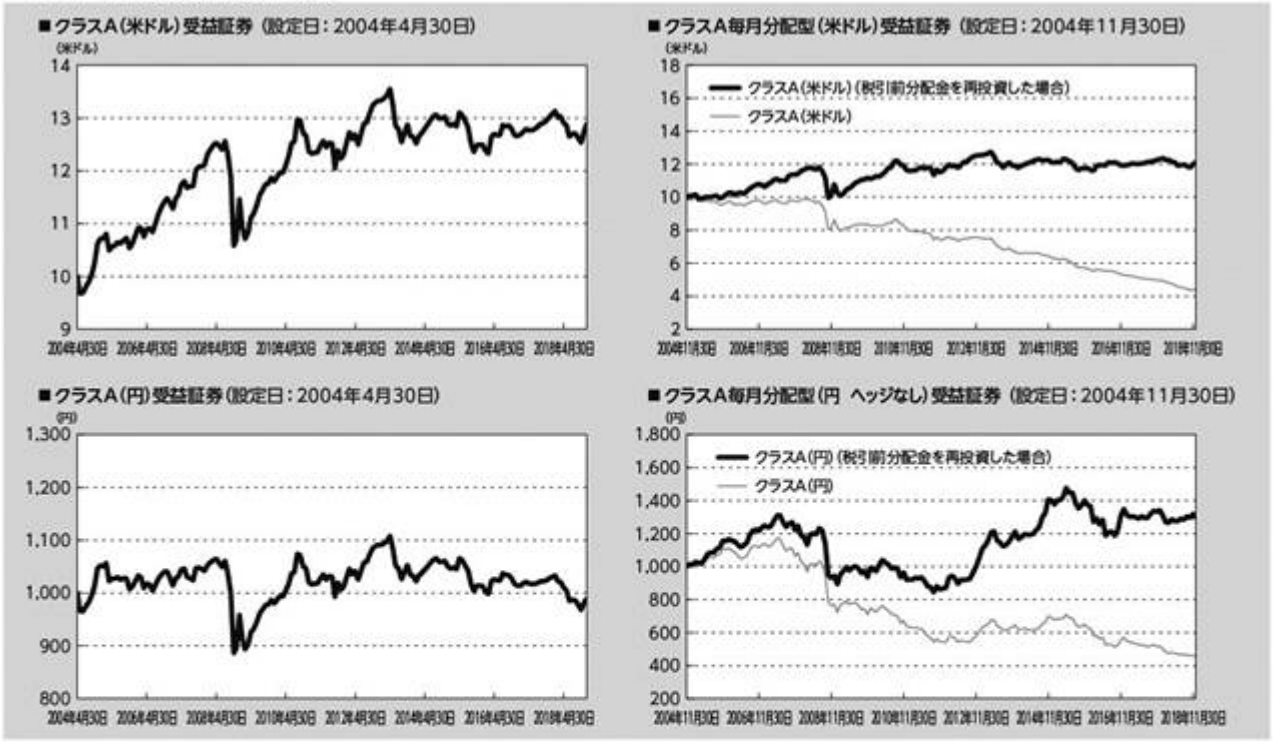

(注)税引前分配金を再投資した場合の1口当たり純資産価格は、課税前分配金を再投資した場合の1口当たり純資産価格である。

■ 純資産総額の推移(サブ・ファンド)

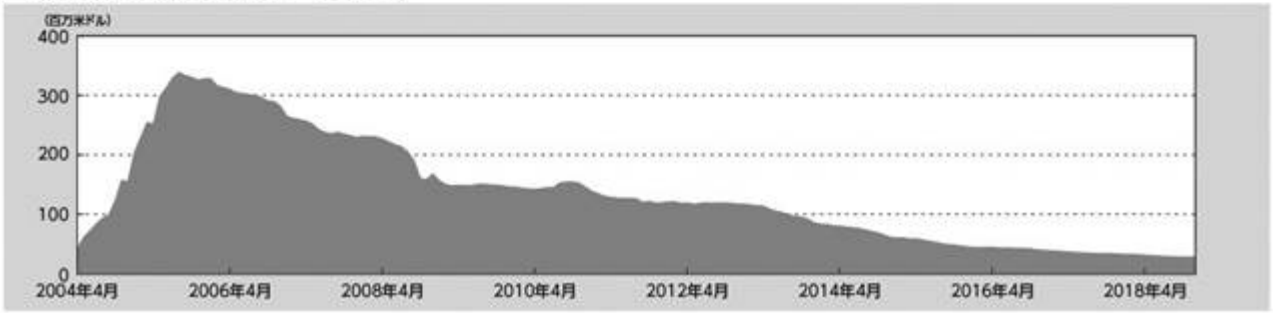

次へ

＜ニューマーケット・シリーズ　エマージング・ボンド＞

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
第7会計年度末 (2009年9月30日)	32,751,295	3,635,394	A（米ドル）	14.402米ドル	1,599
			B（米ドル）	14.017米ドル	1,556
			A（円）	1,202円	―
			B（円）	1,170円	―
第8会計年度末 (2010年9月30日)	32,496,352	3,607,095	A（米ドル）	14.786米ドル	1,641
			B（米ドル）	14.319米ドル	1,589
			A（円）	1,228円	―
			B（円）	1,189円	―
第9会計年度末 (2011年9月30日)	26,450,718	2,936,030	A（米ドル）	14.387米ドル	1,597
			B（米ドル）	13.863米ドル	1,539
			A（円）	1,189円	―
			B（円）	1,146円	―
第10会計年度末 (2012年9月30日)	23,416,705	2,599,254	A（米ドル）	14.115米ドル	1,567
			B（米ドル）	13.534米ドル	1,502
			A（円）	1,161円	―
			B（円）	1,113円	―
第11会計年度末 (2013年9月30日)	17,957,602	1,993,294	A（米ドル）	14.479米ドル	1,607
			B（米ドル）	13.813米ドル	1,533
			A（円）	1,189円	―
			B（円）	1,134円	―
第12会計年度末 (2014年9月30日)	13,723,910	1,523,354	A（米ドル）	14.427米ドル	1,601
			B（米ドル）	13.695米ドル	1,520
			A（円）	1,180円	―
			B（円）	1,121円	―
第13会計年度末 (2015年9月30日)	9,793,530	1,087,082	A（米ドル）	13.395米ドル	1,487
			B（米ドル）	12.653米ドル	1,404
			A（円）	1,090円	―
			B（円）	1,030円	―
第14会計年度末 (2016年9月30日)	9,331,056	1,035,747	A（米ドル）	14.486米ドル	1,608
			A（円）	1,167円	―
第15会計年度末 (2017年9月30日)	8,440,857	936,935	A（米ドル）	14.910米ドル	1,655
			A（円）	1,182円	―
第16会計年度末 (2018年9月30日)	6,789,558	753,641	A（米ドル）	14.032米ドル	1,558
			A（円）	1,087円	―

	純資産総額		１口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
2018年１月末日	8,498,209	943,301	A（米ドル）	15.365米ドル	1,706
			A（円）	1,209円	－
2018年２月末日	8,389,866	931,275	A（米ドル）	15.207米ドル	1,688
			A（円）	1,196円	－
2018年３月末日	8,432,742	936,034	A（米ドル）	15.281米ドル	1,696
			A（円）	1,199円	－
2018年４月末日	7,854,593	871,860	A（米ドル）	14.899米ドル	1,654
			A（円）	1,167円	－
2018年５月末日	7,524,395	835,208	A（米ドル）	14.540米ドル	1,614
			A（円）	1,136円	－
2018年６月末日	7,408,190	822,309	A（米ドル）	14.356米ドル	1,594
			A（円）	1,119円	－
2018年７月末日	7,238,158	803,436	A（米ドル）	14.439米ドル	1,603
			A（円）	1,123円	－
2018年８月末日	6,862,037	761,686	A（米ドル）	14.006米ドル	1,555
			A（円）	1,087円	－
2018年９月末日	6,789,558	753,641	A（米ドル）	14.032米ドル	1,558
			A（円）	1,087円	－
2018年10月末日	6,791,775	753,887	A（米ドル）	14.068米ドル	1,562
			A（円）	1,088円	－
2018年11月末日	6,821,148	757,147	A（米ドル）	14.147米ドル	1,570
			A（円）	1,092円	－
2018年12月末日	6,841,050	759,357	A（米ドル）	14.178米ドル	1,574
			A（円）	1,090円	－

＜参考情報＞

■ １口当たり純資産価格の推移

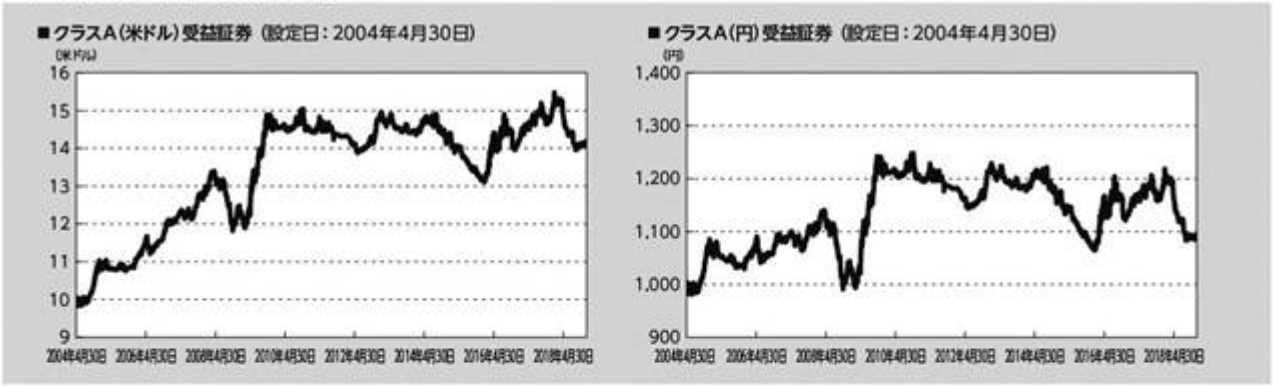

■ 純資産総額の推移(サブ・ファンド)

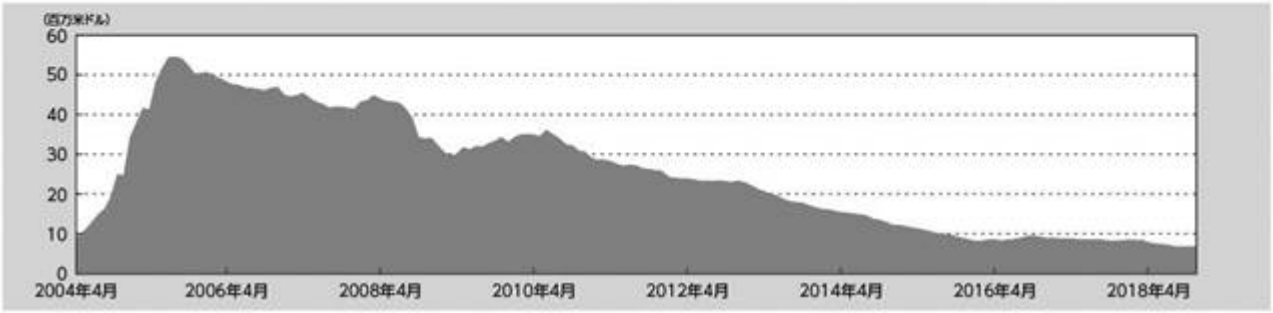

＜ニューマーケット・シリーズ　グレーター・チャイナ・エクイティ＞

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
第7会計年度末 (2009年9月30日)	108,349,539	12,026,799	A（米ドル）	23.250米ドル	2,581
			B（米ドル）	22.630米ドル	2,512
			A（円）	2,029円	―
			B（円）	1,975円	―
第8会計年度末 (2010年9月30日)	99,899,474	11,088,842	A（米ドル）	27.549米ドル	3,058
			B（米ドル）	26.681米ドル	2,962
			A（円）	2,407円	―
			B（円）	2,331円	―
第9会計年度末 (2011年9月30日)	65,681,534	7,290,650	A（米ドル）	21.645米ドル	2,403
			B（米ドル）	20.857米ドル	2,315
			A（円）	1,891円	―
			B（円）	1,822円	―
第10会計年度末 (2012年9月30日)	67,644,670	7,508,558	A（米ドル）	24.973米ドル	2,772
			B（米ドル）	23.945米ドル	2,658
			A（円）	2,175円	―
			B（円）	2,085円	―
第11会計年度末 (2013年9月30日)	48,578,036	5,392,162	A（米ドル）	27.070米ドル	3,005
			B（米ドル）	25.825米ドル	2,867
			A（円）	2,362円	―
			B（円）	2,254円	―
第12会計年度末 (2014年9月30日)	34,531,929	3,833,044	A（米ドル）	29.437米ドル	3,268
			B（米ドル）	27.943米ドル	3,102
			A（円）	2,568円	―
			B（円）	2,438円	―
第13会計年度末 (2015年9月30日)	23,613,600	2,621,110	A（米ドル）	27.267米ドル	3,027
			B（米ドル）	25.754米ドル	2,859
			A（円）	2,387円	―
			B（円）	2,254円	―
第14会計年度末 (2016年9月30日)	26,515,991	2,943,275	A（米ドル）	33.509米ドル	3,719
			A（円）	2,922円	―
第15会計年度末 (2017年9月30日)	27,986,288	3,106,478	A（米ドル）	42.028米ドル	4,665
			A（円）	3,613円	―
第16会計年度末 (2018年9月30日)	31,382,064	3,483,409	A（米ドル）	43.894米ドル	4,872
			A（円）	3,696円	―

	純資産総額		１口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
2018年１月末日	34,457,995	3,824,837	A（米ドル）	49.328米ドル	5,475
			A（円）	4,214円	－
2018年２月末日	33,817,995	3,753,797	A（米ドル）	47.056米ドル	5,223
			A（円）	4,017円	－
2018年３月末日	33,349,591	3,701,805	A（米ドル）	46.101米ドル	5,117
			A（円）	3,926円	－
2018年４月末日	33,279,712	3,694,048	A（米ドル）	45.674米ドル	5,070
			A（円）	3,884円	－
2018年５月末日	34,472,561	3,826,454	A（米ドル）	47.280米ドル	5,248
			A（円）	4,013円	－
2018年６月末日	33,008,314	3,663,923	A（米ドル）	45.164米ドル	5,013
			A（円）	3,826円	－
2018年７月末日	32,715,373	3,631,406	A（米ドル）	45.024米ドル	4,998
			A（円）	3,807円	－
2018年８月末日	31,265,812	3,470,505	A（米ドル）	43.623米ドル	4,842
			A（円）	3,680円	－
2018年９月末日	31,382,064	3,483,409	A（米ドル）	43.894米ドル	4,872
			A（円）	3,696円	－
2018年10月末日	27,665,958	3,070,921	A（米ドル）	38.815米ドル	4,308
			A（円）	3,263円	－
2018年11月末日	28,824,444	3,199,513	A（米ドル）	40.595米ドル	4,506
			A（円）	3,407円	－
2018年12月末日	28,167,941	3,126,641	A（米ドル）	39.137米ドル	4,344
			A（円）	3,276円	－

＜参考情報＞

■ １口当たり純資産価格の推移

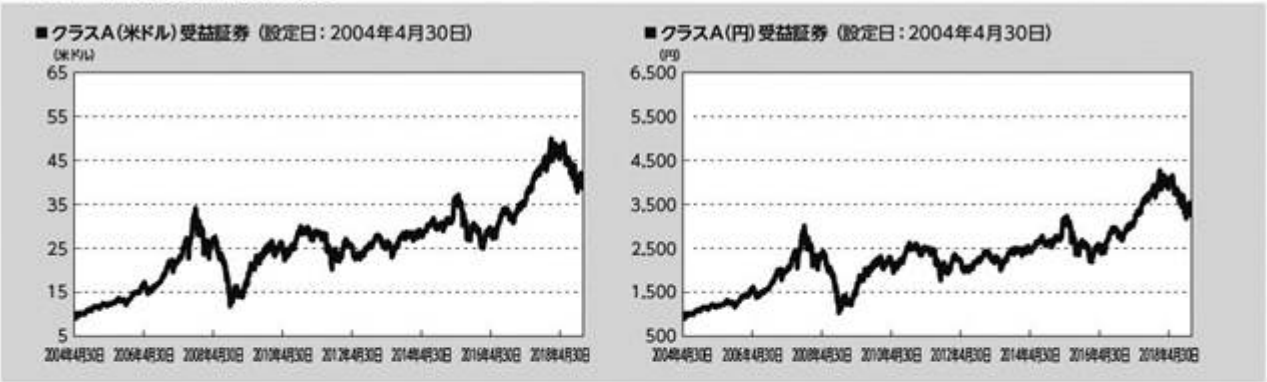

■ 純資産総額の推移(サブ・ファンド)

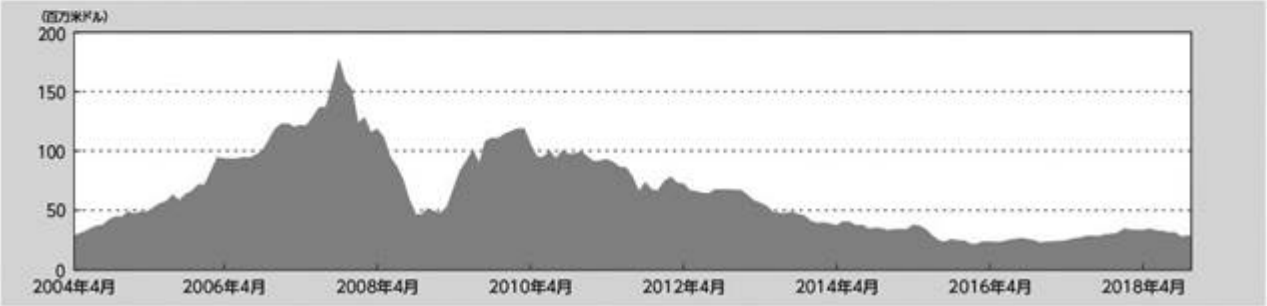

＜ニューマーケット・シリーズ　ＢＲＩＣ・エクイティ＞

	純資産総額		１口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
第７会計年度末 (2009年９月30日)	119,450,289	13,258,982	A（米ドル）	13.564米ドル	1,506
			B（米ドル）	13.352米ドル	1,482
			A（円）	1,278円	－
			B（円）	1,258円	－
第８会計年度末 (2010年９月30日)	158,863,252	17,633,821	A（米ドル）	15.261米ドル	1,694
			B（米ドル）	14.948米ドル	1,659
			A（円）	1,441円	－
			B（円）	1,411円	－
第９会計年度末 (2011年９月30日)	115,551,630	12,826,231	A（米ドル）	11.921米ドル	1,323
			B（米ドル）	11.619米ドル	1,290
			A（円）	1,124円	－
			B（円）	1,095円	－
第10会計年度末 (2012年９月30日)	118,919,597	13,200,075	A（米ドル）	13.117米ドル	1,456
			B（米ドル）	12.720米ドル	1,412
			A（円）	1,233円	－
			B（円）	1,196円	－
第11会計年度末 (2013年９月30日)	79,836,710	8,861,875	A（米ドル）	13.531米ドル	1,502
			B（米ドル）	13.056米ドル	1,449
			A（円）	1,277円	－
			B（円）	1,232円	－
第12会計年度末 (2014年９月30日)	52,757,246	5,856,054	A（米ドル）	13.473米ドル	1,496
			B（米ドル）	12.936米ドル	1,436
			A（円）	1,270円	－
			B（円）	1,220円	－
第13会計年度末 (2015年９月30日)	33,178,633	3,682,828	A（米ドル）	11.098米ドル	1,232
			B（米ドル）	10.602米ドル	1,177
			A（円）	1,049円	－
			B（円）	1,002円	－
第14会計年度末 (2016年９月30日)	35,170,225	3,903,895	A（米ドル）	13.041米ドル	1,448
			A（円）	1,230円	－
第15会計年度末 (2017年９月30日)	33,193,069	3,684,431	A（米ドル）	16.281米ドル	1,807
			A（円）	1,513円	－
第16会計年度末 (2018年９月30日)	30,052,621	3,335,841	A（米ドル）	16.674米ドル	1,851
			A（円）	1,516円	－

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
2018年1月末日	38,951,449	4,323,611	A（米ドル）	19.408米ドル	2,154
			A（円）	1,792円	－
2018年2月末日	37,217,684	4,131,163	A（米ドル）	18.579米ドル	2,062
			A（円）	1,713円	－
2018年3月末日	36,053,846	4,001,977	A（米ドル）	18.006米ドル	1,999
			A（円）	1,656円	－
2018年4月末日	35,081,466	3,894,043	A（米ドル）	17.819米ドル	1,978
			A（円）	1,637円	－
2018年5月末日	34,199,498	3,796,144	A（米ドル）	17.922米ドル	1,989
			A（円）	1,643円	－
2018年6月末日	32,473,004	3,604,503	A（米ドル）	17.254米ドル	1,915
			A（円）	1,579円	－
2018年7月末日	32,757,306	3,636,061	A（米ドル）	17.535米ドル	1,946
			A（円）	1,601円	－
2018年8月末日	30,729,151	3,410,936	A（米ドル）	16.603米ドル	1,843
			A（円）	1,513円	－
2018年9月末日	30,052,621	3,335,841	A（米ドル）	16.674米ドル	1,851
			A（円）	1,516円	－
2018年10月末日	27,778,341	3,083,396	A（米ドル）	15.398米ドル	1,709
			A（円）	1,398円	－
2018年11月末日	28,949,944	3,213,444	A（米ドル）	16.169米ドル	1,795
			A（円）	1,465円	－
2018年12月末日	27,601,434	3,063,759	A（米ドル）	15.427米ドル	1,712
			A（円）	1,394円	－

＜参考情報＞

■ １口当たり純資産価格の推移

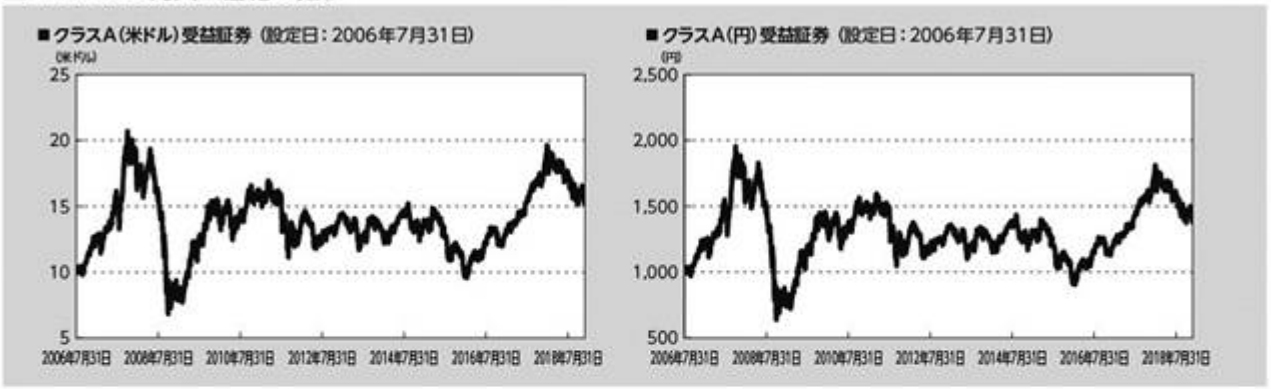

■ 純資産総額の推移(サブ・ファンド)

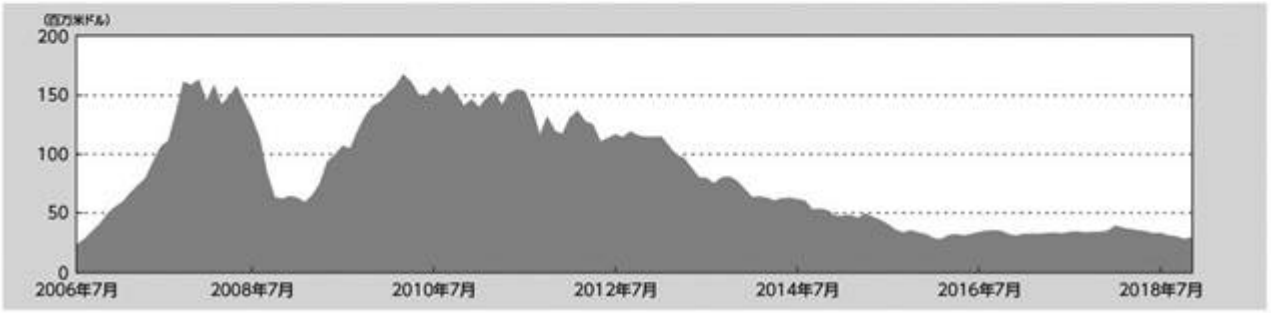

＜グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールド＞

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
第7会計年度末 (2009年9月30日)	65,573,073	7,278,611	A（米ドル）	11.306米ドル	1,255
			A（円）	1,129円	－
			A（豪ドル）	11.366豪ドル	889
			A（ユーロ）	11.290ユーロ	1,434
第8会計年度末 (2010年9月30日)	238,100,923	26,429,202	A（米ドル）	12.896米ドル	1,431
			A（円）	1,288円	－
			A（豪ドル）	13.399豪ドル	1,048
			A（ユーロ）	12.857ユーロ	1,633
			A毎月分配型 （米ドル）	10.114米ドル	1,123
			A毎月分配型 （円　ヘッジなし）	903円	－
			A毎月分配型 （ユーロ）	10.108ユーロ	1,284
			A毎月分配型 （豪ドル）	10.150豪ドル	794
第9会計年度末 (2011年9月30日)	312,398,981	34,676,287	A（米ドル）	12.458米ドル	1,383
			A（円）	1,240円	－
			A（豪ドル）	13.477豪ドル	1,054
			A（ユーロ）	12.466ユーロ	1,583
			A毎月分配型 （米ドル）	8.996米ドル	999
			A毎月分配型 （円　ヘッジなし）	731円	－
			A毎月分配型 （ユーロ）	9.025ユーロ	1,146
			A毎月分配型 （豪ドル）	9.079豪ドル	710
第10会計年度末 (2012年9月30日)	334,578,809	37,138,248	A（米ドル）	14.426米ドル	1,601
			A（円）	1,429円	－
			A（豪ドル）	16.175豪ドル	1,265
			A（ユーロ）	14.381ユーロ	1,826
			A毎月分配型 （米ドル）	9.516米ドル	1,056
			A毎月分配型 （円　ヘッジなし）	767円	－
			A毎月分配型 （ユーロ）	9.511ユーロ	1,208
			A毎月分配型 （豪ドル）	9.585豪ドル	749

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
第11会計年度末 (2013年９月30日)	274,782,289	30,500,834	A（米ドル）	15.339米ドル	1,703
			A（円）	1,517円	－
			A（豪ドル）	17.650豪ドル	1,380
			A（ユーロ）	15.245ユーロ	1,936
			A毎月分配型 （米ドル）	9.262米ドル	1,028
			A毎月分配型 （円　ヘッジなし）	935円	－
			A毎月分配型 （ユーロ）	9.229ユーロ	1,172
			A毎月分配型 （豪ドル）	9.225豪ドル	721
第12会計年度末 (2014年９月30日)	257,798,815	28,615,668	A（米ドル）	16.347米ドル	1,815
			A（円）	1,613円	－
			A（豪ドル）	19.267豪ドル	1,506
			A（ユーロ）	16.239ユーロ	2,062
			A毎月分配型 （米ドル）	9.022米ドル	1,001
			A毎月分配型 （円　ヘッジなし）	1,028円	－
			A毎月分配型 （ユーロ）	8.984ユーロ	1,141
			A毎月分配型 （豪ドル）	8.846豪ドル	692
第13会計年度末 (2015年９月30日)	169,007,148	18,759,793	A（米ドル）	15.889米ドル	1,764
			A（円）	1,564円	－
			A（豪ドル）	19.133豪ドル	1,496
			A（ユーロ）	15.731ユーロ	1,998
			A毎月分配型 （米ドル）	7.957米ドル	883
			A毎月分配型 （円　ヘッジなし）	1,012円	－
			A毎月分配型 （ユーロ）	7.891ユーロ	1,002
			A毎月分配型 （豪ドル）	7.614豪ドル	595

	純資産総額		１口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
第14会計年度末 (2016年９月30日)	174,101,272	19,325,241	A（米ドル）	17.253米ドル	1,915
			A（円）	1,686円	―
			A（豪ドル）	21.086豪ドル	1,649
			A（ユーロ）	16.901ユーロ	2,146
			A毎月分配型 （米ドル）	7.743米ドル	859
			A毎月分配型 （円　ヘッジなし）	844円	―
			A毎月分配型 （ユーロ）	7.587ユーロ	964
			A毎月分配型 （豪ドル）	7.291豪ドル	570
第15会計年度末 (2017年９月30日)	206,567,540	22,928,997	A（米ドル）	18.663米ドル	2,072
			A（円）	1,795円	―
			A（豪ドル）	22.984豪ドル	1,797
			A（ユーロ）	17.955ユーロ	2,280
			A毎月分配型 （米ドル）	7.503米ドル	833
			A毎月分配型 （円　ヘッジなし）	925円	―
			A毎月分配型 （ユーロ）	7.194ユーロ	914
			A毎月分配型 （豪ドル）	6.945豪ドル	543
第16会計年度末 (2018年９月30日)	174,180,870	19,334,077	A（米ドル）	18.750米ドル	2,081
			A（円）	1,765円	―
			A（豪ドル）	23.098豪ドル	1,806
			A（ユーロ）	17.605ユーロ	2,236
			A毎月分配型 （米ドル）	6.693米ドル	743
			A毎月分配型 （円　ヘッジなし）	852円	―
			A毎月分配型 （ユーロ）	6.221ユーロ	790
			A毎月分配型 （豪ドル）	6.013豪ドル	470

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
2018年1月末日	198,422,603	22,024,909	A（米ドル）	18.802米ドル	2,087
			A（円）	1,797円	―
			A（豪ドル）	23.171豪ドル	1,812
			A（ユーロ）	17.965ユーロ	2,282
			A毎月分配型（米ドル）	7.278米ドル	808
			A毎月分配型（円　ヘッジなし）	877円	―
			A毎月分配型（ユーロ）	6.919ユーロ	879
			A毎月分配型（豪ドル）	6.680豪ドル	522
2018年2月末日	188,153,764	20,885,068	A（米ドル）	18.623米ドル	2,067
			A（円）	1,779円	―
			A（豪ドル）	22.948豪ドル	1,794
			A（ユーロ）	17.776ユーロ	2,258
			A毎月分配型（米ドル）	7.139米ドル	792
			A毎月分配型（円　ヘッジなし）	847円	―
			A毎月分配型（ユーロ）	6.775ユーロ	860
			A毎月分配型（豪ドル）	6.535豪ドル	511
2018年3月末日	184,116,404	20,436,921	A（米ドル）	18.495米ドル	2,053
			A（円）	1,762円	―
			A（豪ドル）	22.786豪ドル	1,781
			A（ユーロ）	17.606ユーロ	2,236
			A毎月分配型（米ドル）	7.020米ドル	779
			A毎月分配型（円　ヘッジなし）	830円	―
			A毎月分配型（ユーロ）	6.642ユーロ	844
			A毎月分配型（豪ドル）	6.410豪ドル	501

	純資産総額		１口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
2018年４月末日	183,070,728	20,320,851	A（米ドル）	18.604米ドル	2,065
			A（円）	1,770円	－
			A（豪ドル）	22.921豪ドル	1,792
			A（ユーロ）	17.673ユーロ	2,244
			A毎月分配型（米ドル）	6.991米ドル	776
			A毎月分配型（円　ヘッジなし）	850円	－
			A毎月分配型（ユーロ）	6.597ユーロ	838
			A毎月分配型（豪ドル）	6.367豪ドル	498
2018年５月末日	176,791,902	19,623,901	A（米ドル）	18.408米ドル	2,043
			A（円）	1,747円	－
			A（豪ドル）	22.679豪ドル	1,773
			A（ユーロ）	17.437ユーロ	2,214
			A毎月分配型（米ドル）	6.848米ドル	760
			A毎月分配型（円　ヘッジなし）	830円	－
			A毎月分配型（ユーロ）	6.439ユーロ	818
			A毎月分配型（豪ドル）	6.220豪ドル	486
2018年６月末日	178,012,356	19,759,372	A（米ドル）	18.391米ドル	2,041
			A（円）	1,742円	－
			A（豪ドル）	22.661豪ドル	1,772
			A（ユーロ）	17.380ユーロ	2,207
			A毎月分配型（米ドル）	6.772米ドル	752
			A毎月分配型（円　ヘッジなし）	836円	－
			A毎月分配型（ユーロ）	6.349ユーロ	806
			A毎月分配型（豪ドル）	6.136豪ドル	480

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
2018年７月末日	178,539,008	19,817,830	A（米ドル）	18.619米ドル	2,067
			A（円）	1,760円	－
			A（豪ドル）	22.939豪ドル	1,793
			A（ユーロ）	17.562ユーロ	2,230
			A毎月分配型（米ドル）	6.786米ドル	753
			A毎月分配型（円　ヘッジなし）	846円	－
			A毎月分配型（ユーロ）	6.345ユーロ	806
			A毎月分配型（豪ドル）	6.131豪ドル	479
2018年８月末日	175,903,688	19,525,309	A（米ドル）	18.662米ドル	2,071
			A（円）	1,761円	－
			A（豪ドル）	22.985豪ドル	1,797
			A（ユーロ）	17.555ユーロ	2,229
			A毎月分配型（米ドル）	6.731米ドル	747
			A毎月分配型（円　ヘッジなし）	836円	－
			A毎月分配型（ユーロ）	6.273ユーロ	797
			A毎月分配型（豪ドル）	6.064豪ドル	474
2018年９月末日	174,180,870	19,334,077	A（米ドル）	18.750米ドル	2,081
			A（円）	1,765円	－
			A（豪ドル）	23.098豪ドル	1,806
			A（ユーロ）	17.605ユーロ	2,236
			A毎月分配型（米ドル）	6.693米ドル	743
			A毎月分配型（円　ヘッジなし）	852円	－
			A毎月分配型（ユーロ）	6.221ユーロ	790
			A毎月分配型（豪ドル）	6.013豪ドル	470

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
2018年10月末日	168,775,416	18,734,071	A（米ドル）	18.413米ドル	2,044
			A（円）	1,730円	―
			A（豪ドル）	22.679豪ドル	1,773
			A（ユーロ）	17.246ユーロ	2,190
			A毎月分配型（米ドル）	6.503米ドル	722
			A毎月分配型（円　ヘッジなし）	830円	―
			A毎月分配型（ユーロ）	6.026ユーロ	765
			A毎月分配型（豪ドル）	5.826豪ドル	455
2018年11月末日	167,142,845	18,552,856	A（米ドル）	18.077米ドル	2,007
			A（円）	1,695円	―
			A（豪ドル）	22.260豪ドル	1,740
			A（ユーロ）	16.884ユーロ	2,144
			A毎月分配型（米ドル）	6.316米ドル	701
			A毎月分配型（円　ヘッジなし）	809円	―
			A毎月分配型（ユーロ）	5.831ユーロ	741
			A毎月分配型（豪ドル）	5.640豪ドル	441
2018年12月末日	159,409,199	17,694,421	A（米ドル）	17.627米ドル	1,957
			A（円）	1,648円	―
			A（豪ドル）	21.688豪ドル	1,696
			A（ユーロ）	16.411ユーロ	2,084
			A毎月分配型（米ドル）	6.090米ドル	676
			A毎月分配型（円　ヘッジなし）	760円	―
			A毎月分配型（ユーロ）	5.599ユーロ	711
			A毎月分配型（豪ドル）	5.416豪ドル	423

（注）グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールドは、クラスA（米ドル）受益証券、クラスA（円）受益証券、クラスA（豪ドル）受益証券、クラスA（ユーロ）受益証券について2009年５月28日に、毎月分配型受益証券について2010年３月31日に運用を開始した。

＜参考情報＞

■ 1口当たり純資産価格の推移

■クラスA(米ドル)受益証券（設定日：2009年5月28日）

■クラスA毎月分配型(米ドル)受益証券（設定日：2010年3月31日）

■クラスA(ユーロ)受益証券（設定日：2009年5月28日）

■クラスA毎月分配型(ユーロ)受益証券（設定日：2010年3月31日）

■クラスA(豪ドル)受益証券（設定日：2009年5月28日）

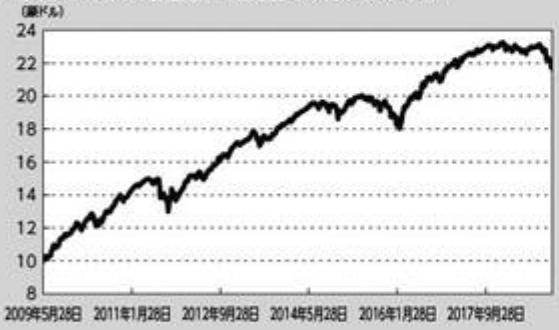

■クラスA毎月分配型(豪ドル)受益証券（設定日：2010年3月31日）

■クラスA(円)受益証券（設定日：2009年5月28日）

■クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし)受益証券（設定日：2010年3月31日）

(注)税引前分配金を再投資した場合の1口当たり純資産価格は、課税前分配金を再投資した場合の1口当たり純資産価格である。

■ 純資産総額の推移(サブ・ファンド)

＜グローバル・シリーズ　イールド・エクイティ＞

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
第7会計年度末 (2009年9月30日)	25,493,580	2,829,787	A（米ドル）	8.278米ドル	919
			B（米ドル）	8.148米ドル	904
			A（円）	764円	―
			B（円）	752円	―
			A毎月分配型 （米ドル）	7.444米ドル	826
			A毎月分配型 （円　ヘッジなし）	576円	―
第8会計年度末 (2010年9月30日)	24,154,153	2,681,111	A（米ドル）	8.792米ドル	976
			B（米ドル）	8.611米ドル	956
			A（円）	812円	―
			B（円）	795円	―
			A毎月分配型 （米ドル）	7.584米ドル	842
			A毎月分配型 （円　ヘッジなし）	538円	―
			A （ユーロ　ヘッジなし）	10.362ユーロ	1,316
			A （豪ドル　ヘッジなし）	9.878豪ドル	772
			A毎月分配型 （ユーロ　ヘッジなし）	10.235ユーロ	1,300
			A毎月分配型 （豪ドル　ヘッジなし）	9.754豪ドル	763
第9会計年度末 (2011年9月30日)	25,106,364	2,786,806	A（米ドル）	8.370米ドル	929
			B（米ドル）	8.157米ドル	905
			A（円）	771円	―
			B（円）	751円	―
			A毎月分配型 （米ドル）	6.954米ドル	772
			A毎月分配型 （円　ヘッジなし）	447円	―
			A （ユーロ　ヘッジなし）	10.010ユーロ	1,271
			A （豪ドル　ヘッジなし）	9.410豪ドル	736
			A毎月分配型 （ユーロ　ヘッジなし）	9.611ユーロ	1,221
			A毎月分配型 （豪ドル　ヘッジなし）	9.010豪ドル	704

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
第10会計年度末 (2012年９月30日)	28,003,887	3,108,431	A（米ドル）	10.329米ドル	1,147
			B（米ドル）	10.017米ドル	1,112
			A（円）	948円	－
			B（円）	919円	－
			A毎月分配型 （米ドル）	8.250米ドル	916
			A毎月分配型 （円　ヘッジなし）	525円	－
			A （ユーロ　ヘッジなし）	12.877ユーロ	1,635
			A （豪ドル　ヘッジなし）	10.832豪ドル	847
			A毎月分配型 （ユーロ　ヘッジなし）	12.032ユーロ	1,528
			A毎月分配型 （豪ドル　ヘッジなし）	10.046豪ドル	785
第11会計年度末 (2013年９月30日)	33,433,535	3,711,122	A（米ドル）	11.492米ドル	1,276
			B（米ドル）	11.088米ドル	1,231
			A（円）	1,055円	－
			B（円）	1,018円	－
			A毎月分配型 （米ドル）	8.862米ドル	984
			A毎月分配型 （円　ヘッジなし）	701円	－
			A （ユーロ　ヘッジなし）	13.671ユーロ	1,736
			A （豪ドル　ヘッジなし）	13.455豪ドル	1,052
			A毎月分配型 （ユーロ　ヘッジなし）	12.468ユーロ	1,583
			A毎月分配型 （豪ドル　ヘッジなし）	12.140豪ドル	949

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
第12会計年度末 (2014年９月30日)	60,057,922	6,666,429	A（米ドル）	12.730米ドル	1,413
			B（米ドル）	12.222米ドル	1,357
			A（円）	1,168円	－
			B（円）	1,122円	－
			A毎月分配型 （米ドル）	9.509米ドル	1,055
			A毎月分配型 （円　ヘッジなし）	839円	－
			A （ユーロ　ヘッジなし）	16.290ユーロ	2,069
			A （豪ドル　ヘッジなし）	15.950豪ドル	1,247
			A毎月分配型 （ユーロ　ヘッジなし）	14.523ユーロ	1,844
			A毎月分配型 （豪ドル　ヘッジなし）	14.067豪ドル	1,100
第13会計年度末 (2015年９月30日)	60,377,109	6,701,859	A（米ドル）	11.849米ドル	1,315
			B（米ドル）	11.320米ドル	1,257
			A（円）	1,090円	－
			B（円）	1,041円	－
			A毎月分配型 （米ドル）	8.578米ドル	952
			A毎月分配型 （円　ヘッジなし）	828円	－
			A （ユーロ　ヘッジなし）	17.059ユーロ	2,166
			A （豪ドル　ヘッジなし）	18.431豪ドル	1,441
			A毎月分配型 （ユーロ　ヘッジなし）	14.928ユーロ	1,896
			A毎月分配型 （豪ドル　ヘッジなし）	15.949豪ドル	1,247

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
第14会計年度末 (2016年９月30日)	52,148,452	5,788,478	A（米ドル）	12.528米ドル	1,391
			A（円）	1,151円	－
			A毎月分配型 （米ドル）	8.758米ドル	972
			A毎月分配型 （円　ヘッジなし）	709円	－
			A （ユーロ　ヘッジなし）	18.068ユーロ	2,295
			A （豪ドル　ヘッジなし）	17.903豪ドル	1,400
			A毎月分配型 （ユーロ　ヘッジなし）	15.501ユーロ	1,969
			A毎月分配型 （豪ドル　ヘッジなし）	15.192豪ドル	1,188
第15会計年度末 (2017年９月30日)	46,584,691	5,170,901	A（米ドル）	15.338米ドル	1,703
			A（円）	1,393円	－
			A毎月分配型 （米ドル）	10.390米ドル	1,153
			A毎月分配型 （円　ヘッジなし）	929円	－
			A （ユーロ　ヘッジなし）	20.898ユーロ	2,654
			A （豪ドル　ヘッジなし）	21.362豪ドル	1,670
			A毎月分配型 （ユーロ　ヘッジなし）	17.618ユーロ	2,237
			A毎月分配型 （豪ドル　ヘッジなし）	17.804豪ドル	1,392
第16会計年度末 (2018年９月30日)	57,559,140	6,389,065	A（米ドル）	16.262米ドル	1,805
			A（円）	1,445円	－
			A毎月分配型 （米ドル）	10.713米ドル	1,189
			A毎月分配型 （円　ヘッジなし）	964円	－
			A （ユーロ　ヘッジなし）	22.623ユーロ	2,873
			A （豪ドル　ヘッジなし）	24.610豪ドル	1,924
			A毎月分配型 （ユーロ　ヘッジなし）	18.765ユーロ	2,383
			A毎月分配型 （豪ドル　ヘッジなし）	20.193豪ドル	1,579

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
2018年1月末日	52,900,751	5,871,983	A（米ドル）	17.055米ドル	1,893
			A（円）	1,538円	－
			A毎月分配型（米ドル）	11.445米ドル	1,270
			A毎月分配型（円　ヘッジなし）	992円	－
			A（ユーロ　ヘッジなし）	22.052ユーロ	2,801
			A（豪ドル　ヘッジなし）	23.006豪ドル	1,799
			A毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）	18.491ユーロ	2,348
			A毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）	19.071豪ドル	1,491
2018年2月末日	51,801,985	5,750,020	A（米ドル）	16.577米ドル	1,840
			A（円）	1,494円	－
			A毎月分配型（米ドル）	11.098米ドル	1,232
			A毎月分配型（円　ヘッジなし）	945円	－
			A（ユーロ　ヘッジなし）	21.867ユーロ	2,777
			A（豪ドル　ヘッジなし）	23.208豪ドル	1,814
			A毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）	18.309ユーロ	2,325
			A毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）	19.213豪ドル	1,502
2018年3月末日	51,292,186	5,693,433	A（米ドル）	16.253米ドル	1,804
			A（円）	1,461円	－
			A毎月分配型（米ドル）	10.857米ドル	1,205
			A毎月分配型（円　ヘッジなし）	920円	－
			A（ユーロ　ヘッジなし）	21.264ユーロ	2,701
			A（豪ドル　ヘッジなし）	23.139豪ドル	1,809
			A毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）	17.780ユーロ	2,258
			A毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）	19.131豪ドル	1,496

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
2018年４月末日	53,201,567	5,905,374	A（米ドル）	16.868米ドル	1,872
			A（円）	1,514円	－
			A毎月分配型（米ドル）	11.242米ドル	1,248
			A毎月分配型（円　ヘッジなし）	977円	－
			A（ユーロ　ヘッジなし）	22.497ユーロ	2,857
			A（豪ドル　ヘッジなし）	24.379豪ドル	1,906
			A毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）	18.785ユーロ	2,386
			A毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）	20.130豪ドル	1,574
2018年５月末日	53,759,759	5,967,333	A（米ドル）	16.496米ドル	1,831
			A（円）	1,478円	－
			A毎月分配型（米ドル）	10.969米ドル	1,218
			A毎月分配型（円　ヘッジなし）	949円	－
			A（ユーロ　ヘッジなし）	22.778ユーロ	2,893
			A（豪ドル　ヘッジなし）	23.773豪ドル	1,859
			A毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）	18.994ユーロ	2,412
			A毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）	19.605豪ドル	1,533
2018年６月末日	54,632,516	6,064,209	A（米ドル）	16.254米ドル	1,804
			A（円）	1,453円	－
			A毎月分配型（米ドル）	10.784米ドル	1,197
			A毎月分配型（円　ヘッジなし）	948円	－
			A（ユーロ　ヘッジなし）	22.496ユーロ	2,857
			A（豪ドル　ヘッジなし）	24.059豪ドル	1,881
			A毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）	18.735ユーロ	2,379
			A毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）	19.815豪ドル	1,549

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
2018年7月末日	56,905,756	6,316,539	A（米ドル）	16.410米ドル	1,822
			A（円）	1,464円	－
			A毎月分配型（米ドル）	10.862米ドル	1,206
			A毎月分配型（円　ヘッジなし）	962円	－
			A（ユーロ　ヘッジなし）	22.552ユーロ	2,864
			A（豪ドル　ヘッジなし）	24.145豪ドル	1,888
			A毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）	18.756ユーロ	2,382
			A毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）	19.861豪ドル	1,553
2018年8月末日	55,529,191	6,163,740	A（米ドル）	15.923米ドル	1,767
			A（円）	1,418円	－
			A毎月分配型（米ドル）	10.515米ドル	1,167
			A毎月分配型（円　ヘッジなし）	925円	－
			A（ユーロ　ヘッジなし）	22.048ユーロ	2,800
			A（豪ドル　ヘッジなし）	24.087豪ドル	1,883
			A毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）	18.313ユーロ	2,326
			A毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）	19.788豪ドル	1,547
2018年9月末日	57,559,140	6,389,065	A（米ドル）	16.262米ドル	1,805
			A（円）	1,445円	－
			A毎月分配型（米ドル）	10.713米ドル	1,189
			A毎月分配型（円　ヘッジなし）	964円	－
			A（ユーロ　ヘッジなし）	22.623ユーロ	2,873
			A（豪ドル　ヘッジなし）	24.610豪ドル	1,924
			A毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）	18.765ユーロ	2,383
			A毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）	20.193豪ドル	1,579

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
2018年10月末日	54,154,649	6,011,166	A（米ドル）	14.994米ドル	1,664
			A（円）	1,330円	－
			A毎月分配型（米ドル）	9.854米ドル	1,094
			A毎月分配型（円　ヘッジなし）	886円	－
			A（ユーロ　ヘッジなし）	21.349ユーロ	2,711
			A（豪ドル　ヘッジなし）	23.122豪ドル	1,808
			A毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）	17.684ユーロ	2,246
			A毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）	18.948豪ドル	1,481
2018年11月末日	55,141,263	6,120,680	A（米ドル）	14.856米ドル	1,649
			A（円）	1,315円	－
			A毎月分配型（米ドル）	9.740米ドル	1,081
			A毎月分配型（円　ヘッジなし）	877円	－
			A（ユーロ　ヘッジなし）	21.083ユーロ	2,678
			A（豪ドル　ヘッジなし）	22.221豪ドル	1,737
			A毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）	17.439ユーロ	2,215
			A毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）	18.186豪ドル	1,422
2018年12月末日	53,934,911	5,986,775	A（米ドル）	14.351米ドル	1,593
			A（円）	1,267円	－
			A毎月分配型（米ドル）	9.383米ドル	1,042
			A毎月分配型（円　ヘッジなし）	821円	－
			A（ユーロ　ヘッジなし）	20.182ユーロ	2,563
			A（豪ドル　ヘッジなし）	22.224豪ドル	1,737
			A毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）	16.669ユーロ	2,117
			A毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）	18.163豪ドル	1,420

（注）グローバル・シリーズ　イールド・エクイティは、クラスA（米ドル）受益証券、クラスB（米ドル）受益証券、クラスA（円）受益証券、クラスB（円）受益証券、クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券およびクラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券について2006年７月31日に、クラスA（ユーロ　ヘッジなし）受益証券、クラスA（豪ドル　ヘッジなし）受益証券、クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）受益証券およびクラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）受益証券について2010年３月31日に運用を開始した。

＜参考情報＞

■ １口当たり純資産価格の推移

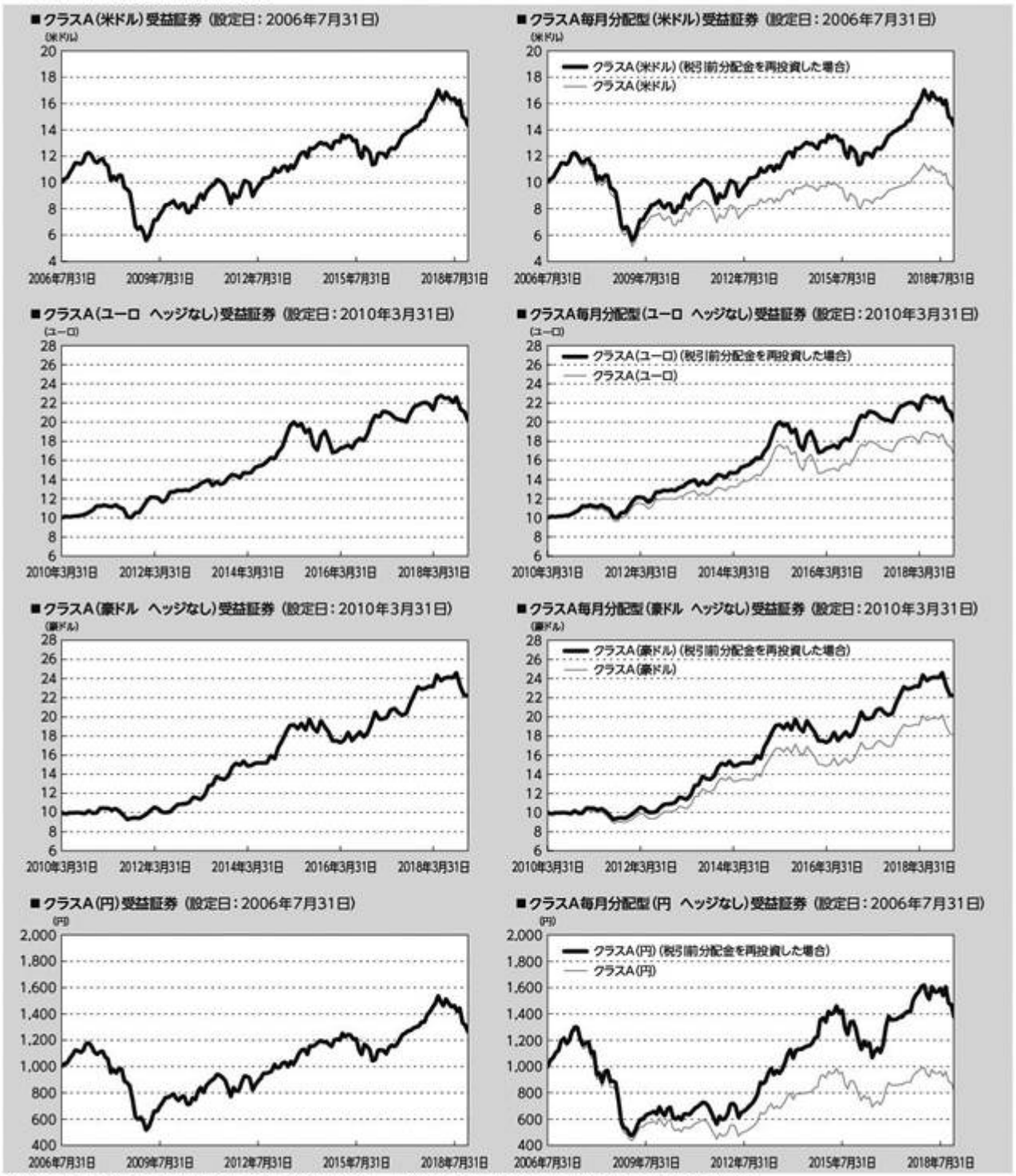

(注)税引前分配金を再投資した場合の1口当たり純資産価格は、課税前分配金を再投資した場合の1口当たり純資産価格である。

■ 純資産総額の推移(サブ・ファンド)

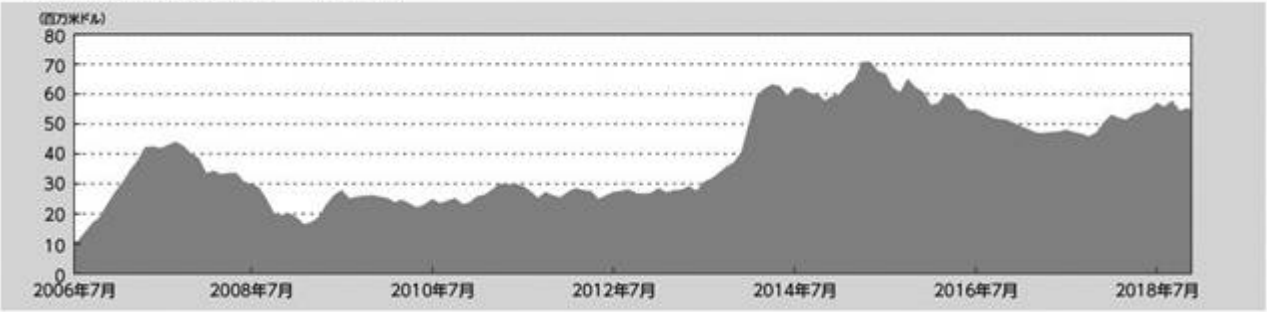

次へ

＜グローバル・シリーズ　コモディティ＞

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
第8会計年度末 (2010年9月30日)	27,847,791	3,091,105	A（米ドル）	10.215米ドル	1,134
			A（円）	1,027円	－
			A（豪ドル）	10.285豪ドル	804
			A（ユーロ）	10.114ユーロ	1,284
第9会計年度末 (2011年9月30日)	32,155,555	3,569,267	A（米ドル）	10.537米ドル	1,170
			A（円）	1,054円	－
			A（豪ドル）	10.932豪ドル	855
			A（ユーロ）	10.396ユーロ	1,320
第10会計年度末 (2012年9月30日)	30,874,867	3,427,110	A（米ドル）	10.862米ドル	1,206
			A（円）	1,082円	－
			A（豪ドル）	11.618豪ドル	908
			A（ユーロ）	10.623ユーロ	1,349
第11会計年度末 (2013年9月30日)	15,082,712	1,674,181	A（米ドル）	9.293米ドル	1,032
			A（円）	924円	－
			A（豪ドル）	10.184豪ドル	796
			A（ユーロ）	9.035ユーロ	1,147
第12会計年度末 (2014年9月30日)	10,661,376	1,183,413	A（米ドル）	8.510米ドル	945
			A（円）	843円	－
			A（豪ドル）	9.552豪ドル	747
			A（ユーロ）	8.258ユーロ	1,049
第13会計年度末 (2015年9月30日)	19,354,902	2,148,394	A（米ドル）	5.433米ドル	603
			A（円）	537円	－
			A（豪ドル）	6.186豪ドル	484
			A（ユーロ）	5.237ユーロ	665
第14会計年度末 (2016年9月30日)	18,853,703	2,092,761	A（米ドル）	5.306米ドル	589
			A（円）	521円	－
			A（豪ドル）	6.078豪ドル	475
			A（ユーロ）	5.040ユーロ	640
第15会計年度末 (2017年9月30日)	17,114,078	1,899,663	A（米ドル）	5.034米ドル	559
			A（円）	486円	－
			A（豪ドル）	5.795豪ドル	453
			A（ユーロ）	4.691ユーロ	596
第16会計年度末 (2018年9月30日)	13,896,754	1,542,540	A（米ドル）	5.010米ドル	556
			A（円）	473円	－
			A（豪ドル）	5.748豪ドル	449
			A（ユーロ）	4.541ユーロ	577

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
2018年1月末日	17,945,519	1,991,953	A（米ドル）	5.312米ドル	590
			A（円）	509円	－
			A（豪ドル）	6.113豪ドル	478
			A（ユーロ）	4.913ユーロ	624
2018年2月末日	17,490,524	1,941,448	A（米ドル）	5.242米ドル	582
			A（円）	502円	－
			A（豪ドル）	6.028豪ドル	471
			A（ユーロ）	4.838ユーロ	614
2018年3月末日	16,932,903	1,879,552	A（米ドル）	5.156米ドル	572
			A（円）	492円	－
			A（豪ドル）	5.926豪ドル	463
			A（ユーロ）	4.744ユーロ	602
2018年4月末日	16,949,584	1,881,404	A（米ドル）	5.336米ドル	592
			A（円）	509円	－
			A（豪ドル）	6.132豪ドル	479
			A（ユーロ）	4.900ユーロ	622
2018年5月末日	16,256,613	1,804,484	A（米ドル）	5.423米ドル	602
			A（円）	516円	－
			A（豪ドル）	6.229豪ドル	487
			A（ユーロ）	4.965ユーロ	631
2018年6月末日	15,091,538	1,675,161	A（米ドル）	5.160米ドル	573
			A（円）	490円	－
			A（豪ドル）	5.925豪ドル	463
			A（ユーロ）	4.713ユーロ	599
2018年7月末日	14,589,988	1,619,489	A（米ドル）	5.111米ドル	567
			A（円）	484円	－
			A（豪ドル）	5.867豪ドル	459
			A（ユーロ）	4.656ユーロ	591
2018年8月末日	14,049,174	1,559,458	A（米ドル）	4.992米ドル	554
			A（円）	472円	－
			A（豪ドル）	5.728豪ドル	448
			A（ユーロ）	4.533ユーロ	576
2018年9月末日	13,896,754	1,542,540	A（米ドル）	5.010米ドル	556
			A（円）	473円	－
			A（豪ドル）	5.748豪ドル	449
			A（ユーロ）	4.541ユーロ	577

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
2018年10月末日	13,194,878	1,464,631	A（米ドル）	4.890米ドル	543
			A（円）	460円	―
			A（豪ドル）	5.610豪ドル	439
			A（ユーロ）	4.422ユーロ	562
2018年11月末日	12,807,969	1,421,685	A（米ドル）	4.784米ドル	531
			A（円）	449円	―
			A（豪ドル）	5.485豪ドル	429
			A（ユーロ）	4.312ユーロ	548
2018年12月末日	11,963,909	1,327,994	A（米ドル）	4.538米ドル	504
			A（円）	425円	―
			A（豪ドル）	5.197豪ドル	406
			A（ユーロ）	4.077ユーロ	518

（注）グローバル・シリーズ　コモディティは、2010年３月31日に運用を開始した。

＜参考情報＞

■ 1口当たり純資産価格の推移

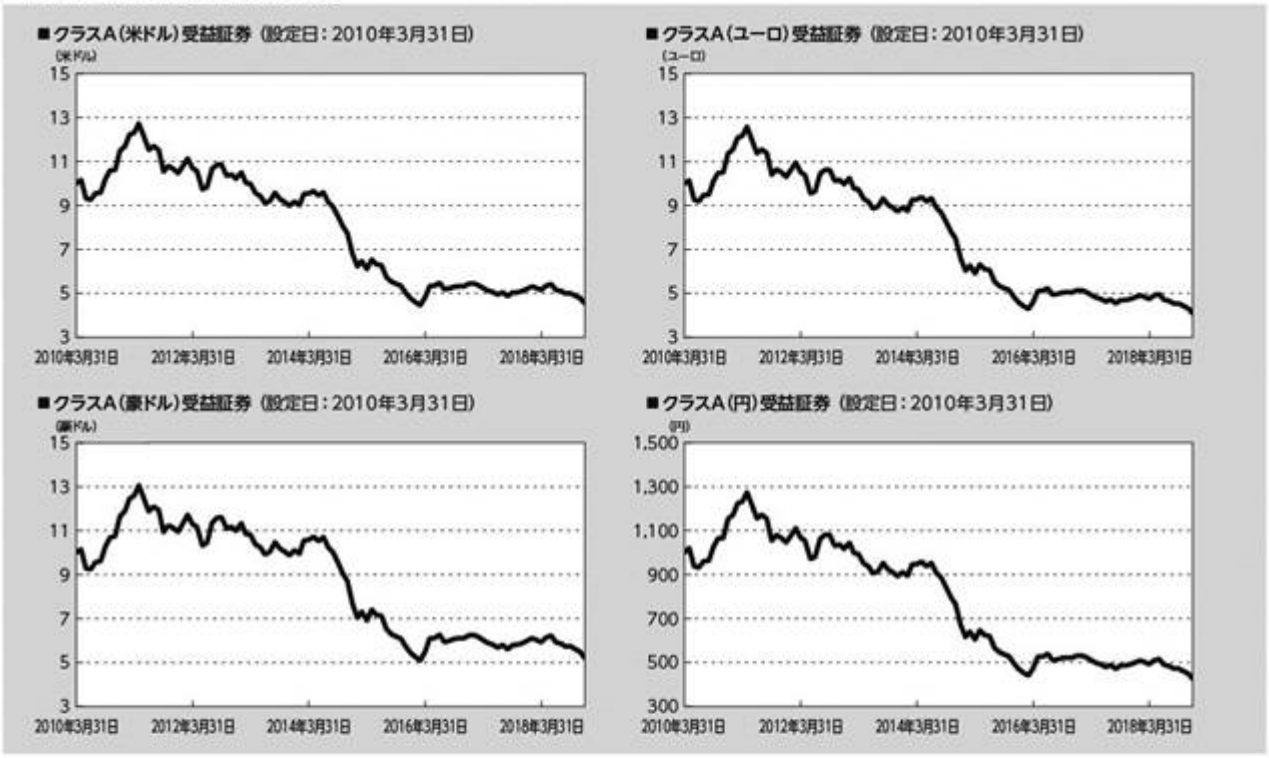

■ 純資産総額の推移(サブ・ファンド)

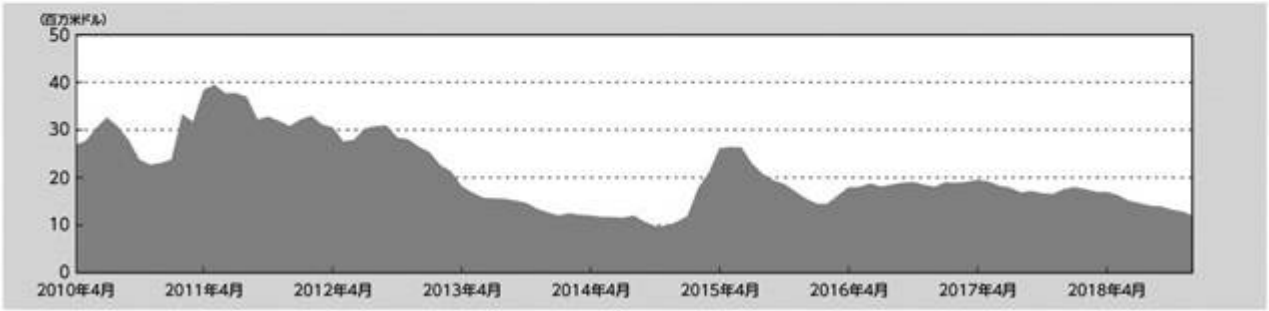

＜グローバル・シリーズ　ウェルス・プリザベーション＞

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	ユーロ	千円	クラス	クラスの通貨	円
第７会計年度末 （2009年９月30日）	35,817,692	4,548,847	A（ユーロ）	12.032ユーロ	1,528
			B（ユーロ）	11.794ユーロ	1,498
			A（円）	1,080円	－
			B（円）	1,058円	－
			A毎月分配型 （ユーロ）	9.848ユーロ	1,251
			A毎月分配型 （円　ヘッジなし）	960円	－
第８会計年度末 （2010年９月30日）	27,407,041	3,480,694	A（ユーロ）	12.260ユーロ	1,557
			B（ユーロ）	11.958ユーロ	1,519
			A（円）	1,098円	－
			B（円）	1,070円	－
			A毎月分配型 （ユーロ）	9.553ユーロ	1,213
			A毎月分配型 （円　ヘッジなし）	804円	－
第９会計年度末 （2011年９月30日）	21,085,111	2,677,809	A（ユーロ）	11.940ユーロ	1,516
			B（ユーロ）	11.588ユーロ	1,472
			A（円）	1,060円	－
			B（円）	1,028円	－
			A毎月分配型 （ユーロ）	8.833ユーロ	1,122
			A毎月分配型 （円　ヘッジなし）	669円	－
第10会計年度末 （2012年９月30日）	17,718,333	2,250,228	A（ユーロ）	11.677ユーロ	1,483
			B（ユーロ）	11.275ユーロ	1,432
			A（円）	1,033円	－
			B（円）	997円	－
			A毎月分配型 （ユーロ）	8.249ユーロ	1,048
			A毎月分配型 （円　ヘッジなし）	596円	－

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	ユーロ	千円	クラス	クラスの通貨	円
第11会計年度末 （2013年９月30日）	14,688,951	1,865,497	A（ユーロ）	12.257ユーロ	1,557
			B（ユーロ）	11.775ユーロ	1,495
			A（円）	1,087円	－
			B（円）	1,058円	－
			A（米ドル）	10.039米ドル	1,114
			A（豪ドル）	10.103豪ドル	790
			A毎月分配型 （ユーロ）	8.296ユーロ	1,054
			A毎月分配型 （円　ヘッジなし）	785円	－
第12会計年度末 （2014年９月30日）	11,691,082	1,484,767	A（ユーロ）	12.045ユーロ	1,530
			B（ユーロ）	11.514ユーロ	1,462
			A（円）	1,066円	－
			B（円）	1,032円	－
			A（米ドル）	9.865米ドル	1,095
			A（豪ドル）	10.162豪ドル	794
			A毎月分配型 （ユーロ）	7.798ユーロ	990
			A毎月分配型 （円　ヘッジなし）	771円	－
第13会計年度末 （2015年９月30日）	8,698,950	1,104,767	A（ユーロ）	10.863ユーロ	1,380
			B（ユーロ）	10.332ユーロ	1,312
			A（円）	959円	－
			B（円）	924円	－
			A（米ドル）	8.914米ドル	989
			A（豪ドル）	9.390豪ドル	734
			A毎月分配型 （ユーロ）	6.697ユーロ	851
			A毎月分配型 （円　ヘッジなし）	643円	－
第14会計年度末 （2016年９月30日）	12,305,214	1,562,762	A（ユーロ）	12.103ユーロ	1,537
			A（円）	1,072円	－
			A（米ドル）	10.069米ドル	1,118
			A（豪ドル）	10.722豪ドル	838
			A毎月分配型 （ユーロ）	7.079ユーロ	899
			A毎月分配型 （円　ヘッジなし）	568円	－

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	ユーロ	千円	クラス	クラスの通貨	円
第15会計年度末 （2017年９月30日）	9,900,172	1,257,322	A（ユーロ）	11.892ユーロ	1,510
			A（円）	1,056円	－
			A（米ドル）	10.060米ドル	1,117
			A（豪ドル）	10.784豪ドル	843
			A毎月分配型 （ユーロ）	6.600ユーロ	838
			A毎月分配型 （円　ヘッジなし）	617円	－
第16会計年度末 （2018年９月30日）	7,860,650	998,303	A（ユーロ）	11.042ユーロ	1,402
			A（円）	983円	－
			A（米ドル）	9.575米ドル	1,063
			A（豪ドル）	10.257豪ドル	802
			A毎月分配型 （ユーロ）	5.784ユーロ	735
			A毎月分配型 （円　ヘッジなし）	532円	－
2018年１月末日	9,159,475	1,163,253	A（ユーロ）	11.763ユーロ	1,494
			A（円）	1,046円	－
			A（米ドル）	10.034米ドル	1,114
			A（豪ドル）	10.762豪ドル	841
			A毎月分配型 （ユーロ）	6.409ユーロ	814
			A毎月分配型 （円　ヘッジなし）	612円	－
2018年２月末日	8,887,080	1,128,659	A（ユーロ）	11.680ユーロ	1,483
			A（円）	1,039円	－
			A（米ドル）	9.978米ドル	1,108
			A（豪ドル）	10.698豪ドル	836
			A毎月分配型 （ユーロ）	6.334ユーロ	804
			A毎月分配型 （円　ヘッジなし）	582円	－
2018年３月末日	8,841,742	1,122,901	A（ユーロ）	11.625ユーロ	1,476
			A（円）	1,034円	－
			A（米ドル）	9.956米ドル	1,105
			A（豪ドル）	10.674豪ドル	834
			A毎月分配型 （ユーロ）	6.274ユーロ	797
			A毎月分配型 （円　ヘッジなし）	578円	－

	純資産総額		１口当たり純資産価格		
	ユーロ	千円	クラス	クラスの通貨	円
2018年４月末日	8,852,685	1,124,291	A（ユーロ）	11.628ユーロ	1,477
			A（円）	1,034円	－
			A（米ドル）	9.977米ドル	1,107
			A（豪ドル）	10.693豪ドル	836
			A毎月分配型（ユーロ）	6.246ユーロ	793
			A毎月分配型（円　ヘッジなし）	579円	－
2018年５月末日	8,904,906	1,130,923	A（ユーロ）	11.514ユーロ	1,462
			A（円）	1,025円	－
			A（米ドル）	9.903米ドル	1,099
			A（豪ドル）	10.611豪ドル	830
			A毎月分配型（ユーロ）	6.154ユーロ	782
			A毎月分配型（円　ヘッジなし）	548円	－
2018年６月末日	8,756,194	1,112,037	A（ユーロ）	11.289ユーロ	1,434
			A（円）	1,005円	－
			A（米ドル）	9.729米ドル	1,080
			A（豪ドル）	10.424豪ドル	815
			A毎月分配型（ユーロ）	6.005ユーロ	763
			A毎月分配型（円　ヘッジなし）	542円	－
2018年７月末日	8,633,348	1,096,435	A（ユーロ）	11.264ユーロ	1,431
			A（円）	1,003円	－
			A（米ドル）	9.724米ドル	1,079
			A（豪ドル）	10.421豪ドル	815
			A毎月分配型（ユーロ）	5.961ユーロ	757
			A毎月分配型（円　ヘッジなし）	546円	－
2018年８月末日	8,374,338	1,063,541	A（ユーロ）	11.036ユーロ	1,402
			A（円）	983円	－
			A（米ドル）	9.550米ドル	1,060
			A（豪ドル）	10.231豪ドル	800
			A毎月分配型（ユーロ）	5.811ユーロ	738
			A毎月分配型（円　ヘッジなし）	525円	－

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	ユーロ	千円	クラス	クラスの通貨	円
2018年９月末日	7,860,650	998,303	A（ユーロ）	11.042ユーロ	1,402
			A（円）	983円	－
			A（米ドル）	9.575米ドル	1,063
			A（豪ドル）	10.257豪ドル	802
			A毎月分配型（ユーロ）	5.784ユーロ	735
			A毎月分配型（円　ヘッジなし）	532円	－
2018年10月末日	7,748,656	984,079	A（ユーロ）	10.995ユーロ	1,396
			A（円）	979円	－
			A（米ドル）	9.557米ドル	1,061
			A（豪ドル）	10.238豪ドル	800
			A毎月分配型（ユーロ）	5.730ユーロ	728
			A毎月分配型（円　ヘッジなし）	515円	－
2018年11月末日	7,626,086	968,513	A（ユーロ）	11.036ユーロ	1,402
			A（円）	983円	－
			A（米ドル）	9.616米ドル	1,067
			A（豪ドル）	10.294豪ドル	805
			A毎月分配型（ユーロ）	5.722ユーロ	727
			A毎月分配型（円　ヘッジなし）	516円	－
2018年12月末日	7,462,281	947,710	A（ユーロ）	11.032ユーロ	1,401
			A（円）	983円	－
			A（米ドル）	9.640米ドル	1,070
			A（豪ドル）	10.318豪ドル	807
			A毎月分配型（ユーロ）	5.690ユーロ	723
			A毎月分配型（円　ヘッジなし）	503円	－

（注）グローバル・シリーズ　ウェルス・プリザベーションは、クラスA（ユーロ）受益証券、クラスA（円）受益証券、クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券、クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券、クラスB（ユーロ）受益証券およびクラスB（円）受益証券については2005年９月30日に、クラスA（米ドル）受益証券およびクラスA（豪ドル）受益証券については2013年７月１日に運用を開始した。

＜参考情報＞

■ 1口当たり純資産価格の推移

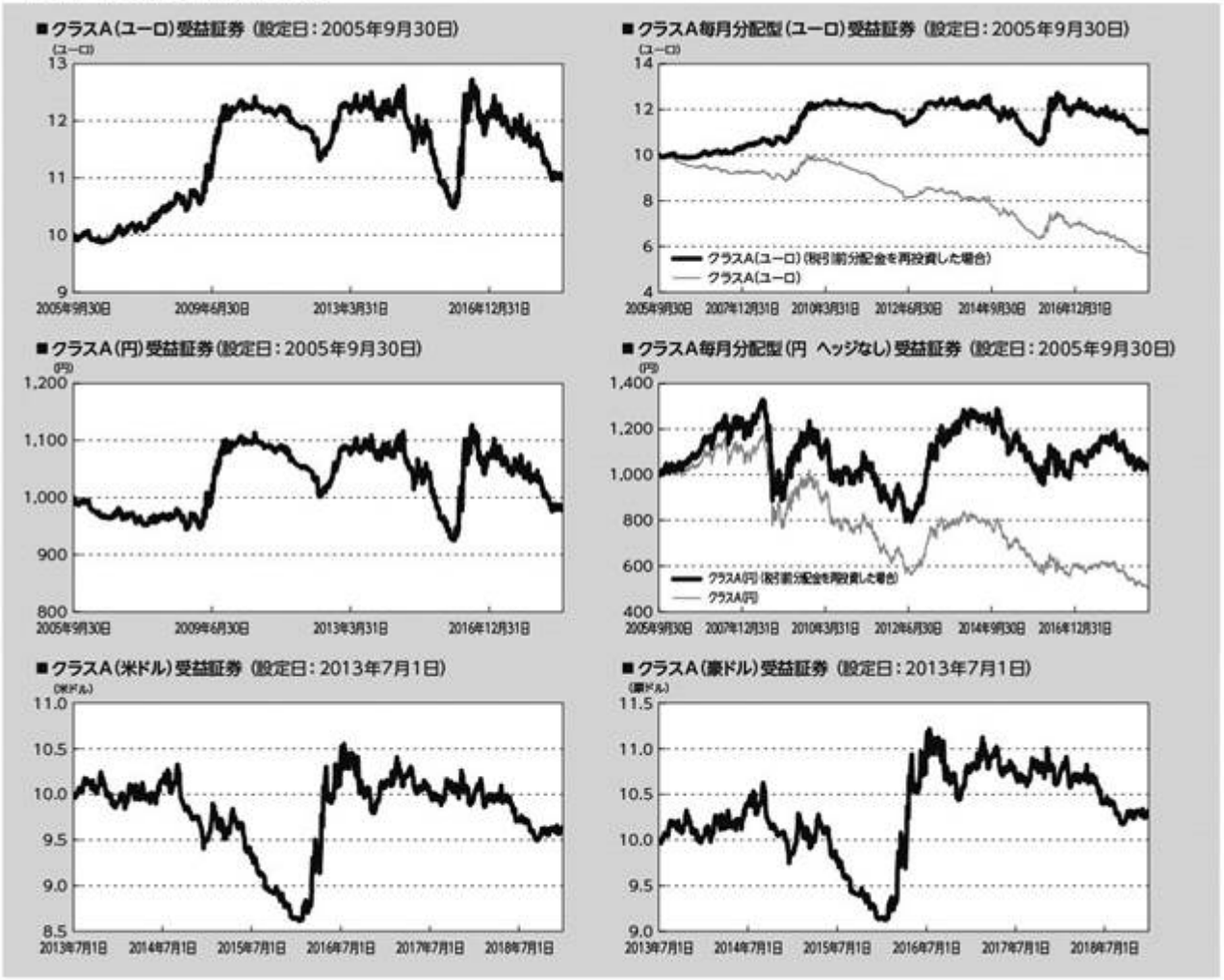

(注)税引前分配金を再投資した場合の1口当たり純資産価格は、課税前分配金を再投資した場合の1口当たり純資産価格である。

■ 純資産総額の推移(サブ・ファンド)

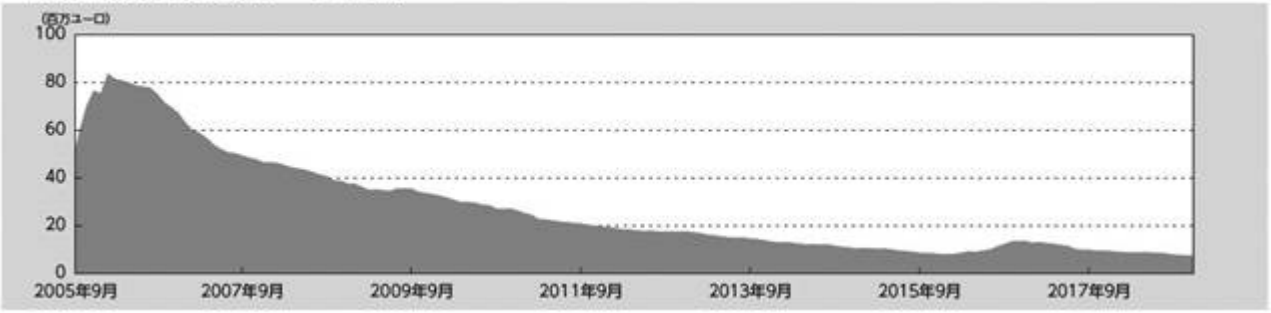

②【分配の推移】

会計年度	受益証券１口当たりの分配の額	
第７会計年度 （2008年10月１日 －2009年９月30日）	ユーロ・シリーズの各サブ・ファンドの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ　アジア・ボンド クラスA（米ドル）、クラスB（米ドル）、クラスA（円）およびクラスB（円）	なし。
	ニューマーケット・シリーズ　アジア・ボンド クラスA毎月分配型（米ドル）	0.60米ドル
	ニューマーケット・シリーズ　アジア・ボンド クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	60円
	ニューマーケット・シリーズ　エマージング・ボンドの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ　グレーター・チャイナ・エクイティの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ　ＢＲＩＣ・エクイティの各クラス	なし。
	グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールドの各クラス	なし。
	グローバル・シリーズ　イールド・エクイティ クラスA（米ドル）、クラスB（米ドル）、クラスA（円）、クラスB（円）	なし。
	グローバル・シリーズ　イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（米ドル）	0.30米ドル
	グローバル・シリーズ　イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	30円
	グローバル・シリーズ　ウェルス・プリザベーション クラスA（ユーロ）、クラスB（ユーロ）、クラスA（円）およびクラスB（円）	なし。
	グローバル・シリーズ　ウェルス・プリザベーション クラスA毎月分配型（ユーロ）	0.48ユーロ
	グローバル・シリーズ　ウェルス・プリザベーション クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	48円

会計年度	受益証券１口当たりの分配の額

第８会計年度（2009年10月１日－2010年９月30日）	ユーロ・シリーズの各サブ・ファンドの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ　アジア・ボンド クラスA（米ドル）、クラスB（米ドル）、クラスA（円）およびクラスB（円）	なし。
	ニューマーケット・シリーズ　アジア・ボンド クラスA毎月分配型（米ドル）	0.60米ドル
	ニューマーケット・シリーズ　アジア・ボンド クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	60円
	ニューマーケット・シリーズ　エマージング・ボンドの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ　グレーター・チャイナ・エクイティの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ　ＢＲＩＣ・エクイティの各クラス	なし。
	グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールド クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（豪ドル）およびクラスA（ユーロ）	なし。
	グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（米ドル）	0.35米ドル
	グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	35円
	グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（ユーロ）	0.35ユーロ
	グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（豪ドル）	0.50豪ドル
	グローバル・シリーズ　イールド・エクイティ クラスA（米ドル）、クラスB（米ドル）、クラスA（円）、クラスB（円）、クラスA（ユーロ　ヘッジなし）およびクラスA（豪ドル　ヘッジなし）	なし。
		グローバル・シリーズ　イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（米ドル）　0.30米ドル
	グローバル・シリーズ　イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	30円
	グローバル・シリーズ　イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）	0.125ユーロ

	グローバル・シリーズ　イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）	0.125豪ドル
	グローバル・シリーズ　コモディティ クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（豪ドル）およびクラスA（ユーロ）	なし。
	グローバル・シリーズ　ウェルス・プリザベーション クラスA（ユーロ）、クラスB（ユーロ）、クラスA（円）およびクラスB（円）	なし。
	グローバル・シリーズ　ウェルス・プリザベーション クラスA毎月分配型（ユーロ）	0.48ユーロ
	グローバル・シリーズ　ウェルス・プリザベーション クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	48円

会計年度	受益証券１口当たりの分配の額	
第９会計年度 （2010年10月１日 －2011年９月30日）	ユーロ・シリーズの各サブ・ファンドの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ　アジア・ボンド クラスA（米ドル）、クラスB（米ドル）、クラスA（円）およびクラスB（円）	なし。
	ニューマーケット・シリーズ　アジア・ボンド クラスA毎月分配型（米ドル）	0.60米ドル
	ニューマーケット・シリーズ　アジア・ボンド クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	60円
	ニューマーケット・シリーズ　エマージング・ボンドの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ　グレーター・チャイナ・エクイティの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ　ＢＲＩＣ・エクイティの各クラス	なし。
	グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールド クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（豪ドル）およびクラスA（ユーロ）	なし。
	グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（米ドル）	0.84米ドル
	グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	84円
	グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（ユーロ）	0.84ユーロ
	グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（豪ドル）	1.20豪ドル
	グローバル・シリーズ　イールド・エクイティ クラスA（米ドル）、クラスB（米ドル）、クラスA（円）、クラスB（円）、クラスA（ユーロ　ヘッジなし）およびクラスA（豪ドル　ヘッジなし）	なし。
	グローバル・シリーズ　イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（米ドル）	0.30米ドル
	グローバル・シリーズ　イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	30円
	グローバル・シリーズ　イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）	0.30ユーロ
	グローバル・シリーズ　イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）	0.30豪ドル
	グローバル・シリーズ　コモディティ クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（豪ドル）およびクラスA（ユーロ）	なし。
	グローバル・シリーズ　ウェルス・プリザベーション クラスA（ユーロ）、クラスB（ユーロ）、クラスA（円）およびクラスB（円）	なし。
	グローバル・シリーズ　ウェルス・プリザベーション クラスA毎月分配型（ユーロ）	0.48ユーロ
	グローバル・シリーズ　ウェルス・プリザベーション クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	48円

会計年度	受益証券１口当たりの分配の額	
第10会計年度 （2011年10月１日 －2012年９月30日）	ユーロ・シリーズの各サブ・ファンドの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ　アジア・ボンド クラスA（米ドル）、クラスB（米ドル）、クラスA（円）およびクラスB（円）	なし。
	ニューマーケット・シリーズ　アジア・ボンド クラスA毎月分配型（米ドル）	0.51米ドル
	ニューマーケット・シリーズ　アジア・ボンド クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	51円
	ニューマーケット・シリーズ　エマージング・ボンドの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ　グレーター・チャイナ・エクイティの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ　ＢＲＩＣ・エクイティの各クラス	なし。
	グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールド クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（豪ドル）およびクラスA（ユーロ）	なし。
	グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（米ドル）	0.84米ドル
	グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	84円
	グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（ユーロ）	0.84ユーロ
	グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（豪ドル）	1.20豪ドル
	グローバル・シリーズ　イールド・エクイティ クラスA（米ドル）、クラスB（米ドル）、クラスA（円）、クラスB（円）、クラスA（ユーロ　ヘッジなし）およびクラスA（豪ドル　ヘッジなし）	なし。
	グローバル・シリーズ　イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（米ドル）	0.30米ドル
	グローバル・シリーズ　イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	30円
	グローバル・シリーズ　イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）	0.30ユーロ
	グローバル・シリーズ　イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）	0.30豪ドル
	グローバル・シリーズ　コモディティ クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（豪ドル）およびクラスA（ユーロ）	なし。
	グローバル・シリーズ　ウェルス・プリザベーション クラスA（ユーロ）、クラスB（ユーロ）、クラスA（円）およびクラスB（円）	なし。
	グローバル・シリーズ　ウェルス・プリザベーション クラスA毎月分配型（ユーロ）	0.39ユーロ
	グローバル・シリーズ　ウェルス・プリザベーション クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	39円

会計年度	受益証券１口当たりの分配の額	
第11会計年度 （2012年10月１日 －2013年９月30日）	ユーロ・シリーズの各サブ・ファンドの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ　アジア・ボンド クラスA（米ドル）、クラスB（米ドル）、クラスA（円）およびクラスB（円）	なし。
	ニューマーケット・シリーズ　アジア・ボンド クラスA毎月分配型（米ドル）	0.48米ドル
	ニューマーケット・シリーズ　アジア・ボンド クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	48円
	ニューマーケット・シリーズ　エマージング・ボンドの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ　グレーター・チャイナ・エクイティの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ　ＢＲＩＣ・エクイティの各クラス	なし。
	グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールド クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（豪ドル）およびクラスA（ユーロ）	なし。
	グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（米ドル）	0.84米ドル
	グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	84円
	グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（ユーロ）	0.84ユーロ
	グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（豪ドル）	1.20豪ドル
	グローバル・シリーズ　イールド・エクイティ クラスA（米ドル）、クラスB（米ドル）、クラスA（円）、クラスB（円）、クラスA（ユーロ　ヘッジなし）およびクラスA（豪ドル　ヘッジなし）	なし。
	グローバル・シリーズ　イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（米ドル）	0.30米ドル
	グローバル・シリーズ　イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	30円
	グローバル・シリーズ　イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）	0.30ユーロ
	グローバル・シリーズ　イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）	0.30豪ドル
	グローバル・シリーズ　コモディティ クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（豪ドル）およびクラスA（ユーロ）	なし。
	グローバル・シリーズ　ウェルス・プリザベーション クラスA（ユーロ）、クラスB（ユーロ）、クラスA（円）、クラスB（円）、クラスA（米ドル）およびクラスA（豪ドル）	なし。
	グローバル・シリーズ　ウェルス・プリザベーション クラスA毎月分配型（ユーロ）	0.36ユーロ
	グローバル・シリーズ　ウェルス・プリザベーション クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	36円

会計年度	受益証券１口当たりの分配の額	
第12会計年度 （2013年10月１日 －2014年９月30日）	ユーロ・シリーズの各サブ・ファンドの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ　アジア・ボンド クラスA（米ドル）、クラスB（米ドル）、クラスA（円）およびクラスB（円）	なし。
	ニューマーケット・シリーズ　アジア・ボンド クラスA毎月分配型（米ドル）	0.48米ドル
	ニューマーケット・シリーズ　アジア・ボンド クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	48円
	ニューマーケット・シリーズ　エマージング・ボンドの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ　グレーター・チャイナ・エクイティの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ　ＢＲＩＣ・エクイティの各クラス	なし。
	グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールド クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（豪ドル）およびクラスA（ユーロ）	なし。
	グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（米ドル）	0.84米ドル
	グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	84円
	グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（ユーロ）	0.84ユーロ
	グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（豪ドル）	1.20豪ドル
	グローバル・シリーズ　イールド・エクイティ クラスA（米ドル）、クラスB（米ドル）、クラスA（円）、クラスB（円）、クラスA（ユーロ　ヘッジなし）およびクラスA（豪ドル　ヘッジなし）	なし。
	グローバル・シリーズ　イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（米ドル）	0.30米ドル
	グローバル・シリーズ　イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	30円
	グローバル・シリーズ　イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）	0.30ユーロ
	グローバル・シリーズ　イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）	0.30豪ドル
	グローバル・シリーズ　コモディティ クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（豪ドル）およびクラスA（ユーロ）	なし。
	グローバル・シリーズ　ウェルス・プリザベーション クラスA（ユーロ）、クラスB（ユーロ）、クラスA（円）、クラスB（円）、クラスA（米ドル）およびクラスA（豪ドル）	なし。
	グローバル・シリーズ　ウェルス・プリザベーション クラスA毎月分配型（ユーロ）	0.36ユーロ
	グローバル・シリーズ　ウェルス・プリザベーション クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	36円

会計年度	受益証券１口当たりの分配の額	
第13会計年度 （2014年10月１日 －2015年９月30日）	ユーロ・シリーズの各サブ・ファンドの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ　アジア・ボンド クラスA（米ドル）、クラスB（米ドル）、クラスA（円）およびクラスB（円）	なし。
	ニューマーケット・シリーズ　アジア・ボンド クラスA毎月分配型（米ドル）	0.48米ドル
	ニューマーケット・シリーズ　アジア・ボンド クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	48円
	ニューマーケット・シリーズ　エマージング・ボンドの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ　グレーター・チャイナ・エクイティの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ　ＢＲＩＣ・エクイティの各クラス	なし。
	グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールド クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（豪ドル）およびクラスA（ユーロ）	なし。
	グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（米ドル）	0.84米ドル
	グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	84円
	グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（ユーロ）	0.84ユーロ
	グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（豪ドル）	1.20豪ドル
	グローバル・シリーズ　イールド・エクイティ クラスA（米ドル）、クラスB（米ドル）、クラスA（円）、クラスB（円）、クラスA（ユーロ　ヘッジなし）およびクラスA（豪ドル　ヘッジなし）	なし。
	グローバル・シリーズ　イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（米ドル）	0.30米ドル
	グローバル・シリーズ　イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	30円
	グローバル・シリーズ　イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）	0.30ユーロ
	グローバル・シリーズ　イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）	0.30豪ドル
	グローバル・シリーズ　コモディティ クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（豪ドル）およびクラスA（ユーロ）	なし。
	グローバル・シリーズ　ウェルス・プリザベーション クラスA（ユーロ）、クラスB（ユーロ）、クラスA（円）、クラスB（円）、クラスA（米ドル）およびクラスA（豪ドル）	なし。
	グローバル・シリーズ　ウェルス・プリザベーション クラスA毎月分配型（ユーロ）	0.36ユーロ
	グローバル・シリーズ　ウェルス・プリザベーション クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	36円

会計年度	受益証券１口当たりの分配の額	
第14会計年度 （2015年10月１日 －2016年９月30日）	ユーロ・シリーズの各サブ・ファンドの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ　アジア・ボンド クラスA（米ドル）、クラスB（米ドル）、クラスA（円）およびクラスB（円）	なし。
	ニューマーケット・シリーズ　アジア・ボンド クラスA毎月分配型（米ドル）	0.48米ドル
	ニューマーケット・シリーズ　アジア・ボンド クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	48円
	ニューマーケット・シリーズ　エマージング・ボンドの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ　グレーター・チャイナ・エクイティの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ　ＢＲＩＣ・エクイティの各クラス	なし。
	グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールド クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（豪ドル）およびクラスA（ユーロ）	なし。
	グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（米ドル）	0.84米ドル
	グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	84円
	グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（ユーロ）	0.84ユーロ
	グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（豪ドル）	1.02豪ドル
	グローバル・シリーズ　イールド・エクイティ クラスA（米ドル）、クラスB（米ドル）、クラスA（円）、クラスB（円）、クラスA（ユーロ　ヘッジなし）およびクラスA（豪ドル　ヘッジなし）	なし。
	グローバル・シリーズ　イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（米ドル）	0.30米ドル
	グローバル・シリーズ　イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	30円
	グローバル・シリーズ　イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）	0.30ユーロ
	グローバル・シリーズ　イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）	0.30豪ドル
	グローバル・シリーズ　コモディティ クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（豪ドル）およびクラスA（ユーロ）	なし。
	グローバル・シリーズ　ウェルス・プリザベーション クラスA（ユーロ）、クラスB（ユーロ）、クラスA（円）、クラスB（円）、クラスA（米ドル）およびクラスA（豪ドル）	なし。
	グローバル・シリーズ　ウェルス・プリザベーション クラスA毎月分配型（ユーロ）	0.36ユーロ
	グローバル・シリーズ　ウェルス・プリザベーション クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	36円

会計年度	受益証券１口当たりの分配の額	
第15会計年度 （2016年10月１日 －2017年９月30日）	ユーロ・シリーズの各サブ・ファンドの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ　アジア・ボンド クラスA（米ドル）およびクラスA（円）	なし。
	ニューマーケット・シリーズ　アジア・ボンド クラスA毎月分配型（米ドル）	0.48米ドル
	ニューマーケット・シリーズ　アジア・ボンド クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	48円
	ニューマーケット・シリーズ　エマージング・ボンドの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ　グレーター・チャイナ・エクイティの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ　ＢＲＩＣ・エクイティの各クラス	なし。
	グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールド クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（豪ドル）およびクラスA（ユーロ）	なし。
	グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（米ドル）	0.84米ドル
	グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	84円
	グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（ユーロ）	0.84ユーロ
	グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（豪ドル）	0.96豪ドル
	グローバル・シリーズ　イールド・エクイティ クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（ユーロ　ヘッジなし）およびクラスA（豪ドル　ヘッジなし）	なし。
	グローバル・シリーズ　イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（米ドル）	0.30米ドル
	グローバル・シリーズ　イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	30円
	グローバル・シリーズ　イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）	0.30ユーロ
	グローバル・シリーズ　イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）	0.30豪ドル
	グローバル・シリーズ　コモディティ クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（豪ドル）およびクラスA（ユーロ）	なし。
	グローバル・シリーズ　ウェルス・プリザベーション クラスA（ユーロ）、クラスA（円）、クラスA（米ドル）およびクラスA（豪ドル）	なし。
	グローバル・シリーズ　ウェルス・プリザベーション クラスA毎月分配型（ユーロ）	0.36ユーロ
	グローバル・シリーズ　ウェルス・プリザベーション クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	36円

会計年度	受益証券１口当たりの分配の額	
第16会計年度 （2017年10月１日 －2018年９月30日）	ユーロ・シリーズの各サブ・ファンドの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ　アジア・ボンド クラスA（米ドル）およびクラスA（円）	なし。
	ニューマーケット・シリーズ　アジア・ボンド クラスA毎月分配型（米ドル）	0.48米ドル
	ニューマーケット・シリーズ　アジア・ボンド クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	48円
	ニューマーケット・シリーズ　エマージング・ボンドの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ　グレーター・チャイナ・エクイティの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ　ＢＲＩＣ・エクイティの各クラス	なし。
	グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールド クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（豪ドル）およびクラスA（ユーロ）	なし。
	グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（米ドル）	0.84米ドル
	グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	84円
	グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（ユーロ）	0.84ユーロ
	グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（豪ドル）	0.96豪ドル
	グローバル・シリーズ　イールド・エクイティ クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（ユーロ　ヘッジなし）およびクラスA（豪ドル　ヘッジなし）	なし。
	グローバル・シリーズ　イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（米ドル）	0.30米ドル
	グローバル・シリーズ　イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	30円
	グローバル・シリーズ　イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）	0.30ユーロ
	グローバル・シリーズ　イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）	0.30豪ドル
	グローバル・シリーズ　コモディティ クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（豪ドル）およびクラスA（ユーロ）	なし。
	グローバル・シリーズ　ウェルス・プリザベーション クラスA（ユーロ）、クラスA（円）、クラスA（米ドル）およびクラスA（豪ドル）	なし。
	グローバル・シリーズ　ウェルス・プリザベーション クラスA毎月分配型（ユーロ）	0.36ユーロ
	グローバル・シリーズ　ウェルス・プリザベーション クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	36円

＜参考情報＞

分配の推移(1口当たり、課税前)

ニューマーケット・シリーズ　アジア・ボンド

	第12会計年度	第13会計年度	第14会計年度	第15会計年度	第16会計年度	直近1年累計
クラスA毎月分配型(米ドル)受益証券	0.48米ドル	0.48米ドル	0.48米ドル	0.48米ドル	0.48米ドル	0.48米ドル
クラスA毎月分配型(円　ヘッジなし)受益証券	48円	48円	48円	48円	48円	48円
	2018年8月	2018年9月	2018年10月	2018年11月	2018年12月	設定来累計
クラスA毎月分配型(米ドル)受益証券	0.04米ドル	0.04米ドル	0.04米ドル	0.04米ドル	0.04米ドル	7.30米ドル
クラスA毎月分配型(円　ヘッジなし)受益証券	4円	4円	4円	4円	4円	730円

クラスA(米ドル)受益証券およびクラスA(円)受益証券は運用開始後2018年12月末日まで、分配の実績はない。

グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールド

	第12会計年度	第13会計年度	第14会計年度	第15会計年度	第16会計年度	直近1年累計
クラスA毎月分配型(米ドル)受益証券	0.84米ドル	0.84米ドル	0.84米ドル	0.84米ドル	0.84米ドル	0.84米ドル
クラスA毎月分配型(ユーロ)受益証券	0.84ユーロ	0.84ユーロ	0.84ユーロ	0.84ユーロ	0.84ユーロ	0.84ユーロ
クラスA毎月分配型(豪ドル)受益証券	1.20豪ドル	1.20豪ドル	1.02豪ドル	0.96豪ドル	0.96豪ドル	0.96豪ドル
クラスA毎月分配型(円　ヘッジなし)受益証券	84円	84円	84円	84円	84円	84円
	2018年8月	2018年9月	2018年10月	2018年11月	2018年12月	設定来累計
クラスA毎月分配型(米ドル)受益証券	0.07米ドル	0.07米ドル	0.07米ドル	0.07米ドル	0.07米ドル	7.28米ドル
クラスA毎月分配型(ユーロ)受益証券	0.07ユーロ	0.07ユーロ	0.07ユーロ	0.07ユーロ	0.07ユーロ	7.28ユーロ
クラスA毎月分配型(豪ドル)受益証券	0.08豪ドル	0.08豪ドル	0.08豪ドル	0.08豪ドル	0.08豪ドル	9.68豪ドル
クラスA毎月分配型(円　ヘッジなし)受益証券	7円	7円	7円	7円	7円	728円

クラスA(米ドル)受益証券、クラスA(ユーロ)受益証券、クラスA(豪ドル)受益証券およびクラスA(円)受益証券は運用開始後2018年12月末日まで、分配の実績はない。

グローバル・シリーズ　イールド・エクイティ

	第12会計年度	第13会計年度	第14会計年度	第15会計年度	第16会計年度	直近1年累計
クラスA毎月分配型(米ドル)受益証券	0.30米ドル	0.30米ドル	0.30米ドル	0.30米ドル	0.30米ドル	0.30米ドル
クラスA毎月分配型(ユーロ　ヘッジなし)受益証券	0.30ユーロ	0.30ユーロ	0.30ユーロ	0.30ユーロ	0.30ユーロ	0.30ユーロ
クラスA毎月分配型(豪ドル　ヘッジなし)受益証券	0.30豪ドル	0.30豪ドル	0.30豪ドル	0.30豪ドル	0.30豪ドル	0.30豪ドル
クラスA毎月分配型(円　ヘッジなし)受益証券	30円	30円	30円	30円	30円	30円
	2018年8月	2018年9月	2018年10月	2018年11月	2018年12月	設定来累計
クラスA毎月分配型(米ドル)受益証券	0.025米ドル	0.025米ドル	0.025米ドル	0.025米ドル	0.025米ドル	3.690米ドル
クラスA毎月分配型(ユーロ　ヘッジなし)受益証券	0.025ユーロ	0.025ユーロ	0.025ユーロ	0.025ユーロ	0.025ユーロ	2.600ユーロ
クラスA毎月分配型(豪ドル　ヘッジなし)受益証券	0.025豪ドル	0.025豪ドル	0.025豪ドル	0.025豪ドル	0.025豪ドル	2.600豪ドル
クラスA毎月分配型(円　ヘッジなし)受益証券	2.5円	2.5円	2.5円	2.5円	2.5円	369.0円

クラスA(米ドル)受益証券、クラスA(ユーロ　ヘッジなし)受益証券、クラスA(豪ドル　ヘッジなし)受益証券およびクラスA(円)受益証券は運用開始後2018年12月末日まで、分配の実績はない。

グローバル・シリーズ　ウェルス・プリザベーション

	第12会計年度	第13会計年度	第14会計年度	第15会計年度	第16会計年度	直近1年累計
クラスA毎月分配型(ユーロ)受益証券	0.36ユーロ	0.36ユーロ	0.36ユーロ	0.36ユーロ	0.36ユーロ	0.36ユーロ
クラスA毎月分配型(円　ヘッジなし)受益証券	36円	36円	36円	36円	36円	36円
	2018年8月	2018年9月	2018年10月	2018年11月	2018年12月	設定来累計
クラスA毎月分配型(ユーロ)受益証券	0.03ユーロ	0.03ユーロ	0.03ユーロ	0.03ユーロ	0.03ユーロ	5.48ユーロ
クラスA毎月分配型(円　ヘッジなし)受益証券	3円	3円	3円	3円	3円	548円

クラスA(ユーロ)受益証券、クラスA(円)受益証券、クラスA(米ドル)受益証券およびクラスA(豪ドル)受益証券は運用開始後2018年12月末日まで、分配の実績はない。

③【収益率の推移】

＜ユーロ・シリーズ　ユーロ・ボンド＞

会計年度	収益率（注）			
	クラスA（ユーロ）	クラスB（ユーロ）	クラスA（円）	クラスB（円）
第７会計年度（2008年10月１日 － 2009年９月30日）	14.73%	14.16%	12.75%	12.05%
第８会計年度（2009年10月１日 － 2010年９月30日）	8.45%	7.90%	7.87%	7.40%
第９会計年度（2010年10月１日 － 2011年９月30日）	－1.63%	－2.12%	－2.73%	－3.21%
第10会計年度（2011年10月１日 － 2012年９月30日）	10.86%	10.30%	10.50%	9.95%
第11会計年度（2012年10月１日 － 2013年９月30日）	4.24%	3.73%	4.50%	3.90%
第12会計年度（2013年10月１日 － 2014年９月30日）	9.56%	9.01%	9.25%	8.71%
第13会計年度（2014年10月１日 － 2015年９月30日）	1.12%	0.62%	0.82%	0.31%
第14会計年度（2015年10月１日 － 2016年９月30日）	5.64%	－	5.75%	－
第15会計年度（2016年10月１日 － 2017年９月30日）	－2.53%	－	－2.30%	－
第16会計年度（2017年10月１日 － 2018年９月30日）	－0.50%	－	－0.21%	－

（注）　各クラス受益証券の収益率は、以下の算式により算出されている。以下同じ。

収益率（%）＝ 100 ×（a － b）／ b

a ＝ 上記会計年度末の１口当たり純資産価格（当該会計年度中の分配金の合計額を加えた額）

b ＝ 当該会計年度の直前の会計年度末の１口当たり純資産価格（分配落の額）（または当初発行価格）

＜参考情報＞

年間収益率の推移

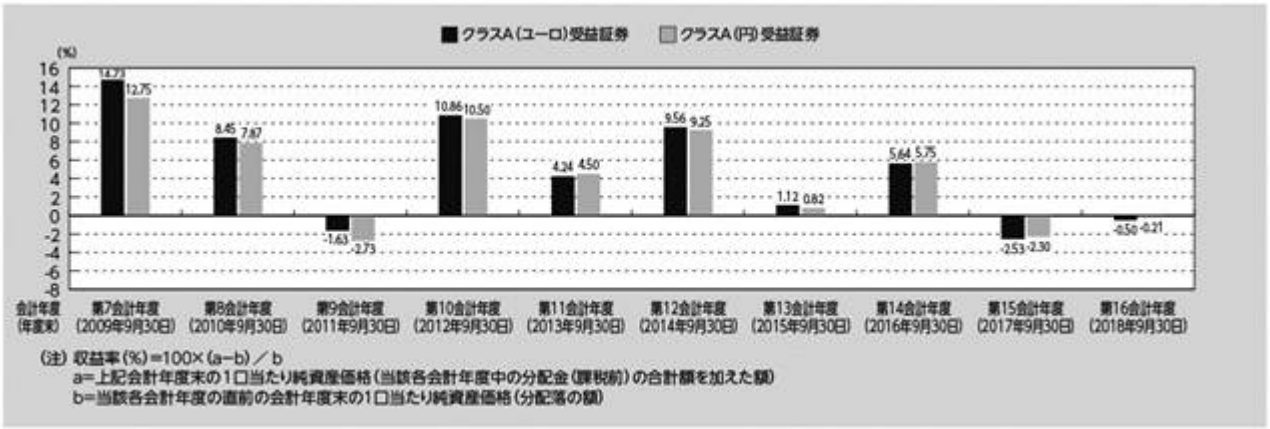

(注) 収益率(%)＝100×(a−b)／b
a＝上記会計年度末の1口当たり純資産価格(当該各会計年度中の分配金(課税前)の合計額を加えた額)
b＝当該各会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配落の額)

＜ユーロ・シリーズ　ユーロ・バランス＞

会計年度	収益率（注）			
	クラスA（ユーロ）	クラスB（ユーロ）	クラスA（円）	クラスB（円）
第７会計年度（2008年10月１日－　2009年９月30日）	12.71%	12.15%	12.98%	12.39%
第８会計年度（2009年10月１日－　2010年９月30日）	3.04%	2.52%	3.72%	3.14%
第９会計年度（2010年10月１日－　2011年９月30日）	－8.20%	－8.66%	－8.45%	－8.88%
第10会計年度（2011年10月１日－　2012年９月30日）	17.80%	17.22%	18.36%	17.87%
第11会計年度（2012年10月１日－　2013年９月30日）	14.44%	13.87%	14.93%	14.24%
第12会計年度（2013年10月１日－　2014年９月30日）	9.86%	9.31%	9.79%	9.25%
第13会計年度（2014年10月１日－　2015年９月30日）	5.21%	4.68%	5.01%	5.58%
第14会計年度（2015年10月１日－　2016年９月30日）	3.19%	－	3.83%	－
第15会計年度（2016年10月１日－　2017年９月30日）	10.54%	－	11.01%	－
第16会計年度（2017年10月１日－　2018年９月30日）	－1.43%	－	－0.96%	－

＜参考情報＞

年間収益率の推移

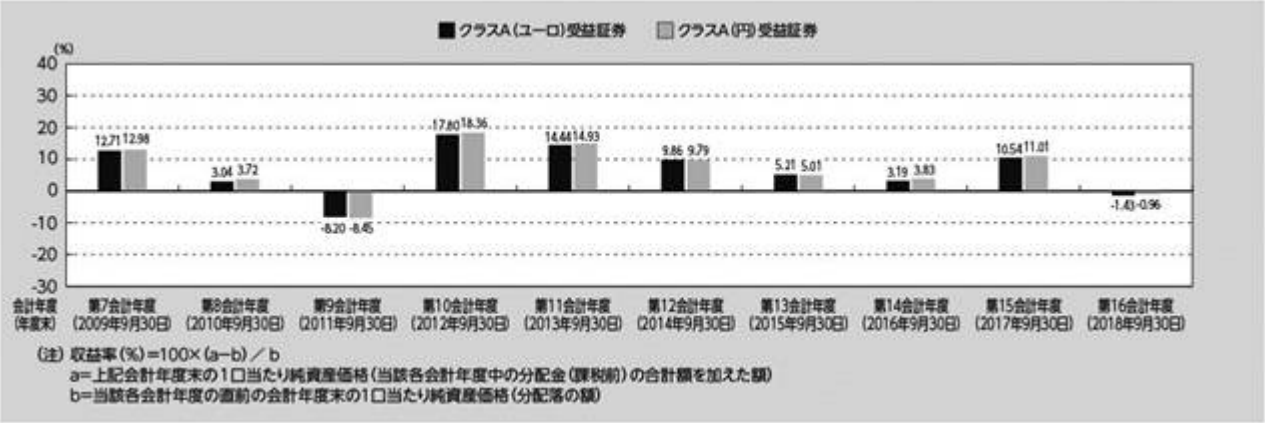

(注) 収益率(%)＝100×(a−b)／b
a＝上記会計年度末の1口当たり純資産価格(当該各会計年度中の分配金(課税前)の合計額を加えた額)
b＝当該各会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配落の額)

＜ユーロ・シリーズ　ユーロ・エクイティ＞

会計年度	収益率（注）			
	クラスA（ユーロ）	クラスB（ユーロ）	クラスA（円）	クラスB（円）
第７会計年度（2008年10月１日 － 2009年９月30日）	2.74%	2.23%	5.01%	4.43%
第８会計年度（2009年10月１日 － 2010年９月30日）	－1.82%	－2.31%	0.00%	－0.47%
第９会計年度（2010年10月１日 － 2011年９月30日）	－16.02%	－16.44%	－15.52%	－15.94%
第10会計年度（2011年10月１日 － 2012年９月30日）	25.51%	24.88%	27.24%	26.57%
第11会計年度（2012年10月１日 － 2013年９月30日）	22.82%	22.20%	23.73%	23.15%
第12会計年度（2013年10月１日 － 2014年９月30日）	10.35%	9.80%	10.59%	10.54%
第13会計年度（2014年10月１日 － 2015年９月30日）	7.80%	7.26%	7.72%	7.14%
第14会計年度（2015年10月１日 － 2016年９月30日）	1.57%	－	2.53%	－
第15会計年度（2016年10月１日 － 2017年９月30日）	20.92%	－	21.76%	－
第16会計年度（2017年10月１日 － 2018年９月30日）	－1.96%	－	－1.45%	－

＜参考情報＞

年間収益率の推移

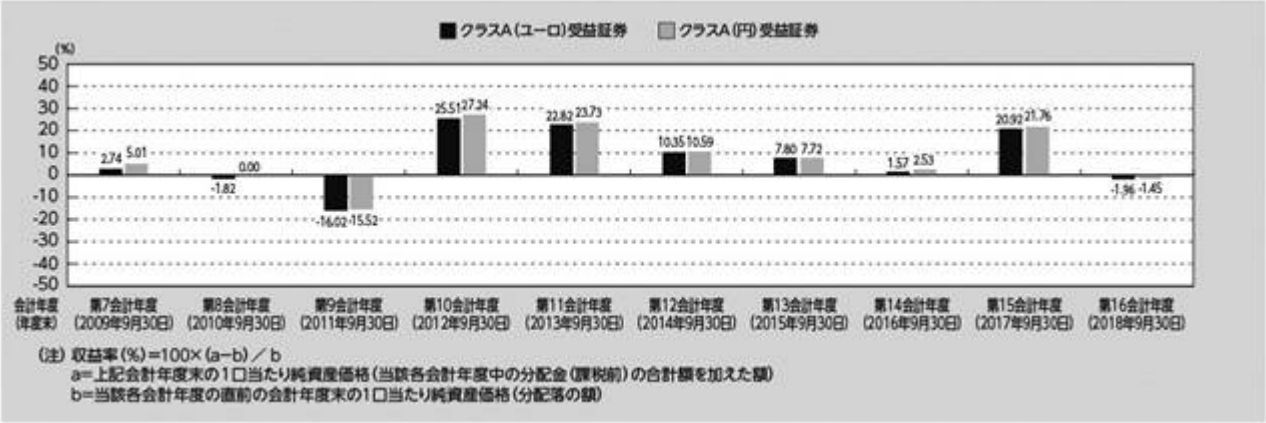

(注) 収益率(%)=100×(a−b)／b
a=上記会計年度末の1口当たり純資産価格(当該各会計年度中の分配金(課税前)の合計額を加えた額)
b=当該各会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配落の額)

＜ユーロ・シリーズ　ヨーロピアン・オポチュニティ＞

会計年度	収益率（注）		
	クラスA（米ドル）	クラスA（ユーロ）	クラスA（円）
第14会計年度（2015年10月１日 － 2016年９月30日）	0.27%	－0.52%	0.40%
第15会計年度（2016年10月１日 － 2017年９月30日）	15.11%	13.39%	13.94%
第16会計年度（2017年10月１日 － 2018年９月30日）	－1.21%	－3.56%	－3.06%

＜参考情報＞

年間収益率の推移

(注1) 収益率(%)=100×(a−b)／b
a=上記会計年度末の1口当たり純資産価格(当該各会計年度中の分配金(課税前)の合計額を加えた額)
b=当該各会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配落の額)(または当初発行価格)
(注2) 第14会計年度は、2016年4月12日から年度末までの騰落率である。

＜ニューマーケット・シリーズ　アジア・ボンド＞

会計年度	収益率（注）					
	クラスA（米ドル）	クラスB（米ドル）	クラスA（円）	クラスB（円）	クラスA毎月分配型（米ドル）	クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）
第７会計年度（2008年10月１日－　2009年９月30日）	－1.22%	－1.71%	－2.30%	－2.76%	－1.57%	－15.54%
第８会計年度（2009年10月１日－　2010年９月30日）	10.32%	9.77%	9.62%	9.15%	9.83%	2.44%
第９会計年度（2010年10月１日－　2011年９月30日）	－7.03%	－7.49%	－7.38%	－7.90%	－6.78%	－13.49%
第10会計年度（2011年10月１日－　2012年９月30日）	8.64%	8.08%	8.17%	7.53%	8.32%	9.39%
第11会計年度（2012年10月１日－　2013年９月30日）	－2.80%	－3.28%	－3.08%	－3.50%	－2.58%	22.10%
第12会計年度（2013年10月１日－　2014年９月30日）	2.11%	1.60%	1.83%	1.31%	2.01%	14.15%
第13会計年度（2014年10月１日－　2015年９月30日）	－4.85%	－5.33%	－5.29%	－5.67%	－4.55%	4.28%
第14会計年度（2015年10月１日－　2016年９月30日）	4.10%	－	3.09%	－	3.93%	－11.67%
第15会計年度（2016年10月１日－　2017年９月30日）	0.33%	－	－1.16%	－	0.24%	11.13%
第16会計年度（2017年10月１日－　2018年９月30日）	－2.13%	－	－4.31%	－	－1.92%	－1.34%

＜参考情報＞

年間収益率の推移

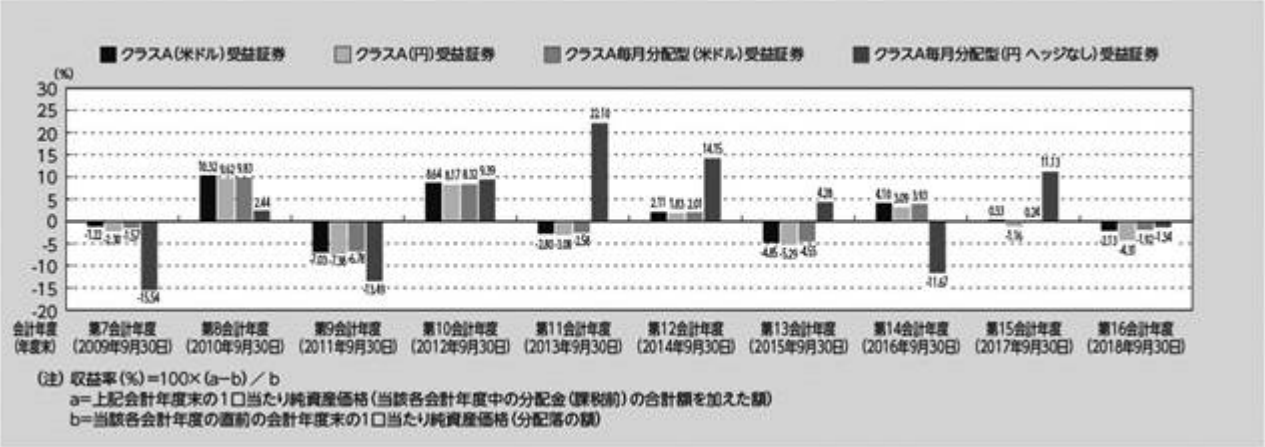

(注) 収益率(%)=100×(a−b)／b
a=上記会計年度末の1口当たり純資産価格(当該各会計年度中の分配金(課税前)の合計額を加えた額)
b=当該各会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配落の額)

＜ニューマーケット・シリーズ　エマージング・ボンド＞

会計年度	収益率（注）			
	クラスA（米ドル）	クラスB（米ドル）	クラスA（円）	クラスB（円）
第７会計年度（2008年10月１日 － 2009年９月30日）	16.74%	16.15%	15.80%	15.27%
第８会計年度（2009年10月１日 － 2010年９月30日）	2.67%	2.15%	2.16%	1.62%
第９会計年度（2010年10月１日 － 2011年９月30日）	－2.70%	－3.18%	－3.18%	－3.62%
第10会計年度（2011年10月１日 － 2012年９月30日）	－1.89%	－2.37%	－2.35%	－2.88%
第11会計年度（2012年10月１日 － 2013年９月30日）	2.58%	2.06%	2.41%	1.89%
第12会計年度（2013年10月１日 － 2014年９月30日）	－0.36%	－0.85%	－0.76%	－1.15%
第13会計年度（2014年10月１日 － 2015年９月30日）	－7.15%	－7.61%	－7.63%	－8.12%
第14会計年度（2015年10月１日 － 2016年９月30日）	8.14%	－	7.06%	－
第15会計年度（2016年10月１日 － 2017年９月30日）	2.93%	－	1.29%	－
第16会計年度（2017年10月１日 － 2018年９月30日）	－5.89%	－	－8.04%	－

＜参考情報＞

年間収益率の推移

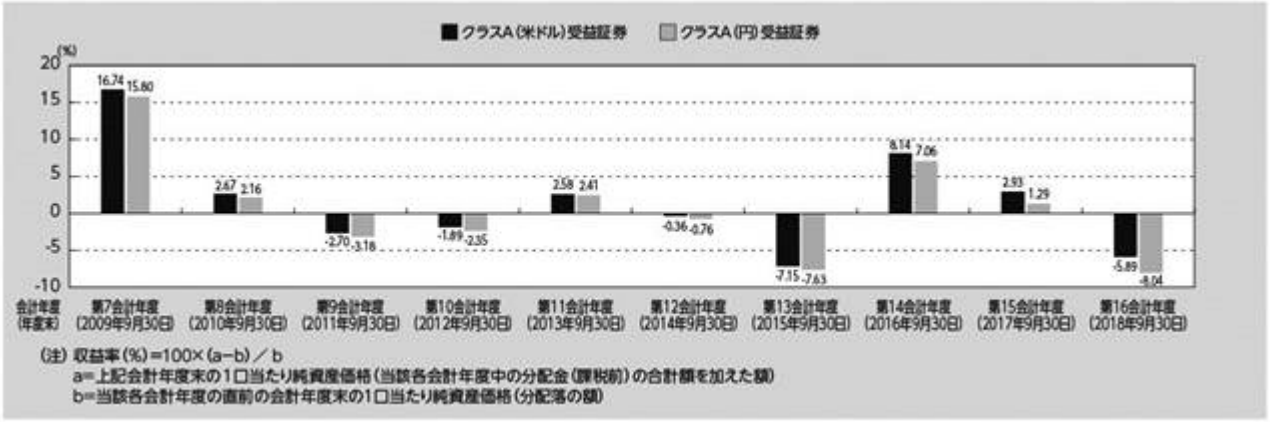

(注) 収益率(%)＝100×(a−b)／b
a＝上記会計年度末の1口当たり純資産価格（当該各会計年度中の分配金（課税前）の合計額を加えた額）
b＝当該各会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格（分配落の額）

＜ニューマーケット・シリーズ　グレーター・チャイナ・エクイティ＞

会計年度	収益率（注）			
	クラスA（米ドル）	クラスB（米ドル）	クラスA（円）	クラスB（円）
第７会計年度（2008年10月１日 － 2009年９月30日）	30.13%	29.48%	31.16%	30.54%
第８会計年度（2009年10月１日 － 2010年９月30日）	18.49%	17.90%	18.63%	18.03%
第９会計年度（2010年10月１日 － 2011年９月30日）	－21.43%	－21.83%	－21.44%	－21.84%
第10会計年度（2011年10月１日 － 2012年９月30日）	15.38%	14.81%	15.02%	14.43%
第11会計年度（2012年10月１日 － 2013年９月30日）	8.40%	7.85%	8.60%	8.11%
第12会計年度（2013年10月１日 － 2014年９月30日）	8.74%	8.20%	8.72%	8.16%
第13会計年度（2014年10月１日 － 2015年９月30日）	－7.37%	－7.83%	－7.05%	－7.55%
第14会計年度（2015年10月１日 － 2016年９月30日）	22.89%	－	22.41%	－
第15会計年度（2016年10月１日 － 2017年９月30日）	25.42%	－	23.65%	－
第16会計年度（2017年10月１日 － 2018年９月30日）	4.44%	－	2.30%	－

＜参考情報＞

年間収益率の推移

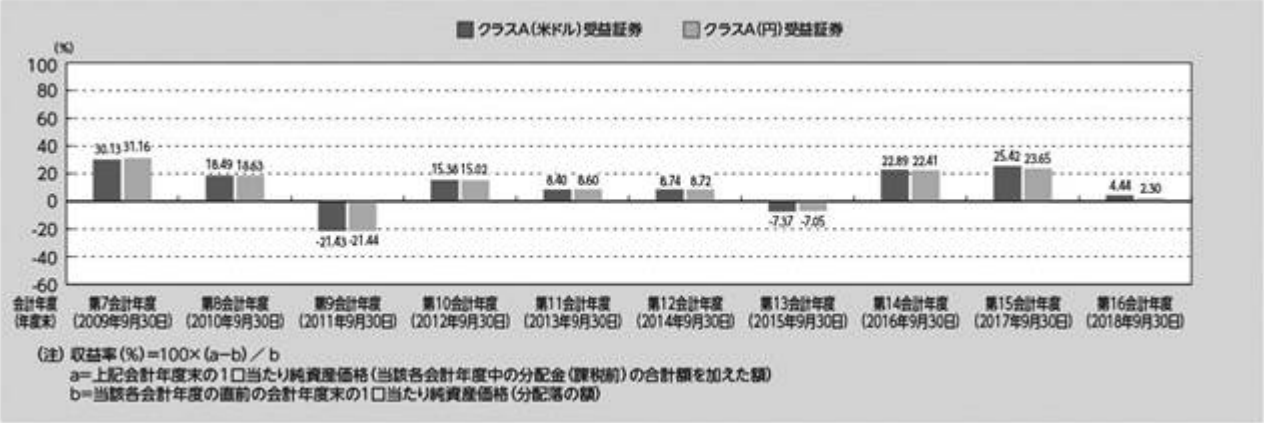

(注) 収益率(%)=100×(a−b)／b
a=上記会計年度末の1口当たり純資産価格(当該各会計年度中の分配金(課税前)の合計額を加えた額)
b=当該各会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配落の額)

＜ニューマーケット・シリーズ　ＢＲＩＣ・エクイティ＞

会計年度	収益率（注）			
	クラスＡ（米ドル）	クラスＢ（米ドル）	クラスＡ（円）	クラスＢ（円）
第７会計年度（2008年10月１日 － 2009年９月30日）	20.30%	19.70%	22.06%	21.43%
第８会計年度（2009年10月１日 － 2010年９月30日）	12.51%	11.95%	12.75%	12.16%
第９会計年度（2010年10月１日 － 2011年９月30日）	－21.89%	－22.27%	－22.00%	－22.40%
第10会計年度（2011年10月１日 － 2012年９月30日）	10.03%	9.48%	9.70%	9.22%
第11会計年度（2012年10月１日 － 2013年９月30日）	3.16%	2.64%	3.57%	3.01%
第12会計年度（2013年10月１日 － 2014年９月30日）	－0.43%	－0.92%	－0.55%	－0.97%
第13会計年度（2014年10月１日 － 2015年９月30日）	－17.63%	－18.04%	－17.40%	－17.87%
第14会計年度（2015年10月１日 － 2016年９月30日）	17.51%	－	17.25%	－
第15会計年度（2016年10月１日 － 2017年９月30日）	24.84%	－	23.01%	－
第16会計年度（2017年10月１日 － 2018年９月30日）	2.41%	－	0.20%	－

＜参考情報＞

年間収益率の推移

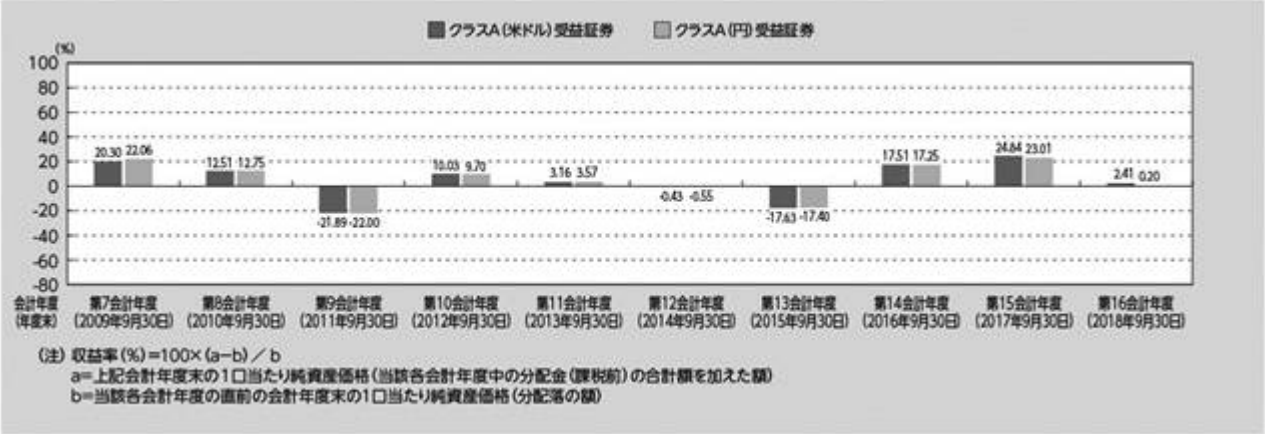

(注) 収益率(%)=100×(a−b)／b
a=上記会計年度末の1口当たり純資産価格(当該各会計年度中の分配金(課税前)の合計額を加えた額)
b=当該各会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配落の額)

＜グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールド＞

会計年度	収益率（注）			
	クラスA（米ドル）	クラスA（円）	クラスA（豪ドル）	クラスA（ユーロ）
第７会計年度（2008年10月１日 － 2009年９月30日）	13.06%	12.90%	13.66%	12.90%
第８会計年度（2009年10月１日 － 2010年９月30日）	14.06%	14.08%	17.89%	13.88%
第９会計年度（2010年10月１日 － 2011年９月30日）	－3.40%	－3.73%	0.58%	－3.04%
第10会計年度（2011年10月１日 － 2012年９月30日）	15.80%	15.24%	20.02%	15.36%
第11会計年度（2012年10月１日 － 2013年９月30日）	6.33%	6.16%	9.12%	6.01%
第12会計年度（2013年10月１日 － 2014年９月30日）	6.57%	6.33%	9.16%	6.52%
第13会計年度（2014年10月１日 － 2015年９月30日）	－2.80%	－3.04%	－0.70%	－3.13%
第14会計年度（2015年10月１日 － 2016年９月30日）	8.58%	7.80%	10.21%	7.44%
第15会計年度（2016年10月１日 － 2017年９月30日）	8.17%	6.47%	9.00%	6.24%
第16会計年度（2017年10月１日 － 2018年９月30日）	0.47%	－1.67%	0.50%	－1.95%

会計年度	収益率（注）			
	クラスA 毎月分配型 （米ドル）	クラスA 毎月分配型 （円　ヘッジなし）	クラスA 毎月分配型 （ユーロ）	クラスA 毎月分配型 （豪ドル）
第８会計年度 （2009年10月１日 －　2010年９月30日）	4.64%	－6.20%	4.58%	6.50%
第９会計年度 （2010年10月１日 －　2011年９月30日）	－2.75%	－9.75%	－2.40%	1.27%
第10会計年度 （2011年10月１日 －　2012年９月30日）	15.12%	16.42%	14.69%	18.79%
第11会計年度 （2012年10月１日 －　2013年９月30日）	6.16%	32.86%	5.87%	8.76%
第12会計年度 （2013年10月１日 －　2014年９月30日）	6.48%	18.93%	6.45%	8.90%
第13会計年度 （2014年10月１日 －　2015年９月30日）	－2.49%	6.61%	－2.82%	－0.36%
第14会計年度 （2015年10月１日 －　2016年９月30日）	7.87%	－8.30%	6.79%	9.15%
第15会計年度 （2016年10月１日 －　2017年９月30日）	7.75%	19.55%	5.89%	8.42%
第16会計年度 （2017年10月１日 －　2018年９月30日）	0.40%	1.19%	－1.85%	0.40%

＜参考情報＞

年間収益率の推移

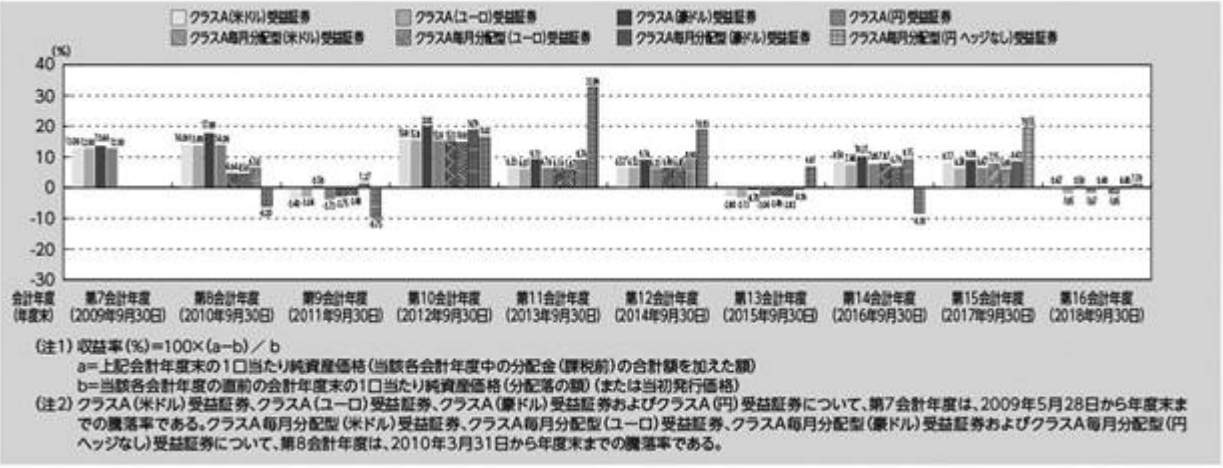

(注1) 収益率(%)＝100×(a－b)／b
a＝上記会計年度末の1口当たり純資産価格(当該各会計年度中の分配金(課税前)の合計額を加えた額)
b＝当該各会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配落の額)(または当初発行価格)
(注2) クラスA(米ドル)受益証券、クラスA(ユーロ)受益証券、クラスA(豪ドル)受益証券およびクラスA(円)受益証券について、第7会計年度は、2009年5月28日から年度末までの騰落率である。クラスA毎月分配型(米ドル)受益証券、クラスA毎月分配型(ユーロ)受益証券、クラスA毎月分配型(豪ドル)受益証券およびクラスA毎月分配型(円ヘッジなし)受益証券について、第8会計年度は、2010年3月31日から年度末までの騰落率である。

＜グローバル・シリーズ　イールド・エクイティ＞

会計年度	収益率（注）					
	クラスA（米ドル）	クラスB（米ドル）	クラスA（円）	クラスB（円）	クラスA毎月分配型（米ドル）	クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）
第７会計年度（2008年10月１日－　2009年９月30日）	2.49%	1.96%	2.69%	2.17%	1.60%	－13.18%
第８会計年度（2009年10月１日－　2010年９月30日）	6.21%	5.68%	6.28%	5.72%	5.91%	－1.39%
第９会計年度（2010年10月１日－　2011年９月30日）	－4.80%	－5.27%	－5.05%	－5.53%	－4.35%	－11.34%
第10会計年度（2011年10月１日－　2012年９月30日）	23.41%	22.80%	22.96%	22.37%	22.95%	24.16%
第11会計年度（2012年10月１日－　2013年９月30日）	11.26%	10.69%	11.29%	10.77%	11.05%	39.24%
第12会計年度（2013年10月１日－　2014年９月30日）	10.77%	10.23%	10.71%	10.22%	10.69%	23.97%
第13会計年度（2014年10月１日－　2015年９月30日）	－6.92%	－7.38%	－6.68%	－7.22%	－0.96%	8.70%
第14会計年度（2015年10月１日－　2016年９月30日）	5.73%	－	5.60%	－	5.60%	－10.75%
第15会計年度（2016年10月１日－　2017年９月30日）	22.43%	－	21.03%	－	22.06%	35.26%
第16会計年度（2017年10月１日－　2018年９月30日）	6.02%	－	3.73%	－	6.00%	7.00%

会計年度	収益率（注）			
	クラスA（ユーロ　ヘッジなし）	クラスA（豪ドル　ヘッジなし）	クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）	クラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）
第８会計年度（2009年10月１日－　2010年９月30日）	3.62%	－1.22%	3.60%	－1.21%
第９会計年度（2010年10月１日－　2011年９月30日）	－3.40%	－4.74%	－3.17%	－4.55%
第10会計年度（2011年10月１日－　2012年９月30日）	28.64%	15.11%	28.31%	14.83%
第11会計年度（2012年10月１日－　2013年９月30日）	6.17%	24.22%	6.12%	23.83%
第12会計年度（2013年10月１日－　2014年９月30日）	19.16%	18.54%	18.89%	18.34%
第13会計年度（2014年10月１日－　2015年９月30日）	4.72%	15.55%	4.85%	15.51%
第14会計年度（2015年10月１日－　2016年９月30日）	5.91%	－2.86%	5.85%	－2.87%
第15会計年度（2016年10月１日－　2017年９月30日）	15.66%	19.32%	15.59%	19.17%
第16会計年度（2017年10月１日－　2018年９月30日）	8.25%	15.20%	8.21%	15.10%

＜参考情報＞

年間収益率の推移

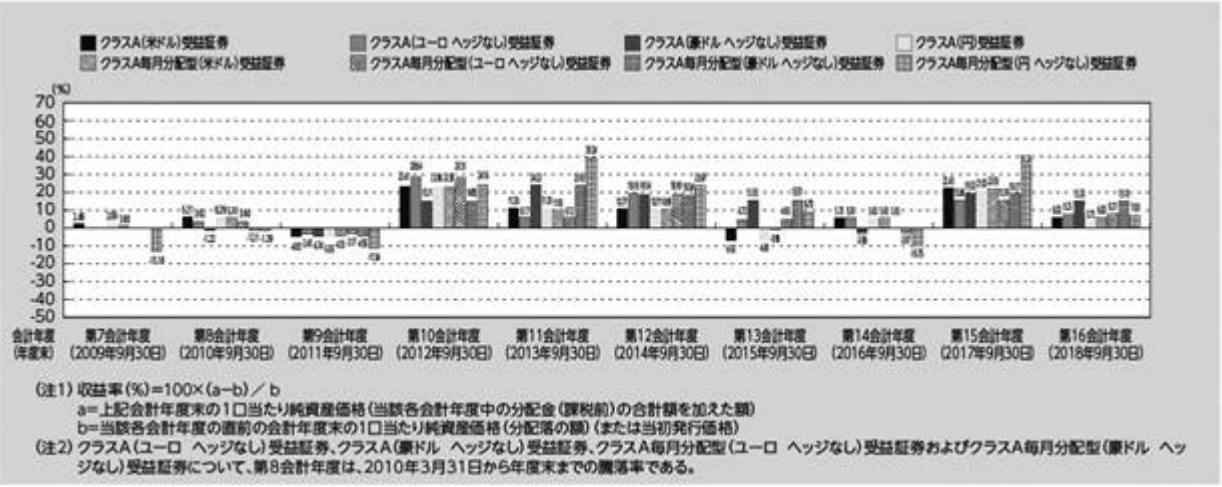

(注1) 収益率(%)=100×(a−b)／b
a=上記会計年度末の1口当たり純資産価格(当該各会計年度中の分配金(課税前)の合計額を加えた額)
b=当該各会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配落の額)(または当初発行価格)
(注2) クラスA(ユーロ ヘッジなし)受益証券、クラスA(豪ドル ヘッジなし)受益証券、クラスA毎月分配型(ユーロ ヘッジなし)受益証券およびクラスA毎月分配型(豪ドル ヘッジなし)受益証券について、第8会計年度は、2010年3月31日から年度末までの騰落率である。

＜グローバル・シリーズ　コモディティ＞

会計年度	収益率（注）			
	クラスA（米ドル）	クラスA（円）	クラスA（豪ドル）	クラスA（ユーロ）
第８会計年度（2009年10月１日 － 2010年９月30日）	2.15%	2.70%	2.85%	1.14%
第９会計年度（2010年10月１日 － 2011年９月30日）	3.15%	2.63%	6.29%	2.79%
第10会計年度（2011年10月１日 － 2012年９月30日）	3.08%	2.66%	6.28%	2.18%
第11会計年度（2012年10月１日 － 2013年９月30日）	－14.44%	－14.60%	－12.34%	－14.95%
第12会計年度（2013年10月１日 － 2014年９月30日）	－8.43%	－8.77%	－6.21%	－8.60%
第13会計年度（2014年10月１日 － 2015年９月30日）	－36.16%	－36.30%	－35.24%	－36.58%
第14会計年度（2015年10月１日 － 2016年９月30日）	－2.34%	－2.98%	－1.75%	－3.76%
第15会計年度（2016年10月１日 － 2017年９月30日）	－5.13%	－6.72%	－4.66%	－6.92%
第16会計年度（2017年10月１日 － 2018年９月30日）	－0.48%	－2.67%	－0.81%	－3.20%

＜参考情報＞

年間収益率の推移

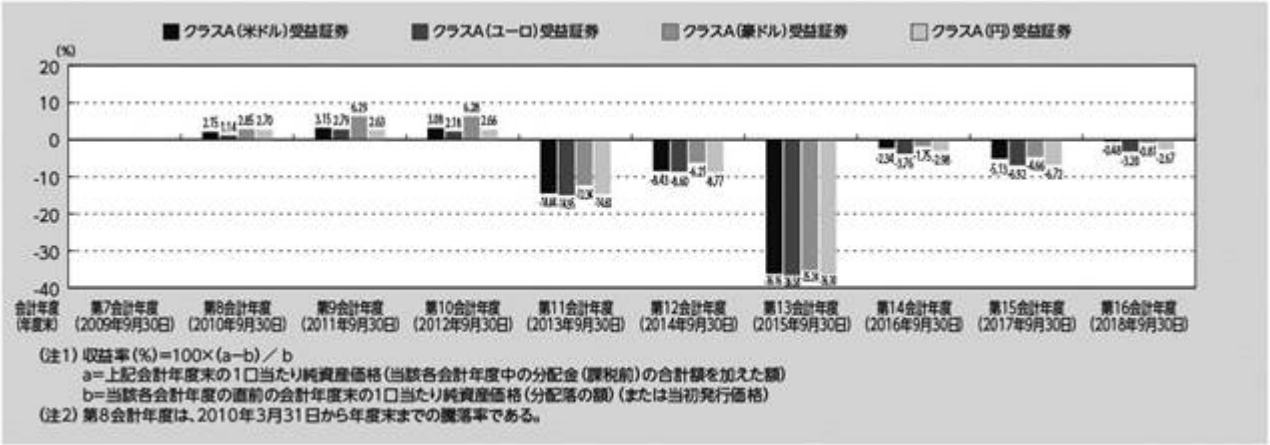

(注1) 収益率(%)=100×(a−b)／b
a=上記会計年度末の1口当たり純資産価格(当該各会計年度中の分配金(課税前)の合計額を加えた額)
b=当該各会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配落の額)(または当初発行価格)
(注2) 第8会計年度は、2010年3月31日から年度末までの騰落率である。

＜グローバル・シリーズ　ウェルス・プリザベーション＞

会計年度	収益率（注）					
	クラスA（ユーロ）	クラスB（ユーロ）	クラスA（円）	クラスB（円）	クラスA毎月分配型（ユーロ）	クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）
第７会計年度（2008年10月１日 － 2009年９月30日）	13.64%	13.07%	12.62%	12.08%	13.12%	－1.18%
第８会計年度（2009年10月１日 － 2010年９月30日）	1.89%	1.39%	1.67%	1.13%	1.88%	－11.25%
第９会計年度（2010年10月１日 － 2011年９月30日）	－2.61%	－3.09%	－3.46%	－3.93%	－2.51%	－10.82%
第10会計年度（2011年10月１日 － 2012年９月30日）	－2.20%	－2.70%	－2.55%	－3.02%	－2.20%	－5.08%
第11会計年度（2012年10月１日 － 2013年９月30日）	4.97%	4.43%	5.23%	6.12%	4.93%	37.75%
第12会計年度（2013年10月１日 － 2014年９月30日）	－1.73%	－2.22%	－1.93%	－2.46%	－1.66%	2.80%
第13会計年度（2014年10月１日 － 2015年９月30日）	－9.81%	－10.27%	－10.04%	－10.47%	－9.50%	－11.93%
第14会計年度（2015年10月１日 － 2016年９月30日）	11.41%	－	11.78%	－	11.08%	－6.07%
第15会計年度（2016年10月１日 － 2017年９月30日）	－1.74%	－	－1.49%	－	－1.68%	14.96%
第16会計年度（2017年10月１日 － 2018年９月30日）	－7.15%	－	－6.91%	－	－6.91%	－7.94%

会計年度	収益率（注）	
	クラスA（米ドル）	クラスA（豪ドル）
第11会計年度（2012年10月１日 － 2013年９月30日）	0.39%	1.03%
第12会計年度（2013年10月１日 － 2014年９月30日）	－1.73%	0.58%
第13会計年度（2014年10月１日 － 2015年９月30日）	－9.64%	－7.60%
第14会計年度（2015年10月１日 － 2016年９月30日）	12.96%	14.19%
第15会計年度（2016年10月１日 － 2017年９月30日）	－0.09%	0.58%
第16会計年度（2017年10月１日 － 2018年９月30日）	－4.82%	－4.89%

＜参考情報＞

年間収益率の推移

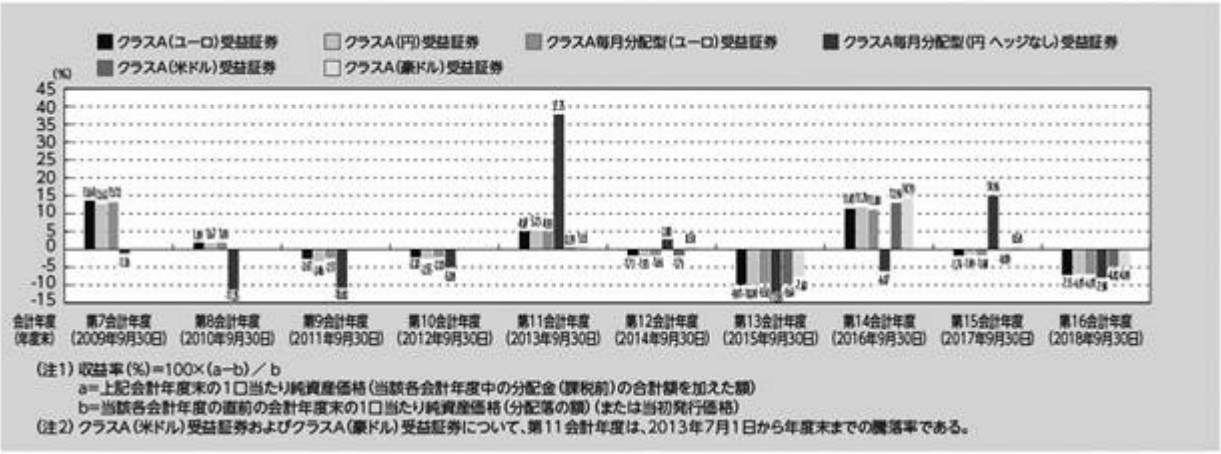

(注1) 収益率(%)＝100×(a−b)／b
a=上記会計年度末の1口当たり純資産価格(当該各会計年度中の分配金(課税前)の合計額を加えた額)
b=当該各会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配落の額)(または当初発行価格)
(注2) クラスA(米ドル)受益証券およびクラスA(豪ドル)受益証券について、第11会計年度は、2013年7月1日から年度末までの騰落率である。

（４）【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度中の販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末現在の発行済口数は次のとおりである。

＜ユーロ・シリーズ　ユーロ・ボンド＞

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第７会計年度 （2008年10月１日 －2009年９月30日）	クラスA （ユーロ）	2,471,830.63 (2,471,830.63)	735,679.22 (735,679.22)	2,553,018.31 (2,553,018.31)
	クラスB （ユーロ）	717,845.94 (717,845.94)	2,628,919.51 (2,628,919.51)	2,220,501.92 (2,220,501.92)
	クラスA（円）	406,282.85 (406,282.85)	164,535.42 (164,535.42)	394,296.34 (394,296.34)
	クラスB（円）	30,900.67 (30,900.67)	323,717.02 (323,717.02)	238,908.41 (238,908.41)
第８会計年度 （2009年10月１日 －2010年９月30日）	クラスA （ユーロ）	1,520,212.45 (1,520,212.45)	961,136.23 (961,136.23)	3,112,094.53 (3,112,094.53)
	クラスB （ユーロ）	381,155.88 (381,155.88)	900,727.91 (900,727.91)	1,700,929.89 (1,700,929.89)
	クラスA（円）	281,758.42 (281,758.42)	414,997.01 (414,997.01)	261,057.75 (261,057.75)
	クラスB（円）	25,449.65 (25,449.65)	111,921.68 (111,921.68)	152,436.38 (152,436.38)
第９会計年度 （2010年10月１日 －2011年９月30日）	クラスA （ユーロ）	858,676.48 (858,676.48)	847,463.85 (847,463.85)	3,123,307.16 (3,123,307.16)
	クラスB （ユーロ）	13,078.19 (13,078.19)	851,269.46 (851,269.46)	862,738.62 (862,738.62)
	クラスA（円）	101,944.48 (101,944.48)	89,884.91 (89,884.91)	273,117.32 (273,117.32)
	クラスB（円）	0.00 (0.00)	90,129.33 (90,129.33)	62,307.05 (62,307.05)
第10会計年度 （2011年10月１日 －2012年９月30日）	クラスA （ユーロ）	233,577.16 (233,577.16)	429,119.64 (429,119.64)	2,927,764.68 (2,927,764.68)
	クラスB （ユーロ）	9,316.63 (9,316.63)	253,290.06 (253,290.06)	618,765.19 (618,765.19)
	クラスA（円）	77,271.76 (77,271.76)	52,094.05 (52,094.05)	298,295.03 (298,295.03)
	クラスB（円）	0.00 (0.00)	40,872.16 (40,872.16)	21,434.89 (21,434.89)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第11会計年度 （2012年10月１日 －2013年９月30日）	クラスA （ユーロ）	151,809.53 (151,809.53)	673,822.36 (673,822.36)	2,405,751.85 (2,405,751.85)
	クラスB （ユーロ）	586.97 (586.97)	189,159.62 (189,159.62)	430,192.54 (430,192.54)
	クラスA（円）	38,809.71 (38,809.71)	23,493.82 (23,493.82)	313,610.92 (313,610.92)
	クラスB（円）	0.00 (0.00)	8,411.07 (8,411.07)	13,023.82 (13,023.82)
第12会計年度 （2013年10月１日 －2014年９月30日）	クラスA （ユーロ）	484,312.31 (484,312.31)	613,584.06 (613,584.06)	2,276,480.10 (2,276,480.10)
	クラスB （ユーロ）	0.00 (0.00)	161,103.75 (161,103.75)	269,088.79 (269,088.79)
	クラスA（円）	176,747.43 (176,747.43)	127,259.38 (127,259.38)	363,098.97 (363,098.97)
	クラスB（円）	0.00 (0.00)	3,050.77 (3,050.77)	9,973.05 (9,973.05)
第13会計年度 （2014年10月１日 －2015年９月30日）	クラスA （ユーロ）	219,756.23 (219,756.23)	436,638.33 (436,638.33)	2,059,598.00 (2,059,598.00)
	クラスB （ユーロ）	1,761.97 (1,761.97)	147,921.63 (147,921.63)	122,929.13 (122,929.13)
	クラスA（円）	581,663.51 (581,663.51)	231,365.02 (231,365.02)	713,397.46 (713,397.46)
	クラスB（円）	0.00 (0.00)	3,248.08 (3,248.08)	6,724.97 (6,724.97)
第14会計年度 （2015年10月１日 －2016年９月30日）	クラスA （ユーロ）	282,708.44 (282,708.44)	189,326.36 (189,326.36)	2,152,980.08 (2,152,980.08)
	クラスB （ユーロ）	0.00 (0.00)	122,929.13 (122,929.13)	0.00 (0.00)
	クラスA（円）	46,327.52 (46,327.52)	234,336.04 (234,336.04)	525,388.94 (525,388.94)
	クラスB（円）	0.00 (0.00)	6,724.97 (6,724.97)	0.00 (0.00)
第15会計年度 （2016年10月１日 －2017年９月30日）	クラスA （ユーロ）	113,413.20 (113,413.20)	369,035.55 (369,035.55)	1,897,357.73 (1,897,357.73)
	クラスA（円）	18,934.36 (18,934.36)	162,287.93 (162,287.93)	382,035.37 (382,035.37)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第16会計年度 （2017年10月１日 －2018年９月30日）	クラスA （ユーロ）	40,803.26 （40,803.26）	169,054.13 （169,054.13）	1,769,106.86 （1,769,106.86）
	クラスA（円）	3,942.64 （3,942.64）	85,262.34 （85,262.34）	300,715.67 （300,715.67）

（注）　括弧内の数字は、ルクセンブルグにおける約定日（管理会社の注文受領日）に基づく本邦内における販売口数、買戻口数および発行済口数を表す。以下同じ。

＜ユーロ・シリーズ　ユーロ・バランス＞

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第７会計年度 （2008年10月１日 －2009年９月30日）	クラスA （ユーロ）	187,484.37 (187,484.37)	295,801.72 (295,801.72)	1,013,301.98 (1,013,301.98)
	クラスB （ユーロ）	88,801.53 (88,801.53)	842,183.36 (842,183.36)	3,066,897.79 (3,066,897.79)
	クラスA（円）	43,516.56 (43,516.56)	109,242.49 (109,242.49)	370,813.67 (370,813.67)
	クラスB（円）	1,629.67 (1,629.67)	228,676.10 (228,676.10)	979,446.76 (979,446.76)
第８会計年度 （2009年10月１日 －2010年９月30日）	クラスA （ユーロ）	351,547.73 (351,547.73)	295,198.49 (295,198.49)	1,069,651.22 (1,069,651.22)
	クラスB （ユーロ）	64,994.95 (64,994.95)	783,687.46 (783,687.46)	2,348,205.28 (2,348,205.28)
	クラスA（円）	49,868.71 (49,868.71)	89,032.04 (89,032.04)	331,650.34 (331,650.34)
	クラスB（円）	536.73 (536.73)	265,852.10 (265,852.10)	714,131.39 (714,131.39)
第９会計年度 （2010年10月１日 －2011年９月30日）	クラスA （ユーロ）	482,740.03 (482,740.03)	341,249.65 (341,249.65)	1,211,141.60 (1,211,141.60)
	クラスB （ユーロ）	13,853.02 (13,853.02)	796,595.40 (796,595.40)	1,565,462.90 (1,565,462.90)
	クラスA（円）	170,370.35 (170,370.35)	53,788.48 (53,788.48)	448,232.21 (448,232.21)
	クラスB（円）	1,223.60 (1,223.60)	258,904.36 (258,904.36)	456,450.63 (456,450.63)
第10会計年度 （2011年10月１日 －2012年９月30日）	クラスA （ユーロ）	685,929.10 (685,929.10)	187,698.30 (187,698.30)	1,709,372.40 (1,709,372.40)
	クラスB （ユーロ）	1,191.41 (1,191.41)	889,769.09 (889,769.09)	676,885.22 (676,885.22)
	クラスA（円）	289,534.32 (289,534.32)	73,347.66 (73,347.66)	664,418.87 (664,418.87)
	クラスB（円）	490.43 (490.43)	335,878.19 (335,878.19)	121,062.87 (121,062.87)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第11会計年度 （2012年10月１日 －2013年９月30日）	クラスA （ユーロ）	430,529.87 (430,529.87)	449,350.32 (449,350.32)	1,690,551.95 (1,690,551.95)
	クラスB （ユーロ）	516.88 (516.88)	537,293.18 (537,293.18)	140,108.92 (140,108.92)
	クラスA（円）	94,868.57 (94,868.57)	187,909.81 (187,909.81)	571,377.63 (571,377.63)
	クラスB（円）	0.00 (0.00)	108,887.02 (108,887.02)	12,175.85 (12,175.85)
第12会計年度 （2013年10月１日 －2014年９月30日）	クラスA （ユーロ）	292,817.09 (292,817.09)	462,953.88 (462,953.88)	1,520,415.16 (1,520,415.16)
	クラスB （ユーロ）	727.16 (727.16)	104,161.88 (104,161.88)	36,674.20 (36,674.20)
	クラスA（円）	64,245.31 (64,245.31)	130,893.43 (130,893.43)	504,729.51 (504,729.51)
	クラスB（円）	0.00 (0.00)	11,181.36 (11,181.36)	994.49 (994.49)
第13会計年度 （2014年10月１日 －2015年９月30日）	クラスA （ユーロ）	62,328.88 (62,328.88)	317,472.54 (317,472.54)	1,265,271.50 (1,265,271.50)
	クラスB （ユーロ）	167.19 (167.19)	18,767.36 (18,767.36)	18,074.03 (18,074.03)
	クラスA（円）	155,368.42 (155,368.42)	130,353.36 (130,353.36)	529,744.57 (529,744.57)
	クラスB（円）	0.00 (0.00)	992.50 (992.50)	1.99 (1.99)
第14会計年度 （2015年10月１日 －2016年９月30日）	クラスA （ユーロ）	50,188.30 (50,188.30)	149,406.51 (149,406.51)	1,166,053.29 (1,166,053.29)
	クラスB （ユーロ）	1,288.17 (1,288.17)	19,362.20 (19,362.20)	0.00 (0.00)
	クラスA（円）	17,687.98 (17,687.98)	105,043.16 (105,043.16)	442,389.39 (442,389.39)
	クラスB（円）	0.00 (0.00)	1.99 (1.99)	0.00 (0.00)
第15会計年度 （2016年10月１日 －2017年９月30日）	クラスA （ユーロ）	40,920.91 (40,920.91)	176,462.56 (176,462.56)	1,030,511.64 (1,030,511.64)
	クラスA（円）	2,427.64 (2,427.64)	88,040.98 (88,040.98)	356,776.05 (356,776.05)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第16会計年度 （2017年10月１日 －2018年９月30日）	クラスA （ユーロ）	333,135.44 （333,135.44）	82,718.31 （82,718.31）	1,280,928.77 （1,280,928.77）
	クラスA（円）	20,868.43 （20,868.43）	54,946.70 （54,946.70）	322,697.78 （322,697.78）

＜ユーロ・シリーズ　ユーロ・エクイティ＞

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第７会計年度 （2008年10月１日 －2009年９月30日）	クラスA （ユーロ）	383,715.05 (383,715.05)	292,700.62 (292,700.62)	1,267,504.19 (1,267,504.19)
	クラスB （ユーロ）	104,200.46 (104,200.46)	400,224.45 (400,224.45)	1,566,657.91 (1,566,657.91)
	クラスA（円）	33,991.83 (33,991.83)	154,316.61 (154,316.61)	404,998.24 (404,998.24)
	クラスB（円）	4,420.35 (4,420.35)	93,138.96 (93,138.96)	446,057.95 (446,057.95)
第８会計年度 （2009年10月１日 －2010年９月30日）	クラスA （ユーロ）	1,216,696.09 (1,216,696.09)	863,848.78 (863,848.78)	1,620,351.50 (1,620,351.50)
	クラスB （ユーロ）	72,409.97 (72,409.97)	312,669.67 (312,669.67)	1,326,398.21 (1,326,398.21)
	クラスA（円）	51,964.66 (51,964.66)	107,375.12 (107,375.12)	349,587.78 (349,587.78)
	クラスB（円）	141.67 (141.67)	94,688.87 (94,688.87)	351,510.75 (351,510.75)
第９会計年度 （2010年10月１日 －2011年９月30日）	クラスA （ユーロ）	346,716.76 (346,716.76)	498,182.19 (498,182.19)	1,468,886.07 (1,468,886.07)
	クラスB （ユーロ）	25,516.75 (25,516.75)	336,174.81 (336,174.81)	1,015,740.15 (1,015,740.15)
	クラスA（円）	69,284.74 (69,284.74)	62,169.66 (62,169.66)	356,702.86 (356,702.86)
	クラスB（円）	0.00 (0.00)	103,992.86 (103,992.86)	247,517.89 (247,517.89)
第10会計年度 （2011年10月１日 －2012年９月30日）	クラスA （ユーロ）	443,629.87 (443,629.87)	232,950.50 (232,950.50)	1,679,565.44 (1,679,565.44)
	クラスB （ユーロ）	0.00 (0.00)	548,420.46 (548,420.46)	467,319.69 (467,319.69)
	クラスA（円）	157,783.17 (157,783.17)	40,447.17 (40,447.17)	474,038.86 (474,038.86)
	クラスB（円）	0.00 (0.00)	179,122.69 (179,122.69)	68,395.20 (68,395.20)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第11会計年度 （2012年10月１日 －2013年９月30日）	クラスA （ユーロ）	329,882.51 (329,882.51)	402,743.44 (402,743.44)	1,606,704.51 (1,606,704.51)
	クラスB （ユーロ）	6,583.82 (6,583.82)	367,766.85 (367,766.85)	106,136.66 (106,136.66)
	クラスA（円）	65,576.37 (65,576.37)	123,341.47 (123,341.47)	416,273.76 (416,273.76)
	クラスB（円）	310.78 (310.78)	67,221.19 (67,221.19)	1,484.79 (1,484.79)
第12会計年度 （2013年10月１日 －2014年９月30日）	クラスA （ユーロ）	534,600.33 (534,600.33)	524,383.36 (524,383.36)	1,616,921.48 (1,616,921.48)
	クラスB （ユーロ）	2,164.84 (2,164.84)	63,933.27 (63,933.27)	44,368.23 (44,368.23)
	クラスA（円）	261,454.53 (261,454.53)	156,251.19 (156,251.19)	521,477.10 (521,477.10)
	クラスB（円）	753.09 (753.09)	1,481.04 (1,481.04)	756.84 (756.84)
第13会計年度 （2014年10月１日 －2015年９月30日）	クラスA （ユーロ）	213,553.74 (213,553.74)	446,714.74 (446,714.74)	1,383,760.48 (1,383,760.48)
	クラスB （ユーロ）	0.00 (0.00)	27,606.95 (27,606.95)	16,761.28 (16,761.28)
	クラスA（円）	1,413,489.23 (1,413,489.23)	376,356.78 (376,356.78)	1,558,609.55 (1,558,609.55)
	クラスB（円）	0.00 (0.00)	0.00 (0.00)	756.84 (756.84)
第14会計年度 （2015年10月１日 －2016年９月30日）	クラスA （ユーロ）	94,895.22 (94,895.22)	208,221.93 (208,221.93)	1,270,433.77 (1,270,433.77)
	クラスB （ユーロ）	0.00 (0.00)	16,761.28 (16,761.28)	0.00 (0.00)
	クラスA（円）	116,148.16 (116,148.16)	551,979.29 (551,979.29)	1,122,778.42 (1,122,778.42)
	クラスB（円）	0.00 (0.00)	756.84 (756.84)	0.00 (0.00)
第15会計年度 （2016年10月１日 －2017年９月30日）	クラスA （ユーロ）	24,515.14 (24,515.14)	288,920.78 (288,920.78)	1,006,028.13 (1,006,028.13)
	クラスA（円）	14,630.82 (14,630.82)	618,625.64 (618,625.64)	518,783.60 (518,783.60)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第16会計年度 （2017年10月１日 －2018年９月30日）	クラスA （ユーロ）	190,820.38 （190,820.38）	121,208.85 （121,208.85）	1,075,639.66 （1,075,639.66）
	クラスA（円）	15,669.59 （15,669.59）	149,287.97 （149,287.97）	385,165.22 （385,165.22）

＜ユーロ・シリーズ　ヨーロピアン・オポチュニティ＞

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第14会計年度 （2015年10月１日 －2016年９月30日）	クラスA （米ドル）	683,224.24 （683,224.24）	138,365.71 （138,365.71）	544,858.53 （544,858.53）
	クラスA （ユーロ）	135,591.17 （135,591.17）	17,123.08 （17,123.08）	118,468.09 （118,468.09）
	クラスA（円）	237,753.46 （237,753.46）	30,793.09 （30,793.09）	206,960.37 （206,960.37）
第15会計年度 （2016年10月１日 －2017年９月30日）	クラスA （米ドル）	171,491.69 （171,491.69）	425,818.12 （425,818.12）	290,532.10 （290,532.10）
	クラスA （ユーロ）	31,631.05 （31,631.05）	36,026.58 （36,026.58）	114,072.56 （114,072.56）
	クラスA（円）	35,153.30 （35,153.30）	167,292.41 （167,292.41）	74,821.26 （74,821.26）
第16会計年度 （2017年10月１日 －2018年９月30日）	クラスA （米ドル）	447,242.88 （447,242.88）	161,314.67 （161,314.67）	576,460.31 （576,460.31）
	クラスA （ユーロ）	272,494.39 （272,494.39）	11,899.62 （11,899.62）	374,667.33 （374,667.33）
	クラスA（円）	11,690.56 （11,690.56）	16,589.39 （16,589.39）	69,922.43 （69,922.43）

＜ニューマーケット・シリーズ　アジア・ボンド＞

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第７会計年度 （2008年10月１日 －2009年９月30日）	クラスA （米ドル）	117,766.93 (117,766.93)	777,633.07 (777,633.07)	1,319,217.55 (1,319,217.55)
	クラスB （米ドル）	188,458.62 (188,458.62)	2,294,619.10 (2,294,619.10)	6,642,408.34 (6,642,408.34)
	クラスA（円）	29,255.53 (29,255.53)	111,072.05 (111,072.05)	261,432.43 (261,432.43)
	クラスB（円）	14,429.43 (14,429.43)	415,666.47 (415,666.47)	1,436,116.23 (1,436,116.23)
	クラスA毎月分配型（米ドル）	898,068.65 (898,068.65)	672,197.26 (672,197.26)	3,006,420.17 (3,006,420.17)
	クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	13,534.27 (13,534.27)	357,731.82 (357,731.82)	1,898,052.72 (1,898,052.72)
第８会計年度 （2009年10月１日 －2010年９月30日）	クラスA （米ドル）	1,738,803.34 (1,738,803.34)	478,759.27 (478,759.27)	2,579,261.62 (2,579,261.62)
	クラスB （米ドル）	186,338.62 (186,338.62)	2,890,154.55 (2,890,154.55)	3,938,592.41 (3,938,592.41)
	クラスA（円）	432,496.38 (432,496.38)	127,509.26 (127,509.26)	566,419.55 (566,419.55)
	クラスB（円）	20,081.65 (20,081.65)	734,168.09 (734,168.09)	722,029.79 (722,029.79)
	クラスA毎月分配型（米ドル）	3,043,176.28 (3,043,176.28)	1,071,511.98 (1,071,511.98)	4,978,084.47 (4,978,084.47)
	クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	26,661.98 (26,661.98)	386,868.10 (386,868.10)	1,537,846.60 (1,537,846.60)
第９会計年度 （2010年10月１日 －2011年９月30日）	クラスA （米ドル）	3,180,458.80 (3,180,458.80)	1,175,494.10 (1,175,494.10)	4,584,226.32 (4,584,226.32)
	クラスB （米ドル）	17,378.66 (17,378.66)	2,971,382.08 (2,971,382.08)	984,588.99 (984,588.99)
	クラスA（円）	643,336.35 (643,336.35)	297,492.40 (297,492.40)	912,263.50 (912,263.50)
	クラスB（円）	9,695.35 (9,695.35)	615,094.28 (615,094.28)	116,630.86 (116,630.86)
	クラスA毎月分配型（米ドル）	990,298.05 (990,298.05)	1,679,309.45 (1,679,309.45)	4,289,073.07 (4,289,073.07)
	クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	32,245.99 (32,245.99)	268,317.46 (268,317.46)	1,301,775.13 (1,301,775.13)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第10会計年度 （2011年10月１日 －2012年９月30日）	クラスA （米ドル）	325,713.74 (325,713.74)	383,521.62 (383,521.62)	4,526,418.44 (4,526,418.44)
	クラスB （米ドル）	5,118.11 (5,118.11)	352,508.11 (352,508.11)	637,198.99 (637,198.99)
	クラスA（円）	89,888.78 (89,888.78)	81,396.10 (81,396.10)	920,756.18 (920,756.18)
	クラスB（円）	9,206.33 (9,206.33)	77,146.18 (77,146.18)	48,691.01 (48,691.01)
	クラスA毎月分配型（米ドル）	153,345.69 (153,345.69)	310,515.28 (310,515.28)	4,131,903.48 (4,131,903.48)
	クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	14,011.34 (14,011.34)	110,985.66 (110,985.66)	1,204,800.81 (1,204,800.81)
第11会計年度 （2012年10月１日 －2013年９月30日）	クラスA （米ドル）	497,583.06 (497,583.06)	1,065,529.40 (1,065,529.40)	3,958,472.10 (3,958,472.10)
	クラスB （米ドル）	4,977.22 (4,977.22)	294,317.36 (294,317.36)	347,858.85 (347,858.85)
	クラスA（円）	99,130.06 (99,130.06)	172,052.22 (172,052.22)	847,834.02 (847,834.02)
	クラスB（円）	0.00 (0.00)	30,382.03 (30,382.03)	18,308.98 (18,308.98)
	クラスA毎月分配型（米ドル）	184,850.53 (184,850.53)	683,315.26 (683,315.26)	3,633,438.75 (3,633,438.75)
	クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	334,717.39 (334,717.39)	180,404.60 (180,404.60)	1,359,113.60 (1,359,113.60)
第12会計年度 （2013年10月１日 －2014年９月30日）	クラスA （米ドル）	173,954.87 (173,954.87)	1,079,625.26 (1,079,625.26)	3,052,801.71 (3,052,801.71)
	クラスB （米ドル）	0.00 (0.00)	228,438.36 (228,438.36)	119,420.49 (119,420.49)
	クラスA（円）	16,752.58 (16,752.58)	195,562.16 (195,562.16)	669,024.44 (669,024.44)
	クラスB（円）	0.00 (0.00)	5,275.10 (5,275.10)	13,033.88 (13,033.88)
	クラスA毎月分配型（米ドル）	149,739.79 (149,739.79)	1,108,906.19 (1,108,906.19)	2,674,272.35 (2,674,272.35)
	クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	151,738.22 (151,738.22)	346,651.00 (346,651.00)	1,164,200.82 (1,164,200.82)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第13会計年度 （2014年10月１日 －2015年９月30日）	クラスA （米ドル）	129,045.34 (129,045.34)	944,150.40 (944,150.40)	2,237,696.65 (2,237,696.65)
	クラスB （米ドル）	0.00 (0.00)	66,009.06 (66,009.06)	53,411.43 (53,411.43)
	クラスA（円）	2,890.05 (2,890.05)	114,939.79 (114,939.79)	556,974.70 (556,974.70)
	クラスB（円）	0.00 (0.00)	7,113.76 (7,113.76)	5,920.12 (5,920.12)
	クラスA毎月分配型（米ドル）	60,570.38 (60,570.38)	619,271.08 (619,271.08)	2,115,571.65 (2,115,571.65)
	クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	11,082.79 (11,082.79)	272,233.73 (272,233.73)	903,049.88 (903,049.88)
第14会計年度 （2015年10月１日 －2016年９月30日）	クラスA （米ドル）	44,441.64 (44,441.64)	331,657.90 (331,657.90)	1,950,480.39 (1,950,480.39)
	クラスB （米ドル）	0.00 (0.00)	53,411.43 (53,411.43)	0.00 (0.00)
	クラスA（円）	5,579.73 (5,579.73)	99,864.13 (99,864.13)	462,690.30 (462,690.30)
	クラスB（円）	0.00 (0.00)	5,920.12 (5,920.12)	0.00 (0.00)
	クラスA毎月分配型（米ドル）	3,580.86 (3,580.86)	319,834.16 (319,834.16)	1,799,318.35 (1,799,318.35)
	クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	12,094.47 (12,094.47)	177,234.95 (177,234.95)	737,909.40 (737,909.40)
第15会計年度 （2016年10月１日 －2017年９月30日）	クラスA （米ドル）	2,774.27 (2,774.27)	326,224.32 (326,224.32)	1,627,030.34 (1,627,030.34)
	クラスA（円）	0.00 (0.00)	58,079.48 (58,079.48)	404,610.82 (404,610.82)
	クラスA毎月分配型（米ドル）	25,951.80 (25,951.80)	424,643.30 (424,643.30)	1,400,626.85 (1,400,626.85)
	クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	1,601.05 (1,601.05)	136,620.19 (136,620.19)	602,890.26 (602,890.26)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第16会計年度 （2017年10月１日 －2018年９月30日）	クラスA （米ドル）	28,499.20 （28,499.20）	205,475.32 （205,475.32）	1,450,054.22 （1,450,054.22）
	クラスA（円）	1,160.54 （1,160.54）	44,722.83 （44,722.83）	361,048.53 （361,048.53）
	クラスA毎月分配型（米ドル）	6,798.86 （6,798.86）	145,059.39 （145,059.39）	1,262,366.32 （1,262,366.32）
	クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	12,247.57 （12,247.57）	93,738.63 （93,738.63）	521,399.20 （521,399.20）

＜ニューマーケット・シリーズ　エマージング・ボンド＞

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第７会計年度 （2008年10月１日 －2009年９月30日）	クラスA （米ドル）	62,435.90 (62,435.90)	397,044.99 (397,044.99)	669,085.72 (669,085.72)
	クラスB （米ドル）	81,056.99 (81,056.99)	590,378.85 (590,378.85)	1,348,533.80 (1,348,533.80)
	クラスA（円）	1,284.46 (1,284.46)	56,376.72 (56,376.72)	83,990.60 (83,990.60)
	クラスB（円）	212.33 (212.33)	73,088.23 (73,088.23)	236,869.64 (236,869.64)
第８会計年度 （2009年10月１日 －2010年９月30日）	クラスA （米ドル）	934,571.04 (934,571.04)	561,820.31 (561,820.31)	1,041,836.45 (1,041,836.45)
	クラスB （米ドル）	156,567.74 (156,567.74)	584,298.05 (584,298.05)	920,803.49 (920,803.49)
	クラスA（円）	108,044.03 (108,044.03)	53,789.82 (53,789.82)	138,244.81 (138,244.81)
	クラスB（円）	13,929.72 (13,929.72)	119,954.24 (119,954.24)	130,845.12 (130,845.12)
第９会計年度 （2010年10月１日 －2011年９月30日）	クラスA （米ドル）	445,649.93 (445,649.93)	331,757.53 (331,757.53)	1,155,728.85 (1,155,728.85)
	クラスB （米ドル）	10,115.25 (10,115.25)	471,751.82 (471,751.82)	459,166.92 (459,166.92)
	クラスA（円）	77,858.59 (77,858.59)	40,718.91 (40,718.91)	175,384.49 (175,384.49)
	クラスB（円）	675.36 (675.36)	81,788.18 (81,788.18)	49,732.30 (49,732.30)
第10会計年度 （2011年10月１日 －2012年９月30日）	クラスA （米ドル）	99,319.00 (99,319.00)	167,184.86 (167,184.86)	1,087,862.99 (1,087,862.99)
	クラスB （米ドル）	2,034.86 (2,034.86)	134,437.45 (134,437.45)	326,764.33 (326,764.33)
	クラスA（円）	62,376.77 (62,376.77)	15,405.19 (15,405.19)	222,356.07 (222,356.07)
	クラスB（円）	0.00 (0.00)	27,822.43 (27,822.43)	21,909.87 (21,909.87)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第11会計年度 （2012年10月１日 －2013年９月30日）	クラスA （米ドル）	88,499.10 (88,499.10)	272,870.17 (272,870.17)	903,491.92 (903,491.92)
	クラスB （米ドル）	1,447.87 (1,447.87)	124,439.92 (124,439.92)	203,772.28 (203,772.28)
	クラスA（円）	16,849.76 (16,849.76)	80,905.04 (80,905.04)	158,300.79 (158,300.79)
	クラスB（円）	0.00 (0.00)	10,351.77 (10,351.77)	11,558.10 (11,558.10)
第12会計年度 （2013年10月１日 －2014年９月30日）	クラスA （米ドル）	74,691.07 (74,691.07)	212,653.85 (212,653.85)	765,529.14 (765,529.14)
	クラスB （米ドル）	0.00 (0.00)	118,767.96 (118,767.96)	85,004.32 (85,004.32)
	クラスA（円）	8,000.11 (8,000.11)	30,502.06 (30,502.06)	135,798.84 (135,798.84)
	クラスB（円）	0.00 (0.00)	6,201.53 (6,201.53)	5,356.57 (5,356.57)
第13会計年度 （2014年10月１日 －2015年９月30日）	クラスA （米ドル）	11,401.24 (11,401.24)	175,071.81 (175,071.81)	601,858.57 (601,858.57)
	クラスB （米ドル）	0.00 (0.00)	29,734.58 (29,734.58)	55,269.74 (55,269.74)
	クラスA（円）	639.09 (639.09)	26,981.22 (26,981.22)	109,456.71 (109,456.71)
	クラスB（円）	0.00 (0.00)	867.83 (867.83)	4,488.74 (4,488.74)
第14会計年度 （2015年10月１日 －2016年９月30日）	クラスA （米ドル）	112,454.63 (112,454.63)	142,349.13 (142,349.13)	571,964.07 (571,964.07)
	クラスB （米ドル）	0.00 (0.00)	55,269.74 (55,269.74)	0.00 (0.00)
	クラスA（円）	7,923.97 (7,923.97)	26,806.07 (26,806.07)	90,574.61 (90,574.61)
	クラスB（円）	0.00 (0.00)	4,488.74 (4,488.74)	0.00 (0.00)
第15会計年度 （2016年10月１日 －2017年９月30日）	クラスA （米ドル）	44,204.86 (44,204.86)	109,155.60 (109,155.60)	507,013.33 (507,013.33)
	クラスA（円）	2,516.91 (2,516.91)	9,360.73 (9,360.73)	83,730.79 (83,730.79)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第16会計年度 （2017年10月１日 －2018年９月30日）	クラスA （米ドル）	21,545.18 （21,545.18）	95,308.62 （95,308.62）	433,249.89 （433,249.89）
	クラスA（円）	0.00 （0.00）	9,656.37 （9,656.37）	74,074.42 （74,074.42）

＜ニューマーケット・シリーズ　グレーター・チャイナ・エクイティ＞

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第７会計年度 （2008年10月１日 －2009年９月30日）	クラスＡ （米ドル）	2,068,280.01 (2,068,280.01)	1,043,266.34 (1,043,266.34)	1,926,675.91 (1,926,675.91)
	クラスＢ （米ドル）	255,300.10 (255,300.10)	242,783.24 (242,783.24)	1,545,293.64 (1,545,293.64)
	クラスＡ（円）	565,758.12 (565,758.12)	387,817.52 (387,817.52)	725,556.55 (725,556.55)
	クラスＢ（円）	47,958.98 (47,958.98)	75,867.25 (75,867.25)	553,504.17 (553,504.17)
第８会計年度 （2009年10月１日 －2010年９月30日）	クラスＡ （米ドル）	2,659,844.22 (2,659,844.22)	2,773,077.51 (2,773,077.51)	1,813,442.62 (1,813,442.62)
	クラスＢ （米ドル）	81,000.83 (81,000.83)	739,620.09 (739,620.09)	886,674.38 (886,674.38)
	クラスＡ（円）	645,631.00 (645,631.00)	747,862.55 (747,862.55)	623,325.00 (623,325.00)
	クラスＢ（円）	17,538.07 (17,538.07)	276,035.37 (276,035.37)	295,006.87 (295,006.87)
第９会計年度 （2010年10月１日 －2011年９月30日）	クラスＡ （米ドル）	1,007,242.45 (1,007,242.45)	1,003,441.52 (1,003,441.52)	1,817,243.55 (1,817,243.55)
	クラスＢ （米ドル）	841.96 (841.96)	438,333.30 (438,333.30)	449,183.04 (449,183.04)
	クラスＡ（円）	168,293.25 (168,293.25)	270,755.62 (270,755.62)	520,862.63 (520,862.63)
	クラスＢ（円）	145.30 (145.30)	120,170.57 (120,170.57)	174,981.60 (174,981.60)
第10会計年度 （2011年10月１日 －2012年９月30日）	クラスＡ （米ドル）	328,982.04 (328,982.04)	367,127.91 (367,127.91)	1,779,097.68 (1,779,097.68)
	クラスＢ （米ドル）	2,922.13 (2,922.13)	196,000.62 (196,000.62)	256,104.55 (256,104.55)
	クラスＡ（円）	67,433.70 (67,433.70)	70,229.22 (70,229.22)	518,067.11 (518,067.11)
	クラスＢ（円）	0.00 (0.00)	79,337.47 (79,337.47)	95,644.13 (95,644.13)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第11会計年度 （2012年10月１日 －2013年９月30日）	クラスA （米ドル）	119,163.26 (119,163.26)	594,672.10 (594,672.10)	1,303,588.84 (1,303,588.84)
	クラスB （米ドル）	2,651.44 (2,651.44)	135,978.32 (135,978.32)	122,777.67 (122,777.67)
	クラスA（円）	46,905.33 (46,905.33)	173,245.39 (173,245.39)	391,727.05 (391,727.05)
	クラスB（円）	0.00 (0.00)	67,779.92 (67,779.92)	27,864.21 (27,864.21)
第12会計年度 （2013年10月１日 －2014年９月30日）	クラスA （米ドル）	156,819.04 (156,819.04)	578,731.56 (578,731.56)	881,676.32 (881,676.32)
	クラスB （米ドル）	0.00 (0.00)	75,096.61 (75,096.61)	47,681.06 (47,681.06)
	クラスA（円）	12,802.12 (12,802.12)	102,301.72 (102,301.72)	302,227.45 (302,227.45)
	クラスB（円）	0.00 (0.00)	20,013.03 (20,013.03)	7,851.18 (7,851.18)
第13会計年度 （2014年10月１日 －2015年９月30日）	クラスA （米ドル）	97,417.53 (97,417.53)	279,041.39 (279,041.39)	700,052.46 (700,052.46)
	クラスB （米ドル）	0.00 (0.00)	34,766.89 (34,766.89)	12,914.17 (12,914.17)
	クラスA（円）	12,436.80 (12,436.80)	104,663.38 (104,663.38)	210,000.87 (210,000.87)
	クラスB（円）	0.00 (0.00)	6,784.38 (6,784.38)	1,066.80 (1,066.80)
第14会計年度 （2015年10月１日 －2016年９月30日）	クラスA （米ドル）	13,195.42 (13,195.42)	87,895.23 (87,895.23)	625,352.65 (625,352.65)
	クラスB （米ドル）	0.00 (0.00)	12,914.17 (12,914.17)	0.00 (0.00)
	クラスA（円）	8,019.83 (8,019.83)	25,491.35 (25,491.35)	192,529.35 (192,529.35)
	クラスB（円）	0.00 (0.00)	1,066.80 (1,066.80)	0.00 (0.00)
第15会計年度 （2016年10月１日 －2017年９月30日）	クラスA （米ドル）	23,350.20 (23,350.20)	101,097.08 (101,097.08)	547,605.77 (547,605.77)
	クラスA（円）	2,232.23 (2,232.23)	40,266.09 (40,266.09)	154,495.49 (154,495.49)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第16会計年度 （2017年10月１日 －2018年９月30日）	クラスA （米ドル）	94,419.04 (94,419.04)	53,504.35 (53,504.35)	588,520.46 (588,520.46)
	クラスA（円）	27,343.02 (27,343.02)	11,593.41 (11,593.41)	170,245.10 (170,245.10)

＜ニューマーケット・シリーズ　ＢＲＩＣ・エクイティ＞

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第７会計年度 （2008年10月１日 －2009年９月30日）	クラスＡ （米ドル）	1,872,881.26 (1,872,881.26)	889,762.95 (889,762.95)	3,263,952.56 (3,263,952.56)
	クラスＢ （米ドル）	395,022.44 (395,022.44)	296,975.71 (296,975.71)	2,650,377.82 (2,650,377.82)
	クラスＡ（円）	267,161.80 (267,161.80)	310,297.50 (310,297.50)	1,369,177.57 (1,369,177.57)
	クラスＢ（円）	67,746.74 (67,746.74)	116,097.24 (116,097.24)	1,448,010.02 (1,448,010.02)
第８会計年度 （2009年10月１日 －2010年９月30日）	クラスＡ （米ドル）	6,636,869.91 (6,636,869.91)	4,691,308.58 (4,691,308.58)	5,209,513.89 (5,209,513.89)
	クラスＢ （米ドル）	418,916.61 (418,916.61)	505,110.59 (505,110.59)	2,564,183.84 (2,564,183.84)
	クラスＡ（円）	582,977.02 (582,977.02)	791,199.10 (791,199.10)	1,160,955.49 (1,160,955.49)
	クラスＢ（円）	43,166.64 (43,166.64)	255,520.21 (255,520.21)	1,235,656.45 (1,235,656.45)
第９会計年度 （2010年10月１日 －2011年９月30日）	クラスＡ （米ドル）	3,328,001.43 (3,328,001.43)	3,262,002.38 (3,262,002.38)	5,275,512.94 (5,275,512.94)
	クラスＢ （米ドル）	15,428.30 (15,428.30)	432,004.67 (432,004.67)	2,147,607.47 (2,147,607.47)
	クラスＡ（円）	195,279.04 (195,279.04)	435,464.38 (435,464.38)	920,770.15 (920,770.15)
	クラスＢ（円）	1,838.94 (1,838.94)	239,650.92 (239,650.92)	997,844.47 (997,844.47)
第10会計年度 （2011年10月１日 －2012年９月30日）	クラスＡ （米ドル）	424,868.89 (424,868.89)	382,631.25 (382,631.25)	5,317,750.58 (5,317,750.58)
	クラスＢ （米ドル）	0.00 (0.00)	452,052.45 (452,052.45)	1,695,555.02 (1,695,555.02)
	クラスＡ（円）	200,312.48 (200,312.48)	79,833.78 (79,833.78)	1,041,248.85 (1,041,248.85)
	クラスＢ（円）	0.00 (0.00)	279,767.89 (279,767.89)	718,076.58 (718,076.58)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第11会計年度 （2012年10月１日 －2013年９月30日）	クラスA （米ドル）	824,694.10 (824,694.10)	2,374,049.30 (2,374,049.30)	3,768,395.38 (3,768,395.38)
	クラスB （米ドル）	205.28 (205.28)	873,082.54 (873,082.54)	822,677.76 (822,677.76)
	クラスA（円）	468,622.96 (468,622.96)	275,044.62 (275,044.62)	1,234,827.19 (1,234,827.19)
	クラスB（円）	0.00 (0.00)	562,475.65 (562,475.65)	155,600.93 (155,600.93)
第12会計年度 （2013年10月１日 －2014年９月30日）	クラスA （米ドル）	459,080.70 (459,080.70)	1,529,232.88 (1,529,232.88)	2,698,243.20 (2,698,243.20)
	クラスB （米ドル）	2,657.08 (2,657.08)	513,828.12 (513,828.12)	311,506.72 (311,506.72)
	クラスA（円）	119,723.77 (119,723.77)	309,603.81 (309,603.81)	1,044,947.15 (1,044,947.15)
	クラスB（円）	0.00 (0.00)	130,542.39 (130,542.39)	25,058.54 (25,058.54)
第13会計年度 （2014年10月１日 －2015年９月30日）	クラスA （米ドル）	325,659.83 (325,659.83)	851,611.81 (851,611.81)	2,172,291.22 (2,172,291.22)
	クラスB （米ドル）	0.00 (0.00)	158,222.28 (158,222.28)	153,284.44 (153,284.44)
	クラスA（円）	21,672.52 (21,672.52)	220,343.47 (220,343.47)	846,276.20 (846,276.20)
	クラスB（円）	0.00 (0.00)	18,451.74 (18,451.74)	6,606.80 (6,606.80)
第14会計年度 （2015年10月１日 －2016年９月30日）	クラスA （米ドル）	147,851.97 (147,851.97)	351,694.21 (351,694.21)	1,968,448.98 (1,968,448.98)
	クラスB （米ドル）	0.00 (0.00)	153,284.44 (153,284.44)	0.00 (0.00)
	クラスA（円）	9,112.64 (9,112.64)	74,312.73 (74,312.73)	781,076.11 (781,076.11)
	クラスB（円）	0.00 (0.00)	6,606.80 (6,606.80)	0.00 (0.00)
第15会計年度 （2016年10月１日 －2017年９月30日）	クラスA （米ドル）	38,818.81 (38,818.81)	492,806.46 (492,806.46)	1,514,461.33 (1,514,461.33)
	クラスA（円）	5,927.86 (5,927.86)	153,579.05 (153,579.05)	633,424.92 (633,424.92)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第16会計年度 （2017年10月１日 －2018年９月30日）	クラスA （米ドル）	193,644.69 （193,644.69）	345,856.37 （345,856.37）	1,362,249.65 （1,362,249.65）
	クラスA（円）	44,585.15 （44,585.15）	129,255.97 （129,255.97）	548,754.10 （548,754.10）

＜グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールド＞

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第７会計年度 （2008年10月１日 －2009年９月30日）	クラスＡ （米ドル）	2,444,383.68 (2,444,383.68)	349,554.79 (349,554.79)	2,094,828.89 (2,094,828.89)
	クラスＡ（円）	316,275.92 (316,275.92)	111,941.56 (111,941.56)	204,334.36 (204,334.36)
	クラスＡ （豪ドル）	3,887,956.33 (3,887,956.33)	862,920.85 (862,920.85)	3,025,035.48 (3,025,035.48)
	クラスＡ （ユーロ）	612,780.06 (612,780.06)	66,917.24 (66,917.24)	545,862.82 (545,862.82)
第８会計年度 （2009年10月１日 －2010年９月30日）	クラスＡ （米ドル）	6,136,779.18 (6,136,779.18)	3,695,739.05 (3,695,739.05)	4,535,869.02 (4,535,869.02)
	クラスＡ（円）	763,379.09 (763,379.09)	482,546.09 (482,546.09)	485,167.36 (485,167.36)
	クラスＡ （豪ドル）	13,544,191.39 (13,544,191.39)	8,957,371.41 (8,957,371.41)	7,611,855.46 (7,611,855.46)
	クラスＡ （ユーロ）	2,920,620.41 (2,920,620.41)	1,253,209.30 (1,253,209.30)	2,213,273.93 (2,213,273.93)
	クラスＡ毎月分配型（米ドル）	1,230,936.98 (1,230,936.98)	50,556.66 (50,556.66)	1,180,380.32 (1,180,380.32)
	クラスＡ毎月分配型（円　ヘッジなし）	84,712.26 (84,712.26)	3.01 (3.01)	84,709.25 (84,709.25)
	クラスＡ毎月分配型（ユーロ）	266,279.55 (266,279.55)	5,410.23 (5,410.23)	260,869.32 (260,869.32)
	クラスＡ毎月分配型（豪ドル）	2,158,144.40 (2,158,144.40)	383,001.62 (383,001.62)	1,775,142.78 (1,775,142.78)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第９会計年度 （2010年10月１日 －2011年９月30日）	クラスA （米ドル）	9,038,115.48 (9,038,115.48)	4,203,102.81 (4,203,102.81)	9,370,881.69 (9,370,881.69)
	クラスA（円）	524,331.96 (524,331.96)	490,555.74 (490,555.74)	518,943.58 (518,943.58)
	クラスA （豪ドル）	4,985,092.22 (4,985,092.22)	6,282,533.24 (6,282,533.24)	6,314,414.44 (6,314,414.44)
	クラスA （ユーロ）	1,287,277.37 (1,287,277.37)	1,540,078.05 (1,540,078.05)	1,960,473.25 (1,960,473.25)
	クラスA毎月分配型（米ドル）	3,431,442.42 (3,431,442.42)	637,970.59 (637,970.59)	3,973,852.15 (3,973,852.15)
	クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	379,004.62 (379,004.62)	36,934.07 (36,934.07)	426,779.80 (426,779.80)
	クラスA毎月分配型（ユーロ）	324,065.87 (324,065.87)	132,879.68 (132,879.68)	452,055.51 (452,055.51)
	クラスA毎月分配型（豪ドル）	2,623,096.01 (2,623,096.01)	1,415,818.38 (1,415,818.38)	2,982,420.41 (2,982,420.41)
第10会計年度 （2011年10月１日 －2012年９月30日）	クラスA （米ドル）	170,892.21 (170,892.21)	1,394,579.83 (1,394,579.83)	8,147,194.07 (8,147,194.07)
	クラスA（円）	12,090.63 (12,090.63)	95,454.00 (95,454.00)	435,580.21 (435,580.21)
	クラスA （豪ドル）	151,010.42 (151,010.42)	964,734.27 (964,734.27)	5,500,690.59 (5,500,690.59)
	クラスA （ユーロ）	36,164.67 (36,164.67)	264,398.23 (264,398.23)	1,732,239.69 (1,732,239.69)
	クラスA毎月分配型（米ドル）	540,454.71 (540,454.71)	318,592.89 (318,592.89)	4,195,713.97 (4,195,713.97)
	クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	65,881.36 (65,881.36)	55,590.68 (55,590.68)	437,070.48 (437,070.48)
	クラスA毎月分配型（ユーロ）	202,323.45 (202,323.45)	55,609.68 (55,609.68)	598,769.28 (598,769.28)
	クラスA毎月分配型（豪ドル）	570,027.15 (570,027.15)	298,403.79 (298,403.79)	3,254,043.77 (3,254,043.77)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第11会計年度 （2012年10月１日 －2013年９月30日）	クラスA （米ドル）	1,815,739.50 (1,815,739.50)	4,236,767.90 (4,236,767.90)	5,726,165.67 (5,726,165.67)
	クラスA（円）	201,523.88 (201,523.88)	114,600.03 (114,600.03)	522,504.06 (522,504.06)
	クラスA （豪ドル）	1,989,209.20 (1,989,209.20)	2,882,298.90 (2,882,298.90)	4,607,600.89 (4,607,600.89)
	クラスA （ユーロ）	185,684.93 (185,684.93)	741,254.68 (741,254.68)	1,176,669.94 (1,176,669.94)
	クラスA毎月分配型（米ドル）	1,405,656.10 (1,405,656.10)	974,120.04 (974,120.04)	4,627,250.03 (4,627,250.03)
	クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	355,349.87 (355,349.87)	287,752.53 (287,752.53)	504,667.82 (504,667.82)
	クラスA毎月分配型（ユーロ）	145,352.26 (145,352.26)	352,985.34 (352,985.34)	391,136.20 (391,136.20)
	クラスA毎月分配型（豪ドル）	973,737.19 (973,737.19)	1,202,824.60 (1,202,824.60)	3,024,956.36 (3,024,956.36)
第12会計年度 （2013年10月１日 －2014年９月30日）	クラスA （米ドル）	1,963,443.35 (1,963,443.35)	2,679,662.47 (2,679,662.47)	5,009,946.55 (5,009,946.55)
	クラスA（円）	280,968.23 (280,968.23)	230,346.92 (230,346.92)	573,125.37 (573,125.37)
	クラスA （豪ドル）	1,537,176.60 (1,537,176.60)	2,253,238.44 (2,253,238.44)	3,891,539.05 (3,891,539.05)
	クラスA （ユーロ）	247,892.75 (247,892.75)	534,122.11 (534,122.11)	890,440.58 (890,440.58)
	クラスA毎月分配型（米ドル）	1,774,290.28 (1,774,290.28)	1,492,244.36 (1,492,244.36)	4,909,295.95 (4,909,295.95)
	クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	686,820.11 (686,820.11)	221,834.53 (221,834.53)	969,653.40 (969,653.40)
	クラスA毎月分配型（ユーロ）	172,636.79 (172,636.79)	107,123.35 (107,123.35)	456,649.64 (456,649.64)
	クラスA毎月分配型（豪ドル）	1,158,230.33 (1,158,230.33)	899,108.91 (899,108.91)	3,284,077.78 (3,284,077.78)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第13会計年度 （2014年10月１日 －2015年９月30日）	クラスA （米ドル）	746,787.51 (746,787.51)	2,221,199.55 (2,221,199.55)	3,535,534.51 (3,535,534.51)
	クラスA（円）	66,364.51 (66,364.51)	174,523.01 (174,523.01)	464,966.87 (464,966.87)
	クラスA （豪ドル）	636,180.56 (636,180.56)	1,648,282.30 (1,648,282.30)	2,879,437.31 (2,879,437.31)
	クラスA （ユーロ）	23,044.12 (23,044.12)	304,504.20 (304,504.20)	608,980.50 (608,980.50)
	クラスA毎月分配型（米ドル）	867,670.91 (867,670.91)	1,468,453.62 (1,468,453.62)	4,308,513.24 (4,308,513.24)
	クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	155,926.70 (155,926.70)	421,889.53 (421,889.53)	703,690.57 (703,690.57)
	クラスA毎月分配型（ユーロ）	34,277.24 (34,277.24)	111,013.69 (111,013.69)	379,913.19 (379,913.19)
	クラスA毎月分配型（豪ドル）	447,889.91 (447,889.91)	1,154,966.33 (1,154,966.33)	2,577,001.36 (2,577,001.36)
第14会計年度 （2015年10月１日 －2016年９月30日）	クラスA （米ドル）	184,251.52 (184,251.52)	1,026,953.62 (1,026,953.62)	2,692,832.41 (2,692,832.41)
	クラスA（円）	72,941.44 (72,941.44)	80,236.15 (80,236.15)	457,672.16 (457,672.16)
	クラスA （豪ドル）	834,930.39 (834,930.39)	682,466.46 (682,466.46)	3,031,901.24 (3,031,901.24)
	クラスA （ユーロ）	44,202.25 (44,202.25)	120,988.59 (120,988.59)	532,194.16 (532,194.16)
	クラスA毎月分配型（米ドル）	1,299,778.85 (1,299,778.85)	1,022,907.11 (1,022,907.11)	4,585,384.98 (4,585,384.98)
	クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	417,712.53 (417,712.53)	289,209.30 (289,209.30)	832,193.80 (832,193.80)
	クラスA毎月分配型（ユーロ）	74,935.94 (74,935.94)	77,830.96 (77,830.96)	377,018.17 (377,018.17)
	クラスA毎月分配型（豪ドル）	394,062.39 (394,062.39)	203,164.38 (203,164.38)	2,767,899.37 (2,767,899.37)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第15会計年度 （2016年10月１日 －2017年９月30日）	クラスA （米ドル）	791,752.41 (791,752.41)	824,198.96 (824,198.96)	2,660,385.86 (2,660,385.86)
	クラスA（円）	467,089.41 (467,089.41)	213,863.31 (213,863.31)	710,898.26 (710,898.26)
	クラスA （豪ドル）	1,309,788.19 (1,309,788.19)	1,212,222.82 (1,212,222.82)	3,129,466.61 (3,129,466.61)
	クラスA （ユーロ）	325,917.26 (325,917.26)	115,773.35 (115,773.35)	742,338.07 (742,338.07)
	クラスA毎月分配型（米ドル）	2,234,421.04 (2,234,421.04)	1,115,569.50 (1,115,569.50)	5,704,236.52 (5,704,236.52)
	クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	1,185,232.89 (1,185,232.89)	529,623.82 (529,623.82)	1,487,802.87 (1,487,802.87)
	クラスA毎月分配型（ユーロ）	513,941.41 (513,941.41)	487,439.33 (487,439.33)	403,520.25 (403,520.25)
	クラスA毎月分配型（豪ドル）	519,351.00 (519,351.00)	561,807.31 (561,807.31)	2,725,443.06 (2,725,443.06)
第16会計年度 （2017年10月１日 －2018年９月30日）	クラスA （米ドル）	280,038.10 (280,038.10)	800,340.85 (800,340.85)	2,140,083.11 (2,140,083.11)
	クラスA（円）	67,014.27 (67,014.27)	211,515.70 (211,515.70)	566,396.83 (566,396.83)
	クラスA （豪ドル）	429,353.56 (429,353.56)	813,300.39 (813,300.39)	2,745,519.78 (2,745,519.78)
	クラスA （ユーロ）	97,832.88 (97,832.88)	129,696.50 (129,696.50)	710,474.45 (710,474.45)
	クラスA毎月分配型（米ドル）	1,886,523.76 (1,886,523.76)	1,076,095.84 (1,076,095.84)	6,514,664.44 (6,514,664.44)
	クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	161,138.62 (161,138.62)	656,383.16 (656,383.16)	992,558.33 (992,558.33)
	クラスA毎月分配型（ユーロ）	15,418.98 (15,418.98)	52,971.61 (52,971.61)	365,967.62 (365,967.62)
	クラスA毎月分配型（豪ドル）	401,250.60 (401,250.60)	533,162.26 (533,162.26)	2,593,531.40 (2,593,531.40)

次へ

＜グローバル・シリーズ　イールド・エクイティ＞

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第７会計年度 （2008年10月１日 －2009年９月30日）	クラスA （米ドル）	707,289.03 (707,289.03)	592,369.37 (592,369.37)	854,740.33 (854,740.33)
	クラスB （米ドル）	60,017.80 (60,017.80)	112,200.33 (112,200.33)	941,969.10 (941,969.10)
	クラスA（円）	311,421.94 (311,421.94)	328,874.23 (328,874.23)	207,439.32 (207,439.32)
	クラスB（円）	4,138.11 (4,138.11)	65,320.41 (65,320.41)	363,728.22 (363,728.22)
	クラスA毎月分配型（米ドル）	170,155.95 (170,155.95)	148,160.27 (148,160.27)	613,408.82 (613,408.82)
	クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	16,319.66 (16,319.66)	58,653.44 (58,653.44)	212,252.81 (212,252.81)
第８会計年度 （2009年10月１日 －2010年９月30日）	クラスA （米ドル）	581,231.16 (581,231.16)	693,844.97 (693,844.97)	742,126.52 (742,126.52)
	クラスB （米ドル）	33,873.09 (33,873.09)	195,766.99 (195,766.99)	780,075.20 (780,075.20)
	クラスA（円）	106,851.39 (106,851.39)	151,688.50 (151,688.50)	162,602.21 (162,602.21)
	クラスB（円）	5,148.18 (5,148.18)	51,505.17 (51,505.17)	317,371.23 (317,371.23)
	クラスA毎月分配型（米ドル）	65,588.91 (65,588.91)	185,569.59 (185,569.59)	493,428.14 (493,428.14)
	クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	15,764.88 (15,764.88)	33,073.31 (33,073.31)	194,944.38 (194,944.38)
	クラスA（ユーロ　ヘッジなし）	20,214.90 (20,214.90)	2,350.42 (2,350.42)	17,864.48 (17,864.48)
	クラスA（豪ドル　ヘッジなし）	211,296.15 (211,296.15)	129,317.03 (129,317.03)	81,979.12 (81,979.12)
	クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）	12,875.23 (12,875.23)	301.00 (301.00)	12,574.23 (12,574.23)
	クラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）	8,417.93 (8,417.93)	528.89 (528.89)	7,889.04 (7,889.04)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第９会計年度 （2010年10月１日 －2011年９月30日）	クラスA （米ドル）	537,731.92 (537,731.92)	308,430.10 (308,430.10)	971,428.34 (971,428.34)
	クラスB （米ドル）	17,218.73 (17,218.73)	166,960.09 (166,960.09)	630,333.84 (630,333.84)
	クラスA（円）	77,956.47 (77,956.47)	37,342.90 (37,342.90)	203,215.78 (203,215.78)
	クラスB（円）	0.00 (0.00)	42,077.80 (42,077.80)	275,293.43 (275,293.43)
	クラスA毎月分配型（米ドル）	18,804.14 (18,804.14)	69,176.86 (69,176.86)	443,055.42 (443,055.42)
	クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	21,026.58 (21,026.58)	18,459.27 (18,459.27)	197,511.69 (197,511.69)
	クラスA（ユーロ　ヘッジなし）	24,440.32 (24,440.32)	14,844.69 (14,844.69)	27,460.11 (27,460.11)
	クラスA（豪ドル　ヘッジなし）	234,738.54 (234,738.54)	75,938.05 (75,938.05)	240,779.61 (240,779.61)
	クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）	6,692.22 (6,692.22)	3,061.58 (3,061.58)	16,204.87 (16,204.87)
	クラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）	2,447.52 (2,447.52)	0.00 (0.00)	10,336.56 (10,336.56)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第10会計年度 （2011年10月１日 －2012年９月30日）	クラスA （米ドル）	164,643.36 （164,643.36）	73,805.53 （73,805.53）	1,062,266.17 （1,062,266.17）
	クラスB （米ドル）	0.00 （0.00）	190,887.22 （190,887.22）	439,446.62 （439,446.62）
	クラスA（円）	95,188.01 （95,188.01）	24,105.79 （24,105.79）	274,298.00 （274,298.00）
	クラスB（円）	0.00 （0.00）	117,930.21 （117,930.21）	157,363.22 （157,363.22）
	クラスA毎月分配型（米ドル）	20,185.19 （20,185.19）	54,793.69 （54,793.69）	408,446.92 （408,446.92）
	クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	35,992.90 （35,992.90）	23,841.24 （23,841.24）	209,663.35 （209,663.35）
	クラスA（ユーロ　ヘッジなし）	7,728.47 （7,728.47）	9,082.65 （9,082.65）	26,105.93 （26,105.93）
	クラスA（豪ドル　ヘッジなし）	11,460.19 （11,460.19）	82,310.63 （82,310.63）	169,929.17 （169,929.17）
	クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）	15,323.30 （15,323.30）	20,138.58 （20,138.58）	11,389.59 （11,389.59）
	クラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）	9,499.63 （9,499.63）	10,380.23 （10,380.23）	9,455.96 （9,455.96）

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第11会計年度 （2012年10月１日 －2013年９月30日）	クラスA （米ドル）	981,422.61 (981,422.61)	572,325.54 (572,325.54)	1,471,363.24 (1,471,363.24)
	クラスB （米ドル）	21,664.99 (21,664.99)	366,439.72 (366,439.72)	94,671.89 (94,671.89)
	クラスA（円）	183,948.44 (183,948.44)	64,735.94 (64,735.94)	393,510.50 (393,510.50)
	クラスB（円）	368.66 (368.66)	151,363.24 (151,363.24)	6,368.64 (6,368.64)
	クラスA毎月分配型（米ドル）	88,035.28 (88,035.28)	82,682.77 (82,682.77)	413,799.43 (413,799.43)
	クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	29,552.32 (29,552.32)	66,421.66 (66,421.66)	172,794.01 (172,794.01)
	クラスA（ユーロ　ヘッジなし）	72,622.94 (72,622.94)	3,141.35 (3,141.35)	95,587.52 (95,587.52)
	クラスA（豪ドル　ヘッジなし）	354,598.41 (354,598.41)	200,514.12 (200,514.12)	324,013.46 (324,013.46)
	クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）	5,104.57 (5,104.57)	2,755.00 (2,755.00)	13,739.16 (13,739.16)
	クラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）	24,955.29 (24,955.29)	18,814.94 (18,814.94)	15,596.31 (15,596.31)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第12会計年度 （2013年10月１日 －2014年９月30日）	クラスA （米ドル）	2,522,468.35 (2,522,468.35)	1,223,405.98 (1,223,405.98)	2,770,425.61 (2,770,425.61)
	クラスB （米ドル）	21,247.29 (21,247.29)	65,994.38 (65,994.38)	49,924.80 (49,924.80)
	クラスA（円）	163,928.51 (163,928.51)	121,249.79 (121,249.79)	436,189.22 (436,189.22)
	クラスB（円）	1,725.10 (1,725.10)	1,951.39 (1,951.39)	6,142.35 (6,142.35)
	クラスA毎月分配型（米ドル）	193,969.28 (193,969.28)	98,593.95 (98,593.95)	509,174.76 (509,174.76)
	クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	143,601.97 (143,601.97)	35,084.01 (35,084.01)	281,311.97 (281,311.97)
	クラスA（ユーロ　ヘッジなし）	98,962.52 (98,962.52)	53,557.93 (53,557.93)	140,992.11 (140,992.11)
	クラスA（豪ドル　ヘッジなし）	853,002.13 (853,002.13)	547,266.51 (547,266.51)	629,749.08 (629,749.08)
	クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）	16,815.08 (16,815.08)	10,576.51 (10,576.51)	19,977.73 (19,977.73)
	クラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）	26,660.27 (26,660.27)	4,580.90 (4,580.90)	37,675.68 (37,675.68)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第13会計年度 （2014年10月１日 －2015年９月30日）	クラスA （米ドル）	1,442,303.67 (1,442,303.67)	1,277,051.72 (1,277,051.72)	2,935,677.56 (2,935,677.56)
	クラスB （米ドル）	7,083.38 (7,083.38)	31,221.07 (31,221.07)	25,787.11 (25,787.11)
	クラスA（円）	101,424.39 (101,424.39)	153,012.46 (153,012.46)	384,601.15 (384,601.15)
	クラスB（円）	0.00 (0.00)	3,566.74 (3,566.74)	2,575.61 (2,575.61)
	クラスA毎月分配型（米ドル）	163,347.10 (163,347.10)	190,941.89 (190,941.89)	481,579.97 (481,579.97)
	クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	180,358.43 (180,358.43)	96,860.86 (96,860.86)	364,809.54 (364,809.54)
	クラスA（ユーロ　ヘッジなし）	77,378.99 (77,378.99)	53,864.49 (53,864.49)	164,506.61 (164,506.61)
	クラスA（豪ドル　ヘッジなし）	709,742.37 (709,742.37)	527,297.98 (527,297.98)	812,193.47 (812,193.47)
	クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）	26,174.34 (26,174.34)	6,579.32 (6,579.32)	39,572.75 (39,572.75)
	クラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）	56,875.40 (56,875.40)	20,825.09 (20,825.09)	73,725.99 (73,725.99)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第14会計年度 （2015年10月１日 －2016年９月30日）	クラスA （米ドル）	195,407.05 (195,407.05)	884,654.10 (884,654.10)	2,246,430.51 (2,246,430.51)
	クラスB （米ドル）	0.00 (0.00)	25,787.11 (25,787.11)	0.00 (0.00)
	クラスA（円）	103,755.86 (103,755.86)	156,059.12 (156,059.12)	332,297.89 (332,297.89)
	クラスB（円）	0.00 (0.00)	2,575.61 (2,575.61)	0.00 (0.00)
	クラスA毎月分配型（米ドル）	59,043.34 (59,043.34)	76,668.74 (76,668.74)	463,954.57 (463,954.57)
	クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	2,538.33 (2,538.33)	119,398.03 (119,398.03)	247,949.84 (247,949.84)
	クラスA（ユーロ　ヘッジなし）	34,465.09 (34,465.09)	24,012.15 (24,012.15)	174,959.55 (174,959.55)
	クラスA（豪ドル　ヘッジなし）	110,538.40 (110,538.40)	236,245.13 (236,245.13)	686,486.74 (686,486.74)
	クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）	2,287.51 (2,287.51)	3,021.05 (3,021.05)	38,839.21 (38,839.21)
	クラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）	10,160.70 (10,160.70)	13,185.08 (13,185.08)	70,701.61 (70,701.61)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第15会計年度 （2016年10月１日 －2017年９月30日）	クラスA （米ドル）	236,891.73 (236,891.73)	916,456.21 (916,456.21)	1,566,866.03 (1,566,866.03)
	クラスA（円）	24,826.19 (24,826.19)	125,694.95 (125,694.95)	231,429.13 (231,429.13)
	クラスA毎月分配型（米ドル）	42,985.55 (42,985.55)	118,592.60 (118,592.60)	388,347.52 (388,347.52)
	クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	18,688.94 (18,688.94)	43,073.83 (43,073.83)	223,564.95 (223,564.95)
	クラスA（ユーロ　ヘッジなし）	26,309.64 (26,309.64)	64,400.38 (64,400.38)	136,868.81 (136,868.81)
	クラスA（豪ドル　ヘッジなし）	229,898.48 (229,898.48)	393,294.58 (393,294.58)	523,090.64 (523,090.64)
	クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）	7,070.51 (7,070.51)	9,523.74 (9,523.74)	36,385.98 (36,385.98)
	クラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）	8,113.69 (8,113.69)	15,426.77 (15,426.77)	63,388.53 (63,388.53)
第16会計年度 （2017年10月１日 －2018年９月30日）	クラスA （米ドル）	311,596.99 (311,596.99)	360,651.33 (360,651.33)	1,517,811.69 (1,517,811.69)
	クラスA（円）	72,222.33 (72,222.33)	31,143.38 (31,143.38)	272,508.08 (272,508.08)
	クラスA毎月分配型（米ドル）	37,119.37 (37,119.37)	58,167.78 (58,167.78)	367,299.11 (367,299.11)
	クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	9,058.99 (9,058.99)	14,964.36 (14,964.36)	217,659.58 (217,659.58)
	クラスA（ユーロ　ヘッジなし）	95,741.87 (95,741.87)	27,088.32 (27,088.32)	205,522.36 (205,522.36)
	クラスA（豪ドル　ヘッジなし）	637,797.46 (637,797.46)	233,847.15 (233,847.15)	927,040.95 (927,040.95)
	クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）	15,810.10 (15,810.10)	3,099.05 (3,099.05)	49,097.03 (49,097.03)
	クラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）	33,536.45 (33,536.45)	49,493.25 (49,493.25)	47,431.73 (47,431.73)

＜グローバル・シリーズ　コモディティ＞

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第８会計年度 （2009年10月１日 －2010年９月30日）	クラスA （米ドル）	1,772,469.94 (1,772,469.94)	582,742.56 (582,742.56)	1,189,727.38 (1,189,727.38)
	クラスA （円）	466,178.04 (466,178.04)	89,145.62 (89,145.62)	377,032.42 (377,032.42)
	クラスA （豪ドル）	1,519,200.45 (1,519,200.45)	780,503.66 (780,503.66)	738,696.79 (738,696.79)
	クラスA （ユーロ）	487,441.88 (487,441.88)	223,116.19 (223,116.19)	264,325.69 (264,325.69)
第９会計年度 （2010年10月１日 －2011年９月30日）	クラスA （米ドル）	2,100,890.76 (2,100,890.76)	1,549,533.82 (1,549,533.82)	1,741,084.32 (1,741,084.32)
	クラスA （円）	500,412.63 (500,412.63)	667,763.38 (667,763.38)	209,681.67 (209,681.67)
	クラスA （豪ドル）	952,395.00 (952,395.00)	920,653.93 (920,653.93)	770,437.86 (770,437.86)
	クラスA （ユーロ）	104,647.65 (104,647.65)	173,108.99 (173,108.99)	195,864.35 (195,864.35)
第10会計年度 （2011年10月１日 －2012年９月30日）	クラスA （米ドル）	67,926.65 (67,926.65)	152,437.50 (152,437.50)	1,656,573.47 (1,656,573.47)
	クラスA （円）	10,032.82 (10,032.82)	30,672.85 (30,672.85)	189,041.64 (189,041.64)
	クラスA （豪ドル）	5,808.00 (5,808.00)	135,362.43 (135,362.43)	640,883.43 (640,883.43)
	クラスA （ユーロ）	13,473.06 (13,473.06)	28,244.37 (28,244.37)	181,093.04 (181,093.04)
第11会計年度 （2012年10月１日 －2013年９月30日）	クラスA （米ドル）	99,186.43 (99,186.43)	824,072.52 (824,072.52)	931,687.38 (931,687.38)
	クラスA （円）	37,460.58 (37,460.58)	99,463.10 (99,463.10)	127,039.12 (127,039.12)
	クラスA （豪ドル）	48,797.23 (48,797.23)	314,127.73 (314,127.73)	375,552.93 (375,552.93)
	クラスA （ユーロ）	11,889.20 (11,889.20)	57,944.68 (57,944.68)	135,037.56 (135,037.56)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第12会計年度 （2013年10月１日 －2014年９月30日）	クラスA （米ドル）	75,138.96 (75,138.96)	364,427.94 (364,427.94)	642,398.40 (642,398.40)
	クラスA （円）	28,727.74 (28,727.74)	35,854.85 (35,854.85)	119,912.01 (119,912.01)
	クラスA （豪ドル）	166,070.91 (166,070.91)	177,750.50 (177,750.50)	363,873.34 (363,873.34)
	クラスA （ユーロ）	12,333.39 (12,333.39)	27,979.18 (27,979.18)	119,391.77 (119,391.77)
第13会計年度 （2014年10月１日 －2015年９月30日）	クラスA （米ドル）	2,276,265.09 (2,276,265.09)	695,910.13 (695,910.13)	2,222,753.36 (2,222,753.36)
	クラスA （円）	676,226.32 (676,226.32)	174,822.82 (174,822.82)	621,315.51 (621,315.51)
	クラスA （豪ドル）	616,204.96 (616,204.96)	198,639.39 (198,639.39)	781,438.91 (781,438.91)
	クラスA （ユーロ）	83,682.64 (83,682.64)	14,527.21 (14,527.21)	188,547.20 (188,547.20)
第14会計年度 （2015年10月１日 －2016年９月30日）	クラスA （米ドル）	353,759.69 (353,759.69)	627,738.57 (627,738.57)	1,948,774.48 (1,948,774.48)
	クラスA （円）	169,626.67 (169,626.67)	220,029.10 (220,029.10)	570,913.08 (570,913.08)
	クラスA （豪ドル）	216,052.24 (216,052.24)	94,728.99 (94,728.99)	902,762.16 (902,762.16)
	クラスA （ユーロ）	82,392.69 (82,392.69)	26,140.32 (26,140.32)	244,799.57 (244,799.57)
第15会計年度 （2016年10月１日 －2017年９月30日）	クラスA （米ドル）	361,034.80 (361,034.80)	445,259.34 (445,259.34)	1,864,549.94 (1,864,549.94)
	クラスA （円）	147,842.76 (147,842.76)	68,142.18 (68,142.18)	650,613.66 (650,613.66)
	クラスA （豪ドル）	286,919.51 (286,919.51)	375,962.58 (375,962.58)	813,719.09 (813,719.09)
	クラスA （ユーロ）	53,094.85 (53,094.85)	79,587.41 (79,587.41)	218,307.01 (218,307.01)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第16会計年度 （2017年10月１日 －2018年９月30日）	クラスA （米ドル）	226,019.42 （226,019.42）	604,923.94 （604,923.94）	1,485,645.42 （1,485,645.42）
	クラスA （円）	116,642.24 （116,642.24）	177,369.20 （177,369.20）	589,886.70 （589,886.70）
	クラスA （豪ドル）	72,484.64 （72,484.64）	186,131.44 （186,131.44）	700,072.29 （700,072.29）
	クラスA （ユーロ）	6,163.36 （6,163.36）	17,145.35 （17,145.35）	207,325.02 （207,325.02）

＜グローバル・シリーズ　ウェルス・プリザベーション＞

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第７会計年度 （2008年10月１日 －2009年９月30日）	クラスA （ユーロ）	33,957.84 (33,957.84)	106,190.78 (106,190.78)	275,577.41 (275,577.41)
	クラスB （ユーロ）	13,753.03 (13,753.03)	343,219.89 (343,219.89)	1,061,800.96 (1,061,800.96)
	クラスA（円）	20,776.49 (20,776.49)	123,729.84 (123,729.84)	196,217.01 (196,217.01)
	クラスB（円）	0 (0)	227,999.17 (227,999.17)	521,118.13 (521,118.13)
	クラスA毎月分配型（ユーロ）	49,230.47 (49,230.47)	97,445.78 (97,445.78)	480,222.79 (480,222.79)
	クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	1,027.61 (1,027.61)	389,787.77 (389,787.77)	1,287,639.92 (1,287,639.92)
第８会計年度 （2009年10月１日 －2010年９月30日）	クラスA （ユーロ）	68,130.29 (68,130.29)	93,114.43 (93,114.43)	250,593.27 (250,593.27)
	クラスB （ユーロ）	29,481.17 (29,481.17)	343,443.31 (343,443.31)	747,838.82 (747,838.82)
	クラスA（円）	11,500.57 (11,500.57)	61,968.89 (61,968.89)	145,748.69 (145,748.69)
	クラスB（円）	1,055.26 (1,055.26)	208,698.60 (208,698.60)	313,474.79 (313,474.79)
	クラスA毎月分配型（ユーロ）	90,539.77 (90,539.77)	132,659.90 (132,659.90)	438,102.66 (438,102.66)
	クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	1,910.20 (1,910.20)	319,264.56 (319,264.56)	970,285.56 (970,285.56)
第９会計年度 （2010年10月１日 －2011年９月30日）	クラスA （ユーロ）	10,631.63 (10,631.63)	95,197.00 (95,197.00)	166,027.90 (166,027.90)
	クラスB （ユーロ）	1,543.34 (1,543.34)	159,819.92 (159,819.92)	589,562.24 (589,562.24)
	クラスA（円）	97,571.29 (97,571.29)	103,961.69 (103,961.69)	139,358.29 (139,358.29)
	クラスB（円）	0.00 (0.00)	51,136.80 (51,136.80)	262,337.99 (262,337.99)
	クラスA毎月分配型（ユーロ）	17,397.00 (17,397.00)	63,661.19 (63,661.19)	391,838.47 (391,838.47)
	クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	1,302.08 (1,302.08)	232,634.68 (232,634.68)	738,952.96 (738,952.96)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第10会計年度 （2011年10月１日 －2012年９月30日）	クラスA （ユーロ）	526,085.75 (526,085.75)	79,564.26 (79,564.26)	612,549.39 (612,549.39)
	クラスB （ユーロ）	0.00 (0.00)	552,301.97 (552,301.97)	37,260.27 (37,260.27)
	クラスA（円）	250,321.90 (250,321.90)	56,725.11 (56,725.11)	332,955.08 (332,955.08)
	クラスB（円）	0.00 (0.00)	260,690.41 (260,690.41)	1,647.58 (1,647.58)
	クラスA毎月分配型（ユーロ）	6,993.80 (6,993.80)	73,813.62 (73,813.62)	325,018.65 (325,018.65)
	クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	2,302.55 (2,302.55)	64,723.38 (64,723.38)	676,532.13 (676,532.13)
第11会計年度 （2012年10月１日 －2013年９月30日）	クラスA （ユーロ）	18,567.73 (18,567.73)	129,159.81 (129,159.81)	501,957.31 (501,957.31)
	クラスB （ユーロ）	0.00 (0.00)	19,043.82 (19,043.82)	18,216.45 (18,216.45)
	クラスA（円）	2,754.34 (2,754.34)	63,008.00 (63,008.00)	272,701.42 (272,701.42)
	クラスB（円）	0.00 (0.00)	1,642.74 (1,642.74)	4.84 (4.84)
	クラスA （米ドル）	12,237.02 (12,237.02)	0.00 (0.00)	12,237.02 (12,237.02)
	クラスA （豪ドル）	10,756.92 (10,756.92)	0.00 (0.00)	10,756.92 (10,756.92)
	クラスA毎月分配型（ユーロ）	1,030.84 (1,030.84)	20,364.43 (20,364.43)	305,685.06 (305,685.06)
	クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	4,364.26 (4,364.26)	111,170.49 (111,170.49)	569,725.90 (569,725.90)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第12会計年度 （2013年10月１日 －2014年９月30日）	クラスA （ユーロ）	11,784.77 (11,784.77)	124,387.38 (124,387.38)	389,354.70 (389,354.70)
	クラスB （ユーロ）	0.00 (0.00)	7,846.59 (7,846.59)	10,369.86 (10,369.86)
	クラスA（円）	3,682.95 (3,682.95)	63,119.46 (63,119.46)	213,264.91 (213,264.91)
	クラスB（円）	1,232.23 (1,232.23)	0.00 (0.00)	1,237.07 (1,237.07)
	クラスA （米ドル）	31,860.89 (31,860.89)	21,058.63 (21,058.63)	23,039.28 (23,039.28)
	クラスA （豪ドル）	18,027.25 (18,027.25)	3,112.78 (3,112.78)	25,671.39 (25,671.39)
	クラスA毎月分配型（ユーロ）	24,828.70 (24,828.70)	52,144.50 (52,144.50)	278,369.26 (278,369.26)
	クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	8,137.88 (8,137.88)	94,066.75 (94,066.75)	483,797.03 (483,797.03)
第13会計年度 （2014年10月１日 －2015年９月30日）	クラスA （ユーロ）	4,783.95 (4,783.95)	60,898.38 (60,898.38)	333,240.27 (333,240.27)
	クラスB （ユーロ）	0.00 (0.00)	7,245.85 (7,245.85)	3,124.01 (3,124.01)
	クラスA（円）	5,280.72 (5,280.72)	27,667.47 (27,667.47)	190,878.16 (190,878.16)
	クラスB（円）	0.00 (0.00)	0.00 (0.00)	1,237.07 (1,237.07)
	クラスA （米ドル）	24,961.03 (24,961.03)	29,235.59 (29,235.59)	18,764.72 (18,764.72)
	クラスA （豪ドル）	7,437.53 (7,437.53)	3,094.27 (3,094.27)	30,014.65 (30,014.65)
	クラスA毎月分配型（ユーロ）	705.34 (705.34)	50,084.82 (50,084.82)	228,989.78 (228,989.78)
	クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	6,201.51 (6,201.51)	109,945.24 (109,945.24)	380,053.30 (380,053.30)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第14会計年度 （2015年10月１日 －2016年９月30日）	クラスA （ユーロ）	54,946.04 (54,946.04)	51,561.44 (51,561.44)	336,624.87 (336,624.87)
	クラスB （ユーロ）	0.00 (0.00)	3,124.01 (3,124.01)	0.00 (0.00)
	クラスA（円）	58,526.79 (58,526.79)	21,779.45 (21,779.45)	227,625.50 (227,625.50)
	クラスB（円）	0.00 (0.00)	1,237.07 (1,237.07)	0.00 (0.00)
	クラスA （米ドル）	296,742.40 (296,742.40)	34,207.98 (34,207.98)	281,299.14 (281,299.14)
	クラスA （豪ドル）	32,697.15 (32,697.15)	14,480.57 (14,480.57)	48,231.23 (48,231.23)
	クラスA毎月分配型（ユーロ）	14,453.64 (14,453.64)	29,859.33 (29,859.33)	213,584.09 (213,584.09)
	クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	333.33 (333.33)	47,231.22 (47,231.22)	333,155.41 (333,155.41)
第15会計年度 （2016年10月１日 －2017年９月30日）	クラスA （ユーロ）	40,340.97 (40,340.97)	59,183.10 (59,183.10)	317,782.74 (317,782.74)
	クラスA（円）	38,710.44 (38,710.44)	60,088.49 (60,088.49)	206,247.45 (206,247.45)
	クラスA （米ドル）	63,871.76 (63,871.76)	169,356.72 (169,356.72)	175,814.18 (175,814.18)
	クラスA （豪ドル）	249,612.99 (249,612.99)	219,329.17 (219,329.17)	78,515.05 (78,515.05)
	クラスA毎月分配型（ユーロ）	72.25 (72.25)	58,909.54 (58,909.54)	154,746.80 (154,746.80)
	クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	7,094.97 (7,094.97)	37,935.47 (37,935.47)	302,314.91 (302,314.91)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第16会計年度 （2017年10月１日 －2018年９月30日）	クラスA （ユーロ）	9,939.50 (9,939.50)	12,404.83 (12,404.83)	315,317.41 (315,317.41)
	クラスA（円）	0.00 (0.00)	45,180.39 (45,180.39)	161,067.06 (161,067.06)
	クラスA （米ドル）	12,519.61 (12,519.61)	80,541.02 (80,541.02)	107,792.77 (107,792.77)
	クラスA （豪ドル）	3,683.57 (3,683.57)	28,616.54 (28,616.54)	53,582.08 (53,582.08)
	クラスA毎月分配型（ユーロ）	1,774.87 (1,774.87)	12,365.40 (12,365.40)	144,156.27 (144,156.27)
	クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	1,685.41 (1,685.41)	30,892.88 (30,892.88)	273,107.44 (273,107.44)

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

(A) 海外における販売手続等

管理会社は、各サブ・ファンドに関し、記名式の受益証券のみを発行する。小数第２位までの端数の受益証券が発行される。

受益証券の券面は発行されず、代わりに、勘定明細書の様式で受益証券所有確認書が交付される。

各クラス受益証券のそれぞれは、同等の権利および特権を有する。ただし、元本成長型受益証券に関しての分配は行われず、帰属すべき純利益は受益証券の増加する価格に反映される。分配型受益証券に関して、各サブ・ファンドの管理会社は、当該サブ・ファンドについての分配を宣言することができる。

各サブ・ファンドの受益証券は、当該サブ・ファンドの各取引日に管理会社が発行する。特定の取引日に１口当たり純資産価格により取り扱われる受益証券の購入申込みは、かかる各取引日のルクセンブルグ時間午前12時（正午）までに管理会社が受領していることを要し、当該取引日の当該時刻後に受領された申込みは、翌取引日に受領されたものとみなされる。

取引についての十分な明細を記載した勘定明細書が受益者に対し発行され、送付される。

サブ・ファンドの受益証券の当初募集の期間および条件は、各サブ・ファンドについて開示される。

各クラス受益証券の当初募集後において、当該クラス受益証券の１口当たり発行価格は、受益証券の購入申込みが受領されたまたは受領されたとみなされる取引日に当該クラスにつき決定される１口当たり純資産価格に基づき、これに当該サブ・ファンドの販売手数料が加算される。

支払は、受益証券の購入申込みが受領されたまたは受領されたとみなされる各取引日後から関係サブ・ファンドについて特定される日数以内に、登録・名義書換事務代行会社への現金振込により当該受益証券クラスの通貨建てで行われる。

受益者へのまたは受益者からの支払は、通常、関連受益証券クラスの通貨で行わねばならない。ただし、受益者が、ファンドへのまたはファンドからの支払について関連受益証券クラスの通貨以外の通貨を選択する場合、これは、かかる支払に関して受益者に外国為替業務を提供することを求める受益者からファンドのために行為する管理会社への請求とみなされる。外国為替取引に適用される変更の詳細（管理会社により留保される。）は、ファンドのために行為する管理会社からの要求に応じて提供される。通貨転換費用およびその他の関連費用は、関連投資家が負担する。

管理会社は、ファンドおよびその販売会社が、受益証券の発行に関し、当該受益証券が募集される国々の法令を遵守することを確保するように図る。管理会社は、その裁量で、一定の国々または地域に居住する個人または設立された法人に対する受益証券の発行をいつでも一時的に停止し、完全に中止し、または制限することができる。管理会社は、(ⅰ)受益者全体、(ⅱ)ファンド、または(ⅲ)一サブ・ファンドもしくはクラスの受益者の保護のために当該処置が必要である場合、一定の個人または法人が受益証券を取得することを禁止することができる。

管理会社は、

(a) その裁量により、受益証券の購入申込みを拒否することができる。

(b) 受益証券の購入または保有を禁止された受益者が保有する受益証券をいつでも買い戻すことができる。

(c) いつでも一クラスの受益証券の発行を停止し、または新規発行に応じて一サブ・ファンドを終了することができる。

詳細は、以下の通りである。

(a) 管理会社は、ＥＵ加盟国内（またはその一部）において公衆に対してファンドの受益証券の販売を行ってはならない。ファンドは、ルクセンブルグの一般投資家に対しては販売されない。

(b) ファンドは、1940年米国投資会社法（改正済）（以下「投資会社法」という。）に基づき登録されておらず、また登録される予定もない。ファンドの受益証券は、1933年米国証券法（改正済）（以下「米国証券法」という。）または米国のいずれかの州の証券法に基づき登録されておらず、登録され

る予定もなく、かかる受益証券は、米国証券法および当該州の証券法またはその他の証券法を遵守する場合にのみ募集、販売、またはその他の方法により譲渡することができる。ファンドの受益証券は、米国人に対しもしくは米国人のために、募集または販売することができない。かかる目的において、米国人とは、米国証券法のレギュレーションSにおいて米国人として定められた者を意味する。

自身の地位について疑義がある場合には、自らの金融アドバイザーまたはその他の専門アドバイザーに相談すべきである。

ユーロ・シリーズのユーロ・ボンド、ユーロ・バランス、ユーロ・エクイティおよびヨーロピアン・オポチュニティの最低購入価格、最低追加購入価格および最低保有額は、1,000米ドル、1,000ユーロまたは100,000円である。ニューマーケット・シリーズのうち、アジア・ボンド、エマージング・ボンド、グレーター・チャイナ・エクイティおよびＢＲＩＣ・エクイティについては、3,000米ドルまたは500,000円である。グローバル・シリーズのグローバル・ハイイールド、イールド・エクイティ、コモディティおよびウェルス・プリザベーションについては、3,000米ドル、500,000円、3,000豪ドルまたは3,000ユーロである。管理会社は、その裁量においてこれらの最低限度を放棄することができる。

ＥＵ一般データ保護規則2016／679（以下「ＧＤＰＲ」という。）の目的上、投資者が提供するすべての個人情報に関するデータ管理者は、管理会社である。

ＧＤＰＲの下における義務および責任の遵守のため、管理会社は、シュローダー・グループがどのように投資家情報を収集し、使用し、開示し、転送し、保管しているのかを詳述したプライバシー・ポリシーを投資者に提供することが法律で要求されている。プライバシー・ポリシーの写しはwww.schroders.com/en/privacy-policyで入手することができる。投資者は、これにより、プライバシー・ポリシーの内容を読み、かつ理解したことを承認するものとする。

マネー・ロンダリング防止のための手続

国際基準およびルクセンブルグの法令（2004年11月12日マネー・ロンダリングおよびテロ資金調達防止法（改正済）を含むが、これに限られない。）に基づき、金融セクターのあらゆる専門家に対して、集団投資スキームをマネー・ロンダリングおよびテロ資金調達を目的として使用することを防止する義務が課されている。かかる規定の制定により、管理会社は、ルクセンブルグの法令に従い、ファンドの投資家の身元確認を行い、当該投資家について継続的なデュー・デリジェンスを実施しなければならない。かかる要件を満たすために、管理会社は、実質的所有権、資金源およびその入手経路に関する情報を含む管理会社が必要とみなす情報および関係書類を要求することができる。いずれの場合にも、管理会社は、適用ある法律上および規制上の要件に従うために、随時追加の書類を要求することができる。

投資家が、要求された文書の提出を遅延した場合またはかかる文書を提出しなかった場合、購入の申込みまたは（適用ある場合）買戻しもしくはその他の取引の申込みは受諾されないことがある。管理会社は、投資家が文書を提出しなかったことまたは不完全な情報および／または文書しか提出しなかったことにより、取引の処理が遅延した場合またはかかる取引が処理されなかった場合、一切の責任を負わない。

(B) 日本における販売手続等

日本においては、当初申込期間における申込みについては当該当初申込期間中（該当する場合）、また、継続申込期間における申込みについては当該継続申込期間中の取引日に、申込取扱場所である日本における販売会社においてファンド証券の募集の取扱いが行われる。

日本における販売会社または販売取扱会社は、口座約款を投資者に交付し、当該投資者から当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書の提出を受ける。投資家はまた日本における販売会社または販売取扱会社と累積投資約款に基づく累積投資契約を締結することがある。詳しくは、日本における各販売会社または販売取扱会社に問い合わせること。販売の単位は、日本における販売会社または販売取扱会社が随時決定し、かつ申込人に申込前に通知する発行最低価額または口数とする。申込単位の詳細については、日本における販売会社または販売取扱会社に照会すること。

購入時の受益証券の口数は、小数第２位まで（小数点以下第３位で切上げまたは切下げの調整を行う。）で割り当てる。

$$A = \frac{B}{C}$$

Ａ：購入したサブ・ファンドの割当予定ファンドの受益証券口数
Ｂ：購入したサブ・ファンドの受益証券に対して支払われた申込金額（申込手数料は除く。）
Ｃ：購入したサブ・ファンドの受益証券１口当たりの当該計算日における純資産価格

継続申込期間中ファンド証券１口当たりの販売価格は、原則として、管理会社が当該申込みを受領した取引日の１口当たりの純資産価格である。申込みが行われた取引日の翌取引日が国内約定日とみなされ、受渡しは、受益証券買付申込みが受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から原則として４取引日以内に行われる。ただし、日本における販売会社が投資者との間で別途取り決める場合を除く。なお、日本における販売会社における当該受渡しは、口座約款および購入申込契約書に基づくものとし、販売取扱会社であるＳＭＢＣ信託銀行における当該受渡しは、口座約款および累積投資約款に基づくものとする。また、日本における販売会社または販売取扱会社の定めるところにより、上記の払込期日以前に申込金額等の支払を投資者に依頼する場合がある。販売取扱会社であるＳＭＢＣ信託銀行は、通常、申込日に申込金額等の引落としを行う。

上記にかかわらず、ファンド証券について当初申込期間が設定されている場合において、当初申込期間中ファンド証券１口当たりの販売価格は、当初の発行価格で行われる。当初申込期間中の取得申込みについては、販売会社および販売取扱会社が定める条件に基づいて取り扱われる。

日本における販売会社または販売取扱会社は、ファンド証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託し投資契約を締結した投資者に対し、取引報告書を交付する。代金の支払は、各販売会社または販売取扱会社が定めるところにより、関連するサブ・ファンドの各クラスの通貨または日本円によるものとし、ＳＭＢＣ信託銀行に対しては、原則として、関連するサブ・ファンドの各クラスの通貨により行われるものとする。

クラスＡ受益証券の購入（申込み）にあたって、上限3.24%（注１）（税抜3.00%）の申込手数料が課される。申込手数料の詳細については、日本における販売会社または販売取扱会社に照会すること。

（注１）消費税率が10%となった場合は、3.30%となる。
（注２）管理会社、日本における販売会社または販売取扱会社が申込手数料について別途合意する場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いをすることができる。
（注３）上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方消費税を示す。
（注４）申込手数料については、日本における販売会社または販売取扱会社の定める乗換優遇措置または償還乗換優遇措置を適用される場合がある。
（注５）販売取扱会社であるＳＭＢＣ信託銀行において、米ドル建て受益証券、ユーロ建て受益証券および豪ドル建て受益証券を円資金から該当通貨に交換したうえで申し込む場合、別途、為替手数料が片道１円／往復２円（上限）かかる。各販売会社における取扱いについては各販売会社へ問い合わせること。

クラスＢ受益証券については、2010年６月30日をもって募集が停止され、2016年６月30日をもって、すべての受益証券が同一サブ・ファンドのクラスＡ受益証券に自動転換された。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社または販売取扱会社は、ファンドの純資産が１億円未満となる等同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができない。

前記「(A) 海外における販売手続等」の記載は、適宜、日本における販売にも適用されることがある。

２【買戻し手続等】

(A) 海外における買戻し手続等

受益者は、いずれの関係取引日にも受益証券の買戻しを請求することができる。特定の取引日に１口当たり純資産価格により取り扱われる受益証券の買戻請求は、当該サブ・ファンドの当該取引日のルクセンブルグ時間午前12時（正午）までに管理会社が受領していることを要し、当該日の当該時刻後に受領された申込みは、翌取引日に受領されたものとみなされる。

買戻しは、受益証券の買戻請求が受領されたまたは受領されたとみなされる取引日に決定される当該クラス受益証券１口当たりの純資産価格に基づき行われる。当該サブ・ファンドについての規定に基づき、買戻し手数料を課すことができる。

当該取引についての十分な明細を記載した勘定明細書が受益者に対し発行され、送付される。

管理会社は、通常の場合にサブ・ファンドの受益証券の買戻しが受益者の請求に応じ速やかに行われるようにサブ・ファンドにおいて適切な流動性が維持されるよう確保する。

ある取引日において、いずれかのサブ・ファンドにつき、当該サブ・ファンドの当該取引日における発行済受益証券総数の10%を超える口数の受益証券に関する買戻請求を受領した場合、管理会社は、かかる10%を超過しないよう、すべての買戻請求を按分して繰り延べる権利を有する。また、当該サブ・ファンドの投資先である投資信託受益証券の買戻しが繰り延べられた場合にも、管理会社は、当該サブ・ファンドに関するすべての買戻請求を按分して繰り延べる権利を有する。当該取引日に上記により削減された買戻請求は、その後に受領された買戻請求に優先して、翌取引日に実行される。ただし、常に10%の制限に服する。

買戻価格の支払は、当該申込みが受領されたまたは受領されたとみなされる取引日後から当該サブ・ファンドについて特定される日数以内に行われる。受渡日が支払通貨の国において銀行営業日でない場合には、翌銀行営業日に受渡しが行われる。買戻代金は、通常、関連受益証券クラスの通貨で支払われる。ただし、受益者の請求に応じて、買戻しのための為替業務がファンドのために行為する管理会社から受益者へ提供される。外国為替取引に適用される変更の詳細（管理会社により留保される。）は、ファンドのために行為する管理会社からの要求に応じて提供される。通貨転換費用およびその他の関連費用は、関連投資家が負担する。

管理会社は、前記の状況および事態において、受益証券の強制買戻しを進めることを決定することができる。

(B) 日本における買戻し手続等

日本における受益者は、いつでも買戻しを請求することができる。買戻請求は、手数料なしで、各取引日に日本における販売会社または販売取扱会社を通じ、管理会社に対し行うことができる。ただし、日本において買戻請求を取り扱うことが適当でないと代行協会員が判断する日には、例外として買戻請求の取扱いを行わない。

買戻請求受付時間は、通常、原則として取引日の午後３時まで（日本時間）とする。当該受付時間を過ぎた場合には、翌営業日の取扱いとする。申込日が取引日でない場合、管理会社に対する買戻請求は、翌取引日の取扱いとする。

ファンド証券１口当たりの買戻価格は、原則として、管理会社が買戻請求を受領した取引日に計算される１口当たり純資産価格である。日本において、買戻代金（および発生済・未払いの分配金）は、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて、買戻請求が行われ、または行われたとみなされる取引日（同日を含まない。）から原則として４取引日以内に支払われる。ただし、日本における販売会社が投資者との間で別途取り決める場合を除く。なお、日本における販売会社における当該受渡しは、口座約款および購入申込契約書に基づくものとし、販売取扱会社であるＳＭＢＣ信託銀行における当該受渡しは、口座約款および累積投資約款の定めるところに従うものとする。代金の支払は、各販売会社または販売取扱会社が定めるところにより、関連するサブ・ファンドの各クラスの通貨または日本円によるものとし、ＳＭＢＣ信託銀行からは、原則として、関連するサブ・ファンドの各クラスの通貨により行われるものとする。ファンド証券の買戻しは１口以上100分の１口を単位とする。ただし、日本における販売会社はこれと異なる買戻単位を定めることができる。買戻単位の詳細については、日本における販売会社または販売取扱会社に照会すること。

買戻代金は下記の計算式により算出する。

Ａ＝Ｂ×Ｃ

Ａ：買戻時に支払われる買戻代金

Ｂ：買戻しをするサブ・ファンドの受益証券口数

Ｃ：買戻しをするサブ・ファンドの受益証券１口当たりの当該計算日における純資産額

＊Ｂ×Ｃによって算出されるＡは、外貨の場合、小数第３位を四捨五入し、小数第２位まで求めた額となる。また、円貨の場合、１円未満の端数の取扱いについては、各日本における販売会社、販売取扱会社により適宜切上げ、切捨て等の調整を行う。

取引日における買戻請求が管理会社の決定する各サブ・ファンドの発行済受益証券の総口数の一定割合を超過する場合には、管理会社により、当該レベルを超過することのないよう買戻請求の全部または一部の処理が延期されることがある。かかる削減された当該取引日における買戻請求は、常に上記制限を条件とし、翌取引日に優先的に受領される買戻請求として取り扱われる。当該制限は、当該取引日に有効な買戻請求を行ったすべての受益者に対して比例按分して適用され、各受益証券の買戻請求の割合は、当該全受益者について平等である。

前記「(A) 海外における買戻し手続等」の記載は、適宜、日本における買戻しにも適用されることがある。

３【ファンド証券の転換】

(A) 海外における転換

サブ・ファンドにおいて、以下に定める規定を逸脱することがある。

１つのサブ・ファンドの受益証券から他のサブ・ファンドの同一クラスの受益証券への転換、分配型受益証券から元本成長型受益証券への転換もしくはその逆の転換または同一のサブ・ファンドもしくは他のサブ・ファンドのクラスＡ受益証券との転換を希望する受益者は、原サブ・ファンドの取引日に、取消不能の転換請求書を管理会社に対し呈示することにより、受益証券の転換を請求することができる。当該請求書には、転換される受益証券の口数を指定するものとする。

転換により発行される口数は、適用ある取引日の当該サブ・ファンドの１口当たり純資産価格に基づき以下の通り決定される。

$$N1 = \frac{NAV2 \times N2}{NAV1}$$

Ｎ１：　転換後の受益証券の発行口数

Ｎ２：　転換請求される受益証券の口数

ＮＡＶ１：　転換が請求される取引日の最大５営業日後に転換により発行される受益証券の１口当たり純資産価格。同一の取引日の転換請求により発行される受益証券はすべて同一の純資産価格で取引される。

ＮＡＶ２：　転換により発行される受益証券の基準通貨にＮＡＶ１が計算される取引日の適用ある為替レートにより変換される転換が請求された取引日現在の転換請求される受益証券の１口当たり純資産価格

なお、管理会社は、転換により発行される受益証券の販売会社および販売取扱会社による端数処理等に対応するため、受益証券の発行を含むアレンジを行うことができる。

関係サブ・ファンドについてその旨規定される場合、転換手数料が適用される。

当該取引についての十分な明細を記載した勘定明細書が受益者に対し発行され、送付される。

(B) 日本における転換

日本における転換とは、受益者が受益証券の買戻請求および購入申込みを以下の方法により一括して行う取引をいう。転換を取り扱うか否かは、日本における各販売会社または販売取扱会社に問い合わせること。

１つのサブ・ファンドの受益証券から他のサブ・ファンドの受益証券への転換を希望する受益者は、原サブ・ファンドの取引日に、受益証券の転換を請求することができる。転換請求は、転換される受益証券の口数を指定して行うものとする。転換は、原則として、各取引日に１口以上100分の１口単位、または、各販売会社または販売取扱会社が別途定める単位で行われる。ただし、保有するサブ・ファンドすべての転換を請求する場合、100分の１口以上100分の１口単位で行うことができる。

転換により発行される口数は、適用ある取引日の純資産価格に基づき以下の通り決定される。なお、管理会社は、転換により発行される受益証券の日本における販売会社および販売取扱会社による端数処理等に対応するため、受益証券の発行を含むアレンジを行うことができる。

（表示通貨が同じ場合）

$$N1 = \frac{（NAV2 \times N2）^{**}}{NAV1}$$

N１：　転換後の受益証券の発行口数

N２：　転換請求される受益証券の口数

ＮＡＶ２：　転換請求される受益証券１口当たりの適用ある取引日現在の純資産価格

ＮＡＶ１：　転換が請求される取引日の最大５営業日後に転換により発行される受益証券の１口当たり純資産価格。同一の取引日の転換請求により発行される受益証券はすべて同一の純資産価格で取引される。

*　ＮＡＶ２×Ｎ２の値は外貨の場合小数第３位を四捨五入し、小数第２位まで求めたものを、また、円貨の場合１円未満を日本における販売会社及び販売取扱会社により適宜１円単位に調整した値をその後の計算に使用する。

**　当該受益証券が特定口座において譲渡所得の源泉徴収が行われる場合には、当該源泉徴収税額を控除した後の価格とする。

（表示通貨が異なる場合）

$$N1 = \frac{（NAV2 \times N2）^{****}}{NAV1} \times E$$

N１：　転換後の受益証券の発行口数

N２：　転換請求される受益証券の口数

ＮＡＶ２：　転換請求される受益証券１口当たりの適用ある取引日現在の純資産価格

ＮＡＶ１：　転換が請求される取引日の最大５営業日後に転換により発行される受益証券の１口当たり純資産価格。同一の取引日の転換請求により発行される受益証券はすべて同一の純資産価格で取引される。

Ｅ：　算出された金額を適用ある取引日の為替レート*により転換後の受益証券の表示通貨額に換算するための換算係数

*　転換する原受益証券と新受益証券の表示通貨が異なる場合の換算レートは、原則として、日本における受渡日（申込日から最大５営業日後の間。通常５営業日目。）の東京外国為替市場の外国為替相場に準拠した販売会社または販売取扱会社が決定するレートとする。かかる為替レートは、転換請求を行った日の為替レートと大きく乖離することがあり、受益者に有利にも不利にも変動することがある。

為替取引における利益相反

日本における販売会社または販売取扱会社は、ファンドの申込みに関する為替取引において、相手方として参加する場合がある。したがって、これらの当事者の利益がファンドまたは投資家の利益と対立する場合が考えられる。各当事者は、常にファンドに対するそれぞれの責任を考慮し、かかる取引が、独立企業間の取引として交渉された通常の条件で公正な取引を行うことを確認するものとする。

**　ＮＡＶ２×Ｎ２の値は外貨の場合小数第３位を四捨五入し、小数第２位まで求めたものを、また、円貨の場合１円未満を日本における販売会社および販売取扱会社により適宜１円単位に調整した値をその後の計算に使用する。

***　日本における販売会社および販売取扱会社は、サブ・ファンドの表示通貨の異なるクラスＡ受益証券との間における転換について上限1.08%（注）（税抜1.0%）の転換手数料を受領する権利を有する。販売取扱会社であるＳＭＢＣ信託銀行における転換については、転換手数料は賦課されない。

（注）消費税率が10%となった場合は、1.10%となる。

****　当該受益証券が特定口座において譲渡所得の源泉徴収が行われる場合には、当該源泉徴収税額を控除した後の価格とする。

当該取引についての十分な明細を記載した取引報告書が受益者に対し発行され、送付される。

受益証券の転換請求後、注文執行中に当該転換請求を取り消すことはできない。

なお、インターネットでは、転換手続は取扱われない。日本における販売会社または販売取扱会社の裁量で、転換の取扱いを一時的に停止する場合がある。

4【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

（ｉ）純資産価格の計算

各クラスの受益証券１口当たり純資産価格は、当該サブ・ファンドまたはクラスの通貨建てで表示される。

各クラスの受益証券の１口当たりの純資産価格は、各取引日に、当該クラスの資産から当該クラスに属する負債（管理会社により必要または妥当とみなされた一切の引当金を含む。）を控除した額を当該クラスの発行済み受益証券の総数で割ることにより、管理会社により、管理会社の裁量で決定される。可能な限り、投資収益、未払利息、手数料およびその他の負債（管理報酬を含む。）は、日々発生するものとして扱われる。

各サブ・ファンドの資産は、当該サブ・ファンドの受益者の利益のためにのみ投資されるものとし、また、特定のサブ・ファンドの資産は、当該サブ・ファンドの負債、コミットメントおよび債務に対してのみ会計処理されるものとする。

各サブ・ファンドの資産および負債を決定するため、各サブ・ファンドの資産プールは、以下の方法で設定される。

(a) 各サブ・ファンドの受益証券発行からの手取金は、ファンドの帳簿上、当該サブ・ファンドのための資産プールに計上され、各サブ・ファンドに帰属する資産、負債、収益および支出は、本条項に従い当該プールに計上される。

(b) 一定の資産から他の資産が生じた場合、当該派生資産は、ファンドの帳簿上、派生前の資産プールと同一のプールに計上され、価額の増加または減少は、資産の再評価時に、当該プールに計上される。

(c) 特定のプールの資産に関連して、ファンドに債務が生じた場合、当該債務は、当該プールに帰属させる。

(d) ファンドの資産や債務が特定のプールに帰属するものと判断できない場合、かかる資産や債務は、関連するサブ・ファンドの純資産総額の割合に応じてすべてのプール間において配分される。

(e) 各サブ・ファンドについて宣言される分配金の受領権者の決定のための基準日に、当該サブ・ファンドの受益証券の純資産価格は、当該分配金の金額分だけ減少させる。

管理会社は、各サブ・ファンドについて、当該サブ・ファンドの特定の投資方針に従いその資産が共同投資される一または複数のクラスを設定することを決定できるが、各クラスには特定の特徴を追加することができる。こうした変動要因により異なる別個の受益証券１口当たり純資産価格が、各クラスについて算出される。同一サブ・ファンドについて、一または複数のクラスが設定された場合、当該クラスに関し、（適切な場合）上記の配分規定が適用される。

いずれかの取引日において、クラス受益証券１口当たりの純資産価格が、通信手段の一時的故障またはサブ・ファンドの投資対象の市場相場が一時的に入手不可能となったことにより、決定不可能な場合、管理会社は、発行価格および買戻価格の決定のため、前取引日に決定された各サブ・ファンドの受益証券１口当たりの純資産価格を用いることができるものとする。

当該サブ・ファンドについて別途に定められる場合を除き、各サブ・ファンドの資産は、以下の通り評価される。

(a) 手元現金または現金預金、為替手形および一覧払い約束手形、売掛金、前払費用、上記の通り宣言または発生したが受領されていない現金配当および利息の評価額は、その全額が支払われないかまたは受領されない場合（かかる場合は、その評価額は、管理会社がその真の価値を反映する適切な割引を行った後の価額とする。）を除き、その全額とみなされる。

(b) 通常、サブ・ファンドの投資対象は、当該投資対象が取引され、相場が立ちまたは処理されている証券市場における当該証券の最終取引価格または入手可能な最終仲値（最終の買い呼び値および売り呼び値の中間値）を基準として評価される。

(c) サブ・ファンドの投資対象が証券取引所に上場されており、かつかかる投資対象が上場されている証券取引所以外のマーケット・メーカーにより取引されている場合、管理会社は、当該投資対象の主たる市場を決定し、当該投資対象は、かかる市場における入手可能な最終価格で評価される。

(d) いずれの証券取引所においても相場が立っておらずまた取引されていないが、その他の規制市場において取引されている有価証券は、第(b)項において記載されている方法にできる限り類似した方法で評価される。

(e) サブ・ファンドにより保有されているいずれかの有価証券について、相場が入手できない場合、または上記第(b)項および第(d)項に従い決定された評価額が当該有価証券の適正な市場価格を表象していない場合、当該有価証券の評価額は、慎重かつ誠実に決定された合理的に予測可能な売却価格を基準とする。

(f) オープン・エンド型投資信託の受益証券は、最終報告純資産価格を基準として評価される。最終報告純資産価格は、管理会社により決定される調整方法により、報告日以降の相場変動を反映すべく調整されることがある。

(g) その他のすべての資産および負債は、一般に認められている評価原則および手続に従い、管理会社により誠実に決定される各々の適正価額で評価される。

基準通貨建てではないすべての資産および負債は、評価時点またはその近い時点の当該通貨の外国為替市場の実勢レートを参考に換算されるものとする。

管理会社は、毎日の１口当たり純資産価格を決定するために、Ｊ.Ｐ.モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイを任命している。

各クラスに関する毎日の１口当たり純資産価格は、各取引日に管理会社および保管受託銀行の事務所において入手することができる。

（ii）純資産価格の決定の停止

管理会社は、次の場合において各サブ・ファンドの１口当たり純資産価格の決定を一時的に停止することができ、その結果として、サブ・ファンドの受益証券の販売、買戻しおよび転換を一時的に停止することができる。

１）各サブ・ファンドの資産の相当部分の評価の基礎を提供する一もしくは複数の証券取引所もしくは市場、または各サブ・ファンドの資産の相当部分の表示通貨を取引する一もしくは複数の外国為替市場が通常の休日以外の日に閉鎖され、または、取引が制限もしくは停止された場合。

２）政治的、経済的、軍事的もしくは通貨上の事由のため、または管理会社の責任および監督が及ばない何らかの状況が生じた結果、受益者の利益に重大な損害を及ぼすことなく、各サブ・ファンドの資産の処分が正当にまたは正常に実行できない場合、または管理会社の取締役会の意見によれば、買戻価格が適正に算出できない場合。

３）各サブ・ファンドの組入証券の評価を行うため通常使用されている通信機能またはコンピューター設備が故障している場合、または何らかの理由で各サブ・ファンドの資産の評価が要求される通り迅速かつ正確に確定できない場合。

４）為替規制または資金の移動に影響を与えるその他の規制の結果、ファンドの組入証券の取引が実行不可能な場合、または各サブ・ファンドの資産の購入および売却が通常の為替レートでは実行できない場合。

５）当該サブ・ファンドの組入証券の重要な部分を形成するオープン・エンド型投資信託の受益証券の価格を決定することが不可能な場合（特に、かかる投資信託の純資産価格の決定が停止された場合）。

かかる停止は、販売、買戻しおよび転換（該当する場合）を行う受益者に通知され、管理会社および保管受託銀行の事務所で公表され、必要とみなされる場合または法律により要求される場合には新聞一紙およびＲＥＳＡに公告される。

（２）【保管】

受益証券または確認書は、受益者の責任において保管される。日本の投資者に販売されるファンド証券については、記名式の券面は発行されず、保管受託銀行は、日本における販売会社を名義人とする確認書を日本における販売会社に交付する。受益者に対しては、日本における販売会社または販売取扱会社から受益証券の取引残高報告書が交付される。ただし、受益者が記名式券面の発行を特に請求する場合は、外国為替管理法上の許可が必要なときはこれを得て、自己の責任においてこれを保管する。

（３）【信託期間】

ファンドおよびサブ・ファンドの存続期間は、無期限である。

（４）【計算期間】

ファンドおよびサブ・ファンドの決算日は、毎年９月30日である。

（５）【その他】

(1) 発行限度額

受益証券の発行限度額については特に定めがなく随時発行することができる。

(2) ファンドおよびサブ・ファンドの解散

ファンドは、管理会社および保管受託銀行の合意により、いつでも、解散することができる。さらに、ファンドは、ルクセンブルグ法により要求される場合に解散する。解散通知は、ルクセンブルグのＲＥＳＡおよび管理会社と保管受託銀行が共同で決定する適切な発行部数をもつ少なくとも３つの新聞に公告されるものとする。ただし、そのうち少なくとも１紙はルクセンブルグの新聞でなければならない。

管理会社は、清算する場合、受益者の最大の利益に資するようファンドの資産を売却し、保管受託銀行は、管理会社の指示に従って、受益者に対しその持分に応じて（清算にかかる全経費を控除後の）純清算手取金を分配する。ルクセンブルグ法に規定されたように、清算手取金の受領のために呈示されなかった受益証券に相当する清算手取金は、消滅時効期間の経過するまでルクセンブルグの預託機関に預託される。ファンドが解散に至るような状況が発生した場合はすみやかに、受益証券の発行は禁止され、発行された場合には無効となる。受益証券の買戻しは、受益者の公平な取扱いが確保される限り、行うことができる。

ファンドまたはサブ・ファンドの解散は、受益者またはその相続人もしくは実質的受益者から請求することができない。

管理会社は、保管受託銀行との合意により、（ｉ）いつでもサブ・ファンドを解散することができ、当該サブ・ファンドの受益者は、当該サブ・ファンドの資産の売却純手取金の分配を受け、または（ii）いつでもサブ・ファンドを解散することができ、他のサブ・ファンドに、解散されるサブ・ファンドの資産を拠出し、他のサブ・ファンドの受益証券を、解散されるサブ・ファンドの受益者に分配することができる。上記（ii）の解散および拠出は、当該解散されるサブ・ファンドの規模、サブ・ファンドに影響を与える経済的または政治的状況の変化により正当化される場合または関連受益者の最大の利益を確保するためにのみ行うことができる。

上記（ｉ）に記載される解散の場合、解散の効力発生日は、郵便で受益者に通知される。上記（ii）のサブ・ファンドの解散および拠出の場合、当該ファンドの全受益者には解散の１か月前に郵便により通知するものとする。サブ・ファンドの解散の効力発生日まで、受益者は、サブ・ファンドの解散により生ずる費用をカバーする引当金額を反映した適用ある純資産価格で、当該受益証券の買戻しまたは転換を継続することができる。

(3) ワラント、新受益証券引受権またはオプションの発行

管理会社は、ワラント、新受益証券引受権またはオプションを発行して、受益者にファンド証券を買付ける権利を付与しない。

(4) 約款の変更

管理会社は、保管受託銀行の承認を得て、約款の全部または一部をいつでも修正することができる。変更は、約款の変更が商業および法人登記所に預託された旨の公告がＲＥＳＡに掲載された時点または約款の変更に規定されたその他の日に発効する。

日本においては、約款の重要事項の変更は、公告され、日本の受益者に通知される。

(5) 関係法人との契約の更改等に関する手続

投資運用契約

本契約各当事者は、別段の合意がない限り、他方当事者に対し３か月前までに書面で通知することにより、本契約をいつでも終了させることができる。

包括的保管契約

各当事者は、相手方当事者に、解約の２か月以上前に、書面による通知により、本契約を解約することができる。

本契約は、ルクセンブルグ法に準拠して、同法に従い解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

ファンド・アカウンティング契約

本契約は、いずれかの当事者からの90日以上前の書面通知により解約することができる。

本契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されるものとする。

代行協会員契約

本契約は、本契約のいずれかの当事者が３か月前に他の当事者に対し、書面により解約を通知するまで有効に存続する。

本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従い解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

本契約は、一当事者が他の全当事者に対し、書面による通知を３か月前になすことによりこれを解約することができる。

本契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

為替オーバーレイ契約

本契約は、為替オーバーレイ業務提供会社が書面による通知を６か月前になすこと、および管理会社が書面による通知を１営業日前になすことによりこれを解約することができる。管理会社の重大な違反が30日を超えて継続しているか、または支払不能となった場合、為替オーバーレイ業務提供会社は、直ちに業務を停止することができる。

本契約は、英国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

(6) 新サブ・ファンドの設定

管理会社は、随時保管受託銀行の同意を得て、ファンドの英文目論見書にその別紙を追加することにより新しいサブ・ファンドを設定することができる。

5【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

受益者に対する優遇措置は、一切存在しない。受益者の権利については、本書および約款に記載される。すべての受益者は、同一の条件に基づきサブ・ファンドの受益証券の申込みを行う。

受益者がファンドに関する受益権を直接行使するためには、ファンド証券の名義人として受益者名簿に登録されていなければならない。

したがって、日本における販売会社または販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、受益者名簿に登録されていないため、ファンドに関する受益権を直接行使することはできない。これらの日本の受益者は日本における販売会社または販売取扱会社との間の口座約款に基づき日本における販売会社または販売取扱会社をして受益権を自己に代わって行使させることができ

る。ファンド証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、自らの手配で、また本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は次の通りである。

（ｉ）分配請求権

受益者は、ファンドのために行為する管理会社の決定した分配金を、持分に応じて管理会社に請求する権利を有する。期日から５年以内に請求されなかった分配金は、失効し、ファンドに返金される。

（ii）買戻請求権

受益者は、いつでも販売会社を通じてファンド証券の買戻しを管理会社に請求することができる。

（iii）残余財産分配請求権

ファンドが解散される場合、受益者はファンドのために行為する管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

（注）受益者は、約款に基づき受益者集会を開催する権利を有していない。なお、受益者の管理会社または保管受託銀行に対する請求権は、かかる請求権を生じさせる事由発生日の５年後に失効する。

（２）【為替管理上の取扱い】

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はない。

（３）【本邦における代理人】

東京都千代田区丸の内二丁目６番１号　丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
上記代理人は、管理会社から日本国内において、

１）管理会社またはファンドに対するルクセンブルグおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、および

２）日本におけるファンド証券の募集、販売、買戻しおよび転換の取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されている。

また、日本国関東財務局長に対するファンド証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人および金融庁長官に対する届出に関する代理人は、

弁護士　大西　信治
東京都千代田区丸の内二丁目６番１号　丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

である。

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権を下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所　東京都千代田区霞が関一丁目１番４号
確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第３【ファンドの経理状況】

ａ．ファンドの直近２会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第５項ただし書の規定の適用によるものである。

ｂ．ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第１条の３第７項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。

ｃ．ファンドの原文の財務書類は日本円、ユーロ、米ドルおよび豪ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、株式会社三菱ＵＦＪ銀行の2018年12月28日現在における対顧客電信売買相場の仲値（１ユーロ＝127.00円、１米ドル＝111.00円、１豪ドル＝78.18円）を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

1【財務諸表】

（1）【2018年９月30日終了年度】

①【貸借対照表】

シュローダー・セレクション
純資産計算書
2018年９月30日現在

	シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス		シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産				
投資有価証券				
有価証券取得原価	25,785,634	3,274,776	25,833,233	3,280,821
未実現利益／（損失）**	8,905,914	1,131,051	7,885,361	1,001,441
有価証券時価	34,691,548	4,405,827	33,718,594	4,282,261
為替予約契約に係る未実現純利益／（損失）**	54,740	6,952	34,337	4,361
	34,746,288	4,412,779	33,752,931	4,286,622
現金預金	356,277	45,247	268,825	34,141
有価証券売却未収金	107,914	13,705	70,604	8,967
通貨ヘッジクラスの為替予約担保未収金	－	－	－	－
未収申込金	－	－	16,554	2,102
未収利息	－	－	－	－
未収雑費および前払費用	－	－	－	－
資産合計	35,210,479	4,471,731	34,108,914	4,331,832
負債				
有価証券購入未払金	－	－	16,364	2,078
未払買戻金	－	－	525	67
未払利息	174	22	125	16
未払管理報酬	32,546	4,133	21,018	2,669
その他の未払金	29,412	3,735	18,802	2,388
負債合計	62,132	7,891	56,834	7,218
純資産総額	35,148,347	4,463,840	34,052,080	4,324,614
未実現利益／（損失）の内訳				
投資有価証券に係る未実現利益	8,905,914	1,131,051	7,885,361	1,001,441
投資有価証券に係る未実現（損失）	－	－	－	－
為替予約契約に係る未実現利益	54,740	6,952	34,337	4,361
為替予約契約に係る未実現（損失）	－	－	－	－

** 計算の詳細については、未実現利益／（損失）の内訳を参照のこと。

注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
純資産計算書（続き）
2018年９月30日現在

	シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ		シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・オポチュニティ	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産				
投資有価証券				
有価証券取得原価	27,501,986	3,492,752	10,068,478	1,278,697
未実現利益／（損失）**	8,939,397	1,135,303	81,284	10,323
有価証券時価	36,441,383	4,628,056	10,149,762	1,289,020
為替予約契約に係る未実現純利益／（損失）**	81,875	10,398	70,966	9,013
	36,523,258	4,638,454	10,220,728	1,298,032
現金預金	344,672	43,773	63,640	8,082
有価証券売却未収金	189,778	24,102	76,505	9,716
通貨ヘッジクラスの為替予約担保未収金	—	—	—	—
未収申込金	—	—	—	—
未収利息	—	—	—	—
未収雑費および前払費用	4	1	—	—
資産合計	37,057,712	4,706,329	10,360,873	1,315,831
負債				
有価証券購入未払金	4	1	—	—
未払買戻金	30,385	3,859	—	—
未払利息	184	23	53	7
未払管理報酬	41,140	5,225	11,367	1,444
その他の未払金	33,259	4,224	9,945	1,263
負債合計	104,972	13,331	21,365	2,713
純資産総額	36,952,740	4,692,998	10,339,508	1,313,118
未実現利益／（損失）の内訳				
投資有価証券に係る未実現利益	8,939,397	1,135,303	81,284	10,323
投資有価証券に係る未実現（損失）	—	—	—	—
為替予約契約に係る未実現利益	81,875	10,398	70,966	9,013
為替予約契約に係る未実現（損失）	—	—	—	—

** 計算の詳細については、未実現利益／（損失）の内訳を参照のこと。

注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
純資産計算書（続き）
2018年９月30日現在

	シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ コモディティ		シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド	
	米ドル	千円	米ドル	千円
資産				
投資有価証券				
有価証券取得原価	15,542,942	1,725,267	152,780,447	16,958,630
未実現利益／（損失）**	(1,721,531)	(191,090)	20,658,419	2,293,085
有価証券時価	13,821,411	1,534,177	173,438,866	19,251,714
為替予約契約に係る未実現純利益／（損失）**	(29,677)	(3,294)	(462,233)	(51,308)
	13,791,734	1,530,882	172,976,633	19,200,406
現金預金	54,158	6,012	1,143,251	126,901
有価証券売却未収金	83,449	9,263	375,168	41,644
通貨ヘッジクラスの為替予約担保未収金	—	—	99,649	11,061
未収申込金	20,815	2,310	127,970	14,205
未収利息	138	15	1,941	215
未収雑費および前払費用	—	—	—	—
資産合計	13,950,294	1,548,483	174,724,612	19,394,432
負債				
有価証券購入未払金	20,615	2,288	126,550	14,047
未払買戻金	4,007	445	163,974	18,201
未払利息	—	—	—	—
未払管理報酬	15,824	1,756	133,833	14,855
その他の未払金	13,094	1,453	119,385	13,252
負債合計	53,540	5,943	543,742	60,355
純資産総額	13,896,754	1,542,540	174,180,870	19,334,077
未実現利益／（損失）の内訳				
投資有価証券に係る未実現利益	—	—	20,658,419	2,293,085
投資有価証券に係る未実現（損失）	(1,721,531)	(191,090)	—	—
為替予約契約に係る未実現利益	1,106	123	2,350	261
為替予約契約に係る未実現（損失）	(30,783)	(3,417)	(464,583)	(51,569)

** 計算の詳細については、未実現利益／（損失）の内訳を参照のこと。

注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
純資産計算書（続き）
2018年９月30日現在

	シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション		シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ イールド・エクイティ	
	ユーロ	千円	米ドル	千円
資産				
投資有価証券				
有価証券取得原価	7,353,418	933,884	46,217,308	5,130,121
未実現利益／（損失）**	407,178	51,712	10,942,516	1,214,619
有価証券時価	7,760,596	985,596	57,159,824	6,344,740
為替予約契約に係る未実現純利益／（損失）**	30,983	3,935	(17,688)	(1,963)
	7,791,579	989,531	57,142,136	6,342,777
現金預金	10,482	1,331	454,227	50,419
有価証券売却未収金	74,990	9,524	160,580	17,824
通貨ヘッジクラスの為替予約担保未収金	—	—	—	—
未収申込金	—	—	269,495	29,914
未収利息	—	—	559	62
未収雑費および前払費用	—	—	—	—
資産合計	7,877,051	1,000,385	58,026,997	6,440,997
負債				
有価証券購入未払金	—	—	266,897	29,626
未払買戻金	—	—	101,984	11,320
未払利息	28	4	—	—
未払管理報酬	8,650	1,099	51,672	5,736
その他の未払金	7,723	981	47,304	5,251
負債合計	16,401	2,083	467,857	51,932
純資産総額	7,860,650	998,303	57,559,140	6,389,065
未実現利益／（損失）の内訳				
投資有価証券に係る未実現利益	407,178	51,712	10,942,516	1,214,619
投資有価証券に係る未実現（損失）	—	—	—	—
為替予約契約に係る未実現利益	30,983	3,935	—	—
為替予約契約に係る未実現（損失）	—	—	(17,688)	(1,963)

** 計算の詳細については、未実現利益／（損失）の内訳を参照のこと。

注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
純資産計算書（続き）
2018年９月30日現在

	シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド		シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ ＢＲＩＣ・エクイティ	
	米ドル	千円	米ドル	千円
資産				
投資有価証券				
有価証券取得原価	22,636,670	2,512,670	22,412,701	2,487,810
未実現利益／（損失）**	6,319,250	701,437	7,436,786	825,483
有価証券時価	28,955,920	3,214,107	29,849,487	3,313,293
為替予約契約に係る未実現純利益／（損失）**	(15,784)	(1,752)	(36,675)	(4,071)
	28,940,136	3,212,355	29,812,812	3,309,222
現金預金	223,328	24,789	180,232	20,006
有価証券売却未収金	148,496	16,483	213,580	23,707
通貨ヘッジクラスの為替予約担保未収金	—	—	—	—
未収申込金	—	—	10,002	1,110
未収利息	330	37	333	37
未収雑費および前払費用	—	—	—	—
資産合計	29,312,290	3,253,664	30,216,959	3,354,082
負債				
有価証券購入未払金	—	—	18	2
未払買戻金	94,855	10,529	103,702	11,511
未払利息	—	—	—	—
未払管理報酬	26,990	2,996	33,041	3,668
その他の未払金	24,456	2,715	27,577	3,061
負債合計	146,301	16,239	164,338	18,242
純資産総額	29,165,989	3,237,425	30,052,621	3,335,841
未実現利益／（損失）の内訳				
投資有価証券に係る未実現利益	6,319,250	701,437	7,436,786	825,483
投資有価証券に係る未実現（損失）	—	—	—	—
為替予約契約に係る未実現利益	—	—	—	—
為替予約契約に係る未実現（損失）	(15,784)	(1,752)	(36,675)	(4,071)

** 計算の詳細については、未実現利益／（損失）の内訳を参照のこと。

注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
純資産計算書（続き）
2018年９月30日現在

	シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド		シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ	
	米ドル	千円	米ドル	千円
資産				
投資有価証券				
有価証券取得原価	5,532,021	614,054	18,695,223	2,075,170
未実現利益／（損失）**	1,193,591	132,489	12,482,183	1,385,522
有価証券時価	6,725,612	746,543	31,177,406	3,460,692
為替予約契約に係る未実現純利益／（損失）**	(3,587)	(398)	(27,258)	(3,026)
	6,722,025	746,145	31,150,148	3,457,666
現金預金	68,772	7,634	191,480	21,254
有価証券売却未収金	12,369	1,373	159,235	17,675
通貨ヘッジクラスの為替予約担保未収金	—	—	—	—
未収申込金	—	—	173,723	19,283
未収利息	88	10	310	34
未収雑費および前払費用	—	—	—	—
資産合計	6,803,254	755,161	31,674,896	3,515,913
負債				
有価証券購入未払金	—	—	161,471	17,923
未払買戻金	—	—	68,976	7,656
未払利息	—	—	—	—
未払管理報酬	7,317	812	34,044	3,779
その他の未払金	6,379	708	28,341	3,146
負債合計	13,696	1,520	292,832	32,504
純資産総額	6,789,558	753,641	31,382,064	3,483,409
未実現利益／（損失）の内訳				
投資有価証券に係る未実現利益	1,193,591	132,489	12,482,183	1,385,522
投資有価証券に係る未実現（損失）	—	—	—	—
為替予約契約に係る未実現利益	—	—	75	8
為替予約契約に係る未実現（損失）	(3,587)	(398)	(27,333)	(3,034)

** 計算の詳細については、未実現利益／（損失）の内訳を参照のこと。

注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
純資産計算書（続き）
2018年９月30日現在

	合計*	
	ユーロ	千円
資産		
投資有価証券		
有価証券取得原価	341,529,644	43,374,265
未実現利益／（損失）**	75,689,324	9,612,544
有価証券時価	417,218,968	52,986,809
為替予約契約に係る未実現純利益／（損失）**	(238,883)	(30,338)
	416,980,085	52,956,471
現金預金	3,042,556	386,405
有価証券売却未収金	1,514,937	192,397
通貨ヘッジクラスの為替予約担保未収金	86,016	10,924
未収申込金	536,196	68,097
未収利息	3,193	406
未収雑費および前払費用	4	1
資産合計	422,162,987	53,614,699
負債		
有価証券購入未払金	513,175	65,173
未払買戻金	494,870	62,848
未払利息	564	72
未払管理報酬	376,025	47,755
その他の未払金	329,211	41,810
負債合計	1,713,845	217,658
純資産総額	420,449,142	53,397,041
未実現利益／（損失）の内訳		
投資有価証券に係る未実現利益	77,175,324	9,801,266
投資有価証券に係る未実現（損失）	(1,486,000)	(188,722)
為替予約契約に係る未実現利益	275,949	35,046
為替予約契約に係る未実現（損失）	(514,832)	(65,384)

* ユーロで表示されている純資産計算書の合計に関して、ユーロ以外の通貨で表示された資産および負債は、2018年９月30日における下記の為替レートで換算されている。
１ユーロ＝1.158499977米ドル

** 計算の詳細については、未実現利益／（損失）の内訳を参照のこと。

注記は、財務書類と不可分のものである。

次へ

シュローダー・セレクション
純資産計算書（続き）
2018年９月30日現在

	シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス		シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド	
純資産価額				
2018年９月30日現在	35,148,347ユーロ	4,463,840千円	34,052,080ユーロ	4,324,614千円
2017年９月30日現在	30,141,092ユーロ	3,827,919千円	37,284,213ユーロ	4,735,095千円
2016年９月30日現在	32,465,374ユーロ	4,123,102千円	45,377,887ユーロ	5,762,992千円
発行済受益証券口数*				
2018年９月30日現在				
クラスA（豪ドル）受益証券	―口		―口	
クラスA（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	―口		―口	
クラスA（ユーロ）受益証券	1,280,929口		1,769,107口	
クラスA（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	―口		―口	
クラスA（円）受益証券	322,698口		300,716口	
クラスA（米ドル）受益証券	―口		―口	
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	―口		―口	
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	―口		―口	
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	―口		―口	
クラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	―口		―口	
クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	―口		―口	
クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券	―口		―口	
１口当たり純資産価格* **				
2018年９月30日現在				
クラスA（豪ドル）受益証券	―豪ドル		―豪ドル	
クラスA（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	―豪ドル		―豪ドル	
クラスA（ユーロ）受益証券	23.50ユーロ	2,985円	17.44ユーロ	2,215円
クラスA（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	―ユーロ		―ユーロ	
クラスA（円）受益証券	2,057円		1,399円	
クラスA（米ドル）受益証券	―米ドル		―米ドル	
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	―豪ドル		―豪ドル	
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	―ユーロ		―ユーロ	
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	―米ドル		―米ドル	
クラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	―豪ドル		―豪ドル	
クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	―ユーロ		―ユーロ	
クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券	―円		―円	
2017年９月30日現在				
クラスA（豪ドル）受益証券	―豪ドル		―豪ドル	
クラスA（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	―豪ドル		―豪ドル	
クラスA（ユーロ）受益証券	23.84ユーロ	3,028円	17.53ユーロ	2,226円
クラスA（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	―ユーロ		―ユーロ	
クラスA（円）受益証券	2,077円		1,402円	
クラスA（米ドル）受益証券	―米ドル		―米ドル	
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	―豪ドル		―豪ドル	
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	―ユーロ		―ユーロ	
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	―米ドル		―米ドル	
クラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	―豪ドル		―豪ドル	
クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	―ユーロ		―ユーロ	
クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券	―円		―円	
2016年９月30日現在				
クラスA（豪ドル）受益証券	―豪ドル		―豪ドル	
クラスA（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	―豪ドル		―豪ドル	
クラスA（ユーロ）受益証券	21.56ユーロ	2,738円	17.98ユーロ	2,283円
クラスA（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	―ユーロ		―ユーロ	
クラスA（円）受益証券	1,871円		1,435円	
クラスA（米ドル）受益証券	―米ドル		―米ドル	
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	―豪ドル		―豪ドル	
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	―ユーロ		―ユーロ	
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	―米ドル		―米ドル	
クラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	―豪ドル		―豪ドル	
クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	―ユーロ		―ユーロ	
クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券	―円		―円	

* クラス受益証券に対して用いられる命名法については、財務書類に対する注記中の「クラス受益証券」の項目を参照のこと。

** 各クラス受益証券の１口当たり純資産価格は、クラス受益証券の通貨で表示されている。

注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
純資産計算書（続き）
2018年９月30日現在

	シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ		シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・オポチュニティ	
純資産価額				
2018年９月30日現在	36,952,740ユーロ	4,692,998千円	10,339,508ユーロ	1,313,118千円
2017年９月30日現在	38,252,335ユーロ	4,858,047千円	4,765,987ユーロ	605,280千円
2016年９月30日現在	50,606,844ユーロ	6,427,069千円	7,904,734ユーロ	1,003,901千円
発行済受益証券口数*				
2018年９月30日現在				
クラスA（豪ドル）受益証券	－口		－口	
クラスA（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
クラスA（ユーロ）受益証券	1,075,640口		374,667口	
クラスA（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
クラスA（円）受益証券	385,165口		69,922口	
クラスA（米ドル）受益証券	－口		576,460口	
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	－口		－口	
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	－口		－口	
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	－口		－口	
クラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
１口当たり純資産価格* **				
2018年９月30日現在				
クラスA（豪ドル）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスA（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスA（ユーロ）受益証券	27.33ユーロ	3,471円	10.88ユーロ	1,382円
クラスA（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスA（円）受益証券	2,575円		1,109円	
クラスA（米ドル）受益証券	－米ドル		11.40米ドル	1,265円
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	－米ドル		－米ドル	
クラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券	－円		－円	
2017年９月30日現在				
クラスA（豪ドル）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスA（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスA（ユーロ）受益証券	27.88ユーロ	3,541円	11.28ユーロ	1,433円
クラスA（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスA（円）受益証券	2,613円		1,144円	
クラスA（米ドル）受益証券	－米ドル		11.54米ドル	1,281円
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	－米ドル		－米ドル	
クラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券	－円		－円	
2016年９月30日現在				
クラスA（豪ドル）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスA（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスA（ユーロ）受益証券	23.06ユーロ	2,929円	9.95ユーロ	1,264円
クラスA（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスA（円）受益証券	2,146円		1,004円	
クラスA（米ドル）受益証券	－米ドル		10.03米ドル	1,113円
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	－米ドル		－米ドル	
クラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券	－円		－円	

* クラス受益証券に対して用いられる命名法については、財務書類に対する注記中の「クラス受益証券」の項目を参照のこと。

** 各クラス受益証券の１口当たり純資産価格は、クラス受益証券の通貨で表示されている。
注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
純資産計算書（続き）
2018年９月30日現在

	シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ コモディティ		シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド	
純資産価額				
2018年９月30日現在	13,896,754米ドル	1,542,540千円	174,180,870米ドル	19,334,077千円
2017年９月30日現在	17,114,078米ドル	1,899,663千円	206,567,540米ドル	22,928,997千円
2016年９月30日現在	18,853,703米ドル	2,092,761千円	174,101,272米ドル	19,325,241千円
発行済受益証券口数*				
2018年９月30日現在				
クラスA（豪ドル）受益証券	700,072口		2,745,520口	
クラスA（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
クラスA（ユーロ）受益証券	207,325口		710,474口	
クラスA（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
クラスA（円）受益証券	589,887口		566,397口	
クラスA（米ドル）受益証券	1,485,645口		2,140,083口	
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	－口		2,593,531口	
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	－口		365,968口	
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	－口		6,514,664口	
クラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券	－口		992,558口	
１口当たり純資産価格* **				
2018年９月30日現在				
クラスA（豪ドル）受益証券	5.75豪ドル	450円	23.10豪ドル	1,806円
クラスA（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスA（ユーロ）受益証券	4.54ユーロ	577円	17.61ユーロ	2,236円
クラスA（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスA（円）受益証券	473円		1,765円	
クラスA（米ドル）受益証券	5.01米ドル	556円	18.75米ドル	2,081円
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	－豪ドル		6.01豪ドル	470円
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	－ユーロ		6.22ユーロ	790円
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	－米ドル		6.69米ドル	743円
クラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券	－円		852円	
2017年９月30日現在				
クラスA（豪ドル）受益証券	5.80豪ドル	453円	22.98豪ドル	1,797円
クラスA（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスA（ユーロ）受益証券	4.69ユーロ	596円	17.96ユーロ	2,281円
クラスA（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスA（円）受益証券	486円		1,795円	
クラスA（米ドル）受益証券	5.03米ドル	558円	18.66米ドル	2,071円
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	－豪ドル		6.95豪ドル	543円
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	－ユーロ		7.19ユーロ	913円
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	－米ドル		7.50米ドル	833円
クラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券	－円		925円	
2016年９月30日現在				
クラスA（豪ドル）受益証券	6.08豪ドル	475円	21.09豪ドル	1,649円
クラスA（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスA（ユーロ）受益証券	5.04ユーロ	640円	16.90ユーロ	2,146円
クラスA（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスA（円）受益証券	521円		1,686円	
クラスA（米ドル）受益証券	5.31米ドル	589円	17.25米ドル	1,915円
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	－豪ドル		7.29豪ドル	570円
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	－ユーロ		7.59ユーロ	964円
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	－米ドル		7.74米ドル	859円
クラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券	－円		844円	

* クラス受益証券に対して用いられる命名法については、財務書類に対する注記中の「クラス受益証券」の項目を参照のこと。

** 各クラス受益証券の１口当たり純資産価格は、クラス受益証券の通貨で表示されている。

注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
純資産計算書（続き）
2018年９月30日現在

	シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション		シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ イールド・エクイティ	
純資産価額				
2018年９月30日現在	7,860,650ユーロ	998,303千円	57,559,140米ドル	6,389,065千円
2017年９月30日現在	9,900,172ユーロ	1,257,322千円	46,584,691米ドル	5,170,901千円
2016年９月30日現在	12,305,214ユーロ	1,562,762千円	52,148,452米ドル	5,788,478千円
発行済受益証券口数*				
2018年９月30日現在				
クラスA（豪ドル）受益証券	53,582口		－口	
クラスA（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－口		927,041口	
クラスA（ユーロ）受益証券	315,317口		－口	
クラスA（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－口		205,522口	
クラスA（円）受益証券	161,067口		272,508口	
クラスA（米ドル）受益証券	107,793口		1,517,812口	
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	－口		－口	
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	144,156口		－口	
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	－口		367,299口	
クラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－口		47,432口	
クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－口		49,097口	
クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券	273,107口		217,660口	
１口当たり純資産価格* **				
2018年９月30日現在				
クラスA（豪ドル）受益証券	10.26豪ドル	802円	－豪ドル	
クラスA（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－豪ドル		24.61豪ドル	1,924円
クラスA（ユーロ）受益証券	11.04ユーロ	1,402円	－ユーロ	
クラスA（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－ユーロ		22.62ユーロ	2,873円
クラスA（円）受益証券	983円		1,445円	
クラスA（米ドル）受益証券	9.58米ドル	1,063円	16.26米ドル	1,805円
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	5.78ユーロ	734円	－ユーロ	
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	－米ドル		10.71米ドル	1,189円
クラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－豪ドル		20.19豪ドル	1,578円
クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－ユーロ		18.77ユーロ	2,384円
クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券	532円		964円	
2017年９月30日現在				
クラスA（豪ドル）受益証券	10.78豪ドル	843円	－豪ドル	
クラスA（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－豪ドル		21.36豪ドル	1,670円
クラスA（ユーロ）受益証券	11.89ユーロ	1,510円	－ユーロ	
クラスA（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－ユーロ		20.90ユーロ	2,654円
クラスA（円）受益証券	1,056円		1,393円	
クラスA（米ドル）受益証券	10.06米ドル	1,117円	15.34米ドル	1,703円
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	6.60ユーロ	838円	－ユーロ	
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	－米ドル		10.39米ドル	1,153円
クラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－豪ドル		17.80豪ドル	1,392円
クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－ユーロ		17.62ユーロ	2,238円
クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券	617円		929円	
2016年９月30日現在				
クラスA（豪ドル）受益証券	10.72豪ドル	838円	－豪ドル	
クラスA（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－豪ドル		17.90豪ドル	1,399円
クラスA（ユーロ）受益証券	12.10ユーロ	1,537円	－ユーロ	
クラスA（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－ユーロ		18.07ユーロ	2,295円
クラスA（円）受益証券	1,072円		1,151円	
クラスA（米ドル）受益証券	10.07米ドル	1,118円	12.53米ドル	1,391円
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	7.08ユーロ	899円	－ユーロ	
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	－米ドル		8.76米ドル	972円
クラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－豪ドル		15.19豪ドル	1,188円
クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－ユーロ		15.50ユーロ	1,969円
クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券	568円		709円	

* クラス受益証券に対して用いられる命名法については、財務書類に対する注記中の「クラス受益証券」の項目を参照のこと。

** 各クラス受益証券の１口当たり純資産価格は、クラス受益証券の通貨で表示されている。

注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
純資産計算書（続き）
2018年９月30日現在

	シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド		シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ ＢＲＩＣ・エクイティ	
純資産価額				
2018年９月30日現在	29,165,989米ドル	3,237,425千円	30,052,621米ドル	3,335,841千円
2017年９月30日現在	34,490,721米ドル	3,828,470千円	33,193,069米ドル	3,684,431千円
2016年９月30日現在	43,401,235米ドル	4,817,537千円	35,170,225米ドル	3,903,895千円
発行済受益証券口数*				
2018年９月30日現在				
クラスＡ（豪ドル）受益証券	－口		－口	
クラスＡ（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
クラスＡ（ユーロ）受益証券	－口		－口	
クラスＡ（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
クラスＡ（円）受益証券	361,049口		548,754口	
クラスＡ（米ドル）受益証券	1,450,054口		1,362,250口	
クラスＡ毎月分配型（豪ドル）受益証券	－口		－口	
クラスＡ毎月分配型（ユーロ）受益証券	－口		－口	
クラスＡ毎月分配型（米ドル）受益証券	1,262,366口		－口	
クラスＡ毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
クラスＡ毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
クラスＡ毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券	521,399口		－口	
１口当たり純資産価格* **				
2018年９月30日現在				
クラスＡ（豪ドル）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスＡ（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスＡ（ユーロ）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスＡ（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスＡ（円）受益証券	978円		1,516円	
クラスＡ（米ドル）受益証券	12.63米ドル	1,402円	16.67米ドル	1,850円
クラスＡ毎月分配型（豪ドル）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスＡ毎月分配型（ユーロ）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスＡ毎月分配型（米ドル）受益証券	4.43米ドル	492円	－米ドル	
クラスＡ毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスＡ毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスＡ毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券	466円		－円	
2017年９月30日現在				
クラスＡ（豪ドル）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスＡ（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスＡ（ユーロ）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスＡ（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスＡ（円）受益証券	1,022円		1,513円	
クラスＡ（米ドル）受益証券	12.90米ドル	1,432円	16.28米ドル	1,807円
クラスＡ毎月分配型（豪ドル）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスＡ毎月分配型（ユーロ）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスＡ毎月分配型（米ドル）受益証券	5.01米ドル	556円	－米ドル	
クラスＡ毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスＡ毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスＡ毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券	521円		－円	
2016年９月30日現在				
クラスＡ（豪ドル）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスＡ（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスＡ（ユーロ）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスＡ（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスＡ（円）受益証券	1,034円		1,230円	
クラスＡ（米ドル）受益証券	12.86米ドル	1,427円	13.04米ドル	1,447円
クラスＡ毎月分配型（豪ドル）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスＡ毎月分配型（ユーロ）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスＡ毎月分配型（米ドル）受益証券	5.48米ドル	608円	－米ドル	
クラスＡ毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスＡ毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスＡ毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券	512円		－円	

* クラス受益証券に対して用いられる命名法については、財務書類に対する注記中の「クラス受益証券」の項目を参照のこと。

** 各クラス受益証券の１口当たり純資産価格は、クラス受益証券の通貨で表示されている。
注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
純資産計算書（続き）
2018年９月30日現在

	シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド		シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ	
純資産価額				
2018年９月30日現在	6,789,558米ドル	753,641千円	31,382,064米ドル	3,483,409千円
2017年９月30日現在	8,440,857米ドル	936,935千円	27,986,288米ドル	3,106,478千円
2016年９月30日現在	9,331,056米ドル	1,035,747千円	26,515,991米ドル	2,943,275千円
発行済受益証券口数*				
2018年９月30日現在				
クラスA（豪ドル）受益証券	－口		－口	
クラスA（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
クラスA（ユーロ）受益証券	－口		－口	
クラスA（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
クラスA（円）受益証券	74,074口		170,245口	
クラスA（米ドル）受益証券	433,250口		588,520口	
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	－口		－口	
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	－口		－口	
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	－口		－口	
クラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
１口当たり純資産価格* **				
2018年９月30日現在				
クラスA（豪ドル）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスA（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスA（ユーロ）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスA（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスA（円）受益証券	1,087円		3,696円	
クラスA（米ドル）受益証券	14.03米ドル	1,557円	43.89米ドル	4,872円
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	－米ドル		－米ドル	
クラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券	－円		－円	
2017年９月30日現在				
クラスA（豪ドル）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスA（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスA（ユーロ）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスA（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスA（円）受益証券	1,182円		3,613円	
クラスA（米ドル）受益証券	14.91米ドル	1,655円	42.03米ドル	4,665円
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	－米ドル		－米ドル	
クラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券	－円		－円	
2016年９月30日現在				
クラスA（豪ドル）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスA（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスA（ユーロ）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスA（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスA（円）受益証券	1,167円		2,922円	
クラスA（米ドル）受益証券	14.49米ドル	1,608円	33.51米ドル	3,720円
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	－米ドル		－米ドル	
クラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券	－円		－円	

* クラス受益証券に対して用いられる命名法については、財務書類に対する注記中の「クラス受益証券」の項目を参照のこと。

** 各クラス受益証券の１口当たり純資産価格は、クラス受益証券の通貨で表示されている。

注記は、財務書類と不可分のものである。

②【損益計算書】

シュローダー・セレクション
運用計算書
2018年９月30日終了年度

	シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス		シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
収益				
銀行利息	－	－	－	－
収益合計	－	－	－	－
費用				
管理事務報酬	4,554	578	5,023	638
管理報酬	396,708	50,382	286,816	36,426
銀行および利子費用	1,708	217	1,712	217
保管報酬	5,154	655	4,427	562
年次税	108	14	148	19
販売報酬	264,472	33,588	161,334	20,489
その他の費用	28,646	3,638	30,687	3,897
費用合計	701,350	89,071	490,147	62,249
投資純利益／（損失）	(701,350)	(89,071)	(490,147)	(62,249)

注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
運用計算書（続き）
2018年９月30日終了年度

	シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ		シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・オポチュニティ	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
収益				
銀行利息	—	—	—	—
収益合計	—	—	—	—
費用				
管理事務報酬	5,247	666	661	84
管理報酬	548,529	69,663	123,266	15,655
銀行および利子費用	1,997	254	623	79
保管報酬	5,921	752	3,297	419
年次税	108	14	26	3
販売報酬	340,466	43,239	76,510	9,717
その他の費用	33,200	4,216	8,081	1,026
費用合計	935,468	118,804	212,464	26,983
投資純利益／（損失）	(935,468)	(118,804)	(212,464)	(26,983)

注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
運用計算書（続き）
2018年９月30日終了年度

	シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ コモディティ		シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド	
	米ドル	千円	米ドル	千円
収益				
銀行利息	1,067	118	12,558	1,394
収益合計	1,067	118	12,558	1,394
費用				
管理事務報酬	1,216	135	28,025	3,111
管理報酬	241,658	26,824	1,875,240	208,152
銀行および利子費用	―	―	858	95
保管報酬	4,959	550	29,344	3,257
年次税	60	7	1,154	128
販売報酬	144,995	16,094	1,125,144	124,891
その他の費用	14,103	1,565	164,559	18,266
費用合計	406,991	45,176	3,224,324	357,900
投資純利益／（損失）	(405,924)	(45,058)	(3,211,766)	(356,506)

注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
運用計算書（続き）
2018年９月30日終了年度

	シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション		シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ イールド・エクイティ	
	ユーロ	千円	米ドル	千円
収益				
銀行利息	―	―	4,404	489
収益合計	―	―	4,404	489
費用				
管理事務報酬	500	64	7,978	886
管理報酬	125,297	15,913	620,813	68,910
銀行および利子費用	453	58	―	―
保管報酬	3,225	410	10,611	1,178
年次税	35	4	219	24
販売報酬	80,548	10,230	413,876	45,940
その他の費用	8,011	1,017	43,993	4,883
費用合計	218,069	27,695	1,097,490	121,821
投資純利益／（損失）	(218,069)	(27,695)	(1,093,086)	(121,333)

注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
運用計算書（続き）
2018年９月30日終了年度

	シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド		シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ ＢＲＩＣ・エクイティ	
	米ドル	千円	米ドル	千円
収益				
銀行利息	1,760	195	2,777	308
収益合計	1,760	195	2,777	308
費用				
管理事務報酬	4,651	516	4,683	520
管理報酬	386,433	42,894	495,588	55,010
銀行および利子費用	―	―	―	―
保管報酬	5,560	617	6,164	684
年次税	104	12	148	16
販売報酬	257,622	28,596	307,606	34,144
その他の費用	27,604	3,064	30,069	3,338
費用合計	681,974	75,699	844,258	93,713
投資純利益／（損失）	(680,214)	(75,504)	(841,481)	(93,404)

注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
運用計算書（続き）
2018年９月30日終了年度

	シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド		シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ	
	米ドル	千円	米ドル	千円
収益				
銀行利息	720	80	3,076	341
収益合計	720	80	3,076	341
費用				
管理事務報酬	774	86	4,238	470
管理報酬	110,083	12,219	466,388	51,769
銀行および利子費用	—	—	—	—
保管報酬	1,710	190	5,265	584
年次税	28	3	96	11
販売報酬	70,767	7,855	289,483	32,133
その他の費用	6,737	748	27,943	3,102
費用合計	190,099	21,101	793,413	88,069
投資純利益／（損失）	(189,379)	(21,021)	(790,337)	(87,727)

注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
運用計算書（続き）
2018年９月30日終了年度

	合計*	
	ユーロ	千円
収益		
銀行利息	22,755	2,890
収益合計	22,755	2,890
費用		
管理事務報酬	60,495	7,683
管理報酬	5,102,716	648,045
銀行および利子費用	7,234	919
保管報酬	76,934	9,771
年次税	1,987	252
販売報酬	3,175,806	403,327
その他の費用	380,533	48,328
費用合計	8,805,705	1,118,325
投資純利益／（損失）	(8,782,950)	(1,115,435)

* ユーロで表示されている運用計算書の合計に関して、ユーロ以外の通貨で表示された資産および負債は、2018年９月30日における下記の為替レートで換算されている。

１ユーロ＝1.158499977米ドル

注記は、財務書類と不可分のものである。

次へ

シュローダー・セレクション
純資産変動計算書
2018年９月30日終了年度

	シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス		シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
投資純利益／（損失）**	(701,350)	(89,071)	(490,147)	(62,249)
以下に係る実現純利益／（損失）***				
有価証券売却に係る実現純利益／（損失）	1,507,532	191,457	1,139,350	144,697
為替予約契約に係る実現純利益／（損失）	(119,297)	(15,151)	(92,734)	(11,777)
その他の純資産の外国為替に係る実現純利益／（損失）	124,626	15,828	82,953	10,535
実現純利益／（損失）	1,512,861	192,133	1,129,569	143,455
投資に係る未実現利益／（損失）の純変動	(1,380,513)	(175,325)	(803,086)	(101,992)
為替予約契約に係る未実現利益／（損失）の純変動	91,378	11,605	61,187	7,771
未実現利益／（損失）の純変動	(1,289,135)	(163,720)	(741,899)	(94,221)
運用による純資産総額の純変動	(477,624)	(60,658)	(102,477)	(13,015)
受益証券発行純収入	8,332,854	1,058,272	765,194	97,180
受益証券買戻支払金	(2,847,975)	(361,693)	(3,894,850)	(494,646)
宣言された当年度の分配金	—	—	—	—
期中純資産増加／（減少）額	5,007,255	635,921	(3,232,133)	(410,481)
期首現在純資産****	30,141,092	3,827,919	37,284,213	4,735,095
期末現在純資産	35,148,347	4,463,840	34,052,080	4,324,614
実現利益／（損失）の内訳***				
有価証券売却に係る実現利益	1,508,043	191,521	1,139,858	144,762
有価証券売却に係る実現（損失）	(511)	(65)	(508)	(65)
為替予約契約に係る実現利益	509,025	64,646	318,203	40,412
為替予約契約に係る実現（損失）	(628,322)	(79,797)	(410,937)	(52,189)

** 投資純利益／（損失）の計算については、運用計算書を参照のこと。
*** 計算の詳細については、実現利益／（損失）の内訳を参照のこと。
**** 期首現在残高は、2018年９月30日付の為替レートを用いて合算されたものである。2017年９月30日付の為替レートを用いて合算された同純資産は、436,818,787ユーロの数字として反映された。
***** 本項に示されている実現金額は、当期の投資水準における実現純損益の合計を表したものである。

注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
純資産変動計算書（続き）
2018年９月30日終了年度

	シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ		シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・オポチュニティ	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
投資純利益／（損失）**	(935,468)	(118,804)	(212,464)	(26,983)
以下に係る実現純利益／（損失）***				
有価証券売却に係る実現純利益／（損失）	2,727,682	346,416	225,782	28,674
為替予約契約に係る実現純利益／（損失）	(186,669)	(23,707)	395,738	50,259
その他の純資産の外国為替に係る実現純利益／（損失）	206,626	26,242	(127,813)	(16,232)
実現純利益／（損失）	2,747,639	348,950	493,707	62,701
投資に係る未実現利益／（損失）の純変動	(2,535,318)	(321,985)	(350,296)	(44,488)
為替予約契約に係る未実現利益／（損失）の純変動	149,305	18,962	77,715	9,870
未実現利益／（損失）の純変動	(2,386,013)	(303,024)	(272,581)	(34,618)
運用による純資産総額の純変動	(573,842)	(72,878)	8,662	1,100
受益証券発行純収入	5,679,770	721,331	7,448,015	945,898
受益証券買戻支払金	(6,405,523)	(813,501)	(1,883,156)	(239,161)
宣言された当年度の分配金	—	—	—	—
期中純資産増加／（減少）額	(1,299,595)	(165,049)	5,573,521	707,837
期首現在純資産****	38,252,335	4,858,047	4,765,987	605,280
期末現在純資産	36,952,740	4,692,998	10,339,508	1,313,118
実現利益／（損失）の内訳***				
有価証券売却に係る実現利益	2,728,228	346,485	225,782	28,674
有価証券売却に係る実現（損失）	(546)	(69)	—	—
為替予約契約に係る実現利益	872,228	110,773	1,303,178	165,504
為替予約契約に係る実現（損失）	(1,058,897)	(134,480)	(907,440)	(115,245)

** 投資純利益／（損失）の計算については、運用計算書を参照のこと。

*** 計算の詳細については、実現利益／（損失）の内訳を参照のこと。

**** 期首現在残高は、2018年９月30日付の為替レートを用いて合算されたものである。2017年９月30日付の為替レートを用いて合算された同純資産は、436,818,787ユーロの数字として反映された。

***** 本項に示されている実現金額は、当期の投資水準における実現純損益の合計を表したものである。

注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
純資産変動計算書（続き）
2018年９月30日終了年度

	シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ コモディティ		シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド	
	米ドル	千円	米ドル	千円
投資純利益／（損失） **	(405,924)	(45,058)	(3,211,766)	(356,506)
以下に係る実現純利益／（損失） ***				
有価証券売却に係る実現純利益／（損失）	(930,978)	(103,339)	12,322,673	1,367,817
為替予約契約に係る実現純利益／（損失）	(688,668)	(76,442)	(9,561,654)	(1,061,344)
その他の純資産の外国為替に係る実現純利益／（損失）	246,617	27,374	3,294,060	365,641
実現純利益／（損失）	(1,373,029)	(152,406)	6,055,079	672,114
投資に係る未実現利益／（損失）の純変動	1,382,024	153,405	(8,260,708)	(916,939)
為替予約契約に係る未実現利益／（損失）の純変動	24,594	2,730	226,456	25,137
未実現利益／（損失）の純変動	1,406,618	156,135	(8,034,252)	(891,802)
運用による純資産総額の純変動	(372,335)	(41,329)	(5,190,939)	(576,194)
受益証券発行純収入	2,048,372	227,369	32,311,235	3,586,547
受益証券買戻支払金	(4,893,361)	(543,163)	(51,251,312)	(5,688,896)
宣言された当年度の分配金	—	—	(8,255,654)	(916,378)
期中純資産増加／（減少）額	(3,217,324)	(357,123)	(32,386,670)	(3,594,920)
期首現在純資産****	17,114,078	1,899,663	206,567,540	22,928,997
期末現在純資産	13,896,754	1,542,540	174,180,870	19,334,077
実現利益／（損失）の内訳***				
有価証券売却に係る実現利益	703	78	12,330,598	1,368,696
有価証券売却に係る実現（損失）	(931,681)	(103,417)	(7,925)	(880)
為替予約契約に係る実現利益	915,541	101,625	12,166,470	1,350,478
為替予約契約に係る実現（損失）	(1,604,209)	(178,067)	(21,728,124)	(2,411,822)

** 投資純利益／（損失）の計算については、運用計算書を参照のこと。

*** 計算の詳細については、実現利益／（損失）の内訳を参照のこと。

**** 期首現在残高は、2018年９月30日付の為替レートを用いて合算されたものである。2017年９月30日付の為替レートを用いて合算された同純資産は、436,818,787ユーロの数字として反映された。

***** 本項に示されている実現金額は、当期の投資水準における実現純損益の合計を表したものである。

注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
純資産変動計算書（続き）
2018年９月30日終了年度

	シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション		シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ イールド・エクイティ	
	ユーロ	千円	米ドル	千円
投資純利益／（損失）**	(218,069)	(27,695)	(1,093,086)	(121,333)
以下に係る実現純利益／（損失）***				
有価証券売却に係る実現純利益／（損失）	193,946	24,631	3,777,091	419,257
為替予約契約に係る実現純利益／（損失）	(5,983)	(760)	(215,791)	(23,953)
その他の純資産の外国為替に係る実現純利益／（損失）	17,266	2,193	79,257	8,798
実現純利益／（損失）	205,229	26,064	3,640,557	404,102
投資に係る未実現利益／（損失）の純変動	(638,189)	(81,050)	(23,493)	(2,608)
為替予約契約に係る未実現利益／（損失）の純変動	42,576	5,407	(1,502)	(167)
未実現利益／（損失）の純変動	(595,613)	(75,643)	(24,995)	(2,774)
運用による純資産総額の純変動	(608,453)	(77,274)	2,522,476	279,995
受益証券発行純収入	263,820	33,505	21,273,634	2,361,373
受益証券買戻支払金	(1,561,275)	(198,282)	(12,621,439)	(1,400,980)
宣言された当年度の分配金	(133,614)	(16,969)	(200,222)	(22,225)
期中純資産増加／（減少）額	(2,039,522)	(259,019)	10,974,449	1,218,164
期首現在純資産****	9,900,172	1,257,322	46,584,691	5,170,901
期末現在純資産	7,860,650	998,303	57,559,140	6,389,065
実現利益／（損失）の内訳***				
有価証券売却に係る実現利益	194,526	24,705	3,778,695	419,435
有価証券売却に係る実現（損失）	(580)	(74)	(1,604)	(178)
為替予約契約に係る実現利益	484,574	61,541	283,031	31,416
為替予約契約に係る実現（損失）	(490,557)	(62,301)	(498,822)	(55,369)

** 投資純利益／（損失）の計算については、運用計算書を参照のこと。

*** 計算の詳細については、実現利益／（損失）の内訳を参照のこと。

**** 期首現在残高は、2018年９月30日付の為替レートを用いて合算されたものである。2017年９月30日付の為替レートを用いて合算された同純資産は、436,818,787ユーロの数字として反映された。

***** 本項に示されている実現金額は、当期の投資水準における実現純損益の合計を表したものである。

注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
純資産変動計算書（続き）
2018年９月30日終了年度

	シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド		シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ ＢＲＩＣ・エクイティ	
	米ドル	千円	米ドル	千円
投資純利益／（損失）**	(680,214)	(75,504)	(841,481)	(93,404)
以下に係る実現純利益／（損失）***				
有価証券売却に係る実現純利益／（損失）	1,423,652	158,025	3,351,201	371,983
為替予約契約に係る実現純利益／（損失）	(191,163)	(21,219)	(428,489)	(47,562)
その他の純資産の外国為替に係る実現純利益／（損失）	88,173	9,787	197,601	21,934
実現純利益／（損失）	1,320,662	146,593	3,120,313	346,355
投資に係る未実現利益／（損失）の純変動	(1,387,913)	(154,058)	(1,580,677)	(175,455)
為替予約契約に係る未実現利益／（損失）の純変動	5,489	609	12,834	1,425
未実現利益／（損失）の純変動	(1,382,424)	(153,449)	(1,567,843)	(174,031)
運用による純資産総額の純変動	(741,976)	(82,359)	710,989	78,920
受益証券発行純収入	469,224	52,084	4,116,124	456,890
受益証券買戻支払金	(4,170,531)	(462,929)	(7,967,561)	(884,399)
宣言された当年度の分配金	(881,449)	(97,841)	―	―
期中純資産増加／（減少）額	(5,324,732)	(591,045)	(3,140,448)	(348,590)
期首現在純資産****	34,490,721	3,828,470	33,193,069	3,684,431
期末現在純資産	29,165,989	3,237,425	30,052,621	3,335,841
実現利益／（損失）の内訳***				
有価証券売却に係る実現利益	1,424,938	158,168	3,352,594	372,138
有価証券売却に係る実現（損失）	(1,286)	(143)	(1,393)	(155)
為替予約契約に係る実現利益	309,774	34,385	849,268	94,269
為替予約契約に係る実現（損失）	(500,937)	(55,604)	(1,277,757)	(141,831)

** 投資純利益／（損失）の計算については、運用計算書を参照のこと。

*** 計算の詳細については、実現利益／（損失）の内訳を参照のこと。

**** 期首現在残高は、2018年９月30日付の為替レートを用いて合算されたものである。2017年９月30日付の為替レートを用いて合算された同純資産は、436,818,787ユーロの数字として反映された。

***** 本項に示されている実現金額は、当期の投資水準における実現純損益の合計を表したものである。

注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
純資産変動計算書（続き）
2018年９月30日終了年度

	シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド		シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ	
	米ドル	千円	米ドル	千円
投資純利益／（損失）**	(189,379)	(21,021)	(790,337)	(87,727)
以下に係る実現純利益／（損失）***				
有価証券売却に係る実現純利益／（損失）	399,320	44,325	2,233,571	247,926
為替予約契約に係る実現純利益／（損失）	(44,999)	(4,995)	(309,043)	(34,304)
その他の純資産の外国為替に係る実現純利益／（損失）	20,299	2,253	142,331	15,799
実現純利益／（損失）	374,620	41,583	2,066,859	229,421
投資に係る未実現利益／（損失）の純変動	(651,033)	(72,265)	(339,295)	(37,662)
為替予約契約に係る未実現利益／（損失）の純変動	1,555	173	1,338	149
未実現利益／（損失）の純変動	(649,478)	(72,092)	(337,957)	(37,513)
運用による純資産総額の純変動	(464,237)	(51,530)	938,565	104,181
受益証券発行純収入	318,338	35,336	5,244,351	582,123
受益証券買戻支払金	(1,505,400)	(167,099)	(2,787,140)	(309,373)
宣言された当年度の分配金	—	—	—	—
期中純資産増加／（減少）額	(1,651,299)	(183,294)	3,395,776	376,931
期首現在純資産****	8,440,857	936,935	27,986,288	3,106,478
期末現在純資産	6,789,558	753,641	31,382,064	3,483,409
実現利益／（損失）の内訳***				
有価証券売却に係る実現利益	400,052	44,406	2,234,409	248,019
有価証券売却に係る実現（損失）	(732)	(81)	(838)	(93)
為替予約契約に係る実現利益	74,241	8,241	537,804	59,696
為替予約契約に係る実現（損失）	(119,240)	(13,236)	(846,847)	(94,000)

** 投資純利益／（損失）の計算については、運用計算書を参照のこと。

*** 計算の詳細については、実現利益／（損失）の内訳を参照のこと。

**** 期首現在残高は、2018年９月30日付の為替レートを用いて合算されたものである。2017年９月30日付の為替レートを用いて合算された同純資産は、436,818,787ユーロの数字として反映された。

***** 本項に示されている実現金額は、当期の投資水準における実現純損益の合計を表したものである。

注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
純資産変動計算書（続き）
2018年９月30日終了年度

	合計*	
	ユーロ	千円
投資純利益／（損失） **	(8,782,950)	(1,115,435)
以下に係る実現純利益／（損失） ***		
有価証券売却に係る実現純利益／（損失）	25,282,018	3,210,816
為替予約契約に係る実現純利益／（損失）	(9,883,617)	(1,255,219)
その他の純資産の外国為替に係る実現純利益／（損失）	3,815,387	484,554
実現純利益／（損失）	19,213,788	2,440,151
投資に係る未実現利益／（損失）の純変動	(15,082,538)	(1,915,482)
為替予約契約に係る未実現利益／（損失）の純変動	655,880	83,297
未実現利益／（損失）の純変動	(14,426,658)	(1,832,186)
運用による純資産総額の純変動	(3,995,820)	(507,469)
受益証券発行純収入	79,271,077	10,067,427
受益証券買戻支払金	(90,133,345)	(11,446,935)
宣言された当年度の分配金	(8,193,454)	(1,040,569)
期中純資産増加／（減少）額	(23,051,542)	(2,927,546)
期首現在純資産****	443,500,684	56,324,587
期末現在純資産	420,449,142	53,397,041
実現利益／（損失）の内訳***		
有価証券売却に係る実現利益	26,100,269	3,314,734
有価証券売却に係る実現（損失）	(818,251)	(103,918)
為替予約契約に係る実現利益	16,552,490	2,102,166
為替予約契約に係る実現（損失）	(26,436,107)	(3,357,386)

* ユーロで表示されている純資産変動計算書の合計に関して、ユーロ以外の通貨で表示された資産および負債は、2018年９月30日における下記の為替レートで換算されている。

１ユーロ＝1.158499977米ドル

** 投資純利益／（損失）の計算については、運用計算書を参照のこと。
*** 計算の詳細については、実現利益／（損失）の内訳を参照のこと。
**** 期首現在残高は、2018年９月30日付の為替レートを用いて合算されたものである。2017年９月30日付の為替レートを用いて合算された同純資産は、436,818,787ユーロの数字として反映された。
***** 本項に示されている実現金額は、当期の投資水準における実現純損益の合計を表したものである。

注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
運用成績一覧表
2018年９月30日現在
（未監査）

サブ・ファンド*	クラス（通貨）	１年間（%）	２年間（%）	３年間（%）	設定来（%）
シュローダー・セレクション（設定日：2002年12月20日）	ユーロ・シリーズ　ユーロ・バランス				
	クラスA（ユーロ）受益証券	(1.43)	8.96	12.43	134.95
	クラスA（円）受益証券	(0.96)	9.94	14.15	105.70
シュローダー・セレクション（設定日：2002年12月20日）	ユーロ・シリーズ　ユーロ・ボンド				
	クラスA（ユーロ）受益証券	(0.50)	(3.01)	2.46	74.38
	クラスA（円）受益証券	(0.21)	(2.51)	3.10	39.90
シュローダー・セレクション（設定日：2002年12月20日）	ユーロ・シリーズ　ユーロ・エクイティ				
	クラスA（ユーロ）受益証券	(1.96)	18.55	20.41	173.33
	クラスA（円）受益証券	(1.45)	19.99	23.03	157.50
シュローダー・セレクション（設定日：2016年４月12日）	ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・オポチュニティ				
	クラスA（ユーロ）受益証券	(3.56)	9.35	－	8.78
	クラスA（円）受益証券	(3.06)	10.46	－	10.90
	クラスA（米ドル）受益証券	(1.21)	13.71	－	14.02
シュローダー・セレクション（設定日：2010年３月31日）	グローバル・シリーズ　コモディティ				
	クラスA（豪ドル）受益証券	(0.81)	(5.43)	(7.08)	(42.52)
	クラスA（ユーロ）受益証券	(3.20)	(9.90)	(13.29)	(54.59)
	クラスA（円）受益証券	(2.67)	(9.21)	(11.92)	(52.70)
	クラスA（米ドル）受益証券	(0.48)	(5.58)	(7.79)	(49.90)

* 運用成績一覧表にあるすべてのデータは、費用を控除し税金を加算した分配金が調整された純資産ベース（ビット・トゥ・ビット）である。「設定来」とは、サブ・ファンドの設定日をいう。過去の運用成績は、将来の成績や受益証券の価格に対する信頼性のある指標となるものではなく、そこから生じる収益は増減する可能性があり、また、投資家は投資元本額を取り戻せないことがある。

シュローダー・セレクション
運用成績一覧表（続き）
2018年９月30日現在
（未監査）

サブ・ファンド*	クラス（通貨）	１年間（%）	２年間（%）	３年間（%）	設定来（%）
シュローダー・セレクション（設定日：2009年５月28日）	グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールド				
	クラスA（豪ドル）受益証券	0.50	9.54	20.72	130.98
	クラスA（ユーロ）受益証券	(1.95)	4.17	11.91	76.05
	クラスA（円）受益証券	(1.67)	4.69	12.85	76.50
	クラスA（米ドル）受益証券	0.47	8.68	18.01	87.50
	クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券	1.49	21.86	11.41	120.29
	クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	0.50	9.53	20.68	133.38
	クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	(1.92)	4.18	11.93	77.28
	クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	0.48	8.69	18.03	91.22
シュローダー・セレクション（設定日：2005年９月30日）	グローバル・シリーズ　ウェルス・プリザベーション				
	クラスA（豪ドル）受益証券	(4.89)	(4.34)	9.23	57.41
	クラスA（ユーロ）受益証券	(7.15)	(8.77)	1.65	10.42
	クラスA（円）受益証券	(6.91)	(8.30)	2.50	(1.70)
	クラスA（米ドル）受益証券	(4.82)	(4.91)	7.42	16.94
	クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	(7.16)	(8.76)	1.64	10.42
	クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券	(8.20)	5.97	(0.68)	6.21
シュローダー・セレクション（設定日：2006年７月31日）	グローバル・シリーズ　イールド・エクイティ				
	クラスA（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	15.20	37.46	33.53	72.00
	クラスA（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	8.25	25.21	32.62	78.75
	クラスA（円）受益証券	3.73	25.54	32.57	44.50
	クラスA（米ドル）受益証券	6.02	29.81	37.24	62.62
	クラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	15.20	37.45	33.50	71.64
	クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	8.27	25.22	32.63	78.36
	クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券	7.10	45.41	29.48	60.74
	クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	6.01	29.79	37.23	62.61

* 運用成績一覧表にあるすべてのデータは、費用を控除し税金を加算した分配金が調整された純資産ベース（ビット・トゥ・ビット）である。「設定来」とは、サブ・ファンドの設定日をいう。過去の運用成績は、将来の成績や受益証券の価格に対する信頼性のある指標となるものではなく、そこから生じる収益は増減する可能性があり、また、投資家は投資元本額を取り戻せないことがある。

シュローダー・セレクション
運用成績一覧表（続き）
2018年９月30日現在
（未監査）

サブ・ファンド*	クラス（通貨）	１年間（%）	２年間（%）	３年間（%）	設定来（%）
シュローダー・セレクション（設定日：2004年４月27日）	ニューマーケット・シリーズ　アジア・ボンド				
	クラスA（円）受益証券	(4.31)	(5.42)	(2.49)	(2.20)
	クラスA（米ドル）受益証券	(2.13)	(1.80)	2.22	26.29
	クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券	(1.31)	9.90	(3.56)	29.43
	クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	(2.12)	(1.80)	2.23	26.08
シュローダー・セレクション（設定日：2006年７月31日）	ニューマーケット・シリーズ　ＢＲＩＣ・エクイティ				
	クラスA（円）受益証券	0.20	23.25	44.52	51.60
	クラスA（米ドル）受益証券	2.41	27.86	50.24	66.74
シュローダー・セレクション（設定日：2004年４月27日）	ニューマーケット・シリーズ　エマージング・ボンド				
	クラスA（円）受益証券	(8.04)	(6.86)	(0.28)	8.70
	クラスA（米ドル）受益証券	(5.89)	(3.13)	4.76	40.32
シュローダー・セレクション（設定日：2004年４月27日）	ニューマーケット・シリーズ　グレーター・チャイナ・エクイティ				
	クラスA（円）受益証券	2.30	26.49	54.84	269.60
	クラスA（米ドル）受益証券	4.44	30.99	60.98	338.94

* 運用成績一覧表にあるすべてのデータは、費用を控除し税金を加算した分配金が調整された純資産ベース（ビット・トゥ・ビット）である。「設定来」とは、サブ・ファンドの設定日をいう。過去の運用成績は、将来の成績や受益証券の価格に対する信頼性のある指標となるものではなく、そこから生じる収益は増減する可能性があり、また、投資家は投資元本額を取り戻せないことがある。

次へ

財務書類に対する注記
2018年９月30日現在

ファンド

ファンドは、ルクセンブルグの2010年12月17日法（「2010年法」）のパートⅡの規定により規制される投資信託としての要件を充足する。

ファンドは、設定日である2002年12月20日から無期限で設立されており、各サブ・ファンドについて、複数のクラス受益証券の追加発行が可能である。

クラス受益証券

投資可能なクラス受益証券は下記に表示される。

サブ・ファンド	クラス受益証券*
シュローダー・セレクション　ユーロ・シリーズ　ユーロ・バランス	クラスA（ユーロ）受益証券
	クラスA（円）受益証券
シュローダー・セレクション　ユーロ・シリーズ　ユーロ・ボンド	クラスA（ユーロ）受益証券
	クラスA（円）受益証券
シュローダー・セレクション　ユーロ・シリーズ	クラスA（ユーロ）受益証券
ユーロ・エクイティ	クラスA（円）受益証券
シュローダー・セレクション　ユーロ・シリーズ	クラスA（ユーロ）受益証券
ヨーロピアン・オポチュニティ	クラスA（円）受益証券
	クラスA（米ドル）受益証券
シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ　コモディティ	クラスA（豪ドル）受益証券
	クラスA（ユーロ）受益証券
	クラスA（円）受益証券
	クラスA（米ドル）受益証券
シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ	クラスA（豪ドル）受益証券
グローバル・ハイイールド	クラスA（ユーロ）受益証券
	クラスA（円）受益証券
	クラスA（米ドル）受益証券
	クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券
	クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券
	クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）受益証券
	クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券

サブ・ファンド	クラス受益証券＊
シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション	クラスA（豪ドル）受益証券 クラスA（ユーロ）受益証券 クラスA（円）受益証券 クラスA（米ドル）受益証券 クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券 クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）受益証券
シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ イールド・エクイティ	クラスA（円）受益証券 クラスA（米ドル）受益証券 クラスA（豪ドル　ヘッジなし）受益証券 クラスA（ユーロ　ヘッジなし）受益証券 クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券 クラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）受益証券 クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）受益証券 クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）受益証券
シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド	クラスA（円）受益証券 クラスA（米ドル）受益証券 クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）受益証券 クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券
シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ ＢＲＩＣ・エクイティ	クラスA（円）受益証券 クラスA（米ドル）受益証券
シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド	クラスA（円）受益証券 クラスA（米ドル）受益証券
シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ	クラスA（円）受益証券 クラスA（米ドル）受益証券

＊　基準通貨建のクラスおよび「ヘッジなし」の記載があるクラスを除くすべてのクラスは、ヘッジありのクラスである。

日本円建てまたは豪ドル建てによるファンドのすべての基準通貨建て以外の通貨建てのクラス受益証券に関して、サブ・ファンドの投資対象ファンドへの投資は、ユーロまたは米ドルにより行われる。通常の状況下において、ファンドは受領したすべての基準通貨建て以外の通貨建てのクラス受益証券を投資目的でユーロまたは米ドルに転換し、また、受益者が受益証券の買戻しを行う時に、適宜ユーロまたは米ドルをすべての基準通貨建て以外の通貨建てのクラス受益証券に転換する。かかる通貨換算に関して発生する費用は、各サブ・ファンドのすべての基準通貨建て以外の通貨建てのクラス受益証券に按分して配分される。

さらに、投資対象ファンドが、特定のクラス受益証券の基準通貨建てではない証券または通貨を保有する限り、かかるクラス受益証券の評価価格は、現地通貨の当該クラス受益証券の基準通貨に対する当該通貨の価値により影響される。

管理会社は、すべての基準通貨建て以外の通貨建てのクラス受益証券のユーロまたは米ドルに対するリスクへのヘッジを提供することを意図した技法および手段を採用することができる。管理会社は、為替リスクに対するヘッジを試みるが、すべての基準通貨建て以外の通貨建てのクラス受益証券の評価価格が日本円または豪ドルのユーロまたは米ドルに対する価値により影響されないという保証はない。円建ておよび豪ドル建てクラス受益証券は、当該ヘッジ技法に関連するあらゆる費用を別々に負担する。当該ヘッジ取引の結果として各クラス受益証券に生じるすべての利益または損失は、関連クラス受益証券に帰するものとされる。

当初販売手数料および販売報酬

受益証券	当初販売手数料および販売報酬
クラスA受益証券およびクラスA毎月分配型受益証券	１口当たり純資産価格の6.25%を上限とする当初販売手数料が課される。販売報酬は発生しない。

最低購入価格、最低追加購入価格および最低保有額

サブ・ファンド名	最低購入価格、最低追加購入価格および最低保有額
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ	すべてのクラス受益証券に関する、最低購入価格、最低追加購入価格および最低保有額は、1,000ユーロまたは100,000円である。
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ　ヨーロピアン・オポチュニティ	すべてのクラス受益証券に関する、最低購入価格、最低追加購入価格および最低保有額は、1,000米ドル、1,000ユーロ、または100,000円である。
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ	すべてのクラス受益証券に関する、最低購入価格、最低追加購入価格および最低保有額は、3,000米ドル、3,000ユーロ、3,000豪ドルまたは500,000円である。
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ	すべてのクラス受益証券に関する、最低購入価格、最低追加購入価格および最低保有額は、3,000米ドルまたは500,000円である。

上記の限度は、管理会社の裁量により放棄されることがある。

保管報酬および管理事務報酬

保管受託銀行およびファンド事務代行会社は、ルクセンブルグの通常の慣行に従い、ファンドの純資産から、提供された関連サービスに対する報酬を毎月受領する権利を有する。

純資産価額

１口当たり純資産価格の計算

各クラスの受益証券の１口当たり純資産価格（「純資産価格」）は、各取引日に、当該クラスの通貨建てで計算される。各クラスの受益証券の１口当たり純資産価格は、各クラスに帰属する純資産価額（当該クラスの資産から負債を控除した額に比例する金額）を、当該クラスの当該時点での発行口数で割ることにより計算される。

資産総額の評価に適用される規則に係るさらなる詳細は、現行の目論見書に記載されている。

各サブ・ファンドの資産は、当該サブ・ファンドの受益者の利益のためにのみ投資されるものとし、また、特定のサブ・ファンドの資産は、当該サブ・ファンドの負債、コミットメントおよび債務に対してのみ会計処理されるものとする。

ファンド資産の評価

手元現金または現金預金、為替手形および一覧払い約束手形、売掛金、前払費用、上記の通り宣言または発生したが受領されていない現金配当および利息の評価額は、その全額が支払われないかまたは受領されな

い場合（かかる場合は、その評価額は、管理会社がその真の価値を反映する適切な割引を行った後の価額となる。）を除き、その全額とみなされる。

サブ・ファンドの投資対象が証券取引所に上場されており、かつかかる投資対象が上場されている証券取引所以外のマーケット・メーカーにより取引されている場合、管理会社は、当該投資対象の主たる市場を決定し、当該投資対象は、かかる市場における入手可能な最終価格で評価される。いずれの証券取引所においても取引されていないが、その他の規制市場において取引されている有価証券は、前述の段落において記載されている方法にできる限り類似した方法で評価される。

オープン・エンド型投資信託の受益証券は、最終報告純資産価格を基準として評価される。最終報告純資産価格は、管理会社により決定される調整方法により、報告日以降の相場変動を反映すべく調整されることがある。

その他のすべての資産および負債は、一般に認められている評価原則および手続に従い、管理会社により誠実に決定される各々の適正価額で評価される。

ファンドの創立費（印刷費、旅費等の費用、法的費用を含む。）は、５年を超えない期間にわたり償却される。基準通貨建てではないすべての資産および負債は、評価時点またはその近い時点の当該通貨の外国為替市場の実勢レートを参考に換算されるものとする。

基準通貨建てではない投資対象の取得原価、収入および支出は、取引日における優勢な為替レートにより換算されている。これらの項目の取引により生じる為替差損益は、運用結果の決定において考慮される。

為替レート

2018年９月30日現在の財務書類において、ユーロで合算された合計の計算に使用された為替レートは、１ユーロ＝1.158499977米ドルである。

サブ・ファンドに関する変更

対象年度中の各サブ・ファンドの購入および販売の総額を明記したリストは、管理会社の登記上の事務所において、請求することにより無償で入手できる。

投資有価証券売却に係る実現損益

投資有価証券売却に係る実現損益は、通常、平均原価ベースで決定され、取引費用を含む。

為替予約契約

未決済の為替予約契約は、当該契約の満期に適用される先渡交換レートを参照し、純資産計算日における最終入手可能価格で評価された。未実現利益／（損失）は、純資産計算書の「為替予約契約に係る未実現純利益／（損失）」において表示されている。

取引費用の開示

取引費用としては、ブローカーへの手数料および譲渡性のある有価証券の売買に関する税金がある。サブ・ファンドは、その純資産を名義書換事務代行会社を通じて、他のルクセンブルグのアンブレラ型投資信託、すなわち譲渡性のある有価証券を投資対象とする投資信託であるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドまたは投資信託であるシュローダー・オルタナティブ・ソリューションズ（「投資先ファンド」）のいずれかに投資するため、保管報酬は常にゼロで表示される。したがって、ブローカー手数料は、いずれのサブ・ファンドに対しても課せられていない。

税制

ルクセンブルグの法律に基づき、各サブ・ファンドは、その純資産額に対して課せられる、年率0.05%の資本税の対象である。かかる税金は、四半期毎に後払いで、当該四半期末のサブ・ファンドの純資産額に基づいて計算され、支払われる。しかしながら、かかる資本税がすでに支払われた他のルクセンブルグの投資信託に対して投資されたサブ・ファンドの純資産額に対しては、いかなる資本税も課せられない。

現金担保の再投資

取引相手方リスク軽減目的において、ヘッジクラス受益証券に関連した通貨ヘッジ取引を行うファンドは、取引相手方から日次ベースで現金担保を支払うかまたは受領することにより、為替予約取引の残存期間にわたってエクスポージャーを軽減する。

投資運用会社は、ファンドの投資目的に沿った通貨ヘッジに関連し、取引相手方から受領した現金担保を再投資することができる。

為替予約契約の満期日に受領したまたは支払った担保は、純資産計算書の「通貨ヘッジクラスの為替予約担保未収金／未払金」において表示されている。未収または未払の担保コールは、純資産計算書の「通貨ヘッジクラスの為替予約担保コール未収金／未払金（純額）」において表示されている。

為替予約契約

未決済の為替予約契約は、当該契約の残存期間において適用される先渡交換レートを参照し、純資産計算日における最終入手可能価格で評価された。未実現利益／（損失）は、純資産計算書の「為替予約契約に係る未実現純利益／（損失）」において表示されている。2018年９月30日において、以下のサブ・ファンドが為替予約契約を締結している。

購入通貨		売却通貨		満期日	未実現利益／（損失）	
シュローダー・セレクション　ユーロ・シリーズ　ユーロ・バランス						
ヘッジクラス受益証券						
日本円	670,057,200	ユーロ	5,045,447	2018年10月31日		54,740
					ユーロ	54,740
シュローダー・セレクション　ユーロ・シリーズ　ユーロ・ボンド						
ヘッジクラス受益証券						
日本円	420,301,800	ユーロ	3,164,820	2018年10月31日		34,337
					ユーロ	34,337
シュローダー・セレクション　ユーロ・シリーズ　ユーロ・エクイティ						
ヘッジクラス受益証券						
日本円	1,002,202,600	ユーロ	7,546,461	2018年10月31日		81,875
					ユーロ	81,875

購入通貨		売却通貨		満期日	未実現利益／（損失）	
シュローダー・セレクション　ユーロ・シリーズ　ヨーロピアン・オポチュニティ						
ヘッジクラス受益証券						
日本円	77,841,000	ユーロ	586,133	2018年10月31日		6,359
米ドル	4,687,300	ユーロ	4,006,240	2018年10月４日		39,134
米ドル	1,904,600	ユーロ	1,617,381	2018年10月11日		25,473
					ユーロ	70,966
シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ　コモディティ						
ヘッジクラス受益証券						
豪ドル	4,033,500	米ドル	2,921,891	2018年10月31日		(9,024)
ユーロ	11,000	米ドル	13,057	2018年11月21日		(262)
ユーロ	15,000	米ドル	17,557	2018年12月20日		(60)
ユーロ	421,300	米ドル	491,330	2019年１月10日		1,106
ユーロ	10,400	米ドル	12,326	2019年１月17日		(162)
ユーロ	469,700	米ドル	558,866	2019年２月７日		(8,517)
ユーロ	16,300	米ドル	19,409	2019年２月14日		(298)
日本円	279,537,400	米ドル	2,483,199	2018年10月31日		(12,460)
					米ドル	(29,677)
シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールド						
ヘッジクラス受益証券						
豪ドル	78,808,900	米ドル	57,089,325	2018年10月31日		(176,012)
ユーロ	2,899,300	米ドル	3,431,107	2018年10月25日		(66,040)
ユーロ	153,100	米ドル	182,141	2018年10月31日		(4,359)
ユーロ	210,200	米ドル	249,285	2018年11月29日		(4,621)
ユーロ	10,225,300	米ドル	12,072,623	2018年12月６日		(162,553)
ユーロ	895,200	米ドル	1,044,004	2019年１月10日		2,351
ユーロ	355,900	米ドル	423,460	2019年２月７日		(6,451)
日本円	996,501,900	米ドル	8,852,302	2018年10月31日		(44,548)
					米ドル	(462,233)
シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ　ウェルス・プリザベーション						
ヘッジクラス受益証券						
豪ドル	547,800	ユーロ	336,378	2018年10月31日		4,303
日本円	159,004,100	ユーロ	1,197,281	2018年10月31日		12,990
米ドル	1,023,600	ユーロ	869,238	2018年10月11日		13,690
					ユーロ	30,983
シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ　イールド・エクイティ						
ヘッジクラス受益証券						
日本円	395,660,300	米ドル	3,514,800	2018年10月31日		(17,688)
					米ドル	(17,688)
シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ　アジア・ボンド						
ヘッジクラス受益証券						
日本円	353,086,300	米ドル	3,136,599	2018年10月31日		(15,784)
					米ドル	(15,784)

購入通貨		売却通貨		満期日	未実現利益／（損失）
シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ　ＢＲＩＣ・エクイティ					
ヘッジクラス受益証券					
日本円	820,381,600	米ドル	7,287,759	2018年10月31日	(36,675)
				米ドル	(36,675)
シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ　エマージング・ボンド					
ヘッジクラス受益証券					
日本円	80,228,700	米ドル	712,702	2018年10月31日	(3,587)
				米ドル	(3,587)
シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ　グレーター・チャイナ・エクイティ					
ヘッジクラス受益証券					
日本円	626,187,600	米ドル	5,561,925	2018年10月31日	(27,258)
				米ドル	(27,258)

為替予約契約の取引相手方

ファンド	取引相手方	未実現利益／（損失）
シュローダー・セレクション　ユーロ・シリーズ　ユーロ・バランス		
	バンク・オブ・アメリカ	29,666
	ＨＳＢＣ	25,074
	ユーロ	54,740
シュローダー・セレクション　ユーロ・シリーズ　ユーロ・ボンド		
	バンク・オブ・アメリカ	25,918
	ＨＳＢＣ	8,419
	ユーロ	34,337
シュローダー・セレクション　ユーロ・シリーズ　ユーロ・エクイティ		
	バンク・オブ・アメリカ	54,986
	ＨＳＢＣ	26,889
	ユーロ	81,875
シュローダー・セレクション　ユーロ・シリーズ　ヨーロピアン・オポチュニティ		
	バンク・オブ・アメリカ	39,201
	ＨＳＢＣ	31,765
	ユーロ	70,966
シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ　コモディティ		
	バンク・オブ・アメリカ	(24,546)
	ＨＳＢＣ	(5,131)
	米ドル	(29,677)

ファンド	取引相手方		未実現利益／（損失）
シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールド			
	バンク・オブ・アメリカ		(192,959)
	ＨＳＢＣ		(269,274)
		米ドル	(462,233)
シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ　ウェルス・プリザベーション			
	バンク・オブ・アメリカ		695
	ＨＳＢＣ		30,288
		ユーロ	30,983
シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ　イールド・エクイティ			
	バンク・オブ・アメリカ		(9,978)
	ＨＳＢＣ		(7,710)
		米ドル	(17,688)
シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ　アジア・ボンド			
	バンク・オブ・アメリカ		(2,303)
	ＨＳＢＣ		(13,481)
		米ドル	(15,784)
シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ　ＢＲＩＣ・エクイティ			
	バンク・オブ・アメリカ		(3,901)
	ＨＳＢＣ		(32,774)
		米ドル	(36,675)
シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ　エマージング・ボンド			
	バンク・オブ・アメリカ		(422)
	ＨＳＢＣ		(3,165)
		米ドル	(3,587)
シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ　グレーター・チャイナ・エクイティ			
	バンク・オブ・アメリカ		(6,202)
	ＨＳＢＣ		(21,056)
		米ドル	(27,258)

管理報酬

管理会社は、ファンドの各サブ・ファンドの純資産額から報酬を受領する権利を有する。報酬は、毎月支払われる。対象年度中のレートは、以下に表示される。

サブ・ファンド	管理報酬
シュローダー・セレクション　ユーロ・シリーズ　ユーロ・バランス	1.20%
シュローダー・セレクション　ユーロ・シリーズ　ユーロ・ボンド	0.95%
シュローダー・セレクション　ユーロ・シリーズ　ユーロ・エクイティ	1.45%
シュローダー・セレクション　ユーロ・シリーズ　ヨーロピアン・オポチュニティ	1.45%
シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ　コモディティ	1.50%
シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールド	1.15%
シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ　ウェルス・プリザベーション	1.40%
シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ　イールド・エクイティ	1.20%
シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ　アジア・ボンド	1.20%
シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ　ＢＲＩＣ・エクイティ	1.45%
シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ　エマージング・ボンド	1.40%
シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ　グレーター・チャイナ・エクイティ	1.45%

年率0.05%の代行協会員報酬は、管理報酬より支払われる。

これらの報酬は、管理会社の裁量により一部放棄されることがある。

シュローダー・セレクション　ユーロ・シリーズ　ユーロ・ボンドについては、当面、管理報酬と（以下に定義される）受益者サービス報酬の年率合計を1.25%とするため、管理会社は各報酬の一部を放棄する。

シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールドについては、当面、管理報酬と（以下に定義される）受益者サービス報酬の年率合計を1.60%とするため、管理会社は各報酬の一部を放棄する。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドまたはシュローダー・オルタナティブ・ソリューションズにかかるすべての原資産は、管理報酬が発生しないＩクラスまたはXクラスであることに留意のこと。

受益者サービス報酬

管理会社であるシュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）エス・エイは、ファンドのすべてのサブ・ファンドの純資産額から受益者サービス報酬を受領する権利を有する。報酬は、毎月支払われる。料率の上限は、以下に表示される。

サブ・ファンド	受益者サービス報酬
シュローダー・セレクション　ユーロ・シリーズ　ユーロ・バランス	0.80%
シュローダー・セレクション　ユーロ・シリーズ　ユーロ・ボンド	0.65%
シュローダー・セレクション　ユーロ・シリーズ　ユーロ・エクイティ	0.90%
シュローダー・セレクション　ユーロ・シリーズ　ヨーロピアン・オポチュニティ	0.90%
シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ　コモディティ	0.90%
シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールド	0.75%
シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ　ウェルス・プリザベーション	0.90%
シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ　イールド・エクイティ	0.80%
シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ　アジア・ボンド	0.80%
シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ　ＢＲＩＣ・エクイティ	0.90%
シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ　エマージング・ボンド	0.90%
シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ　グレーター・チャイナ・エクイティ	0.90%

これらの報酬は、管理会社の裁量により一部放棄されることがある。シュローダー・セレクション　ユーロ・シリーズ　ユーロ・ボンドおよびシュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールドのサブ・ファンドの報酬については、管理報酬に関する項を参照のこと。

分配金

取締役は、当期中において、以下の分配金を宣言した。

基準日	落ち日	払込日	サブ・ファンド／クラス	通貨	1口当たり分配金
2017年10月５日	2017年10月６日	2017年10月18日			
			シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ		
			アジア・ボンド　クラスA毎月分配型	米ドル	0.040
			シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ		
			アジア・ボンド　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	4.000
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			ウェルス・プリザベーション　クラスA毎月分配型	ユーロ	0.030
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			ウェルス・プリザベーション　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	3.000
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型	米ドル	0.025
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型	ユーロ	0.025
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型	豪ドル	0.025
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	2.500
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型	米ドル	0.070
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型	ユーロ	0.070
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	7.000
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型	豪ドル	0.080
2017年11月６日	2017年11月７日	2017年11月16日			
			シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ		
			アジア・ボンド　クラスA毎月分配型	米ドル	0.040
			シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ		
			アジア・ボンド　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	4.000
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			ウェルス・プリザベーション　クラスA毎月分配型	ユーロ	0.030
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			ウェルス・プリザベーション　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	3.000
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型	米ドル	0.025
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型	ユーロ	0.025
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型	豪ドル	0.025
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	2.500
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型	米ドル	0.070
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型	ユーロ	0.070
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	7.000
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型	豪ドル	0.080

基準日	落ち日	払込日	サブ・ファンド／クラス	通貨	1口当たり分配金
2017年12月５日	2017年12月６日	2017年12月15日			
			シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ		
			アジア・ボンド　クラスA毎月分配型	米ドル	0.040
			シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ		
			アジア・ボンド　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	4.000
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			ウェルス・プリザベーション　クラスA毎月分配型	ユーロ	0.030
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			ウェルス・プリザベーション　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	3.000
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型	米ドル	0.025
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型	ユーロ	0.025
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型	豪ドル	0.025
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	2.500
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型	米ドル	0.070
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型	ユーロ	0.070
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	7.000
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型	豪ドル	0.080
2018年１月９日	2018年１月10日	2018年１月19日			
			シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ		
			アジア・ボンド　クラスA毎月分配型	米ドル	0.040
			シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ		
			アジア・ボンド　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	4.000
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			ウェルス・プリザベーション　クラスA毎月分配型	ユーロ	0.030
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			ウェルス・プリザベーション　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	3.000
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型	米ドル	0.025
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型	ユーロ	0.025
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型	豪ドル	0.025
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	2.500
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型	米ドル	0.070
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型	ユーロ	0.070
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	7.000
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型	豪ドル	0.080

基準日	落ち日	払込日	サブ・ファンド／クラス	通貨	1口当たり分配金
2018年２月５日	2018年２月６日	2018年２月16日			
			シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ		
			アジア・ボンド　クラスA毎月分配型	米ドル	0.040
			シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ		
			アジア・ボンド　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	4.000
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			ウェルス・プリザベーション　クラスA毎月分配型	ユーロ	0.030
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			ウェルス・プリザベーション　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	3.000
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型	米ドル	0.025
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型	ユーロ	0.025
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型	豪ドル	0.025
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	2.500
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型	米ドル	0.070
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型	ユーロ	0.070
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	7.000
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型	豪ドル	0.080
2018年３月５日	2018年３月６日	2018年３月15日			
			シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ		
			アジア・ボンド　クラスA毎月分配型	米ドル	0.040
			シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ		
			アジア・ボンド　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	4.000
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			ウェルス・プリザベーション　クラスA毎月分配型	ユーロ	0.030
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			ウェルス・プリザベーション　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	3.000
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型	米ドル	0.025
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型	ユーロ	0.025
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型	豪ドル	0.025
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	2.500
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型	米ドル	0.070
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型	ユーロ	0.070
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	7.000
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型	豪ドル	0.080

基準日	落ち日	払込日	サブ・ファンド／クラス	通貨	1口当たり分配金
2018年４月５日	2018年４月６日	2018年４月17日			
			シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ		
			アジア・ボンド　クラスA毎月分配型	米ドル	0.040
			シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ		
			アジア・ボンド　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	4.000
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			ウェルス・プリザベーション　クラスA毎月分配型	ユーロ	0.030
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			ウェルス・プリザベーション　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	3.000
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型	米ドル	0.025
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型	ユーロ	0.025
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型	豪ドル	0.025
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	2.500
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型	米ドル	0.070
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型	ユーロ	0.070
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	7.000
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型	豪ドル	0.080
2018年５月７日	2018年５月８日	2018年５月18日			
			シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ		
			アジア・ボンド　クラスA毎月分配型	米ドル	0.040
			シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ		
			アジア・ボンド　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	4.000
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			ウェルス・プリザベーション　クラスA毎月分配型	ユーロ	0.030
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			ウェルス・プリザベーション　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	3.000
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型	米ドル	0.025
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型	ユーロ	0.025
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型	豪ドル	0.025
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	2.500
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型	米ドル	0.070
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型	ユーロ	0.070
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	7.000
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型	豪ドル	0.080

基準日	落ち日	払込日	サブ・ファンド／クラス	通貨	1口当たり分配金
2018年６月５日	2018年６月６日	2018年６月15日			
			シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ		
			アジア・ボンド　クラスA毎月分配型	米ドル	0.040
			シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ		
			アジア・ボンド　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	4.000
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			ウェルス・プリザベーション　クラスA毎月分配型	ユーロ	0.030
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			ウェルス・プリザベーション　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	3.000
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型	米ドル	0.025
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型	ユーロ	0.025
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型	豪ドル	0.025
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	2.500
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型	米ドル	0.070
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型	ユーロ	0.070
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	7.000
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型	豪ドル	0.080
2018年７月５日	2018年７月６日	2018年７月18日			
			シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ		
			アジア・ボンド　クラスA毎月分配型	米ドル	0.040
			シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ		
			アジア・ボンド　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	4.000
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			ウェルス・プリザベーション　クラスA毎月分配型	ユーロ	0.030
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			ウェルス・プリザベーション　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	3.000
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型	米ドル	0.025
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型	ユーロ	0.025
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型	豪ドル	0.025
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	2.500
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型	米ドル	0.070
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型	ユーロ	0.070
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	7.000
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型	豪ドル	0.080

基準日	落ち日	払込日	サブ・ファンド／クラス	通貨	1口当たり分配金
2018年８月６日	2018年８月７日	2018年８月17日			
			シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ		
			アジア・ボンド　クラスA毎月分配型	米ドル	0.040
			シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ		
			アジア・ボンド　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	4.000
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			ウェルス・プリザベーション　クラスA毎月分配型	ユーロ	0.030
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			ウェルス・プリザベーション　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	3.000
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型	米ドル	0.025
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型	ユーロ	0.025
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型	豪ドル	0.025
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	2.500
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型	米ドル	0.070
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型	ユーロ	0.070
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	7.000
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型	豪ドル	0.080
2018年９月５日	2018年９月６日	2018年９月18日			
			シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ		
			アジア・ボンド　クラスA毎月分配型	米ドル	0.040
			シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ		
			アジア・ボンド　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	4.000
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			ウェルス・プリザベーション　クラスA毎月分配型	ユーロ	0.030
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			ウェルス・プリザベーション　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	3.000
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型	米ドル	0.025
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型	ユーロ	0.025
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型	豪ドル	0.025
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	2.500
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型	米ドル	0.070
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型	ユーロ	0.070
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	7.000
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型	豪ドル	0.080

後発事象

財務書類の承認日現在、重要な後発事象はなかった。

③【投資有価証券明細表等】

シュローダー・セレクション
投資明細表
2018年９月30日現在

シュローダー・セレクション　ユーロ・シリーズ　ユーロ・バランス

口数／額面	承認されたＵＣＩＴＳまたはその他の投資信託の受益証券	時価 ユーロ	対純資産比率 (%)
ルクセンブルグ		34,691,548	98.70
607,850 ユーロ	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンド・クラスＩＡｃｃ[a]	15,042,741	42.80
371,401 ユーロ	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティ・クラスＩＡｃｃ[a]	19,648,807	55.90
承認されたＵＣＩＴＳまたはその他の投資信託の受益証券合計		34,691,548	98.70
投資有価証券合計		34,691,548	98.70
その他の純資産		456,799	1.30
純資産価額		35,148,347	100.00

シュローダー・セレクション　ユーロ・シリーズ　ユーロ・ボンド

口数／額面	承認されたＵＣＩＴＳまたはその他の投資信託の受益証券	時価 ユーロ	対純資産比率 (%)
ルクセンブルグ		33,718,594	99.02
1,362,508 ユーロ	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンド・クラスＩＡｃｃ[a]	33,718,594	99.02
承認されたＵＣＩＴＳまたはその他の投資信託の受益証券合計		33,718,594	99.02
投資有価証券合計		33,718,594	99.02
その他の純資産		333,486	0.98
純資産価額		34,052,080	100.00

シュローダー・セレクション　ユーロ・シリーズ　ユーロ・エクイティ

口数／額面	承認されたＵＣＩＴＳまたはその他の投資信託の受益証券	時価 ユーロ	対純資産比率 (%)
ルクセンブルグ		36,441,383	98.62
688,814 ユーロ	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティ・クラスＩＡｃｃ[a]	36,441,383	98.62
承認されたＵＣＩＴＳまたはその他の投資信託の受益証券合計		36,441,383	98.62
投資有価証券合計		36,441,383	98.62
その他の純資産		511,357	1.38
純資産価額		36,952,740	100.00

[a] 2018年９月30日現在の投資対象ファンドの投資明細表は、管理会社の登録事務所において請求に応じて入手可能である。

注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
投資明細表（続き）
2018年９月30日現在

シュローダー・セレクション　ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・オポチュニティ

口数／額面	承認されたＵＣＩＴＳまたはその他の投資信託の受益証券	時価 ユーロ	対純資産比率 (%)
ルクセンブルグ		10,149,762	98.16
80,493 ユーロ	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ヨーロピアン・オポチュニティ・クラスＩＡｃｃ[(a)]	10,149,762	98.16
承認されたＵＣＩＴＳまたはその他の投資信託の受益証券合計		10,149,762	98.16
投資有価証券合計		10,149,762	98.16
その他の純資産		189,746	1.84
純資産価額		10,339,508	100.00

シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ　コモディティ

口数／額面	承認されたＵＣＩＴＳまたはその他の投資信託の受益証券	時価 米ドル	対純資産比率 (%)
ルクセンブルグ		13,821,411	99.46
159,953 米ドル	シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズ・コモディティ・ファンド・クラスＸＡｃｃ[(a)]	13,821,411	99.46
承認されたＵＣＩＴＳまたはその他の投資信託の受益証券合計		13,821,411	99.46
投資有価証券合計		13,821,411	99.46
その他の純資産		75,343	0.54
純資産価額		13,896,754	100.00

シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールド

口数／額面	承認されたＵＣＩＴＳまたはその他の投資信託の受益証券	時価 米ドル	対純資産比率 (%)
ルクセンブルグ		173,438,866	99.57
3,195,358 米ドル	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・グローバル・ハイイールド・クラスＩＡｃｃ[(a)]	173,438,866	99.57
承認されたＵＣＩＴＳまたはその他の投資信託の受益証券合計		173,438,866	99.57
投資有価証券合計		173,438,866	99.57
その他の純資産		742,004	0.43
純資産価額		174,180,870	100.00

[(a)] 2018年９月30日現在の投資対象ファンドの投資明細表は、管理会社の登録事務所において請求に応じて入手可能である。

注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
投資明細表（続き）
2018年９月30日現在

シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ　ウェルス・プリザベーション

口数／額面	承認されたＵＣＩＴＳまたはその他の投資信託の受益証券	時価 ユーロ	対純資産比率 （%）
ルクセンブルグ		7,760,596	98.73
331,171 ユーロ	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ウェルス・プリザベーション・クラスＩＡｃｃ[a]	7,760,596	98.73
承認されたＵＣＩＴＳまたはその他の投資信託の受益証券合計		7,760,596	98.73
投資有価証券合計		7,760,596	98.73
その他の純資産		100,054	1.27
純資産価額		7,860,650	100.00

シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ　イールド・エクイティ

口数／額面	承認されたＵＣＩＴＳまたはその他の投資信託の受益証券	時価 米ドル	対純資産比率 （%）
ルクセンブルグ		57,159,824	99.31
228,132 米ドル	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・グローバル・エクイティ・イールド・クラスＩＡｃｃ[a]	57,159,824	99.31
承認されたＵＣＩＴＳまたはその他の投資信託の受益証券合計		57,159,824	99.31
投資有価証券合計		57,159,824	99.31
その他の純資産		399,316	0.69
純資産価額		57,559,140	100.00

シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ　アジア・ボンド

口数／額面	承認されたＵＣＩＴＳまたはその他の投資信託の受益証券	時価 米ドル	対純資産比率 （%）
ルクセンブルグ		28,955,920	99.28
1,690,010 米ドル	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・アジア・ボンド・トータル・リターン・クラスＩＡｃｃ[a]	28,955,920	99.28
承認されたＵＣＩＴＳまたはその他の投資信託の受益証券合計		28,955,920	99.28
投資有価証券合計		28,955,920	99.28
その他の純資産		210,069	0.72
純資産価額		29,165,989	100.00

[a] 2018年９月30日現在の投資対象ファンドの投資明細表は、管理会社の登録事務所において請求に応じて入手可能である。

注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
投資明細表（続き）
2018年９月30日現在

シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ　ＢＲＩＣ・エクイティ

口数／額面	承認されたＵＣＩＴＳまたはその他の投資信託の受益証券	時価 米ドル	対純資産比率 （%）
ルクセンブルグ		29,849,487	99.32
99,835 米ドル	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ＢＲＩＣ（ブラジル・ロシア・インド・中国）・クラスＩＡｃｃ[(a)]	29,849,487	99.32
承認されたＵＣＩＴＳまたはその他の投資信託の受益証券合計		29,849,487	99.32
投資有価証券合計		29,849,487	99.32
その他の純資産		203,134	0.68
純資産価額		30,052,621	100.00

シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ　エマージング・ボンド

口数／額面	承認されたＵＣＩＴＳまたはその他の投資信託の受益証券	時価 米ドル	対純資産比率 （%）
ルクセンブルグ		6,725,612	99.06
180,832 米ドル	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・エマージング・マーケット・デット・アブソルート・リターン・クラスＩＡｃｃ[(a)]	6,725,612	99.06
承認されたＵＣＩＴＳまたはその他の投資信託の受益証券合計		6,725,612	99.06
投資有価証券合計		6,725,612	99.06
その他の純資産		63,946	0.94
純資産価額		6,789,558	100.00

シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ　グレーター・チャイナ・エクイティ

口数／額面	承認されたＵＣＩＴＳまたはその他の投資信託の受益証券	時価 米ドル	対純資産比率 （%）
ルクセンブルグ		31,177,406	99.35
366,059 米ドル	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・グレーター・チャイナ・クラスＩＡｃｃ[(a)]	31,177,406	99.35
承認されたＵＣＩＴＳまたはその他の投資信託の受益証券合計		31,177,406	99.35
投資有価証券合計		31,177,406	99.35
その他の純資産		204,658	0.65
純資産価額		31,382,064	100.00

[(a)] 2018年９月30日現在の投資対象ファンドの投資明細表は、管理会社の登録事務所において請求に応じて入手可能である。

注記は、財務書類と不可分のものである。

次へ

Statement of Net Assets
as at 30 September 2018

	Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced EUR	Schroder Selection EURO Series - EURO Bond EUR	Schroder Selection EURO Series - EURO Equity EUR	Schroder Selection EURO Series - European Opportunities EUR	Schroder Selection Global Series - Commodity USD
ASSETS					
Investments					
Securities at cost	25,785,634	25,833,233	27,501,986	10,068,478	15,542,942
Unrealised appreciation/(depreciation) **	8,905,914	7,885,361	8,939,397	81,284	(1,721,531)
Securities at Market Value	34,691,548	33,718,594	36,441,383	10,149,762	13,821,411
Net unrealised appreciation/(depreciation) ** on forward foreign exchange contracts	54,740	34,337	81,875	70,966	(29,677)
	34,746,288	33,752,931	36,523,258	10,220,728	13,791,734
Cash at banks	356,277	268,825	344,672	63,640	54,158
Receivables for securities sold	107,914	70,604	189,778	76,505	83,449
Hedged currency class forward contract collateral receivable	-	-	-	-	-
Receivables for subscriptions	-	16,554	-	-	20,815
Interest receivable	-	-	-	-	138
Sundry receivables and prepayments	-	-	4	-	-
TOTAL ASSETS	35,210,479	34,108,914	37,057,712	10,360,873	13,950,294
LIABILITIES					
Payables for securities purchased	-	16,364	4	-	20,615
Payables for redemptions	-	525	30,385	-	4,007
Interest payable	174	125	184	53	-
Management fees payable	32,546	21,018	41,140	11,367	15,824
Other payables and accruals	29,412	18,802	33,259	9,945	13,094
TOTAL LIABILITIES	62,132	56,834	104,972	21,365	53,540
TOTAL NET ASSETS	35,148,347	34,052,080	36,952,740	10,339,508	13,896,754
UNREALISED APPRECIATION/(DEPRECIATION) SPLIT					
Unrealised appreciation on investments	8,905,914	7,885,361	8,939,397	81,284	-
Unrealised (depreciation) on investments	-	-	-	-	(1,721,531)
Unrealised appreciation on forward foreign exchange contracts	54,740	34,337	81,875	70,966	1,106
Unrealised (depreciation) on forward foreign exchange contracts	-	-	-	-	(30,783)

** Please refer to the table Unrealised appreciation/(depreciation) for the calculation split.

The notes on pages 14 to 26 form an integral part of these financial statements.

Statement of Net Assets
as at 30 September 2018 (cont)

	Schroder Selection Global Series - Global High Yield USD	Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR EUR	Schroder Selection Global Series - Yield Equity USD	Schroder Selection New Market Series - Asian Bond USD	Schroder Selection New Market Series - BRIC Equity USD
ASSETS					
Investments					
Securities at cost	152,780,447	7,353,418	46,217,308	22,636,670	22,412,701
Unrealised appreciation/(depreciation) **	20,658,419	407,178	10,942,516	6,319,250	7,436,786
Securities at Market Value	173,438,866	7,760,596	57,159,824	28,955,920	29,849,487
Net unrealised appreciation/(depreciation) ** on forward foreign exchange contracts	(462,233)	30,983	(17,688)	(15,784)	(36,675)
	172,976,633	7,791,579	57,142,136	28,940,136	29,812,812
Cash at banks	1,143,251	10,482	454,227	223,328	180,232
Receivables for securities sold	375,168	74,990	160,580	148,496	213,580
Hedged currency class forward contract collateral receivable	99,649	-	-	-	-
Receivables for subscriptions	127,970	-	269,495	-	10,002
Interest receivable	1,941	-	559	330	333
Sundry receivables and prepayments	-	-	-	-	-
TOTAL ASSETS	174,724,612	7,877,051	58,026,997	29,312,290	30,216,959
LIABILITIES					
Payables for securities purchased	126,550	-	266,897	-	18
Payables for redemptions	163,974	-	101,984	94,855	103,702
Interest payable	-	28	-	-	-
Management fees payable	133,833	8,650	51,672	26,990	33,041
Other payables and accruals	119,385	7,723	47,304	24,456	27,577
TOTAL LIABILITIES	543,742	16,401	467,857	146,301	164,338
TOTAL NET ASSETS	174,180,870	7,860,650	57,559,140	29,165,989	30,052,621
UNREALISED APPRECIATION/(DEPRECIATION) SPLIT					
Unrealised appreciation on investments	20,658,419	407,178	10,942,516	6,319,250	7,436,786
Unrealised (depreciation) on investments	-	-	-	-	-
Unrealised appreciation on forward foreign exchange contracts	2,350	30,983	-	-	-
Unrealised (depreciation) on forward foreign exchange contracts	(464,583)	-	(17,688)	(15,784)	(36,675)

** Please refer to the table Unrealised appreciation/(depreciation) for the calculation split.

The notes on pages 14 to 26 form an integral part of these financial statements.

Statement of Net Assets
as at 30 September 2018 (cont)

	Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond USD	Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity USD	Total * EUR
ASSETS			
Investments			
Securities at cost	5,532,021	18,695,223	341,529,644
Unrealised appreciation/(depreciation) **	1,193,591	12,482,183	75,689,324
Securities at Market Value	6,725,612	31,177,406	417,218,968
Net unrealised appreciation/(depreciation) ** on forward foreign exchange contracts	(3,587)	(27,258)	(238,883)
	6,722,025	31,150,148	416,980,085
Cash at banks	68,772	191,480	3,042,556
Receivables for securities sold	12,369	159,235	1,514,937
Hedged currency class forward contract collateral receivable	-	-	86,016
Receivables for subscriptions	-	173,723	536,196
Interest receivable	88	310	3,193
Sundry receivables and prepayments	-	-	4
TOTAL ASSETS	6,803,254	31,674,896	422,162,987
LIABILITIES			
Payables for securities purchased	-	161,471	513,175
Payables for redemptions	-	68,976	494,870
Interest payable	-	-	564
Management fees payable	7,317	34,044	376,025
Other payables and accruals	6,379	28,341	329,211
TOTAL LIABILITIES	13,696	292,832	1,713,845
TOTAL NET ASSETS	6,789,558	31,382,064	420,449,142
UNREALISED APPRECIATION/(DEPRECIATION) SPLIT			
Unrealised appreciation on investments	1,193,591	12,482,183	77,175,324
Unrealised (depreciation) on investments	-	-	(1,486,000)
Unrealised appreciation on forward foreign exchange contracts	-	75	275,949
Unrealised (depreciation) on forward foreign exchange contracts	(3,587)	(27,333)	(514,832)

* For the total of the Statement of Net Assets, which has been presented in Euro, assets and liabilities stated in currencies other than Euro have been converted at the following exchange rate ruling as at 30 September 2018: 1 Euro = 1.158499977 US Dollar.

** Please refer to the table Unrealised appreciation/(depreciation) for the calculation split.

The notes on pages 14 to 26 form an integral part of these financial statements.

Statement of Net Assets
as at 30 September 2018 (cont)

	Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced EUR	Schroder Selection EURO Series - EURO Bond EUR	Schroder Selection EURO Series - EURO Equity EUR	Schroder Selection EURO Series - European Opportunities EUR
Net Asset Value				
as at 30 September 2018	35,148,347	34,052,080	36,952,740	10,339,508
as at 30 September 2017	30,141,092	37,284,213	38,252,335	4,765,987
as at 30 September 2016	32,465,374	45,377,887	50,606,844	7,904,734
Units Outstanding *				
as at 30 September 2018				
Class A (AUD)	-	-	-	-
Class A (AUD unhedged)	-	-	-	-
Class A (EUR)	1,280,929	1,769,107	1,075,640	374,667
Class A (EUR unhedged)	-	-	-	-
Class A (JPY)	322,698	300,716	385,165	69,922
Class A (USD)	-	-	-	576,460
Class A Monthly Income (AUD)	-	-	-	-
Class A Monthly Income (EUR)	-	-	-	-
Class A Monthly Income (USD)	-	-	-	-
Class A Monthly Income (AUD unhedged)	-	-	-	-
Class A Monthly Income (EUR unhedged)	-	-	-	-
Class A Monthly Income (JPY unhedged)	-	-	-	-
Net Asset Value per Unit * **				
as at 30 September 2018				
Class A (AUD)	-	-	-	-
Class A (AUD unhedged)	-	-	-	-
Class A (EUR)	23.50	17.44	27.33	10.88
Class A (EUR unhedged)	-	-	-	-
Class A (JPY)	2,057	1,399	2,575	1,109
Class A (USD)	-	-	-	11.40
Class A Monthly Income (AUD)	-	-	-	-
Class A Monthly Income (EUR)	-	-	-	-
Class A Monthly Income (USD)	-	-	-	-
Class A Monthly Income (AUD unhedged)	-	-	-	-
Class A Monthly Income (EUR unhedged)	-	-	-	-
Class A Monthly Income (JPY unhedged)	-	-	-	-

* Please refer to the ‘Classes of Units' section of the Notes to the Financial Statements for the naming convention used for the classes of units.

** The Net Asset Value per Unit is stated in the currency of the unit class.

The notes on pages 14 to 26 form an integral part of these financial statements.

Statement of Net Assets
as at 30 September 2018 (cont)

	Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced EUR	Schroder Selection EURO Series - EURO Bond EUR	Schroder Selection EURO Series - EURO Equity EUR	Schroder Selection EURO Series - European Opportunities EUR
Net Asset Value per Unit * **				
as at 30 September 2017				
Class A (AUD)	-	-	-	-
Class A (AUD unhedged)	-	-	-	-
Class A (EUR)	23.84	17.53	27.88	11.28
Class A (EUR unhedged)	-	-	-	-
Class A (JPY)	2,077	1,402	2,613	1,144
Class A (USD)	-	-	-	11.54
Class A Monthly Income (AUD)	-	-	-	-
Class A Monthly Income (EUR)	-	-	-	-
Class A Monthly Income (USD)	-	-	-	-
Class A Monthly Income (AUD unhedged)	-	-	-	-
Class A Monthly Income (EUR unhedged)	-	-	-	-
Class A Monthly Income (JPY unhedged)	-	-	-	-
as at 30 September 2016				
Class A (AUD)	-	-	-	-
Class A (AUD unhedged)	-	-	-	-
Class A (EUR)	21.56	17.98	23.06	9.95
Class A (EUR unhedged)	-	-	-	-
Class A (JPY)	1,871	1,435	2,146	1,004
Class A (USD)	-	-	-	10.03
Class A Monthly Income (AUD)	-	-	-	-
Class A Monthly Income (EUR)	-	-	-	-
Class A Monthly Income (USD)	-	-	-	-
Class A Monthly Income (AUD unhedged)	-	-	-	-
Class A Monthly Income (EUR unhedged)	-	-	-	-
Class A Monthly Income (JPY unhedged)	-	-	-	-

* Please refer to the 'Classes of Units' section of the Notes to the Financial Statements for the naming convention used for the classes of units.

** The Net Asset Value per Unit is stated in the currency of the unit class.

The notes on pages 14 to 26 form an integral part of these financial statements.

Statement of Net Assets
as at 30 September 2018 (cont)

	Schroder Selection Global Series - Commodity USD	Schroder Selection Global Series - Global High Yield USD	Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR	Schroder Selection Global Series - Yield Equity USD
Net Asset Value				
as at 30 September 2018	13,896,754	174,180,870	7,860,650	57,559,140
as at 30 September 2017	17,114,078	206,567,540	9,900,172	46,584,691
as at 30 September 2016	18,853,703	174,101,272	12,305,214	52,148,452
Units Outstanding *				
as at 30 September 2018				
Class A (AUD)	700,072	2,745,520	53,582	-
Class A (AUD unhedged)	-	-	-	927,041
Class A (EUR)	207,325	710,474	315,317	-
Class A (EUR unhedged)	-	-	-	205,522
Class A (JPY)	589,887	566,397	161,067	272,508
Class A (USD)	1,485,645	2,140,083	107,793	1,517,812
Class A Monthly Income (AUD)	-	2,593,531	-	-
Class A Monthly Income (EUR)	-	365,968	144,156	-
Class A Monthly Income (USD)	-	6,514,664	-	367,299
Class A Monthly Income (AUD unhedged)	-	-	-	47,432
Class A Monthly Income (EUR unhedged)	-	-	-	49,097
Class A Monthly Income (JPY unhedged)	-	992,558	273,107	217,660
Net Asset Value per Unit * **				
as at 30 September 2018				
Class A (AUD)	5.75	23.10	10.26	-
Class A (AUD unhedged)	-	-	-	24.61
Class A (EUR)	4.54	17.61	11.04	-
Class A (EUR unhedged)	-	-	-	22.62
Class A (JPY)	473	1,765	983	1,445
Class A (USD)	5.01	18.75	9.58	16.26
Class A Monthly Income (AUD)	-	6.01	-	-
Class A Monthly Income (EUR)	-	6.22	5.78	-
Class A Monthly Income (USD)	-	6.69	-	10.71
Class A Monthly Income (AUD unhedged)	-	-	-	20.19
Class A Monthly Income (EUR unhedged)	-	-	-	18.77
Class A Monthly Income (JPY unhedged)	-	852	532	964

* Please refer to the 'Classes of Units' section of the Notes to the Financial Statements for the naming convention used for the classes of units.

** The Net Asset Value per Unit is stated in the currency of the unit class.

The notes on pages 14 to 26 form an integral part of these financial statements.

Statement of Net Assets
as at 30 September 2018 (cont)

	Schroder Selection Global Series - Commodity USD	Schroder Selection Global Series - Global High Yield USD	Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR EUR	Schroder Selection Global Series - Yield Equity USD
Net Asset Value per Unit * **				
as at 30 September 2017				
Class A (AUD)	5.80	22.98	10.78	-
Class A (AUD unhedged)	-	-	-	21.36
Class A (EUR)	4.69	17.96	11.89	-
Class A (EUR unhedged)	-	-	-	20.90
Class A (JPY)	486	1,795	1,056	1,393
Class A (USD)	5.03	18.66	10.06	15.34
Class A Monthly Income (AUD)	-	6.95	-	-
Class A Monthly Income (EUR)	-	7.19	6.60	-
Class A Monthly Income (USD)	-	7.50	-	10.39
Class A Monthly Income (AUD unhedged)	-	-	-	17.80
Class A Monthly Income (EUR unhedged)	-	-	-	17.62
Class A Monthly Income (JPY unhedged)	-	925	617	929
as at 30 September 2016				
Class A (AUD)	6.08	21.09	10.72	-
Class A (AUD unhedged)	-	-	-	17.90
Class A (EUR)	5.04	16.90	12.10	-
Class A (EUR unhedged)	-	-	-	18.07
Class A (JPY)	521	1,686	1,072	1,151
Class A (USD)	5.31	17.25	10.07	12.53
Class A Monthly Income (AUD)	-	7.29	-	-
Class A Monthly Income (EUR)	-	7.59	7.08	-
Class A Monthly Income (USD)	-	7.74	-	8.76
Class A Monthly Income (AUD unhedged)	-	-	-	15.19
Class A Monthly Income (EUR unhedged)	-	-	-	15.50
Class A Monthly Income (JPY unhedged)	-	844	568	709

* Please refer to the 'Classes of Units' section of the Notes to the Financial Statements for the naming convention used for the classes of units.

** The Net Asset Value per Unit is stated in the currency of the unit class.

The notes on pages 14 to 26 form an integral part of these financial statements.

Statement of Net Assets
as at 30 September 2018 (cont)

	Schroder Selection New Market Series - Asian Bond USD	Schroder Selection New Market Series - BRIC Equity USD	Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond USD	Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity USD
Net Asset Value				
as at 30 September 2018	29,165,989	30,052,621	6,789,558	31,382,064
as at 30 September 2017	34,490,721	33,193,069	8,440,857	27,986,288
as at 30 September 2016	43,401,235	35,170,225	9,331,056	26,515,991
Units Outstanding *				
as at 30 September 2018				
Class A (AUD)	-	-	-	-
Class A (AUD unhedged)	-	-	-	-
Class A (EUR)	-	-	-	-
Class A (EUR unhedged)	-	-	-	-
Class A (JPY)	361,049	548,754	74,074	170,245
Class A (USD)	1,450,054	1,362,250	433,250	588,520
Class A Monthly Income (AUD)	-	-	-	-
Class A Monthly Income (EUR)	-	-	-	-
Class A Monthly Income (USD)	1,262,366	-	-	-
Class A Monthly Income (AUD unhedged)	-	-	-	-
Class A Monthly Income (EUR unhedged)	-	-	-	-
Class A Monthly Income (JPY unhedged)	521,399	-	-	-
Net Asset Value per Unit * **				
as at 30 September 2018				
Class A (AUD)	-	-	-	-
Class A (AUD unhedged)	-	-	-	-
Class A (EUR)	-	-	-	-
Class A (EUR unhedged)	-	-	-	-
Class A (JPY)	978	1,516	1,087	3,696
Class A (USD)	12.63	16.67	14.03	43.89
Class A Monthly Income (AUD)	-	-	-	-
Class A Monthly Income (EUR)	-	-	-	-
Class A Monthly Income (USD)	4.43	-	-	-
Class A Monthly Income (AUD unhedged)	-	-	-	-
Class A Monthly Income (EUR unhedged)	-	-	-	-
Class A Monthly Income (JPY unhedged)	466	-	-	-

* Please refer to the 'Classes of Units' section of the Notes to the Financial Statements for the naming convention used for the classes of units.

** The Net Asset Value per Unit is stated in the currency of the unit class.

The notes on pages 14 to 26 form an integral part of these financial statements.

Statement of Net Assets
as at 30 September 2018 (cont)

	Schroder Selection New Market Series - Asian Bond USD	Schroder Selection New Market Series - BRIC Equity USD	Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond USD	Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity USD
Net Asset Value per Unit * **				
as at 30 September 2017				
Class A (AUD)	-	-	-	-
Class A (AUD unhedged)	-	-	-	-
Class A (EUR)	-	-	-	-
Class A (EUR unhedged)	-	-	-	-
Class A (JPY)	1,022	1,513	1,182	3,613
Class A (USD)	12.90	16.28	14.91	42.03
Class A Monthly Income (AUD)	-	-	-	-
Class A Monthly Income (EUR)	-	-	-	-
Class A Monthly Income (USD)	5.01	-	-	-
Class A Monthly Income (AUD unhedged)	-	-	-	-
Class A Monthly Income (EUR unhedged)	-	-	-	-
Class A Monthly Income (JPY unhedged)	521	-	-	-
as at 30 September 2016				
Class A (AUD)	-	-	-	-
Class A (AUD unhedged)	-	-	-	-
Class A (EUR)	-	-	-	-
Class A (EUR unhedged)	-	-	-	-
Class A (JPY)	1,034	1,230	1,167	2,922
Class A (USD)	12.86	13.04	14.49	33.51
Class A Monthly Income (AUD)	-	-	-	-
Class A Monthly Income (EUR)	-	-	-	-
Class A Monthly Income (USD)	5.48	-	-	-
Class A Monthly Income (AUD unhedged)	-	-	-	-
Class A Monthly Income (EUR unhedged)	-	-	-	-
Class A Monthly Income (JPY unhedged)	512	-	-	-

* Please refer to the ‘Classes of Units’ section of the Notes to the Financial Statements for the naming convention used for the classes of units.

** The Net Asset Value per Unit is stated in the currency of the unit class.

The notes on pages 14 to 26 form an integral part of these financial statements.

Statement of Operations
for the Year Ended 30 September 2018

	Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced EUR	Schroder Selection EURO Series - EURO Bond EUR	Schroder Selection EURO Series - EURO Equity EUR	Schroder Selection EURO Series - European Opportunities EUR	Schroder Selection Global Series - Commodity USD
INCOME					
Bank interest	-	-	-	-	1,067
Total Income	-	-	-	-	1,067
EXPENSES					
Administration fees	4,554	5,023	5,247	661	1,216
Management fees	396,708	286,816	548,529	123,266	241,658
Bank and interest charges	1,708	1,712	1,997	623	-
Custodian fees	5,154	4,427	5,921	3,297	4,959
Taxe d'abonnement	108	148	108	26	60
Distribution fees	264,472	161,334	340,466	76,510	144,995
Other Expenses	28,646	30,687	33,200	8,081	14,103
Total Expenses	701,350	490,147	935,468	212,464	406,991
NET INVESTMENT INCOME/(LOSS)	(701,350)	(490,147)	(935,468)	(212,464)	(405,924)

The notes on pages 14 to 26 form an integral part of these financial statements.

Statement of Operations
for the Year Ended 30 September 2018 (cont)

	Schroder Selection Global Series - Global High Yield USD	Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR EUR	Schroder Selection Global Series - Yield Equity USD	Schroder Selection New Market Series - Asian Bond USD	Schroder Selection New Market Series - BRIC Equity USD
INCOME					
Bank interest	12,558	-	4,404	1,760	2,777
Total Income	12,558	-	4,404	1,760	2,777
EXPENSES					
Administration fees	28,025	500	7,978	4,651	4,683
Management fees	1,875,240	125,297	620,813	386,433	495,588
Bank and interest charges	858	453	-	-	-
Custodian fees	29,344	3,225	10,611	5,560	6,164
Taxe d'abonnement	1,154	35	219	104	148
Distribution fees	1,125,144	80,548	413,876	257,622	307,606
Other Expenses	164,559	8,011	43,993	27,604	30,069
Total Expenses	3,224,324	218,069	1,097,490	681,974	844,258
NET INVESTMENT INCOME/(LOSS)	(3,211,766)	(218,069)	(1,093,086)	(680,214)	(841,481)

The notes on pages 14 to 26 form an integral part of these financial statements.

Statement of Operations
for the Year Ended 30 September 2018 (cont)

	Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond USD	Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity USD	Total * EUR
INCOME			
Bank interest	720	3,076	22,755
Total Income	720	3,076	22,755
EXPENSES			
Administration fees	774	4,238	60,495
Management fees	110,083	466,388	5,102,716
Bank and interest charges	-	-	7,234
Custodian fees	1,710	5,265	76,934
Taxe d'abonnement	28	96	1,987
Distribution fees	70,767	289,483	3,175,806
Other Expenses	6,737	27,943	380,533
Total Expenses	190,099	793,413	8,805,705
NET INVESTMENT INCOME/(LOSS)	(189,379)	(790,337)	(8,782,950)

* For the total of the Statement of Operations, which has been presented in Euro, assets and liabilities stated in currencies other than Euro have been converted at the following exchange rate ruling as at 30 September 2018: 1 Euro = 1.158499977 US Dollar.

The notes on pages 14 to 26 form an integral part of these financial statements.

Statement of Changes in Net Assets for the Year Ended 30 September 2018

	Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced EUR	Schroder Selection EURO Series - EURO Bond EUR	Schroder Selection EURO Series - EURO Equity EUR	Schroder Selection EURO Series - European Opportunities EUR	Schroder Selection Global Series - Commodity USD
NET INVESTMENT INCOME/(LOSS) **	(701,350)	(490,147)	(935,468)	(212,464)	(405,924)
Net realised gains/(losses) ***					
on securities sold	1,507,532	1,139,350	2,727,682	225,782	(930,978)
on forward foreign exchange contracts	(119,297)	(92,734)	(186,669)	395,738	(688,668)
on foreign exchange on other net assets	124,626	82,953	206,626	(127,813)	246,617
NET REALISED PROFIT/(LOSS)	1,512,861	1,129,569	2,747,639	493,707	(1,373,029)
Net change in unrealised appreciation/ (depreciation)					
on investments	(1,380,513)	(803,086)	(2,535,318)	(350,296)	1,382,024
on forward foreign exchange contracts	91,378	61,187	149,305	77,715	24,594
NET CHANGE IN UNREALISED APPRECIATION/ (DEPRECIATION)	(1,289,135)	(741,899)	(2,386,013)	(272,581)	1,406,618
NET CHANGE IN TOTAL NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	(477,624)	(102,477)	(573,842)	8,662	(372,335)
Net proceeds from issue of units	8,332,854	765,194	5,679,770	7,448,015	2,048,372
Payment for units redeemed	(2,847,975)	(3,894,850)	(6,405,523)	(1,883,156)	(4,893,361)
Dividends declared for the year	-	-	-	-	-
Increase/(decrease) in Net Assets for the Year	5,007,255	(3,232,133)	(1,299,595)	5,573,521	(3,217,324)
Net Assets at the beginning of the year ****	30,141,092	37,284,213	38,252,335	4,765,987	17,114,078
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR	35,148,347	34,052,080	36,952,740	10,339,508	13,896,754
REALISED GAINS/(LOSSES) SPLIT *****					
Realised gains on securities sold	1,508,043	1,139,858	2,728,228	225,782	703
Realised (losses) on securities sold	(511)	(508)	(546)	-	(931,681)
Realised gains on forward foreign exchange contracts	509,025	318,203	872,228	1,303,178	915,541
Realised (losses) on forward foreign exchange contracts	(628,322)	(410,937)	(1,058,897)	(907,440)	(1,604,209)

** Please see the Statement of Operations for the calculation of Net Investment Income/(Loss).

*** Please refer to the table Realised gains/(losses) for the calculation split.

**** The opening balance was combined using the foreign exchange rate as at 30 September 2018. The same net assets combined using the foreign exchange rate as at 30 September 2017 reflected a figure of EUR 436,818,787.

***** The realised amounts shown in this table represent the sum of the net realised gains and losses at investment level for the year under review.

The notes on pages 14 to 26 form an integral part of these financial statements.

Statement of Changes in Net Assets
for the Year Ended 30 September 2018 (cont)

	Schroder Selection Global Series - Global High Yield USD	Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR EUR	Schroder Selection Global Series - Yield Equity USD	Schroder Selection New Market Series - Asian Bond USD	Schroder Selection New Market Series - BRIC Equity USD
NET INVESTMENT INCOME/(LOSS) **	(3,211,766)	(218,069)	(1,093,086)	(680,214)	(841,481)
Net realised gains/(losses) ***					
on securities sold	12,322,673	193,946	3,777,091	1,423,652	3,351,201
on forward foreign exchange contracts	(9,561,654)	(5,983)	(215,791)	(191,163)	(428,489)
on foreign exchange on other net assets	3,294,060	17,266	79,257	88,173	197,601
NET REALISED PROFIT/(LOSS)	6,055,079	205,229	3,640,557	1,320,662	3,120,313
Net change in unrealised appreciation/ (depreciation)					
on investments	(8,260,708)	(638,189)	(23,493)	(1,387,913)	(1,580,677)
on forward foreign exchange contracts	226,456	42,576	(1,502)	5,489	12,834
NET CHANGE IN UNREALISED APPRECIATION/ (DEPRECIATION)	(8,034,252)	(595,613)	(24,995)	(1,382,424)	(1,567,843)
NET CHANGE IN TOTAL NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	(5,190,939)	(608,453)	2,522,476	(741,976)	710,989
Net proceeds from issue of units	32,311,235	263,820	21,273,634	469,224	4,116,124
Payment for units redeemed	(51,251,312)	(1,561,275)	(12,621,439)	(4,170,531)	(7,967,561)
Dividends declared for the year	(8,255,654)	(133,614)	(200,222)	(881,449)	-
Increase/(decrease) in Net Assets for the Year	(32,386,670)	(2,039,522)	10,974,449	(5,324,732)	(3,140,448)
Net Assets at the beginning of the year ****	206,567,540	9,900,172	46,584,691	34,490,721	33,193,069
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR	174,180,870	7,860,650	57,559,140	29,165,989	30,052,621
REALISED GAINS/(LOSSES) SPLIT *****					
Realised gains on securities sold	12,330,598	194,526	3,778,695	1,424,938	3,352,594
Realised (losses) on securities sold	(7,925)	(580)	(1,604)	(1,286)	(1,393)
Realised gains on forward foreign exchange contracts	12,166,470	484,574	283,031	309,774	849,268
Realised (losses) on forward foreign exchange contracts	(21,728,124)	(490,557)	(498,822)	(500,937)	(1,277,757)

** Please see the Statement of Operations for the calculation of Net Investment Income/(Loss).

*** Please refer to the table Realised gains/(losses) for the calculation split.

**** The opening balance was combined using the foreign exchange rate as at 30 September 2018. The same net assets combined using the foreign exchange rate as at 30 September 2017 reflected a figure of EUR 436,818,787.

***** The realised amounts shown in this table represent the sum of the net realised gains and losses at investment level for the year under review.

The notes on pages 14 to 26 form an integral part of these financial statements.

Statement of Changes in Net Assets
for the Year Ended 30 September 2018 (cont)

	Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond USD	Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity USD	Total * EUR
NET INVESTMENT INCOME/(LOSS) **	(189,379)	(790,337)	(8,782,950)
Net realised gains/(losses) ***			
on securities sold	399,320	2,233,571	25,282,018
on forward foreign exchange contracts	(44,999)	(309,043)	(9,883,617)
on foreign exchange on other net assets	20,299	142,331	3,815,387
NET REALISED PROFIT/(LOSS)	374,620	2,066,859	19,213,788
Net change in unrealised appreciation/ (depreciation)			
on investments	(651,033)	(339,295)	(15,082,538)
on forward foreign exchange contracts	1,555	1,338	655,880
NET CHANGE IN UNREALISED APPRECIATION/ (DEPRECIATION)	(649,478)	(337,957)	(14,426,658)
NET CHANGE IN TOTAL NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	(464,237)	938,565	(3,995,820)
Net proceeds from issue of units	318,338	5,244,351	79,271,077
Payment for units redeemed	(1,505,400)	(2,787,140)	(90,133,345)
Dividends declared for the year	-	-	(8,193,454)
Increase/(decrease) in Net Assets for the Year	(1,651,299)	3,395,776	(23,051,542)
Net Assets at the beginning of the year ****	8,440,857	27,986,288	443,500,684
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR	6,789,558	31,382,064	420,449,142
REALISED GAINS/(LOSSES) SPLIT *****			
Realised gains on securities sold	400,052	2,234,409	26,100,269
Realised (losses) on securities sold	(732)	(838)	(818,251)
Realised gains on forward foreign exchange contracts	74,241	537,804	16,552,490
Realised (losses) on forward foreign exchange contracts	(119,240)	(846,847)	(26,436,107)

* For the total of the Statement of Changes in Net Assets, which has been presented in Euro, assets and liabilities stated in currencies other than Euro have been converted at the following exchange rate ruling as at 30 September 2018: 1 Euro = 1.158499977 US Dollar.

** Please see the Statement of Operations for the calculation of Net Investment Income/(Loss).

*** Please refer to the table Realised gains/(losses) for the calculation split.

**** The opening balance was combined using the foreign exchange rate as at 30 September 2018. The same net assets combined using the foreign exchange rate as at 30 September 2017 reflected a figure of EUR 436,818,787.

***** The realised amounts shown in this table represent the sum of the net realised gains and losses at investment level for the year under review.

The notes on pages 14 to 26 form an integral part of these financial statements.

次へ

Fund Performance
as at 30 September 2018 (Unaudited)

Sub-Fund *	Class (Currency)	1 Year %	2 Years %	3 Years %	Since Launch %
Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced	Class A (EUR)	(1.43)	8.96	12.43	134.95
(Launch Date: 20/12/2002)	Class A (JPY)	(0.96)	9.94	14.15	105.70
Schroder Selection Euro Series - EURO Bond	Class A (EUR)	(0.50)	(3.01)	2.46	74.38
(Launch Date: 20/12/2002)	Class A (JPY)	(0.21)	(2.51)	3.10	39.90
Schroder Selection EURO Series - EURO Equity	Class A (EUR)	(1.96)	18.55	20.41	173.33
(Launch Date: 20/12/2002)	Class A (JPY)	(1.45)	19.99	23.03	157.50
Schroder Selection EURO Series - European Opportunities	Class A (EUR)	(3.56)	9.35	-	8.78
(Launch Date: 12/04/2016)	Class A (JPY)	(3.06)	10.46	-	10.90
	Class A (USD)	(1.21)	13.71	-	14.02
Schroder Selection Global Series - Commodity	Class A (AUD)	(0.81)	(5.43)	(7.08)	(42.52)
(Launch Date: 31/03/2010)	Class A (EUR)	(3.20)	(9.90)	(13.29)	(54.59)
	Class A (JPY)	(2.67)	(9.21)	(11.92)	(52.70)
	Class A (USD)	(0.48)	(5.58)	(7.79)	(49.90)
Schroder Selection Global Series - Global High Yield	Class A (AUD)	0.50	9.54	20.72	130.98
(Launch Date: 28/05/2009)	Class A (EUR)	(1.95)	4.17	11.91	76.05
	Class A (JPY)	(1.67)	4.69	12.85	76.50
	Class A (USD)	0.47	8.68	18.01	87.50
	Class A Monthly Income (JPY unhedged)	1.49	21.86	11.41	120.29
	Class A Monthly Income (AUD)	0.50	9.53	20.68	133.38
	Class A Monthly Income (EUR)	(1.92)	4.18	11.93	77.28
	Class A Monthly Income (USD)	0.48	8.69	18.03	91.22
Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR	Class A (AUD)	(4.89)	(4.34)	9.23	57.41
(Launched on: 30/09/2005)	Class A (EUR)	(7.15)	(8.77)	1.65	10.42
	Class A (JPY)	(6.91)	(8.30)	2.50	(1.70)
	Class A (USD)	(4.82)	(4.91)	7.42	16.94
	Class A Monthly Income (EUR)	(7.16)	(8.76)	1.64	10.42
	Class A Monthly Income (JPY unhedged)	(8.20)	5.97	(0.68)	6.21

* All fund performance data are on a NAV to NAV basis (Bid to Bid), adjusted for dividends, net of expenses and gross of taxes. The term "Since Launch" means the launch date of the sub-fund. Past performance is not a reliable indicator of future results, prices of units and the income from them may fall as well as rise and investors may not get back the amount originally invested.

Fund Performance
as at 30 September 2018 (Unaudited) (cont)

Sub-Fund *	Class (Currency)	1 Year %	2 Years %	3 Years %	Since Launch %
Schroder Selection Global Series - Yield Equity	Class A (AUD unhedged)	15.20	37.46	33.53	72.00
(Launch Date: 31/07/2006)	Class A (EUR unhedged)	8.25	25.21	32.62	78.75
	Class A (JPY)	3.73	25.54	32.57	44.50
	Class A (USD)	6.02	29.81	37.24	62.62
	Class A Monthly Income (AUD unhedged)	15.20	37.45	33.50	71.64
	Class A Monthly Income (EUR unhedged)	8.27	25.22	32.63	78.36
	Class A Monthly Income (JPY unhedged)	7.10	45.41	29.48	60.74
	Class A Monthly Income (USD)	6.01	29.79	37.23	62.61
Schroder Selection New Market Series - Asian Bond	Class A (JPY)	(4.31)	(5.42)	(2.49)	(2.20)
(Launch Date: 27/04/2004)	Class A (USD)	(2.13)	(1.80)	2.22	26.29
	Class A Monthly Income (JPY unhedged)	(1.31)	9.90	(3.56)	29.43
	Class A Monthly Income (USD)	(2.12)	(1.80)	2.23	26.08
Schroder Selection New Market Series - BRIC Equity	Class A (JPY)	0.20	23.25	44.52	51.60
(Launch Date: 31/07/2006)	Class A (USD)	2.41	27.86	50.24	66.74
Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond	Class A (JPY)	(8.04)	(6.86)	(0.28)	8.70
(Launch Date: 27/04/2004)	Class A (USD)	(5.89)	(3.13)	4.76	40.32
Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity	Class A (JPY)	2.30	26.49	54.84	269.60
(Launch Date: 27/04/2004)	Class A (USD)	4.44	30.99	60.98	338.94

* All fund performance data are on a NAV to NAV basis (Bid to Bid), adjusted for dividends, net of expenses and gross of taxes. The term “Since Launch” means the launch date of the sub-fund. Past performance is not a reliable indicator of future results, prices of units and the income from them may fall as well as rise and investors may not get back the amount originally invested.

次へ

Notes to the Financial Statements
as at 30 September 2018

The Fund

The Fund qualifies as an undertaking for collective investment (UCI) regulated by the provisions of Part II of the Luxembourg law of 17 December 2010, as amended, regarding undertaking for collective investment (the ‘2010 law’).
The Fund has been established for an undetermined period from the date of inception 20 December 2002, and may further issue several classes of units in each sub-fund.

Classes of Units

The classes of units available for investment are shown below:

Sub-Funds	Classes of Units *
Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced	Class A (EUR)
	Class A (JPY)
Schroder Selection EURO Series - EURO Bond	Class A (EUR)
	Class A (JPY)
Schroder Selection EURO Series - EURO Equity	Class A (EUR)
	Class A (JPY)
Schroder Selection EURO Series - European Opportunities	Class A (EUR)
	Class A (JPY)
	Class A (USD)
Schroder Selection Global Series - Commodity	Class A (AUD)
	Class A (EUR)
	Class A (JPY)
	Class A (USD)
Schroder Selection Global Series - Global High Yield	Class A (AUD)
	Class A (EUR)
	Class A (JPY)
	Class A (USD)
	Class A Monthly Income (AUD)
	Class A Monthly Income (EUR)
	Class A Monthly Income (JPY unhedged)
	Class A Monthly Income (USD)
Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR	Class A (AUD)
	Class A (EUR)
	Class A (JPY)
	Class A (USD)
	Class A Monthly Income (EUR)
	Class A Monthly Income (JPY unhedged)

* Please note that with the exception of base currency classes and those that mention "unhedged", all other classes are hedged.

Notes to the Financial Statements
as at 30 September 2018 (cont)

Classes of Units

Sub-Funds	Classes of Units *
Schroder Selection Global Series - Yield Equity	Class A (JPY)
	Class A (USD)
	Class A (AUD unhedged)
	Class A (EUR unhedged)
	Class A Monthly Income (USD)
	Class A Monthly Income (AUD unhedged)
	Class A Monthly Income (EUR unhedged)
	Class A Monthly Income (JPY unhedged)
Schroder Selection New Market Series - Asian Bond	Class A (JPY)
	Class A (USD)
	Class A Monthly Income (JPY unhedged)
	Class A Monthly Income (USD)
Schroder Selection New Market Series - BRIC Equity	Class A (JPY)
	Class A (USD)
Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond	Class A (JPY)
	Class A (USD)
Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity	Class A (JPY)
	Class A (USD)

In respect of all non base currency Classes of the Fund, denominated in Japanese Yen or Australian Dollar, the investments of the sub-funds in the Underlying Fund will be in either Euro or US Dollar. Under normal circumstances the Fund converts all non base currency Classes it receives into Euro or US Dollar for investment purposes, and converts the Euro or US Dollar into all non base currency Classes or as appropriate when a unitholder repurchases units. Any costs incurred in respect of such currency conversions will be allocated on a pro rata basis across all non base currency Classes of the relevant sub-fund.

Furthermore, as long as the Underlying Fund holds securities or currencies denominated in a currency other than the denomination of a particular Class, the value of such Class may be affected by the value of the local currency relative to the currency in which that Class is denominated.

The Management Company may employ techniques and instruments intended to provide protection against the exposure of all non base currency Classes to Euro or US Dollar. While the Management Company will attempt to hedge against this currency exposure, there can be no guarantee that the value of all non base currency Classes will not be affected by the value of Japanese Yen relative or Australian Dollar to Euro or US Dollar. The JPY and AUD Classes will separately bear any expenses in connection with such hedging techniques. All gains or losses which may be made by any Class as a result of such hedging transactions shall accrue to the relevant Class of Units.

* Please note that with the exception of base currency classes and those that mention "unhedged", all other classes are hedged.

Notes to the Financial Statements
as at 30 September 2018 (cont)

Initial and Distribution Charges

Units	Initial and Distribution Charges
A Units and A Monthly Income Units	Subject to an Initial Charge of up to 6.25% of the NAV per Unit. There are no Distribution Charges.

Minimum Purchase Amount, Minimum Additional Purchase Amount and Minimum Holding Amount

Sub-fund name	Minimum subscription, additional subscription and holding amount
Schroder Selection EURO Series	For all Classes, the minimum amounts for subscriptions, additional subscriptions and holdings are EUR 1,000 or JPY 100,000
Schroder Selection EURO Series European Opportunities	For all Classes, the minimum amounts for subscriptions, additional subscriptions and holdings are USD 1,000, EUR 1,000 or JPY 100,000
Schroder Selection Global Series	For all Classes, the minimum amounts for subscriptions, additional subscriptions and holdings are USD 3,000, EUR 3,000, AUD 3,000 or JPY 500,000
Schroder Selection New Market Series	For all Classes, the minimum amounts for subscriptions, additional subscriptions and holdings are USD 3,000 or JPY 500,000

The limits stated above may be waived at the discretion of the Management Company.

* Please note that with the exception of base currency classes and those that mention "unhedged", all other classes are hedged.

Notes to the Financial Statements
as at 30 September 2018 (cont)

Custodian and Administration fees

The Custodian and fund administrator are entitled to fees for related services rendered in accordance with common practice in Luxembourg, payable monthly, out of the net assets of the Fund.

Net Asset Value

Calculation of Net Asset Value per Unit

The Net Asset Value ('NAV') per unit of each class is calculated on each Dealing Day in the currency of the relevant class. It is calculated by dividing the NAV attributable to each class, being the proportionate value of its assets less its liabilities, by the number of units of such class then in issue.

Further details on rules that apply in valuing total assets can be found in the current prospectus.

The assets of each sub-fund are invested for the exclusive benefit of the unitholders of the corresponding sub-fund and the assets of a specific subfund are solely accountable for the liabilities, commitments and obligations of that sub-fund.

Valuation of the Assets of the Fund

The value of any cash in hand or on deposit, bills and demand notes and accounts receivable, prepaid expenses, cash dividends and interest declared or accrued as aforesaid and not yet received shall be deemed to be the full amount thereof, unless in any case the same is unlikely to be paid or received in full, in which case the value thereof shall be arrived at after making such discount as the Management Company may consider appropriate in such case to reflect the true value thereof.

Where the investments of a sub-fund are both listed on a stock exchange and dealt in by market makers outside the stock exchange on which the investments are listed, then the Management Company determines the principal market for the investments in question and they are valued at the latest available price in that market. Securities which are not quoted or dealt in on any stock exchange but which are dealt in on any other regulated market are valued in such a manner as near as possible to that described in the previous paragraph.

Units or shares in open-ended undertakings for collective investment are valued on the basis of the latest reported NAV. The latest reported NAV may be adjusted in order to reflect market movements since the report date in accordance with adjustment methods as determined by the Management Company.

Notes to the Financial Statements
as at 30 September 2018 (cont)

All other assets and liabilities are valued at their respective fair values as determined in good faith by the Management Company in accordance with generally accepted valuation principles and procedures.

The expenses of establishing the Fund, including printing costs, travel and other expenses, and legal fees, are written off over a period not exceeding five years. All assets and liabilities not expressed in the currency of denomination are translated therein by reference to the market rates prevailing in the foreign exchange market for the relevant currency at or about the time of the valuation.

Cost of investments, income and expenditure denominated in currencies other than the currency of denomination have been translated at the exchange rate ruling on the day of transaction. The exchange gain or loss from the transaction of these items is taken into account in the determination of the results of operations.

Exchange Rate

The exchange rate used for the calculation of the combined total in EUR of the financial Statement as at 30 September 2018 is:
1 Euro = 1.158499977 US Dollar.

Changes in the Sub-funds

A list specifying the total purchases and sales which took place during the year under review for each sub-fund may be obtained free of charge, upon request, at the registered office of the Management Company.

Realised Gains and Losses on Sales of Investments in Securities

Realised gains and losses on sales of investments in securities are usually determined on the average cost basis and include transactions costs.

Forward Foreign Exchange Contracts

Outstanding forward foreign exchange contracts were valued at the last available price at NAV calculation day by reference to the forward rate of exchange applicable to the maturity of the contracts. The unrealised appreciations/(depreciations) are shown in the Statement of Net Assets under ‘Net unrealised appreciation/(depreciation) on forward foreign exchange contracts’.

Notes to the Financial Statements
as at 30 September 2018 (cont)

Disclosure of Transactions Costs

The transaction costs are broker commission fees and taxes related to the purchase and sale of transferable securities. They will always show the figure of zero as the sub-funds invest their net assets in other Luxembourg umbrella funds, either Schroder ISF, an undertaking for collective investment in transferable securities, or Schroder AS an undertaking for collective investment (the "Underlying Funds") through their transfer agent. Therefore no broker fees are charged for any sub-funds.

Taxation

Under Luxembourg law, each sub-fund is liable to a capital tax on its net assets at an annual rate of 0.05%. This tax is calculated and payable quarterly in arrears on the basis of the net assets of the sub-fund at the end of the relevant quarter. However, no capital tax is payable on the portion of the net assets of a sub-fund invested in other Luxembourg undertakings for collective investment which have already paid this capital tax.

Cash Collateral Reinvestment

For the purpose of counterparty risk mitigation, Funds with currency hedging transactions related to hedged share classes will pay or receive cash collateral on a daily basis from the counterparty, thus reducing their exposure over the duration of the forward contract. Investment Manager may reinvest the cash collateral received from the counterparty in connection with currency hedging, in line with the investment objectives of the fund.
Collateral receivable or payable at the maturity date of the forward contracts are shown in the Statement of Net Assets as ‘ Hedged Currency Class Forward Contract Collateral Receivable/Payable ’. Collateral calls receivable or payable are shown in the Statement of Net Assets as ‘ Net Hedged Currency Class Forward Contract Collateral Calls Receivable/Payable ’.

Notes to the Financial Statements
as at 30 September 2018 (cont)

Forward Foreign Exchange Contracts

Outstanding forward foreign exchange contracts were valued at the last available price on NAV calculation day by reference to the forward rate of exchange applicable to the outstanding life of the relevant contract. The unrealised appreciation/(depreciation) is shown in the Statement of Net Assets under "Net unrealised appreciation/(depreciation) on forward foreign exchange contracts". As at 30 September 2018, the following sub-funds were committed to forward foreign exchange contracts:

Currency Bought		Currency Sold		Maturity Date		Unrealised Appreciation/ (Depreciation)
Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced						
Unit Class Hedging						
JPY	670,057,200	EUR	5,045,447	31-Oct-2018		54,740
					EUR	54,740
Schroder Selection EURO Series - EURO Bond						
Unit Class Hedging						
JPY	420,301,800	EUR	3,164,820	31-Oct-2018		34,337
					EUR	34,337
Schroder Selection EURO Series - EURO Equity						
Unit Class Hedging						
JPY	1,002,202,600	EUR	7,546,461	31-Oct-2018		81,875
					EUR	81,875
Schroder Selection EURO Series - European Opportunities						
Unit Class Hedging						
JPY	77,841,000	EUR	586,133	31-Oct-2018		6,359
USD	4,687,300	EUR	4,006,240	04-Oct-2018		39,134
USD	1,904,600	EUR	1,617,381	11-Oct-2018		25,473
					EUR	70,966
Schroder Selection Global Series - Commodity						
Unit Class Hedging						
AUD	4,033,500	USD	2,921,891	31-Oct-2018		(9,024)
EUR	11,000	USD	13,057	21-Nov-2018		(262)
EUR	15,000	USD	17,557	20-Dec-2018		(60)
EUR	421,300	USD	491,330	10-Jan-2019		1,106
EUR	10,400	USD	12,326	17-Jan-2019		(162)
EUR	469,700	USD	558,866	07-Feb-2019		(8,517)
EUR	16,300	USD	19,409	14-Feb-2019		(298)
JPY	279,537,400	USD	2,483,199	31-Oct-2018		(12,460)
					USD	(29,677)

Notes to the Financial Statements as at 30 September 2018 (cont)

Forward Foreign Exchange Contracts

Currency Bought		Currency Sold		Maturity Date		Unrealised Appreciation/ (Depreciation)
Schroder Selection Global Series - Global High Yield						
Unit Class Hedging						
AUD	78,808,900	USD	57,089,325	31-Oct-2018		(176,012)
EUR	2,899,300	USD	3,431,107	25-Oct-2018		(66,040)
EUR	153,100	USD	182,141	31-Oct-2018		(4,359)
EUR	210,200	USD	249,285	29-Nov-2018		(4,621)
EUR	10,225,300	USD	12,072,623	06-Dec-2018		(162,553)
EUR	895,200	USD	1,044,004	10-Jan-2019		2,351
EUR	355,900	USD	423,460	07-Feb-2019		(6,451)
JPY	996,501,900	USD	8,852,302	31-Oct-2018		(44,548)
					USD	(462,233)
Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR						
Unit Class Hedging						
AUD	547,800	EUR	336,378	31-Oct-2018		4,303
JPY	159,004,100	EUR	1,197,281	31-Oct-2018		12,990
USD	1,023,600	EUR	869,238	11-Oct-2018		13,690
					EUR	30,983
Schroder Selection Global Series - Yield Equity						
Unit Class Hedging						
JPY	395,660,300	USD	3,514,800	31-Oct-2018		(17,688)
					USD	(17,688)
Schroder Selection New Market Series - Asian Bond						
Unit Class Hedging						
JPY	353,086,300	USD	3,136,599	31-Oct-2018		(15,784)
					USD	(15,784)
Schroder Selection New Market Series - BRIC Equity						
Unit Class Hedging						
JPY	820,381,600	USD	7,287,759	31-Oct-2018		(36,675)
					USD	(36,675)
Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond						
Unit Class Hedging						
JPY	80,228,700	USD	712,702	31-Oct-2018		(3,587)
					USD	(3,587)
Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity						
Unit Class Hedging						
JPY	626,187,600	USD	5,561,925	31-Oct-2018		(27,258)
					USD	(27,258)

Notes to the Financial Statements as at 30 September 2018 (cont)

Forward Foreign Exchange Contracts Counterparties

Fund	Counterparty		Unrealised Appreciation/(Depreciation)
Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced			
	Bank of America		29,666
	HSBC		25,074
		EUR	54,740
Schroder Selection EURO Series - EURO Bond			
	Bank of America		25,918
	HSBC		8,419
		EUR	34,337
Schroder Selection EURO Series - EURO Equity			
	Bank of America		54,986
	HSBC		26,889
		EUR	81,875
Schroder Selection EURO Series - European Opportunities			
	Bank of America		39,201
	HSBC		31,765
		EUR	70,966
Schroder Selection Global Series - Commodity			
	Bank of America		(24,546)
	HSBC		(5,131)
		USD	(29,677)
Schroder Selection Global Series - Global High Yield			
	Bank of America		(192,959)
	HSBC		(269,274)
		USD	(462,233)
Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR			
	Bank of America		695
	HSBC		30,288
		EUR	30,983
Schroder Selection Global Series - Yield Equity			
	Bank of America		(9,978)
	HSBC		(7,710)
		USD	(17,688)
Schroder Selection New Market Series - Asian Bond			
	Bank of America		(2,303)
	HSBC		(13,481)
		USD	(15,784)
Schroder Selection New Market Series - BRIC Equity			
	Bank of America		(3,901)
	HSBC		(32,774)
		USD	(36,675)
Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond			
	Bank of America		(422)
	HSBC		(3,165)
		USD	(3,587)
Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity			
	Bank of America		(6,202)
	HSBC		(21,056)
		USD	(27,258)

Notes to the Financial Statements
as at 30 September 2018 (cont)

Management Fee

The Management Company is entitled to a fee out of the NAV of all the sub-funds of the Fund. The fees are payable monthly. The rates for the year under review are shown below:

Sub-Fund	Management Fee
Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced	1.20%
Schroder Selection EURO Series - EURO Bond	0.95%
Schroder Selection EURO Series - EURO Equity	1.45%
Schroder Selection EURO Series - European Opportunities	1.45%
Schroder Selection Global Series - Commodity	1.50%
Schroder Selection Global Series - Global High Yield	1.15%
Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR	1.40%
Schroder Selection Global Series - Yield Equity	1.20%
Schroder Selection New Market Series - Asian Bond	1.20%
Schroder Selection New Market Series - BRIC Equity	1.45%
Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond	1.40%
Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity	1.45%

The Agent Company Fee of 0.05% p.a. is paid from the Management Fee.

These fees may be partially waived at the discretion of the Management Company.

In respect of Schroder Selection EURO Series - EURO Bond, the Management Company waives a portion of the Management Fee and the Unitholder Service Fee (as hereinafter defined), so that the total annual rate of these fees shall be 1.25% p.a. for the time being.

In respect of Schroder Selection Global Series - Global High Yield, the Management Company waives a portion of the Management Fee and the Unitholder Service Fee (as hereinafter defined), so that the total annual rate of these fees shall be 1.60% p.a. for the time being.

Please note that all underlying investments into Schroder ISF or Schroder AS are in I or X classes which bear no management fees.

Notes to the Financial Statements
as at 30 September 2018 (cont)

Unitholder Service Fee

The Management Company, Schroder Investment Management (Europe) S.A., is entitled to a Unitholder Service Fee out of the NAV of all the sub-funds of the Fund. The fees are payable monthly. The maximum rates are shown below:

Sub-Fund	Unitholder Service Fee
Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced	0.80%
Schroder Selection EURO Series - EURO Bond	0.65%
Schroder Selection EURO Series - EURO Equity	0.90%
Schroder Selection EURO Series - European Opportunities	0.90%
Schroder Selection Global Series - Commodity	0.90%
Schroder Selection Global Series - Global High Yield	0.75%
Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR	0.90%
Schroder Selection Global Series - Yield Equity	0.80%
Schroder Selection New Market Series - Asian Bond	0.80%
Schroder Selection New Market Series - BRIC Equity	0.90%
Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond	0.90%
Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity	0.90%

These fees may be partially waived at the discretion of the Management Company. Please see the Management Fee section regarding the fee for Schroder Selection EURO Series - EURO Bond and Schroder Selection Global Series - Global High Yield sub-funds.

Notes to the Financial Statements as at 30 September 2018 (cont)

Dividends

The Directors declared the following dividend distributions during the year under review:

Record Date	Ex-Dividend Date	Payment Date	Sub-Fund / Class	Currency	Dividend per Unit
05-Oct-2017	06-Oct-2017	18-Oct-2017	Schroder Selection New Market Series - Asian Bond A Monthly Income	USD	0.040
			Schroder Selection New Market Series - Asian Bond A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	4.000
			Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR A Monthly Income	EUR	0.030
			Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	3.000
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	USD	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	EUR	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	AUD	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	2.500
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	USD	0.070
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	EUR	0.070
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	7.000
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	AUD	0.080
06-Nov-2017	07-Nov-2017	16-Nov-2017	Schroder Selection New Market Series - Asian Bond A Monthly Income	USD	0.040
			Schroder Selection New Market Series - Asian Bond A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	4.000
			Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR A Monthly Income	EUR	0.030
			Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	3.000
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	USD	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	EUR	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	AUD	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	2.500
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	USD	0.070
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	EUR	0.070
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	7.000
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	AUD	0.080

Notes to the Financial Statements as at 30 September 2018 (cont)

Dividends

Record Date	Ex-Dividend Date	Payment Date	Sub-Fund / Class	Currency	Dividend per Unit
05-Dec-2017	06-Dec-2017	15-Dec-2017	Schroder Selection New Market Series - Asian Bond A Monthly Income	USD	0.040
			Schroder Selection New Market Series - Asian Bond A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	4.000
			Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR A Monthly Income	EUR	0.030
			Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	3.000
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	USD	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	EUR	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	AUD	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	2.500
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	USD	0.070
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	EUR	0.070
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	7.000
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	AUD	0.080
09-Jan-2018	10-Jan-2018	19-Jan-2018	Schroder Selection New Market Series - Asian Bond A Monthly Income	USD	0.040
			Schroder Selection New Market Series - Asian Bond A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	4.000
			Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR A Monthly Income	EUR	0.030
			Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	3.000
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	USD	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	EUR	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	AUD	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	2.500
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	USD	0.070
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	EUR	0.070
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	7.000
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	AUD	0.080

Notes to the Financial Statements as at 30 September 2018 (cont)

Dividends

Record Date	Ex-Dividend Date	Payment Date	Sub-Fund / Class	Currency	Dividend per Unit
05-Feb-2018	06-Feb-2018	16-Feb-2018	Schroder Selection New Market Series - Asian Bond A Monthly Income	USD	0.040
			Schroder Selection New Market Series - Asian Bond A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	4.000
			Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR A Monthly Income	EUR	0.030
			Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	3.000
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	USD	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	EUR	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	AUD	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	2.500
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	USD	0.070
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	EUR	0.070
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	7.000
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	AUD	0.080
05-Mar-2018	06-Mar-2018	15-Mar-2018	Schroder Selection New Market Series - Asian Bond A Monthly Income	USD	0.040
			Schroder Selection New Market Series - Asian Bond A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	4.000
			Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR A Monthly Income	EUR	0.030
			Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	3.000
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	USD	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	EUR	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	AUD	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	2.500
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	USD	0.070
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	EUR	0.070
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	7.000
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	AUD	0.080

Notes to the Financial Statements as at 30 September 2018 (cont)

Dividends

Record Date	Ex-Dividend Date	Payment Date	Sub-Fund / Class	Currency	Dividend per Unit
05-Apr-2018	06-Apr-2018	17-Apr-2018	Schroder Selection New Market Series - Asian Bond A Monthly Income	USD	0.040
			Schroder Selection New Market Series - Asian Bond A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	4.000
			Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR A Monthly Income	EUR	0.030
			Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	3.000
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	USD	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	EUR	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	AUD	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	2.500
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	USD	0.070
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	EUR	0.070
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	7.000
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	AUD	0.080
07-May-2018	08-May-2018	18-May-2018	Schroder Selection New Market Series - Asian Bond A Monthly Income	USD	0.040
			Schroder Selection New Market Series - Asian Bond A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	4.000
			Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR A Monthly Income	EUR	0.030
			Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	3.000
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	USD	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	EUR	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	AUD	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	2.500
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	USD	0.070
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	EUR	0.070
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	7.000
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	AUD	0.080

Notes to the Financial Statements as at 30 September 2018 (cont)

Dividends

Record Date	Ex-Dividend Date	Payment Date	Sub-Fund / Class	Currency	Dividend per Unit
05-Jun-2018	06-Jun-2018	15-Jun-2018	Schroder Selection New Market Series - Asian Bond A Monthly Income	USD	0.040
			Schroder Selection New Market Series - Asian Bond A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	4.000
			Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR A Monthly Income	EUR	0.030
			Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	3.000
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	USD	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	EUR	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	AUD	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	2.500
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	USD	0.070
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	EUR	0.070
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	7.000
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	AUD	0.080
05-Jul-2018	06-Jul-2018	18-Jul-2018	Schroder Selection New Market Series - Asian Bond A Monthly Income	USD	0.040
			Schroder Selection New Market Series - Asian Bond A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	4.000
			Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR A Monthly Income	EUR	0.030
			Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	3.000
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	USD	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	EUR	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	AUD	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	2.500
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	USD	0.070
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	EUR	0.070
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	7.000
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	AUD	0.080

Notes to the Financial Statements as at 30 September 2018 (cont)

Dividends

Record Date	Ex-Dividend Date	Payment Date	Sub-Fund / Class	Currency	Dividend per Unit
06-Aug-2018	07-Aug-2018	17-Aug-2018	Schroder Selection New Market Series - Asian Bond A Monthly Income	USD	0.040
			Schroder Selection New Market Series - Asian Bond A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	4.000
			Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR A Monthly Income	EUR	0.030
			Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	3.000
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	USD	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	EUR	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	AUD	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	2.500
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	USD	0.070
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	EUR	0.070
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	7.000
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	AUD	0.080
05-Sep-2018	06-Sep-2018	18-Sep-2018	Schroder Selection New Market Series - Asian Bond A Monthly Income	USD	0.040
			Schroder Selection New Market Series - Asian Bond A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	4.000
			Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR A Monthly Income	EUR	0.030
			Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	3.000
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	USD	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	EUR	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	AUD	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	2.500
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	USD	0.070
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	EUR	0.070
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	7.000
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	AUD	0.080

Subsequent Events

As at the date of the approval of the Financial Statements, there were no significant subsequent events.

次へ

Portfolio of Investments
as at 30 September 2018

Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced

Number of shares or Principal Amount	Units of authorised UCITS or other collective investment undertakings	Market Value EUR	% Net Assets
Luxembourg		34,691,548	98.70
EUR			
607,850	Schroder ISF EURO Bond - Class I Acc [a]	15,042,741	42.80
EUR			
371,401	Schroder ISF EURO Equity - Class I Acc [a]	19,648,807	55.90
Total Units of authorised UCITS or other collective investment undertakings		34,691,548	98.70
Total Investments		34,691,548	98.70
Other Net Assets		456,799	1.30
Net Asset Value		35,148,347	100.00

Schroder Selection EURO Series - EURO Bond

Number of shares or Principal Amount	Units of authorised UCITS or other collective investment undertakings	Market Value EUR	% Net Assets
Luxembourg		33,718,594	99.02
EUR			
1,362,508	Schroder ISF EURO Bond - Class I Acc [a]	33,718,594	99.02
Total Units of authorised UCITS or other collective investment undertakings		33,718,594	99.02
Total Investments		33,718,594	99.02
Other Net Assets		333,486	0.98
Net Asset Value		34,052,080	100.00

Schroder Selection EURO Series - EURO Equity

Number of shares or Principal Amount	Units of authorised UCITS or other collective investment undertakings	Market Value EUR	% Net Assets
Luxembourg		36,441,383	98.62
EUR			
688,814	Schroder ISF EURO Equity - Class I Acc [a]	36,441,383	98.62
Total Units of authorised UCITS or other collective investment undertakings		36,441,383	98.62
Total Investments		36,441,383	98.62
Other Net Assets		511,357	1.38
Net Asset Value		36,952,740	100.00

[a] The portfolio of investments of these underlying funds as at 30 September 2018 can be obtained upon request at the registered office of the Management Company.

The notes on pages 14 to 26 form an integral part of these financial statements.

Portfolio of Investments
as at 30 September 2018 (cont)

Schroder Selection EURO Series - European Opportunities

Number of shares or Principal Amount	Units of authorised UCITS or other collective investment undertakings	Market Value EUR	% Net Assets
Luxembourg		10,149,762	98.16
EUR			
80,493	Schroder ISF European Opportunities - Class I Acc [a]	10,149,762	98.16
Total Units of authorised UCITS or other collective investment undertakings		10,149,762	98.16
Total Investments		10,149,762	98.16
Other Net Assets		189,746	1.84
Net Asset Value		10,339,508	100.00

Schroder Selection Global Series - Commodity

Number of shares or Principal Amount	Units of authorised UCITS or other collective investment undertakings	Market Value USD	% Net Assets
Luxembourg		13,821,411	99.46
USD			
159,953	Schroder AS Commodity Fund - Class X Acc [a]	13,821,411	99.46
Total Units of authorised UCITS or other collective investment undertakings		13,821,411	99.46
Total Investments		13,821,411	99.46
Other Net Assets		75,343	0.54
Net Asset Value		13,896,754	100.00

Schroder Selection Global Series - Global High Yield

Number of shares or Principal Amount	Units of authorised UCITS or other collective investment undertakings	Market Value USD	% Net Assets
Luxembourg		173,438,866	99.57
USD			
3,195,358	Schroder ISF Global High Yield - Class I Acc [a]	173,438,866	99.57
Total Units of authorised UCITS or other collective investment undertakings		173,438,866	99.57
Total Investments		173,438,866	99.57
Other Net Assets		742,004	0.43
Net Asset Value		174,180,870	100.00

[a] The portfolio of investments of these underlying funds as at 30 September 2018 can be obtained upon request at the registered office of the Management Company.

The notes on pages 14 to 26 form an integral part of these financial statements.

Portfolio of Investments
as at 30 September 2018 (cont)

Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR

Number of shares or Principal Amount	Units of authorised UCITS or other collective investment undertakings	Market Value EUR	% Net Assets
Luxembourg		7,760,596	98.73
EUR			
331,171	Schroder ISF Wealth Preservation - Class I Acc [a]	7,760,596	98.73
Total Units of authorised UCITS or other collective investment undertakings		7,760,596	98.73
Total Investments		7,760,596	98.73
Other Net Assets		100,054	1.27
Net Asset Value		7,860,650	100.00

Schroder Selection Global Series - Yield Equity

Number of shares or Principal Amount	Units of authorised UCITS or other collective investment undertakings	Market Value USD	% Net Assets
Luxembourg		57,159,824	99.31
USD			
228,132	Schroder ISF Global Equity Yield - Class I Acc [a]	57,159,824	99.31
Total Units of authorised UCITS or other collective investment undertakings		57,159,824	99.31
Total Investments		57,159,824	99.31
Other Net Assets		399,316	0.69
Net Asset Value		57,559,140	100.00

Schroder Selection New Market Series - Asian Bond

Number of shares or Principal Amount	Units of authorised UCITS or other collective investment undertakings	Market Value USD	% Net Assets
Luxembourg		28,955,920	99.28
USD			
1,690,010	Schroder ISF Asian Bond Total Return - Class I Acc [a]	28,955,920	99.28
Total Units of authorised UCITS or other collective investment undertakings		28,955,920	99.28
Total Investments		28,955,920	99.28
Other Net Assets		210,069	0.72
Net Asset Value		29,165,989	100.00

[a] The portfolio of investments of these underlying funds as at 30 September 2018 can be obtained upon request at the registered office of the Management Company.

The notes on pages 14 to 26 form an integral part of these financial statements.

Portfolio of Investments
as at 30 September 2018 (cont)

Schroder Selection New Market Series - BRIC Equity

Number of shares or Principal Amount	Units of authorised UCITS or other collective investment undertakings	Market Value USD	% Net Assets
Luxembourg		29,849,487	99.32
USD			
99,835	Schroder ISF BRIC (Brazil, Russia, India, China) - Class I Acc [a]	29,849,487	99.32
Total Units of authorised UCITS or other collective investment undertakings		29,849,487	99.32
Total Investments		29,849,487	99.32
Other Net Assets		203,134	0.68
Net Asset Value		30,052,621	100.00

Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond

Number of shares or Principal Amount	Units of authorised UCITS or other collective investment undertakings	Market Value USD	% Net Assets
Luxembourg		6,725,612	99.06
USD			
180,832	Schroder ISF Emerging Markets Debt Absolute Return - Class I Acc [a]	6,725,612	99.06
Total Units of authorised UCITS or other collective investment undertakings		6,725,612	99.06
Total Investments		6,725,612	99.06
Other Net Assets		63,946	0.94
Net Asset Value		6,789,558	100.00

Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity

Number of shares or Principal Amount	Units of authorised UCITS or other collective investment undertakings	Market Value USD	% Net Assets
Luxembourg		31,177,406	99.35
USD			
366,059	Schroder ISF Greater China - Class I Acc [a]	31,177,406	99.35
Total Units of authorised UCITS or other collective investment undertakings		31,177,406	99.35
Total Investments		31,177,406	99.35
Other Net Assets		204,658	0.65
Net Asset Value		31,382,064	100.00

[a] The portfolio of investments of these underlying funds as at 30 September 2018 can be obtained upon request at the registered office of the Management Company.

The notes on pages 14 to 26 form an integral part of these financial statements.

次へ

Appendix I - Total Expense Ratio (the "TER")
for the Year Ended 30 September 2018 (Unaudited)

Sub-fund	Class A
Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced	2.14%
Schroder Selection EURO Series - EURO Bond	1.38%
Schroder Selection EURO Series - EURO Equity	2.48%
Schroder Selection EURO Series - European Opportunities	2.51%
Schroder Selection Global Series - Commodity	2.54%
Schroder Selection Global Series - Global High Yield	1.73%
Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR	2.46%
Schroder Selection Global Series - Yield Equity	2.14%
Schroder Selection New Market Series - Asian Bond	2.14%
Schroder Selection New Market Series - BRIC Equity	2.49%
Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond	2.44%
Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity	2.48%

The notes on pages 14 to 26 form an integral part of these financial statements.

（２）【2017年９月30日終了年度】

①【貸借対照表】

シュローダー・セレクション
純資産計算書
2017年９月30日現在

	シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス		シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産				
投資有価証券				
有価証券取得原価	19,649,876	2,495,534	28,296,495	3,593,655
未実現利益／（損失）**	10,286,427	1,306,376	8,688,447	1,103,433
有価証券時価	29,936,303	3,801,910	36,984,942	4,697,088
為替予約契約に係る未実現純利益／（損失）**	(36,638)	(4,653)	(26,850)	(3,410)
	29,899,665	3,797,257	36,958,092	4,693,678
現金預金	371,855	47,226	406,825	51,667
有価証券売却未収金	235	30	49,666	6,308
通貨ヘッジクラスの為替予約担保未収金	—	—	—	—
未収申込金	9,787	1,243	—	—
未収利息	—	—	—	—
未収雑費および前払費用	—	—	—	—
資産合計	30,281,542	3,845,756	37,414,583	4,751,652
負債				
当座借越	—	—	—	—
有価証券購入未払金	72,855	9,253	19,868	2,523
通貨ヘッジクラスの為替予約担保コール未払金（純額）	—	—	—	—
未払買戻金	238	30	50,168	6,371
未払利息	101	13	124	16
未払管理報酬	28,503	3,620	23,794	3,022
その他の未払金	38,753	4,922	36,416	4,625
負債合計	140,450	17,837	130,370	16,557
純資産総額	30,141,092	3,827,919	37,284,213	4,735,095
未実現利益／（損失）の内訳				
投資有価証券に係る未実現利益	10,286,427	1,306,376	8,688,447	1,103,433
投資有価証券に係る未実現（損失）	—		—	—
為替予約契約に係る未実現利益	—	—	—	—
為替予約契約に係る未実現（損失）	(36,638)	(4,653)	(26,850)	(3,410)

** 計算の詳細については、未実現利益／（損失）の内訳を参照のこと。

注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
純資産計算書（続き）
2017年９月30日現在

	シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ		シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・オポチュニティ	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産				
投資有価証券				
有価証券取得原価	26,506,089	3,366,273	4,306,314	546,902
未実現利益／（損失）**	11,474,715	1,457,289	431,580	54,811
有価証券時価	37,980,804	4,823,562	4,737,894	601,713
為替予約契約に係る未実現純利益／（損失）**	(67,430)	(8,564)	(6,749)	(857)
	37,913,374	4,814,998	4,731,145	600,855
現金預金	536,448	68,129	78,766	10,003
有価証券売却未収金	22,203	2,820	—	—
通貨ヘッジクラスの為替予約担保未収金	—	—	—	—
未収申込金	3,100	394	—	—
未収利息	—	—	—	—
未収雑費および前払費用	—	—	—	—
資産合計	38,475,125	4,886,341	4,809,911	610,859
負債				
当座借越	—	—	—	—
有価証券購入未払金	105,167	13,356	29,506	3,747
通貨ヘッジクラスの為替予約担保コール未払金（純額）	—	—	—	—
未払買戻金	22,397	2,844	—	—
未払利息	153	19	22	3
未払管理報酬	43,655	5,544	5,328	677
その他の未払金	51,418	6,530	9,068	1,152
負債合計	222,790	28,294	43,924	5,578
純資産総額	38,252,335	4,858,047	4,765,987	605,280
未実現利益／（損失）の内訳				
投資有価証券に係る未実現利益	11,474,715	1,457,289	431,580	54,811
投資有価証券に係る未実現（損失）	—	—	—	—
為替予約契約に係る未実現利益	—	—	—	—
為替予約契約に係る未実現（損失）	(67,430)	(8,564)	(6,749)	(857)

** 計算の詳細については、未実現利益／（損失）の内訳を参照のこと。

注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
純資産計算書（続き）
2017年９月30日現在

	シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ コモディティ		シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド	
	米ドル	千円	米ドル	千円
資産				
投資有価証券				
有価証券取得原価	20,245,939	2,247,299	175,413,588	19,470,908
未実現利益／（損失）**	(3,103,555)	(344,495)	28,919,127	3,210,023
有価証券時価	17,142,384	1,902,805	204,332,715	22,680,931
為替予約契約に係る未実現純利益／（損失）**	(54,271)	(6,024)	(688,689)	(76,444)
	17,088,113	1,896,781	203,644,026	22,604,487
現金預金	—	—	2,110,881	234,308
有価証券売却未収金	82,237	9,128	1,367,674	151,812
通貨ヘッジクラスの為替予約担保未収金	66,550	7,387	1,052,351	116,811
未収申込金	17,520	1,945	370,673	41,145
未収利息	—	—	—	—
未収雑費および前払費用	—	—	942	105
資産合計	17,254,420	1,915,241	208,546,547	23,148,667
負債				
当座借越	2,149	239	—	—
有価証券購入未払金	17,362	1,927	367,998	40,848
通貨ヘッジクラスの為替予約担保コール未払金（純額）	72,237	8,018	1,191,939	132,305
未払買戻金	320	36	24,500	2,720
未払利息	238	26	301	33
未払管理報酬	20,580	2,284	166,587	18,491
その他の未払金	27,456	3,048	227,682	25,273
負債合計	140,342	15,578	1,979,007	219,670
純資産総額	17,114,078	1,899,663	206,567,540	22,928,997
未実現利益／（損失）の内訳				
投資有価証券に係る未実現利益	—	—	28,919,127	3,210,023
投資有価証券に係る未実現（損失）	(3,103,555)	(344,495)	—	—
為替予約契約に係る未実現利益	2,126	236	156,275	17,347
為替予約契約に係る未実現（損失）	(56,397)	(6,260)	(844,964)	(93,791)

** 計算の詳細については、未実現利益／（損失）の内訳を参照のこと。

注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
純資産計算書（続き）
2017年９月30日現在

	シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション		シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ イールド・エクイティ	
	ユーロ	千円	米ドル	千円
資産				
投資有価証券				
有価証券取得原価	8,794,541	1,116,907	35,363,387	3,925,336
未実現利益／（損失）**	1,045,367	132,762	10,966,009	1,217,227
有価証券時価	9,839,908	1,249,668	46,329,396	5,142,563
為替予約契約に係る未実現純利益／（損失）**	(11,593)	(1,472)	(16,186)	(1,797)
	9,828,315	1,248,196	46,313,210	5,140,766
現金預金	107,266	13,623	351,272	38,991
有価証券売却未収金	—	—	312,649	34,704
通貨ヘッジクラスの為替予約担保未収金	—	—	—	—
未収申込金	—	—	400	44
未収利息	—	—	—	—
未収雑費および前払費用	—	—	—	—
資産合計	9,935,581	1,261,819	46,977,531	5,214,506
負債				
当座借越	—	—	—	—
有価証券購入未払金	7,128	905	396	44
通貨ヘッジクラスの為替予約担保コール未払金（純額）	—	—	—	—
未払買戻金	—	—	285,566	31,698
未払利息	37	5	—	—
未払管理報酬	11,086	1,408	44,461	4,935
その他の未払金	17,158	2,179	62,417	6,928
負債合計	35,409	4,497	392,840	43,605
純資産総額	9,900,172	1,257,322	46,584,691	5,170,901
未実現利益／（損失）の内訳				
投資有価証券に係る未実現利益	1,045,367	132,762	10,966,009	1,217,227
投資有価証券に係る未実現（損失）	—	—	—	—
為替予約契約に係る未実現利益	6,175	784	—	—
為替予約契約に係る未実現（損失）	(17,768)	(2,257)	(16,186)	(1,797)

** 計算の詳細については、未実現利益／（損失）の内訳を参照のこと。

注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
純資産計算書（続き）
2017年９月30日現在

	シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド		シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ ＢＲＩＣ・エクイティ	
	米ドル	千円	米ドル	千円
資産				
投資有価証券				
有価証券取得原価	26,594,510	2,951,991	23,923,904	2,655,553
未実現利益／（損失）**	7,707,163	855,495	9,017,463	1,000,938
有価証券時価	34,301,673	3,807,486	32,941,367	3,656,492
為替予約契約に係る未実現純利益／（損失）**	(21,273)	(2,361)	(49,509)	(5,495)
	34,280,400	3,805,124	32,891,858	3,650,996
現金預金	282,755	31,386	263,621	29,262
有価証券売却未収金	112,813	12,522	215,117	23,878
通貨ヘッジクラスの為替予約担保未収金	—	—	81,522	9,049
未収申込金	1,449	161	—	—
未収利息	—	—	—	—
未収雑費および前払費用	100	11	—	—
資産合計	34,677,517	3,849,204	33,452,118	3,713,185
負債				
当座借越	—	—	—	—
有価証券購入未払金	1,441	160	—	—
通貨ヘッジクラスの為替予約担保コール未払金（純額）	—	—	81,522	9,049
未払買戻金	107,203	11,900	91,287	10,133
未払利息	—	—	—	—
未払管理報酬	33,347	3,702	39,644	4,400
その他の未払金	44,805	4,973	46,596	5,172
負債合計	186,796	20,734	259,049	28,754
純資産総額	34,490,721	3,828,470	33,193,069	3,684,431
未実現利益／（損失）の内訳				
投資有価証券に係る未実現利益	7,707,163	855,495	9,017,463	1,000,938
投資有価証券に係る未実現（損失）	—	—	—	—
為替予約契約に係る未実現利益	—	—	—	—
為替予約契約に係る未実現（損失）	(21,273)	(2,361)	(49,509)	(5,495)

** 計算の詳細については、未実現利益／（損失）の内訳を参照のこと。

注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
純資産計算書（続き）
2017年９月30日現在

	シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド		シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ	
	米ドル	千円	米ドル	千円
資産				
投資有価証券				
有価証券取得原価	6,535,298	725,418	14,984,973	1,663,332
未実現利益／（損失）**	1,844,624	204,753	12,821,478	1,423,184
有価証券時価	8,379,922	930,171	27,806,451	3,086,516
為替予約契約に係る未実現純利益／（損失）**	(5,142)	(571)	(28,596)	(3,174)
	8,374,780	929,601	27,777,855	3,083,342
現金預金	62,103	6,893	309,318	34,334
有価証券売却未収金	45,215	5,019	—	—
通貨ヘッジクラスの為替予約担保未収金	—	—	—	—
未収申込金	—	—	—	—
未収利息	14	2	49	5
未収雑費および前払費用	—	—	—	—
資産合計	8,482,112	941,514	28,087,222	3,117,682
負債				
当座借越	—	—	—	—
有価証券購入未払金	3	0	29,541	3,279
通貨ヘッジクラスの為替予約担保コール未払金（純額）	—	—	—	—
未払買戻金	19,126	2,123	—	—
未払利息	—	—	—	—
未払管理報酬	9,567	1,062	32,838	3,645
その他の未払金	12,559	1,394	38,555	4,280
負債合計	41,255	4,579	100,934	11,204
純資産総額	8,440,857	936,935	27,986,288	3,106,478
未実現利益／（損失）の内訳				
投資有価証券に係る未実現利益	1,844,624	204,753	12,821,478	1,423,184
投資有価証券に係る未実現（損失）	—	—	—	—
為替予約契約に係る未実現利益	—	—	—	—
為替予約契約に係る未実現（損失）	(5,142)	(571)	(28,596)	(3,174)

** 計算の詳細については、未実現利益／（損失）の内訳を参照のこと。

注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
純資産計算書（続き）
2017年９月30日現在

	合計*	
	ユーロ	千円
資産		
投資有価証券		
有価証券取得原価	343,742,540	43,655,303
未実現利益／（損失）**	89,555,121	11,373,500
有価証券時価	433,297,661	55,028,803
為替予約契約に係る未実現純利益／（損失）**	(879,349)	(111,677)
	432,418,312	54,917,126
現金預金	4,358,357	553,511
有価証券売却未収金	1,877,495	238,442
通貨ヘッジクラスの為替予約担保未収金	1,014,762	128,875
未収申込金	342,604	43,511
未収利息	53	7
未収雑費および前払費用	881	112
資産合計	440,012,464	55,881,583
負債		
当座借越	1,817	231
有価証券購入未払金	586,811	74,525
通貨ヘッジクラスの為替予約担保コール未払金（純額）	1,137,568	144,471
未払買戻金	519,143	65,931
未払利息	893	113
未払管理報酬	405,718	51,526
その他の未払金	541,727	68,799
負債合計	3,193,677	405,597
純資産総額	436,818,787	55,475,986
未実現利益／（損失）の内訳		
投資有価証券に係る未実現利益	92,178,671	11,706,691
投資有価証券に係る未実現（損失）	(2,623,550)	(333,191)
為替予約契約に係る未実現利益	140,077	17,790
為替予約契約に係る未実現（損失）	(1,019,426)	(129,467)

* ユーロで表示されている純資産計算書の合計に関して、ユーロ以外の通貨で表示された資産および負債は、2017年９月30日における下記の為替レートで換算されている。
１ユーロ＝1.182959973米ドル

** 計算の詳細については、未実現利益／（損失）の内訳を参照のこと。

注記は、財務書類と不可分のものである。

次へ

シュローダー・セレクション
純資産計算書（続き）
2017年９月30日現在

	シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス		シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド	
純資産価額				
2017年９月30日現在	30,141,092ユーロ	3,827,919千円	37,284,213ユーロ	4,735,095千円
2016年９月30日現在	32,465,374ユーロ	4,123,102千円	45,377,887ユーロ	5,762,992千円
2015年９月30日現在	33,894,897ユーロ	4,304,652千円	44,280,689ユーロ	5,623,648千円
発行済受益証券口数*				
2017年９月30日現在				
クラスA（豪ドル）受益証券	－口		－口	
クラスA（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
クラスA（ユーロ）受益証券	1,030,512口		1,897,358口	
クラスA（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
クラスA（米ドル）受益証券	－口		－口	
クラスA（円）受益証券	356,776口		382,035口	
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	－口		－口	
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	－口		－口	
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	－口		－口	
クラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
2016年９月30日現在				
クラスA（豪ドル）受益証券	－口		－口	
クラスA（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
クラスA（ユーロ）受益証券	1,166,053口		2,152,980口	
クラスA（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
クラスA（米ドル）受益証券	－口		－口	
クラスA（円）受益証券	442,389口		525,389口	
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	－口		－口	
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	－口		－口	
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	－口		－口	
クラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
2015年９月30日現在				
クラスA（豪ドル）受益証券	－口		－口	
クラスA（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
クラスA（ユーロ）受益証券	1,265,272口		2,059,598口	
クラスA（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
クラスA（米ドル）受益証券	－口		－口	
クラスA（円）受益証券	529,745口		713,397口	
クラスB（ユーロ）受益証券	18,074口		122,929口	
クラスB（米ドル）受益証券	－口		－口	
クラスB（円）受益証券	2口		6,725口	
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	－口		－口	
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	－口		－口	
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	－口		－口	
クラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	

* クラス受益証券に対して用いられる命名法については、財務書類に対する注記中の「クラス受益証券」の項目を参照のこと。

注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
純資産計算書（続き）
2017年９月30日現在

	シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス		シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド	
１口当たり純資産価格**				
2017年９月30日現在				
クラスA（豪ドル）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスA（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスA（ユーロ）受益証券	23.84ユーロ	3,028円	17.53ユーロ	2,226円
クラスA（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスA（米ドル）受益証券	－米ドル		－米ドル	
クラスA（円）受益証券	2,077円		1,402円	
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	－米ドル		－米ドル	
クラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券	－円		－円	
2016年９月30日現在				
クラスA（豪ドル）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスA（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスA（ユーロ）受益証券	21.56ユーロ	2,738円	17.98ユーロ	2,283円
クラスA（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスA（米ドル）受益証券	－米ドル		－米ドル	
クラスA（円）受益証券	1,871円		1,435円	
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	－米ドル		－米ドル	
クラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券	－円		－円	
2015年９月30日現在				
クラスA（豪ドル）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスA（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスA（ユーロ）受益証券	20.90ユーロ	2,654円	17.02ユーロ	2,162円
クラスA（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスA（米ドル）受益証券	－米ドル		－米ドル	
クラスA（円）受益証券	1,802円		1,357円	
クラスB（ユーロ）受益証券	19.61ユーロ	2,490円	15.97ユーロ	2,028円
クラスB（米ドル）受益証券	－米ドル		－米ドル	
クラスB（円）受益証券	1,721円		1,277円	
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	－米ドル		－米ドル	
クラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券	－円		－円	

** 各クラス受益証券の１口当たり純資産価格は、クラス受益証券の通貨で表示されている。
注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
純資産計算書（続き）
2017年９月30日現在

	シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ		シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・オポチュニティ	
純資産価額				
2017年９月30日現在	38,252,335ユーロ	4,858,047千円	4,765,987ユーロ	605,280千円
2016年９月30日現在	50,606,844ユーロ	6,427,069千円	7,904,734ユーロ	1,003,901千円
2015年９月30日現在	56,033,768ユーロ	7,116,289千円	－ユーロ	－千円
発行済受益証券口数*				
2017年９月30日現在				
クラスA（豪ドル）受益証券	－口		－口	
クラスA（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
クラスA（ユーロ）受益証券	1,006,028口		114,073口	
クラスA（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
クラスA（米ドル）受益証券	－口		290,532口	
クラスA（円）受益証券	518,784口		74,821口	
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	－口		－口	
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	－口		－口	
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	－口		－口	
クラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
2016年９月30日現在				
クラスA（豪ドル）受益証券	－口		－口	
クラスA（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
クラスA（ユーロ）受益証券	1,270,434口		118,468口	
クラスA（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
クラスA（米ドル）受益証券	－口		544,859口	
クラスA（円）受益証券	1,122,778口		206,960口	
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	－口		－口	
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	－口		－口	
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	－口		－口	
クラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
2015年９月30日現在				
クラスA（豪ドル）受益証券	－口		－口	
クラスA（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
クラスA（ユーロ）受益証券	1,383,760口		－口	
クラスA（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
クラスA（米ドル）受益証券	－口		－口	
クラスA（円）受益証券	1,558,610口		－口	
クラスB（ユーロ）受益証券	16,761口		－口	
クラスB（米ドル）受益証券	－口		－口	
クラスB（円）受益証券	757口		－口	
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	－口		－口	
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	－口		－口	
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	－口		－口	
クラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	

* クラス受益証券に対して用いられる命名法については、財務書類に対する注記中の「クラス受益証券」の項目を参照のこと。

注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
純資産計算書（続き）
2017年９月30日現在

	シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ		シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・オポチュニティ	
１口当たり純資産価格**				
2017年９月30日現在				
クラスA（豪ドル）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスA（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスA（ユーロ）受益証券	27.88ユーロ	3,541円	11.28ユーロ	1,433円
クラスA（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスA（米ドル）受益証券	－米ドル		11.54米ドル	1,281円
クラスA（円）受益証券	2,613円		1,144円	
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	－米ドル		－米ドル	
クラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券	－円		－円	
2016年９月30日現在				
クラスA（豪ドル）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスA（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスA（ユーロ）受益証券	23.06ユーロ	2,929円	9.95ユーロ	1,264円
クラスA（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスA（米ドル）受益証券	－米ドル		10.03米ドル	1,113円
クラスA（円）受益証券	2,146円		1,004円	
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	－米ドル		－米ドル	
クラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券	－円		－円	
2015年９月30日現在				
クラスA（豪ドル）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスA（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスA（ユーロ）受益証券	22.70ユーロ	2,883円	－ユーロ	
クラスA（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスA（米ドル）受益証券	－米ドル		－米ドル	
クラスA（円）受益証券	2,093円		－円	
クラスB（ユーロ）受益証券	21.30ユーロ	2,705円	－ユーロ	
クラスB（米ドル）受益証券	－米ドル		－米ドル	
クラスB（円）受益証券	1,966円		－円	
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	－米ドル		－米ドル	
クラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券	－円		－円	

** 各クラス受益証券の１口当たり純資産価格は、クラス受益証券の通貨で表示されている。
注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
純資産計算書（続き）
2017年９月30日現在

	シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ コモディティ		シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド	
純資産価額				
2017年９月30日現在	17,114,078米ドル	1,899,663千円	206,567,540米ドル	22,928,997千円
2016年９月30日現在	18,853,703米ドル	2,092,761千円	174,101,272米ドル	19,325,241千円
2015年９月30日現在	19,354,902米ドル	2,148,394千円	169,007,148米ドル	18,759,793千円
発行済受益証券口数*				
2017年９月30日現在				
クラスA（豪ドル）受益証券	813,719口		3,129,467口	
クラスA（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
クラスA（ユーロ）受益証券	218,307口		742,338口	
クラスA（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
クラスA（米ドル）受益証券	1,864,550口		2,660,386口	
クラスA（円）受益証券	650,614口		710,898口	
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	－口		2,725,443口	
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	－口		403,520口	
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	－口		5,704,237口	
クラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券	－口		1,487,803口	
2016年９月30日現在				
クラスA（豪ドル）受益証券	902,762口		3,031,901口	
クラスA（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
クラスA（ユーロ）受益証券	244,800口		532,194口	
クラスA（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
クラスA（米ドル）受益証券	1,948,774口		2,692,832口	
クラスA（円）受益証券	570,913口		457,672口	
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	－口		2,767,899口	
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	－口		377,018口	
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	－口		4,585,385口	
クラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券	－口		832,194口	
2015年９月30日現在				
クラスA（豪ドル）受益証券	781,439口		2,879,437口	
クラスA（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
クラスA（ユーロ）受益証券	188,547口		608,981口	
クラスA（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
クラスA（米ドル）受益証券	2,222,753口		3,535,535口	
クラスA（円）受益証券	621,316口		464,967口	
クラスB（ユーロ）受益証券	－口		－口	
クラスB（米ドル）受益証券	－口		－口	
クラスB（円）受益証券	－口		－口	
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	－口		2,577,001口	
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	－口		379,913口	
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	－口		4,308,513口	
クラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券	－口		703,691口	

* クラス受益証券に対して用いられる命名法については、財務書類に対する注記中の「クラス受益証券」の項目を参照のこと。

注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
純資産計算書（続き）
2017年９月30日現在

	シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ コモディティ		シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド	
１口当たり純資産価格**				
2017年９月30日現在				
クラスA（豪ドル）受益証券	5.80豪ドル	453円	22.98豪ドル	1,797円
クラスA（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスA（ユーロ）受益証券	4.69ユーロ	596円	17.96ユーロ	2,281円
クラスA（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスA（米ドル）受益証券	5.03米ドル	558円	18.66米ドル	2,071円
クラスA（円）受益証券	486円		1,795円	
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	－豪ドル		6.95豪ドル	543円
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	－ユーロ		7.19ユーロ	913円
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	－米ドル		7.50米ドル	833円
クラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券	－円		925円	
2016年９月30日現在				
クラスA（豪ドル）受益証券	6.08豪ドル	475円	21.09豪ドル	1,649円
クラスA（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスA（ユーロ）受益証券	5.04ユーロ	640円	16.90ユーロ	2,146円
クラスA（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスA（米ドル）受益証券	5.31米ドル	589円	17.25米ドル	1,915円
クラスA（円）受益証券	521円		1,686円	
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	－豪ドル		7.29豪ドル	570円
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	－ユーロ		7.59ユーロ	964円
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	－米ドル		7.74米ドル	859円
クラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券	－円		844円	
2015年９月30日現在				
クラスA（豪ドル）受益証券	6.19豪ドル	484円	19.13豪ドル	1,496円
クラスA（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスA（ユーロ）受益証券	5.24ユーロ	665円	15.73ユーロ	1,998円
クラスA（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスA（米ドル）受益証券	5.43米ドル	603円	15.89米ドル	1,764円
クラスA（円）受益証券	537円		1,564円	
クラスB（ユーロ）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスB（米ドル）受益証券	－米ドル		－米ドル	
クラスB（円）受益証券	－円		－円	
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	－豪ドル		7.61豪ドル	595円
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	－ユーロ		7.89ユーロ	1,002円
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	－米ドル		7.96米ドル	884円
クラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券	－円		1,012円	

** 各クラス受益証券の１口当たり純資産価格は、クラス受益証券の通貨で表示されている。

注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
純資産計算書（続き）
2017年９月30日現在

	シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション		シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ イールド・エクイティ	
純資産価額				
2017年９月30日現在	9,900,172ユーロ	1,257,322千円	46,584,691米ドル	5,170,901千円
2016年９月30日現在	12,305,214ユーロ	1,562,762千円	52,148,452米ドル	5,788,478千円
2015年９月30日現在	8,698,950ユーロ	1,104,767千円	60,377,109米ドル	6,701,859千円
発行済受益証券口数*				
2017年９月30日現在				
クラスA（豪ドル）受益証券	78,515口		－口	
クラスA（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－口		523,091口	
クラスA（ユーロ）受益証券	317,783口		－口	
クラスA（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－口		136,869口	
クラスA（米ドル）受益証券	175,814口		1,566,866口	
クラスA（円）受益証券	206,247口		231,429口	
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	－口		－口	
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	154,747口		－口	
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	－口		388,348口	
クラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－口		63,389口	
クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－口		36,386口	
クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券	302,315口		223,565口	
2016年９月30日現在				
クラスA（豪ドル）受益証券	48,231口		－口	
クラスA（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－口		686,487口	
クラスA（ユーロ）受益証券	336,625口		－口	
クラスA（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－口		174,960口	
クラスA（米ドル）受益証券	281,299口		2,246,431口	
クラスA（円）受益証券	227,626口		332,298口	
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	－口		－口	
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	213,584口		－口	
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	－口		463,955口	
クラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－口		70,702口	
クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－口		38,839口	
クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券	333,155口		247,950口	
2015年９月30日現在				
クラスA（豪ドル）受益証券	30,015口		－口	
クラスA（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－口		812,193口	
クラスA（ユーロ）受益証券	333,240口		－口	
クラスA（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－口		164,507口	
クラスA（米ドル）受益証券	18,765口		2,935,678口	
クラスA（円）受益証券	190,878口		384,601口	
クラスB（ユーロ）受益証券	3,124口		－口	
クラスB（米ドル）受益証券	－口		25,787口	
クラスB（円）受益証券	1,237口		2,576口	
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	－口		－口	
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	228,990口		－口	
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	－口		481,580口	
クラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－口		73,726口	
クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－口		39,573口	
クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券	380,053口		364,810口	

* クラス受益証券に対して用いられる命名法については、財務書類に対する注記中の「クラス受益証券」の項目を参照のこと。

注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
純資産計算書（続き）
2017年９月30日現在

	シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション		シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ イールド・エクイティ	
１口当たり純資産価格**				
2017年９月30日現在				
クラスA（豪ドル）受益証券	10.78豪ドル	843円	－豪ドル	
クラスA（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－豪ドル		21.36豪ドル	1,670円
クラスA（ユーロ）受益証券	11.89ユーロ	1,510円	－ユーロ	
クラスA（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－ユーロ		20.90ユーロ	2,654円
クラスA（米ドル）受益証券	10.06米ドル	1,117円	15.34米ドル	1,703円
クラスA（円）受益証券	1,056円		1,393円	
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	6.60ユーロ	838円	－ユーロ	
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	－米ドル		10.39米ドル	1,153円
クラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－豪ドル		17.80豪ドル	1,392円
クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－ユーロ		17.62ユーロ	2,238円
クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券	617円		929円	
2016年９月30日現在				
クラスA（豪ドル）受益証券	10.72豪ドル	838円	－豪ドル	
クラスA（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－豪ドル		17.90豪ドル	1,399円
クラスA（ユーロ）受益証券	12.10ユーロ	1,537円	－ユーロ	
クラスA（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－ユーロ		18.07ユーロ	2,295円
クラスA（米ドル）受益証券	10.07米ドル	1,118円	12.53米ドル	1,391円
クラスA（円）受益証券	1,072円		1,151円	
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	7.08ユーロ	899円	－ユーロ	
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	－米ドル		8.76米ドル	972円
クラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－豪ドル		15.19豪ドル	1,188円
クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－ユーロ		15.50ユーロ	1,969円
クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券	568円		709円	
2015年９月30日現在				
クラスA（豪ドル）受益証券	9.39豪ドル	734円	－豪ドル	
クラスA（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－豪ドル		18.43豪ドル	1,441円
クラスA（ユーロ）受益証券	10.86ユーロ	1,379円	－ユーロ	
クラスA（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－ユーロ		17.06ユーロ	2,167円
クラスA（米ドル）受益証券	8.91米ドル	989円	11.85米ドル	1,315円
クラスA（円）受益証券	959円		1,090円	
クラスB（ユーロ）受益証券	10.33ユーロ	1,312円	－ユーロ	
クラスB（米ドル）受益証券	－米ドル		11.32米ドル	1,257円
クラスB（円）受益証券	924円		1,041円	
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	6.70ユーロ	851円	－ユーロ	
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	－米ドル		8.58米ドル	952円
クラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－豪ドル		15.95豪ドル	1,247円
クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－ユーロ		14.93ユーロ	1,896円
クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券	643円		828円	

** 各クラス受益証券の１口当たり純資産価格は、クラス受益証券の通貨で表示されている。

注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
純資産計算書（続き）
2017年９月30日現在

	シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド		シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ ＢＲＩＣ・エクイティ	
純資産価額				
2017年９月30日現在	34,490,721米ドル	3,828,470千円	33,193,069米ドル	3,684,431千円
2016年９月30日現在	43,401,235米ドル	4,817,537千円	35,170,225米ドル	3,903,895千円
2015年９月30日現在	49,862,293米ドル	5,534,715千円	33,178,633米ドル	3,682,828千円
発行済受益証券口数*				
2017年９月30日現在				
クラスA（豪ドル）受益証券	－口		－口	
クラスA（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
クラスA（ユーロ）受益証券	－口		－口	
クラスA（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
クラスA（米ドル）受益証券	1,627,030口		1,514,461口	
クラスA（円）受益証券	404,611口		633,425口	
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	－口		－口	
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	－口		－口	
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	1,400,627口		－口	
クラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券	602,890口		－口	
2016年９月30日現在				
クラスA（豪ドル）受益証券	－口		－口	
クラスA（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
クラスA（ユーロ）受益証券	－口		－口	
クラスA（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
クラスA（米ドル）受益証券	1,950,480口		1,968,449口	
クラスA（円）受益証券	462,690口		781,076口	
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	－口		－口	
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	－口		－口	
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	1,799,318口		－口	
クラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券	737,909口		－口	
2015年９月30日現在				
クラスA（豪ドル）受益証券	－口		－口	
クラスA（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
クラスA（ユーロ）受益証券	－口		－口	
クラスA（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
クラスA（米ドル）受益証券	2,237,697口		2,172,291口	
クラスA（円）受益証券	556,975口		846,276口	
クラスB（ユーロ）受益証券	－口		－口	
クラスB（米ドル）受益証券	53,411口		153,284口	
クラスB（円）受益証券	5,920口		6,607口	
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	－口		－口	
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	－口		－口	
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	2,115,572口		－口	
クラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券	903,050口		－口	

* クラス受益証券に対して用いられる命名法については、財務書類に対する注記中の「クラス受益証券」の項目を参照のこと。

注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
純資産計算書（続き）
2017年９月30日現在

	シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド		シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ ＢＲＩＣ・エクイティ	
１口当たり純資産価格**				
2017年９月30日現在				
クラスＡ（豪ドル）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスＡ（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスＡ（ユーロ）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスＡ（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスＡ（米ドル）受益証券	12.90米ドル	1,432円	16.28米ドル	1,807円
クラスＡ（円）受益証券	1,022円		1,513円	
クラスＡ毎月分配型（豪ドル）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスＡ毎月分配型（ユーロ）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスＡ毎月分配型（米ドル）受益証券	5.01米ドル	556円	－米ドル	
クラスＡ毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスＡ毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスＡ毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券	521円		－円	
2016年９月30日現在				
クラスＡ（豪ドル）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスＡ（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスＡ（ユーロ）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスＡ（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスＡ（米ドル）受益証券	12.86米ドル	1,427円	13.04米ドル	1,447円
クラスＡ（円）受益証券	1,034円		1,230円	
クラスＡ毎月分配型（豪ドル）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスＡ毎月分配型（ユーロ）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスＡ毎月分配型（米ドル）受益証券	5.48米ドル	608円	－米ドル	
クラスＡ毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスＡ毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスＡ毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券	512円		－円	
2015年９月30日現在				
クラスＡ（豪ドル）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスＡ（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスＡ（ユーロ）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスＡ（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスＡ（米ドル）受益証券	12.36米ドル	1,372円	11.10米ドル	1,232円
クラスＡ（円）受益証券	1,003円		1,049円	
クラスＢ（ユーロ）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスＢ（米ドル）受益証券	11.67米ドル	1,295円	10.60米ドル	1,177円
クラスＢ（円）受益証券	948円		1,002円	
クラスＡ毎月分配型（豪ドル）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスＡ毎月分配型（ユーロ）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスＡ毎月分配型（米ドル）受益証券	5.73米ドル	636円	－米ドル	
クラスＡ毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスＡ毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスＡ毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券	634円		－円	

** 各クラス受益証券の１口当たり純資産価格は、クラス受益証券の通貨で表示されている。
注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
純資産計算書（続き）
2017年９月30日現在

	シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド		シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ	
純資産価額				
2017年９月30日現在	8,440,857米ドル	936,935千円	27,986,288米ドル	3,106,478千円
2016年９月30日現在	9,331,056米ドル	1,035,747千円	26,515,991米ドル	2,943,275千円
2015年９月30日現在	9,793,530米ドル	1,087,082千円	23,613,600米ドル	2,621,110千円
発行済受益証券口数*				
2017年９月30日現在				
クラスA（豪ドル）受益証券	－口		－口	
クラスA（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
クラスA（ユーロ）受益証券	－口		－口	
クラスA（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
クラスA（米ドル）受益証券	507,013口		547,606口	
クラスA（円）受益証券	83,731口		154,495口	
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	－口		－口	
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	－口		－口	
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	－口		－口	
クラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
2016年９月30日現在				
クラスA（豪ドル）受益証券	－口		－口	
クラスA（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
クラスA（ユーロ）受益証券	－口		－口	
クラスA（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
クラスA（米ドル）受益証券	571,964口		625,353口	
クラスA（円）受益証券	90,575口		192,529口	
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	－口		－口	
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	－口		－口	
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	－口		－口	
クラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
2015年９月30日現在				
クラスA（豪ドル）受益証券	－口		－口	
クラスA（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
クラスA（ユーロ）受益証券	－口		－口	
クラスA（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
クラスA（米ドル）受益証券	601,859口		700,052口	
クラスA（円）受益証券	109,457口		210,001口	
クラスB（ユーロ）受益証券	－口		－口	
クラスB（米ドル）受益証券	55,270口		12,914口	
クラスB（円）受益証券	4,489口		1,067口	
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	－口		－口	
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	－口		－口	
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	－口		－口	
クラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	
クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券	－口		－口	

* クラス受益証券に対して用いられる命名法については、財務書類に対する注記中の「クラス受益証券」の項目を参照のこと。

注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
純資産計算書（続き）
2017年９月30日現在

	シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド		シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ	
１口当たり純資産価格**				
2017年９月30日現在				
クラスA（豪ドル）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスA（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスA（ユーロ）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスA（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスA（米ドル）受益証券	14.91米ドル	1,655円	42.03米ドル	4,665円
クラスA（円）受益証券	1,182円		3,613円	
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	－米ドル		－米ドル	
クラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券	－円		－円	
2016年９月30日現在				
クラスA（豪ドル）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスA（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスA（ユーロ）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスA（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスA（米ドル）受益証券	14.49米ドル	1,608円	33.51米ドル	3,720円
クラスA（円）受益証券	1,167円		2,922円	
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	－米ドル		－米ドル	
クラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券	－円		－円	
2015年９月30日現在				
クラスA（豪ドル）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスA（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスA（ユーロ）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスA（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスA（米ドル）受益証券	13.40米ドル	1,487円	27.27米ドル	3,027円
クラスA（円）受益証券	1,090円		2,387円	
クラスB（ユーロ）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスB（米ドル）受益証券	12.65米ドル	1,404円	25.75米ドル	2,858円
クラスB（円）受益証券	1,030円		2,254円	
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	－米ドル		－米ドル	
クラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	－豪ドル		－豪ドル	
クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	－ユーロ		－ユーロ	
クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券	－円		－円	

** 各クラス受益証券の１口当たり純資産価格は、クラス受益証券の通貨で表示されている。

注記は、財務書類と不可分のものである。

②【損益計算書】

シュローダー・セレクション
運用計算書
2017年９月30日終了年度

	シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス		シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
収益				
銀行利息	―	―	―	―
収益合計	―	―	―	―
費用				
管理事務報酬	7,453	947	8,790	1,116
管理報酬	366,682	46,569	319,912	40,629
銀行および利子費用	1,619	206	2,173	276
保管報酬	5,217	663	5,495	698
年次税	142	18	222	28
販売報酬	244,455	31,046	179,950	22,854
その他の費用	27,355	3,474	35,726	4,537
費用合計	652,923	82,921	552,268	70,138
投資純利益／（損失）	(652,923)	(82,921)	(552,268)	(70,138)

注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
運用計算書（続き）
2017年９月30日終了年度

	シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ		シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・オポチュニティ	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
収益				
銀行利息	—	—	—	—
収益合計	—	—	—	—
費用				
管理事務報酬	9,175	1,165	6,743	856
管理報酬	631,126	80,153	85,850	10,903
銀行および利子費用	2,619	333	539	68
保管報酬	7,465	948	2,923	371
年次税	195	25	53	7
販売報酬	391,733	49,750	53,286	6,767
その他の費用	39,073	4,962	5,369	682
費用合計	1,081,386	137,336	154,763	19,655
投資純利益／（損失）	(1,081,386)	(137,336)	(154,763)	(19,655)

注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
運用計算書（続き）
2017年９月30日終了年度

	シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ コモディティ		シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド	
	米ドル	千円	米ドル	千円
収益				
銀行利息	—	—	—	—
収益合計	—	—	—	—
費用				
管理事務報酬	11,386	1,264	38,773	4,304
管理報酬	276,718	30,716	1,910,892	212,109
銀行および利子費用	260	29	1,156	128
保管報酬	5,249	583	33,767	3,748
年次税	70	8	1,088	121
販売報酬	166,031	18,429	1,146,535	127,265
その他の費用	16,435	1,824	169,886	18,857
費用合計	476,149	52,853	3,302,097	366,533
投資純利益／（損失）	(476,149)	(52,853)	(3,302,097)	(366,533)

注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
運用計算書（続き）
2017年９月30日終了年度

	シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション		シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ イールド・エクイティ	
	ユーロ	千円	米ドル	千円
収益				
銀行利息	—	—	77	9
収益合計	—	—	77	9
費用				
管理事務報酬	10,093	1,282	13,962	1,550
管理報酬	171,403	21,768	580,011	64,381
銀行および利子費用	650	83	3	0
保管報酬	4,197	533	10,030	1,113
年次税	56	7	194	22
販売報酬	110,187	13,994	386,674	42,921
その他の費用	11,019	1,399	43,108	4,785
費用合計	307,605	39,066	1,033,982	114,772
投資純利益／（損失）	(307,605)	(39,066)	(1,033,905)	(114,763)

注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
運用計算書（続き）
2017年９月30日終了年度

	シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド		シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ ＢＲＩＣ・エクイティ	
	米ドル	千円	米ドル	千円
収益				
銀行利息	78	9	234	26
収益合計	78	9	234	26
費用				
管理事務報酬	9,526	1,057	8,104	900
管理報酬	457,877	50,824	472,799	52,481
銀行および利子費用	4	0	―	―
保管報酬	6,513	723	5,681	631
年次税	189	21	114	13
販売報酬	305,251	33,883	293,461	32,574
その他の費用	34,094	3,784	29,242	3,246
費用合計	813,454	90,293	809,401	89,844
投資純利益／（損失）	(813,376)	(90,285)	(809,167)	(89,818)

注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
運用計算書（続き）
2017年９月30日終了年度

	シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド		シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ	
	米ドル	千円	米ドル	千円
収益				
銀行利息	221	25	738	82
収益合計	221	25	738	82
費用				
管理事務報酬	4,124	458	7,118	790
管理報酬	123,682	13,729	368,700	40,926
銀行および利子費用	—	—	—	—
保管報酬	1,619	180	4,288	476
年次税	41	5	84	9
販売報酬	79,510	8,826	228,848	25,402
その他の費用	7,891	876	22,740	2,524
費用合計	216,867	24,072	631,778	70,127
投資純利益／（損失）	(216,646)	(24,048)	(631,040)	(70,045)

注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
運用計算書（続き）
2017年９月30日終了年度

	合計*	
	ユーロ	千円
収益		
銀行利息	1,140	145
収益合計	1,140	145
費用		
管理事務報酬	120,864	15,350
管理報酬	5,117,510	649,924
銀行および利子費用	8,803	1,118
保管報酬	82,059	10,421
年次税	2,173	276
販売報酬	3,182,822	404,218
その他の費用	391,920	49,774
費用合計	8,906,151	1,131,081
投資純利益／（損失）	(8,905,011)	(1,130,936)

* ユーロで表示されている運用計算書の合計に関して、ユーロ以外の通貨で表示された資産および負債は、2017年９月30日における下記の為替レートで換算されている。

１ユーロ＝1.182959973米ドル

注記は、財務書類と不可分のものである。

次へ

シュローダー・セレクション
純資産変動計算書
2017年９月30日終了年度

	シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス		シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
投資純利益／（損失）**	(652,923)	(82,921)	(552,268)	(70,138)
以下に係る実現純利益／（損失）***				
有価証券売却に係る実現純利益／（損失）	2,944,210	373,915	2,407,356	305,734
為替予約契約に係る実現純利益／（損失）	(1,403,545)	(178,250)	(1,145,137)	(145,432)
その他の純資産の外国為替に係る実現純利益／（損失）	456,356	57,957	351,623	44,656
実現純利益／（損失）	1,997,021	253,622	1,613,842	204,958
投資に係る未実現利益／（損失）の純変動	766,823	97,387	(3,018,606)	(383,363)
為替予約契約に係る未実現利益／（損失）の純変動	(49,983)	(6,348)	(38,926)	(4,944)
未実現利益／（損失）の純変動	716,840	91,039	(3,057,532)	(388,307)
運用による純資産総額の純変動	2,060,938	261,739	(1,995,958)	(253,487)
受益証券発行純収入	978,424	124,260	2,193,660	278,595
受益証券買戻支払金	(5,363,644)	(681,183)	(8,291,376)	(1,053,005)
投資純利益から宣言された当年度の分配金	—	—	—	—
期中純資産増加／（減少）額	(2,324,282)	(295,184)	(8,093,674)	(1,027,897)
期首現在純資産****	32,465,374	4,123,102	45,377,887	5,762,992
期末現在純資産	30,141,092	3,827,919	37,284,213	4,735,095
実現利益／（損失）の内訳***				
有価証券売却に係る実現利益	2,944,679	373,974	2,407,836	305,795
有価証券売却に係る実現（損失）	(469)	(60)	(480)	(61)
為替予約契約に係る実現利益	175,491	22,287	140,664	17,864
為替予約契約に係る実現（損失）	(1,579,036)	(200,538)	(1,285,801)	(163,297)

** 投資純利益／（損失）の計算については、運用計算書を参照のこと。

*** 計算の詳細については、実現利益／（損失）の内訳を参照のこと。

**** 期首現在残高は、2017年９月30日付の為替レートを用いて合算されたものである。2016年９月30日付の為替レートを用いて合算された同純資産は、470,359,770ユーロの数字として反映された。

***** 本項に示されている実現金額は、当期の投資水準における実現純損益の合計を表したものである。

注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
純資産変動計算書（続き）
2017年９月30日終了年度

	シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ		シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・オポチュニティ	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
投資純利益／（損失）**	(1,081,386)	(137,336)	(154,763)	(19,655)
以下に係る実現純利益／（損失）***				
有価証券売却に係る実現純利益／（損失）	6,578,200	835,431	564,219	71,656
為替予約契約に係る実現純利益／（損失）	(3,312,363)	(420,670)	(90,338)	(11,473)
その他の純資産の外国為替に係る実現純利益／（損失）	1,030,391	130,860	(62,906)	(7,989)
実現純利益／（損失）	4,296,228	545,621	410,975	52,194
投資に係る未実現利益／（損失）の純変動	3,032,900	385,178	451,952	57,398
為替予約契約に係る未実現利益／（損失）の純変動	(106,847)	(13,570)	(46,219)	(5,870)
未実現利益／（損失）の純変動	2,926,053	371,609	405,733	51,528
運用による純資産総額の純変動	6,140,895	779,894	661,945	84,067
受益証券発行純収入	952,776	121,003	2,387,851	303,257
受益証券買戻支払金	(19,448,180)	(2,469,919)	(6,188,543)	(785,945)
投資純利益から宣言された当年度の分配金	—	—	—	—
期中純資産増加／（減少）額	(12,354,509)	(1,569,023)	(3,138,747)	(398,621)
期首現在純資産****	50,606,844	6,427,069	7,904,734	1,003,901
期末現在純資産	38,252,335	4,858,047	4,765,987	605,280
実現利益／（損失）の内訳***				
有価証券売却に係る実現利益	6,578,791	835,506	564,842	71,735
有価証券売却に係る実現（損失）	(591)	(75)	(623)	(79)
為替予約契約に係る実現利益	635,286	80,681	926,866	117,712
為替予約契約に係る実現（損失）	(3,947,649)	(501,351)	(1,017,204)	(129,185)

** 投資純利益／（損失）の計算については、運用計算書を参照のこと。

*** 計算の詳細については、実現利益／（損失）の内訳を参照のこと。

**** 期首現在残高は、2017年９月30日付の為替レートを用いて合算されたものである。2016年９月30日付の為替レートを用いて合算された同純資産は、470,359,770ユーロの数字として反映された。

***** 本項に示されている実現金額は、当期の投資水準における実現純損益の合計を表したものである。

注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
純資産変動計算書（続き）
2017年９月30日終了年度

	シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ コモディティ		シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド	
	米ドル	千円	米ドル	千円
投資純利益／（損失）**	(476,149)	(52,853)	(3,302,097)	(366,533)
以下に係る実現純利益／（損失）***				
有価証券売却に係る実現純利益／（損失）	(1,649,508)	(183,095)	18,575,104	2,061,837
為替予約契約に係る実現純利益／（損失）	(318,957)	(35,404)	3,292,790	365,500
その他の純資産の外国為替に係る実現純利益／（損失）	199,256	22,117	(47,906)	(5,318)
実現純利益／（損失）	(1,769,209)	(196,382)	21,819,988	2,422,019
投資に係る未実現利益／（損失）の純変動	1,069,168	118,678	(485,041)	(53,840)
為替予約契約に係る未実現利益／（損失）の純変動	(13,897)	(1,543)	(305,045)	(33,860)
未実現利益／（損失）の純変動	1,055,271	117,135	(790,086)	(87,700)
運用による純資産総額の純変動	(1,190,087)	(132,100)	17,727,805	1,967,786
受益証券発行純収入	4,217,910	468,188	83,215,838	9,236,958
受益証券買戻支払金	(4,767,448)	(529,187)	(60,924,280)	(6,762,595)
投資純利益から宣言された当年度の分配金	—	—	(7,553,095)	(838,394)
期中純資産増加／（減少）額	(1,739,625)	(193,098)	32,466,268	3,603,756
期首現在純資産****	18,853,703	2,092,761	174,101,272	19,325,241
期末現在純資産	17,114,078	1,899,663	206,567,540	22,928,997
実現利益／（損失）の内訳***				
有価証券売却に係る実現利益	754	84	18,581,900	2,062,591
有価証券売却に係る実現（損失）	(1,650,262)	(183,179)	(6,796)	(754)
為替予約契約に係る実現利益	1,682,089	186,712	23,178,286	2,572,790
為替予約契約に係る実現（損失）	(2,001,046)	(222,116)	(19,885,496)	(2,207,290)

** 投資純利益／（損失）の計算については、運用計算書を参照のこと。

*** 計算の詳細については、実現利益／（損失）の内訳を参照のこと。

**** 期首現在残高は、2017年９月30日付の為替レートを用いて合算されたものである。2016年９月30日付の為替レートを用いて合算された同純資産は、470,359,770ユーロの数字として反映された。

***** 本項に示されている実現金額は、当期の投資水準における実現純損益の合計を表したものである。

注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
純資産変動計算書（続き）
2017年９月30日終了年度

	シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション		シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ イールド・エクイティ	
	ユーロ	千円	米ドル	千円
投資純利益／（損失）**	(307,605)	(39,066)	(1,033,905)	(114,763)
以下に係る実現純利益／（損失）***				
有価証券売却に係る実現純利益／（損失）	770,589	97,865	4,236,834	470,289
為替予約契約に係る実現純利益／（損失）	(382,297)	(48,552)	(702,794)	(78,010)
その他の純資産の外国為替に係る実現純利益／（損失）	50,211	6,377	265,630	29,485
実現純利益／（損失）	438,503	55,690	3,799,670	421,763
投資に係る未実現利益／（損失）の純変動	(675,096)	(85,737)	6,739,021	748,031
為替予約契約に係る未実現利益／（損失）の純変動	(26,599)	(3,378)	6,917	768
未実現利益／（損失）の純変動	(701,695)	(89,115)	6,745,938	748,799
運用による純資産総額の純変動	(570,797)	(72,491)	9,511,703	1,055,799
受益証券発行純収入	3,327,262	422,562	8,494,763	942,919
受益証券買戻支払金	(5,001,436)	(635,182)	(23,348,642)	(2,591,699)
投資純利益から宣言された当年度の分配金	(160,071)	(20,329)	(221,585)	(24,596)
期中純資産増加／（減少）額	(2,405,042)	(305,440)	(5,563,761)	(617,577)
期首現在純資産****	12,305,214	1,562,762	52,148,452	5,788,478
期末現在純資産	9,900,172	1,257,322	46,584,691	5,170,901
実現利益／（損失）の内訳***				
有価証券売却に係る実現利益	771,171	97,939	4,239,026	470,532
有価証券売却に係る実現（損失）	(582)	(74)	(2,192)	(243)
為替予約契約に係る実現利益	800,748	101,695	178,756	19,842
為替予約契約に係る実現（損失）	(1,183,045)	(150,247)	(881,550)	(97,852)

** 投資純利益／（損失）の計算については、運用計算書を参照のこと。

*** 計算の詳細については、実現利益／（損失）の内訳を参照のこと。

**** 期首現在残高は、2017年９月30日付の為替レートを用いて合算されたものである。2016年９月30日付の為替レートを用いて合算された同純資産は、470,359,770ユーロの数字として反映された。

***** 本項に示されている実現金額は、当期の投資水準における実現純損益の合計を表したものである。

注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
純資産変動計算書（続き）
2017年９月30日終了年度

	シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド		シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ ＢＲＩＣ・エクイティ	
	米ドル	千円	米ドル	千円
投資純利益／（損失）**	(813,376)	(90,285)	(809,167)	(89,818)
以下に係る実現純利益／（損失）***				
有価証券売却に係る実現純利益／（損失）	2,212,786	245,619	2,067,553	229,498
為替予約契約に係る実現純利益／（損失）	(856,595)	(95,082)	(1,734,423)	(192,521)
その他の純資産の外国為替に係る実現純利益／（損失）	331,219	36,765	711,154	78,938
実現純利益／（損失）	1,687,410	187,303	1,044,284	115,916
投資に係る未実現利益／（損失）の純変動	(1,356,589)	(150,581)	5,992,001	665,112
為替予約契約に係る未実現利益／（損失）の純変動	7,967	884	9,442	1,048
未実現利益／（損失）の純変動	(1,348,622)	(149,697)	6,001,443	666,160
運用による純資産総額の純変動	(474,588)	(52,679)	6,236,560	692,258
受益証券発行純収入	175,713	19,504	614,821	68,245
受益証券買戻支払金	(7,548,967)	(837,935)	(8,828,537)	(979,968)
投資純利益から宣言された当年度の分配金	(1,062,672)	(117,957)	―	―
期中純資産増加／（減少）額	(8,910,514)	(989,067)	(1,977,156)	(219,464)
期首現在純資産****	43,401,235	4,817,537	35,170,225	3,903,895
期末現在純資産	34,490,721	3,828,470	33,193,069	3,684,431
実現利益／（損失）の内訳***				
有価証券売却に係る実現利益	2,213,819	245,734	2,068,789	229,636
有価証券売却に係る実現（損失）	(1,033)	(115)	(1,236)	(137)
為替予約契約に係る実現利益	176,093	19,546	456,442	50,665
為替予約契約に係る実現（損失）	(1,032,688)	(114,628)	(2,190,865)	(243,186)

** 投資純利益／（損失）の計算については、運用計算書を参照のこと。

*** 計算の詳細については、実現利益／（損失）の内訳を参照のこと。

**** 期首現在残高は、2017年９月30日付の為替レートを用いて合算されたものである。2016年９月30日付の為替レートを用いて合算された同純資産は、470,359,770ユーロの数字として反映された。

***** 本項に示されている実現金額は、当期の投資水準における実現純損益の合計を表したものである。

注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
純資産変動計算書（続き）
2017年９月30日終了年度

	シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド		シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ	
	米ドル	千円	米ドル	千円
投資純利益／（損失） **	(216,646)	(24,048)	(631,040)	(70,045)
以下に係る実現純利益／（損失） ***				
有価証券売却に係る実現純利益／（損失）	402,682	44,698	2,825,765	313,660
為替予約契約に係る実現純利益／（損失）	(196,041)	(21,761)	(1,021,249)	(113,359)
その他の純資産の外国為替に係る実現純利益／（損失）	77,455	8,598	407,560	45,239
実現純利益／（損失）	284,096	31,535	2,212,076	245,540
投資に係る未実現利益／（損失）の純変動	50,319	5,585	3,593,522	398,881
為替予約契約に係る未実現利益／（損失）の純変動	1,334	148	5,821	646
未実現利益／（損失）の純変動	51,653	5,733	3,599,343	399,527
運用による純資産総額の純変動	119,103	13,220	5,180,379	575,022
受益証券発行純収入	665,048	73,820	973,232	108,029
受益証券買戻支払金	(1,674,350)	(185,853)	(4,683,314)	(519,848)
投資純利益から宣言された当年度の分配金	—	—	—	—
期中純資産増加／（減少）額	(890,199)	(98,812)	1,470,297	163,203
期首現在純資産****	9,331,056	1,035,747	26,515,991	2,943,275
期末現在純資産	8,440,857	936,935	27,986,288	3,106,478
実現利益／（損失）の内訳***				
有価証券売却に係る実現利益	403,374	44,775	2,826,372	313,727
有価証券売却に係る実現（損失）	(692)	(77)	(607)	(67)
為替予約契約に係る実現利益	40,770	4,525	257,647	28,599
為替予約契約に係る実現（損失）	(236,811)	(26,286)	(1,278,896)	(141,957)

** 投資純利益／（損失）の計算については、運用計算書を参照のこと。

*** 計算の詳細については、実現利益／（損失）の内訳を参照のこと。

**** 期首現在残高は、2017年９月30日付の為替レートを用いて合算されたものである。2016年９月30日付の為替レートを用いて合算された同純資産は、470,359,770ユーロの数字として反映された。

***** 本項に示されている実現金額は、当期の投資水準における実現純損益の合計を表したものである。

注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
純資産変動計算書（続き）
2017年９月30日終了年度

	合計*	
	ユーロ	千円
投資純利益／（損失） **	(8,905,011)	(1,130,936)
以下に係る実現純利益／（損失） ***		
有価証券売却に係る実現純利益／（損失）	37,501,418	4,762,680
為替予約契約に係る実現純利益／（損失）	(7,633,191)	(969,415)
その他の純資産の外国為替に係る実現純利益／（損失）	3,469,321	440,604
実現純利益／（損失）	33,337,548	4,233,869
投資に係る未実現利益／（損失）の純変動	13,747,262	1,745,902
為替予約契約に係る未実現利益／（損失）の純変動	(511,575)	(64,970)
未実現利益／（損失）の純変動	13,235,687	1,680,932
運用による純資産総額の純変動	37,668,224	4,783,864
受益証券発行純収入	92,985,073	11,809,104
受益証券買戻支払金	(138,781,193)	(17,625,212)
投資純利益から宣言された当年度の分配金	(7,630,613)	(969,088)
期中純資産増加／（減少）額	(15,758,509)	(2,001,331)
期首現在純資産****	452,577,296	57,477,317
期末現在純資産	436,818,787	55,475,986
実現利益／（損失）の内訳***		
有価証券売却に係る実現利益	38,909,805	4,941,545
有価証券売却に係る実現（損失）	(1,408,387)	(178,865)
為替予約契約に係る実現利益	24,632,531	3,128,331
為替予約契約に係る実現（損失）	(32,265,722)	(4,097,747)

* ユーロで表示されている純資産変動計算書の合計に関して、ユーロ以外の通貨で表示された資産および負債は、2017年９月30日における下記の為替レートで換算されている。

１ユーロ＝1.182959973米ドル

** 投資純利益／（損失）の計算については、運用計算書を参照のこと。

*** 計算の詳細については、実現利益／（損失）の内訳を参照のこと。

**** 期首現在残高は、2017年９月30日付の為替レートを用いて合算されたものである。2016年９月30日付の為替レートを用いて合算された同純資産は、470,359,770ユーロの数字として反映された。

***** 本項に示されている実現金額は、当期の投資水準における実現純損益の合計を表したものである。

注記は、財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
運用成績一覧表
（未監査）
2017年９月30日現在

サブ・ファンド*	クラス（通貨）	１年間（%）	２年間（%）	３年間（%）	設定来（%）
シュローダー・セレクション（設定日：2002年12月20日）	ユーロ・シリーズ　ユーロ・バランス				
	クラスA（ユーロ）受益証券	10.54	14.06	20.00	138.35
	クラスA（円）受益証券	11.01	15.26	21.04	107.70
シュローダー・セレクション（設定日：2002年12月20日）	ユーロ・シリーズ　ユーロ・ボンド				
	クラスA（ユーロ）受益証券	(2.53)	2.97	4.12	75.25
	クラスA（円）受益証券	(2.30)	3.32	4.16	40.20
シュローダー・セレクション（設定日：2002年12月20日）	ユーロ・シリーズ　ユーロ・エクイティ				
	クラスA（ユーロ）受益証券	20.92	22.82	32.40	178.80
	クラスA（円）受益証券	21.76	24.84	34.48	161.30
シュローダー・セレクション（設定日：2016年４月12日）	ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・オポチュニティ				
	クラスA（ユーロ）受益証券	13.39	－	－	12.80
	クラスA（円）受益証券	13.94	－	－	14.40
	クラスA（米ドル）受益証券	15.11	－	－	15.42
シュローダー・セレクション（設定日：2010年３月31日）	グローバル・シリーズ　コモディティ				
	クラスA（豪ドル）受益証券	(4.66)	(6.32)	(39.33)	(42.05)
	クラスA（ユーロ）受益証券	(6.92)	(10.43)	(43.19)	(53.09)
	クラスA（円）受益証券	(6.72)	(9.50)	(42.35)	(51.40)
	クラスA（米ドル）受益証券	(5.13)	(7.34)	(40.85)	(49.66)

* 運用成績一覧表にあるすべてのデータは、費用を控除し税金を加算した分配金が調整された純資産ベース（ビット・トゥ・ビット）である。「設定来」とは、サブ・ファンドの設定日をいう。過去の運用成績は、将来の成績や受益証券の価格に対する信頼性のある指標となるものではなく、そこから生じる収益は増減する可能性があり、また、投資家は投資元本額を取り戻せないことがある。

シュローダー・セレクション
運用成績一覧表（続き）
（未監査）
2017年９月30日現在

サブ・ファンド*	クラス（通貨）	１年間（%）	２年間（%）	３年間（%）	設定来（%）
シュローダー・セレクション（設定日：2009年５月28日）	グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールド				
	クラスA（豪ドル）受益証券	9.00	20.13	19.29	129.84
	クラスA（ユーロ）受益証券	6.24	14.14	10.57	79.55
	クラスA（円）受益証券	6.47	14.77	11.28	79.50
	クラスA（米ドル）受益証券	8.17	17.46	14.17	86.63
	クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券	20.07	9.77	16.79	117.05
	クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	8.98	20.07	19.26	132.21
	クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	6.22	14.12	10.53	80.75
	クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	8.17	17.46	14.17	90.30
シュローダー・セレクション（設定日：2005年９月30日）	グローバル・シリーズ　ウェルス・プリザベーション				
	クラスA（豪ドル）受益証券	0.58	14.85	6.12	65.50
	クラスA（ユーロ）受益証券	(1.74)	9.47	(1.27)	18.92
	クラスA（円）受益証券	(1.49)	10.11	(0.94)	5.60
	クラスA（米ドル）受益証券	(0.09)	12.86	1.98	22.86
	クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	(1.73)	9.47	(1.25)	18.94
	クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券	15.44	8.20	(5.12)	15.70
シュローダー・セレクション（設定日：2006年７月31日）	グローバル・シリーズ　イールド・エクイティ				
	クラスA（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	19.32	15.90	33.93	49.30
	クラスA（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	15.66	22.50	28.29	65.12
	クラスA（円）受益証券	21.03	27.80	19.26	39.30
	クラスA（米ドル）受益証券	22.43	29.45	20.49	53.38
	クラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）受益証券	19.31	15.89	33.91	48.99
	クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）受益証券	15.66	22.50	28.28	64.74
	クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券	35.78	20.90	23.28	50.09
	クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	22.43	29.45	20.49	53.40

* 運用成績一覧表にあるすべてのデータは、費用を控除し税金を加算した分配金が調整された純資産ベース（ビット・トゥ・ビット）である。「設定来」とは、サブ・ファンドの設定日をいう。過去の運用成績は、将来の成績や受益証券の価格に対する信頼性のある指標となるものではなく、そこから生じる収益は増減する可能性があり、また、投資家は投資元本額を取り戻せないことがある。

シュローダー・セレクション
運用成績一覧表（続き）
（未監査）
2017年９月30日現在

サブ・ファンド*	クラス（通貨）	１年間（%）	２年間（%）	３年間（%）	設定来（%）
シュローダー・セレクション（設定日：2004年４月27日）	ニューマーケット・シリーズ　アジア・ボンド				
	クラスA（円）受益証券	(1.16)	1.89	(3.49)	2.20
	クラスA（米ドル）受益証券	0.33	4.44	(0.62)	29.04
	クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券	11.36	(2.27)	1.65	31.15
	クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	0.33	4.44	(0.64)	28.82
シュローダー・セレクション（設定日：2006年７月31日）	ニューマーケット・シリーズ　ＢＲＩＣ・エクイティ				
	クラスA（円）受益証券	23.01	44.23	19.13	51.30
	クラスA（米ドル）受益証券	24.84	46.70	20.84	62.81
シュローダー・セレクション（設定日：2004年４月27日）	ニューマーケット・シリーズ　エマージング・ボンド				
	クラスA（円）受益証券	1.29	8.44	0.17	18.20
	クラスA（米ドル）受益証券	2.93	11.31	3.35	49.10
シュローダー・セレクション（設定日：2004年４月27日）	ニューマーケット・シリーズ　グレーター・チャイナ・エクイティ				
	クラスA（円）受益証券	23.65	51.36	40.69	261.30
	クラスA（米ドル）受益証券	25.42	54.14	42.77	320.28

* 運用成績一覧表にあるすべてのデータは、費用を控除し税金を加算した分配金が調整された純資産ベース（ビット・トゥ・ビット）である。「設定来」とは、サブ・ファンドの設定日をいう。過去の運用成績は、将来の成績や受益証券の価格に対する信頼性のある指標となるものではなく、そこから生じる収益は増減する可能性があり、また、投資家は投資元本額を取り戻せないことがある。

次へ

財務書類に対する注記
2017年９月30日現在

ファンド

ファンドは、ルクセンブルグの2010年12月17日法（「2010年法」）のパートⅡの規定により規制される投資信託としての要件を充足する。

ファンドは、設定日である2002年12月20日から無期限で設立されており、各サブ・ファンドについて、複数のクラス受益証券の追加発行が可能である。

クラス受益証券

投資可能なクラス受益証券は下記に表示される。

サブ・ファンド	クラス受益証券*
シュローダー・セレクション　ユーロ・シリーズ　ユーロ・バランス	クラスA（ユーロ）受益証券
	クラスA（円）受益証券
シュローダー・セレクション　ユーロ・シリーズ　ユーロ・ボンド	クラスA（ユーロ）受益証券
	クラスA（円）受益証券
シュローダー・セレクション　ユーロ・シリーズ	クラスA（ユーロ）受益証券
ユーロ・エクイティ	クラスA（円）受益証券
シュローダー・セレクション　ユーロ・シリーズ	クラスA（ユーロ）受益証券
ヨーロピアン・オポチュニティ	クラスA（円）受益証券
	クラスA（米ドル）受益証券
シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ　コモディティ	クラスA（豪ドル）受益証券
	クラスA（ユーロ）受益証券
	クラスA（円）受益証券
	クラスA（米ドル）受益証券
シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ	クラスA（豪ドル）受益証券
グローバル・ハイイールド	クラスA（ユーロ）受益証券
	クラスA（円）受益証券
	クラスA（米ドル）受益証券
	クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券
	クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券
	クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）受益証券
	クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券

サブ・ファンド	クラス受益証券
シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション	クラスA（豪ドル）受益証券 クラスA（ユーロ）受益証券 クラスA（円）受益証券 クラスA（米ドル）受益証券 クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券 クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）受益証券
シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ イールド・エクイティ	クラスA（米ドル）受益証券 クラスA（円）受益証券 クラスA（ユーロ　ヘッジなし）受益証券 クラスA（豪ドル　ヘッジなし）受益証券 クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券 クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）受益証券 クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）受益証券 クラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）受益証券
シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド	クラスA（米ドル）受益証券 クラスA（円）受益証券 クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券 クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）受益証券
シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ ＢＲＩＣ・エクイティ	クラスA（米ドル）受益証券 クラスA（円）受益証券
シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド	クラスA（米ドル）受益証券 クラスA（円）受益証券
シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ	クラスA（米ドル）受益証券 クラスA（円）受益証券

＊　基準通貨建のクラスおよび「ヘッジなし」の記載があるクラスを除くすべてのクラスは、ヘッジありのクラスである。

日本円建てまたは豪ドル建てによるファンドのすべての基準通貨建て以外の通貨建てのクラス受益証券に関して、サブ・ファンドの投資対象ファンドへの投資は、ユーロまたは米ドルにより行われる。通常の状況下において、ファンドは受領したすべての基準通貨建て以外の通貨建てのクラス受益証券を投資目的でユーロまたは米ドルに転換し、また、受益者が受益証券の買戻しを行う時に、適宜ユーロまたは米ドルをすべての基準通貨建て以外の通貨建てのクラス受益証券に転換する。かかる通貨換算に関して発生する費用は、各サブ・ファンドのすべての基準通貨建て以外の通貨建てのクラス受益証券に按分して配分される。

さらに、投資対象ファンドが、特定のクラス受益証券の基準通貨建てではない証券または通貨を保有する限り、かかるクラス受益証券の評価価格は、現地通貨の当該クラス受益証券の基準通貨に対する当該通貨の価値により影響される。

管理会社は、すべての基準通貨建て以外の通貨建てのクラス受益証券のユーロまたは米ドルに対するリスクへのヘッジを提供することを意図した技法および手段を採用することができる。管理会社は、為替リスクに対するヘッジを試みるが、すべての基準通貨建て以外の通貨建てのクラス受益証券の評価価格が日本円または豪ドルのユーロまたは米ドルに対する価値により影響されないという保証はない。円建ておよび豪ドル建てクラス受益証券は、当該ヘッジ技法に関連するあらゆる費用を別々に負担する。当該ヘッジ取引の結果として各クラス受益証券に生じるすべての利益または損失は、関連クラス受益証券に帰するものとされる。

当初販売手数料および販売報酬

受益証券	当初販売手数料および販売報酬
クラスA受益証券およびクラスA毎月分配型受益証券	１口当たり純資産価格の6.25%を上限とする当初販売手数料が課される。販売報酬は発生しない。

最低購入価格、最低追加購入価格および最低保有額

サブ・ファンド名	最低購入価格、最低追加購入価格および最低保有額
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ	すべてのクラス受益証券に関する、最低購入価格、最低追加購入価格および最低保有額は、1,000ユーロまたは100,000円である。
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ　ヨーロピアン・オポチュニティ	すべてのクラス受益証券に関する、最低購入価格、最低追加購入価格および最低保有額は、1,000米ドル、1,000ユーロ、または100,000円である。
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ	すべてのクラス受益証券に関する、最低購入価格、最低追加購入価格および最低保有額は、3,000米ドル、3,000ユーロ、3,000豪ドルまたは500,000円である。
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ	すべてのクラス受益証券に関する、最低購入価格、最低追加購入価格および最低保有額は、3,000米ドルまたは500,000円である。

上記の限度は、管理会社の裁量により放棄されることがある。

保管報酬および管理事務報酬

保管受託銀行およびファンド事務代行会社は、ルクセンブルグの通常の慣行に従い、ファンドの純資産から、提供された関連サービスに対する報酬を毎月受領する権利を有する。

純資産価額

１口当たり純資産価格の計算

各クラスの受益証券の１口当たり純資産価格（「純資産価格」）は、各取引日に、当該クラスの通貨建てで計算される。各クラスの受益証券の１口当たり純資産価格は、各クラスに帰属する純資産価額（当該クラスの資産から負債を控除した額に比例する金額）を、当該クラスの当該時点での発行口数で割ることにより計算される。

資産総額の評価に適用される規則に係るさらなる詳細は、現行の目論見書に記載されている。

各サブ・ファンドの資産は、当該サブ・ファンドの受益者の利益のためにのみ投資されるものとし、また、特定のサブ・ファンドの資産は、当該サブ・ファンドの負債、コミットメントおよび債務に対してのみ会計処理されるものとする。

ファンド資産の評価

手元現金または現金預金、為替手形および一覧払い約束手形、売掛金、前払費用、上記の通り宣言または発生したが受領されていない現金配当および利息の評価額は、その全額が支払われないかまたは受領されな

い場合（かかる場合は、その評価額は、管理会社がその真の価値を反映する適切な割引を行った後の価額となる。）を除き、その全額とみなされる。

サブ・ファンドの投資対象が証券取引所に上場されており、かつかかる投資対象が上場されている証券取引所以外のマーケット・メーカーにより取引されている場合、管理会社は、当該投資対象の主たる市場を決定し、当該投資対象は、かかる市場における入手可能な最終価格で評価される。いずれの証券取引所においても取引されていないが、その他の規制市場において取引されている有価証券は、前述の段落において記載されている方法にできる限り類似した方法で評価される。

オープン・エンド型投資信託の受益証券は、最終報告純資産価格を基準として評価される。最終報告純資産価格は、管理会社により決定される調整方法により、報告日以降の相場変動を反映すべく調整されることがある。

その他のすべての資産および負債は、一般に認められている評価原則および手続に従い、管理会社により誠実に決定される各々の適正価額で評価される。

ファンドの創立費（印刷費、旅費等の費用、法的費用を含む。）は、５年を超えない期間にわたり償却される。基準通貨建てではないすべての資産および負債は、評価時点またはその近い時点の当該通貨の外国為替市場の実勢レートを参考に換算されるものとする。

基準通貨建てではない投資対象の取得原価、収入および支出は、取引日における優勢な為替レートにより換算されている。これらの項目の取引により生じる為替差損益は、運用結果の決定において考慮される。

為替レート

2017年９月30日現在の財務書類において、ユーロで合算された合計の計算に使用された為替レートは、１ユーロ＝1.182959973米ドルである。

サブ・ファンドに関する変更

対象年度中の各サブ・ファンドの購入および販売の総額を明記したリストは、管理会社の登記上の事務所において、請求することにより無償で入手できる。

投資有価証券売却に係る実現損益

投資有価証券売却に係る実現損益は、通常、平均原価ベースで決定され、取引費用を含む。

取引費用の開示

取引費用としては、ブローカーへの手数料および譲渡性のある有価証券の売買に関する税金がある。保管銀行の取引費用は、運用計算書の「保管報酬」において表示されている。サブ・ファンドは、その純資産を名義書換事務代行会社を通じて、他のルクセンブルグのアンブレラ型投資信託、すなわち譲渡性のある有価証券を投資対象とする投資信託であるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドまたは投資信託であるシュローダー・オルタナティブ・ソリューションズ（「投資先ファンド」）のいずれかに投資するため、保管報酬は常にゼロで表示される。したがって、ブローカー手数料は、いずれのサブ・ファンドに対しても課せられていない。

税制

ルクセンブルグの法律に基づき、各サブ・ファンドは、その純資産額に対して課せられる、年率0.05%の資本税の対象である。かかる税金は、四半期毎に後払いで、当該四半期末のサブ・ファンドの純資産額に基づいて計算され、支払われる。しかしながら、かかる資本税がすでに支払われた他のルクセンブルグの投資信託に対して投資されたサブ・ファンドの純資産額に対しては、いかなる資本税も課せられない。

現金担保の再投資

カントリー・リスク軽減目的において、ヘッジクラス受益証券に関連した通貨ヘッジ取引を行うファンドは、取引相手方から日次ベースで現金担保を支払うかまたは受領することにより、為替予約取引の残存期間にわたってエクスポージャーを軽減する。

投資運用会社は、ファンドの投資目的に沿った通貨ヘッジに関連し、取引相手方から受領した現金担保を再投資することができる。

為替予約契約の満期日に受領したまたは支払った担保は、純資産計算書の「通貨ヘッジクラスの為替予約担保未収金／未払金」において表示されている。未収または未払の担保コールは、純資産計算書の「通貨ヘッジクラスの為替予約担保コール未収金／未払金（純額）」において表示されている。

為替予約契約

未決済の為替予約契約は、当該契約の残存期間において適用される先渡交換レートを参照し、純資産計算日における最終入手可能価格で評価された。未実現利益または損失は、純資産計算書の「為替予約契約に係る未実現純利益／（損失）」において表示されている。2017年９月30日において、以下のサブ・ファンドが為替予約契約を締結している。

購入通貨		売却通貨		満期日	未実現利益／（損失）
シュローダー・セレクション　ユーロ・シリーズ　ユーロ・バランス					
ヘッジクラス受益証券					
日本円	736,075,300	ユーロ	5,577,902	2017年10月26日	(36,638)
				ユーロ	(36,638)
シュローダー・セレクション　ユーロ・シリーズ　ユーロ・ボンド					
ヘッジクラス受益証券					
日本円	539,416,400	ユーロ	4,087,641	2017年10月26日	(26,850)
				ユーロ	(26,850)
シュローダー・セレクション　ユーロ・シリーズ　ユーロ・エクイティ					
ヘッジクラス受益証券					
日本円	1,354,691,500	ユーロ	10,265,711	2017年10月26日	(67,430)
				ユーロ	(67,430)
シュローダー・セレクション　ユーロ・シリーズ　ヨーロピアン・オポチュニティ					
ヘッジクラス受益証券					
日本円	84,927,000	ユーロ	643,568	2017年10月26日	(4,227)
米ドル	3,306,400	ユーロ	2,797,063	2017年10月５日	(2,339)
米ドル	40,600	ユーロ	34,487	2017年10月12日	(183)
				ユーロ	(6,749)

購入通貨		売却通貨		満期日		未実現利益／（損失）
シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ　コモディティ						
ヘッジクラス受益証券						
豪ドル	4,724,300	米ドル	3,742,448	2017年10月５日		(35,799)
ユーロ	46,800	米ドル	53,489	2017年10月26日		1,943
ユーロ	14,900	米ドル	17,707	2017年11月30日		(25)
ユーロ	408,500	米ドル	485,516	2017年12月７日		(538)
ユーロ	10,600	米ドル	12,604	2018年１月５日		4
ユーロ	518,700	米ドル	620,635	2018年１月11日		(3,439)
ユーロ	23,800	米ドル	28,621	2018年１月18日		(289)
ユーロ	13,500	米ドル	16,287	2018年１月25日		(210)
日本円	316,387,000	米ドル	2,837,214	2017年10月26日		(16,097)
米ドル	15,222	ユーロ	12,700	2017年10月26日		179
					米ドル	(54,271)
シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールド						
ヘッジクラス受益証券						
豪ドル	90,838,000	米ドル	71,959,129	2017年10月５日		(688,340)
ユーロ	200,900	米ドル	227,896	2017年10月５日		9,786
ユーロ	1,593,700	米ドル	1,796,661	2017年10月12日		89,536
ユーロ	649,400	米ドル	731,382	2017年10月19日		37,501
ユーロ	424,700	米ドル	495,429	2017年11月16日		8,180
ユーロ	181,000	米ドル	215,094	2017年11月30日		(302)
ユーロ	4,538,400	米ドル	5,394,039	2017年12月７日		(5,976)
ユーロ	2,792,300	米ドル	3,307,356	2017年12月21日		10,791
ユーロ	256,300	米ドル	304,932	2018年１月５日		(71)
ユーロ	892,400	米ドル	1,075,008	2018年１月18日		(12,710)
ユーロ	4,688,100	米ドル	5,655,841	2018年１月25日		(72,899)
日本円	1,270,981,100	米ドル	11,397,577	2017年10月26日		(64,665)
米ドル	50,643	ユーロ	42,400	2017年10月５日		480
					米ドル	(688,689)
シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ　ウェルス・プリザベーション						
ヘッジクラス受益証券						
豪ドル	846,600	ユーロ	566,628	2017年10月26日		(5,983)
日本円	219,506,800	ユーロ	1,663,400	2017年10月26日		(10,926)
米ドル	1,768,800	ユーロ	1,489,757	2017年10月５日		5,316
					ユーロ	(11,593)
シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ　イールド・エクイティ						
ヘッジクラス受益証券						
日本円	318,135,800	米ドル	2,852,896	2017年10月26日		(16,186)
					米ドル	(16,186)
シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ　アジア・ボンド						
ヘッジクラス受益証券						
日本円	417,514,400	米ドル	3,744,078	2017年10月26日		(21,242)
米ドル	28,273	日本円	3,174,300	2017年10月26日		(31)
					米ドル	(21,273)

購入通貨		売却通貨		満期日	未実現利益／（損失）	
シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ　ＢＲＩＣ・エクイティ						
ヘッジクラス受益証券						
日本円	971,168,000	米ドル	8,708,990	2017年10月26日		(49,411)
米ドル	89,267	日本円	10,022,300	2017年10月26日		(98)
					米ドル	(49,509)
シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ　エマージング・ボンド						
ヘッジクラス受益証券						
日本円	100,119,600	米ドル	897,827	2017年10月26日		(5,094)
米ドル	13,662	日本円	1,537,500	2017年10月26日		(48)
					米ドル	(5,142)
シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ　グレーター・チャイナ・エクイティ						
ヘッジクラス受益証券						
日本円	560,829,900	米ドル	5,029,266	2017年10月26日		(28,534)
米ドル	56,305	日本円	6,321,500	2017年10月26日		(62)
					米ドル	(28,596)

為替予約契約は、以下の取引相手方に関連していた。

為替予約契約の取引相手方

ファンド	取引相手方	未実現利益／（損失）
シュローダー・セレクション　ユーロ・シリーズ　ユーロ・バランス		
	バンク・オブ・アメリカ	(21,645)
	ＨＳＢＣ	(14,993)
	ユーロ	(36,638)
シュローダー・セレクション　ユーロ・シリーズ　ユーロ・ボンド		
	バンク・オブ・アメリカ	(19,007)
	ＨＳＢＣ	(7,843)
	ユーロ	(26,850)
シュローダー・セレクション　ユーロ・シリーズ　ユーロ・エクイティ		
	バンク・オブ・アメリカ	(43,332)
	ＨＳＢＣ	(24,098)
	ユーロ	(67,430)
シュローダー・セレクション　ユーロ・シリーズ　ヨーロピアン・オポチュニティ		
	バンク・オブ・アメリカ	(2,213)
	ＨＳＢＣ	(4,536)
	ユーロ	(6,749)
シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ　コモディティ		
	バンク・オブ・アメリカ	(42,560)
	ＨＳＢＣ	(11,711)
	米ドル	(54,271)

ファンド	取引相手方		未実現利益／（損失）
シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールド			
	バンク・オブ・アメリカ		(303,117)
	ＨＳＢＣ		(385,572)
		米ドル	(688,689)
シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ　ウェルス・プリザベーション			
	バンク・オブ・アメリカ		3,253
	ＨＳＢＣ		(14,846)
		ユーロ	(11,593)
シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ　イールド・エクイティ			
	バンク・オブ・アメリカ		(10,831)
	ＨＳＢＣ		(5,355)
		米ドル	(16,186)
シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ　アジア・ボンド			
	バンク・オブ・アメリカ		(4,600)
	ＨＳＢＣ		(16,673)
		米ドル	(21,273)
シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ　ＢＲＩＣ・エクイティ			
	バンク・オブ・アメリカ		(14,836)
	ＨＳＢＣ		(34,673)
		米ドル	(49,509)
シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ　エマージング・ボンド			
	バンク・オブ・アメリカ		(1,088)
	ＨＳＢＣ		(4,054)
		米ドル	(5,142)
シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ　グレーター・チャイナ・エクイティ			
	バンク・オブ・アメリカ		(8,607)
	ＨＳＢＣ		(19,989)
		米ドル	(28,596)

年次管理報酬

管理会社は、ファンドの各サブ・ファンドの純資産額から報酬を受領する権利を有する。報酬は、毎月支払われる。対象年度中のレートは、以下に表示される。

サブ・ファンド	管理報酬
シュローダー・セレクション　ユーロ・シリーズ　ユーロ・バランス	1.20%
シュローダー・セレクション　ユーロ・シリーズ　ユーロ・ボンド	0.95%
シュローダー・セレクション　ユーロ・シリーズ　ユーロ・エクイティ	1.45%
シュローダー・セレクション　ユーロ・シリーズ　ヨーロピアン・オポチュニティ	1.45%
シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ　コモディティ	1.50%
シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールド	1.15%
シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ　ウェルス・プリザベーション	1.40%
シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ　イールド・エクイティ	1.20%
シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ　アジア・ボンド	1.20%
シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ　ＢＲＩＣ・エクイティ	1.45%
シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ　エマージング・ボンド	1.40%
シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ　グレーター・チャイナ・エクイティ	1.45%

年率0.05%の代行協会員報酬は、管理報酬より支払われる。

これらの報酬は、管理会社の裁量により一部放棄されることがある。

シュローダー・セレクション　ユーロ・シリーズ　ユーロ・ボンドについては、当面、管理報酬と（以下に定義される）受益者サービス報酬の年率合計を1.25%とするため、管理会社は各報酬の一部を放棄する意向である。

シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールドについては、当面、管理報酬と（以下に定義される）受益者サービス報酬の年率合計を1.60%とするため、管理会社は各報酬の一部を放棄する意向である。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドまたはシュローダー・オルタナティブ・ソリューションズにかかるすべての原資産は、管理報酬が発生しないＩクラスまたはＸクラスであることに留意のこと。

受益者サービス報酬

管理会社であるシュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ）エス・エイは、ファンドのすべてのサブ・ファンドの純資産額から受益者サービス報酬を受領する権利を有する。報酬は、毎月支払われる。年率の上限は、以下に表示される。

サブ・ファンド	受益者サービス報酬
シュローダー・セレクション　ユーロ・シリーズ　ユーロ・バランス	0.80%
シュローダー・セレクション　ユーロ・シリーズ　ユーロ・ボンド	0.65%
シュローダー・セレクション　ユーロ・シリーズ　ユーロ・エクイティ	0.90%
シュローダー・セレクション　ユーロ・シリーズ　ヨーロピアン・オポチュニティ	0.90%
シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ　コモディティ	0.90%
シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールド	0.75%
シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ　ウェルス・プリザベーション	0.90%
シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ　イールド・エクイティ	0.80%
シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ　アジア・ボンド	0.80%
シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ　ＢＲＩＣ・エクイティ	0.90%
シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ　エマージング・ボンド	0.90%
シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ　グレーター・チャイナ・エクイティ	0.90%

これらの報酬は、管理会社の裁量により一部放棄されることがある。シュローダー・セレクション　ユーロ・シリーズ　ユーロ・ボンドおよびシュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールドのサブ・ファンドの報酬については、年次管理報酬に関する項を参照のこと。

分配金

取締役は、当期中において、以下の分配金を宣言した。

基準日	落ち日	払込日	サブ・ファンド／クラス	通貨	1口当たり分配金
2016年10月５日	2016年10月６日	2016年10月18日			
			シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ		
			アジア・ボンド　クラスA毎月分配型	米ドル	0.040
			シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ		
			アジア・ボンド　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	4.000
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			ウェルス・プリザベーション　クラスA毎月分配型	ユーロ	0.030
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			ウェルス・プリザベーション　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	3.000
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型	米ドル	0.025
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型	ユーロ	0.025
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型	豪ドル	0.025
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	2.500
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型	米ドル	0.070
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型	ユーロ	0.070
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	7.000
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型	豪ドル	0.080
2016年11月７日	2016年11月８日	2016年11月17日			
			シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ		
			アジア・ボンド　クラスA毎月分配型	米ドル	0.040
			シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ		
			アジア・ボンド　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	4.000
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			ウェルス・プリザベーション　クラスA毎月分配型	ユーロ	0.030
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			ウェルス・プリザベーション　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	3.000
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型	米ドル	0.025
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型	ユーロ	0.025
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型	豪ドル	0.025
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	2.500
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型	米ドル	0.070
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型	ユーロ	0.070
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	7.000
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型	豪ドル	0.080

基準日	落ち日	払込日	サブ・ファンド／クラス	通貨	1口当たり分配金
2016年12月５日	2016年12月６日	2016年12月15日			
			シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ		
			アジア・ボンド　クラスA毎月分配型	米ドル	0.040
			シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ		
			アジア・ボンド　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	4.000
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			ウェルス・プリザベーション　クラスA毎月分配型	ユーロ	0.030
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			ウェルス・プリザベーション　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	3.000
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型	米ドル	0.025
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型	ユーロ	0.025
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型	豪ドル	0.025
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	2.500
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型	米ドル	0.070
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型	ユーロ	0.070
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	7.000
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型	豪ドル	0.080
2017年１月５日	2017年１月６日	2017年１月18日			
			シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ		
			アジア・ボンド　クラスA毎月分配型	米ドル	0.040
			シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ		
			アジア・ボンド　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	4.000
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			ウェルス・プリザベーション　クラスA毎月分配型	ユーロ	0.030
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			ウェルス・プリザベーション　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	3.000
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型	米ドル	0.025
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型	ユーロ	0.025
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型	豪ドル	0.025
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	2.500
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型	米ドル	0.070
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型	ユーロ	0.070
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	7.000
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型	豪ドル	0.080

基準日	落ち日	払込日	サブ・ファンド／クラス	通貨	1口当たり分配金
2017年２月６日	2017年２月７日	2017年２月16日			
			シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ		
			アジア・ボンド　クラスA毎月分配型	米ドル	0.040
			シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ		
			アジア・ボンド　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	4.000
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			ウェルス・プリザベーション　クラスA毎月分配型	ユーロ	0.030
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			ウェルス・プリザベーション　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	3.000
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型	米ドル	0.025
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型	ユーロ	0.025
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型	豪ドル	0.025
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	2.500
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型	米ドル	0.070
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型	ユーロ	0.070
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	7.000
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型	豪ドル	0.080
2017年３月６日	2017年３月７日	2017年３月16日			
			シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ		
			アジア・ボンド　クラスA毎月分配型	米ドル	0.040
			シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ		
			アジア・ボンド　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	4.000
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			ウェルス・プリザベーション　クラスA毎月分配型	ユーロ	0.030
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			ウェルス・プリザベーション　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	3.000
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型	米ドル	0.025
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型	ユーロ	0.025
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型	豪ドル	0.025
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	2.500
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型	米ドル	0.070
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型	ユーロ	0.070
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	7.000
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型	豪ドル	0.080

基準日	落ち日	払込日	サブ・ファンド／クラス	通貨	1口当たり分配金
2017年４月５日	2017年４月６日	2017年４月19日			
			シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ		
			アジア・ボンド　クラスA毎月分配型	米ドル	0.040
			シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ		
			アジア・ボンド　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	4.000
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			ウェルス・プリザベーション　クラスA毎月分配型	ユーロ	0.030
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			ウェルス・プリザベーション　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	3.000
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型	米ドル	0.025
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型	ユーロ	0.025
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型	豪ドル	0.025
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	2.500
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型	米ドル	0.070
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型	ユーロ	0.070
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	7.000
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型	豪ドル	0.080
2017年５月８日	2017年５月９日	2017年５月18日			
			シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ		
			アジア・ボンド　クラスA毎月分配型	米ドル	0.040
			シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ		
			アジア・ボンド　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	4.000
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			ウェルス・プリザベーション　クラスA毎月分配型	ユーロ	0.030
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			ウェルス・プリザベーション　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	3.000
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型	米ドル	0.025
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型	ユーロ	0.025
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型	豪ドル	0.025
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	2.500
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型	米ドル	0.070
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型	ユーロ	0.070
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	7.000
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型	豪ドル	0.080

基準日	落ち日	払込日	サブ・ファンド／クラス	通貨	1口当たり分配金
2017年６月６日	2017年６月７日	2017年６月16日			
			シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ		
			アジア・ボンド　クラスA毎月分配型	米ドル	0.040
			シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ		
			アジア・ボンド　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	4.000
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			ウェルス・プリザベーション　クラスA毎月分配型	ユーロ	0.030
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			ウェルス・プリザベーション　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	3.000
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型	米ドル	0.025
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型	ユーロ	0.025
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型	豪ドル	0.025
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	2.500
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型	米ドル	0.070
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型	ユーロ	0.070
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	7.000
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型	豪ドル	0.080
2017年７月５日	2017年７月６日	2017年７月18日			
			シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ		
			アジア・ボンド　クラスA毎月分配型	米ドル	0.040
			シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ		
			アジア・ボンド　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	4.000
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			ウェルス・プリザベーション　クラスA毎月分配型	ユーロ	0.030
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			ウェルス・プリザベーション　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	3.000
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型	米ドル	0.025
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型	ユーロ	0.025
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型	豪ドル	0.025
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	2.500
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型	米ドル	0.070
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型	ユーロ	0.070
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	7.000
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型	豪ドル	0.080

基準日	落ち日	払込日	サブ・ファンド／クラス	通貨	1口当たり分配金
2017年８月７日	2017年８月８日	2017年８月21日			
			シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ		
			アジア・ボンド　クラスA毎月分配型	米ドル	0.040
			シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ		
			アジア・ボンド　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	4.000
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			ウェルス・プリザベーション　クラスA毎月分配型	ユーロ	0.030
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			ウェルス・プリザベーション　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	3.000
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型	米ドル	0.025
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型	ユーロ	0.025
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型	豪ドル	0.025
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	2.500
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型	米ドル	0.070
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型	ユーロ	0.070
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	7.000
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型	豪ドル	0.080
2017年９月５日	2017年９月６日	2017年９月15日			
			シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ		
			アジア・ボンド　クラスA毎月分配型	米ドル	0.040
			シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ		
			アジア・ボンド　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	4.000
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			ウェルス・プリザベーション　クラスA毎月分配型	ユーロ	0.030
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			ウェルス・プリザベーション　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	3.000
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型	米ドル	0.025
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型	ユーロ	0.025
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型	豪ドル	0.025
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			イールド・エクイティ　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	2.500
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型	米ドル	0.070
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型	ユーロ	0.070
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）	日本円	7.000
			シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ		
			グローバル・ハイイールド　クラスA毎月分配型	豪ドル	0.080

後発事象

財務書類の承認日現在、重要な後発事象はなかった。

次へ

Statement of Net Assets
as at 30 September 2017

	Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced EUR	Schroder Selection EURO Series - EURO Bond EUR	Schroder Selection EURO Series - EURO Equity EUR	Schroder Selection EURO Series - European Opportunities EUR	Schroder Selection Global Series - Commodity USD
ASSETS					
Investments					
Securities at cost	19,649,876	28,296,495	26,506,089	4,306,314	20,245,939
Unrealised appreciation/(depreciation) **	10,286,427	8,688,447	11,474,715	431,580	(3,103,555)
Securities at Market Value	29,936,303	36,984,942	37,980,804	4,737,894	17,142,384
Net unrealised appreciation/(depreciation) ** on forward foreign exchange contracts	(36,638)	(26,850)	(67,430)	(6,749)	(54,271)
	29,899,665	36,958,092	37,913,374	4,731,145	17,088,113
Cash at banks	371,855	406,825	536,448	78,766	-
Receivables for securities sold	235	49,666	22,203	-	82,237
Hedged currency class forward contract collateral receivable	-	-	-	-	66,550
Receivables for subscriptions	9,787	-	3,100	-	17,520
Interest receivable	-	-	-	-	-
Sundry receivables and prepayments	-	-	-	-	-
TOTAL ASSETS	30,281,542	37,414,583	38,475,125	4,809,911	17,254,420
LIABILITIES					
Bank overdraft	-	-	-	-	2,149
Payables for securities purchased	72,855	19,868	105,167	29,506	17,362
Net hedged currency class forward contract collateral calls payable	-	-	-	-	72,237
Payables for redemptions	238	50,168	22,397	-	320
Interest payable	101	124	153	22	238
Management fees payable	28,503	23,794	43,655	5,328	20,580
Other payables and accruals	38,753	36,416	51,418	9,068	27,456
TOTAL LIABILITIES	140,450	130,370	222,790	43,924	140,342
TOTAL NET ASSETS	30,141,092	37,284,213	38,252,335	4,765,987	17,114,078
UNREALISED APPRECIATION/(DEPRECIATION) SPLIT					
Unrealised appreciation on investments	10,286,427	8,688,447	11,474,715	431,580	-
Unrealised (depreciation) on investments	-	-	-	-	(3,103,555)
Unrealised appreciation on forward foreign exchange contracts	-	-	-	-	2,126
Unrealised (depreciation) on forward foreign exchange contracts	(36,638)	(26,850)	(67,430)	(6,749)	(56,397)

** Please refer to the table Unrealised appreciation/(depreciation) for the calculation split.

The notes on pages 14 to 22 form an integral part of these financial statements.

Statement of Net Assets
as at 30 September 2017 (cont)

	Schroder Selection Global Series - Global High Yield USD	Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR EUR	Schroder Selection Global Series - Yield Equity USD	Schroder Selection New Market Series - Asian Bond USD	Schroder Selection New Market Series - BRIC Equity USD
ASSETS					
Investments					
Securities at cost	175,413,588	8,794,541	35,363,387	26,594,510	23,923,904
Unrealised appreciation/(depreciation) **	28,919,127	1,045,367	10,966,009	7,707,163	9,017,463
Securities at Market Value	204,332,715	9,839,908	46,329,396	34,301,673	32,941,367
Net unrealised appreciation/(depreciation) ** on forward foreign exchange contracts	(688,689)	(11,593)	(16,186)	(21,273)	(49,509)
	203,644,026	9,828,315	46,313,210	34,280,400	32,891,858
Cash at banks	2,110,881	107,266	351,272	282,755	263,621
Receivables for securities sold	1,367,674	-	312,649	112,813	215,117
Hedged currency class forward contract collateral receivable	1,052,351	-	-	-	81,522
Receivables for subscriptions	370,673	-	400	1,449	-
Interest receivable	-	-	-	-	-
Sundry receivables and prepayments	942	-	-	100	-
TOTAL ASSETS	208,546,547	9,935,581	46,977,531	34,677,517	33,452,118
LIABILITIES					
Bank overdraft	-	-	-	-	-
Payables for securities purchased	367,998	7,128	396	1,441	-
Net hedged currency class forward contract collateral calls payable	1,191,939	-	-	-	81,522
Payables for redemptions	24,500	-	285,566	107,203	91,287
Interest payable	301	37	-	-	-
Management fees payable	166,587	11,086	44,461	33,347	39,644
Other payables and accruals	227,682	17,158	62,417	44,805	46,596
TOTAL LIABILITIES	1,979,007	35,409	392,840	186,796	259,049
TOTAL NET ASSETS	206,567,540	9,900,172	46,584,691	34,490,721	33,193,069
UNREALISED APPRECIATION/(DEPRECIATION) SPLIT					
Unrealised appreciation on investments	28,919,127	1,045,367	10,966,009	7,707,163	9,017,463
Unrealised (depreciation) on investments	-	-	-	-	-
Unrealised appreciation on forward foreign exchange contracts	156,275	6,175	-	-	-
Unrealised (depreciation) on forward foreign exchange contracts	(844,964)	(17,768)	(16,186)	(21,273)	(49,509)

** Please refer to the table Unrealised appreciation/(depreciation) for the calculation split.

The notes on pages 14 to 22 form an integral part of these financial statements.

Statement of Net Assets
as at 30 September 2017 (cont)

	Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond USD	Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity USD	Total * EUR
ASSETS			
Investments			
Securities at cost	6,535,298	14,984,973	343,742,540
Unrealised appreciation/(depreciation) **	1,844,624	12,821,478	89,555,121
Securities at Market Value	8,379,922	27,806,451	433,297,661
Net unrealised appreciation/(depreciation) ** on forward foreign exchange contracts	(5,142)	(28,596)	(879,349)
	8,374,780	27,777,855	432,418,312
Cash at banks	62,103	309,318	4,358,357
Receivables for securities sold	45,215	-	1,877,495
Hedged currency class forward contract collateral receivable	-	-	1,014,762
Receivables for subscriptions	-	-	342,604
Interest receivable	14	49	53
Sundry receivables and prepayments	-	-	881
TOTAL ASSETS	8,482,112	28,087,222	440,012,464
LIABILITIES			
Bank overdraft	-	-	1,817
Payables for securities purchased	3	29,541	586,811
Net hedged currency class forward contract collateral calls payable	-	-	1,137,568
Payables for redemptions	19,126	-	519,143
Interest payable	-	-	893
Management fees payable	9,567	32,838	405,718
Other payables and accruals	12,559	38,555	541,727
TOTAL LIABILITIES	41,255	100,934	3,193,677
TOTAL NET ASSETS	8,440,857	27,986,288	436,818,787
UNREALISED APPRECIATION/(DEPRECIATION) SPLIT			
Unrealised appreciation on investments	1,844,624	12,821,478	92,178,671
Unrealised (depreciation) on investments	-	-	(2,623,550)
Unrealised appreciation on forward foreign exchange contracts	-	-	140,077
Unrealised (depreciation) on forward foreign exchange contracts	(5,142)	(28,596)	(1,019,426)

* For the total of the Statement of Net Assets, which has been presented in Euro, assets and liabilities stated in currencies other than Euro have been converted at the following exchange rate ruling as at 30 September 2017: 1 Euro = 1.182959973 US Dollar.

** Please refer to the table Unrealised appreciation/(depreciation) for the calculation split.

The notes on pages 14 to 22 form an integral part of these financial statements.

Statement of Net Assets
as at 30 September 2017 (cont)

		Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced EUR	Schroder Selection EURO Series - EURO Bond EUR	Schroder Selection EURO Series - EURO Equity EUR	Schroder Selection EURO Series - European Opportunities EUR
Net Asset Value					
as at 30 September 2017		30,141,092	37,284,213	38,252,335	4,765,987
as at 30 September 2016		32,465,374	45,377,887	50,606,844	7,904,734
as at 30 September 2015		33,894,897	44,280,689	56,033,768	-
Units Outstanding *					
as at 30 September 2017	Class A (AUD)	-	-	-	-
	Class A (AUD unhedged)	-	-	-	-
	Class A (EUR)	1,030,512	1,897,358	1,006,028	114,073
	Class A (EUR unhedged)	-	-	-	-
	Class A (USD)	-	-	-	290,532
	Class A (JPY)	356,776	382,035	518,784	74,821
	Class A Monthly Income (AUD)	-	-	-	-
	Class A Monthly Income (EUR)	-	-	-	-
	Class A Monthly Income (USD)	-	-	-	-
	Class A Monthly Income (AUD unhedged)	-	-	-	-
	Class A Monthly Income (EUR unhedged)	-	-	-	-
	Class A Monthly Income (JPY unhedged)	-	-	-	-
as at 30 September 2016	Class A (AUD)	-	-	-	-
	Class A (AUD unhedged)	-	-	-	-
	Class A (EUR)	1,166,053	2,152,980	1,270,434	118,468
	Class A (EUR unhedged)	-	-	-	-
	Class A (USD)	-	-	-	544,859
	Class A (JPY)	442,389	525,389	1,122,778	206,960
	Class A Monthly Income (AUD)	-	-	-	-
	Class A Monthly Income (EUR)	-	-	-	-
	Class A Monthly Income (USD)	-	-	-	-
	Class A Monthly Income (AUD unhedged)	-	-	-	-
	Class A Monthly Income (EUR unhedged)	-	-	-	-
	Class A Monthly Income (JPY unhedged)	-	-	-	-
as at 30 September 2015	Class A (AUD)	-	-	-	-
	Class A (AUD unhedged)	-	-	-	-
	Class A (EUR)	1,265,272	2,059,598	1,383,760	-
	Class A (EUR unhedged)	-	-	-	-
	Class A (USD)	-	-	-	-
	Class A (JPY)	529,745	713,397	1,558,610	-
	Class B (EUR)	18,074	122,929	16,761	-
	Class B (USD)	-	-	-	-
	Class B (JPY)	2	6,725	757	-
	Class A Monthly Income (AUD)	-	-	-	-
	Class A Monthly Income (EUR)	-	-	-	-
	Class A Monthly Income (USD)	-	-	-	-
	Class A Monthly Income (AUD unhedged)	-	-	-	-
	Class A Monthly Income (EUR unhedged)	-	-	-	-
	Class A Monthly Income (JPY unhedged)	-	-	-	-

* Please refer to the 'Classes of Units' section of the Notes to the Financial Statements for the naming convention used for the classes of units.

The notes on pages 14 to 22 form an integral part of these financial statements.

Statement of Net Assets
as at 30 September 2017 (cont)

		Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced EUR	Schroder Selection EURO Series - EURO Bond EUR	Schroder Selection EURO Series - EURO Equity EUR	Schroder Selection EURO Series - European Opportunities EUR
Net Asset Value per Unit **					
as at 30 September 2017	Class A (AUD)	-	-	-	-
	Class A (AUD unhedged)	-	-	-	-
	Class A (EUR)	23.84	17.53	27.88	11.28
	Class A (EUR unhedged)	-	-	-	-
	Class A (USD)	-	-	-	11.54
	Class A (JPY)	2,077	1,402	2,613	1,144
	Class A Monthly Income (AUD)	-	-	-	-
	Class A Monthly Income (EUR)	-	-	-	-
	Class A Monthly Income (USD)	-	-	-	-
	Class A Monthly Income (AUD unhedged)	-	-	-	-
	Class A Monthly Income (EUR unhedged)	-	-	-	-
	Class A Monthly Income (JPY unhedged)	-	-	-	-
as at 30 September 2016	Class A (AUD)	-	-	-	-
	Class A (AUD unhedged)	-	-	-	-
	Class A (EUR)	21.56	17.98	23.06	9.95
	Class A (EUR unhedged)	-	-	-	-
	Class A (USD)	-	-	-	10.03
	Class A (JPY)	1,871	1,435	2,146	1,004
	Class A Monthly Income (AUD)	-	-	-	-
	Class A Monthly Income (EUR)	-	-	-	-
	Class A Monthly Income (USD)	-	-	-	-
	Class A Monthly Income (AUD unhedged)	-	-	-	-
	Class A Monthly Income (EUR unhedged)	-	-	-	-
	Class A Monthly Income (JPY unhedged)	-	-	-	-
as at 30 September 2015	Class A (AUD)	-	-	-	-
	Class A (AUD unhedged)	-	-	-	-
	Class A (EUR)	20.90	17.02	22.70	-
	Class A (EUR unhedged)	-	-	-	-
	Class A (USD)	-	-	-	-
	Class A (JPY)	1,802	1,357	2,093	-
	Class B (EUR)	19.61	15.97	21.30	-
	Class B (USD)	-	-	-	-
	Class B (JPY)	1,721	1,277	1,966	-
	Class A Monthly Income (AUD)	-	-	-	-
	Class A Monthly Income (EUR)	-	-	-	-
	Class A Monthly Income (USD)	-	-	-	-
	Class A Monthly Income (AUD unhedged)	-	-	-	-
	Class A Monthly Income (EUR unhedged)	-	-	-	-
	Class A Monthly Income (JPY unhedged)	-	-	-	-

** The Net Asset Value per Unit is stated in the currency of the unit class.

The notes on pages 14 to 22 form an integral part of these financial statements.

Statement of Net Assets
as at 30 September 2017 (cont)

		Schroder Selection Global Series - Commodity USD	Schroder Selection Global Series - Global High Yield USD	Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR	Schroder Selection Global Series - Yield Equity USD
Net Asset Value					
as at 30 September 2017		17,114,078	206,567,540	9,900,172	46,584,691
as at 30 September 2016		18,853,703	174,101,272	12,305,214	52,148,452
as at 30 September 2015		19,354,902	169,007,148	8,698,950	60,377,109
Units Outstanding *					
as at 30 September 2017	Class A (AUD)	813,719	3,129,467	78,515	-
	Class A (AUD unhedged)	-	-	-	523,091
	Class A (EUR)	218,307	742,338	317,783	-
	Class A (EUR unhedged)	-	-	-	136,869
	Class A (USD)	1,864,550	2,660,386	175,814	1,566,866
	Class A (JPY)	650,614	710,898	206,247	231,429
	Class A Monthly Income (AUD)	-	2,725,443	-	-
	Class A Monthly Income (EUR)	-	403,520	154,747	-
	Class A Monthly Income (USD)	-	5,704,237	-	388,348
	Class A Monthly Income (AUD unhedged)	-	-	-	63,389
	Class A Monthly Income (EUR unhedged)	-	-	-	36,386
	Class A Monthly Income (JPY unhedged)	-	1,487,803	302,315	223,565
as at 30 September 2016	Class A (AUD)	902,762	3,031,901	48,231	-
	Class A (AUD unhedged)	-	-	-	686,487
	Class A (EUR)	244,800	532,194	336,625	-
	Class A (EUR unhedged)	-	-	-	174,960
	Class A (USD)	1,948,774	2,692,832	281,299	2,246,431
	Class A (JPY)	570,913	457,672	227,626	332,298
	Class A Monthly Income (AUD)	-	2,767,899	-	-
	Class A Monthly Income (EUR)	-	377,018	213,584	-
	Class A Monthly Income (USD)	-	4,585,385	-	463,955
	Class A Monthly Income (AUD unhedged)	-	-	-	70,702
	Class A Monthly Income (EUR unhedged)	-	-	-	38,839
	Class A Monthly Income (JPY unhedged)	-	832,194	333,155	247,950
as at 30 September 2015	Class A (AUD)	781,439	2,879,437	30,015	-
	Class A (AUD unhedged)	-	-	-	812,193
	Class A (EUR)	188,547	608,981	333,240	-
	Class A (EUR unhedged)	-	-	-	164,507
	Class A (USD)	2,222,753	3,535,535	18,765	2,935,678
	Class A (JPY)	621,316	464,967	190,878	384,601
	Class B (EUR)	-	-	3,124	-
	Class B (USD)	-	-	-	25,787
	Class B (JPY)	-	-	1,237	2,576
	Class A Monthly Income (AUD)	-	2,577,001	-	-
	Class A Monthly Income (EUR)	-	379,913	228,990	-
	Class A Monthly Income (USD)	-	4,308,513	-	481,580
	Class A Monthly Income (AUD unhedged)	-	-	-	73,726
	Class A Monthly Income (EUR unhedged)	-	-	-	39,573
	Class A Monthly Income (JPY unhedged)	-	703,691	380,053	364,810

* Please refer to the 'Classes of Units' section of the Notes to the Financial Statements for the naming convention used for the classes of units.

The notes on pages 14 to 22 form an integral part of these financial statements.

Statement of Net Assets
as at 30 September 2017 (cont)

		Schroder Selection Global Series - Commodity USD	Schroder Selection Global Series - Global High Yield USD	Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR EUR	Schroder Selection Global Series - Yield Equity USD
Net Asset Value per Unit **					
as at 30 September 2017	Class A (AUD)	5.80	22.98	10.78	-
	Class A (AUD unhedged)	-	-	-	21.36
	Class A (EUR)	4.69	17.96	11.89	-
	Class A (EUR unhedged)	-	-	-	20.90
	Class A (USD)	5.03	18.66	10.06	15.34
	Class A (JPY)	486	1,795	1,056	1,393
	Class A Monthly Income (AUD)	-	6.95	-	-
	Class A Monthly Income (EUR)	-	7.19	6.60	-
	Class A Monthly Income (USD)	-	7.50	-	10.39
	Class A Monthly Income (AUD unhedged)	-	-	-	17.80
	Class A Monthly Income (EUR unhedged)	-	-	-	17.62
	Class A Monthly Income (JPY unhedged)	-	925	617	929
as at 30 September 2016	Class A (AUD)	6.08	21.09	10.72	-
	Class A (AUD unhedged)	-	-	-	17.90
	Class A (EUR)	5.04	16.90	12.10	-
	Class A (EUR unhedged)	-	-	-	18.07
	Class A (USD)	5.31	17.25	10.07	12.53
	Class A (JPY)	521	1,686	1,072	1,151
	Class A Monthly Income (AUD)	-	7.29	-	-
	Class A Monthly Income (EUR)	-	7.59	7.08	-
	Class A Monthly Income (USD)	-	7.74	-	8.76
	Class A Monthly Income (AUD unhedged)	-	-	-	15.19
	Class A Monthly Income (EUR unhedged)	-	-	-	15.50
	Class A Monthly Income (JPY unhedged)	-	844	568	709
as at 30 September 2015	Class A (AUD)	6.19	19.13	9.39	-
	Class A (AUD unhedged)	-	-	-	18.43
	Class A (EUR)	5.24	15.73	10.86	-
	Class A (EUR unhedged)	-	-	-	17.06
	Class A (USD)	5.43	15.89	8.91	11.85
	Class A (JPY)	537	1,564	959	1,090
	Class B (EUR)	-	-	10.33	-
	Class B (USD)	-	-	-	11.32
	Class B (JPY)	-	-	924	1,041
	Class A Monthly Income (AUD)	-	7.61	-	-
	Class A Monthly Income (EUR)	-	7.89	6.70	-
	Class A Monthly Income (USD)	-	7.96	-	8.58
	Class A Monthly Income (AUD unhedged)	-	-	-	15.95
	Class A Monthly Income (EUR unhedged)	-	-	-	14.93
	Class A Monthly Income (JPY unhedged)	-	1,012	643	828

** The Net Asset Value per Unit is stated in the currency of the unit class.

The notes on pages 14 to 22 form an integral part of these financial statements.

Statement of Net Assets
as at 30 September 2017 (cont)

		Schroder Selection New Market Series - Asian Bond USD	Schroder Selection New Market Series - BRIC Equity USD	Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond USD	Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity USD
Net Asset Value					
as at 30 September 2017		34,490,721	33,193,069	8,440,857	27,986,288
as at 30 September 2016		43,401,235	35,170,225	9,331,056	26,515,991
as at 30 September 2015		49,862,293	33,178,633	9,793,530	23,613,600
Units Outstanding *					
as at 30 September 2017	Class A (AUD)	-	-	-	-
	Class A (AUD unhedged)	-	-	-	-
	Class A (EUR)	-	-	-	-
	Class A (EUR unhedged)	-	-	-	-
	Class A (USD)	1,627,030	1,514,461	507,013	547,606
	Class A (JPY)	404,611	633,425	83,731	154,495
	Class A Monthly Income (AUD)	-	-	-	-
	Class A Monthly Income (EUR)	-	-	-	-
	Class A Monthly Income (USD)	1,400,627	-	-	-
	Class A Monthly Income (AUD unhedged)	-	-	-	-
	Class A Monthly Income (EUR unhedged)	-	-	-	-
	Class A Monthly Income (JPY unhedged)	602,890	-	-	-
as at 30 September 2016	Class A (AUD)	-	-	-	-
	Class A (AUD unhedged)	-	-	-	-
	Class A (EUR)	-	-	-	-
	Class A (EUR unhedged)	-	-	-	-
	Class A (USD)	1,950,480	1,968,449	571,964	625,353
	Class A (JPY)	462,690	781,076	90,575	192,529
	Class A Monthly Income (AUD)	-	-	-	-
	Class A Monthly Income (EUR)	-	-	-	-
	Class A Monthly Income (USD)	1,799,318	-	-	-
	Class A Monthly Income (AUD unhedged)	-	-	-	-
	Class A Monthly Income (EUR unhedged)	-	-	-	-
	Class A Monthly Income (JPY unhedged)	737,909	-	-	-
as at 30 September 2015	Class A (AUD)	-	-	-	-
	Class A (AUD unhedged)	-	-	-	-
	Class A (EUR)	-	-	-	-
	Class A (EUR unhedged)	-	-	-	-
	Class A (USD)	2,237,697	2,172,291	601,859	700,052
	Class A (JPY)	556,975	846,276	109,457	210,001
	Class B (EUR)	-	-	-	-
	Class B (USD)	53,411	153,284	55,270	12,914
	Class B (JPY)	5,920	6,607	4,489	1,067
	Class A Monthly Income (AUD)	-	-	-	-
	Class A Monthly Income (EUR)	-	-	-	-
	Class A Monthly Income (USD)	2,115,572	-	-	-
	Class A Monthly Income (AUD unhedged)	-	-	-	-
	Class A Monthly Income (EUR unhedged)	-	-	-	-
	Class A Monthly Income (JPY unhedged)	903,050	-	-	-

* Please refer to the 'Classes of Units' section of the Notes to the Financial Statements for the naming convention used for the classes of units.

The notes on pages 14 to 22 form an integral part of these financial statements.

Statement of Net Assets
as at 30 September 2017 (cont)

		Schroder Selection New Market Series - Asian Bond USD	Schroder Selection New Market Series - BRIC Equity USD	Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond USD	Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity USD
Net Asset Value per Unit **					
as at 30 September 2017	Class A (AUD)	-	-	-	-
	Class A (AUD unhedged)	-	-	-	-
	Class A (EUR)	-	-	-	-
	Class A (EUR unhedged)	-	-	-	-
	Class A (USD)	12.90	16.28	14.91	42.03
	Class A (JPY)	1,022	1,513	1,182	3,613
	Class A Monthly Income (AUD)	-	-	-	-
	Class A Monthly Income (EUR)	-	-	-	-
	Class A Monthly Income (USD)	5.01	-	-	-
	Class A Monthly Income (AUD unhedged)	-	-	-	-
	Class A Monthly Income (EUR unhedged)	-	-	-	-
	Class A Monthly Income (JPY unhedged)	521	-	-	-
as at 30 September 2016	Class A (AUD)	-	-	-	-
	Class A (AUD unhedged)	-	-	-	-
	Class A (EUR)	-	-	-	-
	Class A (EUR unhedged)	-	-	-	-
	Class A (USD)	12.86	13.04	14.49	33.51
	Class A (JPY)	1,034	1,230	1,167	2,922
	Class A Monthly Income (AUD)	-	-	-	-
	Class A Monthly Income (EUR)	-	-	-	-
	Class A Monthly Income (USD)	5.48	-	-	-
	Class A Monthly Income (AUD unhedged)	-	-	-	-
	Class A Monthly Income (EUR unhedged)	-	-	-	-
	Class A Monthly Income (JPY unhedged)	512	-	-	-
as at 30 September 2015	Class A (AUD)	-	-	-	-
	Class A (AUD unhedged)	-	-	-	-
	Class A (EUR)	-	-	-	-
	Class A (EUR unhedged)	-	-	-	-
	Class A (USD)	12.36	11.10	13.40	27.27
	Class A (JPY)	1,003	1,049	1,090	2,387
	Class B (EUR)	-	-	-	-
	Class B (USD)	11.67	10.60	12.65	25.75
	Class B (JPY)	948	1,002	1,030	2,254
	Class A Monthly Income (AUD)	-	-	-	-
	Class A Monthly Income (EUR)	-	-	-	-
	Class A Monthly Income (USD)	5.73	-	-	-
	Class A Monthly Income (AUD unhedged)	-	-	-	-
	Class A Monthly Income (EUR unhedged)	-	-	-	-
	Class A Monthly Income (JPY unhedged)	634	-	-	-

** The Net Asset Value per Unit is stated in the currency of the unit class.

The notes on pages 14 to 22 form an integral part of these financial statements.

Statement of Operations
for the Year Ended 30 September 2017

	Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced EUR	Schroder Selection EURO Series - EURO Bond EUR	Schroder Selection EURO Series - EURO Equity EUR	Schroder Selection EURO Series - European Opportunities EUR	Schroder Selection Global Series - Commodity USD
INCOME					
Bank interest	-	-	-	-	-
Total Income	-	-	-	-	-
EXPENSES					
Administration fees	7,453	8,790	9,175	6,743	11,386
Management fees	366,682	319,912	631,126	85,850	276,718
Bank and interest charges	1,619	2,173	2,619	539	260
Custodian fees	5,217	5,495	7,465	2,923	5,249
Taxe d'abonnement	142	222	195	53	70
Distribution fees	244,455	179,950	391,733	53,286	166,031
Other Expenses	27,355	35,726	39,073	5,369	16,435
Total Expenses	652,923	552,268	1,081,386	154,763	476,149
NET INVESTMENT INCOME/(LOSS)	(652,923)	(552,268)	(1,081,386)	(154,763)	(476,149)

The notes on pages 14 to 22 form an integral part of these financial statements.

Statement of Operations
for the Year Ended 30 September 2017 (cont)

	Schroder Selection Global Series - Global High Yield USD	Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR EUR	Schroder Selection Global Series - Yield Equity USD	Schroder Selection New Market Series - Asian Bond USD	Schroder Selection New Market Series - BRIC Equity USD
INCOME					
Bank interest	-	-	77	78	234
Total Income	-	-	77	78	234
EXPENSES					
Administration fees	38,773	10,093	13,962	9,526	8,104
Management fees	1,910,892	171,403	580,011	457,877	472,799
Bank and interest charges	1,156	650	3	4	-
Custodian fees	33,767	4,197	10,030	6,513	5,681
Taxe d'abonnement	1,088	56	194	189	114
Distribution fees	1,146,535	110,187	386,674	305,251	293,461
Other Expenses	169,886	11,019	43,108	34,094	29,242
Total Expenses	3,302,097	307,605	1,033,982	813,454	809,401
NET INVESTMENT INCOME/(LOSS)	(3,302,097)	(307,605)	(1,033,905)	(813,376)	(809,167)

The notes on pages 14 to 22 form an integral part of these financial statements.

Statement of Operations
for the Year Ended 30 September 2017 (cont)

	Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond USD	Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity USD	Total * EUR
INCOME			
Bank interest	221	738	1,140
Total Income	221	738	1,140
EXPENSES			
Administration fees	4,124	7,118	120,864
Management fees	123,682	368,700	5,117,510
Bank and interest charges	-	-	8,803
Custodian fees	1,619	4,288	82,059
Taxe d'abonnement	41	84	2,173
Distribution fees	79,510	228,848	3,182,822
Other Expenses	7,891	22,740	391,920
Total Expenses	216,867	631,778	8,906,151
NET INVESTMENT INCOME/(LOSS)	(216,646)	(631,040)	(8,905,011)

* For the total of the Statement of Operations, which has been presented in Euro, assets and liabilities stated in currencies other than Euro have been converted at the following exchange rate ruling as at 30 September 2017: 1 Euro = 1.182959973 US Dollar.

The notes on pages 14 to 22 form an integral part of these financial statements.

Statement of Changes in Net Assets for the Year Ended 30 September 2017

	Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced EUR	Schroder Selection EURO Series - EURO Bond EUR	Schroder Selection EURO Series - EURO Equity EUR	Schroder Selection EURO Series - European Opportunities EUR	Schroder Selection Global Series - Commodity USD
NET INVESTMENT INCOME/(LOSS) **	(652,923)	(552,268)	(1,081,386)	(154,763)	(476,149)
Net realised gains/(losses) ***					
on securities sold	2,944,210	2,407,356	6,578,200	564,219	(1,649,508)
on forward foreign exchange contracts	(1,403,545)	(1,145,137)	(3,312,363)	(90,338)	(318,957)
on foreign exchange on other net assets	456,356	351,623	1,030,391	(62,906)	199,256
NET REALISED PROFIT/(LOSS)	1,997,021	1,613,842	4,296,228	410,975	(1,769,209)
Net change in unrealised appreciation/ (depreciation)					
on investments	766,823	(3,018,606)	3,032,900	451,952	1,069,168
on forward foreign exchange contracts	(49,983)	(38,926)	(106,847)	(46,219)	(13,897)
NET CHANGE IN UNREALISED APPRECIATION/ (DEPRECIATION)	716,840	(3,057,532)	2,926,053	405,733	1,055,271
NET CHANGE IN TOTAL NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	2,060,938	(1,995,958)	6,140,895	661,945	(1,190,087)
Net proceeds from issue of units	978,424	2,193,660	952,776	2,387,851	4,217,910
Payment for units redeemed	(5,363,644)	(8,291,376)	(19,448,180)	(6,188,543)	(4,767,448)
Dividends declared for the year from net investment income	-	-	-	-	-
Increase/(decrease) in Net Assets for the Year	(2,324,282)	(8,093,674)	(12,354,509)	(3,138,747)	(1,739,625)
Net Assets at the beginning of the year ****	32,465,374	45,377,887	50,606,844	7,904,734	18,853,703
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR	30,141,092	37,284,213	38,252,335	4,765,987	17,114,078
REALISED GAINS/(LOSSES) SPLIT *****					
Realised gains on securities sold	2,944,679	2,407,836	6,578,791	564,842	754
Realised (losses) on securities sold	(469)	(480)	(591)	(623)	(1,650,262)
Realised gains on forward foreign exchange contracts	175,491	140,664	635,286	926,866	1,682,089
Realised (losses) on forward foreign exchange contracts	(1,579,036)	(1,285,801)	(3,947,649)	(1,017,204)	(2,001,046)

** Please see the Statement of Operations for the calculation of Net Investment Income/(Loss).

*** Please refer to the table Realised gains/(losses) for the calculation split.

**** The opening balance was combined using the foreign exchange rate as at 30 September 2017. The same net assets combined using the foreign exchange rate as at 30 September 2016 reflected a figure of EUR 470,359,770.

***** The realised amounts shown in this table represent the sum of the net realised gains and losses at investment level for the year under review.

The notes on pages 14 to 22 form an integral part of these financial statements.

Statement of Changes in Net Assets for the Year Ended 30 September 2017 (cont)

	Schroder Selection Global Series - Global High Yield USD	Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR EUR	Schroder Selection Global Series - Yield Equity USD	Schroder Selection New Market Series - Asian Bond USD	Schroder Selection New Market Series - BRIC Equity USD
NET INVESTMENT INCOME/(LOSS) **	(3,302,097)	(307,605)	(1,033,905)	(813,376)	(809,167)
Net realised gains/(losses) ***					
on securities sold	18,575,104	770,589	4,236,834	2,212,786	2,067,553
on forward foreign exchange contracts	3,292,790	(382,297)	(702,794)	(856,595)	(1,734,423)
on foreign exchange on other net assets	(47,906)	50,211	265,630	331,219	711,154
NET REALISED PROFIT/(LOSS)	21,819,988	438,503	3,799,670	1,687,410	1,044,284
Net change in unrealised appreciation/ (depreciation)					
on investments	(485,041)	(675,096)	6,739,021	(1,356,589)	5,992,001
on forward foreign exchange contracts	(305,045)	(26,599)	6,917	7,967	9,442
NET CHANGE IN UNREALISED APPRECIATION/ (DEPRECIATION)	(790,086)	(701,695)	6,745,938	(1,348,622)	6,001,443
NET CHANGE IN TOTAL NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	17,727,805	(570,797)	9,511,703	(474,588)	6,236,560
Net proceeds from issue of units	83,215,838	3,327,262	8,494,763	175,713	614,821
Payment for units redeemed	(60,924,280)	(5,001,436)	(23,348,642)	(7,548,967)	(8,828,537)
Dividends declared for the year from net investment income	(7,553,095)	(160,071)	(221,585)	(1,062,672)	-
Increase/(decrease) in Net Assets for the Year	32,466,268	(2,405,042)	(5,563,761)	(8,910,514)	(1,977,156)
Net Assets at the beginning of the year ****	174,101,272	12,305,214	52,148,452	43,401,235	35,170,225
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR	206,567,540	9,900,172	46,584,691	34,490,721	33,193,069
REALISED GAINS/(LOSSES) SPLIT *****					
Realised gains on securities sold	18,581,900	771,171	4,239,026	2,213,819	2,068,789
Realised (losses) on securities sold	(6,796)	(582)	(2,192)	(1,033)	(1,236)
Realised gains on forward foreign exchange contracts	23,178,286	800,748	178,756	176,093	456,442
Realised (losses) on forward foreign exchange contracts	(19,885,496)	(1,183,045)	(881,550)	(1,032,688)	(2,190,865)

** Please see the Statement of Operations for the calculation of Net Investment Income/(Loss).

*** Please refer to the table Realised gains/(losses) for the calculation split.

**** The opening balance was combined using the foreign exchange rate as at 30 September 2017. The same net assets combined using the foreign exchange rate as at 30 September 2016 reflected a figure of EUR 470,359,770.

***** The realised amounts shown in this table represent the sum of the net realised gains and losses at investment level for the year under review.

The notes on pages 14 to 22 form an integral part of these financial statements.

Statement of Changes in Net Assets for the Year Ended 30 September 2017 (cont)

	Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond USD	Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity USD	Total * EUR
NET INVESTMENT INCOME/(LOSS) **	(216,646)	(631,040)	(8,905,011)
Net realised gains/(losses) ***			
on securities sold	402,682	2,825,765	37,501,418
on forward foreign exchange contracts	(196,041)	(1,021,249)	(7,633,191)
on foreign exchange on other net assets	77,455	407,560	3,469,321
NET REALISED PROFIT/(LOSS)	284,096	2,212,076	33,337,548
Net change in unrealised appreciation/ (depreciation)			
on investments	50,319	3,593,522	13,747,262
on forward foreign exchange contracts	1,334	5,821	(511,575)
NET CHANGE IN UNREALISED APPRECIATION/ (DEPRECIATION)	51,653	3,599,343	13,235,687
NET CHANGE IN TOTAL NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	119,103	5,180,379	37,668,224
Net proceeds from issue of units	665,048	973,232	92,985,073
Payment for units redeemed	(1,674,350)	(4,683,314)	(138,781,193)
Dividends declared for the year from net investment income	-	-	(7,630,613)
Increase/(decrease) in Net Assets for the Year	(890,199)	1,470,297	(15,758,509)
Net Assets at the beginning of the year ****	9,331,056	26,515,991	452,577,296
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR	8,440,857	27,986,288	436,818,787
REALISED GAINS/(LOSSES) SPLIT *****			
Realised gains on securities sold	403,374	2,826,372	38,909,805
Realised (losses) on securities sold	(692)	(607)	(1,408,387)
Realised gains on forward foreign exchange contracts	40,770	257,647	24,632,531
Realised (losses) on forward foreign exchange contracts	(236,811)	(1,278,896)	(32,265,722)

* For the total of the Statement of Changes in Net Assets, which has been presented in Euro, assets and liabilities stated in currencies other than Euro have been converted at the following exchange rate ruling as at 30 September 2017: 1 Euro = 1.182959973 US Dollar.

** Please see the Statement of Operations for the calculation of Net Investment Income/(Loss).

*** Please refer to the table Realised gains/(losses) for the calculation split.

**** The opening balance was combined using the foreign exchange rate as at 30 September 2017. The same net assets combined using the foreign exchange rate as at 30 September 2016 reflected a figure of EUR 470,359,770.

***** The realised amounts shown in this table represent the sum of the net realised gains and losses at investment level for the year under review.

The notes on pages 14 to 22 form an integral part of these financial statements.

次へ

Fund Performance (Unaudited)
as at 30 September 2017

Sub-Fund *	Class (Currency)	1 Year %	2 Years %	3 Years %	Since Launch %
Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced	Class A (EUR)	10.54	14.06	20.00	138.35
(Launch Date: 20/12/2002)	Class A (JPY)	11.01	15.26	21.04	107.70
Schroder Selection Euro Series - EURO Bond	Class A (EUR)	(2.53)	2.97	4.12	75.25
(Launch Date: 20/12/2002)	Class A (JPY)	(2.30)	3.32	4.16	40.20
Schroder Selection EURO Series - EURO Equity	Class A (EUR)	20.92	22.82	32.40	178.80
(Launch Date: 20/12/2002)	Class A (JPY)	21.76	24.84	34.48	161.30
Schroder Selection EURO Series - European Opportunities	Class A (EUR)	13.39	-	-	12.80
(Launch Date: 12/04/2016)	Class A (JPY)	13.94	-	-	14.40
	Class A (USD)	15.11	-	-	15.42
Schroder Selection Global Series - Commodity	Class A (AUD)	(4.66)	(6.32)	(39.33)	(42.05)
(Launch Date: 31/03/2010)	Class A (EUR)	(6.92)	(10.43)	(43.19)	(53.09)
	Class A (JPY)	(6.72)	(9.50)	(42.35)	(51.40)
	Class A (USD)	(5.13)	(7.34)	(40.85)	(49.66)
Schroder Selection Global Series - Global High Yield	Class A (AUD)	9.00	20.13	19.29	129.84
(Launch Date: 28/05/2009)	Class A (EUR)	6.24	14.14	10.57	79.55
	Class A (JPY)	6.47	14.77	11.28	79.50
	Class A (USD)	8.17	17.46	14.17	86.63
	Class A Monthly Income (JPY unhedged)	20.07	9.77	16.79	117.05
	Class A Monthly Income (AUD)	8.98	20.07	19.26	132.21
	Class A Monthly Income (EUR)	6.22	14.12	10.53	80.75
	Class A Monthly Income (USD)	8.17	17.46	14.17	90.30
Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR	Class A (AUD)	0.58	14.85	6.12	65.50
(Launched on: 30/09/2005)	Class A (EUR)	(1.74)	9.47	(1.27)	18.92
	Class A (JPY)	(1.49)	10.11	(0.94)	5.60
	Class A (USD)	(0.09)	12.86	1.98	22.86
	Class A Monthly Income (EUR)	(1.73)	9.47	(1.25)	18.94
	Class A Monthly Income (JPY unhedged)	15.44	8.20	(5.12)	15.70
Schroder Selection Global Series - Yield Equity	Class A (AUD unhedged)	19.32	15.90	33.93	49.30
(Launch Date: 31/07/2006)	Class A (EUR unhedged)	15.66	22.50	28.29	65.12
	Class A (JPY)	21.03	27.80	19.26	39.30
	Class A (USD)	22.43	29.45	20.49	53.38
	Class A Monthly Income (AUD unhedged)	19.31	15.89	33.91	48.99
	Class A Monthly Income (EUR unhedged)	15.66	22.50	28.28	64.74
	Class A Monthly Income (JPY unhedged)	35.78	20.90	23.28	50.09
	Class A Monthly Income (USD)	22.43	29.45	20.49	53.40

* All fund performance data are on a NAV to NAV basis (Bid to Bid), adjusted for dividends, net of expenses and gross of taxes. The term "Since Launch" means the launch date of the sub-fund, Past performance is not a reliable indicator of future results, prices of units and the income from them may fall as well as rise and investors may not get back the amount originally invested.

Fund Performance (Unaudited)
as at 30 September 2017 (cont)

Sub-Fund *	Class (Currency)	1 Year %	2 Years %	3 Years %	Since Launch %
Schroder Selection New Market Series - Asian Bond	Class A (JPY)	(1.16)	1.89	(3.49)	2.20
(Launch Date: 27/04/2004)	Class A (USD)	0.33	4.44	(0.62)	29.04
	Class A Monthly Income (JPY unhedged)	11.36	(2.27)	1.65	31.15
	Class A Monthly Income (USD)	0.33	4.44	(0.64)	28.82
Schroder Selection New Market Series - BRIC Equity	Class A (JPY)	23.01	44.23	19.13	51.30
(Launch Date: 31/07/2006)	Class A (USD)	24.84	46.70	20.84	62.81
Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond	Class A (JPY)	1.29	8.44	0.17	18.20
(Launch Date: 27/04/2004)	Class A (USD)	2.93	11.31	3.35	49.10
Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity	Class A (JPY)	23.65	51.36	40.69	261.30
(Launch Date: 27/04/2004)	Class A (USD)	25.42	54.14	42.77	320.28

* All fund performance data are on a NAV to NAV basis (Bid to Bid), adjusted for dividends, net of expenses and gross of taxes. The term "Since Launch" means the launch date of the sub-fund, Past performance is not a reliable indicator of future results, prices of units and the income from them may fall as well as rise and investors may not get back the amount originally invested.

次へ

Notes to the Financial Statements
as at 30 September 2017

The Fund

The Fund qualifies as an undertaking for collective investment (UCI) regulated by the provisions of Part II of the Luxembourg law of 17 December 2010, as amended, regarding undertaking for collective investment (the ‘2010 law’).
The Fund has been established for an undetermined period from the date of inception 20 December 2002, and may further issue several classes of units in each sub-fund.

Classes of Units

The classes of units available for investment are shown below:

Sub-Funds	Classes of Units *
Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced	Class A (EUR)
	Class A (JPY)
Schroder Selection EURO Series - EURO Bond	Class A (EUR)
	Class A (JPY)
Schroder Selection EURO Series - EURO Equity	Class A (EUR)
	Class A (JPY)
Schroder Selection EURO Series - European Opportunities	Class A (EUR)
	Class A (JPY)
	Class A (USD)
Schroder Selection Global Series - Commodity	Class A (AUD)
	Class A (EUR)
	Class A (JPY)
	Class A (USD)
Schroder Selection Global Series - Global High Yield	Class A (AUD)
	Class A (EUR)
	Class A (JPY)
	Class A (USD)
	Class A Monthly Income (AUD)
	Class A Monthly Income (EUR)
	Class A Monthly Income (JPY unhedged)
	Class A Monthly Income (USD)
Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR	Class A (AUD)
	Class A (EUR)
	Class A (JPY)
	Class A (USD)
	Class A Monthly Income (EUR)
	Class A Monthly Income (JPY unhedged)

* Please note that with the exception of base currency classes and those that mention "unhedged", all other classes are hedged.

Notes to the Financial Statements as at 30 September 2017 (cont)

Classes of Units (cont)

Sub-Funds	Classes of Units *
Schroder Selection Global Series - Yield Equity	Class A (USD)
	Class A (JPY)
	Class A (EUR unhedged)
	Class A (AUD unhedged)
	Class A Monthly Income (USD)
	Class A Monthly Income (JPY unhedged)
	Class A Monthly Income (EUR unhedged)
	Class A Monthly Income (AUD unhedged)
Schroder Selection New Market Series - Asian Bond	Class A (USD)
	Class A (JPY)
	Class A Monthly Income (USD)
	Class A Monthly Income (JPY unhedged)
Schroder Selection New Market Series - BRIC Equity	Class A (USD)
	Class A (JPY)
Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond	Class A (USD)
	Class A (JPY)
Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity	Class A (USD)
	Class A (JPY)

In respect of all non base currency Classes of the Fund, denominated in Japanese Yen or Australian Dollar, the investments of the sub-funds in the Underlying Fund will be in either Euro or US Dollar. Under normal circumstances the Fund converts all non base currency Classes it receives into Euro or US Dollar for investment purposes, and converts the Euro or US Dollar into all non base currency Classes or as appropriate when a unitholder repurchases units. Any costs incurred in respect of such currency conversions will be allocated on a pro rata basis across all non base currency Classes of the relevant sub-fund.

Furthermore, as long as the Underlying Fund holds securities or currencies denominated in a currency other than the denomination of a particular Class, the value of such Class may be affected by the value of the local currency relative to the currency in which that Class is denominated.

* Please note that with the exception of base currency classes and those that mention "unhedged", all other classes are hedged.

Notes to the Financial Statements as at 30 September 2017 (cont)

Classes of Units (cont)

The Management Company may employ techniques and instruments intended to provide protection against the exposure of all non base currency Classes to Euro or US Dollar. While the Management Company will attempt to hedge against this currency exposure, there can be no guarantee that the value of all non base currency Classes will not be affected by the value of Japanese Yen relative or Australian Dollar to Euro or US Dollar. The JPY and AUD Classes will separately bear any expenses in connection with such hedging techniques. All gains or losses which may be made by any Class as a result of such hedging transactions shall accrue to the relevant Class of Units.

Initial and Distribution Charges

Units	Initial and Distribution Charges
A Units and A Monthly Income Units	Subject to an Initial Charge of up to 6.25% of the NAV per Unit. There are no Distribution Charges.

Minimum Purchase Amount, Minimum Additional Purchase Amount and Minimum Holding Amount

Sub-fund name	Minimum subscription, additional subscription and holding amount
Schroder Selection EURO Series	For all Classes, the minimum amounts for subscriptions, additional subscriptions and holdings are EUR 1,000 or JPY 100,000
Schroder Selection EURO Series European Opportunities	For all Classes, the minimum amounts for subscriptions, additional subscriptions and holdings are USD 1,000, EUR 1,000 or JPY 100,000
Schroder Selection Global Series	For all Classes, the minimum amounts for subscriptions, additional subscriptions and holdings are USD 3,000, EUR 3,000, AUD 3,000 or JPY 500,000
Schroder Selection New Market Series	For all Classes, the minimum amounts for subscriptions, additional subscriptions and holdings are USD 3,000 or JPY 500,000

The limits stated above may be waived at the discretion of the Management Company.

Custodian and Administration fees

The Custodian and fund administrator are entitled to fees for related services rendered in accordance with common practice in Luxembourg, payable monthly, out of the net assets of the Fund.

Notes to the Financial Statements
as at 30 September 2017 (cont)

Net Asset Value

Calculation of Net Asset Value per Unit

The Net Asset Value ('NAV') per unit of each class is calculated on each Dealing Day in the currency of the relevant class. It is calculated by dividing the NAV attributable to each class, being the proportionate value of its assets less its liabilities, by the number of units of such class then in issue.

Further details on rules that apply in valuing total assets can be found in the current prospectus.

The assets of each sub-fund are invested for the exclusive benefit of the unitholders of the corresponding sub-fund and the assets of a specific sub-fund are solely accountable for the liabilities, commitments and obligations of that sub-fund.

Valuation of the Assets of the Fund

The value of any cash in hand or on deposit, bills and demand notes and accounts receivable, prepaid expenses, cash dividends and interest declared or accrued as aforesaid and not yet received shall be deemed to be the full amount thereof, unless in any case the same is unlikely to be paid or received in full, in which case the value thereof shall be arrived at after making such discount as the Management Company may consider appropriate in such case to reflect the true value thereof.

Where the investments of a sub-fund are both listed on a stock exchange and dealt in by market makers outside the stock exchange on which the investments are listed, then the Management Company determines the principal market for the investments in question and they are valued at the latest available price in that market. Securities which are not quoted or dealt in on any stock exchange but which are dealt in on any other regulated market are valued in such a manner as near as possible to that described in the previous paragraph.

Units or shares in open-ended undertakings for collective investment are valued on the basis of the latest reported NAV. The latest reported NAV may be adjusted in order to reflect market movements since the report date in accordance with adjustment methods as determined by the Management Company.

Notes to the Financial Statements
as at 30 September 2017 (cont)

Net Asset Value (cont)

All other assets and liabilities are valued at their respective fair values as determined in good faith by the Management Company in accordance with generally accepted valuation principles and procedures.

The expenses of establishing the Fund, including printing costs, travel and other expenses, and legal fees, are written off over a period not exceeding five years. All assets and liabilities not expressed in the currency of denomination are translated therein by reference to the market rates prevailing in the foreign exchange market for the relevant currency at or about the time of the valuation.

Cost of investments, income and expenditure denominated in currencies other than the currency of denomination have been translated at the exchange rate ruling on the day of transaction. The exchange gain or loss from the transaction of these items is taken into account in the determination of the results of operations.

Exchange Rate

The exchange rate used for the calculation of the combined total in EUR of the financial Statement as at 30 September 2017 is:
1 Euro = 1.182959973 US Dollar.

Changes in the Sub-funds

A list specifying the total purchases and sales which took place during the year under review for each sub-fund may be obtained free of charge, upon request, at the registered office of the Management Company.

Realised Gains and Losses on Sales of Investments in Securities

Realised gains and losses on sales of investments in securities are usually determined on the average cost basis and include transactions costs.

Notes to the Financial Statements
as at 30 September 2017 (cont)

Disclosure of Transactions Costs

The transaction costs are broker commission fees and taxes related to the purchase and sale of transferable securities. Custodian transaction costs are shown in the Statement of Operations under ‘ Custodian Fees ’ . They will always show the figure of zero as the sub-funds invest their net assets in other Luxembourg umbrella funds, either Schroder ISF, an undertaking for collective investment in transferable securities, or Schroder AS an undertaking for collective investment (the "Underlying Funds") through their transfer agent. Therefore no broker fees are charged for any sub-funds.

Taxation

Under Luxembourg law, each sub-fund is liable to a capital tax on its net assets at an annual rate of 0.05%. This tax is calculated and payable quarterly in arrears on the basis of the net assets of the sub-fund at the end of the relevant quarter. However, no capital tax is payable on the portion of the net assets of a sub-fund invested in other Luxembourg undertakings for collective investment which have already paid this capital tax.

Cash Collateral Reinvestment

For the purpose of counterparty risk mitigation, Funds with currency hedging transactions related to hedged share classes will pay or receive cash collateral on a daily basis from the counterparty, thus reducing their exposure over the duration of the forward contract.
Investment Manager may reinvest the cash collateral received from the counterparty in connection with currency hedging, in line with the investment objectives of the fund.
Collateral receivable or payable at the maturity date of the forward contracts are shown in the Statement of Net Assets as ‘ Hedged Currency Class Forward Contract Collateral Receivable/Payable ’ . Collateral calls receivable or payable are shown in the Statement of Net Assets as ‘ Net Hedged Currency Class Forward Contract Collateral Calls Receivable/Payable ’ .

Notes to the Financial Statements as at 30 September 2017 (cont)

Forward Foreign Exchange Contracts

Outstanding forward foreign exchange contracts were valued at the last available price on NAV calculation day by reference to the forward rate of exchange applicable to the outstanding life of the relevant contract. The unrealised appreciation/(depreciation) is shown in the Statement of Net Assets under "Net unrealised appreciation/(depreciation) on forward foreign exchange contracts". As at 30 September 2017, the following sub-funds were committed to forward foreign exchange contracts:

Currency Bought		Currency Sold		Maturity Date		Unrealised Appreciation/ (Depreciation)
Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced						
Unit Class Hedging						
JPY	736,075,300	EUR	5,577,902	26-Oct-2017		(36,638)
					EUR	(36,638)
Schroder Selection EURO Series - EURO Bond						
Unit Class Hedging						
JPY	539,416,400	EUR	4,087,641	26-Oct-2017		(26,850)
					EUR	(26,850)
Schroder Selection EURO Series - EURO Equity						
Unit Class Hedging						
JPY	1,354,691,500	EUR	10,265,711	26-Oct-2017		(67,430)
					EUR	(67,430)
Schroder Selection EURO Series - European Opportunities						
Unit Class Hedging						
JPY	84,927,000	EUR	643,568	26-Oct-2017		(4,227)
USD	3,306,400	EUR	2,797,063	05-Oct-2017		(2,339)
USD	40,600	EUR	34,487	12-Oct-2017		(183)
					EUR	(6,749)
Schroder Selection Global Series - Commodity						
Unit Class Hedging						
AUD	4,724,300	USD	3,742,448	05-Oct-2017		(35,799)
EUR	46,800	USD	53,489	26-Oct-2017		1,943
EUR	14,900	USD	17,707	30-Nov-2017		(25)
EUR	408,500	USD	485,516	07-Dec-2017		(538)
EUR	10,600	USD	12,604	05-Jan-2018		4
EUR	518,700	USD	620,635	11-Jan-2018		(3,439)
EUR	23,800	USD	28,621	18-Jan-2018		(289)
EUR	13,500	USD	16,287	25-Jan-2018		(210)
JPY	316,387,000	USD	2,837,214	26-Oct-2017		(16,097)
USD	15,222	EUR	12,700	26-Oct-2017		179
					USD	(54,271)

Notes to the Financial Statements as at 30 September 2017 (cont)

Forward Foreign Exchange Contracts (cont)

Currency Bought		Currency Sold		Maturity Date		Unrealised Appreciation/ (Depreciation)
Schroder Selection Global Series - Global High Yield						
Unit Class Hedging						
AUD	90,838,000	USD	71,959,129	05-Oct-2017		(688,340)
EUR	200,900	USD	227,896	05-Oct-2017		9,786
EUR	1,593,700	USD	1,796,661	12-Oct-2017		89,536
EUR	649,400	USD	731,382	19-Oct-2017		37,501
EUR	424,700	USD	495,429	16-Nov-2017		8,180
EUR	181,000	USD	215,094	30-Nov-2017		(302)
EUR	4,538,400	USD	5,394,039	07-Dec-2017		(5,976)
EUR	2,792,300	USD	3,307,356	21-Dec-2017		10,791
EUR	256,300	USD	304,932	05-Jan-2018		(71)
EUR	892,400	USD	1,075,008	18-Jan-2018		(12,710)
EUR	4,688,100	USD	5,655,841	25-Jan-2018		(72,899)
JPY	1,270,981,100	USD	11,397,577	26-Oct-2017		(64,665)
USD	50,643	EUR	42,400	05-Oct-2017		480
					USD	(688,689)
Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR						
Unit Class Hedging						
AUD	846,600	EUR	566,628	26-Oct-2017		(5,983)
JPY	219,506,800	EUR	1,663,400	26-Oct-2017		(10,926)
USD	1,768,800	EUR	1,489,757	05-Oct-2017		5,316
					EUR	(11,593)
Schroder Selection Global Series - Yield Equity						
Unit Class Hedging						
JPY	318,135,800	USD	2,852,896	26-Oct-2017		(16,186)
					USD	(16,186)
Schroder Selection New Market Series - Asian Bond						
Unit Class Hedging						
JPY	417,514,400	USD	3,744,078	26-Oct-2017		(21,242)
USD	28,273	JPY	3,174,300	26-Oct-2017		(31)
					USD	(21,273)
Schroder Selection New Market Series - BRIC Equity						
Unit Class Hedging						
JPY	971,168,000	USD	8,708,990	26-Oct-2017		(49,411)
USD	89,267	JPY	10,022,300	26-Oct-2017		(98)
					USD	(49,509)
Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond						
Unit Class Hedging						
JPY	100,119,600	USD	897,827	26-Oct-2017		(5,094)
USD	13,662	JPY	1,537,500	26-Oct-2017		(48)
					USD	(5,142)

Notes to the Financial Statements as at 30 September 2017 (cont)

Forward Foreign Exchange Contracts (cont)

Currency Bought		Currency Sold		Maturity Date		Unrealised Appreciation/ (Depreciation)
Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity Unit Class Hedging						
JPY	560,829,900	USD	5,029,266	26-Oct-2017		(28,534)
USD	56,305	JPY	6,321,500	26-Oct-2017		(62)
					USD	(28,596)

The forward foreign exchange contracts were related to the following counterparties:

Forward Foreign Exchange Contracts Counterparties

Fund	Counterparty		Unrealised Appreciation/(Depreciation)
Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced			
	Bank of America		(21,645)
	HSBC		(14,993)
		EUR	(36,638)
Schroder Selection EURO Series - EURO Bond			
	Bank of America		(19,007)
	HSBC		(7,843)
		EUR	(26,850)
Schroder Selection EURO Series - EURO Equity			
	Bank of America		(43,332)
	HSBC		(24,098)
		EUR	(67,430)
Schroder Selection EURO Series - European Opportunities			
	Bank of America		(2,213)
	HSBC		(4,536)
		EUR	(6,749)
Schroder Selection Global Series - Commodity			
	Bank of America		(42,560)
	HSBC		(11,711)
		USD	(54,271)
Schroder Selection Global Series - Global High Yield			
	Bank of America		(303,117)
	HSBC		(385,572)
		USD	(688,689)
Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR			
	Bank of America		3,253
	HSBC		(14,846)
		EUR	(11,593)

Notes to the Financial Statements as at 30 September 2017 (cont)

Forward Foreign Exchange Contracts Counterparties (cont)

Fund	Counterparty		Unrealised Appreciation/(Depreciation)
Schroder Selection Global Series - Yield Equity			
	Bank of America		(10,831)
	HSBC		(5,355)
		USD	(16,186)
Schroder Selection New Market Series - Asian Bond			
	Bank of America		(4,600)
	HSBC		(16,673)
		USD	(21,273)
Schroder Selection New Market Series - BRIC Equity			
	Bank of America		(14,836)
	HSBC		(34,673)
		USD	(49,509)
Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond			
	Bank of America		(1,088)
	HSBC		(4,054)
		USD	(5,142)
Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity			
	Bank of America		(8,607)
	HSBC		(19,989)
		USD	(28,596)

Notes to the Financial Statements as at 30 September 2017 (cont)

Annual Management Fee

The Management Company is entitled to a fee out of the NAV of all the sub-funds of the Fund. The fees are payable monthly. The rates for the year under review are shown below:

Sub-fund	Management Fee
Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced	1.20%
Schroder Selection EURO Series - EURO Bond	0.95%
Schroder Selection EURO Series - EURO Equity	1.45%
Schroder Selection EURO Series - European Opportunities	1.45%
Schroder Selection Global Series - Commodity	1.50%
Schroder Selection Global Series - Global High Yield	1.15%
Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR	1.40%
Schroder Selection Global Series - Yield Equity	1.20%
Schroder Selection New Market Series - Asian Bond	1.20%
Schroder Selection New Market Series - BRIC Equity	1.45%
Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond	1.40%
Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity	1.45%

The Agent Company Fee of 0.05% p.a. is paid from the Management Fee.

These fees may be partially waived at the discretion of the Management Company.

In respect of Schroder Selection EURO Series - EURO Bond, the Management Company intends to waive a portion of the Management Fee and the Unitholder Service Fee (as hereinafter defined), so that the total annual rate of these fees shall be 1.25% p.a. for the time being.

In respect of Schroder Selection Global Series - Global High Yield, the Management Company intends to waive a portion of the Management Fee and the Unitholder Service Fee (as hereinafter defined), so that the total annual rate of these fees shall be 1.60% p.a. for the time being.

Please note that all underlying investments into Schroder ISF or Schroder AS are in I or X classes which bear no management fees.

Notes to the Financial Statements as at 30 September 2017 (cont)

Unitholder Service Fee

The Management Company, Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A., is entitled to a Unitholder Service Fee out of the NAV of all the sub-funds of the Fund. The fees are payable monthly. The maximum annual rates are shown below:

Sub-fund	Unitholder Service Fee
Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced	0.80%
Schroder Selection EURO Series - EURO Bond	0.65%
Schroder Selection EURO Series - EURO Equity	0.90%
Schroder Selection EURO Series - European Opportunities	0.90%
Schroder Selection Global Series - Commodity	0.90%
Schroder Selection Global Series - Global High Yield	0.75%
Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR	0.90%
Schroder Selection Global Series - Yield Equity	0.80%
Schroder Selection New Market Series - Asian Bond	0.80%
Schroder Selection New Market Series - BRIC Equity	0.90%
Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond	0.90%
Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity	0.90%

These fees may be partially waived at the discretion of the Management Company. Please see the Management Fee section regarding the fee for Schroder Selection EURO Series - EURO Bond and Schroder Selection Global Series - Global High Yield sub-funds.

Dividends

The Directors declared the following dividend distributions during the year under review:

Record Date	Ex-Dividend Date	Payment Date	Sub-Fund / Class	Currency	Dividend per Unit
05-Oct-2016	06-Oct-2016	18-Oct-2016	Schroder Selection New Market Series - Asian Bond A Monthly Income	USD	0.040
			Schroder Selection New Market Series - Asian Bond A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	4.000
			Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR A Monthly Income	EUR	0.030
			Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	3.000
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	USD	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	EUR	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	AUD	0.025

Notes to the Financial Statements as at 30 September 2017 (cont)

Dividends (cont)

Record Date	Ex-Dividend Date	Payment Date	Sub-Fund / Class	Currency	Dividend per Unit
05-Oct-2016 (cont)	06-Oct-2016	18-Oct-2016	Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	2.500
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	USD	0.070
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	EUR	0.070
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	7.000
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	AUD	0.080
07-Nov-2016	08-Nov-2016	17-Nov-2016	Schroder Selection New Market Series - Asian Bond A Monthly Income	USD	0.040
			Schroder Selection New Market Series - Asian Bond A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	4.000
			Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR A Monthly Income	EUR	0.030
			Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	3.000
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	USD	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	EUR	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	AUD	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	2.500
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	USD	0.070
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	EUR	0.070
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	7.000
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	AUD	0.080
05-Dec-2016	06-Dec-2016	15-Dec-2016	Schroder Selection New Market Series - Asian Bond A Monthly Income	USD	0.040
			Schroder Selection New Market Series - Asian Bond A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	4.000
			Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR A Monthly Income	EUR	0.030
			Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	3.000
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	USD	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	EUR	0.025

Notes to the Financial Statements as at 30 September 2017 (cont)

Dividends (cont)

Record Date	Ex-Dividend Date	Payment Date	Sub-Fund / Class	Currency	Dividend per Unit
05-Dec-2016 (cont)	06-Dec-2016	15-Dec-2016	Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	AUD	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	2.500
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	USD	0.070
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	EUR	0.070
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	7.000
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	AUD	0.080
05-Jan-2017	06-Jan-2017	18-Jan-2017	Schroder Selection New Market Series - Asian Bond A Monthly Income	USD	0.040
			Schroder Selection New Market Series - Asian Bond A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	4.000
			Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR A Monthly Income	EUR	0.030
			Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	3.000
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	USD	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	EUR	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	AUD	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	2.500
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	USD	0.070
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	EUR	0.070
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	7.000
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	AUD	0.080
06-Feb-2017	07-Feb-2017	16-Feb-2017	Schroder Selection New Market Series - Asian Bond A Monthly Income	USD	0.040
			Schroder Selection New Market Series - Asian Bond A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	4.000
			Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR A Monthly Income	EUR	0.030
			Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	3.000

Notes to the Financial Statements as at 30 September 2017 (cont)

Dividends (cont)

Record Date	Ex-Dividend Date	Payment Date	Sub-Fund / Class	Currency	Dividend per Unit
06-Feb-2017 (cont)	07-Feb-2017	16-Feb-2017	Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	USD	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	EUR	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	AUD	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	2.500
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	USD	0.070
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	EUR	0.070
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	7.000
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	AUD	0.080
06-Mar-2017	07-Mar-2017	16-Mar-2017	Schroder Selection New Market Series - Asian Bond A Monthly Income	USD	0.040
			Schroder Selection New Market Series - Asian Bond A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	4.000
			Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR A Monthly Income	EUR	0.030
			Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	3.000
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	USD	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	EUR	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	AUD	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	2.500
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	USD	0.070
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	EUR	0.070
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	7.000
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	AUD	0.080
05-Apr-2017	06-Apr-2017	19-Apr-2017	Schroder Selection New Market Series - Asian Bond A Monthly Income	USD	0.040
			Schroder Selection New Market Series - Asian Bond A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	4.000

Notes to the Financial Statements as at 30 September 2017 (cont)

Dividends (cont)

Record Date	Ex-Dividend Date	Payment Date	Sub-Fund / Class	Currency	Dividend per Unit
05-Apr-2017 (cont)	06-Apr-2017	19-Apr-2017	Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR A Monthly Income	EUR	0.030
			Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	3.000
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	USD	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	EUR	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	AUD	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	2.500
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	USD	0.070
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	EUR	0.070
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	7.000
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	AUD	0.080
08-May-2017	09-May-2017	18-May-2017	Schroder Selection New Market Series - Asian Bond A Monthly Income	USD	0.040
			Schroder Selection New Market Series - Asian Bond A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	4.000
			Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR A Monthly Income	EUR	0.030
			Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	3.000
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	USD	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	EUR	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	AUD	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	2.500
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	USD	0.070
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	EUR	0.070
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	7.000
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	AUD	0.080

Notes to the Financial Statements as at 30 September 2017 (cont)

Dividends (cont)

Record Date	Ex-Dividend Date	Payment Date	Sub-Fund / Class	Currency	Dividend per Unit
06-Jun-2017	07-Jun-2017	16-Jun-2017	Schroder Selection New Market Series - Asian Bond A Monthly Income	USD	0.040
			Schroder Selection New Market Series - Asian Bond A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	4.000
			Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR A Monthly Income	EUR	0.030
			Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	3.000
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	USD	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	EUR	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	AUD	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	2.500
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	USD	0.070
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	EUR	0.070
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	7.000
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	AUD	0.080
05-Jul-2017	06-Jul-2017	18-Jul-2017	Schroder Selection New Market Series - Asian Bond A Monthly Income	USD	0.040
			Schroder Selection New Market Series - Asian Bond A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	4.000
			Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR A Monthly Income	EUR	0.030
			Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	3.000
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	USD	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	EUR	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	AUD	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	2.500
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	USD	0.070
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	EUR	0.070

Notes to the Financial Statements as at 30 September 2017 (cont)

Dividends (cont)

Record Date	Ex-Dividend Date	Payment Date	Sub-Fund / Class	Currency	Dividend per Unit
05-Jul-2017 (cont)	06-Jul-2017	18-Jul-2017	Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	7.000
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	AUD	0.080
07-Aug-2017	08-Aug-2017	21-Aug-2017	Schroder Selection New Market Series - Asian Bond A Monthly Income	USD	0.040
			Schroder Selection New Market Series - Asian Bond A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	4.000
			Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR A Monthly Income	EUR	0.030
			Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	3.000
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	USD	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	EUR	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	AUD	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	2.500
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	USD	0.070
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	EUR	0.070
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	7.000
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	AUD	0.080
05-Sep-2017	06-Sep-2017	15-Sep-2017	Schroder Selection New Market Series - Asian Bond A Monthly Income	USD	0.040
			Schroder Selection New Market Series - Asian Bond A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	4.000
			Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR A Monthly Income	EUR	0.030
			Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	3.000
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	USD	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	EUR	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income	AUD	0.025
			Schroder Selection Global Series - Yield Equity A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	2.500

Notes to the Financial Statements as at 30 September 2017 (cont)

Dividends (cont)

Record Date	Ex-Dividend Date	Payment Date	Sub-Fund / Class	Currency	Dividend per Unit
05-Sep-2017 (cont)	06-Sep-2017	15-Sep-2017	Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	USD	0.070
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	EUR	0.070
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income (JPY unhedged)	JPY	7.000
			Schroder Selection Global Series - Global High Yield A Monthly Income	AUD	0.080

Subsequent Events

As at the date of the approval of the Financial Statements, there were no significant subsequent events.

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（2018年12月末日現在）

＜ユーロ・シリーズ　ユーロ・ボンド＞

	ユーロ （IVおよびVを除く。）	千円 （IVおよびVを除く。）
Ⅰ　資産総額	36,876,879.78	4,683,364
Ⅱ　負債総額	3,346,574.74	425,015
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	33,530,305.04	4,258,349
Ⅳ　発行済口数		
クラスA（ユーロ）	1,744,158.55口	
クラスA（円）	295,529.18口	
Ⅴ　１口当たり純資産価格		
クラスA（ユーロ）	17.359ユーロ	2,205円
クラスA（円）	1,393円	－

＜ユーロ・シリーズ　ユーロ・バランス＞

	ユーロ （IVおよびVを除く。）	千円 （IVおよびVを除く。）
Ⅰ　資産総額	34,988,862.24	4,443,586
Ⅱ　負債総額	5,003,170.07	635,403
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	29,985,692.17	3,808,183
Ⅳ　発行済口数		
クラスA（ユーロ）	1,190,581.02口	
クラスA（円）	320,946.01口	
Ⅴ　１口当たり純資産価格		
クラスA（ユーロ）	21.222ユーロ	2,695円
クラスA（円）	1,860円	－

＜ユーロ・シリーズ　ユーロ・エクイティ＞

	ユーロ （IVおよびVを除く。）	千円 （IVおよびVを除く。）
Ⅰ　資産総額	37,163,881.58	4,719,813
Ⅱ　負債総額	7,226,707.18	917,792
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	29,937,174.40	3,802,021
Ⅳ　発行済口数		
クラスA（ユーロ）	1,034,328.31口	
クラスA（円）	372,526.70口	
Ⅴ　１口当たり純資産価格		
クラスA（ユーロ）	22.814ユーロ	2,897円
クラスA（円）	2,153円	―

＜ユーロ・シリーズ　ヨーロピアン・オポチュニティ＞

	ユーロ （IVおよびVを除く。）	千円 （IVおよびVを除く。）
Ⅰ　資産総額	14,246,248.94	1,809,274
Ⅱ　負債総額	6,100,089.47	774,711
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	8,146,159.47	1,034,562
Ⅳ　発行済口数		
クラスA（米ドル）	559,792.75口	
クラスA（ユーロ）	281,999.69口	
クラスA（円）	77,437.18口	
Ⅴ　１口当たり純資産価格		
クラスA（米ドル）	9.998米ドル	1,110円
クラスA（ユーロ）	9.470ユーロ	1,203円
クラスA（円）	967円	－

＜ニューマーケット・シリーズ　アジア・ボンド＞

	米ドル （IVおよびVを除く。）	千円 （IVおよびVを除く。）
Ⅰ　資産総額	32,116,134.24	3,564,891
Ⅱ　負債総額	3,188,638.57	353,939
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	28,927,495.67	3,210,952
Ⅳ　発行済口数		
クラスA（米ドル）	1,413,761.37口	
クラスA（円）	352,977.48口	
クラスA毎月分配型（米ドル）	1,254,283.78口	
クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	500,792.42口	
Ⅴ　1口当たり純資産価格		
クラスA（米ドル）	12.875米ドル	1,429円
クラスA（円）	989円	－
クラスA毎月分配型（米ドル）	4.397米ドル	488円
クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	451円	－

＜ニューマーケット・シリーズ　エマージング・ボンド＞

	米ドル （IVおよびVを除く。）	千円 （IVおよびVを除く。）
Ⅰ　資産総額	7,575,949.94	840,930
Ⅱ　負債総額	734,900.30	81,574
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	6,841,049.64	759,357
Ⅳ　発行済口数		
クラスA（米ドル）	430,879.48口	
クラスA（円）	74,074.42口	
Ⅴ　１口当たり純資産価格		
クラスA（米ドル）	14.178米ドル	1,574円
クラスA（円）	1,090円	－

＜ニューマーケット・シリーズ　グレーター・チャイナ・エクイティ＞

	米ドル （IVおよびVを除く。）	千円 （IVおよびVを除く。）
Ⅰ　資産総額	33,721,083.10	3,743,040
Ⅱ　負債総額	5,553,142.08	616,399
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	28,167,941.02	3,126,641
Ⅳ　発行済口数		
クラスA（米ドル）	594,027.38口	
クラスA（円）	165,732.77口	
Ⅴ　１口当たり純資産価格		
クラスA（米ドル）	39.137米ドル	4,344円
クラスA（円）	3,276円	－

＜ニューマーケット・シリーズ　ＢＲＩＣ・エクイティ＞

	米ドル （IVおよびVを除く。）	千円 （IVおよびVを除く。）
Ⅰ　資産総額	34,913,194.71	3,875,365
Ⅱ　負債総額	7,311,760.83	811,605
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	27,601,433.88	3,063,759
Ⅳ　発行済口数		
クラスA（米ドル）	1,344,259.36口	
クラスA（円）	543,436.45口	
Ⅴ　１口当たり純資産価格		
クラスA（米ドル）	15.427米ドル	1,712円
クラスA（円）	1,394円	－

＜グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールド＞

	米ドル （IVおよびVを除く。）	千円 （IVおよびVを除く。）
Ⅰ　資産総額	247,443,440.30	27,466,222
Ⅱ　負債総額	88,034,241.60	9,771,801
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	159,409,198.70	17,694,421
Ⅳ　発行済口数		
クラスA（米ドル）	2,106,090.34口	
クラスA（円）	550,249.69口	
クラスA（豪ドル）	2,710,744.04口	
クラスA（ユーロ）	707,444.08口	
クラスA毎月分配型（米ドル）	6,503,655.82口	
クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	1,065,637.23口	
クラスA毎月分配型（ユーロ）	346,397.45口	
クラスA毎月分配型（豪ドル）	2,646,301.76口	
Ⅴ　１口当たり純資産価格		
クラスA（米ドル）	17.627米ドル	1,957円
クラスA（円）	1,648円	－
クラスA（豪ドル）	21.688豪ドル	1,696円
クラスA（ユーロ）	16.411ユーロ	2,084円
クラスA毎月分配型（米ドル）	6.090米ドル	676円
クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	760円	－
クラスA毎月分配型（ユーロ）	5.599ユーロ	711円
クラスA毎月分配型（豪ドル）	5.416豪ドル	423円

＜グローバル・シリーズ　イールド・エクイティ＞

	米ドル（IVおよびVを除く。）	千円（IVおよびVを除く。）
Ⅰ　資産総額	58,649,827.40	6,510,131
Ⅱ　負債総額	4,714,916.41	523,356
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	53,934,910.99	5,986,775
Ⅳ　発行済口数		
クラスA（米ドル）	1,488,928.78口	
クラスA（円）	260,318.47口	
クラスA毎月分配型（米ドル）	365,999.99口	
クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	217,659.58口	
クラスA（ユーロ　ヘッジなし）	225,249.47口	
クラスA（豪ドル　ヘッジなし）	1,130,476.60口	
クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）	49,496.32口	
クラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）	50,287.03口	
Ⅴ　1口当たり純資産価格		
クラスA（米ドル）	14.351米ドル	1,593円
クラスA（円）	1,267円	－
クラスA毎月分配型（米ドル）	9.383米ドル	1,042円
クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	821円	－
クラスA（ユーロ　ヘッジなし）	20.182ユーロ	2,563円
クラスA（豪ドル　ヘッジなし）	22.224豪ドル	1,737円
クラスA毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）	16.669ユーロ	2,117円
クラスA毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）	18.163豪ドル	1,420円

＜グローバル・シリーズ　コモディティ＞

	米ドル（IVおよびVを除く。）	千円（IVおよびVを除く。）
Ⅰ　資産総額	18,591,573.57	2,063,665
Ⅱ　負債総額	6,627,664.12	735,671
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	11,963,909.45	1,327,994
Ⅳ　発行済口数		
クラスA（米ドル）	1,360,238.29口	
クラスA（円）	587,992.76口	
クラスA（豪ドル）	700,164.33口	
クラスA（ユーロ）	205,193.81口	
Ⅴ　1口当たり純資産価格		
クラスA（米ドル）	4.538米ドル	504円
クラスA（円）	425円	－
クラスA（豪ドル）	5.197豪ドル	406円
クラスA（ユーロ）	4.077ユーロ	518円

＜グローバル・シリーズ　ウェルス・プリザベーション＞

	ユーロ（IVおよびVを除く。）	千円（IVおよびVを除く。）
Ⅰ　資産総額	9,735,628.90	1,236,425
Ⅱ　負債総額	2,273,347.86	288,715
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	7,462,281.04	947,710
Ⅳ　発行済口数		
クラスA（ユーロ）	305,369.97口	
クラスA（円）	151,926.83口	
クラスA（米ドル）	90,711.57口	
クラスA（豪ドル）	46,777.69口	
クラスA毎月分配型（ユーロ）	143,150.18口	
クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	261,169.91口	
Ⅴ　１口当たり純資産価格		
クラスA（ユーロ）	11.032ユーロ	1,401円
クラスA（円）	983円	－
クラスA（米ドル）	9.640米ドル	1,070円
クラスA（豪ドル）	10.318豪ドル	807円
クラスA毎月分配型（ユーロ）	5.690ユーロ	723円
クラスA毎月分配型（円　ヘッジなし）	503円	－

第４【外国投資信託受益証券事務の概要】

(イ）ファンド証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換機関は次の通りである。

取扱機関　シュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）エス・エイ

取扱場所　ルクセンブルグ大公国、セニンガーベルグ　1736、ハーヘンホフ通り５番

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託している場合、その日本における販売会社または販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

(ロ）受益者集会

受益者集会は開催されない。

(ハ）受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は、いかなる者（米国人および（制限付例外がある）ルクセンブルグの居住者または所在地事務代行会社を含む。）による受益証券の取得も制限することができる。

第三部【特別情報】

第１【管理会社の概況】

１【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

管理会社の資本金は14,628,931ユーロ（約18億5,787万円）で、2019年１月１日現在全額払込済である。なお、記名式無額面株式18,733株を発行済である。

最近５年間における資本金の額の増減は以下のとおりである。

2013年12月末日	資本金額：12,867,093ユーロ
2014年12月末日	資本金額：12,867,093ユーロ
2015年12月末日	資本金額：12,867,093ユーロ
2016年12月末日	資本金額：12,867,093ユーロ
2017年12月末日	資本金額：12,867,093ユーロ
2018年12月末日	資本金額：12,867,093ユーロ
2019年１月１日	資本金額：14,628,931ユーロ

(2) 会社の機構

定款に基づき、３名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は管理会社の株主であることを要しない。取締役は年次株主総会において管理会社の株主によって選任され、その任期は、次回の年次株主総会終了時までであり、後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まるが、管理会社の株主総会の決議により理由のいかんを問わずいつでも解任および／または更迭される。

死亡、退職その他の事由により取締役に欠員を生じた場合には、残余の取締役は、合議により次回の株主総会までの欠員を補充するための取締役を多数決により選任することができる。

取締役会は、互選により、会長１名を選出し、また副会長１名または数名を選出することができる。取締役会は、さらに、秘書役１名（取締役であることを要しない。）を選任し、取締役会および株主総会の議事録を保管する責に任ずることができる。取締役会は、取締役会長または取締役２名の招集により、招集通知に指定された場所で開催される。

取締役会長は、すべての株主総会および取締役会の議長を務めるものとする。取締役会長不在の場合には、株主総会または取締役会は他の取締役を、また株主総会において取締役不在の場合には、当該株主総会の出席者の多数決でその他の者を、暫定的議長として選任することができる。取締役会は、管理会社の業務運営および経営に必要とみなされる場合にはジェネラル・マネジャー１名、委託取締役、秘書役１名、ジェネラル・マネジャー補佐、秘書役補佐または他の役員数名を随時任命することができる。取締役会の決定によりいつでも解任することができる。役員は管理会社の取締役または株主であることを要しない。選任された役員は、定款に別段の規定がある場合を除き、取締役会により付与された権限を有し、義務を負うものとする。

取締役会の通知は、書面により、緊急の場合を除き、少なくとも会議開催時刻の24時間以上前にすべての取締役にあててなされる。緊急の場合には、当該緊急事由について招集通知に記載する。かかる通知は、書面、ケーブル、電報、テレックス、ファックスまたは省略を明示することができる電子的手段により各取締役の同意が得られた場合には、省略することができる。取締役会の通知は、口頭で行うこともできる。取締役会の決議によりあらかじめ採択された予定表に明記された時間および場所で開催されるものについては、各々について個別の通知をする必要はない。

取締役は、書面（とりわけ、任命を証明することができるＥメールおよびファックスまたはその他の電子的手段を含む。）で他の取締役を自らの代理人として任命することにより取締役会において行為することができる。さらに、取締役は、自らの身元確認を可能にする電話会議またはビデオ会議を利用して取締役会において行為することができる。かかる手段は、取締役会への効率的な参加を確保

する技術特性を満たすものであり、かかる取締役会の審議は中断なくオンラインと扱うものとする。かかる通信手段を用いた遠隔地との取締役会は、当会社の登記上の事務所において開催されたとみなされるものとする。

また、取締役は、議決権を証明することができる書面またはケーブル、電報、テレックス、ファックスもしくはその他の電子的手段により自らの議決権を投じることができる。

取締役会は、少なくとも取締役会の構成員の半数が出席または代理出席した場合のみ適法に審議しまたは行為することができる。決議は、かかる取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の多数決で行われる。自らの身元確認を可能にするビデオ会議またはその他のテレコミュニケーションにより取締役会に参加する取締役は、定足数および過半数を計算する目的において出席しているものとみなされる。

取締役全員の合意によって、取締役全員が参加する電話会議は、定款の規定に従い、有効な取締役会であるとみなされる。

取締役会において決議について賛否同数の場合、取締役会の議長がこれを決する。上記にかかわらず、取締役の決議は書面により行うこともでき、また決議を記載各取締役が署名した一または複数の書類で構成されることもできる。当該決議の日付は、最後の署名が行われた日とする。

その全体的責任および管理に従い、管理会社は、2010年法および2013年法に基づき、一定の管理、販売および運用機能を、専門的な業務提供者に委託することができる。そのため、管理会社は、Ｊ．Ｐ．モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイに一定の管理機能を委託しており、また、一定の販売促進機能を第三者事業体に委託することができる。管理会社は、サブ・ファンドのポートフォリオ運用を投資運用会社に、ヘッジありクラスについての通貨ヘッジをＨＳＢＣバンク・ピーエルシーに委託している。ただし、管理会社は、リスク管理機能について引き続き責任を負う。

管理会社は、投資運用会社より投資運用業務の提供を受け、投資運用会社は、その職務の遂行にあたって、常に管理会社の取締役会の指図に従う。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の主要目的は、以下のとおりである。

１）ＥＵ指令2009／65／ＥＣに従い認可を受けたルクセンブルグ籍および外国籍のＵＣＩＴＳの運用ならびに2010年法第101条第（２）項および別紙Ⅱに基づくルクセンブルグ籍および外国籍のその他のＵＣＩの更なる運用。

２）2013年法第５条第（２）項および別紙Ⅰに基づく、ＡＩＦMDの意味の範囲内におけるルクセンブルグ籍および外国籍のＡＩＦ向けの運用、管理、販売活動業務およびＡＩＦの資産に係るその他の事業の遂行。

また、管理会社は、（a）顧客毎に一任ベースで行う投資ポートフォリオの運用業務、（b）2010年法第101条第（３）項および2013年法第５条第（４）項の投資助言業務および（c）2013年法第５条第（４）項の金融商品に関する注文の受理および発注業務を提供する。

管理会社は、上記の運用、管理および販売活動業務を、自らが業務（所在地事務および管理支援業務を含む。）提供を行うＵＣＩＴＳ、ＵＣＩおよびＡＩＦの子会社にも提供することができる。

管理会社は、自由な業務提供および／または支店開設を通じて、ルクセンブルグ国外において許可を受けた事業を遂行することができる。

管理会社は、一般的に、2010年法、2013年法およびその他の適用ある法令により認められる最大限の範囲で、自らがＵＣＩＴＳ、ＵＣＩおよびＡＩＦに提供する業務に関連するあらゆる行為を行うことならびに顧客毎に一任ベースで行う投資ポートフォリオの運用を行うことができる。

管理会社は、自らの目的の達成に直接もしくは間接的に関連し、ならびに／またはこれに有用および／もしくは必要とみなされるあらゆる行為を遂行することができる。ただし、2010年法および2013年法の定める制限の範囲内かつこれらにより認められる最大限の範囲に限定されるものとする。

管理会社は、2018年12月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っている。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産額の合計（通貨別）
ルクセンブルグ	変動資本を有する会社型投資信託	6	107,728百万ユーロ
	契約型投資信託	4	1,367百万ユーロ
ケイマン諸島	有限責任会社（ＬＬＣ）	1	196百万米ドル

３【管理会社の経理状況】

ａ．管理会社の直近２事業年度の日本文の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第５項ただし書の規定を適用して管理会社によって作成された財務書類の原文を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。

ｂ．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第１条の３第７項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウオーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。

ｃ．管理会社の原文の財務書類はユーロで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、株式会社三菱ＵＦＪ銀行の2018年12月28日現在における対顧客電信売買相場の仲値（１ユーロ＝127.00円）で換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

ｄ．管理会社は、2018年６月27日付で、その名称をシュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A.）からシュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）エス・エイ（Schroder Investment Management (Europe) S.A.）に変更した。

（１）【貸借対照表】

シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

貸借対照表

2017年12月31日現在

	注記	2017年12月31日		2016年12月31日	
		（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
資産					
固定資産					
無形資産	2.2.1,3	7,379,131	937,150	921,510	117,032
有形資産					
その他付属品、ツールおよび機器	2.2.1,3	4,599,661	584,157	3,498,509	444,311
金融資産					
固定資産として保有する投資有価証券	2.2.1,4	300,678	38,186	675,979	85,849
流動資産					
債権					
売掛金					
１年以内期限到来	2.2.4,5	102,826,530	13,058,969	89,678,519	11,389,172
関係会社への債権					
１年以内期限到来	2.2.4,6	69,245,130	8,794,132	72,393,107	9,193,925
投資有価証券	2.2.5,7	4,385,934	557,014	4,027,425	511,483
現金預金および手元現金		51,979,328	6,601,375	40,166,139	5,101,100
前払金	2.2.6,8	2,218,033	281,690	2,552,324	324,145
資産合計		242,934,425	30,852,672	213,913,512	27,167,016

財務書類に対する注記を参照のこと。

シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

貸借対照表

2017年12月31日現在（続き）

	注記	2017年12月31日		2016年12月31日	
		（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
資本金、準備金および負債					
資本金および準備金					
払込資本金	9,10	12,867,093	1,634,121	12,867,093	1,634,121
資本剰余金	10	254,440	32,314	254,440	32,314
再評価積立金		383,693	48,729	566,778	71,981
準備金					
法定準備金	10,11	1,286,709	163,412	1,286,709	163,412
その他の準備金	10,12	11,389,970	1,446,526	12,151,170	1,543,199
繰越利益	10	2,977,651	378,162	3,864,504	490,792
当期利益		40,500,262	5,143,533	38,351,947	4,870,697
債務					
買掛金					
１年以内期限到来	2.2.7,13	80,402,280	10,211,090	82,119,841	10,429,220
関係会社に対する債務					
１年以内期限到来	2.2.7,6	54,325,868	6,899,385	39,876,381	5,064,300
その他の債務					
税務当局への債務	2.2.7	10,561,532	1,341,315	8,910,697	1,131,659
社会保障当局への債務	2.2.7	972,112	123,458	828,107	105,170
その他の債務					
１年以内期限到来	2.2.7	27,012,815	3,430,628	12,835,845	1,630,152
資本金、準備金および負債合計		242,934,425	30,852,672	213,913,512	27,167,016

財務書類に対する注記を参照のこと。

（2）【損益計算書】

シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

損益計算書

2017年12月31日終了年度

	注記	2017年12月31日		2016年12月31日	
		（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
純売上高	14	121,268,356	15,401,081	122,586,947	15,568,542
その他の営業利益		3,959,495	502,856	3,409,181	432,966
人件費					
賃金および給料		(29,981,429)	(3,807,641)	(27,786,110)	(3,528,836)
社会保障費					
年金にかかる社会保障費		(1,864,831)	(236,834)	(1,661,654)	(211,030)
その他の社会保障費		(2,556,307)	(324,651)	(2,330,132)	(295,927)
その他の人件費		(2,216,402)	(281,483)	(1,424,743)	(180,942)
評価額調整					
創業費ならびに有形および無形固定資産にかかる評価額調整	3	(2,080,093)	(264,172)	(1,515,818)	(192,509)
流動資産にかかる評価額調整	7	18,646	2,368	(51,401)	(6,528)
その他の営業費用	15	(30,275,927)	(3,845,043)	(38,987,928)	(4,951,467)
以下により生じるその他の未収利息および類似の収益					
関係会社		92,701	11,773	21,409	2,719
その他の利息および類似の収益		88,935	11,295	1,410,470	179,130
金融資産および流動資産として保有する投資有価証券にかかる評価額調整	4	(362,394)	(46,024)	(515,781)	(65,504)
未払利息および類似の費用					
その他の利息および類似の費用		(835,135)	(106,062)	(113,985)	(14,476)
損益に対する課税	16	(14,755,353)	(1,873,930)	(14,688,508)	(1,865,441)
当期損益		40,500,262	5,143,533	38,351,947	4,870,697

財務書類に対する注記を参照のこと。

次へ

シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ）エス・エイ
年次財務書類に対する注記
2017年12月31日現在

１．概要

シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（以下「当社」という。）は、無期限の存続期間を持つ公開有限責任会社（Société Anonyme）として、1991年８月23日付のルクセンブルグの法律に基づき、株式会社として設立された。

当社はルクセンブルグに登記上の事務所を有する。当社の会計年度は、各年、１月１日に始まり12月31日に終了し、かつ、当社は2010年12月17日の法律（改正済）第15章に準拠している。

当社は、以下として活動する。

- ルクセンブルグ大公国の法律に基づき設立されたオープン・エンド型の投資会社であり、また変動資本を有する会社型投資信託としての適格性を有する、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド、シュローダー・スペシャル・シチュエーションズ・ファンド、シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズ、シュローダー・グローバル・オルタナティブ・インベスター・アクセスならびにシュローダー・グローバル・オルタナティブ・インベスター・アクセスⅡの管理会社、所在地事務代行会社、名義書換事務代行会社および主支払事務代行会社。
- ルクセンブルグ大公国の法律に基づき設立されたアンブレラ型のミューチュアル・ファンドであり、契約型投資信託としての適格性を有する、シュローダー・リアル・エステイト・ファンド・オブ・ファンズの管理会社、所在地事務代行会社、名義書換事務代行会社および主支払事務代行会社。
- ルクセンブルグ大公国の法律に基づき設立されたアンブレラ型のミューチュアル・ファンドであり、契約型投資信託としての適格性を有する、特化型投資信託であるシュローダー・インベストメント・ファンドの管理会社、所在地事務代行会社、名義書換事務代行会社および主支払事務代行会社。
- ルクセンブルグ大公国の法律に基づき設定されたアンブレラ型のミューチュアル・ファンドであり、契約型投資信託としての適格性を有する、シュローダー・セレクション・ファンドの管理会社、コーディネーター、所在地事務代行会社、総販売会社、登録・名義書換事務代行会社および主支払事務代行会社。
- ルクセンブルグ大公国の法律に基づき設立されたアンブレラ型のミューチュアル・ファンドであり、契約型投資信託としての適格性を有する、シュローダー・ＳＭＢＣ　グローバル・ボンド・シリーズの管理会社、所在地事務代行会社、名義書換事務代行会社および主支払事務代行会社。
- ルクセンブルグ大公国の法律に基づき設立されたオープン・エンド型の投資会社であり、また変動資本を有する会社型投資信託としての適格性を有する、シュローダー・マッチング・プラスのコーディネーター、所在地事務代行会社、総販売会社、登録・名義書換事務代行会社および主支払事務代行会社。
- ケイマン諸島の法律に基づき設立されたオープン・エンド型の投資会社であり、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2012年改訂済）の条項に従いミューチュアル・ファンドとしての適格性を有する、シュローダー・アイエルエス・ファンド・リミテッド・ファンドならびにシュローダー・アイエルエス・マスター・ファンドＩリミテッドの投資運用会社および名義書換事務代行会社。

当社はまた、以下のオルタナティブ投資ファンドのオルタナティブ投資ファンド運用会社である。シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズ、シュローダー・リアル・エステイト・ファンド・オブ・ファンズ、シュローダー・インベストメント・ファンド、シュローダー・セレクション・ファンド、シュローダー・ＳＭＢＣ　グローバル・ボンド・シリーズ、シュローダー・マッチング・プラス、シュローダー・アイエルエス・ファンド・リミテッド・ファンドおよびシュローダー・アイエルエス・マスター・ファンドＩリミテッド。

当社はまた、その他のシュローダー・グループ会社およびビジネス分野に対して、様々な名義書換事務代行、管理事務、監督、レポーティングおよび会計業務を提供している。

当社は、ベルギー、デンマーク、スウェーデンおよびオランダに支店を有している。これらの支店のスタッフは、販売関連業務（顧客紹介、交渉、商品に関する教育および販売促進支援）を、ルクセンブルグ籍の投資信託に関し当社に対して提供し、また、その他の国籍の投資信託および分別管理された法人勘定に関し個々のその他のシュローダー・グループ会社に対して提供する。

当社の年次財務書類は、当社が間接子会社としてその一部を形成する、かつて最大であった最小の組織であるシュローダーズ・ピーエルシーの連結財務書類に含まれている。当該組織は、英国、ＥＣ２Ｖ　７ＱＡ　ロンドン、グレシャム・ストリート　31番に登記上の事務所を有し、その連結財務書類は、上記住所において入手可能である。

２．重要な会計方針の要約

2.1　作成の基礎

当年次財務書類は、公正価値で評価される譲渡性のある有価証券を除き、ルクセンブルグにおける法律および規制の要件に従い、取得原価ベースで作成されている。

本年次財務書類の作成には、特定の重要な会計上の見積りの使用が要求される。また、会計方針を適用する過程において、取締役会が判断を行使することも要求される。仮定の変更は、仮定が変更された期間の本年次財務書類に重要な影響を及ぼす可能性がある。経営陣は、基礎を成す仮定が適切であり、かつ、本年次財務書類が財政状態および経営成績を公正に表示しているものと確信する。

当社は、次会計年度の資産および負債において報告される金額に影響を及ぼす見積りおよび仮定を実施する。見積りおよび判断は、常に評価され、かつ、状況に応じて合理的と思われる将来の事象に関する予測を含む過去の経験およびその他の要因に基づく。

会計方針および評価規則は、2002年12月19日付の法律（改正済）により規定される他、取締役会により決定され適用される。当社の活動の特定の分野に対してより代表的な見識を示すため、また、当年次財務書類とシュローダー・ピーエルシーの連結勘定との比較可能性を高めるため、取締役会は、2002年12月19日付の法律（改正済）の第64条(1)から(5)において認められるとおり、譲渡性のある有価証券に対して公正価値オプションを選択的に採用している。

2.2　重要な会計方針

当社の主要な会計方針は、以下のように要約される。

2.2.1　固定資産

無形および有形資産は、取得に付随する費用とともに取得原価で計上される。減価償却費は、当該資産の想定耐用年数にわたって定額法を用いて無形および有形資産の取得原価から償却されることにより、算定される。

主な年率は以下の通りである。

- 無形資産　25%
- コンピュータ機器　33%
- 通信機器　20%
- 付帯設備　20%

金融資産の取得原価は、当社からシュローダー・ＳＭＢＣ　グローバル・ボンド・シリーズの投資家に対して支払われた当初の条件付後払申込手数料（「ＣＤＳＣ」）の資金調達に関するものである。資金調達は、60か月超の期間にわたり償却される。

2.2.2　外国通貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで保持している。ユーロ以外の通貨建てで表示される取引は、取引日現在の実効為替レートでユーロに換算される。ユーロ以外の通貨建てで表示される固定資産は、取引日現在の実効為替レートでユーロに換算される。貸借対照表日現在、これらの資産は、取得日レートで換算されたものとして扱われる。当座預金は、貸借対照表日現在の実効為替レートで換算される。為替差損益は、該当年度の損益計算書に計上される。

外貨建流動資産および負債は、貸借対照表日現在の実勢為替相場でユーロに換算されている。未実現為替差損は、損益計算書に計上される。為替差益は、実現時に損益計算書に計上される。

2.2.3　評価額調整

評価額調整は、関連資産から直接控除される。

2.2.4　債権

債権は、額面価格で評価され、その回復額が悪化した場合には評価額調整の対象となる。評価額調整を適用する理由がなくなった場合、これらの計上は継続されない。

2.2.5　投資有価証券

当社は、譲渡性のある有価証券を公正価値（取得時には取得原価）で計上する。これらの譲渡性のある有価証券の大半は、当社がプロモートする投資信託に投資されるシード・キャピタルに関連する。これらは投資信託の投資有価証券の直近の取引市場価格から算出される直近の純資産価額を参照して各報告日に再評価される。直近の純資産価額は、当該譲渡性のある有価証券の公正価値とみなされる。取得原価と直近の公正価値との差額を反映するため、当社の準備金には再評価にかかる準備金が含まれる。譲渡性のある有価証券の処分時には、準備金として保有される関連金額が実現され、かかる損益は損益計算書において計上される。

2.2.6　前払金

かかる資産項目は、次期会計年度に関連する、当期会計年度中に発生した支出を含む。

2.2.7　債務

債務は、返済額で計上される。

2.2.8　純売上高

純売上高は、当社の通常の活動の範囲内に収まるサービスに対する引当金により生じた金額により構成される。

３．無形および有形資産

2017年度の無形および有形資産の変動は以下の通りであった。

	リース資産の改良費およびその他の付帯設備（ユーロ）	コンピュータ、オフィス機器（ユーロ）	無形資産（ユーロ）	合計（ユーロ）
簿価総額－2017年１月１日	6,987,643	7,175,106	3,079,540	17,242,289
当期追加	2,094,778	754,925	6,792,669	9,642,372
当期除却	－	(5,892)	－	(5,892)
簿価総額－2017年12月31日	9,082,421	7,924,139	9,872,209	26,878,769
累計評価額調整－2017年１月１日	(5,132,657)	(5,531,581)	(2,158,030)	(12,822,269)
当期分配	(873,045)	(872,000)	(335,048)	(2,080,093)
当期戻入れ	－	2,384	－	2,384
累計評価額調整－2017年12月31日	(6,005,702)	(6,401,197)	(2,493,078)	(14,899,978)
簿価純額－2017年１月１日	1,854,984	1,643,525	921,510	4,420,019
簿価純額－2017年12月31日	3,076,719	1,522,942	7,379,131	11,978,792

４．金融資産

2017年の金融資産の変動は、以下の通りであった。

	金融固定資産（ユーロ）
簿価総額－2017年１月１日	3,765,603
当期追加	89,858
当期処分	(213,537)
簿価総額－2017年12月31日	3,641,924
累計評価額調整－2017年１月１日	(3,089,624)
当期分配	(362,394)
当期戻入れ	110,772
累計評価額調整－2017年12月31日	(3,341,246)
簿価純額－2017年１月１日	675,979
簿価純額－2017年12月31日	300,678

５．１年以内期限到来の売掛金

売掛金は以下に詳述される。

	2017年 （ユーロ）	2016年 （ユーロ）
管理報酬	74,114,795	66,624,537
名義書換事務代行報酬	14,507,342	12,221,571
販売報酬	5,363,421	5,302,855
成功報酬	6,601,157	2,817,935
その他の未収金純額－名義書換事務代行活動	411,136	1,176,193
その他	1,828,679	1,535,428
合計	102,826,530	89,678,519

６．１年以内期限到来の関係会社への債権および債務

関係会社への債権および債務は、無担保、無利息（下記に記載されているものを除く。）および要求払いの債務である。

当社は、シュローダー・フィナンシャル・サービシズ・リミテッドが運営する「スイープ」プログラムに参加するため、当該企業に対して現金を貸し付けている。当社は、各種市場金利を参照に、米ドルおよび英ポンド残高にかかる利息を得ている。

関係会社への債権

相手方	主な関係	2017年 （ユーロ）	2016年 （ユーロ）
シュローダー・フィナンシャル・サービシズ・リミテッド	シュローダー・グループの「スイープ」プログラムにかかる現金を保有	64,549,532	70,423,544
その他	投資運用業務およびインフラ・サービス	4,695,598	1,969,563
合計		69,245,130	72,393,107

関係会社への債務は、主に当グループ内の適切な振替価格設定指針に従いグループの会社全体に再分配される、ファンドが受領した管理報酬である。

関係会社への債務

相手方	主な関係	2017年 （ユーロ）	2016年 （ユーロ）
シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド	投資運用および販売取扱業務	24,506,248	15,971,907
シュローダー・インベストメント・マネージメント・香港	投資運用および販売取扱業務	6,835,731	5,381,749
シュローダー・イタリー・シュローダー・インベストメント・マネージメント・エス・ピー・エー	販売取扱業務	3,293,831	4,150,511
シュローダー・インベストメント・マネージメント・スイス・エージー	投資運用および販売取扱業務	3,699,757	3,030,681
シュローダー・インベストメント・マネージメント・ノース・アメリカ	投資運用および販売取扱業務	3,003,623	3,024,884
シュローダー・インベストメント・マネージメント・ジャパン	投資運用および販売取扱業務	2,487,022	1,591,294
シュローダー・インベストメント・マネージメント・ジャーマニー・ＧｍｂＨ	販売取扱業務	1,923,092	1,877,835
その他	投資運用および販売取扱業務	8,576,564	4,847,520
合計		54,325,868	39,876,381

７．投資有価証券

	2017年 （ユーロ）	2016年 （ユーロ）
簿価総額－期初	3,699,898	2,885,292
当期追加	994,009	1,214,699
当期処分	(748,773)	(400,093)
簿価総額－期末	3,945,134	3,699,898
時価評価による影響	440,800	327,527
時価－期末	4,385,934	4,027,425

譲渡性のある有価証券は、主に当社がプロモーターであるファンドにおける組入投資有価証券により構成される。通常、これらの組入れは、新商品（例：シード・キャピタル）の設立目的で行われ、商品が一定の規模に達するまで保持される。18,646ユーロにのぼる流動資産に関連する評価額調整には、時価評価の影響額が含まれる。

８．前払金

繰延資産は、主に以下により構成される。

	2017年 (ユーロ)	2016年 (ユーロ)
コンピュータ・ソフトウェア維持費用	1,025,977	1,140,279
年金費用	326,181	291,186
電子情報サービス	292,841	259,532
コンピュータ・ハードウェア維持費用	148,594	252,144
賃貸料	121,370	138,921
その他	303,070	470,262
合計	2,218,033	2,552,324

９．払込資本金

2012年12月31日現在、払込資本金は、16,477株の全額払込済無額面株式により表章された。2012年11月14日付で、当社は、シュローダー・インベストメント・マネージメント・エー・エスの資産取得の一環として、202株を発行した。同様に、2012年11月27日付で、当社は、シュローダー・インベストメント・マネージメント・ベネルクス・エヌ・ブイの資産取得時に、76株を追加発行した。

10. 準備金および損益項目の当期変動

2017年４月18日に開催された年次株主総会における決定に基づき、2016年の損益が割当られた。取締役会の決定に従い、中間配当金の分配はなかった。2017年の資本勘定の変動は以下の通り表章される。

資本金および準備金（ユーロ）	株主資本（ユーロ）	資本剰余金（ユーロ）	法定準備金（ユーロ）	再評価にかかる準備金（ユーロ）	再評価にかかる外国為替準備金（ユーロ）	その他の準備金（ユーロ）	前期繰越利益（ユーロ）	中間配当金（ユーロ）	配当金分配（ユーロ）	当会計年度利益（ユーロ）	資本金および準備金（ユーロ）
2016年12月31日残高	12,867,093	254,440	1,286,709	604,539	(37,761)	12,151,170	3,864,504	－	－	38,351,947	69,342,641
利益の割当	－	－	－	－	－	－	(1,648,053)	－	40,000,000	(38,351,947)	－
その他の追加準備金割当	－	－	－	－	－	(761,200)	761,200	－	－	－	－
配当金および中間配当金の分配	－	－	－	－	－	－	－	－	(40,000,000)	－	(40,000,000)
再評価にかかる準備金	－	－	－	(163,739)	－	－	－	－	－	－	(163,739)
再評価にかかる外国為替準備金	－	－	－	－	(19,346)	－	－	－	－	－	(19,346)
2017年度利益	－	－	－	－		－	－	－	－	40,500,262	40,500,262
2017年12月31日残高	12,867,093	254,440	1,286,709	440,800	(57,107)	11,389,970	2,977,651	－	－	40,500,262	69,659,818

254,440ユーロにのぼる資本剰余金は、シュローダー・インベストメント・マネージメント・ベネルクス・エヌ・ブイおよびシュローダー・インベストメント・マネージメント・エー・エスの合併を受けて資本金が増加したことに起因する。これは、発行済株式の額面価格と被取得会社の簿価との差額に相当する。

11. 法定準備金

ルクセンブルグ会社法に準拠して、当社は各事業期間の純利益の少なくとも５％を法定準備金に繰入れなければならない。この要件は、法定準備金が発行済株主資本金の10%に達した時に不要になる。したがって、当年度において、繰入れを行う必要はない。法定準備金は、株主に対して分配することができない。

12. その他の準備金

2001年12月31日まで効力のあった税法に準拠して、当社は、法人所得税額に対して純資産税を貸方に計上した。

2002年１月１日より効力を有する新税法に準拠し、当社は、純資産税債務を減額した。かかる目的において、当社は、純資産税納税額の５倍に相当する額を、その他の準備金に割り当てなければならず、割当がなされた年度の翌年より５年間、当該準備金を分配することはできない。

その他の準備金には、第１の柱の要件およびオルタナティブ投資ファンド運用会社の1.5百万ユーロのカバレッジを満たすために設定された追加準備金が含まれる。

13. 買掛金

「買掛金」の項目において表示される、期限到来となっている未払金額は、主に販売会社に対する未払手数料により構成される。

14. 純売上高

業務活動のカテゴリー毎および地域別市場毎の純売上高の内訳の表示は、当社にとって深刻な不利益となる可能性があるというその性質により、省略されている。

純売上高は、以下により構成される。

- **管理報酬、名義書換事務代行報酬、販売報酬および成功報酬により構成される、1,220,233,337ユーロにのぼる総収益、ならびに**
- **管理報酬の戻入金、受託した投資運用報酬、顧客管理にかかる手数料および名義書換事務代行報酬の譲渡分により構成される、1,098,964,981ユーロにのぼる総費用**

15. その他の営業費用

その他の営業費用は、以下により構成される。

	2017年 （ユーロ）	2016年 （ユーロ）
マーケティング費用	1,724,520	7,860,519
一般管理費	4,937,770	5,191,145
情報技術費用	6,310,705	9,582,324
製品開発費	-	1,175,278
レンタル費用および建築費	2,958,874	2,717,755
通信費	1,736,246	1,448,744
法務および専門家報酬	4,560,930	3,385,099
保険料	385,841	631,645
ファンド助成金	1,002,714	755,702
その他の営業費用	1,650,747	1,350,597
控除対象外の付加価値税	5,007,580	4,889,120
合計	30,275,927	38,987,928

16. 法人所得税

外国口座税務コンプライアンス法（ＦＡＴＣＡ）の目的上、シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ）エス・エイは、ルクセンブルグの報告金融機関としての資格を有しており、9I88MH.00064ME.442のグローバル仲介人識別番号（ＧＩＩＮ）を有している。

当社はルクセンブルグにおける一般税法の対象となっている。さらに、当社は、当社が運用するファンドに対し、スポンサー事業体としての役割を果たす。スポンサー事業体としての役割を果たす上で、シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ）エス・エイは、4RIMT7.00000.SP.442のグローバル仲介人識別番号を有している。

17. 社員

当年度中の平均雇用人数は、従業員が285,281人、取締役が４人であった（2016年度中の平均雇用人数は、従業員が266,260人、取締役が６人であった）。

18. 経営陣および監督機関のメンバーに対する報酬ならびに当該機関の元メンバーに対する退職年金に関するコミットメント

2017年度中、当社は、その能力に応じて行動する取締役に対して、いかなる報酬も支払わなかった。当社は、従業員に対して、確定拠出年金制度を提供している。

19. 経営陣および監督機関のメンバーに対する貸付金

当社は、2017年度中、取締役に対して、いかなる貸付金も付与しなかった。

20. 配当可能準備金

	2017年 (ユーロ)
2016年12月31日現在前期繰越残高	2,977,651
その他の追加準備金割当	(20,000)
当年度利益	40,500,262
2011年の準備金からの戻入れ	1,310,225
2016年の準備金からの増加	(1,454,350)
合計	43,313,788

取締役会は、2017年度の配当金を提案していない。この提案は、承認のため2018年４月17日の年次株主総会に提出されることになっている。承認された場合の配当可能準備金への影響は、以下の通りである。

	2017年 (ユーロ)
予定最終配当金	0
当期繰越利益	43,313,788
合計	43,313,788

21. オフ・バランスシート・コミットメント

当社は、2021年６月30日まで、その敷地・建物についての賃貸借を行っている。当該契約期間における固定賃料の支払額は、年間1,410,060ユーロであるが、年間指数に関する増額の対象となっている（2016年12月31日現在：1,382,889ユーロ）。

22. 後発事象

当社は、以下の業務を含む、管理会社およびオルタナティブ投資ファンド運用会社としての認可を延長する合意を、規制当局より受領した。

- 個々の顧客毎に、投資家から与えられた一任での権限に従った、年金基金および職域退職規定に関する機関が保有する資産を含む、ポートフォリオ資産の運用にかかる中核業務
- 投資顧問業務にかかる非中核業務および
- 金融商品に関する発注の送受信にかかる非中核業務

イスラエル、フランスおよびスペインに支店を開設する旨の申請が、規制当局に対して提出された。

23. 監査報酬

当社により費用化され、当会計期間に監査人に対して支払われるべき報酬合計は、以下に表示される。

	2017年 （ユーロ）	2016年 （ユーロ）
監査報酬	130,772	120,000
税務関連報酬	0	0
その他の報酬	51,993	7,956
合計	182,765	127,956

次へ

Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A.

Balance Sheet as at December 31, 2017

	Notes	31.12.2017	31.12.2016
ASSETS		EUR	EUR
FIXED ASSETS			
Intangible assets	2.2.1, 3	7,379,131	921,510
Tangible assets			
Other fixtures and fittings, tools and equipment	2.2.1, 3	4,599,661	3,498,509
Financial assets			
Investments held as fixed assets	2.2.1, 4	300,678	675,979
CURRENT ASSETS			
Debtors			
Trade debtors			
becoming due and receivable within one year	2.2.4, 5	102,826,530	89,678,519
Amounts owed by affiliated undertakings			
becoming due and receivable within one year	2.2.4, 6	69,245,130	72,393,107
Investments	2.2.5, 7	4,385,934	4,027,425
Cash at bank and in hand		51,979,328	40,166,139
PREPAYMENTS	2.2.6, 8	2,218,033	2,552,324
TOTAL ASSETS		242,934,425	213,913,512

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A.

Balance Sheet as at December 31, 2017 (cont.)

	Notes	31.12.2017	31.12.2016
CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES		EUR	EUR
CAPITAL AND RESERVES			
Subscribed capital	9, 10	12,867,093	12,867,093
Share premium account	10	254,440	254,440
Revaluation reserve		383,693	566,778
Reserves			
Legal reserve	10, 11	1,286,709	1,286,709
Other reserves	10, 12	11,389,970	12,151,170
Profit or loss brought forward	10	2,977,651	3,864,504
Profit or loss for the financial year		40,500,262	38,351,947
CREDITORS			
Trade creditors			
becoming due and payable within one year	2.2.7, 13	80,402,280	82,119,841
Amounts owed to affiliated undertakings			
becoming due and payable within one year	2.2.7, 6	54,325,868	39,876,381
Other creditors			
Tax authorities	2.2.7	10,561,532	8,910,697
Social security authorities	2.2.7	972,112	828,107
Other creditors			
becoming due and payable within one year	2.2.7	27,012,815	12,835,845
TOTAL CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES		242,934,425	213,913,512

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A.

Profit and Loss Account for the year ended December 31, 2017

	Notes	31.12.2017	31.12.2016
		EUR	EUR
Net turnover	14	121,268,356	122,586,947
Other operating income		3,959,495	3,409,181
Staff costs			
Wages and salaries		(29,981,429)	(27,786,110)
Social security costs			
relating to pensions		(1,864,831)	(1,661,654)
other social security costs		(2,556,307)	(2,330,132)
Other staff costs		(2,216,402)	(1,424,743)
Value adjustments			
in respect of formation expenses and of tangible and intangible fixed assets	3	(2,080,093)	(1,515,818)
in respect of current assets	7	18,646	(51,401)
Other operating expenses	15	(30,275,927)	(38,987,928)
Other interest receivable and similar income			
derived from affiliated undertakings		92,701	21,409
other interests and similar income		88,935	1,410,470
Value adjustments in respect of financial assets and of investments held as current assets	4	(362,394)	(515,781)
Interest payable and similar expenses			
other interest and similar expenses		(835,135)	(113,985)
Tax on profit or loss	16	(14,755,353)	(14,688,508)
Profit or loss for the financial year		40,500,262	38,351,947

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2017

1 General information

Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A. (the "Company") was incorporated under the laws of Luxembourg on August 23, 1991 as a "Société Anonyme" for an unlimited period.

The Company has its registered office in Luxembourg. Its financial year starts on January 1 and ends on December 31 of each year and it is governed by Chapter 15 of the Law of December 17, 2010 as amended.

The Company acts as:

The management company, domiciliary agent, transfer agent and principal paying agent for Schroder International Selection Fund, Schroder Special Situations Fund, Schroder Alternative Solutions and Schroder Global Alternative Investor Access, Schroder Global Alternative Investor Access II, each of which is an open-ended investment company organised under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg and qualifies as a société d'investissement à capital variable;

The management company, domiciliary agent, transfer agent and principal paying agent for Schroder Real Estate Fund of Funds, which is a mutual investment umbrella fund organised under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg and qualifies as a fonds commun de placement ;

The management company, domiciliary agent, transfer agent and principal paying agent for Schroder Investment Fund a specialised investment fund, which is a mutual investment umbrella fund organised under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg that qualifies as a fonds commun de placement ;

The management company and the co-ordinator, domiciliary agent, global distributor, registrar, transfer agent and principal paying agent for Schroder Selection Fund which is a mutual investment umbrella fund organised under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg and qualifies as a fonds commun de placement ;

The management company, the domiciliary agent, transfer agent and principal paying agent for Schroder SMBC Global Bond Series which is a mutual investment umbrella fund organised under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg and qualifies as a fonds commun de placement ;

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2017 (cont.)

1 General information (cont.)

The co-ordinator, domiciliary agent, global distributor, registrar, transfer agent and principal paying agent for Schroder Matching Plus which is an open-ended investment company organised under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg and qualifies as a société d'investissement à capital variable ;

The investment manager and transfer agent for the Schroder ILS Fund Ltd fund and Schroder ILS Master Fund I Limited, which are open ended investment companies organised under the laws of Cayman Islands and qualifies as a mutual fund in terms of the Mutual Funds Law (2012 Revision) of the Cayman Islands ;

The Company is also the Alternative Investment Fund Manager for the following Alternative Investment Funds: Schroder Alternative Solutions, Schroder Real Estate Fund of Funds, Schroder Investment Fund, Schroder Selection Fund, Schroder SMBC Global Bond Series, Schroder Matching Plus, Schroder ILS Fund Ltd fund and Schroder ILS Master Fund I Limited.

The Company also provides various transfer agent, administration, supervision, reporting and accounting services to other Schroder Group companies and business areas.

The Company has branches in Belgium, Denmark, Sweden and the Netherlands. The staff in these branches provides distribution related services (client introduction, negotiation, product training and promotion support) to the Company for Luxembourg domiciled funds and to various other Schroder Group companies in respect of other fund domiciles and segregated institutional accounts.

The Company's annual accounts are included in the consolidated accounts of Schroders Plc., forming once the largest and the smallest body of undertakings of which the Company forms part as an indirect subsidiary undertaking. The registered office of that company is located 31 Gresham Street, London, England, EC2V 7QA and the consolidated accounts are available at that address.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2017 (cont.)

2 Summary of significant accounting policies

2.1 Basis of preparation

The annual accounts have been prepared in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements under the historical cost convention except for the transferable securities which have been valued at fair value.

The preparation of annual accounts requires the use of certain critical accounting estimates. It also requires the Board of Directors to exercise their judgement in the process of applying the accounting policies. Changes in assumptions may have a significant impact on the annual accounts in the period in which assumptions changed. Management believes that the underlying assumptions are appropriate and that the annual accounts therefore present the financial position and results fairly.

The Company makes estimates and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities in the next financial year. Estimates and judgements are continually evaluated and are based on historical experience and other factors, including expectations of future events that are believed to be reasonable under the circumstances.

Accounting policies and valuation rules are, besides the ones laid down by the law of December 19, 2002 as amended, determined and applied by the Board of Directors. To give a more representative view of certain aspects of the Company's activity and also to bring these annual accounts onto a more comparable basis with the consolidated accounts of Schroders Plc., the Directors have chosen to selectively adopt the fair value option for the transferable securities as permitted in art 64bis (1)to (5)of the law of December 19, 2002 as amended.

2.2 Significant accounting policies

The principal accounting policies of the Company are summarised below:

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2017 (cont.)

2 Summary of significant accounting policies (cont.)

2.2.1 Fixed assets

The cost of intangible and tangible assets is their purchase cost, together with any incidental expenses of acquisition. Depreciation is calculated so as to write off the cost of intangible and tangible assets on a straight-line basis over the expected useful economic lives of the assets concerned.

The principal annual rates are :

- Intangible assets 25%
- Computer equipment 33%
- Communication equipment 20%
- Fixtures and fittings 20%

The cost of financial assets relates to the financing of initial contingent deferred sales charges (“CDSC”) paid by the Company to investors in Schroder SMBC Global Bond Series. Financing is amortised over sixty months.

2.2.2 Foreign currency translation

The Company maintains its books and records in Euro (EUR). Transactions expressed in currencies other than Euro are translated into Euro at the exchange rate effective at the time of the transaction. Long term assets expressed in currencies other than Euro are translated into Euro at the exchange rate effective at the time of the transaction. At the balance sheet date, these assets remain translated at historical exchange rate. Cash at bank is translated at the exchange rate effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account of the year.
Current assets and liabilities denominated in foreign currency are translated into Euro at the exchange rate effective at the balance sheet date. The unrealised exchange losses are recorded in the profit and loss account. The exchange gains are recorded in the profit and loss account at the moment of their realisation.

2.2.3 Value adjustments

Value adjustments are directly deducted from the related assets.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2017 (cont.)

2 Summary of significant accounting policies (cont.)

2.2.4 Debtors

Debtors are valued at their nominal value. They are subject to value adjustment where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

2.2.5 Investments

The Company records transferable securities at fair value (initially their cost). Most of these transferable securities are related to seed capital invested into funds promoted by the Company. These are revalued at each reporting date by reference to their latest Net Asset Value (NAV) derived from the latest quoted market prices of the funds' investments. This last NAV is considered as the transferable securities' fair value. A revaluation reserve is included in the Company's reserves to reflect the difference between their cost and their last fair value. The disposal of any transferable security will crystallise the related amounts held in the reserve and this gain or loss will be recorded in the profit and loss account.

2.2.6 Prepayments

This asset item includes expenditure incurred during the financial year but relating to a subsequent financial year.

2.2.7 Creditors

Creditors are recorded at their reimbursement value.

2.2.8 Net turnover

The net turnover comprises the amounts derived from the provisions of services falling within the Company's ordinary activities.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2017 (cont.)

3 Intangible and tangible assets

The 2017 movements in intangible and tangible assets were as follows:

	Leasehold improvements, other furniture and fixtures	Computers office equipment	Intangible assets	Total
	EUR	EUR	EUR	EUR
Gross book value - January 1, 2017	6,987,643	7,175,106	3,079,540	17,242,289
Additions for the year	2,094,778	754,925	6,792,669	9,642,372
Disposals for the year	-	(5,892)	-	(5,892)
Gross book value - December 31, 2017	9,082,421	7,924,139	9,872,209	26,878,769
Accumulated value adjustment - January 1, 2017	(5,132,657)	(5,531,581)	(2,158,030)	(12,822,269)
Allocations for the year	(873,045)	(872,000)	(335,048)	(2,080,093)
Reversal for the year	-	2,384	-	2,384
Accumulated value adjustment - December 31, 2017	(6,005,702)	(6,401,197)	(2,493,078)	(14,899,978)
Net book value at January 1, 2017	1,854,984	1,643,525	921,510	4,420,019
Net book value at December 31, 2017	3,076,719	1,522,942	7,379,131	11,978,792

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2017 (cont.)

4 Financial assets

The 2017 movements in the financial assets were as follows:

	Financial assets
	EUR
Gross book value - January 1, 2017	3,765,603
Additions for the year	89,858
Disposals for the year	(213,537)
Gross book value - December 31, 2017	3,641,924
Accumulated value adjustment - January 1, 2017	(3,089,624)
Allocations for the year	(362,394)
Reversal for the year	110,772
Accumulated value adjustment - December 31, 2017	(3,341,246)
Net book value at January 1, 2017	675,979
Net book value at December 31, 2017	300,678

Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2017 (cont.)

5 Trade debtors becoming due and receivable within one year

	2017 EUR	2016 EUR
Trade debtors are detailed as follows:		
Management fees	74,114,795	66,624,537
Transfer agency fees	14,507,342	12,221,571
Distribution fees	5,363,421	5,302,855
Performance fees	6,601,157	2,817,935
Net other receivables - Transfer Agency activity	411,136	1,176,193
Other	1,828,679	1,535,428
Total	102,826,530	89,678,519

6 Amounts owed by and to affiliated undertakings becoming due and payable within one year

Amounts due by and to affiliated companies are unsecured, interest free (except as described below) and repayable upon demand.

The Company has loaned cash balances to Schroder Financial Services Ltd to partake in the "Sweep" programme operated by that company. The Company earns interest on its USD and GBP balances by reference to various market base rates.

Amounts owed by affiliated undertakings		2017 EUR	2016 EUR
Counterparty	Main nature of relationship		
Schroder Financial Services Ltd.	Cash amounts held in the Schroder's Group "Sweep" programme	64,549,532	70,423,544
Other	Investment and infrastructure services	4,695,598	1,969,563
Total		69,245,130	72,393,107

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2017 (cont.)

6 Amounts owed by and to affiliated undertakings becoming due and payable within one year (cont.)

The amounts owed to affiliated companies are mainly management fees received from funds which are to be redistributed across entities of the Group in accordance with the applicable Group Transfer Pricing policy.

Amounts owed to affiliated undertakings

Counterparty	Main nature of relationship	2017 EUR	2016 EUR
SIM Ltd	Investment and distribution services	24,506,248	15,971,907
SIM Hong Kong	Investment and distribution services	6,835,731	5,381,749
Schroder Italy SIM SpA	Distribution services	3,293,831	4,150,511
SIM Switzerland AG	Investment and distribution services	3,699,757	3,030,681
SIM North America Inc	Investment and distribution services	3,003,623	3,024,884
SIM Japan	Investment and distribution services	2,487,022	1,591,294
SIM Germany GmbH	Distribution services	1,923,092	1,877,835
Other	Investment and distribution services	8,576,564	4,847,520
Total		54,325,868	39,876,381

Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2017 (cont.)

7 Investments

	2017 EUR	2016 EUR
Opening gross book value at cost	3,699,898	2,885,292
Addition of the year	994,009	1,214,699
Disposal of the year	(748,773)	(400,093)
Closing gross book value at cost	3,945,134	3,699,898
Impact of valuation at market value	440,800	327,527
Closing Market value	4,385,934	4,027,425

The transferable securities comprise mainly holdings in investment funds of which the Company is the promoter. These holdings are usually undertaken for the purposes of launching new products (i.e. seed capital) and are maintained until a particular product scale is achieved. The value adjustment in respect of current assets amounted of € 18,646 is included in the impact of valuation at market value.

8 Prepayments

	2017 EUR	2016 EUR
Prepayments are mainly composed of:		
Computer Software Maintenance	1,025,977	1,140,279
Pension cost	326,181	291,186
Electronic Information Services	292,841	259,532
Computer Hardware Maintenance	148,594	252,144
Rent	121,370	138,921
Other	303,070	470,262
Total	2,218,033	2,552,324

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2017 (cont.)

9 Subscribed capital

As at December 31, 2012, the subscribed capital was represented by 16,477 shares fully paid without nominal value. On November 14, 2012, the Company issued 202 shares as part of the acquisition of the assets of Schroder Investment Management A.S. Similarly, on November 27, 2012, the Company issued an additional 76 shares when it acquired the assets of Schroder Investment Management Benelux N.V.

次へ

Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2017 (cont.)

10 Movement for the year on the reserves and profit and loss items

2016 result was allocated based on decision taken at the AGM held on April 18, 2017. In accordance with the Board of Directors' decision there was no interim dividend distributed. The 2017 movements on the equity accounts were as follows:

Capital and reserves EUR	Share Capital EUR	Share premium EUR	Legal Reserve EUR	Revaluation reserve EUR	FX Revaluation reserve EUR	Other reserves EUR	Profit brought forward EUR	Interim dividends EUR	Distribution of dividend EUR	Profit for the year EUR	Capital and reserves EUR
Balance on December 31, 2016	12,867,093	254,440	1,286,709	604,539	(37,761)	12,151,170	3,864,504	-	-	38,351,947	69,342,641
Result allocation	-	-	-	-	-	-	(1,648,053)	-	40,000,000	(38,351,947)	-
Additional other reserves allocation	-	-	-	-	-	(761,200)	761,200	-	-	-	-
Distribution of dividend and interim dividend	-	-	-	-	-	-	-	-	(40,000,000)	-	(40,000,000)
Revaluation reserve	-	-	-	(163,739)	-	-	-	-	-	-	(163,739)
FX Revaluation reserve	-	-	-	-	(19,346)	-	-	-	-	-	(19,346)
Profit for the year 2017	-	-	-	-	-	-	-	-	-	40,500,262	40,500,262
Balance on December 31, 2017	12,867,093	254,440	1,286,709	440,800	(57,107)	11,389,970	2,977,651	-	-	40,500,262	69,659,818

The share premium of €254,440 is resulting from the increase of the capital following the mergers with Schroder Investment Management Benelux N.V. and Schroder Investment Management A.S. It corresponds to the difference between the nominal value of the shares issued and the book value of the acquired companies.

次へ

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2017 (cont.)

11 Legal reserve

In accordance with Luxembourg company law, the Company is required to transfer a minimum of 5% of its profit for each financial period to a legal reserve. This requirement ceases to be necessary once the balance on the legal reserve reaches 10% of the issued share capital and therefore no transfer will be required for this year. The legal reserve is not available for distribution to the shareholder

12 Other reserves

In accordance with the tax rules and regulations in force until December 31, 2001, the Company credited the net wealth tax against the amount of the corporate income tax.

As from January 1, 2002, the Company reduced the net wealth tax liability in accordance with the new tax rules and regulations in force. For this purpose, the Company has to allocate to other reserves an amount equal to five times the amount of the net wealth tax due, which reserves cannot be distributed for a period of five years from the year following the one during which the allocation was made.

Other reserves include additional reserve created to meet Pillar I requirements and Alternative Investment Fund Manager coverage of €1.5 million.

13 Trade creditors

Amounts due and payable for the accounts shown under “Trade Creditors” are mainly composed of commissions payable to distributors.

14 Net turnover

A breakdown of the net turnover by category of activity and into geographical market is omitted because its nature is such that it would be seriously prejudicial to the Company.

The Net turnover is composed of:
- gross income amount of €1,220,233,337 (Management fees, Transfer Agency fees, Distribution fees and Performance fees) and of,
- gross expenses amount of €1,098,964,981 (Management fees rebates, Delegated Investment Management fees, Client Ownership fees and Transfer Agency fees ceding).

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2017 (cont.)

15 Other operating expenses

Other operating expenses consist of the following:

	2017 EUR	2016 EUR
Marketing costs	1,724,520	7,860,519
General administration	4,937,770	5,191,145
Information technology costs	6,310,705	9,582,324
Product Development	-	1,175,278
Rental and building costs	2,958,874	2,717,755
Communication costs	1,736,246	1,448,744
Legal and professional fees	4,560,930	3,385,099
Insurance	385,841	631,645
Funds subsidy	1,002,714	755,702
Other operating expenses	1,650,747	1,350,597
Non recoverable VAT	5,007,580	4,889,120
Total	30,275,927	38,987,928

16 Income Tax

For FATCA purposes, Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A. qualifies as Reporting Luxembourg Financial Institution and has the following Global Intermediary Identification Number (GIIN): 9I88MH.00064ME.442

The Company is subject to the general tax rules and regulations in Luxembourg. In addition, the Company is acting as Sponsoring Entity for the funds it manages. In its role as Sponsoring Entity, Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A. has the following GIIN: 4RIMT7.00000.SP.442.

17 Staff

The average number of persons employed during the year was 285, 281 employees and 4 directors (The average number of persons employed in 2016 was 266, 260 employees and 6 directors).

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2017 (cont.)

18 Emoluments granted to the members of the management and supervisory bodies and commitments in respect of retirement pensions for former members of those bodies

The Company has not paid any emoluments in 2017 to the Directors acting in that capacity. The Company offers its employees a defined contribution plan.

19 Advances and loans granted to the members of the management and supervisory bodies

The Company did not grant any advances or loans to the Directors in 2017.

20 Distributable reserves

	2017 EUR
Balance brought forward as at December 31, 2016	2,977,651
Additional other reserves allocation	(20,000)
Profit for the year	40,500,262
Release from 2011 reserves	1,310,225
Increase for 2016 reserves	(1,454,350)
Total	43,313,788

The Board of Directors is proposing no dividend for the 2017 year. This will be submitted to the AGM for approval on April 17, 2018. If approved, the impact on distributable reserves will be as follows:

	2017 EUR
Proposed final dividend	0
Profit to be carried forward	43,313,788
Total	43,313,788

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2017 (cont.)

21 Off-balance sheet commitments

The Company leases its premises until June 30, 2021. The fixed lease payments over the term of the arrangement is €1,410,060 per annum subject to annual index related increases (As at December 31, 2016 € 1,382,889).

22 Subsequent event

The Company received the agreement from the regulator to extend its licences as management company and alternative investment fund manager to include the following:

- the core service of management of portfolios of investments, including those owned by pension funds and institutions for occupational retirement provision and in accordance with mandates given by investors on a discretionary, client-by-client basis;
- the non-core service of investment advice; and
- the non-core service of reception and transmission of orders in relation to financial instruments

An application was submitted to the regulator to open a branch in Israel, France and Spain.

23 Auditor's Fees

The total fees expensed by the Company and due for the current financial period to the auditor are presented as follows :

	2017 EUR	2016 EUR
Audit fees	130,772	120,000
Tax related fees	0	0
Other fees	51,993	7,956
Total	182,765	127,956

次へ

中間財務書類

ａ．管理会社の日本文の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令及び一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文（英文）の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）管理会社の日本文の中間財務書類は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第４項ただし書の規定に準拠して作成されている。

ｂ．管理会社の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第１条の３第７項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。

ｃ．管理会社の原文の中間財務書類はユーロで表示されている。日本文の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、株式会社三菱ＵＦＪ銀行の2018年12月28日現在における対顧客電信売買相場の仲値（１ユーロ＝127.00円）を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

ｄ．管理会社は、2018年６月27日付で、その名称をシュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A.）からシュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）エス・エイ（Schroder Investment Management (Europe) S.A.）に変更した。

シュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）エス・エイ

比較貸借対照表

2018年６月30日現在

	2018年６月30日		2017年６月30日	
	（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
資産				
固定資産				
無形資産	10,169,258	1,291,496	817,411	103,811
有形資産				
その他付属品、ツールおよび機器	4,852,403	616,255	4,119,309	523,152
金融資産				
固定資産として保有する投資有価証券	212,257	26,957	445,002	56,515
流動資産				
債権				
売掛金				
１年以内期限到来	96,696,900	12,280,506	90,009,843	11,431,250
関係会社への債権				
１年以内期限到来	74,843,126	9,505,077	57,862,925	7,348,591
投資有価証券				
譲渡可能有価証券およびその他の金融商品	4,909,827	623,548	4,057,990	515,365
現金預金および手元現金	57,751,453	7,334,435	37,761,926	4,795,765
前払金	3,594,985	456,563	3,487,701	442,938
資産合計	253,030,208	32,134,836	198,562,108	25,217,388
資本金、準備金および負債				
資本金および準備金				
払込資本金	12,867,093	1,634,121	12,867,093	1,634,121
資本剰余金	254,440	32,314	254,440	32,314
再評価積立金	368,853	46,844	756,658	96,096
準備金				
法定準備金	1,286,709	163,412	1,286,709	163,412
その他の準備金	11,554,095	1,467,370	11,389,970	1,446,526
繰越利益	43,313,788	5,500,851	2,977,650	378,162
当期利益	19,304,055	2,451,615	19,483,545	2,474,410
最終配当金	—	—	—	—
債務				
買掛金				
１年以内期限到来	90,973,654	11,553,654	12,431,146	1,578,756
関係会社に対する債務				
１年以内期限到来	49,324,134	6,264,165	42,482,641	5,395,295
その他の債務				
税務当局への債務	10,023,457	1,272,979	7,731,652	981,920
社会保障当局への債務	720,080	91,450	523,247	66,452
その他の債務				
１年以内期限到来	13,039,851	1,656,061	86,377,358	10,969,924
資本金、準備金および負債合計	253,030,208	32,134,836	198,562,108	25,217,388

シュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）エス・エイ

比較損益計算書

2018年６月30日終了期間

	2018年６月30日		2017年６月30日	
	（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
純売上高	63,819,066	8,105,021	62,010,653	7,875,353
その他の営業利益	1,614,775	205,076	1,730,078	219,720
人件費				
賃金および給料	(15,683,371)	(1,991,788)	(15,355,645)	(1,950,167)
社会保障費				
年金にかかる社会保障費	(884,651)	(112,351)	(933,569)	(118,563)
その他の社会保障費	(1,429,286)	(181,519)	(1,349,476)	(171,383)
その他の人件費	(1,197,220)	(152,047)	(902,857)	(114,663)
評価額調整				
創業費ならびに有形および無形固定資産にかかる評価額調整	(1,039,633)	(132,033)	(839,697)	(106,642)
流動資産にかかる評価額調整	7,435	944	13,856	1,760
その他の営業費用	(18,616,987)	(2,364,357)	(16,685,719)	(2,119,086)
以下により生じるその他の未収利息および類似の収益				
関係会社	61,713	7,838	41,074	5,216
その他の利息および類似の収益	88,327	11,218	30,376	3,858
金融資産および流動資産として保有する投資有価証券にかかる評価額調整	(92,928)	(11,802)	(199,831)	(25,379)
未払利息および類似の費用				
その他の利息および類似の費用	(482,331)	(61,256)	(1,111,228)	(141,126)
損益に対する課税	(6,860,855)	(871,329)	(6,964,470)	(884,488)
当期損益	19,304,055	2,451,615	19,483,545	2,474,410

4【利害関係人との取引制限】

約款により、管理会社は、サブ・ファンドのために、(a）管理会社、(b）その関係法人、(c）管理会社もしくはその関係法人の取締役、または(d）それらの主要株主（自己または他の名義（ノミニー名義を含む。）をもってするを問わず、自己の勘定でこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいう。）であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で、有価証券（ファンド証券を除く。）の売買もしくは貸付けをなし、または金銭の貸与を受けてはならない。ただし、当該取引が約款に定められた制限を遵守し、かつ国際的に承認された証券市場または国際的に承認された金融市場における、その時々の、(ⅰ）公に入手可能な相場に基づき決定された価格、または(ⅱ）適正な価格もしくは実勢利率によって行われる場合を除く。

5【その他】

(1）定款の変更

管理会社の定款の変更または解散に関しては、ルクセンブルグの法律により規定される要件に従い株主総会の通常決議が必要である。

(2）事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、ルクセンブルグの法規定に従いＵＣＩＴＳおよびＡＩＦを管理する権限を有する他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができる。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続する。管理会社が６か月以上業務を停止した場合、ＣＳＳＦは、2010年法に基づき管理会社に対して付与した承認を撤回することができる。

(3）訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他管理会社に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実はない。

管理会社の会計年度は12月末日に終了する１年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、定款の修正に必要とされる方法で採択した株主の決議により当該決議に記載のとおりいつでも解散することができる。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

①　シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド（「投資運用会社」）

（Schroder Investment Management Limited）

(イ) 資本金の額

2018年12月末日現在、155百万英ポンド（約218億円）

（注）英ポンドの円貨換算は、2018年12月28日現在における株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１英ポンド＝140.46円）による。以下同じ。

(ロ) 事業の内容

シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドは、英国およびウェールズにおいて、1985年３月７日に設立された。シュローダー・グループは、創業以来約200年の歴史と実績を持ち、英国ロンドンを本拠地に、アセット・マネジメント・サービスを提供している。日本でも、明治３年に、政府が初めて起債した外債の主幹事を務め、新橋－横浜間の鉄道敷設の資金調達に貢献した。現在は、年金や投資信託運用、プライベート・バンキング、オルタナティブ投資などの資産運用業務に特化しており、グループ全体での預かり資産総額は約4,357億英ポンド（約61.2兆円）（2018年６月末日現在）である。

②　Ｊ．Ｐ．モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイ（「保管受託銀行」および「ファンド事務代行会社」）

（J.P. Morgan Bank Luxembourg S.A.）

(イ) 資本金の額

2017年12月末日現在、1,100万米ドル（約12億円）

(ロ) 事業の内容

Ｊ．Ｐ．モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイは、1973年５月16日、ルクセンブルグの法律に基づく株式会社として設立された銀行であり、ファンド資産の保管受託銀行およびファンド事務代行会社としての業務等を行っている。

③　ＳＭＢＣ日興証券株式会社（「代行協会員」および「日本における販売会社」）

(イ) 資本金の額

2019年１月末日現在、100億円

(ロ) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。なお、ＳＭＢＣ日興証券株式会社は、証券投資信託受益証券を取扱っており、複数の外国投資信託証券について、日本における代行協会員業務および販売等の業務を行っている。

④　クレディ・スイス証券株式会社（「日本における販売会社」）

(イ) 資本金の額

2018年12月末日現在、781億円

(ロ) 事業の内容

日本において第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供している。

⑤　オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ・リミテッド（銀行）（「日本における販売会社」）

（Australia and New Zealand Banking Group Limited）

(イ) 資本金の額

2018年９月末日現在、272.05億豪ドル（邦貨概算約２兆2,199億28百万円）

（注）豪ドルの円貨換算は、便宜上、2018年９月末日現在におけるオーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ・リミテッド（銀行）所定の為替レート（１豪ドル＝81.60円）による。

(ロ）事業の内容

日本の銀行法に基づく外国銀行支店であり、金融商品取引法に基づく登録金融機関として、有価証券の募集の取扱いを含む登録金融機関業務も行っている。

⑥　ＨＳＢＣバンク・ピーエルシー（「為替オーバーレイ業務提供会社」）

（HSBC Bank Plc）

(イ）資本金の額

為替オーバーレイ業務提供会社の資本金の額は公開されていない。なお、為替オーバーレイ業務提供会社を子会社とするＨＳＢＣホールディングス・ピーエルシー（HSBC Holdings plc）の年次報告書に記載された規制上の自己資本は、2018年12月末日現在、1,680億5,800万米ドル（約18兆6,544億円）である。

(ロ）事業の内容

ＨＳＢＣバンク・ピーエルシーは、ＨＳＢＣホールディングス・ピーエルシーの主要な子会社である。ＨＳＢＣホールディングス・ピーエルシーの経営モデルは、４つのグローバルな事業（リテール・バンキング＆ウェルス・マネジメント事業、商業銀行事業、グローバル・バンキング＆マーケッツ事業、グローバル・プライベート・バンキング事業）で構成されている。

２【関係業務の概要】

①　シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド（「投資運用会社」）

（Schroder Investment Management Limited）

ファンドに対し、投資顧問業務および投資運用業務を提供する。同社は、管理会社から随時受ける指示に従い、また投資運用契約に規定される表明された投資目的および制限に従い、サブ・ファンドの証券を一任ベースで取得しかつ売却することができる。同社は、自らの責任および管理に基づき、かつ、2013年法の規定に従い、投資運用契約に基づくその機能の一部を委託することができる。

②　Ｊ．Ｐ．モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイ（「保管受託銀行」および「ファンド事務代行会社」）

（J.P. Morgan Bank Luxembourg S.A.）

ファンド資産の保管受託銀行としての業務を行う。

保管受託銀行の主な業務は、以下のとおりである。

ａ）保護預かり可能なファンドの資産（振替決済証券を含む。）の保管および保護預かり不可能な資産の記録保持（かかる場合、保管受託銀行は、当該資産の所有権を確認しなければならない。）

ｂ）ファンドのキャッシュ・フローの適切な監視を確保すること（特に、ファンドの受益証券の申込みに際し、投資家によりまたは投資家を代理して行われるすべての支払の受領を確保することならびに保管受託銀行が監視および調整可能な現金勘定へのファンドのすべての現金の計上を確保すること。）

ｃ）ファンドの受益証券の発行、買戻しおよび解約が適用法および約款に従って実行されるよう確保すること

ｄ）ファンドの受益証券の評価が適用法、約款および評価手続に従って算出されるよう確保すること

ｅ）適用法または約款に抵触する場合を除き、管理会社の指示を実行すること

ｆ）ファンドの資産を伴う取引において通常の期限内に対価がファンドに送金されるよう確保すること

ｇ）ファンドの収益が適用法および約款に従って充当されるよう確保すること

上記(a)記載の保管受託銀行の職務に関して、保護預かり可能な金融商品に関して、保管受託銀行は、受益者に対し、保管受託銀行または当該金融商品の保管委託先である保管受託銀行の代行者（以下「副保管受託銀行」という。）が保有する当該金融商品の損失に関して責任を負う。ただし、かか

る責任は、適用法規により認められ、かつ適用法規の規定に従い、契約上、副保管受託銀行に対して免責される場合を除く。「保有する金融商品の損失」という用語は、適用法規に従い解釈される。

保管受託銀行は、その保管機能のみを委託することができるが、監視機能を委託することはできない。また、かかる機能を委託する場合、保管受託銀行は、副保管受託銀行の選定および継続的監視の点でルクセンブルグ投信法のデュー・デリジェンスおよび監督要件に従うものとする。また、保管受託銀行は、確認された利益相反が管理されかつ監視されることを確保しなければならない。

特定の法域の法律に基づき特定の金融商品が現地の事業体により保護預かりされることが要求され、また、保管受託銀行によりルクセンブルグ投信法または2013年法（該当する場合）の委託要件を充足できるとみなされる副保管受託銀行が存在しなかった場合、管理会社は、受益者が当該金融商品に投資を行う前に、(ｉ）委託が当該法域の法的制約により要求される旨受益者が適式に報告を受けることを確保し(ii）管理会社の合理的な意見においてかかる状況が当該委託を正当化するものであることを受益者に示すものとする。受益者がファンドに投資を行った後において、副保管受託銀行がルクセンブルグ投信法の委託要件を充足できない場合、管理会社は、関連する法律の法的制約および管理会社の合理的な意見におけるかかる委託を正当化する状況について受益者が報告を受けることも確保するものとする。

副保管受託銀行は、その機能を再委託することが許可される場合に限り、ルクセンブルグ投信法または2013年法（該当する場合）に基づく自らの義務がかかる再委託の影響を受けない範囲で再委託することができる。

選任された副保管受託銀行の一覧は、要求に応じて受益者に提供される。

管理会社または管理会社の任命する代理人からの指示を受けて、保管受託銀行は、ファンド資産のすべての処分を行う。

さらに、Ｊ．Ｐ．モルガン・バンク・ルクセンブルグは、ファンド、各サブ・ファンドおよび各クラスの純資産額の計算およびファンドの会計を担当する。

③　ＳＭＢＣ日興証券株式会社（「代行協会員」および「日本における販売会社」）

日本におけるファンドに関する代行協会員業務および受益証券の販売・買戻し業務を行う。

④　クレディ・スイス証券株式会社（「日本における販売会社」）

日本における受益証券の販売・買戻し業務を行う。

⑤　オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ・リミテッド（銀行）（「日本における販売会社」）

（Australia and New Zealand Banking Group Limited）

日本における受益証券の販売・買戻し業務を行う。

⑥　ＨＳＢＣバンク・ピーエルシー（「為替オーバーレイ業務提供会社」）

（HSBC Bank Plc）

ファンドに対して、為替オーバーレイ業務提供会社としての業務を行う。

３【資本関係】

管理会社および投資運用会社の間には資本関係があり、投資運用会社は、管理会社の株式を2,256株（12.04%）保有している。

第３【投資信託制度の概要】

投資信託制度の概要
（2018年３月付）

Ⅰ．　定義

1915年法	商事会社に関する1915年８月10日法（改正済）
1993年法	金融セクターに関する1993年４月５日法（改正済）
2002年法	2012年７月１日発効の投資信託に関する2002年12月20日法（改正済）（2010年法が継承）
2007年法	専門投資信託に関する2007年２月13日法（改正済）
2010年法	投資信託に関する2010年12月17日法（改正済）
2013年法	オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年７月12日法（改正済）
AIF	2013年法第１条第39項に定めるオルタナティブ投資ファンド
AIFM	2013年法第１条第46項に定めるオルタナティブ投資ファンド運用会社
AIFMD	指令2003／41／ECおよび指令2009／65／ECならびに規則（EC）No.1060／2009および規則（EU）No.1095／2010を改正する、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年６月８日付欧州議会および欧州理事会指令2011／61／EU
AIFMR	適用除外、一般的な運用条件、保管受託銀行、レバレッジ、透明性および監督に関する欧州議会および欧州理事会指令2011／61／EUを補足する2012年12月19日付委員会委任規則（EU）No.231／2013
CESR	欧州証券市場監督局によって代替された欧州証券規制委員会（ESMA）
CSSF	ルクセンブルグの金融セクター監督当局である金融監督委員会
EC	欧州共同体
EEC	欧州経済共同体
ESMA	欧州証券市場監督局
EU	欧州連合（EECの継承機関であるECを吸収）
FCP	契約型投資信託
KIDまたはPRIIPs KID	規則1286／2014において言及される主要情報文書
KIIDまたはUCITS KIID	指令2009／65／EC第78条および2010年法第159条において言及される主要投資家情報文書
加盟国	欧州連合加盟国ならびに欧州経済地域を形成する契約の当事者である欧州連合加盟国以外の国で、当該契約および関連の法律に定める制限内で欧州連合加盟国に相当するとみなされる国
メモリアルＢ	メモリアル・ベ・ルクイ・アドミニストラティフ・エ・エコノミックという政府の公示が行われる官報の一版
メモリアルＣ	メモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオンという要求される会社の公告および通知が行われる官報の一版で、2016年６月１日からRESAに切り替えられた
非個人向けパートⅡファンド	その発行文書において、ルクセンブルグの領域内で個人投資者に対して受益証券／投資証券を販売することが認められていないパートⅡファンド
パートⅠファンド	（特にUCITS Ⅳ指令をルクセンブルグ法において導入する）2010年法パートⅠに基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託。かかるファンドは、一般に「UCITS」と称する。
パートⅡファンド	2010年法パートⅡに基づく投資信託

PRIIP	PRIIPs規則の意味における、パッケージ型個人向け投資金融商品
PRIIPs規則または規則1286／2014	パッケージ型個人向け投資金融商品（PRIIPs）の主要情報文書に関する2014年11月26日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）1286／2014
RAIF	リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年７月23日付ルクセンブルグ法第１条に定めるリザーブド・オルタナティブ投資ファンド
個人向けパートⅡファンド	その発行文書において、ルクセンブルグの領域内で個人投資者に対して受益証券／投資証券を販売することが認められているパートⅡファンド
RESA	ルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオンという2016年６月１日付でメモリアルCに代わって公式な発表とみなされる、中央電子プラットフォーム
SICAF	固定資本を有する投資法人
SICAV	変動資本を有する投資法人
SICAR	リスク資本に投資する投資法人
UCI	投資信託
UCI管理会社	2010年法第16章に基づき認可を受けた管理会社
UCITS	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託
UCITS Ⅳ指令または指令2009／65／EC	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）に関する法律、規則および行政規定の調整に関する2009年７月13日付欧州議会および欧州理事会指令2009／65／EC
UCITS Ⅴ指令または指令2014／91／EU	預託業務、報酬方針および制裁に関して譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）に関する法律、規則および行政規定の調整に関する指令2009／65／ECを改正する2014年７月23日付欧州議会および欧州理事会指令2014／91／EU
UCITS Ⅴ法	2010年法および2013年法を改正するルクセンブルグ法へUCITS Ⅴ指令を法制化する2016年５月10日法
UCITS Ⅴ規則またはEU規則2016／438	預託機関の義務に関して欧州議会および欧州理事会指令2009／65／ECを補足する2015年12月17日付委員会委任規則（EU）2016／438
UCITS所在加盟国	UCITS Ⅳ指令第５条に基づき契約型投資信託または投資法人が認可を受けた加盟国
UCITS受入加盟国	契約型投資信託または投資法人の受益証券が販売される、UCITS所在加盟国以外の加盟国
UCITS管理会社	2010年法第15章に基づき認可を受けた管理会社

Ⅱ. 投資信託に関する法令の歴史の概要

1988年までは、ルクセンブルグのすべての形態の投資信託は、投資信託に関する1983年８月25日法、1915年法ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従っていた。1983年８月25日法は、指令85／611／EEC（以下「UCITS Ⅰ指令」という。）の規定をルクセンブルグ法に導入する法律である投資信託に関する1988年３月30日法によって代替された。

2002年法は、UCITS Ⅰ指令を改正する指令2001／107／ECおよび指令2001／108／EC（以下「UCITS Ⅲ指令」という。）をルクセンブルグ法に導入し、1988年３月30日法を代替した。

2010年法は、UCITS Ⅳ指令をルクセンブルグ法に導入し、2002年法を代替した。

専門投資信託に関する2007年法は、機関投資信託に関する1991年法を代替した。専門投資信託（以下「SIF」という。）は、当該ビークルへの投資に付随するリスクを正確に評価できる情報を十分に提供された投資家に対して提供される。SIFは、リスク分散の原則に従う投資信託であり、したがってUCIの一種として区分されている。SIFは、利用可能な会社形態および投資規則の点でより高い柔軟性を提供するのみならず、CSSFによる監督規制をより緩やかにしている。適格投資

家は、機関投資家およびプロの投資家のみならず、2007年法第２条に記載される条件を満たした、情報に精通した個人投資家も含まれる。
2013年７月15日に、AIFMDをルクセンブルグ法に法制化する2013年法が公布され、同日発効した。AIFMDは、主にEU（および一定の条件の下では外国）におけるオルタナティブ資産運用会社に適用される指令ではあるが、運用会社のみならず、運用会社が運用する投資ビークル（すなわちAIF）にも影響を及ぼす多くの規定により構成されている。
その結果、2013年法は、別の新しい法律としてAIFMDをルクセンブルグ法に法制化しただけでなく、同時に、リスク資本に投資する投資法人に関する2010年法、2007年法、1915年法、1993年法および改正2004年６月15日法等の現行のルクセンブルグ法を改正した。SICARについては、本概要において簡潔に記載するにとどめる。
2013年法によって導入された現行の投資信託に関する法律の変更は、(ⅰ)完全に適用対象となる投資ビークル（すなわち、AIFMDの「商品」に関する要件が適用される投資ビークル）と、(ⅱ)AIF（いかなる場合もAIFとしての適格性を有しているすべてのパートⅡファンド）ではないか、または、AIFではあるが運用会社による運用資産が2013年法およびAIFMDにより規定された最低限度額を下回る投資ビークルとを区別することを主に目的としている。
2010年法第16章の改正を通じて、2013年法により、非UCITSの管理会社および非AIFMの管理会社に関する新しい制度が導入された。
AIFMDひいては2013年法は、AIF（当該AIFがルクセンブルグで設立されたか、他の加盟国で設立されたかまたは第三国で設立されたか、規制を受けるか否か、2013年法において規定される適用除外および免除の対象であるか否かにかかわらない。）を運用するルクセンブルグで設立されたAIFMに適用されることに留意することが重要である。また、EU加盟国以外の国で設立されたAIFMが、ルクセンブルグ内で設立されたAIFを運用するか、または、ルクセンブルグにおいて投資家に対してAIF（その投資信託の所在地を問わない。）の販売を行う場合、2013年法は、かかるAIFMに適用される。
2016年５月12日に、2010年法および2013年法を改正するルクセンブルグ法へUCITS Ⅴ指令を法制化する2016年５月10日ルクセンブルグ法が公布され、2016年６月１日に発効した。2010年法および2013年法の直近の改正は、様々なルクセンブルグ法に多くの変更をもたらす、いわゆる「一括法」により行われた。
2010年法および2013年法の改正により、認可されたAIFMによって運用され、その発行文書において、ルクセンブルグの領域内で個人投資家へその投資証券を販売することが認められていないパートⅡファンドに関して、UCITS保管受託制度ではなく、AIFMD保管受託制度が適用される旨規定される。
2010年法はまた、パートⅡファンドが(ⅰ)登録AIFMまたはEU域外のAIFMにより運用され、かつ(ⅱ)その募集文書において、ルクセンブルグ領域内でその投資証券を個人投資家へ販売することが禁じられている場合において、そのパートⅡファンドは、非AIF投資構造に対して適用されるより緩やかな保管受託制度（すなわち非UCITSおよび非AIFMD保管受託制度）の対象となる旨を規定している。

Ⅲ. ルクセンブルグ投資信託の法制度および法的形態の一般的構成

1. 一般規定

1.1 2010年法

2010年法はパートⅠのUCITSおよびパートⅡのUCIを個別に取り扱い、全体で以下の５つのパートを含む。

パートⅠ　UCITS（以下「パートⅠ」という。）
パートⅡ　その他のUCI（以下「パートⅡ」という。）
パートⅢ　外国のUCI
パートⅣ　管理会社
パートⅤ　UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定

1.2 2007年法

2007年法はSIFのみを取り扱い、２つのパートに分けられる。

パートⅠ　専門投資信託に適用される一般規定
パートⅡ　オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年７月12日法第２章またはAIFMD第２章に基づき認可されるAIFMにより運用される専門投資信託に適用される固有規定

1.3 2013年法

2013年法は、主にAIFMの運営および認可制度を扱う。一部の規定は、直接AIFにも適用される。最後に、詳細な規定が販売および第三国規則を扱う。

2. 法的形態

2010年法パートⅠおよびパートⅡに従う投資信託および2007年法に従うSIFの主な法的形態は以下のとおりである。

１）契約型投資信託（fonds commun de placement）（以下「FCP」という。）
２）投資法人（investment companies）
　－　変動資本を有する投資法人（以下「SICAV」という。）
　－　固定資本を有する投資法人（以下「SICAF」という。）

契約型投資信託および会社型投資信託は、2010年法（パートⅠファンドおよびパートⅡファンド）、2004年法（SIF）、1915年法ならびに共有の原則および一般契約法に関する一部の民法の規定に従って設定されている。

3. 契約型投資信託および会社型投資信託の主要な特性の概要

3.1. 契約型投資信託（FCP）

契約型の投資信託は、FCPそれ自体、その管理会社（以下「管理会社」という。）およびその保管受託銀行（以下「保管受託銀行」という。）の三要素を中心に成り立っている。

3.1.1 FCPの概要

FCPは法人格を持たず、投資家の集団投資を表章する、譲渡性のある証券およびその他の資産の不可分の集合体である。かかる投資家はその投資によって平等に利益および損失の分配に参加する。共同所有者は、出資金額を上限として責任を有する。FCPは会社として設立されていないため、個々の投資家は、定義上は投資主ではなく、「受益者」と称されるのが通常である。当該投資家の権利は、投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法およびUCITSおよびパートⅡファンドについては2010年法またはSIFについては2007年法のいずれかに従っている。

投資家は、FCPに投資することにより、FCPに関連する契約上の関係を結ぶ。かかる契約上の関係は、FCPの約款（以下を参照のこと。）に基づく。FCPへの投資後、投資家は、かかる投資を行ったことにより、FCPの受益証券（以下「受益証券」という。）を保有する権利を有する。

3.1.2 FCPの受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産価格（約款にその詳細が規定されることが求められる。）に基づいて継続的に発行される。
管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、記名式、無記名式証券もしくは証書発行を伴わない証券を発行する。管理会社は、証券の分割に関する制限を受けることなく、端数の受益証券の受益証券登録簿への記帳に関する書面による証明書を約款に規定された条件に従い発行することができる。
受益者の要請に基づき、パートⅠファンドの受益証券は、FCPによりいつでも買い戻されるが、約款に買戻請求の停止に関する詳細な規定がある場合、または、2010年法第12条に基づく場合には買戻しが停止される。この買戻請求権は、2010年法第11条第２項および第３項に基づくものである。買戻しは、原則として月に二度以上許可されなければならない。
パートⅡファンドについて、CSSF規則は、2010年法第91条に従い、FCPの受益証券の発行価格および買戻価格の決定の最低頻度を決定することができる。1991年１月21日付IML告示91／75（改訂済）は、パートⅡファンドがその受益証券の発行価格および買戻価格を十分に短い固定された間隔で（原則として月に一度以上）決定しなければならない旨を定める。ただし、これには例外もあり、クローズド・エンド型ファンドを設立することができる。
SIFに関連して、受益証券の発行ならびに、適用ある場合は、受益証券の買戻しに適用される条件および手続は約款に規定され、より詳細な規定は課されない。従ってSIFは、買付けおよび買戻しの両方についてオープン・エンド型またはクローズド・エンド型ファンドとして機能することができる。
約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。
FCPの分配方針は約款の定めに従う。
パートⅠファンドに関する2010年法第９条、第11条および第23条ならびにパートⅡファンドに関する2010年法第91条は、CSSF規則によって特定の追加要件を設定しうる旨規定している。
（注）2016年10月現在において、当該規則は制定されていない。
主な要件は以下のとおりである。

- FCPの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額は、UCITSまたはパートⅡファンドとして資格を有するFCPとしての認可が得られてから６か月以内およびSIFとして資格を有するFCPとしての認可が得られてから12か月以内に達成されなければならない。
  ただし、この最低額は、CSSF規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
- 管理会社は、FCPの運用管理業務を約款に従って執行する。
- 発行価格および買戻価格は、パートⅠファンドの場合、少なくとも１か月に２度は計算され、その他のすべてのパートⅡファンドについては少なくとも１か月に１度（例外がある）は計算されなければならない。SIFは約款に従い発行価格および買戻価格を決定し、ファンドの純資産価額に基づかない場合がある。SIFの純資産価額は少なくとも１年に１度は決定されなければならない。
- 約款には以下の事項が記載される。
  (a) FCPの名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称
  (b) 具体的な目的に合致する投資方針およびその基準
  (c) 分配方針
  (d) 管理会社がFCPから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法
  (e) 公告に関する規定
  (f) FCPの会計の決算日
  (g) 法令に基づく場合以外のFCPの解散事由
  (h) 約款変更手続
  (i) 受益証券発行手続
  (j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件

（注）緊急を要する場合、すなわち、純資産価格の計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が受益者の全体の利益となる場合、CSSFはこれらの停止を命ずることができる。

3.1.3. 2010年法に基づくFCPの保管受託銀行

A. 管理会社は、運用しているFCPそれぞれに、2010年法第17条ないし第22条の規定に従って保管受託銀行が任命されるようにする。約款に定められ、CSSFにより承認された保管受託銀行は、約款および管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、FCPの資産の保管、キャッシュフローの監視、監督および随時合意される他の業務につき責任を負う。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、または、その登録事務所が他の加盟国に所在する場合にはルクセンブルグにおいて設立されなければならず、また、1993年法に定められた金融機関でなければならない。

2010年法は、保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価および該当するFCPに関する経験を有していなければならない旨規定する。このため、取締役およびその後任者に関する情報はCSSFに直ちに報告されなければならない。「取締役」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を実質的に決定する者をいう。

保管受託銀行の任命は、書面契約をもって証明しなければならない。当該契約には、特に、2010年法およびその他の適用法令または行政規定に定められたとおり、保管受託銀行が保管受託銀行として任命されたFCPのための職務を遂行するのに必要とみなされる情報量が規定される。

B. パートⅠ FCPおよび個人向けパートⅡ FCPについては、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- **FCPの受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。**
- **FCPの受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること。**
- **法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。**
- **FCPの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。**
- **FCPの収益が法律または約款に従って使用されるようにすること。**

保管受託銀行は、FCPのキャッシュフローを適切に監視し、特にFCPの受益証券の申込みにおいてFCPの受益者によりまたはFCPの受益者のために行われるすべての支払が受領されるようにし、FCPのすべての現金がａ）FCP名義、FCPを代理する管理会社名義またはFCPを代理する保管受託銀行名義で開設され、ｂ）指令2006／73／EC[1]第18条第１項ａ）、ｂ）またはｃ）に言及された組織において開設され、ｃ）指令2006／73／EC第16条の原則に従って維持される預金口座に記帳されるようにする。

FCPを代理する保管受託銀行名義で預金口座が開設された場合、上記ｂ）に言及された組織の現金および保管受託銀行自身の現金がかかる口座に記帳されることはない。

Ｃ．FCPの資産は、以下のとおり、保管のために保管受託銀行に委託される。

ａ）保管する金融商品に関して、保管受託銀行は、

ｉ）保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品および保管受託銀行に現物が預けられるすべての金融商品を保管し、

ii）保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品が、FCPを代理する管理会社名義で開設された指令2006／73／EC第16条の原則に則った形の保管受託銀行の帳簿上の分離口座に登録されるようにし、常に適用法に従ってFCPに属するものであることが明確に確認できるようにする。

ｂ）その他の資産に関して、保管受託銀行は、

ｉ）FCPを代理する管理会社から提供される情報または文書および可能な場合は外部の証拠に基づいてFCPの所有権を確かめることによってかかる資産のFCPによる所有を確認し、

ii）FCPが所有権を有することを確認した資産の記録を維持し、かかる記録を最新の状態にする。

Ｄ．保管受託銀行は、定期的に、FCPのすべての資産をまとめた一覧を管理会社に提出する。

保管受託銀行が保管するFCPの資産は、保管受託銀行または保管職務を委任された第三者によってこれらの勘定のために再利用されることはない。再利用とは、譲渡、質権設定、売却および貸与を含むがこれらに限られない保管資産の取引をいう。

保管受託銀行により保管されるFCPの資産は、以下の場合にのみ再利用が認められる。

ａ）FCPの勘定のために資産の再利用が行われる場合、

ｂ）保管受託銀行がFCPを代理する管理会社の指示を実行する場合、

ｃ）FCPの利益のため、かつ、受益者の利益のための再利用である場合、および

ｄ）権原譲渡契約に基づいてFCPが受領する優良かつ流動性のある担保によって補償される取引である場合

担保の市場価格は、常に、再利用資産の市場価格にプレミアムを加えた額以上でなければならない。

保管受託銀行および／またはFCPの資産の保管を委託された在ルクセンブルグの第三者が支払不能に陥った場合でも、保管資産は、かかる保管受託銀行および／または第三者の債権者への分配またはかかる債権者の利益のための換金の対象になり得ない。

---

1 「指令2006／73／EC」とは、投資会社の組織要件および運営条件ならびに指令の定義語に関する欧州議会および欧州理事会指令2004／39／ECを実施する2006年８月10日付委員会指令2006／73／ECをいう。

Ｅ．保管受託銀行は、上記Ｂに言及された職務は第三者に委託しない。

保管受託銀行は、以下の場合にのみ、上記Ｃに言及された職務を第三者に委託する可能性がある。

ａ）2010年法に定められた要件を回避する意図で業務を委託するのではなく、

ｂ）保管受託銀行が、委託について客観的な理由を示すことができ、

ｃ）保管受託銀行が、自らの業務の一部を委託する第三者の選定および任命においてあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くし、かかる第三者およびかかる第三者に委託した事項に関するかかる第三者の手配についての定期的な検討および継続的な監視において引き続きあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くす場合

上記Ｃに言及された職務が保管受託銀行から第三者へ委託されるのは、当該第三者が委託業務の遂行中常に以下のすべてを行っている場合のみである。

ａ）委託されたFCPの資産の性質および内容に対して適切および均衡した構造と専門性を有する。

ｂ）上記Ｃのａ）に記載する保管業務が以下の対象となる。

ｉ）最低資本要件および該当法域における監督を含む有効な健全性規制

ii）金融商品を所有していることを確保するための定期的な外部監査

ｃ）常に特定の保管受託銀行の顧客に属するものであることが明確に確認できる方法で、保管受託銀行の顧客の資産を自らの資産から、および保管受託銀行の資産から分別している。

ｄ）第三者が支払不能に陥った場合に、第三者により保管されるFCPの資産が、第三者の債権者への分配または第三者の債権者の利益のための換金の対象とならないように必要なすべての措置を講じている。

ｅ）上記Ａ、Ｃ、上記Ｄの第２段落ないし第４段落および下記Ｇに定められた義務および禁止事項を全般的に遵守している。

第３段落のｂ）のｉ）にかかわらず、第三国の法律により一定の金融商品を現地の組織が保管することが義務付けられているが、第３段落のｂ）のｉ）に定められた委託要件を満たす現地組織が存在しない場合、保管受託銀行は、委託要件を満たす現地組織が存在しない場合かつ以下の場合に限って、第三国の法律により義務付けられた範囲で、その職務を現地組織に委託することができる。

ａ）関連するFCPに投資する受益者が、投資を行う前に、第三国の法律における法的制約のためにかかる委託が必要であること、委託を正当化する状況および委託に関するリスクを適切に通知され、

ｂ）FCPを代理する管理会社が、かかる現地組織にかかる金融商品の保管を委託するよう保管受託銀行に指示した場合。

当該第三者は、その後、同様の要件に従って、これらの職務を再委託する可能性がある。その場合、下記Ｆの第４段落が関連当事者に準用される。

Ｆ．保管受託銀行は、FCPおよびFCPの受益者に対し、保管受託銀行または上記Ｃのａ）に従って保管される金融商品の保管を委託された第三者による喪失につき責任を負う。

保管されている金融商品を喪失した場合、保管受託銀行は、同種の金融商品または対応する金額を、過度の遅滞なく、FCPを代理する管理会社に返却しなければならない。保管受託銀行は、あらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避の状況に帰結することとなった自らの合理的な支配を超えた外的事象により喪失されたことを証明できる場合は責任を負わない。

保管受託銀行は、FCPおよび受益者に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する保管受託銀行の過失または故意の不履行によりFCPおよび受益者が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

上記の保管受託銀行の責任は、上記Ｅに記載する委託に影響されることはない。

上記第１段落ないし第３段落に言及された保管受託銀行の責任は、合意によって免除または限定されることはない。これと矛盾する合意は無効となる。

FCPの受益者は、救済が重複したり受益者間に不公平な扱いが生じたりしないならば、直接または間接的に管理会社を通じて保管受託銀行の責任を追及することができる。

G. 2010年法第20条に基づき、いかなる会社も、管理会社と保管受託銀行を兼ねることはできない。これらそれぞれの職務を遂行する際、管理会社および保管受託銀行は、FCPおよび受益者の利益のために、誠実に、公正に、専門家らしく、独立して、単独で、行為する。

保管受託銀行は、FCPまたはFCPを代理する管理会社に関して、FCP、受益者、管理会社および保管受託銀行の間の利益相反を創出する活動をしてはならない。ただし、保管受託銀行が、職務的および地位的に自らの保管業務の遂行を自らの他の相反する可能性のある業務から分離し、当該利益相反の可能性が、適切に確認、管理、監視およびFCPの受益者に開示される場合を除く。

H. 以下の場合、FCPに関する保管受託銀行の義務は終了する。

ａ）保管受託銀行が自発的に退任するかまたは管理会社に解任される場合（２か月以内に行われる保管受託銀行の交代までの間、保管受託銀行は、受益者の利益を良好に保護するために必要なすべての措置を講じなければならない。）

ｂ）管理会社または保管受託銀行が、破産を宣告され、債権者との和議に入り、支払停止処分を受け、裁判所の管理下に入り、類似の手続の対象となり、または清算に入った場合

ｃ）管轄当局により保管受託銀行の権限が取り消された場合

ｄ）約款に定められたその他の場合

3.1.4　管理会社

FCPは2010年法または2007年法に従うか否かにかかわらず、管理会社によって運用される。

FCPに関する管理会社の義務は、以下の場合に停止する。

ａ）管理会社が認可を撤回された場合。ただし、当該管理会社が指令2009／65／ECに従って認められる別の管理会社に交代されることを条件とする。

ｂ）管理会社が破産を宣言され、債権者と取決めを締結し、支払停止を受け、経営が裁判所の管理下におかれ、もしくは類似の手続に服し、または清算した場合。

ｃ）管理会社の認可が管轄当局により撤回された場合。

ｄ）約款に規定されるその他すべての場合。

ルクセンブルグの管理会社には、指令2009／65／ECが適用されるUCITSを運用する管理会社に関する2010年法第15章、または、「その他の管理会社」に関する2010年法第16章が適用される。また、UCITSの管理会社は、AIFを運用するAIFMとしても認可を受けることができる。（さらなる詳細については、以下IV項を参照のこと。）

3.1.5　関係法人

（ｉ）投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、FCPの管理会社は他の会社と投資運用契約または助言契約を締結し、かかる契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。

パートⅠファンドについて、管理会社による投資運用会社の中核的権限の委託はUCITS規則に定められた追加条件に従う。

パートⅡファンドおよびSIFについて、管理会社による委託は、別の条件に従う。

（ⅱ）販売会社および販売代理人

管理会社は、FCPの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および／または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる。

目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

3.2.　会社型投資信託

ルクセンブルグの投資信託は、2010年法および2007年法に規定される会社形態で設立される場合がある。

会社型の投資信託は、これまでは1915年法に基づき、公開有限責任会社（sociétés anonymes）として設立されていることが多い。

規約に規定される場合、投資法人において保有される投資証券は、一定の範疇に属する者または１人の者が保有し得る投資法人の投資証券の割合に関連して規約中に定められる議決権の制限に従い、投資主に対し投資主総会において１口につき１個の議決権を付与する。

3.2.1. 変動資本を有する投資法人（SICAV）

3.2.1.1 2010年法に基づくSICAV

2010年法に従い、UCITSおよびUCIは、SICAVの形態の会社型投資信託として設立することができる。

2010年法に従い、SICAVは、投資主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、投資証券を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した規約を有する公開有限責任会社（société anonyme）として定義されている。

SICAVは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年法の規定は、2010年法によって廃止されない範囲で適用される。

3.2.1.2 2007年法に基づくSICAV

公開有限責任会社（société anonyme）の形態に加えて、2007年法はSICAVが株式有限責任事業組合（société en commandite par actions）、特別リミテッド・パートナーシップ（société en commandite spéciale）、普通リミテッド・パートナーシップ（société en commandite simple）、非公開有限責任会社（société à responsabilité limitée）または公開有限責任会社として設立される法人格を有する共同組合（société coopérative organisée sous forme de société anonyme）の形態の採用を許可している。2007年法に基づくSICAVの唯一の目的は、投資リスク分散を目的としてファンドを資産に投資し、投資家（十分に情報を提供された投資家でなければならない）に資産運用の結果の恩恵を提供することである。規約は、資本金が常に会社の純資産の金額と同額である旨規定している。

2007年法が適用除外を認める場合を除き、投資法人は、1915年法の条項に服する。しかし、2007年法は、SIFについて柔軟な会社組織を提供するためかかる一連の側面に関する規則とは一線を画している。

3.2.1.3 2010年法および2007年法に従うSICAVの要件

SICAVに適用される最も重要な要件および仕組みは以下のとおりである。

- 管理会社を指定しない2010年法パートⅠの対象となっているSICAVの最低資本金は、認可時においては30万ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したSICAVを含め、2010年法パートⅠに従うすべてのSICAVの資本金は、認可後６か月以内に125万ユーロに達しなければならない。CSSF規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる。
- パートⅡ SICAVは、株式資本を維持しなければならなく、当該株式資本は、125万ユーロを下回ってはならない。当該最低資本金は、SICAVの認可後６か月以内に達しなければならない。CSSF規則によりかかる最低資本は、250万ユーロに引き上げることができる。
- SIFについては、株式プレミアムまたは組合持分を構成する金額を加えたSICAVの払込済資本は、125万ユーロを下回ってはならない。かかる最低資本金は、SICAVの認可後12か月以内に達しなければならない。大公国規則によりかかる最低資本金は、250万ユーロまで引き上げることができる。

  （注）現在はかかる規則は存在しない。
- 取締役の任命および取締役の変更はCSSFに届け出ることを要し、CSSFの異議のないことを条件とする。

- 規約中にこれに反する規定がない場合、SICAVはいつでも投資証券を発行することができる。
- 規約に定める範囲で、SICAVは、投資主の求めに応じて投資証券を買い戻す。
- UCITSおよびパートⅡファンドに関して、通常の期間内にSICAVの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限り、SICAVの投資証券を発行しない。
- UCITSおよびパートⅡファンドの規約は、発行および買戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、SICAVの資産評価の原則および方法を特定する。
- 規約は、法律上の原因に基づく場合について影響を与えない範囲で、発行および買戻しが停止される場合の条件を特定する。
- 規約は、発行および買戻価格の計算を行う頻度を規定する（パートⅠファンドについては最低１か月に２回、またはCSSFが許可する場合は１か月に１回とし、パートⅡファンドについては最低１か月に１回とし、SIFについては最低１年に１回とする。）。
- 規約は、SICAVが負担する費用の性質を規定する。
- SICAVの投資証券は無額面とする。

3.2.2　2010年法に基づくSICAVの保管受託銀行

A．SICAVは、2010年法第33条ないし第37条の規定に従って保管受託銀行が任命されるようにする。保管受託銀行は、保管受託契約に従い、SICAVの資産の保管、キャッシュフローの監視、監督および随時合意される他の業務につき責任を負う。
保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、または、その登録事務所が他の加盟国に所在する場合にはルクセンブルグにおいて設立されなければならず、また、1993年法に定められた金融機関でなければならない。
2010年法は、保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価および該当するSICAVに関する経験を有していなければならない旨規定する。このため、取締役およびその後任者に関する情報はCSSFに直ちに報告されなければならない。「取締役」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を実質的に決定する者をいう。
保管受託銀行の任命は、書面契約をもって証明しなければならない。当該契約には、特に、2010年法およびその他の関連法令または行政規定に定められたとおり、保管受託銀行が保管受託銀行として任命されたSICAVのための職務を遂行するのに必要とみなされる情報量が規定される。

B．パートⅠ SICAVおよび個人向けパートⅡ SICAVについては、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。
- SICAVの投資証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律およびSICAVの規約に従って執行されるようにすること。
- SICAVの投資証券の価格が法律およびSICAVの規約に従い計算されるようにすること。
- 法律またはSICAVの規約に抵触しない限り、SICAVまたはSICAVを代理する管理会社の指示を執行すること。
- SICAVの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- SICAVの収益が法律または規約に従って使用されるようにすること。

保管受託銀行は、SICAVのキャッシュフローを適切に監視し、特にSICAVの投資証券の申込みにおいて投資主によりまたは投資主のために行われるすべての支払が受領されるようにし、SICAVのすべての現金がａ）SICAV名義またはSICAVを代理する保管受託銀行名義で開設され、ｂ）指令2006／73／EC²第18条第１項ａ）、ｂ）またはｃ）に言及された組織において開設され、ｃ）指令2006／73／EC第16条の原則に従って維持される預金口座に記帳されるようにする。
SICAVを代理する保管受託銀行名義で預金口座が開設された場合、上記ｂ）に言及された組織の現金および保管受託銀行自身の現金がかかる口座に記帳されることはない。

C．SICAVの資産は、以下のとおり、保管のために保管受託銀行に委託される。
ａ）保管する金融商品に関して、保管受託銀行は、

ⅰ）保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品および保管受託銀行に現物が預けられるすべての金融商品を保管し、

ⅱ）保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品が、SICAVを代理する管理会社名義で開設された指令2006／73／EC第16条の原則に則った形の保管受託銀行の帳簿上の分別口座に登録されるようにし、常に適用法に従ってSICAVに属するものであることが明確に確認できるようにする。

ｂ）その他の資産に関して、保管受託銀行は、

ⅰ）SICAVから提供される情報または文書および可能な場合は外部の証拠に基づいてSICAVの所有権を確かめることによってかかる資産のSICAVによる所有を確認し、

ⅱ）SICAVが所有権を有することを確認した資産の記録を維持し、かかる記録を最新の状態にする。

Ｄ．保管受託銀行は、定期的に、SICAVのすべての資産をまとめた一覧をSICAVに提出する。

保管受託銀行が保管するSICAVの資産は、保管受託銀行または保管職務を委任された第三者によってこれらの勘定のために再利用されることはない。再利用とは、譲渡、質権設定、売却および貸与を含むがこれらに限られない保管資産の取引をいう。

保管受託銀行により保管されるSICAVの資産は、以下の場合にのみ再利用が認められる。

ａ）SICAVの勘定のために資産の再利用が行われる場合、

---

2 **「指令2006／73／EC」とは、投資会社の組織要件および運営条件ならびに指令の定義語に関する欧州議会および欧州理事会指令2004／39／ECを実施する2006年８月10日付委員会指令2006／73／ECをいう。**

ｂ）保管受託銀行がSICAVまたはSICAVを代理する管理会社の指示を実行する場合、
ｃ）SICAVの利益のため、かつ、投資主の利益のための再利用である場合、および
ｄ）権原譲渡契約に基づいてSICAVが受領する優良かつ流動性のある担保によって補償される取引である場合

担保の市場価格は、常に、再利用資産の市場価格にプレミアムを加えた額以上でなければならない。

保管受託銀行および／またはSICAVの資産の保管を委託された在ルクセンブルグの第三者が支払不能に陥った場合でも、保管資産は、かかる保管受託銀行および／または第三者の債権者への分配またはかかる債権者の利益のための換金の対象になり得ない。

Ｅ．保管受託銀行は、前記Ｂに記載された職務は第三者に委託しない。

保管受託銀行は、以下の場合にのみ、上記Ｃに言及された職務を第三者に委託する可能性がある。

ａ）2010年法に定められた要件を回避する意図で業務を委託するのではなく、
ｂ）保管受託銀行が、委託について客観的な理由を示すことができ、
ｃ）保管受託銀行が、自らの業務の一部を委託する第三者の選定および任命においてあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くし、かかる第三者およびかかる第三者に委託した事項に関するかかる第三者の手配についての定期的な検討および継続的な監視において引き続きあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くす場合

上記Ｃに言及された職務が保管受託銀行から第三者へ委託されるのは、当該第三者が委託業務の遂行中常に以下のすべてを行っている場合のみである。

ａ）委託されたSICAVの資産の性質および内容に対して適切および均衡した構造と専門性を有する。
ｂ）上記Ｃのａ）に記載する保管業務が以下の対象となる。
　ｉ）最低資本要件および該当法域における監督を含む有効な健全性規制
　ii）金融商品を所有していることを確保するための定期的な外部監査
ｃ）常に特定の保管受託銀行の顧客に属するものであることが明確に確認できる方法で、保管受託銀行の顧客の資産を自らの資産から、および保管受託銀行の資産から分別している。
ｄ）第三者が支払不能に陥った場合に、第三者により保管されるSICAVの資産が、第三者の債権者への分配または第三者の債権者の利益のための換金の対象とならないように必要なすべての措置を講じている。
ｅ）前記Ａ、Ｃ、前記Ｄの第２段落ないし第４段落および後記Ｇに定められた義務および禁止事項を全般的に遵守している。

第３段落のｂ）のｉ）にかかわらず、第三国の法律により一定の金融商品を現地の組織が保管することが義務付けられているが、第３段落のｂ）のｉ）に定められた委託要件を満たす現地組織が存在しない場合、保管受託銀行は、委託要件を満たす現地組織が存在しない場合かつ以下の場合に限って、第三国の法律により義務付けられた範囲で、その職務を現地組織に委託することができる。

ａ）関連するSICAVに投資する投資主が、投資を行う前に、第三国の法律における法的制約のためにかかる委託が必要であること、委託を正当化する状況および委託に関するリスクを適切に通知され、
ｂ）SICAVが、かかる現地組織にかかる金融商品の保管を委託するよう保管受託銀行に指示した場合。

当該第三者は、その後、同様の要件に従って、これらの職務を再委託する可能性がある。その場合、後記Ｆの第４段落が関連当事者に準用される。

Ｆ．保管受託銀行は、SICAVおよび投資主に対し、保管受託銀行または前記Ｃのａ）に従って保管される金融商品の保管を委託された第三者による喪失につき責任を負う。

保管されている金融商品を喪失した場合、保管受託銀行は、同種の金融商品または対応する金額を、過度の遅滞なく、SICAVに返還しなければならない。保管受託銀行は、あらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避の状況に帰結することとなった自らの合理的な支配を超えた外的事象により喪失されたことを証明できる場合は責任を負わない。

保管受託銀行は、SICAVおよび投資主に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する保管受託銀行の過失または故意の不履行によりSICAVおよび投資主が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

以上の保管受託銀行の責任は、前記Ｅに言及された委任に影響されることはない。

前記第１段落ないし第３段落に言及された保管受託銀行の責任は、合意によって免除または限定されることはない。これと矛盾する合意は無効となる。

投資主は、救済が重複したり投資主間に不公平な扱いが生じたりしないならば、直接または間接的にSICAVを通じて保管受託銀行の責任を追及することができる。

Ｇ．2010年法第20条に基づき、いかなる会社も、SICAVと保管受託銀行を兼ねることはできない。

いかなる会社も、管理会社と保管受託銀行を兼ねることはできない。これらそれぞれの職務を遂行する際、SICAV、SICAVを代理する管理会社および保管受託銀行は、SICAVおよび投資主の利益のために、誠実に、公正に、専門家らしく、独立して、単独で、行為する。

保管受託銀行は、SICAVまたはSICAVを代理する管理会社に関して、SICAV、投資主、管理会社および保管受託銀行の間の利益相反を創出する活動をしてはならない。ただし、保管受託銀行が、職務的および地位的に自らの保管業務の遂行を自らの他の相反する可能性のある業務から分離し、当該利益相反の可能性が、適切に確認、管理、監視およびSICAVの投資主に開示される場合を除く。

Ｈ．以下の場合、SICAVに関して保管受託銀行の義務は終了する。

ａ）保管受託銀行が自発的に退任するかまたはSICAVに解任される場合（２か月以内に行われる保管受託銀行の交代までの間、保管受託銀行は、投資主の利益を良好に保護するために必要なすべての措置を講じなければならない。）

ｂ）SICAV、保管受託銀行または指定された管理会社が、破産を宣告され、債権者との和議に入り、支払停止処分を受け、裁判所の管理下に入り、類似の手続の対象となり、または清算に入った場合

ｃ）管轄当局によりSICAV、保管受託銀または指定された管理会社の権限が取り消された場合

ｄ）規約に定められたその他の場合

3.2.3　管理会社

会社型の投資信託は、その資格に応じて、2010年法15章（UCITS）または第16章（パートⅡファンドおよびSIF）に従い管理会社によって運営される。

SICAVが管理会社を指定した場合のSICAVに関する管理会社の義務は、以下の場合に停止する。

ａ）指定管理会社が任意に退任し、またはSICAVにより解任された場合。ただし、当該管理会社が指令2009／65／ECに従って認められる別の管理会社に交代されることを条件とする。

ｂ）指定管理会社がSICAVにより退任され、SICAVが自己運用SICAVたる適格性の採用を決定した場合。

ｃ）SICAV、保管受託銀行または指定管理会社が破産を宣言され、債権者と取決めを締結し、支払停止を受け、経営が裁判所の管理下におかれ、もしくは類似の手続に服し、または清算した場合。

ｄ）SICAV、保管受託銀行または指定管理会社の認可が管轄当局により撤回された場合。

ｅ）規約に規定されるその他すべての場合。

3.2.4　関係法人

前記Ⅲ．3.1.5「関係法人」中の記載事項は、原則として、SICAVの投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

3.2.5　会社型パートⅠファンドの追加的要件

以下の要件は、2010年法第27条にSICAVに関し定められているが、パートⅠファンドである他の形態の会社型投資信託にも適用される。

(1) SICAVが、指令2009／65／ECに従い認可された管理会社を指定しない場合

－ 認可の申請は、少なくともSICAVの組織構造を記載した運営計画を添付しなければならない。

－ SICAVの業務執行役員は、十分に良好な評価を得ており、当該SICAVが遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、取締役およびその地位の後継者は、その氏名がCSSFに直ちに報告されなければならない。SICAVの事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも２名により決定されなければならない。「業務執行役員」とは、法律もしくは設立文書に基づきSICAVを代表するか、またはSICAVの方針を実質的に決定する者をいう。

－ さらに、SICAVと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、かかる関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

CSSFは、また、SICAVが親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

SICAVは、CSSFに対して、要求される情報を提供しなければならない。

記入済の申請書が提出されてから６か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

SICAVは、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、SICAVの経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。

CSSFは、SICAVが以下のいずれかに該当する場合に限り、当該SICAVに付与した認可を取り消すことができる。

(a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または６か月以上活動を中止する場合

(b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合

(c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合

(d) 2010年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ／または組織的に違反した場合

(e) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合

(2) 以下のIV．3.2の(4)から(8)に定める規定は、指令2009／65／ECに従い認可された管理会社を指定していないSICAVに適用される。ただし、「管理会社」は「SICAV」と解釈される。

SICAVは、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。

(3) 指令2009／65／ECに従い認可された管理会社を指定していないSICAVは、適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。

特に、CSSFは、SICAVの性格にも配慮し、当該SICAVが健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム（特に、その従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、当該SICAVに係る各取引がその源泉、関係当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従って再構築することが可能であること、ならびに管理会社が運用するSICAVの資産が設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

4. ルクセンブルグの投資信託に関する追加的な法律上および規制上の規定

4.1 2010年法および2007年法

4.1.1　複数コンパートメントおよびクラスの仕組み

2010年法および2007年法は、特に、複数のコンパートメントを有するUCI（いわゆる「アンブレラ・ファンド」）を設立することができる旨を規定している。

さらに、UCI内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたUCIのコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を設定することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類または分配方針について異なる特徴を持つことがある。CSSFは、2010年法および2007年法に従う投資信託（以下「UCI」という。）の運用開始前のコンパートメント、休止中のコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連するCSSF告示12／540を発行した。当該告示に従い、CSSFによる運用されていないコンパートメント（即ち運用開始前のコンパートメントおよび休止中のコンパートメント）に対する認可は、最長18か月間有効である。

4.1.2　2010年法に基づく受益証券の発行および買戻し

規約に反対の規定がない限り、SICAVはいつでも投資証券を発行することができる。2010年法に基づき発行されたSICAVの投資証券は全額払い込まれなければならなく、無額面でなければならない。投資証券は、SICAVの純資産総額を発行済投資証券口数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻される。この価格は、費用および手数料を加えることによって、投資証券発行の場合増額し、投資証券買戻しの場合は減額することができるが、費用および手数料の最高限度額および手続はCSSF規則により決定することができる。資本は投資証券の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

4.1.3　2007年法に基づく受益証券の発行および買戻し

SIFは、形態の如何を問わず、一部払込済み投資証券／受益証券を発行することができる。投資証券は、発行時に１口当たり最低５％までの払込みを要する。

上記のように、固定資本または変動資本を有するSIFを設立することができる。さらに、SIFは、その変動性とは別に、またはその資本に関係なく（買戻しおよび／または申込みについて）オープン・エンド型またはクローズド・エンド型とすることができる。

証券の発行および買戻しに係る条件および手続は、2010年法に従うUCIに適用される規則に比べ緩和されている。この点について、2007年法の規定により、証券の発行および証券の買戻しまたは償還（該当する場合）に適用される条件および手続は、さらに厳格な規則を課さずに設立文書において決定される。そのため、例えば、2010年法に従うSICAVまたはFCPの場合のように、発行価格、償還価格または買戻価格が純資産価格に基づくことを要求されない。したがって、2007年法の下で、SIFは、（例えば、SIFが発行したワラントの行使時に）所定の確定した価格で投資証券を発行することができ、または（例えば、クローズド・エンド型SIFの場合にディスカウント額を減じるため）純資産価格を下回る価格で投資証券を買い戻すことができる。同様に、発行価格は、額面金額の一部および発行プレミアムの一部から構成することができる。

SIFは、一部払込済投資証券を発行することができ、そのため、異なるトランシェの取得は、約定した申込みにより当初申込時に確認された新規投資証券の継続取得によってのみならず、一部払込済投資証券（当初発行された投資証券の発行価格の残額が分割して払い込まれるもの。）によって行うこともできる。

4.2　1915年法

商事会社に関する1915年８月10日法（改正済）は、（2010年法または2007年法により明示的に適用除外されていない限り）FCPの管理会社および投資法人に対して適用される。

4.2.1　設立に関する要件（1915年法第420条の１）

最低１名の投資主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,000ユーロ相当額である。

4.2.2　規約の必要的記載事項（1915年法第420条の15）

規約には、以下の事項の記載が必要とされる。

（ｉ）設立企画人の身元

（ii）法人の形態および名称

(iii) 登録事務所
(iv) 法人の目的
(v) 発行済資本および授権資本（もしあれば）の額
(vi) 発行時に払込済の額
(vii) 発行済資本および授権資本を構成する投資証券の種類の記載
(viii) 投資証券の様式（記名式、無記名式または証券発行を伴わない形式）
(ix) 現金払込み以外の方法による出資の内容および条件、ならびに出資者の氏名
（注）1915年法は、規制市場で取引されている適格な譲渡性のある有価証券および短期金融商品による出資の場合は、承認された法定監査人の報告書の必要なく現物出資による増資を認めている。しかし、実務上、CSSFは、投資信託については、かかる報告書を依然として要求している。
(x) 設立企画人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由
(xi) 資本の一部を構成しない投資証券（もしあれば）に関する記載
(xii) 取締役および承認された法定監査人の選任に関する規則が法を逸脱する場合、その規約およびかかる者の権限の記載
(xiii) 法人の存続期間
(xiv) 会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬（その種類を問わない。）の見積り

4.2.3 公募により設立される会社に対する追加要件（1915年法第420条の17）

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

(i) 設立規約案を公正証書の形式で作成し、これをRESAに公告すること
(ii) 応募者は、会社設立のための設立規約案の公告から３か月以内に開催される定時総会に招集されること

4.2.4 設立企画人および取締役の責任（1915年法第420条の19および第420条の23）

設立企画人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の法人資本の払込み、および会社が当該法律1915年法の該当条項に記載されたいずれかの理由によって有効に設立されなかった結果として応募者が被る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

IV. 2010年法に基づくルクセンブルグのUCITS

1. ルクセンブルグのUCITSに関する序論

2010年法パートⅠに基づきUCITSとしての適格性を有しているすべてのファンドは、他のEU加盟国において、その投資証券または受益証券を自由に販売することができる（簡単な通知手続に服する。）。

2010年法第２条第２項は、第３条に従い、UCITSを、以下のように定義している。

― 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第１項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資スキーム。
― その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資スキームの資産から直接または間接に買い戻される投資スキーム（受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買戻しに相当するとみなされる。）。

2. ルクセンブルグのUCITSの投資制限

以下に定められた投資制限は、別途指示されない限り、FCPおよび会社型投資信託と同程度まで適用される。

パートⅠファンドに適用される投資規則および制限は、2010年法第41条ないし第52条に規定されている。

UCITSが複数の投資コンパートメントを構成する場合、各コンパートメントは、2010年法第41条ないし第52条の目的において、個別のUCITSとしてみなされる。

主な規則および制限は以下のとおりである。

(1) UCITSは、証券取引所に上場されておらず、定期的に取引が行われている公認かつ公開の他の規制された市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品に、その純資産の10%を超えて投資することができない。かかる証券取引所または他の規制された市場がEU加盟国以外の国に存在する場合は、それらの選択は、かかるUCITSの約款または設立文書に規定されていなければならない。

(2) UCITSは、指令2009／65／ECに従い認可されたUCITSまたは同指令第１条第２項第１号および第２号、ａ）およびｂ）に規定する範囲のその他のUCIの受益証券に（設立国が加盟国であるか否かにかかわらず）投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。

- 当該その他のUCIは、CSSFがEU法に規定する監督と同程度の監督に服すると判断する法令により認可されたものまたは監督当局の協力が十分に確保されている国で認可されたものであること。
- 当該その他のUCIの受益者に対する保護水準はUCITSの受益者に提供されるものと同等であること、特に、資産の分別管理、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則が指令2009／65／ECの要件と同等であること。
- 当該UCIの業務が、報告期間における資産、債務、収益および運用の評価が可能となる形で、半期報告書および年次報告書により報告されていること。
- （合計で）取得が予定されているUCITSまたはその他のUCIの資産の10%超が、その約款または設立文書に従い、その他のUCITSまたはUCIの受益証券に投資されないこと。

(3) UCITSは、信用機関の要求払いの預金または12か月以内に満期となり引き出すことができる預金に投資することができる。ただし、信用機関が加盟国に登録事務所を有するか、第三国に登録事務所がある場合はEU法の規定と同等とCSSFが判断する慎重なルールに従っているものでなければならない。

(4) UCITSは、上記(1)に記載する規制された市場で取引される金融デリバティブ商品（現金決済商品と同等のものを含む。）または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品（以下「OTCデリバティブ」という。）に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。

- UCITSが投資することができる商品の原資産となるものは、(1)から(5)に記載される商品、金融指数、金利、外国為替または通貨であり、UCITSの約款または設立文書に記載される投資目的に従い投資されなければならない。
- OTCデリバティブ取引の相手方は、慎重な監督に服し、CSSFが承認するカテゴリーに属する機関でなければならない。
- OTCデリバティブは、信頼でき、かつ認証されうる日次ベースでの価格に従うものとし、随時、UCITSの主導により、公正な価格で売却、償還または相殺取引により手仕舞いが可能なものでなければならない。

CSSFは、とりわけ財務上のリスク、すなわちグローバル・エクスポージャー、カウンターパーティー・リスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を詳しく定めた2011年５月30日付CSSF告示11／512を制定している。同告示は、これに関連し、CSSFに提供すべき最低限の情報についても概説している。

(5) UCITSは、短期金融商品の発行または発行者が投資家および預金の保護を目的として規制されている場合、規制された市場で取引されていないもので、2010年法第１条に該当しない短期金融商品に投資することができる。ただし、当該短期金融商品は以下のものでなければならない。

- 中央政府、地方自治体、加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、EUもしくは欧州投資銀行、非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟者、または一もしくは複数の加盟国が所属する公的国際機関により発行されまたは保証される短期金融商品

－ 上記(1)に記載される規制された市場で取引される証券の発行者が発行する短期金融商品
－ EU法が規定する基準に従い慎重な監督に服している発行体または少なくともEU法が規定するのと同じ程度厳格であるとCSSFが判断する慎重なルールに服し、これを遵守する発行体により発行または保証される短期金融商品
－ CSSFが承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。ただし、当該短期金融商品への投資は、上記３つに規定するものと同程度の投資家保護に服するものでなければならない。また、発行体は、少なくとも10,000,000ユーロの資本および準備金を有し、第４次指令78／660／EECに従い年次財務書類を公表する会社、一もしくは複数の上場会社を有するグループ企業に属し、同グループのファイナンスに専従する企業、または銀行の与信ラインから利益を受けている証券化のためのビークルへのファイナンスに専従している会社でなければならない。

(6) UCITSは、貴金属や貴金属を表象する証書を取得することができない。
(7) 投資法人として組成されているUCITSは、その事業の直接的目的遂行に欠かせない動産または不動産資産を取得することができる。
(8) UCITSは、流動資産を保有することもできる。
(9) (a) ルクセンブルグに登録事務所を有する投資法人または管理会社（各運用UCITSに関するもの）は、常時、ポジション・リスクおよびそれらのポートフォリオのリスク・プロフィール全体への寄与度を監視・測定することを可能とするリスク管理プロセスを利用しなければならない。UCITSはまた、OTCデリバティブの価値を正確かつ独立して評価するプロセスを利用しなければならない。UCITSは、CSSFが規定する詳細なルールに従い、デリバティブ商品のタイプに関して、潜在的リスク、量的制限、デリバティブ商品の取引に関連するリスクを測定するために選択された方法につき、CSSFに定期的に報告しなければならない。

(b) UCITSは、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と手段をCSSFが定める条件と制限内で用いることもできる。ただし、この技法と手段はポートフォリオの効率的運用の目的で用いられるものとする。いかなる場合も、これらの運用によりUCITSはその設立文書に記載された投資目的から逸脱しないものとする。

(c) UCITSは、デリバティブ商品に関するグローバル・エクスポージャーが、ポートフォリオの純資産総額を超過しないようにしなければならない。
当該エクスポージャーは、対象資産の時価、カウンターパーティー・リスク、将来の市場動向およびポジションの清算可能時期等を勘案して計算する。
UCITSは、その投資方針の一部として、以下の(10)(e)に規定する制限の範囲内で金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、対象資産に対するそのエクスポージャーは、総額で以下の(10)に規定する投資上限額を超過してはならない。UCITSが指数を基礎とする金融デリバティブ商品に投資する場合、当該商品は(10)に規定する上限額の目的において合計する必要はない。
譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブ商品を内包する場合は、本項の要件への適合については、デリバティブ商品も勘案しなければならない。

(10) (a) UCITSは、同一の発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品にその資産の10%を超えて投資することができない。
UCITSは、同一の機関にその資産の20%を超えて預金することができない。UCITSの取引の相手方に対するOTCデリバティブ取引におけるリスクのエクスポージャーは、取引の相手方が上記(3)に記載する信用機関の場合はその資産の10%、その他の場合は５%を超えてはならない。

(b) UCITSがその資産の５%を超えて投資する各発行体について、UCITSが保有する譲渡性のある証券および短期金融商品の合計価額は、その資産の40%を超過してはならな

い。この制限は、慎重な監督に服する金融機関への預金および当該機関とのOTCデリバティブ取引には適用されない。

上記(a)に記載される個別の制限にかかわらず、UCITSは、その資産の20%を超える部分が一つの機関に投資されることになる場合は、以下のものを合計してはならない。

－当該機関により発行された譲渡性のある証券もしくは短期金融商品

－当該機関への預金、または

－当該機関について行われたOTCデリバティブ取引から生じるエクスポージャー

(c) 上記(a)の第１文に記載される制限は、加盟国、その地方自治体、非加盟国、一または複数の加盟国が参加している公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券または短期金融商品の場合は、35%を上限とすることができる。

(d) 上記(a)の第１文に記載される制限は、その登録事務所が加盟国内にある信用機関により発行され、法律により、その債券保有者を保護するための特別な公的監督に服する一定の債券については、25%を上限とすることができる。特に、当該債券発行により生ずる金額は、法律に従い、当該債券の全有効期間中、債券に付随する請求をカバーできる資産であって、かつ、当該発行体の破産の場合、優先的にその元本の返済および経過利息の支払いに充てられる資産に投資されなければならない。

UCITSがその資産の５%超を第１項に記載する一つの発行体が発行する債券に投資する場合、かかる投資の合計価額は当該UCITSの資産価額の80%を超過してはならない。

(e) 上記(c)および(d)に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、(b)に記載される40%の制限を適用する目的において考慮されなければならない。

(a)、(b)、(c)および(d)に記載される制限は、合計することができない。したがって、同一発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品への投資、または上記(a)、(b)、(c)および(d)に従って行われる当該機関への預金もしくはデリバティブ商品への投資は、合計で当該UCITSの資産の35%を超えてはならない。

指令83／349／EECまたは公認の国際的な会計基準に従い、連結会計の目的上同一グループに属する会社は、本項の制限の計算においては一発行体とみなされるものとする。

UCITSは、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に、その資産の20%の制限まで投資することができる。

(11) 以下の(15)に記載される制限に反することなく、(10)に記載する制限は、UCITSの約款または設立文書に従って、その投資方針の目的がCSSFの承認する株価指数または債券指数の構成と同一構成を目指すものである場合、同一発行体が発行する株式および／または債務証券への投資については、20%まで引き上げることができる。ただし、次の条件をみたす場合に限る。

－ 指数の構成銘柄が十分分散されていること

－ 指数が関連する市場の適切なベンチマークを表示するものであること

－ 指数が適切な方法で公表されていること

この制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制された市場での例外的な市況により正当化される場合は、35%に引き上げられる。この制限までの投資は、一発行体にのみ許される。

(12) (a) (10)にかかわらず、CSSFは、UCITSに対し、リスク分散の原則に従い、その資産の100%まで、加盟国、その一もしくは複数の地方自治体、非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国が属している公的国際機関が発行または保証する、異なる種類の譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することを許可することができる。

CSSFは、(10)および(11)に記載する制限に適合するUCITSの受益者への保護と同等の保護を当該UCITSの受益者が有すると判断する場合にのみ、当該許可を付与する。

これらのUCITSは、少なくとも６つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならないが、単一の銘柄がその全資産の30%を超えてはならない。

(b) (a)に記載するUCITSは、その約款または設立文書において、その資産の35%超を投資する予定の証券の発行者または保証人となる、国、地方自治体または公的国際機関について明記しなければならない。

(c) さらに、(a)に記載するUCITSは、その目論見書または販売文書の中に、かかる許可に関する注意喚起文言を記載し、その資産の35%超を投資する予定または現に投資している証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を表示しなければならない。

(13) (a) UCITSは、(2)に記載するUCITSおよび／またはその他のUCIの受益証券を取得することができるが、一つのUCITSまたはその他のUCIの受益証券にその資産の20%を超えて投資することはできない。
この投資制限の適用上、複数のコンパートメントを有するUCIの各コンパートメントは、個別の発行体とみなされる。ただし、コンパートメント間の第三者に対する債務の分離原則が確保されていなければならない。

(b) UCITS以外のUCIの受益証券への投資は、合計して、一つのUCITSの資産の30%を超えてはならない。
UCITSがUCITSおよび／またはその他のUCIの受益証券を取得した場合、UCITSまたはその他のUCIのそれぞれの資産は(10)記載の制限において合計する必要はない。

(c) 直接または代理人により、同一の管理会社、または共通の管理もしくは支配によりまたは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と結合されているその他の会社により運用されている他のUCITSおよび／または他のUCIの受益証券に、UCITSが投資する場合、当該管理会社またはその他の会社は、かかる投資先UCITSおよび／またはUCIの受益証券への投資を理由として、買付手数料または買戻手数料を課してはならない。
他のUCITSおよび／または他のUCIにその資産の相当部分を投資するUCITSは、目論見書において、当該UCITSならびに投資を予定している投資先UCITSおよび／またはUCIの両方に課される管理報酬の上限を開示しなければならない。さらに、年次報告書において、当該UCITSならびに投資先UCITSおよび／またはUCIの両方に課される管理報酬の上限割合を記載しなければならない。

(14) (a) 目論見書は、UCITSが投資できる資産のカテゴリーを記載し、金融デリバティブ商品の取引ができるか否かについて言及しなければならない。この場合、かかる運用は、ヘッジ目的でなされるのか、投資目的達成のためになされるのか、またリスク面において、金融デリバティブ商品の使用により起こりうる結果について、明確に記載しなければならない。

(b) UCITSが、主として、譲渡性のある証券および短期金融商品以外の前記(1)ないし(8)に記載されるカテゴリーの資産に投資し、または(11)に従って、株価指数または債券指数に追随する投資を行う場合、目論見書および必要な場合は販売文書に、その投資方針に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。

(c) UCITSの純資産価格が、その資産構成または使用される資産運用技法のため、大きく変動する見込みがある場合、目論見書および必要な場合は販売文書において、当該UCITSの特徴につき注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。

(d) 投資家の要請があった場合、管理会社は、UCITSのリスク管理に適用される量的制限、このために選択された方法、および当該カテゴリーの商品の主なリスクおよび利回りについての直近の変化に関し、追加情報を提供しなければならない。

(15) (a) 投資法人または運用するすべての契約型投資信託に関し行為する管理会社で、2010年法パートⅠまたは指令2009／65／ECに該当するものは、発行体の経営に重大な影響を行使しうるような議決権付株式を取得してはならない。

(b) さらに、UCITSは、以下を超えるものを取得してはならない。

(ⅰ) 同一発行体の議決権のない株式の10%

(ⅱ) 同一発行体の債務証券の10%

(iii)（2010年法第２条第２項の意味における）同一UCITSまたはその他のUCIの受益証券の25%

(iv)一発行体の短期金融商品の10%

上記(ⅱ)ないし(iv)の制限は、取得時において、債券もしくは短期金融商品の合計額または発行済当該商品の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。

(c) 上記(a)および(b)は以下については適用されない。

１）加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品

２）非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品

３）一または複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品

４）EU非加盟国で設立された会社の資本における株式で、UCITSがその資産を主として当該国に登録事務所を有する発行体の証券に投資するため保有するもの。ただし、当該国の法令により、かかる保有がUCITSによる当該国の発行体の証券に対する唯一の投資方法である場合に限る。ただし、この例外は、その投資方針において、EU非加盟国の会社が、上記(10)、(13)ならびに(15)(a)および(b)に記載する制限に適合する場合にのみ適用される。(10)および(13)の制限を超過した場合は、(16)が準用される。

５）子会社の資本における株式で一または複数の投資法人が保有するもの。ただし、当該子会社は、かかる投資法人のためにのみ、子会社が設立された国における運用、助言、もしくは販売等の業務、または受益者の要請に応じた買戻しに関する業務のみを行うものでなければならない。

(16)(a) UCITSは、その資産の一部を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に付随する引受権の行使にあたり、本書Ⅳ．2.の制限に適合する必要はない。

リスク分散の原則の遵守の確保に当たっては、新しく認可されたUCITSには、認可を受けた日から６か月間は(10)、(11)、(12)および(13)は適用されない。

(b) 上記(a)の制限がUCITSの制御の及ばない理由または引受権の行使により超過した場合、UCITSは、受益者の利益を十分考慮して、売却取引において、かかる状況の是正を優先的に行わなければならない。

(17)(a) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、借入れをしてはならない。ただし、UCITSは、バック・ツー・バック・ローンにより、外国通貨を取得することができる。

(b) (a)にかかわらず、

１）UCITSは、借入れが一時的であり、かつ投資法人の場合はその資産の10%まで、またはFCPの場合はそのファンド価額の10%まで借入れをすることができる。

２）投資法人の場合、借入れがその事業に直接的に重要である不動産の取得を可能にするためのものである場合、その資産の10%まで借入れをすることができる。

UCITSが、１）および２）に基づき借入れを承認される場合、当該借入れは、合計でそのUCITSの資産の15%を超過してはならない。

(18)(a) 上記(1)ないし(9)の適用を害することなく、投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、貸付けを行うか、または第三者の保証人となってはならない。

(b) (a)は、当該投資法人、管理会社または保管受託銀行が、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品であって一部払込未了のものを取得することを妨げるものではない。

(19) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品について、空売りを行ってはならない。

2002年法の一定の定義に関する2008年２月８日付大公規則は、一定の定義の明確化に関する指令およびUCITSの投資対象としての適格資産に関する2007年３月付CESRガイドラインを実施する、2007年３月19日付EU指令2007／16／ECを、ルクセンブルグにおいて施行している。

2008年２月19日に、CSSFは、大公規則を参照してかかる2002年法の一定の定義に関する2008年２月８日付大公規則の条文を明確化する告示08／339（以下「告示08／339」という。）を出した。

告示08／339は、2002年法の関連規定（2010年法の対応する規定により代替される。）の意味において、かつ2002年法の一定の定義に関する2008年２月８日付大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産に該当するか否かを評価するに当たり、UCITSがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。告示08／339は、2008年11月26日にCSSFにより出された告示08／380により改正された。

2008年６月４日に、CSSFは、特定の証券貸借取引においてUCITSが利用することのできる技法と商品の詳細について示したCSSF告示08／356を出した。

告示08／356は、現金担保を再投資する許容担保や許容資産を取り扱っている。当該告示08／356は、UCITSのカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどのように保管すべきかを定めている。当該告示は、証券貸借取引によってUCITSのポートフォリオ運用業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なってはならない旨を再言している。さらに、当該告示は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。

告示14／592は、ETFおよびETFを扱う他のUCITSの問題に関するESMA指針のルクセンブルグにおける実施、金融デリバティブ商品の使用、UCITSおよび適格金融指数に関する付随的規則を取り扱う。

指令2009／65／ECを実施する2010年法は、マスター／フィーダー構造(B)の設定可能性だけでなくUCITS(A)の合併に関するルクセンブルグ法の特定の規定も導入している。

A．2010年法は、それぞれの法的形態にかかわらず、UCITS（またはそのコンパートメント）の国境を越える合併または国内の合併に関連して規則を定めている。これらの規定は、UCITSのみに適用され、その他の種類のUCIには適用されない。2010年法に従い、CSSFは、2010年法の特定の規定を明確化したCSSF規則10－05を採用している。

B．UCITSフィーダー・ファンドとは、その資産の少なくとも85%を別のUCITS（以下「マスター」という。）に投資するUCITSであると定義される。残りの15%は、以下のように保有することができる。

- 補助的な流動資産（2010年法第41条第２項に定義される。）
- 金融デリバティブ商品（ヘッジ目的でのみ利用できる。）
- 事業を行う上で必須の動産または不動産

3. UCITSの管理会社／第15章の管理会社

パートⅠファンドを運用するルクセンブルグの管理会社には、2010年法第15章が適用される。

3.1 ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社が業務を行うための条件

(1) 2010年法第15章の意味においてルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社の業務の開始は、CSSFの事前の認可に服する。2010年法に基づき管理会社に付与された認可は、すべての加盟国に対し有効である。

管理会社は、公開有限責任会社（société anonyme）、非公開有限会社（société à responsabilité limitée）、共同会社（société coopérative）、公開有限責任会社として設立された共同会社（société coopérative organisée comme une société anonyme）、または株式有限責任事業組合（société en commandite par actions）として設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

2010年法が1915年法の規定から逸脱しない限り、1915年法の規定は第15章の管理会社に適用される。

認可を受けた管理会社は、CSSFによってリストに登録される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、メモリアルにおいて公告される。

(2) 管理会社は、指令2009／65／ECに従い認可されるUCITSの運用以外の活動に従事してはならない。ただし、かかる指令に定められていないその他のUCIの運用であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、指令2009／65／ECの下でその他の加盟国において販売することはできない。

UCITSの運用のための活動は、2010年法別表Ⅱに列挙されている業務を含む。

（注）当該列挙には、投資運用、ファンドの管理事務および販売業務が含まれている。

(3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。

(a) 投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任方式で行う投資ポートフォリオの運用（年金基金が保有するものも含む。）

(b) 付随的業務としての、投資顧問業務およびUCIの受益証券に関する保管および管理事務業務

(4) 1993年法第１－１条、第37－１条および第37－３条は、管理会社による上記(3)の業務提供に準用される。

(5) 運用するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

(6) 上記(2)とは別に、2010年法第15章に従い授権され、ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社は、AIFMDが規定するAIFのAIFMとして任命される。ただし、同管理会社は、2013年法第２章に基づくAIFのAIFMとしてCSSFによる事前の授権も得るものとする。

AIFMとして行為する管理会社は、2013年法別表Ⅰに記載される行為および2010年法第101条による授権を条件としUCITSの管理に関する追加行為のみを行うことができる。

（注）別表は、ポートフォリオ管理およびリスク管理からなる投資運用業務ならびにAIFMがAIFの集合的管理において追加的に遂行する「その他の業務」（管理、販売およびAIFの資産に関連する行為等）から構成される。

AIF運用の管理行為に関連して、管理会社は、金融証書に関連する注文の受理および送信など2013年法第５条４項に規定される非中核的サービスも提供する。

(7) 管理会社は、いわゆる「管理会社パスポート」を使用して多国間で業務を遂行することができる。

(8) CSSFは、以下の条件が満たされない限り管理会社を認可しないものとする。

(a) 管理会社は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロの当初資本金を有さなければならない。

－ 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオのうち250,000,000ユーロ超過額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しないものとする。

－ 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。

(ⅰ) 管理会社が運用するFCP（管理会社が運用権限を委託したかかるFCPのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。）

(ⅱ) 管理会社が指定管理会社とされた投資法人

(ⅲ) 管理会社が運用するUCI（管理会社が運用権限を委託したかかるUCIのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。）

－　これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、指令2006／49／EC第21条に規定される金額を下回ってはならない。

管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50％まで追加することができない。信用機関または保険機関は、加盟国またはCSSFがEU法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。

(b) (8)(a)に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。

(c) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、十分に良好な外部評価を有し、管理会社が運用するUCITSに関し十分な経験を有する者でなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者の身元情報は、CSSFに直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも２名により決定されなければならない。

(d) 認可の申請は、管理会社の組織構造等を記載した運営計画を添付しなければならない。

(e) 本店と登録事務所は双方ともルクセンブルグに所在しなければならない。

(f) 取締役は、当該ファンドの種類に関して、2010年法第129条第５項の規定する意味において、十分な評価を得ており、かつ、十分な経験を有する者でなければならない。

(9) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、当該関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

CSSFは、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

CSSFは、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。

(10) 記入済みの申請書が提出されてから６か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

(11) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。

(12) CSSFは、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、2010年法第15章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。

(a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または６か月以上活動を中止する場合。

(b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合。

(c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。

(d) 認可が上記(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、指令2006／49／ECの変更の結果、1993年法に適合しなくなった場合。

(e) 2010年法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。

(f) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。

管理会社が、（2010年法第116条に従い）集団的ポートフォリオ運用活動をクロス・ボーダーベースで行う場合、CSSFは、管理会社の認可を撤回する前に、UCITS所在加盟国の監督当局と協議する。

(13) CSSFは、一定の適格保有または保有額を有する、管理会社の株主または社員（直接か間接か、自然人か法人かを問わない。）の身元情報が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社における一定の保有は、1993年法第18条に基づく投資会社に適用されるものと同様の規定に服する。

CSSFは、管理会社の健全で慎重な運用の必要性を勘案し、上記の株主または社員の適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。

(14) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査を専門家としての適切な経験を有することが証明できる一または複数の承認された法定監査人（réviseurs d'entreprises agréés）に委ねることが条件とされる。

承認された法定監査人の変更は、事前にCSSFの承認を得なければならない。

3.2 ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社に適用される運用条件

(1) 管理会社は、常に上記3.1(1)ないし(5)および(8)ないし(9)に記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は上記3.1(8)(a)に特定される水準を下回ってはならない。しかし、その事態が生じ、正当な事由がある場合、CSSFは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。

(2) 管理会社が運用するUCITSの性格に関し、またUCITSの管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、指令2009／65／ECに従い、管理会社は、以下を義務づけられる。

(a) 健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム（特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己の資金の投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、UCITSに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が運用するUCITSの資産が約款または設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

(b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とUCITSまたはUCITS間の利益の相反により害されるUCITSまたは顧客の利益に対するリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。

(3) 上記3.1(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている管理会社は、

― 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が運用するUCITSの受益証券に投資してはならない。

― (3)の業務に関し、1993年法に基づく投資家補償制度に関する指令97／９／ECを施行する2000年７月27日法の規定に服する。

（注）上記規定により、当該管理会社はルクセンブルグに本拠を置く投資家補償制度の構成員であることを要する。

(4) 管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の業務を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の条件のすべてが充足されなければならない。

ａ）管理会社は、CSSFに適切に報告しなければならず、CSSFは、UCITS所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。

ｂ）当該権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、投資家の最善の利益のために管理会社が活動し、UCITSが運用されることを妨げてはならない。

ｃ）当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資配分基準に適合しなければならない。

ｄ）当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、CSSFおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。

ｅ）投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行または受益者もしくは管理会社の利益と相反するその他の者に付与してはならない。

ｆ）管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方策が存在しなければならない。

ｇ）当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、権限が委託された者に常に追加的指示を付与し、または投資家の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。

ｈ）委託される権限の性格を勘案し、権限が委託される者は、当該権限を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。

ｉ）UCITSの目論見書に、管理会社が委託した権限を列挙しなければならない。

管理会社および保管受託銀行の責任は、管理会社が第三者に権限を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、自らが単なる連絡機能のみを有することとなるような形の権限の委託をすることはしないものとする。

(5) 事業活動の遂行に際し、2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範により、以下を行う。

(a) 事業活動の遂行に際し、管理会社が運用するUCITSの最善の利益および市場の信頼性のため、正直かつ公正に行為しなければならない。

(b) 管理会社が運用するUCITSの最善の利益および市場の信頼性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行為しなければならない。

(c) 事業活動の適切な遂行に必要な資源と手続を保持し、効率的に使用しなければならない。

(d) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が運用するUCITSが確実に公正に取り扱われるようにしなければならない。

(e) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務を遵守し、投資家の最善の利益および市場の信頼性を促進しなければならない。

(6) 2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、自社が管理するUCITSの健全かつ効果的なリスク管理に合致し、これを推進する報酬に関する方針および実務を策定して、適用するものとする。この報酬に関する方針および実務は、管理会社が管理するUCITSのリスク・プロフィール、ファンド規則または設立文書に合致しないリスクを取ることを奨励したり、管理会社のUCITSの最善の利益のために行為する義務の遵守を損なったりするものではないものとする。報酬に関する方針および実務には、固定と変動の要素がある給与と任意支払方式による年金給付が含まれる。

報酬に関する方針および実務は、その専門的業務が管理会社または管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスクを取る者、内部統制担当者または従業員のうち上級管理職やリスクを取る者と同じ報酬区分に属する報酬総額の中から報酬を受ける従業員を含む各役職員に適用される。

(7) 管理会社は、上記(6)に定める報酬方針を策定し、適用するにあたり、自社の規模、組織および事業の性質、範囲、複雑さに応じて、以下の各原則を適用ある範囲において遵守するものとする。

(a) 報酬方針は、健全かつ効果的なリスク管理と合致し、これを推進するものであるものとし、管理会社が管理するUCITSのリスク・プロフィール、規則または設立文書と矛盾するリスクを取ることを奨励しない。

(b) 報酬方針は、管理会社および管理会社が管理するUCITSの、および当該UCITSの投資家の、事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとし、また、利益相反を回避する措置が含まれているものとする。

(c) 報酬方針は、管理会社の経営陣がその監査機能の一環として採用し、経営陣は報酬方針の一般原則を少なくとも年１回の割合で見直し、報酬方針の実施につき責任を負い、これを監視するものとする。本項に関連する業務は、該当する管理会社において業務執行機能を担わずかつリスク管理および報酬についての専門的知識を有する経営陣の中の構成員のみによって執り行われるものとする。

(d) 報酬方針の実施状況は、経営陣によりその監査機能の一環として採用された報酬の方針および手続の遵守について、少なくとも年１回の割合で、中央的かつ独立した形での社内見直しの対象とされる。

(e) 内部統制機能を担っているスタッフは、同スタッフが負う責任に関連する目的の達成度に応じて報酬を受けるものとし、同スタッフが統制する事業分野の業績は問わない。

(f) リスクの管理およびコンプライアンスの機能を担う上級役員の報酬は、報酬委員会が設置される場合は報酬委員会の直接の監視下に置かれる。

(g) 報酬が業績に連動する場合、報酬総額は、個別の業績を評価する際、個人および関連する事業部門またはUCITSの各業績評価と、UCITSのリスクおよび管理会社の業績結果全般の評価の組み合わせに基づくものとし、財務および非財務それぞれの基準を考慮に入れるものとする。

(h) 業績評価は、評価プロセスがUCITSのより長い期間の業績およびUCITSへの投資リスクに基づいて行われかつ業績ベースの報酬要素の実際の支払が管理会社が管理するUCITSの投資家に対して推奨する保有期間を通じて分散するよう、同期間に適切な複数年の枠組みの中で行われる。

(i) 保証変動報酬は例外的に行われ、新規スタッフの雇用時のみに、最初の１年に限定してなされる。

(j) 報酬総額の固定および変動の要素は、適切にバランスが取られ、固定報酬の要素は、報酬総額の相当部分とされ、変動報酬の要素を一切支給しない可能性も含めて変動要素を十分に柔軟な方針で運用することができるようにする。

(k) 満期前の契約解約の場合の支払は、契約終了までの期間において達成された業績を反映するものとし、失策については不問とする形で設計する。

(l) 変動報酬の要素またはプールされる変動報酬の要素を算定するために使用される業績を測定するため、関連する現在および将来のすべてのリスクの種類を統合することのできる包括的な調整メカニズムが含まれる。

(m) UCITSの法制およびUCITSのファンド規則またはその設立文書に従うことを条件として、変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその50%は、関連するUCITSの受益証券口数、同等の所有権または株式連動の証券もしくは本項において言及される証券と同等の効果的なインセンティブを提供する同等の非現金証券で構成される。ただし、UCITSの管理が管理会社が管理している全ポートフォリオの50%に満たない場合は、かかる最低限50%の制限は適用しない。
本項で言及される証券は、管理会社、その管理するUCITSおよび当該UCITSの投資家の各利益と報酬を受ける者のインセンティブとを連携させる目的で設計される適切な保有方針に従う。本項は、以下(n)に従って繰り延べられる変動報酬の要素の部分および繰り延べられない変動報酬の要素の部分のいずれにも適用される。

(n) 変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその40%は、UCITSの投資家に対して推奨される保有期間として適切と考えられる期間について、また、当該UCITSのリスク性質と正確に合致する期間について、繰り延べる。
本項で言及される期間は、少なくとも３年とする。繰延べの取決めに基づいて支払われる報酬を受ける権利は、当該期間に比例して発生する。特に高額の変動報酬の要素の場合には、少なくとも60%は繰り延べられるものとする。

(o) 変動報酬は、繰り延べられる部分も含めて、管理会社全体の財務状態に照らして管理会社が持続可能かつ事業部門、UCITSおよび該当する個人の各業績に照らして正当と認められる場合に限り、支払われまたは権利が発生する。
変動報酬の総額は、原則として、管理会社または該当するUCITSが芳しくないか好ましくない財務実績であった場合は、現在の報酬およびその時点で発生済みとされる金額を、ボーナス・マルス・システムやクローバック（回収）を含めて減額することを考えつつ大幅に縮小されるものとする。

(p) 年金方針は、管理会社および管理会社が管理するUCITSの事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとする。
従業員が定年退職より前の時点で管理会社を辞める場合、任意支払方式による年金給付は、退職後５年間は、上記(m)項に定める証券の形式で管理会社により保有されるものとする。従業員が定年退職する場合は、任意支払方式による年金給付は、同じく５年間の留保期間後に上記(m)項に定める証券の形式で支払われるものとする。

(q) 役職員は、個人のヘッジ戦略または報酬に関する保険や役員賠償に関する保険を、その報酬の取決めに含まれるリスク調整効果を弱めるために利用しない旨約束する。

(r) 変動報酬は、2010年法の法的要件を回避することを容易にするビークルや方式を通じては支払われない。

上記の各原則は、その専門的業務が管理会社または管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスクを取る者、内部統制担当者または従業員のうち上級管理職やリスクを取る者と同じ報酬区分に属する報酬総額の中から報酬を受ける従業員を含む各役職員の利益のために行われる、管理会社が支払うその種類を問わない給付、成功報酬を含めてUCITS自体が直接支払う金額、およびUCITSの受益証券もしくは投資証券の何らかの譲渡に適用される。

自社の規模またはその管理するUCITSの規模、その組織および活動の性質、範囲、複雑さにおいて重要な管理会社は、報酬委員会を設置するものとする。報酬委員会は、報酬に関する方針および実務、ならびにリスク管理に資するインセンティブについてその要求に適うかつ独自の判断を行うことができる形で構成されるものとする。

指令2009／65／EC第14ａ(4)で言及されるESMA指針に従って設置される報酬委員会（該当する場合）は、管理会社または関連するUCITSのリスクやリスク管理への配慮および経営陣がその監査機能の一環として行う場合を含む、報酬に関する決定の作成に責任を負うものとする。

報酬委員会の議長は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員が務めるものとする。報酬委員会の委員は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員とする。

従業員が経営陣に占める割合が労働法上定められている管理会社に関しては、報酬委員会には、一もしくは複数の従業員代表者を含めるものとする。報酬委員会は、その決定を作成するにあたり、投資家その他ステイクホルダーの長期的な利益および公共の利益を考慮に入れるものとする。

(8) 管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定されたUCITSを運用する場合、投資家によるその権利の行使に規制がないことを確保するため、2010年法第53条に従い措置を講じ、かつ適切な手続および取決めを設定するものとする。かかる措置により、投資家は、加盟国の複数の公用語または公用語のうちのいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。

管理会社は、UCITS所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めを設定するものとする。

(9) 管理会社は、1993年法第１条に規定する関連代理人を任命することができる。

管理会社が関連代理人の任命を決定する際、当該管理会社は、2010年法に基づき許可される行為の範囲内で、1993年法第37－８条に従う投資会社に適用される規則を遵守しなければならない。

3.3 設立の権利および業務提供の自由

(1) 2010年法第15章に従い認可された管理会社が、その他の活動または業務を行うことを提案することなく、2010年法別表Ⅱに定めるとおり自らが運用するUCITSの受益証券を支店を設置せずにUCITS所在加盟国以外の加盟国において販売することのみを提案する場合、当該販売は、2010年法第６章の要件のみに従うものとする。

(2) 指令2009／65／ECに従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うこ

とができる。2010年法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続および条件を定めている。

(3) 2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、他の加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

UCITS管理会社に適用される制度は、最初に2003年７月30日付CSSF告示03／108に記載され（かかる告示の目的はUCITS管理会社に適用される規定および要件を明確にすることであった。）、その後、CSSF告示05／185により補足された。

CSSF規則No.10－４は、管理会社の基本的な設立要件ならびにその利益相反、業務遂行およびリスク管理に関する要件を定めている。

さらに、2010年法の効力発生後、CSSFは、2010年法第15章に従うルクセンブルグの管理会社および2010年法第27条の意味における管理会社を指定していない投資法人（いわゆる「自己運用型投資法人」）に適用される新たな規定に関するCSSF告示11／508を発行した。CSSF告示11／508の目的は、2010年法の効力発生後にUCITS管理会社および自己運用型投資法人が遵守するべき新たな要件につき詳細に説明することであった。

2012年10月24日、CSSFは、CSSF告示03／108、CSSF告示05／185およびCSSF告示11／508に代替するCSSF告示12／546を発行した。CSSF告示12／546は、第15章に従う管理会社および自己運用型投資法人に関する認可の取得および維持のための関連ある条件を一つの告示内に含み、CSSF規則No.10－４の一定の原則を詳述する。

CSSF告示12／546は詳細にわたり、以下は主要な点をまとめたものにすぎない。

－ 業務プログラムを記載した申請ファイルは、CSSFに提出されなければならない。

－ 管理会社および／または自己運用型投資法人は、その事務所をルクセンブルグに置かなければならない。

－ 人的資源について、管理会社および／または自己運用型投資法人は、原則として、その決定事項を実行し、職務を遂行し、受任者の業務を有効に監督するために必要な技能、知識および専門的技術を有する十分な数の常勤職員を雇用しなければならない。ただし、CSSFにより認められる特例として、職員は他の機関から出向または派遣することが可能である。また、業務は、個々に評判および経験に関する要件を満たす少なくとも２名の業務執行役員が遂行しなければならない。

－ 一般的規則として、管理会社および／または自己運用型投資法人の業務を遂行する少なくとも２名の者はルクセンブルグを本拠としなければならない。管理会社が一任顧客方式でポートフォリオの運用業務を行っている場合、業務を遂行する２名の者は、いかなる場合も、ルクセンブルグを本拠としなければならない。また、業務執行役員のいずれも、管理会社が管理会社を務めるUCITSの保管銀行の従業員であってはならない。業務執行役員は、業務契約により管理会社／自己運用型投資法人の従業員になるかまたは管理会社と関連性を有することができる。

－ 告示では、職員数は管理会社／自己運用型投資法人の業務と、多分に管理会社が自らその権限を遂行するか委任を通じその権限を遂行するかに依拠すると示唆している。

－ 管理会社のコンプライアンス担当役員、内部監査人およびリスク管理者は、管理会社の取締役会の構成員であってはならない。

－ 告示では、管理会社／自己運用型投資法人が最初のおよび継続的な審査および監督に従いその権限の一部の委任を認められるため充足するべき条件、管理会社／自己運用型投資法人の職員および特に業務遂行の責任を負う２名が、管理会社／自己運用型投資法人から権限を委任された者を監視するためのシステムおよび手順ならびにかかる２名が権限の委任先が実行する業務を監督するため受領するべき報告書の種類が詳細に記載されている。管理会社／自己運用型投資法人の業務を遂行する者は常にUCITSに関する会計書類を即時にまたは簡易な請求手続で入手できなければならない。

－ 中央管理事務権限は、他のルクセンブルグの認可された規制対象企業に対してのみ委任することができる。
－ 投資運用権限の保管銀行に対する委託は禁止されている。

4. ルクセンブルグのUCITSに関する追加的な法律上および規制上の要件

4.1 ルクセンブルグのUCITSの認可、登録および監督

4.1.1 UCITSの認可および登録

2010年法第129条および第130条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

(ⅰ) 次の投資信託はルクセンブルグのCSSFから正式な認可を受けることを要する。
－ ルクセンブルグの投資信託は、設立または設定の日から１か月以内に認可を受けること。
－ EU加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託および他のEU加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）でないものについては、その証券がルクセンブルグ大公国内またはルクセンブルグ大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。

(ⅱ) 認可を受けたUCIは、CSSFによってリストに登録される。かかる登録は認可を意味する。

(ⅲ) ルクセンブルグ法、規則およびCSSFの告示の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。CSSFのかかる決定およびCSSFの制裁その他の行政措置に関する決定に対し不服がある場合には、行政裁判所（tribunal administratif）に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。当該申立は、争われている決定の通知日から１か月以内になされなければならず、これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は、検察官またはCSSFの要請に基づき、該当するルクセンブルグのUCIの解散および清算を決定する。

CSSFの権限と義務は、2010年法第133条に定められている。

4.1.2 投資家に提供される情報

2010年法第150条は投資信託による目論見書、年次報告書および半期報告書の公表義務を定義している。

2010年法の第159条は、パートⅠファンドが、簡潔、かつ、専門的でない用語により記載された主要投資家情報文書（以下「UCITS KIID」という。）を公表する義務も規定している。

2010年法は、さらに以下の公表義務を定めている。
－ 投資法人および管理会社は、自己が運用している各FCPのために、その目論見書および主要投資家情報文書ならびにそれらの変更、ならびに年次報告書および半期報告書をCSSFに送付しなければならない。
－ 主要投資家情報文書は、投資家がUCITSの受益証券／投資証券の申込みを行う前に、無償で投資家に提供されなければならない。
主要投資家情報文書は、加盟国以外の国の投資家に必ずしも提供される必要はない。ただし、かかる国の監督当局が、当該情報を投資家に提供するよう要求する場合を除く。

さらに、目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書が、請求により無償で投資家に提供されなければならない。
－ 投資家は、年次報告書および半期報告書を、目論見書および主要投資家情報に記載された方法により入手できる。
－ 年次報告書および半期報告書は、請求により投資家に無償で提供される。
－ 監査済年次報告書ならびに監査済または未監査の半期報告書は、当該期間終了以降、４か月および２か月以内に公表されなければならない。

PRIIPs規則に従い、いわゆる「PRIIP」についてEUの個人投資家に対して助言、募集または販売する者および団体は、規則1286／2014に記載されるとおり、かかる個人投資家がPRIIPに投資する前にかかる個人投資家に対して主要情報文書（以下「PRIIP KID」という。）を交付する必要がある。「PRIIP」との用語は、パッケージ型個人向け投資金融商品をいう。

PRIIPs規則は、2018年１月１日から適用される。UCIS管理会社、自己運用UCITS投資法人およびUCITSについて助言または販売を行う者に関して、2019年12月31日までの経過期間が規定されている。

PRIIPs規則の目的は、(ｉ）PRIIPs KID（最大Ａ４　３頁）を通じて統一化および標準化された情報の提供を確保することにより、個人投資家保護を向上させることならびに(ii）PRIIP市場の参加者全員（PRIIPの設定者、助言者および販売者）に対しEU全体で統一化された規則および透明性を課すことである。

PRIIPのコンセプトには、（クローズド・エンドかオープン・エンドかを問わず、UCITSを含む）あらゆる種類の投資ファンド、（その基礎形態が何であるかを問わず、かつ仕組預金を含む）仕組商品および（変額年金商品および配当付商品を含む）保険の方式による投資が含まれる。除外される投資商品はごく少数で、生命保険以外の商品、仕組預金以外の預金、雇用者による資金拠出が要求される個人年金商品である。

UCITSの受益証券／投資証券の販売に関する一切の広告においては、目論見書（および該当ある場合はUCITS KIID／PRIIPs KID）が入手可能である旨について記載し、および入手場所を示さなければならない。

4.1.3　ルクセンブルグのUCITSに適用される規制

－　2011年７月１日時点での欧州のマネー・マーケット・ファンドに共通の定義に関する2010年５月19日付CESRガイドライン10－049（改定済）
－　設立要件、利益相反、業務遂行、リスク管理ならびに保管受託銀行および管理会社との契約の内容についての指令2009／65／ECを実施する2010年７月１日付委員会指令2010／43／EUを法制化する2010年12月22日付CSSF規則No.10－４
－　ファンドの併合、マスター・フィーダー構造および通知手続に係る特定の規定についての指令2009／65／ECを実施する2010年７月１日付委員会指令2010／44／EUを法制化する2010年12月22日付CSSF規則No.10－５
－　他のEU加盟国においてその受益証券の販売を希望しているルクセンブルグ法に従うUCITSおよびルクセンブルグにおいてその受益証券の販売を希望している他のEU加盟国のUCITSが踏むべき新たな通知手続に関連する2011年４月15日付CSSF告示11／509
－　運用開始前のコンパートメント、再開待ちのコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する2012年７月９日付CSSF告示12／540

4.2　ルクセンブルグのUCITSに適用される追加的な規制

(ｉ）公募または販売の承認

2010年法第129条第１項は、すべてのルクセンブルグのファンドが活動を行うためにはCSSFの認可を受けなければならない旨規定している。

(ii）設立文書の事前承認

2010年法第129条第２項は、CSSFが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

(iii）2010年法パートⅠに従うUCITSは、上記(ii)に定める条件のほか、以下の条件を満たさない限り、CSSFにより認可されないものとする。

ａ）FCPは、当該FCPを運用するための管理会社の申請書をCSSFが承認した場合に限り認可されるものとする。管理会社を指定した投資法人は、当該投資法人を運用するために指定された管理会社の申請書をCSSFが承認した場合に限り認可されるものとする。

ｂ）上記ａ）を損なうことなく、ルクセンブルグにおいて設立されたUCITSが指令2009／65／ECに従う管理会社により運用され、指令2009／65／ECに基づき他の加盟国の管轄当局に

より認可されている場合、CSSFは、2010年法第123条に従い、当該UCITSを運用するための管理会社の申請書について決定するものとする。

2010年法第129条第４項に基づき、CSSFは、以下の場合、2010年法第２条の範囲内においてUCITSの認可を拒否することがある。

ａ）投資法人が2010年法第３章に定める前提条件を遵守していないことを立証した場合

ｂ）管理会社が2010年法第15章に基づきUCITSを運用することを認可されていない場合

ｃ）管理会社がその所在加盟国においてUCITSを運用することを認可されていない場合

2010年法第27条第１項を損なうことなく、管理会社または投資法人（該当する場合）は、完全な申請書が提出されてから２か月以内に、UCITSの認可が付与されたか否かにつき通知を受けるものとする。

(iv) 販売資料

2005年４月６日付CSSF告示05／177によると、販売用資料については、それが利用される外国の権限ある当局による監督に服していない場合であっても、コメントを得るためにCSSFに提出する必要はないものとされている。ただし、CSSFの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を生じさせる勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

(ｖ) 目論見書の記載情報

目論見書は、提案された投資について投資家が情報を得た上で判断を行うことができるようにするための必要な情報、特に、投資に付随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資する商品のいかんにかかわらず、投資信託のリスク概要について明瞭かつ分かりやすい説明をしなければならない。

保管受託銀行に関しては、UCITS Ⅴの規則により、パートⅠファンドの目論見書において以下の情報を開示することを求められる。

・保管受託銀行の特定とその職務の詳細
・UCITS、投資家、管理会社および保管受託銀行の間の潜在的な利益相反の開示
・保管受託銀行が委託する保管機能の詳細、委託先および再委託先のリストならびにかかる委託により生じる可能性のある利益相反
・上記に関する最新の情報が要請に応じて投資家に公開される旨の記載
・すべての資産の保管を集中させるために単一のまたは限定的な第三者を利用することの開示

2010年法のパートⅠの範囲内に該当するUCITSに関しては、目論見書に以下の情報のいずれかを記載するものとする。

ａ）最新の報酬方針の詳細（報酬および給付の計算方法の詳細、報酬および給付の付与に責任を負う者の特定（存在する場合には、報酬委員会の構成を含む。）を含むが、これらに限られない。）

ｂ）報酬方針の要約、ならびに最新の報酬方針の詳細（報酬および給付の計算方法の詳細、報酬および給付の付与に責任を負う者の特定（存在する場合には、報酬委員会の構成を含む。）を含むが、これらに限られない。）をウェブサイトで公開する旨（当該ウェブサイトへの言及を含む。）および要請に応じて紙による写しを無料で公開する旨の記載

目論見書は、少なくとも2010年法の別紙Ⅰのスケジュールａに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する約款または設立文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

(vi) 目論見書の更新義務

2010年法第153条は、完全な目論見書の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

(vii) 財務報告および監査

1915年法第73条第２項の一部修正により、SICAVは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解（該当する場合）の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をRESAに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類における投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにCSSFに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、CSSFに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてCSSFが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

2004年１月１日から有効なCSSF告示02／81に基づき、CSSFは、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）に対し、各UCIについて毎年、前会計年度中のUCIの業務に関するいわゆる「長文式報告書」を作成するよう求めている。CSSF告示02／81により、承認された法定監査人はかかる長文式報告書において、UCIの運用（その中央管理事務および保管者を含む。）および（マネーロンダリング防止規則、価格評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について）監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、UCIの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。告示では、かかる報告書の目的はUCIの状況を全体的にみることであると述べている。長文式報告書は、公衆の閲覧に供することを意図しておらず、UCIまたはUCIの管理会社の取締役会およびCSSFによる使用のためだけに発行される。

(viii) 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、CSSFが、UCIに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、UCIの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

IML告示97／136（CSSF告示08／348により改正）およびCSSF告示15／627に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をCSSFに提出しなければならない。

(ix) 違反に対する罰則規定

1915年法および2010年法に基づき、１人または複数の取締役または投資信託（fonds d'investissement）の事務管理または運用に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および／または、一定の場合には5,000,000ユーロ（または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%）以下の罰金刑に処される。

UCITS Ⅴ指令を実施し、2010年法を改正する2016年５月10日付ルクセンブルグ法は、CSSFが、制裁およびその他の行政措置に関して以下の権限を有する旨を規定した。

(1) 下記ａ）ないしｇ）のいずれかに該当する場合、CSSFは、下記(4)記載の制裁およびその他の行政措置を、以下に対して課することができる。

－ 2010年法パートⅠおよびパートⅡに従うUCI、その管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCI業務に貢献する事業
－ 直前の項目に言及される事業体の経営陣もしくは監査役会の構成員または2010年法第129条第(5)項に規定する範囲の当該事業体の業務を行う者
－ （UCIが任意清算される場合）清算人

ａ）2010年法を適用する目的においてCSSFが必要とする財務書類またはその他要求された情報の提供を拒絶した場合
ｂ）不完全、不正確または虚偽であることが判明した書類またはその他の情報を提供した場合
ｃ）CSSFの検査権ならびに監査権および調査権の行使が妨げられた場合
ｄ）貸借対照表および財務状況の公表について規定する規則を遵守しなかった場合
ｅ）下記(4)ｂ）を理由としてCSSFにより宣言されたCSSFの差止命令を遵守しなかった場合
ｆ）関係機関の健全かつ思慮分別のある運営をリスクにさらす可能性が高い行動を取った場合
ｇ）2010年法第132条の規定を遵守しなかった場合

(2) 上記(1)に定める規定を損なうことなく、下記ａ）ないしｐ）のいずれかに該当する場合、CSSFは、下記(4)記載の制裁およびその他の行政措置を、以下に対して課することができる。

－ 2010年法パートⅠに従うUCI、その管理会社、保管受託銀行
－ 前項に記載の団体の経営陣もしくは監査役会の構成員または2010年法第129条第(5)項に規定する範囲の当該団体の業務を効率的に行う者

ａ）議決権割合もしくは保有する資本の割合が20%、30%もしくは50%以上となるよう、または取得者の子会社となるよう、UCITS管理会社における適格保有持分が直接もしくは間接的に取得された場合または管理会社におけるそのような適格保有持分が増加された場合（以下「提案された取得」という。）であって、取得者が適格保有持分を取得または増加しようとしている当該管理会社につきCSSFに対し書面により通知せず、2010年法第108条第(1)項に違反した場合
ｂ）議決権割合または保有する資本の割合が20%、30%もしくは50%未満となるよう、または取得者の子会社でなくなるよう、UCITS管理会社の適格保有持分が直接もしくは間接的に処分され、または減少した場合であって、CSSFに対し書面により通知せず、2010年法第108条第(1)項に違反した場合
ｃ）UCITS管理会社が、虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を得て、2010年法第102条第(5)項第ｂ）号に違反した場合
ｄ）2010年法第27条に規定する範囲のSICAVが、虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を得て、2010年法第27条第(1)項に違反した場合
ｅ）指令2014／65／EUの第11条第(1)項に記載される割合のうちいずれか一つを上回るまたは下回ることとなる、その資本の保有持分の取得または処分を認識した直後に、UCITS管理会社が、当該取得または処分をCSSFに報告せず、2010年法第108条第(1)項に違反した場合
ｆ）UCITS管理会社が、少なくとも年１回の割合で、適格保有持分を所有する株主および社員の氏名ならびに当該保有高をCSSFに報告せず、2010年法第108条第(1)項に違反した場合
ｇ）UCITS管理会社が、2010年法第109条第(1)条第ａ）項の規定に従って課せられる手続および取決めを遵守しなかった場合
ｈ）UCITS管理会社が、2010年法第109条第(1)条第ｂ）項の規定に従って課せられる組織・設立要件を遵守しなかった場合

ｉ）2010年法第27条に規定する範囲のSICAVが、2010年法第27条第(3)項に従って課せられる手続および取決めを遵守しなかった場合

ｊ）UCITS管理会社または2010年法第27条に規定する範囲のSICAVが、2010年法第110条の規定に従って課せられる、第三者に対する自己の機能の委託に関する要件を遵守しなかった場合

ｋ）UCITS管理会社または2010年法第27条に規定する範囲の投資会社が、2010年法第111条の規定に従って課せられる行為規範を遵守しなかった場合

ｌ）保管受託銀行が、2010年法第18条第(1)項ないし第(5)項または第34条第(1)項ないし第(5)項に従い、その職務を遂行しなかった場合

ｍ）2010年法第27条に規定する範囲のSICAVまたは（自己が運用している各FCPについて）UCITS管理会社が、2010年法第５章の規定に定める投資方針に関する義務を繰り返し遵守しなかった場合、

ｎ）UCITS管理会社または2010年法第27条に規定する範囲のSICAVが、2010年法第42条第(1)項の規定に定めるリスク管理プロセスまたはOTCデリバティブの価値を正確にかつ独立して評価するプロセスを利用しなかった場合

ｏ）2010年法第27条に規定する範囲のSICAVまたは（自己が運用している各FCPについて）UCITS管理会社が、2010年法第47条および第150条ないし第163条の規定に従って課せられる、投資家に提供すべき情報に関する義務を遵守しなかった場合

ｐ）別の加盟国において自己が運用しているUCITSの受益証券を販売するUCITS管理会社、または別の加盟国において自己の受益証券を販売する2010年法第27条に規定する範囲のSICAVが、2010年法第54条第(1)項に定める通知要件を遵守しなかった場合

(3) 上記(1)に定める規定を損なうことなく、下記ａ）ないしｎ）のいずれかに該当する場合、CSSFは、下記(4)記載の制裁およびその他の行政措置を、以下に対して課することができる。

－ 2010年法パートⅡに従うUCI、その管理会社、保管受託銀行

－ 前項に記載の団体の経営陣もしくは監査役会の構成員または2010年法第129条第(5)項に規定する範囲の当該団体の業務を効率的に行う者

ａ）2010年法第16章に従う管理会社が、虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を得て、2010年法第125－１条第(5)項第ｂ）号に違反した場合

ｂ）2010年法第16章に従う管理会社が、2010年法第125－１条の規定に従い、第三者に対する自己の業務の委託に関する要件を遵守しなかった場合

ｃ）2010年法第12章に従うSICAVが、2010年法第95条第(2)項および第(3)項の規定に従い、第三者に対する自己の業務の委託に関する要件を遵守しなかった場合

ｄ）FCPの法的形態を有さないUCITSまたは2010年法第13章に従うSICAVが、2010年法第99条第(6b)項および第(6c)項の規定に従い、第三者に対する自己の業務の委託に関する要件を遵守しなかった場合

ｅ）UCIまたはその管理会社がそれぞれ、2010年法第150条ないし第158条に従って課せられる、投資家に提供すべき情報に関する義務を繰り返し遵守しなかった場合

ｆ）保管受託銀行が2010年法第18条第(1)項ないし第(5)項または第34条第(1)項ないし第(5)項の規定に従い、自己の職務を遂行しなかった場合

ｇ）2010年法第125－２条に従う管理会社が、虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段によりAIFのAIFMとしての認可を得て、2013年法第10条第(1)項第ｂ）項に違反した場合

ｈ）2010年法第125－２条に従う管理会社が、2013年法第16条および第17条に従って課せられる設立要件を遵守しなかった場合

ｉ）2010年法第125－２条に従う管理会社が、2013年法第13条の規定に従って課せられる、利益相反の防止に関する手続および措置を遵守しなかった場合

ｊ）2010年法第125－２条に従う管理会社が、2010年法第11条(1)および2013年法の規定に従って課せられる行為規範を遵守しなかった場合

ｋ）2010年法第125－２条に従う管理会社が、2013年法第14条の規定に従って課せられるリスク管理の手続および体制を遵守しなかった場合

ｌ）2010年法第125－２条に従う管理会社が、2013年法第18条の規定に従って課せられる、第三者に対する自己の機能の委託に関する要件を遵守しなかった場合

ｍ）2010年法第125－２条に従う管理会社が、自己が運用している各AIFにつき、2013年法第20条および第21条の規定に従って課せられる、投資家に提供すべき情報に関する義務を繰り返し遵守しなかった場合

ｎ）別の加盟国において自己が運用しているAIFの受益証券を販売する、2010年法第125－２条に従う管理会社が、2013年法第30条に定める通知要件を遵守しなかった場合

(4) 上記(1)ないし(3)に記載される場合において、CSSFは、以下の処罰およびその他の行政措置を課することができる。

ａ）責任を負うべき者および法律違反の性質を特定する声明

ｂ）責任を負うべき者に対し違法行為の停止および再犯の排除を求める命令

ｃ）（UCIまたは管理会社の場合）UCIまたは管理会社の認可の停止または取消し

ｄ）管理会社もしくはUCIの経営陣の構成員、または管理会社もしくはUCIにより雇用された、責任を負う他の自然人に対する、これらの団体もしくはその他類似の団体の経営機能の行使の一時禁止令または（度重なる重大な法令違反の場合）永久禁止令

ｅ）（法人の場合）5,000,000ユーロ以下の罰金または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%以下の金額（法人が親会社である場合または指令2013／34／EUに従って連結財務諸表を作成しなければならない親会社の子会社である場合は、会計領域の関連するEU法に従い、最終親会社の経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく関連する年間総売上高が、年間総売上高または対応する種類の収益となるものする。）

ｆ）（自然人の場合）5,000,000ユーロ以下の罰金

ｇ）上記ｅ）およびｆ）の代わりとして、法律の違反から生じた利益が決定される場合、（上記ｅ）およびｆ）の上限金額を上回る場合であっても）当該利益の少なくとも２倍の金額以下の罰金

(5) 本法の規定の違反に対する行政制裁または行政措置を課する決定（不服申立てが存在しないものに限られる。）について当該制裁または措置を課せられた者が知らされた後、CSSFは、不当な遅滞なく、CSSFのウェブサイト上で当該決定を公表するものとする。かかる公表は、少なくとも、当該違反の種類および性質ならびに責任を負うべき者の身元に関する情報を含むものとする。当該義務は、調査の性質を有する措置を課する決定には適用されない。

ただし、法人の身元もしくは自然人の個人データの公表の均衡性を個別に評価した後において、当該公表は均衡性に欠くとCSSFが判断した場合、または、公表することで金融市場の安定性もしくは継続中の調査が危険にさらされる場合、CSSFは、以下のいずれかを行うものとする。

ａ）非公表とする理由がなくなるまで、当該制裁または措置を課する決定の公表を延期すること。

ｂ）適用法を遵守する方法により、匿名で当該制裁または措置を課する決定を公表すること（当該匿名による公表により、関係する個人データの効果的な保護が確保される場合に限られる。）。

ｃ）（上記ａ）およびｂ）に定める選択肢について、以下を確保するには不十分であると判断された場合）制裁または措置を課する決定を公表しないこと。

ｉ）金融市場の安定性が危険にさらされないこと。

ii）重要ではない性質を有するとみなされる措置に関する当該決定の公表の均衡が取れていること。

CSSFが匿名で制裁または措置を公表することを決定した場合、関連するデータの公表は、合理的な期間、延期される場合がある。ただし、当該期間内に、匿名の公表とする理由がなくなるとみなされる場合に限られる。

(6) また、CSSFは、制裁または措置を課する決定が不服申立てに服する場合、その旨の情報および当該不服申立ての結果に関するその後の情報を、CSSFの公式ウェブサイト上で直ちに公表するものとする。制裁または措置を課する従前の決定を無効とする決定についても、公表するものとする。

(7) 本条に従った制裁または措置の公表は、公表後５年から10年の間、CSSFのウェブサイト上に掲載され続けるものとする。

(8) 指令2009／65／ECの第99ｅ条第(2)項に従い、CSSFがUCITS、管理会社またはUCITSの保管受託銀行に関する行政処罰または行政措置を公開した場合、CSSFは、それと同時に、当該行政処罰または行政措置をESMAに報告するものとする。

さらに、CSSFは、上記(1)ｃ）に従い、課せられたが公表されていない行政処罰（当該行政処罰に関する不服申立ておよびかかる不服申立ての結果を含む。）をESMAに報告するものとする。

(9) CSSFが行政処罰または行政措置の種類および罰金の水準を決定した場合、CSSFは、それらが効果的で、均衡が取れており、制止的であることを確保するとともに、以下（該当する方）を含む、一切の関連する状況を考慮するものとする。

ａ）違反の重大性および期間
ｂ）違反につき責任を負うべき者の責任の程度
ｃ）例えば、法人の場合は総売上高または自然人の場合は年間所得により記載される、違反につき責任を負うべき者の財務力
ｄ）違反につき責任を負うべき者が得た利益または回避した損失の重要性、他者に対する損害および（該当する場合）市場または広範な経済の機能性に対する損害（それらが決定される範囲に限られる。）
ｅ）違反につき責任を負うべき者によるCSSFに対する協力の程度
ｆ）違反につき責任を負うべき者の従前の違反
ｇ）違反の後において当該違反につき責任を負うべき者により講じられた再犯防止措置

(10) CSSFは、本法の規定の潜在的または実際の違反の報告を勧奨する効果的かつ信頼できるメカニズム（かかる違反の報告について連絡を取れる経路の確保を含む。）を確立する。

(11) 上記(10)に言及されたメカニズムには、少なくとも、以下が含まれる。

ａ）違反報告の受領およびその後の対応に関する具体的な手続
ｂ）UCI、管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCI業務に貢献する事業の従業員で、これらの内部で犯された違反を報告した従業員を、少なくとも報復、差別その他の類の不公平な扱いから適切に保護すること
ｃ）個人データの処理に係る個人の保護に関する改正2002年８月２日法に従い、違反報告者および違反に責任を負うべきと主張される自然人の双方の個人データを保護すること
ｄ）追加の調査またはその後の司法手続において開示が必要となる場合を除き、違反報告者に関していかなる場合においても秘密が保証されるようにする明確な規則

(12) 第１項に言及されたUCI、管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCI業務に貢献する事業の従業員による違反の報告は、契約または法令もしくは行政規定により強制される情報開示制限の違反を構成せず、かかる報告に関するいかなる責任も報告者に負わせることはない。

(13) UCI、管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCI業務に貢献する事業は、特定の独立した自律的な経路を通じて内部から違反を報告できるように自らの従業員のために適切な手続を設ける。

4.3 清算

4.3.1. 投資信託の清算

2010年法は、ルクセンブルグ法に基づいて設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。

FCPまたはSICAVの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきFCPが終了した場合または投資主総会決議によって会社型投資信託が解散された場合には、設立文書もしくは規約または適用される法令の規定に基づいて清算が行われる。

4.3.1.1 FCPの強制的・自動的解散

ａ．管理会社または保管受託銀行がその権限を停止し、その後２か月以内に後任が見付からない場合

ｂ．管理会社が破産宣告を受けた場合

ｃ．連続して６か月を超える期間中、純資産価額が法律で規定されている最低額の４分の１を下回った場合

（注）純資産価額が法律で要求される最低額の３分の２を下回った場合、自動的には清算されないが、CSSFは清算を命じることができる。この場合、清算は管理会社によって行われる。

4.3.1.2 SICAVについては以下の場合には投資主総会に解散の提案がなされなければならない。

ａ．資本金が、法律で規定される資本の最低額の３分の２を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、単純多数決によって決定される。

ｂ．資本金が、上記最低額の４分の１を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、当該投資信託の解散の決定は、かかる投資主総会において４分の１の投資証券を保有する投資主によって決定される。

4.3.1.3 ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、CSSFによる登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

4.3.2 清算の方法

4.3.2.1 通常の清算

清算は、通常、次の者により行われる。

ａ）FCP

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定（もしあれば）に基づき受益者によって選任された清算人

ｂ）会社型投資信託

投資主総会によって選任された清算人

清算は、CSSFがこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする（2010年法第145条第１項）。

清算人がその就任を拒否し、またはCSSFが提案された清算人の選任を承認しない場合は、地方裁判所の商事部門が利害関係人またはCSSFの請求により清算人を申請するものとする。

清算の終了時に、受益者または投資主に送金できなかった清算の残高は、原則として、ルクセンブルグの国立機関であるCaisse de Consignationに預託され、権限を有する者は同機関において受領することができる。

4.3.2.2 裁判所の命令による清算

地方裁判所の商事部は、CSSFの請求によって投資信託を解散する場合、2010年法第143条および裁判所命令に基づく手続に従いCSSFの監督のもとで行為する清算人を選任する。清算業務は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の清算残高は上記4.3.2.1に記載された方法で預託される。

Ⅴ. 2013年法に従うオルタナティブ投資ファンド

2013年７月15日に、AIFMをルクセンブルグ法に法制化するオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年７月12日付が公表された。

（ｉ）2013年法に従い、その通常業務が一または複数のAIFを運用することである法人は、（当該AIFMが2013年法の適用外である場合を除き）2013年法を遵守しなければならない。AIFとは、以下の投資信託（そのコンパートメントを含む。）をいうと定義される。

ａ）多数の投資家から資金を調達し、かかる投資家の利益のために、定められた投資方針に従ってその資金を投資することを目的としており、かつ、

ｂ）UCITS IV指令に基づき認可を必要としない投資信託。

（ⅱ）2013年法は、以下のAIFMには適用されない。

ａ）AIFM、AIFMの親会社もしくは子会社またはその他AIFMの親会社の子会社のみが投資家であるAIFを運用する、ルクセンブルグで設立されたAIFM（ただし、かかる投資家のいずれも、それ自体がAIFではないことを条件とする。）

ｂ）ルクセンブルグで設立されたAIFMであり、共同運用もしくは共同管理により、または、直接的もしくは間接的な実質的保有により、当該AIFMと関連する会社を通じて、以下のいずれかのAIFのポートフォリオを直接的または間接的に運用するAIFM

（ｉ）その運用資産（レバレッジの利用を通じて取得される資産を含む。）の総額が100百万ユーロの限度額を超えないAIF、もしくは

（ⅱ）レバレッジされておらず、各AIFへの当初投資日から５年間行使可能な買戻請求権を有していないAIFによりポートフォリオが構成される場合は、その運用資産の総額が500百万ユーロの限度額を超えないAIF

（それぞれを「最低限度額」という。）

AIFMは、上記ｂ）（ⅱ）に基づき2013年法の適用が除外される場合であっても、CSSFへの登録を行わなければならない。2013年法は、かかる登録に関して適用除外規則を定めていない。2013年法の適用が除外されるAIFMは、CSSFへの登録時に、当該AIFMが運用するAIFを特定し、かかるAIFの投資戦略に関する情報をCSSFに提供する。2013年法の適用が除外されるAIFMは、その登録の完了後、CSSFに対し、CSSFが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該AIFMの主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該AIFMが運用するAIFの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に（少なくとも年に一度）提供しなければならない。2013年法の適用が除外されるAIFMが最低限度額を上回る場合、当該AIFMは、CSSFにかかる変更を通知し、完全な認可の申請を行わなければならない。

当該AIFMは、AIFMDパスポート（下記Ⅴ．1.6を参照のこと。）の恩恵を受けることはなく、このためパートⅡファンドまたはSIFの販売は、国内私募規則に今後も準拠する。

EU加盟国以外の国で設立されたAIFM（すなわち、EU圏外のAIFM）の認可は、2015年７月から取得可能となる。それまで、2013年法は、EU加盟国以外の国で設立された一または複数のAIF（すなわち、EU圏外のAIF）を運用し、ルクセンブルグにおいてかかるAIFを販売しないEU圏外のAIFMには適用されない。しかしながら、ルクセンブルグにおけるEU AIFの管理またはEU圏外のAIFの販売を意図するEU圏外のAIFMは、2013年法第58条第５項に記載される要件に従わなければならない。

1. 2013年法に従うAIFMおよび保管受託体制

1.1 AIFM

1.1.1 AIFMの概要

AIFの資格を有するルクセンブルグのファンドは、次に掲げるいずれかの例外が適用される場合を除き、認可済みAIFMにより運用されるものとする。

ａ）AIFMが、AIFによりまたはAIFのために選任される法人であり、かかる選任を通じてAIFを運用することにつき責任を負う「外部AIFM」である場合。

ｂ）AIFMが、AIFの法的形態により内部運用が可能な場合で、AIFの統治組織が「外部AIFM」を選任しないことを選択した場合におけるAIFそれ自体（かかる場合、「内部AIFM」、すなわちAIFそれ自体がAIFMとして認可される必要がある。）である場合。

内部で運用されるAIFは、2013年法別表Ⅰに記載されるAIFの内部運用行為以外の行為に従事しないものとする。

前段落とは別に、外部AIFMは、さらに以下の業務を提供することができる。

ａ）指令2003／41／EUの第19条第１項に従い、投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う年金基金および退職金運用機関により所有される投資ポートフォリオを含むこれらの運用

ｂ）付随的業務としての

ｉ）投資顧問業務

ii）投資信託の投資証券または受益証券に関する保管および管理事務業務

iii）金融証書に関する注文の受理および送達

AIFMは、2013年法第２章に基づき以下の業務の提供を認可されない。

ａ）上記段落に記載される業務のみ

ｂ）上記段落のａ）に記載される業務について認可を得ることなく、上記段落のｂ）に記載される付随的業務

ｃ）管理事務、販売行為のみおよび／またはAIFの資産に関する行為

ｄ）リスク管理業務の提供を伴わないポートフォリオ運用業務またはポートフォリオ運用業務を伴わないリスク管理業務

1.1.2　AIFMの認可

ルクセンブルグで設立されたAIFMの行為を開始するには、CSSFの認可を条件とする。

認可申請は、以下の情報を含むものとする。

ａ）AIFMの事業を実質的に行う者に関する情報

ｂ）適格持分を有するAIFMの株主または社員（直接か間接か、自然人か法人かを問わない。）の身元およびこれらの保有額に関する情報

ｃ）AIFMが2013年法第２章（AIFMの認可）、第３章（AIFMの運営条件）および第４章（透明性要件）および、適用ある場合、第５章（特定タイプのAIFを運用するAIFM）、第６章（EU AIFMのEUにおけるEU AIFの販売および運用権限）、第７章（第三国に関する具体的規則）および第８章（個人投資家に対する販売）を遵守する方法に関する情報を含む、AIFMの組織構成を記載する活動プログラム

ｄ）報酬方針に関する情報

ｅ）第三者に対する業務の委託または再委託について締結された取り決めに関する情報

さらに、認可申請はAIFMが2013年法第６条に記載されるとおり運用を意図するAIFに関する情報を含むものとする。

認可の付与に伴い、AIFMは履行前に、とりわけCSSFが認可付与の根拠とした情報の重要な変更についてCSSFに通知する義務が生じる。

1.2　AIFMとしても認可された管理会社

以下の団体はAIFMとしての資格を有する可能性がある。

(a) 2010年法第15章記載の管理会社

(b) 2010年法（第125－１条および第125－２条）第16章記載の管理会社

(c) 2010年法パートⅡに従い内部運用されるUCI

(d) 2007年法に従い内部運用されるSIF

(e) 2004年法に従い内部運用されるSICAR

(f) 2013年法に従い規制されるAIFMたる適格性を採用する予定のその他のルクセンブルグの団体

1. 2010年法、2007年法または2004年法による規制を受けないAIFに対して運用業務を提供するルクセンブルグの団体

2. 2010年法、2007年法または2004年法による規制を受けないAIFの資格を有する、内部運用されるルクセンブルグの団体

1.2.1　第15章記載の管理会社

2010年法第101条に従う第15章記載の管理会社の主な活動は、UCITS Ⅳ指令に従い認可されたUCITSの運用である。しかしながら、2010年法第15章に従いCSSFにより認可され、ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社は、2013年第２章に基づくAIFMとして行為するため追加許可をCSSFから得ることを条件とし、AIFMDが規定するAIFのAIFMとして任命される場合もある。
AIFMとして行為する第15章記載の管理会社に関する認可情報については、Ⅳ3.1を参照のこと。

1.2.2　その他の管理会社－第16章記載の管理会社

第16章記載の管理会社は、AIFの管理会社およびAIFMとして行為することができる。2010年法第125－１条、第125－２条および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社は、充足しなければならない要件および遂行できる行為について規定している。

(1) 管理会社の業務の開始にはCSSFの事前の認可が必要となる。

管理会社は、公開有限責任会社（société anonyme）、非公開有限責任会社（société à responsabilité limitée）、共同会社（société coopérative）、公開有限責任会社として設立された共同会社（société coopérative organisée comme une société anonyme）または株式有限責任事業組合（société en commandite par actions）として設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。
認可を受けた管理会社は、CSSFによってリストに登録される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、CSSFによりメモリアルにおいて公告される。

Ａ）以下Ｂ）に記載される2010年法第125－２条の適用を害することなく、2010年法第125－１条に基づき認可された管理会社は以下の活動にのみ従事することができる。

（ⅰ）AIFMDに規定される範囲内のAIF以外の投資ビークルの運用を行うこと。

（ⅱ）AIFMDに規定される範囲内のAIFとしての適格性を有している一または複数の契約型投資信託、またはAIFMDに規定される範囲内のAIFとしての適格性を有している一または複数の変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人のために、2010年法第89条第２項に規定する範囲の管理会社の業務を行うこと。かかる場合、管理会社は、当該契約型投資信託および／または変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人に代わり、2010年法第88－２条第２項ａ）に従い外部AIFMを選任しなければならない。

(ⅲ) その運用資産が2013年法第３条第２項に規定される限度額のいずれかを超えない一または複数のAIFの運用を行うこと。かかる場合、当該管理会社は、以下の事項を行わなければならない。

－ CSSFに対して当該管理会社が運用するAIFを特定すること。
－ 当該管理会社が運用するAIFの投資戦略に関する情報をCSSFに提供すること。
－ CSSFに対し、CSSFが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該管理会社の主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該管理会社が運用するAIFの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に提供すること。

上記に定められる限度額の条件を満たさなくなった場合で、当該管理会社が2010年法第88－２条第２項ａ）に規定する範囲の外部AIFMを選任していない場合、または当該管理会社が2013年法に服することを選択した場合、当該管理会社は、2013年法第２章に規定される手続に従い、30暦日以内にCSSFに対し認可の申請を行わなければならない。
AIFMDに規定する範囲のAIF以外の投資ビークルがそれに関係する特定分野の法律により規制される場合を除き、管理会社は、いかなる場合も、ｂ）またはｃ）に記載される業務をあわせて行うことなくａ）に記載される業務のみを行うものとして、2010年法第125－１条に基づく認可を受けることはできない。

管理会社自らの資産の事務管理は、付随的なものである限り、これを行うことができる。
当該管理会社の本店および登録事務所は、ルクセンブルグに所在しなければならない。
2010年法第125－１条第４項ａ）またはｃ）に記載される活動を行う2010年法第125－１条の範囲内に該当する管理会社は、活動のより効率的な実施のため、自らの業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

ａ）CSSFは、適切な方法で通知を受けなければならない。

ｂ）当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行為し、UCIが運用されることを妨げてはならない。

ｃ）当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服している事業体にのみ付与される。
当該権限付与が慎重な監督に服する国外の事業体に付与される場合、CSSFと当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。

ｄ）ｃ）の条件が充足されない場合、かかる委託は、CSSFの事前の承認を得た後でなければ、その効力を生じない。

ｅ）投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行に付与されてはならない。

上記(ⅱ)の活動を行う2010年法第125－１条の範囲内に該当する管理会社は、当該管理会社が選任した外部AIFMが当該管理会社の運用業務および販売業務を引き受けていない場合、活動のより効率的な実施のため、かかる業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

ａ）CSSFは、適切な方法で通知を受けなければならない。

ｂ）当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行為すること、および契約型投資信託、変動資本を有する投資法人または固定資本を有する投資法人が運営されることを妨げてはならない。

Ｂ）2010年法第88－２条第２項ａ）に規定される範囲内の外部AIFMを任命せずに、選任を受けた管理会社としてAIFMDに規定する範囲の一または複数のAIFを運用する2010年法第125－２条に基づき認可された管理会社は、運用資産が2013年法第３条第２項に規定される限度額のいずれか一つを上回る場合、2013年法第２章に基づき、AIFのAIFMとしての認可をCSSFから事前に取得しなければならない。

2010年法第125－２条に記載される管理会社は、2013年法別表Ⅰに記載される活動および同法第５条第４項に記載される非中核的活動にのみ従事することができる。
管理会社は、2010年法第125－２条に基づき運用するAIFに関し、選任を受けた管理会社として、当該管理会社に適用される範囲において、2013年法に規定されるすべての規則に服する。

(2) CSSFは以下の条件で管理会社に認可を付与する。

ａ）申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、CSSF規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。
（注）現在はかかる規則は存在しない。

ｂ）上記ａ）に記載される資本金は、管理会社の永続的な処分により維持され、管理会社の利益のために投資される。

ｃ）2010年法第129条第５項に該当する、管理会社の取締役は、良好な評価を十分に得ており、その義務の遂行に必要な専門家としての経験を有していなければならない。

ｄ）管理会社の参照投資主またはメンバーの身元情報がCSSFに提供されなければならない。
ｅ）認可申請書に管理会社の組織構成が記載されなければならない。

(3) 完全な申請書が提出されてから６か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

(4) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。
当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。

(5) CSSFは、以下の場合、2010年法第16章に従い、管理会社に付与した認可を撤回することがある。
ａ）管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または６か月を超えて2010年法第16章に定められる活動を中止する場合。
ｂ）虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
ｃ）認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
ｄ）2010年法に従って採用された規定に重大かつ／または組織的に違反した場合。
ｅ）2010年法が認可の撤回事由として定めるその他の場合に該当する場合。

(6) 管理会社は、自らのために、運用するUCIの資産を使用してはならない。

(7) 運用するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

(8) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査を専門家としての適切な専門経験を有することを証明できる一または複数の承認された法定監査人（réviseurs d'entreprises agréés）に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人の変更は事前にCSSFの承認を得なければならない。

(9) 管理会社の任意清算の場合、清算人は、CSSFから承認を受けなければならない。清算人は、誠実さについてのあらゆる保証および専門技術を提供しなければならない。

1.3　委託

2013年法に従い、AIFMは、業務を遂行する職務を自己の代わりに第三者に対して委託することが許可されているが、委託取り決めが発効する前にCSSFに対してその意思を通知するものとする。
2013年法第18条に従い、以下の条件が充足される必要がある。

ａ）AIFMは、その委託のストラクチャー全体を客観的理由に基づき正当化できなくてはならない。
ｂ）委託先は各業務を遂行するために十分な人員を配置しなければならず、実際に委託業務を行う者は十分に良好な評価および十分な経験を備えていなければならない。
ｃ）委託業務がポートフォリオ管理またはリスク管理に関与する場合、CSSFの監督に服すか、その条件が充足できない場合は、CSSFの事前の承認を得て、資産運用のために認可または登録された組織に対してのみ委託されなければならない。
ｄ）委託業務がポートフォリオ管理またはリスク管理に関与し、第三国の組織に委託される場合、c）の要件に加えて、CSSFおよび同組織の監督官庁間の協力が確保されなければならない。
ｅ）委託はAIFMの監督の有効性を阻害してはならず、特にAIFMが投資家の最善の利益のために行為し、または運用されることを妨げてはならない。
ｆ）AIFMは、委託先がかかる業務を引き受ける資格と能力を有し、あらゆる適切な配慮の上に選択され、AIFMは委託された行為を常に実質的に監督し、委託先にいつでも追加指示を付与し、投資家の利益にかなう場合は、即時に当該権限付与を撤回する立場にあることを示さなければならない。

AIFMは各委託先が提供する業務を継続的に精査しなければならない。

（注）AIFMは第三者が委託業務の適切な遂行のために必要とされる、十分な人員を有し、技能、知識および専門知識を持つ十分な人員を雇用することを確保するため、委託先について適切な配慮を当初から徹底し、委託業務の遂行を支援する適切な組織的構造を有するものとする。また、この適切な配慮は、AIFMによって、継続的に遂行されるものとする。

AIFMは、保管受託銀行もしくは保管受託銀行の代理人またはAIFMもしくはAIFの投資家と利益が相反するその他の団体にポートフォリオ管理またはリスク管理を委託しないものとする。

上記の制限は、委託先が業務上および階層構造上、ポートフォリオ管理またはリスク管理の遂行を他の潜在的相反リスクから分離している場合には、適用されない。

AIFに対するAIFMの責務は、AIFMが第三者または再委託により業務の一部を委託した事実により影響を受けないものとする。

AIFMは、AIFMの運用者として見なされなくなる程度まで、つまり、名義のみの団体としてみなされる程度まで、すべての業務を委託することはできない。

委託先がAIFMから委託された業務の一部を再委託する範囲において、以下の条件を充足するものとする。

- 再委託に対するAIFMの事前承認
- AIFMは再委託契約の条項を当該契約遂行の前にCSSFに通知すること。
- AIFMからの委託先（第三者）に対する業務委託に関する上記の他の条件すべてを充足しなければならない。

（注）ポートフォリオ管理は、ルクセンブルグのAIFMによって非EU運用者に対して委託することができる。認可済みルクセンブルグのAIFMからの委託により、非EU運用者によって最終的に運用されるルクセンブルグのAIFは、EUパスポートに基づき、EUでプロの投資家に対して販売することができる。

1.4 透明性要件

1.4.1 投資家に対する開示

AIFMは、AIFMが運用する各EU AIFおよびAIFMがEU内で販売する各AIFについて、AIFの規約（またはFCPの場合は約款）に基づき投資家がAIFに投資する前に投資家に下記の情報およびそれらの重要な変更を提供しなければならない。

- AIFの投資戦略および投資目的の記載ならびにAIFが投資戦略または投資目的もしくはその両方を変更する際の手続に関する記載
- 投資のために締結した契約関係の主な法的意味についての記載
- AIFM、AIFの保管受託銀行、監査役およびその他の業務提供者の身元ならびにそれらの職務および投資家の権利に関する記載
- AIFMの専門職業賠償責任要件の遵守状況に関する記載
- 保管受託銀行により委託された委託管理業務および保管業務、委託先の身元、かかる委託により生じる可能性がある利益相反に関する記載
- AIFの評価手続および資産評価のための価格決定方法に関する記載
- AIFの流動性リスク管理、買戻権利および買戻取り決めに関する記載
- 投資家が直接または間接に負担するすべての報酬、手数料および費用ならびにそれらの限度額に関する記載
- AIFMが投資家に対する公正な対応を確保する方法、および投資家が優遇措置を受けるか、優遇措置を受ける権利を取得する場合はいつでも、当該優遇措置、当該優遇措置を取得する投資家の種別、および関連ある場合は、AIFまたはAIFMとの法的または経済的関連についての記載
- 2013年法第20条に記載される直近年次報告書
- 受益証券または投資証券の発行および販売の手続および条件
- 2013年法第17条に基づき決定されるAIFの直近純資産価額またはAIFの受益証券もしくは投資証券の直近市場価格
- 入手可能な場合、AIFの過去の実績

- プライム・ブローカーの身元ならびに、AIFおよびAIFのプライム・ブローカー間の重要な取り決めに関する記載、および関連する利益相反の管理方法、保管受託銀行との契約における、AIF資産の譲渡および再利用の可能性に関する規定、ならびにプライム・ブローカーに対する責務の譲渡に関する情報
- レバレッジ利用、リスク特性およびAIFのポートフォリオの流動性管理に関する情報の定期的開示の方法および時期に関する記載

AIFがその目論見書に公表する必要がある情報に付加される情報のみ、別途または目論見書の追加情報として開示する必要がある。
上記のとおり、AIFMは管理する各EU AIFおよびEUにおいて販売する各AIFについて、資産の非流動性に関する情報、ファンドの流動性管理の取り決めおよび直近のリスク特性を定期的に投資家に開示するものとする。
AIFMは、さらにAIFのレバレッジ利用に関する情報を開示するものとし、AIFが許容し得るレバレッジの上限の変更ならびに担保再利用の権限またはレバレッジ契約に基づき認められる保証および当該AIFが用いるレバレッジの総額について、定期的に開示するものとする。

1.4.2 年次報告書

ルクセンブルグで設立されたAIFMは、管理する各EU AIFおよびEUにおいて販売する各AIFについて、各会計年度の年次報告書をその関係会計年度末から６か月以内に入手可能にしなければならない。
年次報告書は、請求に基づき投資家に提供され、CSSFおよび適用ある場合、AIFの所在加盟国に提供されなければならない。
規制ある市場での取引が認可されたAIFは、指令2004／109／ECに基づき、年次財務報告書をその関係会計年度末から４か月以内に公表することを要求されている。
年次報告書は、監査を受けなければならず、少なくとも貸借対照表または資産および負債計算書、収益および費用計算書、会計年度中の活動報告、投資家に提出するべき情報の重要な変更（前記1.4.1参照のこと。）ならびにAIFMが役職員に支払った会計年度中の報酬総額およびAIFが支払った繰り越し利息に関する情報を記載するものとする。

1.4.3 CSSFへの報告義務

2013年法第22条に従い、AIFはCSSFに定期的に報告しなければならない。
当該報告は、AIFMが管理するAIFのためにAIFMが取引する主な商品、AIFMが取引する主要な市場、AIFMが取引する主な商品、AIFMが加入する市場または積極的に取引を行う市場ならびにAIFMが管理する各AIFの主なエクスポージャーおよび最も重要な集中投資に関する情報を含むものとする。
AIFMは、管理する各EU AIFおよびEUにおいて販売する各AIFについて、CSSFに以下の情報を提供しなくてはならない。

- 非流動性により生じる特定の取り決めに従うAIFの資産の割合
- AIFの流動性を管理するための新たな取り決め
- AIFの直近リスク特性ならびに市場リスク、流動性リスク、カウンターパーティー・リスクおよびオペレーション・リスクを含むその他のリスクを管理するためAIFMが用いるリスク管理システム
- AIFが投資した資産の主な種類に関する情報
- 2013年法のリスク管理および流動性管理の規定に従い実施されたストレス・テストの結果

AIFMの報告期間の頻度は、AIFの構造、運用資産の額および使用されたレバレッジの水準に基づく。

- 運用資産の総額がAIFMDの第３(2)条ａ項およびｂ項の条項に基づく１億ユーロまたは５億ユーロいずれかの上限を超えるが、10億ユーロ未満のAIFのポートフォリオを運用するAIFMの場合、運用する各EU AIFおよびEU内で販売する各AIFについて半年毎
- 上記の要件に従うAIFMの場合、レバレッジの利用により取得した資産を含む運用資産総額が、各AIFについて５億ユーロを超える場合、当該AIFについて四半期毎

- 運用資産の総額が10億ユーロを超えるAIFのポートフォリオを運用するAIFMの場合、運用する各EU AIFおよびEU内で販売する各AIFについて四半期毎
- 主要投資方針に従い、支配権取得のため非上場の企業および発行体に投資し、AIFMの運用下にあるレバレッジされていない各AIFについては、１年毎

前記1.4.2に記載される年次報告書に加えて、AIFMは、請求に応じてCSSFに、運用するすべてのAIFに関する詳細なリストを各四半期末に提供しなければならない。

1.4.4　レバレッジの報告

大規模にレバレッジを用いるAIFを運用するAIFMは、運用する各AIFが用いるレバレッジの全体的な水準、現金または証券の借り入れにより生じるレバレッジおよび金融デリバティブ商品に組み込まれたレバレッジ間の内訳、ならびにAIFの資産がレバレッジ契約に基づき再利用された範囲についての情報をCSSFに提供するものとする。

かかる情報は、AIFMが運用する各AIFのために借り入れた現金または証券の上位５出所の身元および各AIFのために、これらの各出所から受領したレバレッジの金額を含むものとする。

CSSFが当該通信がシステミック・リスクの有効な監視のために必要と見なす場合、AIFMに対し、定期的かつ逐次ベースで、Ⅴ．1.4記載の情報に加えて情報の伝達を要求する場合がある。

1.5　保管受託銀行

2013年法は、非個人向けパートⅡファンドを含む完全にAIFMDの範囲内に該当するAIFに関する新保管受託制度を導入した。若干の調整に従い、2013年法は、2013年法の範囲内に完全には該当しないSIFに関しては従前の保管受託制度を維持する。

1.5.1　適格保管受託銀行

2013年法は、金融商品以外の資産の専門保管受託銀行の導入により適格性を有する保管受託銀行のリストを拡張する。

この新たな金融セクターの特殊専門機関の活動は、（ｉ）当初の投資から５年間において行使することができる買戻権がなく、かつ、（ii）主な投資方針に基づき、2013年法第19条第８項(a)に基づき保管される資産に通常投資しないか、または通常発行者もしくは非上場会社（例えば、主にプライベート・エクイティ・ファンドおよび不動産ファンド）に対する支配権取得を目指す2007年法に規定するSIF、2004年法に規定するSICARおよびAIFMDに規定するAIFに対する保管受託機能の提供として1993年法によって定義されている。

かかる活動は、通信事務代行者、登録事務代行者、管理事務代行者および／または所在地事務代行者に適合するその他の者の業務と両立し、500,000ユーロの最低資本要件を条件とする。

前段落に記載され、上記の条件でのみ使用することができる新たな金融セクターの特殊専門機関に加えて、適格性を有する保管受託銀行は、（従前の保管受託制度と同じく）通常ルクセンブルグで設立された信用機関である。さらにルクセンブルグの投資会社は、以下の条件を充足する場合、保管受託銀行としても行為することができる。

- 投資会社の認可は、1993年法別表Ⅱの第Ｃ項１において言及される、顧客のための金融商品の保護預かりおよび管理に関する付随的なサービスを含むこと。
- 投資会社は、法人であること。
- 投資会社は、730,000ユーロの全額払込済最低資本を有しなければならないこと。
- 投資会社は、保管受託銀行として活動するために適切な組織構造および管理構造ならびに内部管理上の手続を含む内部統制上の手続を有しなければならないこと。
- 投資会社は、CSSFによって明確にされるとおり、AIFMD第21条第３項(b)に規定される、自らの資金に関する要件を充足すること。

AIFの保管受託銀行は、CSSFによる要求に応じて、CSSFがAIFによる2013年法の遵守を監視できるように特定の開示義務を遵守しなければならない。

1.5.2　職務および責任

2013年法に規定される範囲内に完全に該当するAIFの保管受託銀行は、その義務および責任に関して、2013年法に規定される保管受託制度に従わなければならない。

かかる保管受託制度により、以下を含む特定の義務が保管受託銀行に課される。

－　AIFの資産の保護預かり義務
－　AIFのキャッシュ・フローを監視する義務
－　特定の監視業務

保管受託銀行自体が行使しなくてはならない監督およびキャッシュ・フロー監視とは異なり、保管受託銀行は、一定の条件下で、その保管業務の全部または一部を委託する権限を有する。

2013年法に基づき、保管受託銀行の責任制度もまた、見直され、強化されている。保管受託銀行は、保護預かりの対象とされている金融商品に損失が生じた場合に厳密に責任を負い、同一の種類の金融商品またはその対当額を、AIFまたはAIFを代理して行為するAIFMに対し、不当な遅滞なく返還しなければならない。かかる厳重な責任制度を回避する可能性は、非常に限られている。

さらに、AIFMDの第21条第13項に従い、数例の例外を条件とし、保管受託銀行の責任は、その業務の第三者に対する委託によって影響されないものとする。

さらに、保管受託銀行はまた、2013年法に基づく義務を適切に履行する際の保管受託銀行による過失または意図的な不履行によって、AIFまたはその投資家が被った一切のその他の損失に関し、AIFまたはその投資家に対して責任を負う。

1.6　AIFの国境を越えた販売および運用

2013年法第６章（EU AIFMのEUにおけるEU AIFの販売および運用権限）および第７章（第３国に関する具体的規則）に規定される通り、AIFはAIFMに規定されるパスポート制度に基づき、認可済みAIFMによってルクセンブルグおよびその他の加盟国においてプロの投資家に販売される。これらの規定はさらに、認可済AIFMが、これらのAIFを複数の国で運用することを許可する。

これは規制当局間の通知制度の利用により、AIFの販売または運用を行うためAIFMが受入加盟国からの認可を取得するか、AIFMが販売を希望する各加盟国の関連ある国内要件を満たす必要性を回避することにより達成される。

2.　2010年法および2007年法に従うルクセンブルグUCIの概要

2.1　2010年法に従うパートⅡファンド

2.1.1　一般規定とその範囲

すでに記載したとおり、すべてのパートⅡファンドは、2013年法の規定するAIFとして資格を有する。2010年法第３条は、2010年法第２条のUCITS規定に該当するが、2010年法パートⅠに該当するUCITSの適格性を取得するものではなく、パートⅡに準拠するものとする。

－　クローズド・エンド型のUCITS
－　EUまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUCITS
－　約款または設立文書に基づき、EU加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券が販売されることがあるUCITS
－　2010年法第５章に規定する規則によりその投資方針および借入方針に鑑みて不適切であるとCSSFが判断する種類のUCITS

2.1.2　ルクセンブルグ・パートⅡファンドの投資制限

パートⅠファンドに該当しないルクセンブルグ投資信託に適用される制限は、CSSF規則によって、FCPについては2010年法第91条第１項に従い、SICAVについては2010年法第96条第１項に従い決定され得る。

（注）当該規則は未だ発せられていない。

IML告示91／75は、パートⅡファンドについて一般的な投資制限を規定している。

パートⅡファンドに課されている投資制限の目的は、投資対象が十分に流動的かつ分散されていることを確保することである。限定的な例外はあるものの、パートⅡファンドは原則として、

ａ）証券取引所に上場されておらず、また定期的に運営され、かつ公認および公開されている別の規制市場でも取り扱われていない証券に対して、その純資産の10%を超えて投資できない。

ｂ）一の発行体から発行された同じ種類の証券を10%を超えて取得することはできない。

ｃ）一の発行体から発行された証券に、ファンドの純資産の10%を超えて投資することはできない。

上記の制限は、OECD加盟国もしくはその地方自治体、または地域もしくは世界を範囲とするECの公的国際機関により発行または保証されている証券には適用されない。

上記ａ）、ｂ）およびｃ）の制限は、当該UCIがパートⅡファンドに適用されるものと同等のリスク分散化要件に従っていない場合は、オープン・エンド型UCIの受益証券の購入にも適用される。

上記の規則の適用除外については、個別の事例毎にCSSFとともに協議することができる。

2.1.3　管理会社およびAIFM

各パートⅡファンドは、2013年法第２章に基づき認可されたルクセンブルグで設立されたAIFMか、指令2011／61／EUの第２章に基づき認可された他の加盟国または第三国で設立されたAIFMのいずれか単一のAIFMによって運用されなければならない。

パートⅡファンドは、2013年法に従い、(ｉ）パートⅡファンドの運用に責任を有する別のAIFMを任命することによって外部運用されるか、または(ii）ファンドの法的形態が内部運用を許可する場合およびファンドの支配組織が外部AIFMを任命しないことを選択する場合、内部運用される。後者の場合、パートⅡファンドは、それ自体がAIFMとしてみなされ、(ｉ）AIFMに適用される2013年法上の義務の全てを遵守すること、および(ii）2013年法に基づく認可請求を提出することを要求される。

2.1.3.1　第15章にいう管理会社およびAIFM

これらの管理会社がパートⅡファンドを運用する条件は、前記の通りである。

2.1.3.2　第16章にいう管理会社およびAIFM

前記の記載事項は、原則として、パートⅡファンドを運用する第16章にいう管理会社に適用される。

2.1.4　パートⅡファンドの認可、登録および監督

2.1.4.1　認可および登録

パートⅡファンドは、その機能を遂行するため事前にCSSFの認可を受けなければならない。

パートⅡファンドは、CSSFがそれぞれ設立証書または約款および保管受託銀行の選任を承認した場合にのみ認可されるものとする。

前項に定める条件のほか、および2013年法第３条に規定される免除を条件として、パートⅡファンドは、2010年法第88－２条第２項ａ）に従って選任されたその外部AIFMが当該条項に従って事前に認可されている場合にのみ認可されるものとする。

内部運用されるパートⅡファンドは、2010年法第129条第１項に従い要求される認可に加えて、2013年法第３条に規定する例外を条件として、2013年法第２章に従い、AIFM自体として認可されなければならない。

パートⅡファンドの取締役は、十分に良好な評判があり、十分な経験を備えていなければならない。取締役および取締役の後任者の身元をCSSFに通達しなければならない。

認可済みパートⅡファンドは、CSSFによってリストに登録されるものとする。

2.1.4.2　投資家に提供される情報

2010年法第150条は、目論見書ならびに年次報告書および半期報告書を公表する投資信託の義務を規定している。

2010年法は、以下の公表義務を規定する。

－　投資会社および管理会社は、自己が運用する各FCPにつき、目論見書およびその訂正ならびに年次報告書および半期報告書をCSSFに送付しなければならない。

－　パートⅡファンドは、2010年法に規定する範囲内において、主要投資家情報を含む文書を作成する権限を有する。かかる場合において、当該文書は、主要投資家情報を作成するUCIは、指令2009／65／ECに従うUCITSではない旨の明確な記述を含まなければならない。

さらに、目論見書ならびに直近に公表された年次報告書および半期報告書は、投資家からの請求に応じて、無料で投資家に提供されなければならない。

－　年次および半期報告書は、目論見書に規定される方法で投資家に提供される。
－　監査済み年次報告書は、６か月以内に、半期報告書は３か月以内に公表されなければならない。

2010年法および2013年法によって、投資家に対する追加開示は、AIFMの範囲に完全に該当し、2013年法第２章に基づき認可されたAIFMによって運用されるか、または内部運用されるAIFM（後記参照のこと。）としての資格を有するパートⅡファンドに対し要求されている。

Ⅳ．4.1.2に詳述されるとおり、2018年１月１日（または以下に記載する経過期間の末日）以降、EUの個人投資家に対して、いわゆる「PRIIP」について助言、募集または販売を行う者および団体は、個人投資家がPRIIP投資を行う前に、かかる個人投資家に対して、PRIIPs KIDを交付する必要がある。

PRIIPs規則は2018年１月１日から適用される。UCITS管理会社、自己運用UCITS投資会社およびUCITSについて助言または販売を行う者については、2019年12月31日までの経過期間が規定されている。2018年１月１日より前にUCITS KIIDを発行したパートⅡファンドもまた、この経過期間の便益を受ける権利を有する。

パートⅡファンドの受益証券／投資証券の販売に関する一切の広告においては、目論見書（および該当する場合、UCITS KIID／PRIIP KID）が入手可能である旨を言及し、どこで入手できるかを示さなければならない。

2.1.4.3　ルクセンブルグのパートⅡファンドに適用される追加的な規制

（ⅰ）募集または販売の承認

2010年法第129条第１項は、全てのルクセンブルグのUCITが活動を行うためにはCSSFの認可を事前に受けなければならない旨規定している。

（ⅱ）設立文書の事前承認

2010年法第129条第２項は、CSSFが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

（ⅲ）販売資料

2005年４月６日付CSSF告示05／177によると、販売用資料については、それが利用される外国の監督当局に服していない場合であっても、コメントを得るためにCSSFに提出する必要はないものとされている。ただし、CSSFの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融部門の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

（ⅳ）目論見書の更新義務

2010年法第153条は、目論見書（全体版）の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

（ⅴ）財務状況の報告および監査

1915年法第461条の６第２項の一部修正により、SICAVは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解（該当する場合）の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をRESAに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類における投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにCSSFに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、CSSFに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてCSSFが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

2004年１月１日から有効なCSSF告示02／81に基づき、CSSFは、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）に対し、各UCIについて毎年、前会計年度中のUCIの業務に関するいわゆる「長文式報告書」を作成するよう求めている。CSSF告示02／81により、承認された法定監査人はかかる長文式報告書において、UCIの運用（その中央管理事務および保管者を含む。）および（マネーロンダリング防止規則、価格評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について）監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、UCIの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。告示では、かかる報告書の目的はUCIの状況を全体的にみることであると記載している。

(vi) 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、CSSFが、UCIに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、UCIの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

IML告示97／136（CSSF告示08／348により改正）およびCSSF告示15／627に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をCSSFに提出しなければならない。

(vii) 違反に対する罰則規定

1915年法および2010年法に基づき、１人または複数の取締役または投資信託（fonds d'investissement）の事務管理または運用に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および／または、一定の場合には5,000,000ユーロ（または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%）以下の罰金刑に処される。（さらなる詳細については、前記IV．4.2(ix)項を参照のこと。）

2.1.5 保管受託銀行

パートⅡファンドの資産は、保護預りのため単一の保管受託銀行に委託されなければならない。関連するパートⅡファンドの発行文書において、その受益証券／投資証券がルクセンブルグ領域の個人投資家に対する販売が認められているか否かによって、パートⅡファンドは異なる保管受託制度に服する。

個人向けパートⅡファンドに関しては、Ⅲ．3.「契約型投資信託および会社型投資信託の主要な特性の概要」の項に記載するUCITS保管受託制度が適用される。

非個人向けパートⅡファンドに関しては、Ⅴ．1.5に基づくAIFMD保管受託制度が適用される。

2.1.6 清算

上記IV．4.3「清算」の記載は、2010年法に従うパートⅡファンドの清算にも適用される。

2.2 2007年法に従うSIF

2007年２月13日、ルクセンブルグ議会は、専門投資信託に関する2007年法を採択した。

2007年法の目的は、その証券が公衆に販売されない投資信託に関する1991年７月19日法を廃止し、情報に精通した投資家向けの投資信託のための法律を定めることであった。

2007年法の下で設定されたビークルと2010年法に従うUCIをさらに区別するため、2007年法は、前者を「専門投資信託」（以下「SIF」という。）と称している。

前記Ⅱ．に記載するとおり、2007年法は、AIFMDをルクセンブルグ法に国内法化する2013年法によって実質的に改正された。かかる改正後、2007年法は、現在、２つのSIF制度、すなわち、

（ⅰ）2007年法パートⅠに従い、AIFMDの対象となるAIFとしての資格を有しないSIF、および、

（ⅱ）2007年法パートⅡに従い、認可されたAIFMによる運用が必要なSIFを区別する。

2.2.1　総則および範囲

SIF制度は、（ⅰ）その証券が一または複数の情報に精通した投資家向けに限定されるUCIおよび（ⅱ）その設立文書によりSIF制度に服するUCIに適用される。

SIFは、リスク分散原則に従う投資信託であり、それによりUCIとしての適格性も有している。かかる地位は、特に指令2003／71／EC等の各種欧州指令（いわゆる「目論見書指令」）の適用可能性の有無について重要性を有する。同指令は、2012年７月３日法によって国内法化された指令2010／73／EUによって改正されている。

SIFは、当該ビークルへの投資に関連するリスクを適切に査定することが可能な情報に精通した投資家向けのものである。

2007年法第２条では、機関投資家および専門投資家を含む情報に精通した投資家のみならず、その他の情報に精通した投資家で、情報に精通した投資家の地位を守ることを書面で確約する投資家で、125,000ユーロ以上の投資を行う投資家か、またはSIFへの投資を適切に評価する専門技術、経験および知識を有することを証明する、指令2006／48／ECに定める金融機関、指令2004／39／ECに定める投資会社もしくは指令2009／65／ECに定める管理会社が行った査定の対象となった投資家にまで、範囲を拡大した定義を規定している。かかる第三カテゴリーの情報に精通した投資家は、洗練された小口投資家または個人投資家がSIFへの投資を認められることを意味する。

SIF制度に従うためには、当該投資ビークルの設立文書（規約または約款）または募集書類に当該趣旨を明確に記載してこれを明示しなければならない。そのため、情報に精通した一または複数の投資家向けの投資ビークルが、必ずしもSIF制度に従うとは限らないことになる。限られた範囲の洗練された投資家に限定される投資ビークルは、例えば、ルクセンブルグ会社法の一般規則に従い規制されない会社としての設立を選択することも可能になる。

2.2.2　ルクセンブルグのSIFの投資規則

EU圏外の統一UCIについて定める2010年法パートⅡと同様に、2007年法は、SIFが投資できる資産について相当の柔軟性を認めている。そのため、あらゆる種類の資産に投資しあらゆる種類の投資戦略を追求するビークルが、本制度を選択することができる。

SIFはリスク分散原則を遵守する。2007年法は、特別な投資規則または投資制限を規定していない。そのためCSSFは、個人投資家への販売が可能なUCIよりも低レベルの分散投資を認めることができる。したがって、個人投資家に販売することができるUCIに適用されるきめ細かい定量的投資および借入制限ではなく、投資制限に基づく原則が適用される。

CSSFは、SIFに関するリスク分散について告示07／309（以下に詳述する。）によって規制ガイドラインを発行した。SIFがアンブレラ・ファンドとして設立されている場合、SIFへの言及は、そのコンパートメントの一部に関する言及として理解されなければならない。

(1) SIFは、その資産または約定した申込みの30%を超えて同一発行体が発行する同種の有価証券に投資しない。

(1)の制限は、以下の証券に適用されない。

（ⅰ）OECD加盟国または超国家的組織に対して発行された有価証券

（ⅱ）少なくともSIFに適用されるものと同等のリスク分散規制に服するターゲットUCI

(2) 同一の発行体が発行する同一の性質の有価証券の空売りは、SIFの資産の30%を超えない。

(3) 金融デリバティブ商品を使用する場合、SIFは当該金融デリバティブ商品の裏付け資産の適切な分散により、上記に匹敵する水準のリスク分散を確保しなければならない。同様に、OTC取引の取引相手リスクは、適用ある場合、取引相手の性質および資格に応じて制限されなければならない。

CSSFは、個別事例毎に例外を認める。
CSSFは、SIFが上記分散規則を逸脱できる「猶予期間」を認める。この猶予期間は、SIFの目論見書に開示されるものとし、運用資産の種類に応じて変更する。

2.2.3　管理会社およびAIFM

ルクセンブルグの管理会社は、2010年法第15章および第16章に従い、SIFを運用する。SIFが2013年法の条項に従うAIFとしての資格を有する場合、後者は、2013年法第２章の条項に従う認可済みAIFM（AIFMの運用資産が最低限度額を超えない場合）または登録済みAIFM（当該AIFMが最低限度額免除の恩恵を受けることができる場合）によって運用されるものとする。
第15章にいう管理会社は、SIFの管理会社およびAIFMとして行為することができる。これらの管理会社がAIFMとして資格を有するための条件は、上記の通りである。
第16章にいう管理会社は、SIFの管理会社およびAIFMとして行為することができる。2010年法第125－１条、第125－２条および第126条は、第16章に従い存続する管理会社が満たさなければならない要件を規定している。これらの要件は上記の通りである。

2.2.4　SIFの認可、登録および監督

2.2.4.1　認可および登録

SIFは、CSSFによる恒久的監督に服する規制されたビークルである。しかし、情報に精通した投資家は小口投資家と同一の保護までは要しないという事実に照らし、SIFは、承認手続および規制当局の要件の両方について、2010年法に従うUCIの場合に比べやや「軽い」規制上の制度に服する。
2010年法に従うUCIについて、CSSFは、SIFの設立文書、SIFの取締役／運用会社、中央管理事務代行会社、保管銀行および承認された法定監査人の選任を承認しなければならない。SIFの存続期間中、設立文書の修正および取締役または上記の業務提供業者の変更もまた、CSSFの承認を必要とする。

2.2.4.2　投資家に提供するべき情報

募集文書および直近に公表された年次報告書は、購入者からの請求に応じて、無料で購入者に提供されるものとする。しかしながら、2007年法は、かかる文書の最小記載内容について具体的な内容を課していない。
募集文書は、投資家が投資家に提案された投資および特に、投資に付随するリスクについて、情報に基づく判断を下すことができるよう必要な情報を記載しなければならない。
募集文書の継続的更新は要求されないが、新規証券または組合持分が新たな投資家に対して発行される際には重要部分の更新をしなければならない。募集文書の修正は、CSSFの承認を条件とする。2018年１月１日以降、個人投資家に対し助言、募集、販売が行われているSIFは、個人投資家が関連するSIFに投資する前に、かかる個人投資家に対してPRIIP KIDを交付しなければならない。ただし、2018年１月１日より前にUCITS KIIDを発行し、したがって、前記IV. 4.1.2で記載する経過期間の便益を受けるSIFはこの限りではない。個人投資家に対する助言、募集、販売が行われていないSIFは、PRIIP規則の対象外である。

2.2.5　ルクセンブルグのSIFの追加的な規制

（ｉ）規制上の側面

2007年法上、SIFは、適切なリスク管理システムを実施することを要求され、利益相反により投資家の利益が害されるリスクを最小化するような方法で組成され、設定されなければならない。2012年８月13日付CSSF規則12－01は、これらの要件に関する措置を講じている。

（ii）財務報告書の監査

SIFの年次財務書類は、十分な専門経験を有するルクセンブルグの承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない。
UCITSおよびパートⅡファンドについては、1915年法第461条の６第(2)項とは別に、SICAVは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および適用ある場合は、監査役会の見解を、年次総会の招集通知と同時に、登録受益者に送付することを要しない。招集通知は、これらの文書を受益者に提供する場所および実務上の取り決めを記載する

ものとし、各受益者は、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および適用ある場合は、監査役会の見解を送付するよう請求することができる旨明記するものとする。

SIFは、監査済年次報告書をその関係期間の終了から６か月以内に公表しなければならない。

SIFは、ルクセンブルグ会社法上の連結決算書作成義務を免除されている。

(iii) 財務報告書の提出

2007年法第56条は、SIFが募集文書およびその修正ならびに年次報告書をCSSFに送付しなければならない旨規定している。

2.2.6 保管受託銀行

SIFは、その資産を安全に保管するため、保管受託銀行に保管を委託しなければならない。2007年法のパートⅡに服し、認可済みAIFMによる運用を要するSIFおよび2007年法のパートⅡに服し、AIFMDの範囲内のAIFとしての資格を有しないSIFは、異なる保管受託制度に服す。AIFMDによる制度は、Ⅴ．1.5に記載され、AIFMDに服さないSIFについては、資産の保管は、「監督」を意味すると理解されるべきである。すなわち、保管受託銀行は、常にSIFの資産の投資方法ならびに当該資産が利用できる場所および方法を承知していなければならない。これは、資産の物理的な保管を地域の副保管受託銀行に委ねることを妨げるものではない。

次の段落の規定を損なうことなく、保管受託銀行は、1993年法に規定する範囲内の信用機関または投資会社でなければならない。投資会社は、上記に詳述される、2013年法の第19条第３項で言及される条件（例えば、保管受託機能を実行するための特定の資本要件および自らの資金要件ならびに適切な組織、運用上およびコーポレート・ガバナンス上の仕組み）を充足する範囲においてのみ保管受託銀行として適格性を有するものとする。

その中核的な投資方針に従い原則として2013年法第19条第８項ａ）に従って保管されなければならない資産に投資しないか、または、2013年法第24条に従い発行者または非上場会社に対する監督権を潜在的に獲得するために当該発行者または非上場会社に一般的に投資する、当初の投資が行われた日から５年間行使可能な買戻しの権利を有しないSIFに関しては、1993年法第26－１条に規定する範囲の金融機関の地位以外に資産の専門保管受託銀行の地位を有する、ルクセンブルグ法に準拠する機関が保管受託銀行となることができる。

2.2.7 清算

Ⅳ．4.3「清算」の記載事項は、2007年法に従うSIFの清算にも適用される。

2.3 SICAR

2004年６月15日に、ルクセンブルグ議会は、リスク資本へ投資する投資法人（以下「SICAR」という。）に関する2004年６月15日法（以下「2004年法」という。）を採択した。リスク資本への投資は、証券取引所への参入、進展または上場を目指す事業体に資産を直接または間接に投資することを意味する。このタイプのビークルは、情報を十分に提供された投資家（SIFに関する2007年法と同様に2004年法によって定義される。）にのみ利用可能である。

2.4 RAIF

2016年７月28日、リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年７月23日付ルクセンブルグ法が公表された。

これにより、「リザーブド・オルタナティブ投資ファンド」（以下「RAIF」という。）という新たな種類のルクセンブルグの投資ビークルが導入された。

RAIFは実質上、AIFとして区分されるSIF（またはSICAR）と同一の特徴（および柔軟性）を有しており、主な違いは、RAIFは、CSSFの認可および監督に服さず、それゆえ、RAIFを設定し、運用を開始することができる期間が市場に出るまでの時間の観点から考えるとより魅力的であるということである。SIFおよびSICAR同様、RAIFは、情報を十分に提供された投資家にのみ利用可能である。RAIFは、認可されたAIFMによって管理されなければならず、AIFMDに基づいて規制される。その他のAIFについて、RAIFの認可されたAIFMは、2013年法、AIFMDおよび第三国の規則の規定に従うことを条件として、究極的には、国境を越えた方式によりEUの特定投資家に対して自らが管理するRAIFを販売することができる。

第４【その他】

(1) 交付目論見書および請求目論見書の表紙および／または裏表紙に、管理会社、投資運用会社、販売取扱会社および／またはファンドのロゴ・マークを表示し、図案を使用することがある。また、ロゴ・マークの意味に関する説明を記載する場合がある。また、投資信託は銀行預金ではない旨、預金保険および投資者保護基金の支払の対象外である旨を記載する場合がある。

(2) 交付目論見書の表紙に以下の事項を記載する。

・購入にあたっては交付目論見書の内容を十分に読むべき旨

(3) 交付目論見書に投資リスクとして次の事項を記載することがある。

・サブ・ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨

(4) 交付目論見書に、運用実績として最新の数値を記載することがある。

(5) 交付目論見書の投資リスクの冒頭に、以下の趣旨の文章の記載をすることがある。

「受益証券１口当たり純資産価格は、組み入れた有価証券等の値動きおよび為替相場の変動等により上下します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、受益証券１口当たり純資産価格の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。運用による損益はすべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。」

「本書にはファンドへの投資に伴う主なリスク要因を記載していますが、本書に記載するリスク要因以外にも、主に以下に示すような各サブ・ファンドの投資対象や投資方針に基づく固有のリスク要因により、サブ・ファンドの純資産価格が変動し損失を被る場合があります。またリスク要因は本書に記載する主なリスク要因および以下に示したリスク要因に限られるものではありません。より詳細なリスク情報については請求目論見書をご覧ください。

● 流動性リスク ● デリバティブリスク ● クレジット・デフォルト・スワップ・リスク
● 小型証券リスク ● 新興市場および発展途上国の市場の証券リスク」

(6) 受益証券の券面は発行されない。

次へ

別紙Ｉ

ユーロ・シリーズ　ヨーロピアン・オポチュニティ

１．名称

シュローダー・セレクション　ユーロ・シリーズ　ヨーロピアン・オポチュニティ（「サブ・ファンド」）

２．基準通貨

ユーロ

３．投資目的

サブ・ファンドの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、ＥＵ指令2009／65／ＥＣおよび2010年法のパートＩに基づきＵＣＩＴＳとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ヨーロピアン・オポチュニティ（「マスター・ファンド」）のクラスＩ受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの目論見書は、ルクセンブルグの管理会社の住所地において入手可能である。

マスター・ファンドは、そのリスク内容に従って、ヘッジ目的および投資目的のため、デリバティブを用いることがある。デリバティブは、株式、通貨、ボラティリティまたはインデックス関連のデリバティブ等を通じてマーケット・エクスポージャーを算出するために使用されることがあり、店頭市場および／または証券取引所で取引されるオプション、先物、差額契約、ワラント、スワップ、先物予約および／またはそれらの組合せを含む。

マスター・ファンドは、下記の投資目的および投資方針を有する：

「投資目的：

マスター・ファンドは、ヨーロッパで上場する企業の株式および株式関連証券への投資によって元本の成長を提供することを目的とする。

投資方針：

マスター・ファンドは、少なくともその資産の３分の２をヨーロッパで上場する企業の株式および株式関連証券へ投資する。

マスター・ファンドは、リスクの低減またはマスター・ファンドのより効率的な運用を目的とし、デリバティブを利用できる。また、マスター・ファンドは、短期金融商品への投資および現金の保有も可能である。」

本書の主要部分に詳述される通り、クラスＡ（米ドル）受益証券は、対米ドルの、クラスＡ（円）受益証券は、対円の通貨変動に対し（可能な限り）ヘッジされる。

マスター・ファンドの運用会社は、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドである。

投資制限：

管理会社は、サブ・ファンドのために、有価証券の裏付けのない売却（空売り）を行うことができない。

４．サブ・ファンドのリスクの内容

(1) サブ・ファンドに伴うリスクは、マスター・ファンドに対するリスクと対応している。マスター・ファンドの投資リスクについては、別紙ＸⅢに記載されている。

マスター・ファンドの価額は、マスター・ファンドが保有する個々の株式の直近の価額に基づき日々計算される。当該時価は、マスター・ファンドが保有する証券に対する時価予想値に大きく影響されるが、金利の変動にも影響される。株価の変動レベルによっては、ある程度のボラティリティが予想される。

(2) サブ・ファンドを通して行うマスター・ファンドへの投資は、受益者にとって報酬および費用の重複を伴うことがある。主に、管理事務報酬、経常費用および監査費用がこの場合に該当する。

管理報酬、顧問報酬および当初費用の重複を避けるため、当該費用がかからないサブ・ファンドのクラスＩ受益証券に投資する。

(3) サブ・ファンドまたはクラスの通貨が受益者の本国の通貨と異なる場合またはサブ・ファンドが投資を行う市場の通貨と異なる場合、受益者には通常の投資リスクを超える追加の損失（または追加の利益）の発生の可能性がある。

５．標準的な対象投資家

サブ・ファンドは、元本の成長を提供することを目指す高いリスクのビークルである。サブ・ファンドは、株式への投資を通じて提供される長期的成長の可能性を追求する投資家に適している。

６．分配方針

管理会社は、分配型受益証券のみを発行し、その裁量において、各会計年度末に期末分配、および、随時中間分配を宣言することができる。

分配金は、投資収益、キャピタル・ゲインおよび元本から支払われる。

７．管理報酬

管理会社は、当該月中のサブ・ファンドに帰属する平均純資産総額に基づき計算される年率1.45%の報酬をサブ・ファンドの資産から毎月受領する権利を有する。管理会社は、その裁量において、この報酬の一部を放棄することができる。

８．保管報酬

保管受託銀行は、ファンドの純資産から毎月支払われる、ルクセンブルグの一般的慣行に従う保管報酬を受領する権利を有する。

９．受益者サービス報酬

受益証券の販売促進において提供した業務および発生した費用に対し、年率0.90%の受益者サービス報酬が、管理会社（または管理会社が随時任命するその他の当事者）に支払われる。これは、ファンドへの投資を継続している顧客を有する販売代行会社への継続支払額を含む。受益者サービス報酬は、当該期間中の各サブ・ファンドに帰属する平均純資産総額について日々計算され発生する。管理会社は、その裁量において当報酬の一部を放棄することができる。

10. 転換手数料

日本における販売会社は、サブ・ファンドのクラスＡ受益証券との間におけるすべての転換について上限1.08%（注）（税抜1.0%）の転換手数料を受領する権利を有する。

（注）消費税率が10%となった場合は、1.10%となる。

転換手数料は、転換にかかる事務手続きの対価として支払われる。以下同じ。

11. 存続期間

サブ・ファンドの存続期間は無期限である。

12. 取引日

サブ・ファンドの「取引日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日および日本における金融商品取引業者の営業日であるウィークデイをいう。12月24日がウィークデイである場合、当該日は取引日として考慮されない。

また、取引日は、サブ・ファンドの１口当たり純資産価格の計算の停止期間内に含まれない日である。管理会社は、関連する現地の証券取引所および／または規制市場が取引および／または決済をクローズしているか否か、およびサブ・ファンドが投資する投資先ファンドが取引をクローズし１口当たり純資産価格を公表しているか否かを斟酌することもできる。管理会社は、かかるクローズを、自己のポートフォリオの相当量をかかるクローズされた証券取引所、規制市場またはかかるクローズされた投資先ファンドに投資するサブ・ファンドの非取引日とみなすことを選択することができる。

サブ・ファンドの非取引日（予定）の一覧は、請求により管理会社から入手可能であり、インターネット・サイトwww.schroders.luにて入手することも可能である。

13. 買付価格の支払

買付価格の支払は、受益証券買付申込みが受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から４取引日以内に行われる。

14. 買戻価格の支払

買戻価格の支払は、適正な権利放棄書面が受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から４取引日以内に行われる。

15. 販売手数料

適用ある受益証券１口当たりの純資産価格の6.25%を上限とする販売手数料は、クラスA受益証券の発行に関して販売会社により徴収されることがある。

16. 買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

17. レバレッジ

(1) 定義

レバレッジは、サブ・ファンドが、現金もしくは有価証券の借入れおよび／またはデリバティブの利用を通じて自らのエクスポージャーを増加させる方法である。

レバレッジは、サブ・ファンドのエクスポージャーと純資産価額との間の比率（「レバレッジ比率」）として表示される。

レバレッジ比率は、サブ・ファンドのエクスポージャーを計算する２通りの方式に従い計算される。すなわち、以下の表に概要される総額方式および約定方式である。

レバレッジ比率	エクスポージャーの計算方法
「総額レバレッジ比率」	総額方式に基づき計算されるエクスポージャーは、(ⅰ)全ポジションの絶対値の総額、(ⅱ)総額エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、(ⅲ)現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および(ⅳ)効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 ファンドの基準通貨で保有される現金および現金等価物（現金および現金等価物と同視できる現金借入れを含む。）は、エクスポージャーの計算から除外される。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。

レバレッジ比率	エクスポージャーの計算方法
「約定レバレッジ比率」	約定方式に基づき計算されるエクスポージャーは、(ⅰ)全ポジションの絶対値の総額、(ⅱ)約定エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、(iii)現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および(iv)効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 本方式では、特定の条件下においてネッティングおよびヘッジ契約を考慮に入れることが可能である。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。

サブ・ファンドのエクスポージャーを計算するにあたり総額方式および約定方式を適用することで得られる２つの比率は、相互に補足し合い、かつ、レバレッジの明確な表示を提供する。

総額レバレッジは、以下を行わないことから、レバレッジを表示する保守的な方法である。

－ 投資またはヘッジ目的で利用されるデリバティブとの区別を行うこと。この結果、リスクの軽減を目的とする戦略が、サブ・ファンドのレバレッジ・レベルの増大に寄与することがある。

－ デリバティブのポジションのネッティングを認めること。この結果、レバレッジが増大していない、またはサブ・ファンドの全体的なリスクの適度な増大をもたらしているにすぎない場合において、デリバティブのロール・オーバー（借換え）ならびにロングおよびショート・ポジションの組合せに依拠する戦略が、レバレッジ・レベルの大幅な増加に寄与することがある。

よって、高いレベルの総額レバレッジを示しているサブ・ファンドは、必ずしも低いレベルの総額レバレッジを示すサブ・ファンドよりも高リスクとは限らない。

約定レバレッジは、一定の状況下におけるヘッジおよびネッティング契約を認めていることから、サブ・ファンドの実際のレバレッジをより正確に表示する。

慣例により、レバレッジ比率は、小数として表示される。レバレッジ比率が１以下の場合には、サブ・ファンドにレバレッジがかかっていないことを意味し、レバレッジ比率が１よりも大きい場合には、レバレッジがかかっていることを示す。

(2) サブ・ファンドがレバレッジを利用しうる状況ならびに認められるレバレッジの種類および利用源

さらなるエクスポージャー－レバレッジをかけるため、デリバティブを用いることが可能である。

(3) レバレッジの最大レベル

レバレッジ比率	最大レバレッジ比率
「総額レバレッジ比率」	1.2
「約定レバレッジ比率」	1.1

(4) 流動性リスク管理

管理会社は、サブ・ファンドの流動性リスクを継続的に評価および監視する流動性リスクプロセスを確立している。

特定の固定利付債券の取引量について一般に入手可能な情報がない場合、かかる監視は、市場の流動性を評価する内部モデルに依拠することができる。

市場流動性の混乱といった例外的な状況において、かつ、サブ・ファンドおよびその受益者の最善の利益のため、管理会社は、前記「第二部　ファンド情報　第２　管理及び運営　４　資産管理等の概要　（１）資産の評価　（ⅱ）純資産価格の決定の停止」の項にその詳細が記載されるところに従い、買戻請求を一時的に繰り延べる特別手続を実施している。

18. マスター・ファンドの手数料等

サブ・ファンドが投資するマスター・ファンドの手数料等の総額は運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

（ただし、前記「第二部　ファンド情報　第１　ファンドの状況　４　手数料等及び税金　（４）その他の手数料等」に記載のサブ・ファンドの管理報酬の全部または一部の放棄に関する記載を参照のこと。）

＜内訳＞

- **管理運用報酬　　：なし。**
- **保管報酬　　：上限年率0.32%の保管報酬およびマスター・ファンドにおいて約定される証券等の各取引につき最大150米ドル。また保管受託銀行が支出した合理的な費用。**
- **ファンド事務管理報酬：上限年率0.40%。また管理会社が支出した合理的な費用。**
- **ルクセンブルクの税金：年率0.01%**
- **その他の報酬・費用　：運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。**

上記の手数料等は、サブ・ファンドにより直接支払われるものではないが、サブ・ファンドの受益証券１口当たり純資産価格に影響を及ぼす。

次へ

別紙II

ユーロ・シリーズ　ユーロ・エクイティ

１．名称

シュローダー・セレクション　ユーロ・シリーズ　ユーロ・エクイティ（「サブ・ファンド」）

２．基準通貨

ユーロ

３．投資目的

サブ・ファンドの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、ＥＵ指令2009／65／ＥＣおよび2010年法のパートＩに基づきＵＣＩＴＳとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティ（「マスター・ファンド」）のクラスＩ受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの目論見書は、ルクセンブルグの管理会社の住所地において入手可能である。

マスター・ファンドは、そのリスク内容に従って、ヘッジ目的および投資目的のため、デリバティブを用いることがある。デリバティブは、株式、通貨、ボラティリティまたはインデックス関連のデリバティブ等を通じてマーケット・エクスポージャーを算出するために使用されることがあり、店頭市場および／または証券取引所で取引されるオプション、先物、差額契約、ワラント、スワップ、先物予約および／またはそれらの組合せを含む。

マスター・ファンドは、下記の投資目的および投資方針を有する：

「投資目的：

マスター・ファンドは、経済通貨同盟加盟国の企業の株式および株式関連証券への投資によって元本の成長を提供することを目的とする。

投資方針：

マスター・ファンドは、少なくともその資産の75%を欧州経済領域において設立された企業の株式および株式関連証券へ投資する。マスター・ファンドは、少なくともその資産の３分の２をユーロを自国通貨とする国の企業の株式および株式関連証券へ投資する。

マスター・ファンドは、投資利益の獲得、リスクの低減またはマスター・ファンドのより効率的な運用を目的とし、デリバティブを利用できる。また、マスター・ファンドは、短期金融商品への投資および現金の保有も可能である。」

本書の主要部分に詳述される通り、クラスＡ（円）受益証券は、対円の通貨変動に対し（可能な限り）ヘッジされる。

マスター・ファンドの運用会社は、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドである。

投資制限：

管理会社は、サブ・ファンドのために、有価証券の裏付けのない売却（空売り）を行うことができない。

４．サブ・ファンドのリスクの内容

(1) サブ・ファンドに伴うリスクは、マスター・ファンドに対するリスクと対応している。マスター・ファンドの投資リスクについては、別紙ＸIIIに記載されている。

マスター・ファンドの価額は、マスター・ファンドが保有する個々の株式の直近の価額に基づき日々計算される。当該時価は、マスター・ファンドが保有する証券に対する時価予想値に大きく影響されるが、金利の変動にも影響される。株価の変動レベルによっては、ある程度のボラティリティが予想される。

(2) サブ・ファンドを通して行うマスター・ファンドへの投資は、受益者にとって報酬および費用の重複を伴うことがある。主に、管理事務報酬、経常費用および監査費用がこの場合に該当する。

管理報酬、顧問報酬および当初費用の重複を避けるため、当該費用がかからないサブ・ファンドのクラスＩ受益証券に投資する。

(3) サブ・ファンドまたはクラスの通貨が受益者の本国の通貨と異なる場合またはサブ・ファンドが投資を行う市場の通貨と異なる場合、受益者には通常の投資リスクを超える追加の損失（または追加の利益）の発生の可能性がある。

５．標準的な対象投資家

サブ・ファンドは、元本の成長を提供することを目指す中程度のリスクのビークルである。サブ・ファンドは、株式への投資を通じて提供される長期的成長の可能性を追求する投資家に適している。

６．分配方針

管理会社は、分配型受益証券のみを発行し、その裁量において、各会計年度末に期末分配、および、随時中間分配を宣言することができる。

分配金は、投資収益、キャピタル・ゲインおよび元本から支払われる。

７．管理報酬

管理会社は、当該月中のサブ・ファンドに帰属する平均純資産総額に基づき計算される年率1.45%の報酬をサブ・ファンドの資産から毎月受領する権利を有する。管理会社は、その裁量において、この報酬の一部を放棄することができる。

８．保管報酬

保管受託銀行は、ファンドの純資産から毎月支払われる、ルクセンブルグの一般的慣行に従う保管報酬を受領する権利を有する。

９．受益者サービス報酬

受益証券の販売促進において提供した業務および発生した費用に対し、年率0.90%の受益者サービス報酬が、管理会社（または管理会社が随時任命するその他の当事者）に支払われる。これは、ファンドへの投資を継続している顧客を有する販売代行会社への継続支払額を含む。受益者サービス報酬は、当該期間中の各サブ・ファンドに帰属する平均純資産総額について日々計算され発生する。管理会社は、その裁量において当報酬の一部を放棄することができる。

10. 転換手数料

日本における販売会社は、サブ・ファンドのクラスA受益証券との間におけるすべての転換について上限1.08%（注）（税抜1.0%）の転換手数料を受領する権利を有する。

（注）消費税率が10%となった場合は、1.10%となる。

11. 存続期間

サブ・ファンドの存続期間は無期限である。

12. 取引日

サブ・ファンドの「取引日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日および日本における金融商品取引業者の営業日であるウィークデイをいう。12月24日がウィークデイである場合、当該日は取引日として考慮されない。

また、取引日は、サブ・ファンドの１口当たり純資産価格の計算の停止期間内に含まれない日である。管理会社は、関連する現地の証券取引所および／または規制市場が取引および／または決済をクローズしているか否か、およびサブ・ファンドが投資する投資先ファンドが取引をクローズし１口当たり純資産価格を公表しているか否かを斟酌することもできる。管理会社は、かかるクローズを、自己のポートフォリオの相当量をかかるクローズされた証券取引所、規制市場またはかかるクローズされた投資先ファンドに投資するサブ・ファンドの非取引日とみなすことを選択することができる。

サブ・ファンドの非取引日（予定）の一覧は、請求により管理会社から入手可能であり、インターネット・サイトwww.schroders.luにて入手することも可能である。

13. 買付価格の支払

買付価格の支払は、受益証券買付申込みが受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から４取引日以内に行われる。

14. 買戻価格の支払

買戻価格の支払は、適正な権利放棄書面が受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から４取引日以内に行われる。

15. 販売手数料

適用ある受益証券１口当たりの純資産価格の6.25%を上限とする販売手数料は、クラスＡ受益証券の発行に関して販売会社により徴収されることがある。

16. 買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

17. レバレッジ

(1) 定義

レバレッジは、サブ・ファンドが、現金もしくは有価証券の借入れおよび／またはデリバティブの利用を通じて自らのエクスポージャーを増加させる方法である。

レバレッジは、サブ・ファンドのエクスポージャーと純資産価額との間の比率（「レバレッジ比率」）として表示される。

レバレッジ比率は、サブ・ファンドのエクスポージャーを計算する２通りの方式に従い計算される。すなわち、以下の表に概要される総額方式および約定方式である。

レバレッジ比率	エクスポージャーの計算方法
「総額レバレッジ比率」	総額方式に基づき計算されるエクスポージャーは、(ⅰ)全ポジションの絶対値の総額、(ⅱ)総額エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、(ⅲ)現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および(ⅳ)効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 ファンドの基準通貨で保有される現金および現金等価物（現金および現金等価物と同視できる現金借入れを含む。）は、エクスポージャーの計算から除外される。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。

レバレッジ比率	エクスポージャーの計算方法
「約定レバレッジ比率」	約定方式に基づき計算されるエクスポージャーは、(ⅰ)全ポジションの絶対値の総額、(ⅱ)約定エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、(iii)現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および(iv)効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 本方式では、特定の条件下においてネッティングおよびヘッジ契約を考慮に入れることが可能である。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。

サブ・ファンドのエクスポージャーを計算するにあたり総額方式および約定方式を適用することで得られる２つの比率は、相互に補足し合い、かつ、レバレッジの明確な表示を提供する。

総額レバレッジは、以下を行わないことから、レバレッジを表示する保守的な方法である。

－ 投資またはヘッジ目的で利用されるデリバティブとの区別を行うこと。この結果、リスクの軽減を目的とする戦略が、サブ・ファンドのレバレッジ・レベルの増大に寄与することがある。

－ デリバティブのポジションのネッティングを認めること。この結果、レバレッジが増大していない、またはサブ・ファンドの全体的なリスクの適度な増大をもたらしているにすぎない場合において、デリバティブのロール・オーバー（借換え）ならびにロングおよびショート・ポジションの組合せに依拠する戦略が、レバレッジ・レベルの大幅な増加に寄与することがある。

よって、高いレベルの総額レバレッジを示しているサブ・ファンドは、必ずしも低いレベルの総額レバレッジを示すサブ・ファンドよりも高リスクとは限らない。

約定レバレッジは、一定の状況下におけるヘッジおよびネッティング契約を認めていることから、サブ・ファンドの実際のレバレッジをより正確に表示する。

慣例により、レバレッジ比率は、小数として表示される。レバレッジ比率が１以下の場合には、サブ・ファンドにレバレッジがかかっていないことを意味し、レバレッジ比率が１よりも大きい場合には、レバレッジがかかっていることを示す。

(2) サブ・ファンドがレバレッジを利用しうる状況ならびに認められるレバレッジの種類および利用源

さらなるエクスポージャー－レバレッジをかけるため、デリバティブを用いることが可能である。

(3) レバレッジの最大レベル

レバレッジ比率	最大レバレッジ比率
「総額レバレッジ比率」	1.2
「約定レバレッジ比率」	1.1

(4) 流動性リスク管理

管理会社は、サブ・ファンドの流動性リスクを継続的に評価および監視する流動性リスクプロセスを確立している。

特定の固定利付債券の取引量について一般に入手可能な情報がない場合、かかる監視は、市場の流動性を評価する内部モデルに依拠することができる。

市場流動性の混乱といった例外的な状況において、かつ、サブ・ファンドおよびその受益者の最善の利益のため、管理会社は、前記「第二部　ファンド情報　第２　管理及び運営　４　資産管理等の概要　（１）資産の評価　（ⅱ）純資産価格の決定の停止」の項にその詳細が記載されるところに従い、買戻請求を一時的に繰り延べる特別手続を実施している。

18. マスター・ファンドの手数料等

サブ・ファンドが投資するマスター・ファンドの手数料等の総額は運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

（ただし、前記「第二部　ファンド情報　第１　ファンドの状況　４　手数料等及び税金　（４）その他の手数料等」に記載のサブ・ファンドの管理報酬の全部または一部の放棄に関する記載を参照のこと。）

＜内訳＞

- **管理運用報酬　　：なし。**
- **保管報酬　　：上限年率0.32%の保管報酬およびマスター・ファンドにおいて約定される証券等の各取引につき最大150米ドル。また保管受託銀行が支出した合理的な費用。**
- **ファンド事務管理報酬：上限年率0.40%。また管理会社が支出した合理的な費用。**
- **ルクセンブルクの税金：年率0.01%**
- **その他の報酬・費用　：運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。**

上記の手数料等は、サブ・ファンドにより直接支払われるものではないが、サブ・ファンドの受益証券１口当たり純資産価格に影響を及ぼす。

別紙III

ユーロ・シリーズ　ユーロ・バランス

１．名称

シュローダー・セレクション　ユーロ・シリーズ　ユーロ・バランス（「サブ・ファンド」）

２．基準通貨

ユーロ

３．投資目的

サブ・ファンドの投資目的は、純資産総額の相当部分を、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、ＥＵ指令2009／65／ＥＣおよび2010年法のパートＩに基づきＵＣＩＴＳとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドのクラスＩ受益証券およびシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティのクラスＩ受益証券（総称して「マスター・ファンド」という。）にほぼ同じ割合で投資することにより元本の成長を追求することである。サブ・ファンドの投資資産の各マスター・ファンドにおける割合は、サブ・ファンドの純資産総額の40%および60%の間で変動する。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの目論見書は、ルクセンブルグの管理会社の住所地において入手可能である。

マスター・ファンドは、そのリスク内容に従って、ヘッジ目的および投資目的のため、デリバティブを用いることがある。（ｉ）デリバティブは、株式、通貨、ボラティリティまたはインデックス関連のデリバティブ等を通じてマーケット・エクスポージャーを算出するために使用されることがあり、店頭市場および／または証券取引所で取引されるオプション、先物、差額契約、ワラント、スワップ、先物予約および／またはそれらの組合せを含む。（ii）また、デリバティブは、クレジット・デフォルト・スワップを通じてのプロテクション売買、金利関連のデリバティブの戦術的使用を通じてのマスター・ファンドのデュレーションの調整、インフレまたはボラティリティ関連のデリバティブを通じての追加的収益の創出、通貨関連のデリバティブの使用を通じてのカレンシー・エクスポージャーの増大等における信用リスクに対するエクスポージャーから追加的収益を生み出すために使用されることがある。デリバティブは、複合商品を創り出すためにも用いられることが可能である。当該デリバティブは、店頭市場および／または証券取引所で取引されるオプション、先物、ワラント、スワップ、先物予約および／またはそれらの組合せを含む。

マスター・ファンドは、下記の投資目的および投資方針を有する：

－　シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティ：

「投資目的：

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティは、経済通貨同盟加盟国の企業の株式および株式関連証券への投資によって元本の成長を提供することを目的とする。

投資方針：

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティは、少なくともその資産の75%を欧州経済領域において設立された企業の株式および株式関連証券へ投資する。シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティは、少なくともその資産の３分の２をユーロを自国通貨とする国の企業の株式および株式関連証券へ投資する。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティは、投資利益の獲得、リスクの低減またはシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティのより効率的な運用を目的とし、デリバティブを利用できる。また、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティは、短期金融商品への投資および現金の保有も可能である。」

－　シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンド：

「投資目的：

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドは、ユーロ建ての固定利付債券および変動利付債券への投資によって元本の成長および収益の提供を目指す。

投資方針：

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドは、少なくともその資産の３分の２を世界中の政府、政府機関、国際機関および企業により発行されたユーロ建ての固定利付債券および変動利付債券へ投資する。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドは、その資産の30%を上限として、投資適格証券を下回る格付（スタンダード・アンド・プアーズによる格付または格付債券については他の格付機関の同等の格付および無格付債券についてはシュローダーによるインプライド格付による。）を有する有価証券に投資することができる。シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドは、その資産の10%を上限として偶発転換債に投資することができる。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドは、投資利益の獲得、リスクの低減またはシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドのより効率的な運用を目的とし、ロングおよびショートのデリバティブ（トータル・リターン・スワップを含む。）を利用できる。シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドがトータル・リターン・スワップを利用する場合、原資産は、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドがその投資目的および投資方針に従い投資できる商品からなる。具体的には、トータル・リターン・スワップは、固定利付債券および変動利付債券に対するロングおよびショートのエクスポージャーを取るために利用できる。トータル・リターン・スワップのエクスポージャーの総額は30%を上回らず、かつ純資産価額の０%から10%の範囲内にとどまる予定である。特定の状況では、かかる比率がより高くなることがある。また、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドは、短期金融商品への投資および現金の保有も可能である。」

投資運用会社は、サブ・ファンドの純資産総額のポートフォリオへの配分を行う。

本書の主要部分に詳述される通り、クラスＡ（円）受益証券は、対円の通貨変動に対し（可能な限り）ヘッジされる。

マスター・ファンドの運用会社は、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドである。

投資制限：

管理会社は、サブ・ファンドのために、有価証券の裏付けのない売却（空売り）を行うことができない。

４．サブ・ファンドのリスクの内容

(1) サブ・ファンドに伴うリスクは、マスター・ファンドに対するリスクと対応している。マスター・ファンドの投資リスクについては、別紙ＸⅢに記載されている。債券トータル・リターン・スワップによるロングおよびショート・ポジションは、信用関連リスクに対するエクスポージャーを増加させる可能性がある。

マスター・ファンドの価額は、マスター・ファンドが保有する個々の証券の直近の価額に基づき日々計算される。当該時価は、金利の変動およびマスター・ファンドが保有する証券に対する時価予想値の影響を受ける。

(2) サブ・ファンドを通して行うマスター・ファンドへの投資は、受益者にとって報酬および費用の重複を伴うことがある。主に、管理事務報酬、経常費用および監査費用がこの場合に該当する。

管理報酬、顧問報酬および当初費用の重複を避けるため、当該費用がかからないマスター・ファンドのクラスＩ受益証券に投資する。

(3) サブ・ファンドまたはクラスの通貨が受益者の本国の通貨と異なる場合またはサブ・ファンドが投資を行う市場の通貨と異なる場合、受益者には通常の投資リスクを超える追加の損失（または追加の利益）の発生の可能性がある。

５．標準的な対象投資家

サブ・ファンドは、元本の成長を提供することを目指す中程度のリスクのビークルである。サブ・ファンドは、株式および債券への投資を通じて提供される長期的成長の可能性を追求する投資家に適している。

6．分配方針

管理会社は、分配型受益証券のみを発行し、その裁量において、各会計年度末に期末分配、および、随時中間分配を宣言することができる。

分配金は、投資収益、キャピタル・ゲインおよび元本から支払われる。

7．管理報酬

管理会社は、当該月中のサブ・ファンドに帰属する平均純資産総額に基づき計算される年率1.20%の報酬をサブ・ファンドの資産から毎月受領する権利を有する。管理会社は、その裁量において、この報酬の一部を放棄することができる。

8．保管報酬

保管受託銀行は、ファンドの純資産から毎月支払われる、ルクセンブルグの一般的慣行に従う保管報酬を受領する権利を有する。

9．受益者サービス報酬

受益証券の販売促進において提供した業務および発生した費用に対し、年率0.80%の受益者サービス報酬が、管理会社（または管理会社が随時任命するその他の当事者）に支払われる。これは、ファンドへの投資を継続している顧客を有する販売代行会社への継続支払額を含む。受益者サービス報酬は、当該期間中の各サブ・ファンドに帰属する平均純資産総額について日々計算され発生する。管理会社は、その裁量において当報酬の一部を放棄することができる。

10. 転換手数料

日本における販売会社は、サブ・ファンドのクラスA受益証券との間におけるすべての転換について上限1.08%(注)（税抜1.0%）の転換手数料を受領する権利を有する。

（注）消費税率が10%となった場合は、1.10%となる。

11. 存続期間

サブ・ファンドの存続期間は無期限である。

12. 取引日

サブ・ファンドの「取引日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日および日本における金融商品取引業者の営業日であるウィークデイをいう。12月24日がウィークデイである場合、当該日は取引日として考慮されない。

また、取引日は、サブ・ファンドの１口当たり純資産価格の計算の停止期間内に含まれない日である。管理会社は、関連する現地の証券取引所および／または規制市場が取引および／または決済をクローズしているか否か、およびサブ・ファンドが投資する投資先ファンドが取引をクローズし１口当たり純資産価格を公表しているか否かを斟酌することもできる。管理会社は、かかるクローズを、自己のポートフォリオの相当量をかかるクローズされた証券取引所、規制市場またはかかるクローズされた投資先ファンドに投資するサブ・ファンドの非取引日とみなすことを選択することができる。

サブ・ファンドの非取引日（予定）の一覧は、請求により管理会社から入手可能であり、インターネット・サイトwww.schroders.luにて入手することも可能である。

13. 買付価格の支払

買付価格の支払は、受益証券買付申込みが受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から４取引日以内に行われる。

14. 買戻価格の支払

買戻価格の支払は、適正な権利放棄書面が受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から４取引日以内に行われる。

15. 販売手数料

適用ある受益証券１口当たりの純資産価格の6.25%を上限とする販売手数料は、クラスA受益証券の発行に関して販売会社により徴収されることがある。

16. 買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

17. レバレッジ

(1) 定義

レバレッジは、サブ・ファンドが、現金もしくは有価証券の借入れおよび／またはデリバティブの利用を通じて自らのエクスポージャーを増加させる方法である。

レバレッジは、サブ・ファンドのエクスポージャーと純資産価額との間の比率（「レバレッジ比率」）として表示される。

レバレッジ比率は、サブ・ファンドのエクスポージャーを計算する２通りの方式に従い計算される。すなわち、以下の表に概要される総額方式および約定方式である。

レバレッジ比率	エクスポージャーの計算方法
「総額レバレッジ比率」	総額方式に基づき計算されるエクスポージャーは、(ⅰ)全ポジションの絶対値の総額、(ⅱ)総額エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、(ⅲ)現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および(ⅳ)効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 ファンドの基準通貨で保有される現金および現金等価物（現金および現金等価物と同視できる現金借入れを含む。）は、エクスポージャーの計算から除外される。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。

レバレッジ比率	エクスポージャーの計算方法
「約定レバレッジ比率」	約定方式に基づき計算されるエクスポージャーは、(ⅰ)全ポジションの絶対値の総額、(ⅱ)約定エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、(iii)現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および(iv)効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 本方式では、特定の条件下においてネッティングおよびヘッジ契約を考慮に入れることが可能である。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。

サブ・ファンドのエクスポージャーを計算するにあたり総額方式および約定方式を適用することで得られる２つの比率は、相互に補足し合い、かつ、レバレッジの明確な表示を提供する。

総額レバレッジは、以下を行わないことから、レバレッジを表示する保守的な方法である。

－ 投資またはヘッジ目的で利用されるデリバティブとの区別を行うこと。この結果、リスクの軽減を目的とする戦略が、サブ・ファンドのレバレッジ・レベルの増大に寄与することがある。

－ デリバティブのポジションのネッティングを認めること。この結果、レバレッジが増大していない、またはサブ・ファンドの全体的なリスクの適度な増大をもたらしているにすぎない場合において、デリバティブのロール・オーバー（借換え）ならびにロングおよびショート・ポジションの組合せに依拠する戦略が、レバレッジ・レベルの大幅な増加に寄与することがある。

よって、高いレベルの総額レバレッジを示しているサブ・ファンドは、必ずしも低いレベルの総額レバレッジを示すサブ・ファンドよりも高リスクとは限らない。

約定レバレッジは、一定の状況下におけるヘッジおよびネッティング契約を認めていることから、サブ・ファンドの実際のレバレッジをより正確に表示する。

慣例により、レバレッジ比率は、小数として表示される。レバレッジ比率が１以下の場合には、サブ・ファンドにレバレッジがかかっていないことを意味し、レバレッジ比率が１よりも大きい場合には、レバレッジがかかっていることを示す。

(2) サブ・ファンドがレバレッジを利用しうる状況ならびに認められるレバレッジの種類および利用源

さらなるエクスポージャー－レバレッジをかけるため、デリバティブを用いることが可能である。

(3) レバレッジの最大レベル

レバレッジ比率	最大レバレッジ比率
「総額レバレッジ比率」	1.2
「約定レバレッジ比率」	1.1

(4) 流動性リスク管理

管理会社は、サブ・ファンドの流動性リスクを継続的に評価および監視する流動性リスクプロセスを確立している。

特定の固定利付債券の取引量について一般に入手可能な情報がない場合、かかる監視は、市場の流動性を評価する内部モデルに依拠することができる。

市場流動性の混乱といった例外的な状況において、かつ、サブ・ファンドおよびその受益者の最善の利益のため、管理会社は、前記「第二部　ファンド情報　第２　管理及び運営　４　資産管理等の概要　（１）資産の評価　（ⅱ）純資産価格の決定の停止」の項にその詳細が記載されるところに従い、買戻請求を一時的に繰り延べる特別手続を実施している。

18. マスター・ファンドの手数料等

サブ・ファンドが投資するマスター・ファンドの手数料等の総額は運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

（ただし、前記「第二部　ファンド情報　第１　ファンドの状況　４　手数料等及び税金　（４）その他の手数料等」に記載のサブ・ファンドの管理報酬の全部または一部の放棄に関する記載を参照のこと。）

＜内訳＞

- **管理運用報酬　　：なし。**
- **保管報酬　　：上限年率0.32%の保管報酬およびマスター・ファンドにおいて約定される証券等の各取引につき最大150米ドル。また保管受託銀行が支出した合理的な費用。**
- **ファンド事務管理報酬：上限年率0.40%。また管理会社が支出した合理的な費用。**
- **ルクセンブルクの税金：年率0.01%**
- **その他の報酬・費用　：運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。**

上記の手数料等は、サブ・ファンドにより直接支払われるものではないが、サブ・ファンドの受益証券１口当たり純資産価格に影響を及ぼす。

別紙IV

ユーロ・シリーズ　ユーロ・ボンド

１．名称

シュローダー・セレクション　ユーロ・シリーズ　ユーロ・ボンド（「サブ・ファンド」）

２．基準通貨

ユーロ

３．投資目的

サブ・ファンドの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、ＥＵ指令2009／65／ＥＣおよび2010年法のパートＩに基づきＵＣＩＴＳとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンド（「マスター・ファンド」）のクラスＩ受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの目論見書は、ルクセンブルグの管理会社の住所地において入手可能である。

マスター・ファンドは、そのリスク内容に従って、ヘッジ目的および投資目的のため、デリバティブを用いることがある。デリバティブは、クレジット・デフォルト・スワップを通じてのプロテクション売買、金利関連のデリバティブの戦術的使用を通じてのマスター・ファンドのデュレーションの調整、インフレまたはボラティリティ関連のデリバティブを通じての追加的収益の創出、通貨関連のデリバティブの使用を通じてのカレンシー・エクスポージャーの増大等における信用リスクに対するエクスポージャーから追加的収益を生み出すために使用されることがある。デリバティブは、複合商品を創り出すためにも用いられることが可能である。当該デリバティブは、店頭市場および／または証券取引所で取引されるオプション、先物、ワラント、スワップ、先物予約および／またはそれらの組合せを含む。

マスター・ファンドは、下記の投資目的および投資方針を有する：

「投資目的：

マスター・ファンドは、ユーロ建ての固定利付債券および変動利付債券への投資によって元本の成長および収益の提供を目指す。

投資方針：

マスター・ファンドは、少なくともその資産の３分の２を世界中の政府、政府機関、国際機関および企業により発行されたユーロ建ての固定利付債券および変動利付債券へ投資する。

マスター・ファンドは、その資産の30%を上限として、投資適格証券を下回る格付（スタンダード・アンド・プアーズによる格付または格付債券については他の格付機関の同等の格付および無格付債券についてはシュローダーによるインプライド格付による。）を有する有価証券に投資することができる。マスター・ファンドは、その資産の10%を上限として偶発転換債に投資することができる。

マスター・ファンドは、投資利益の獲得、リスクの低減またはマスター・ファンドのより効率的な運用を目的とし、ロングおよびショートのデリバティブ（トータル・リターン・スワップを含む。）を利用できる。マスター・ファンドがトータル・リターン・スワップを利用する場合、原資産は、マスター・ファンドがその投資目的および投資方針に従い投資できる商品からなる。具体的には、トータル・リターン・スワップは、固定利付債券および変動利付債券に対するロングおよびショートのエクスポージャーを取るために利用できる。トータル・リターン・スワップのエクスポージャーの総額は30%を上回らず、かつ純資産価額の０%から10%の範囲内にとどまる予定である。特定の状況では、かかる比率がより高くなることがある。また、マスター・ファンドは、短期金融商品への投資および現金の保有も可能である。」

本書の主要部分に詳述される通り、クラスＡ（円）受益証券は、対円の通貨変動に対し（可能な限り）ヘッジされる。

マスター・ファンドの運用会社は、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドである。

投資制限：

管理会社は、サブ・ファンドのために、有価証券の裏付けのない売却（空売り）を行うことができない。

４．サブ・ファンドのリスクの内容

(1) サブ・ファンドに伴うリスクは、マスター・ファンドに対するリスクと対応している。マスター・ファンドの投資リスクについては、別紙ＸⅢに記載されている。債券トータル・リターン・スワップによるロングおよびショート・ポジションは、信用関連リスクに対するエクスポージャーを増加させる可能性がある。

マスター・ファンドの価額は、マスター・ファンドが保有する個々の債務証券の直近の価額に基づき日々計算される。当該時価は、金利の変動およびマスター・ファンドが保有する債務証券に対する時価予想値の影響を受ける。

(2) サブ・ファンドを通して行うマスター・ファンドへの投資は、受益者にとって報酬および費用の重複を伴うことがある。主に、管理事務報酬、経常費用および監査費用がこの場合に該当する。

管理報酬、顧問報酬および当初費用の重複を避けるため、当該費用がかからないマスター・ファンドのクラスＩ受益証券に投資する。

(3) サブ・ファンドまたはクラスの通貨が受益者の本国の通貨と異なる場合またはサブ・ファンドが投資を行う市場の通貨と異なる場合、受益者には通常の投資リスクを超える追加の損失（または追加の利益）の発生の可能性がある。

５．標準的な対象投資家

サブ・ファンドは、収益および元本の成長を提供することを目指すリスク程度が低いまたは中程度のビークルである。サブ・ファンドは、元本の成長機会と長期にわたる債券市場の相対的な安定性による収益との組合せを追求する投資家に適している。

６．分配方針

管理会社は、分配型受益証券のみを発行し、その裁量において、各会計年度末に期末分配、および、随時中間分配を宣言することができる。

分配金は、投資収益、キャピタル・ゲインおよび元本から支払われる。

７．管理報酬

管理会社は、当該月中のサブ・ファンドに帰属する平均純資産総額に基づき計算される年率0.95%の報酬をサブ・ファンドの資産から毎月受領する権利を有する。管理会社は、その裁量において、この報酬の一部を放棄することができる。

８．保管報酬

保管受託銀行は、ファンドの純資産から毎月支払われる、ルクセンブルグの一般的慣行に従う保管報酬を受領する権利を有する。

９．受益者サービス報酬

受益証券の販売促進において提供した業務および発生した費用に対し、年率0.65%の受益者サービス報酬が、管理会社（または管理会社が随時任命するその他の当事者）に支払われる。これは、ファンドへの投資を継続している顧客を有する販売代行会社への継続支払額を含む。受益者サービス報酬は、当該期間中の各サブ・ファンドに帰属する平均純資産総額について日々計算され発生する。管理会社は、その裁量において当報酬の一部を放棄することができる。

10. 転換手数料

日本における販売会社は、サブ・ファンドのクラスA受益証券との間におけるすべての転換について上限1.08%(注)（税抜1.0%）の転換手数料を受領する権利を有する。

（注）消費税率が10%となった場合は、1.10%となる。

11. 存続期間

サブ・ファンドの存続期間は無期限である。

12. 取引日

サブ・ファンドの「取引日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日および日本における金融商品取引業者の営業日であるウィークデイをいう。12月24日がウィークデイである場合、当該日は取引日として考慮されない。

また、取引日は、サブ・ファンドの１口当たり純資産価格の計算の停止期間内に含まれない日である。管理会社は、関連する現地の証券取引所および／または規制市場が取引および／または決済をクローズしているか否か、およびサブ・ファンドが投資する投資先ファンドが取引をクローズし１口当たり純資産価格を公表しているか否かを斟酌することもできる。管理会社は、かかるクローズを、自己のポートフォリオの相当量をかかるクローズされた証券取引所、規制市場またはかかるクローズされた投資先ファンドに投資するサブ・ファンドの非取引日とみなすことを選択することができる。

サブ・ファンドの非取引日（予定）の一覧は、請求により管理会社から入手可能であり、インターネット・サイトwww.schroders.luにて入手することも可能である。

13. 買付価格の支払

買付価格の支払は、受益証券買付申込みが受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から４取引日以内に行われる。

14. 買戻価格の支払

買戻価格の支払は、適正な権利放棄書面が受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から４取引日以内に行われる。

15. 販売手数料

適用ある受益証券１口当たりの純資産価格の6.25%を上限とする販売手数料は、クラスA受益証券の発行に関して販売会社により徴収されることがある。

16. 買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

17. レバレッジ

(1) 定義

レバレッジは、サブ・ファンドが、現金もしくは有価証券の借入れおよび／またはデリバティブの利用を通じて自らのエクスポージャーを増加させる方法である。

レバレッジは、サブ・ファンドのエクスポージャーと純資産価額との間の比率（「レバレッジ比率」）として表示される。

レバレッジ比率は、サブ・ファンドのエクスポージャーを計算する２通りの方式に従い計算される。すなわち、以下の表に概要される総額方式および約定方式である。

レバレッジ比率	エクスポージャーの計算方法
「総額レバレッジ比率」	総額方式に基づき計算されるエクスポージャーは、(ⅰ)全ポジションの絶対値の総額、(ⅱ)総額エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、(iii)現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および(iv)効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 ファンドの基準通貨で保有される現金および現金等価物（現金および現金等価物と同視できる現金借入れを含む。）は、エクスポージャーの計算から除外される。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。
「約定レバレッジ比率」	約定方式に基づき計算されるエクスポージャーは、(ⅰ)全ポジションの絶対値の総額、(ⅱ)約定エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、(iii)現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および(iv)効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 本方式では、特定の条件下においてネッティングおよびヘッジ契約を考慮に入れることが可能である。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。

サブ・ファンドのエクスポージャーを計算するにあたり総額方式および約定方式を適用することで得られる２つの比率は、相互に補足し合い、かつ、レバレッジの明確な表示を提供する。

総額レバレッジは、以下を行わないことから、レバレッジを表示する保守的な方法である。

－ 投資またはヘッジ目的で利用されるデリバティブとの区別を行うこと。この結果、リスクの軽減を目的とする戦略が、サブ・ファンドのレバレッジ・レベルの増大に寄与することがある。

－ デリバティブのポジションのネッティングを認めること。この結果、レバレッジが増大していない、またはサブ・ファンドの全体的なリスクの適度な増大をもたらしているにすぎない場合において、デリバティブのロール・オーバー（借換え）ならびにロングおよびショート・ポジションの組合せに依拠する戦略が、レバレッジ・レベルの大幅な増加に寄与することがある。

よって、高いレベルの総額レバレッジを示しているサブ・ファンドは、必ずしも低いレベルの総額レバレッジを示すサブ・ファンドよりも高リスクとは限らない。

約定レバレッジは、一定の状況下におけるヘッジおよびネッティング契約を認めていることから、サブ・ファンドの実際のレバレッジをより正確に表示する。

慣例により、レバレッジ比率は、小数として表示される。レバレッジ比率が１以下の場合には、サブ・ファンドにレバレッジがかかっていないことを意味し、レバレッジ比率が１よりも大きい場合には、レバレッジがかかっていることを示す。

(2) サブ・ファンドがレバレッジを利用しうる状況ならびに認められるレバレッジの種類および利用源

さらなるエクスポージャー－レバレッジをかけるため、デリバティブを用いることが可能である。

(3) レバレッジの最大レベル

レバレッジ比率	最大レバレッジ比率
「総額レバレッジ比率」	1.2

「約定レバレッジ比率」	1.1

(4) 流動性リスク管理

管理会社は、サブ・ファンドの流動性リスクを継続的に評価および監視する流動性リスクプロセスを確立している。

特定の固定利付債券の取引量について一般に入手可能な情報がない場合、かかる監視は、市場の流動性を評価する内部モデルに依拠することができる。

市場流動性の混乱といった例外的な状況において、かつ、サブ・ファンドおよびその受益者の最善の利益のため、管理会社は、前記「第二部　ファンド情報　第２　管理及び運営　４　資産管理等の概要　（１）資産の評価　（ii）純資産価格の決定の停止」の項にその詳細が記載されるところに従い、買戻請求を一時的に繰り延べる特別手続を実施している。

18. マスター・ファンドの手数料等

サブ・ファンドが投資するマスター・ファンドの手数料等の総額は運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

（ただし、前記「第二部　ファンド情報　第１　ファンドの状況　４　手数料等及び税金　（４）その他の手数料等」に記載のサブ・ファンドの管理報酬の全部または一部の放棄に関する記載を参照のこと。）

＜内訳＞

・管理運用報酬　　：なし。
・保管報酬　　：上限年率0.32%の保管報酬およびマスター・ファンドにおいて約定される証券等の各取引につき最大150米ドル。また保管受託銀行が支出した合理的な費用。
・ファンド事務管理報酬：上限年率0.40%。また管理会社が支出した合理的な費用。
・ルクセンブルクの税金：年率0.01%
・その他の報酬・費用　：運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

上記の手数料等は、サブ・ファンドにより直接支払われるものではないが、サブ・ファンドの受益証券１口当たり純資産価格に影響を及ぼす。

別紙Ⅴ

ニューマーケット・シリーズ　アジア・ボンド

１．名称

シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ　アジア・ボンド（「サブ・ファンド」）

２．基準通貨

米ドル

３．投資目的

サブ・ファンドの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、ＥＵ指令2009／65／ＥＣおよび2010年法のパートＩに基づきＵＣＩＴＳとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・アジア・ボンド・トータル・リターン（「マスター・ファンド」）のクラスＩ受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの目論見書は、ルクセンブルグの管理会社の住所地において入手可能である。

マスター・ファンドは、そのリスク内容に従って、ヘッジ目的および投資目的のため、デリバティブを用いることがある。デリバティブは、クレジット・デフォルト・スワップを通じてのプロテクション売買、金利関連のデリバティブの戦術的使用を通じてのマスター・ファンドのデュレーションの調整、インフレまたはボラティリティ関連のデリバティブを通じての追加的収益の創出、通貨関連のデリバティブの使用を通じてのカレンシー・エクスポージャーの増大等における信用リスクに対するエクスポージャーから追加的収益を生み出すために使用されることがある。デリバティブは、複合商品を創り出すためにも用いられることが可能である。当該デリバティブは、店頭市場および／または証券取引所で取引されるオプション、先物、ワラント、スワップ、先物予約および／またはそれらの組合せを含む。

マスター・ファンドは、下記の投資目的および投資方針を有する：

「投資目的：

マスター・ファンドは、アジアにおける政府、政府機関、国際機関および企業が発行する固定利付債券および変動利付債券への投資によって元本の成長および収益を提供することを目的とする。

投資方針：

マスター・ファンドは、少なくともその資産の３分の２を固定利付債券および変動利付債券、当該債券の関連デリバティブならびに通貨へ投資する。固定利付債券および変動利付債券は、アジアにおける政府、政府機関、国際機関および企業が発行するものとする。マスター・ファンドの目的上、アジアには、以下の西アジア諸国が含まれる。バーレーン、イスラエル、レバノン、オマーン、カタール、サウジアラビア、トルコおよびアラブ首長国連邦

マスター・ファンドは、デリバティブの利用により市場下落時には損失を低減することを目指しつつ、上昇相場に参加することを目的として設計されている。損失の低減は保証されていない。

マスター・ファンドは、人民元適格外国機関投資家（以下「ＲＱＦＩＩ」という。）制度を通じ中国本土または規制ある市場（ボンド・コネクト（注）を経由したＣＩＢＭを含む。）へ投資することができる。

（注）ボンド・コネクトとは、外国機関投資家が、ＣＩＢＭで取引される中国のオンショア債券およびその他の債務証券へ投資することを可能にする中国と香港間の債券相互取引制度であり、ボンド・コネクトにより、外国機関投資家のＣＩＢＭへのアクセスがより簡便となる。以下同じ。

マスター・ファンドは、その資産の50%を上限として、投資適格証券を下回る格付（スタンダード・アンド・プアーズによる格付または格付債券については他の格付機関の同等の格付および無格付債券についてはシュローダーによるインプライド格付による。）を有する有価証券に投資することができる。マスター・ファンドは、（例外的に）その資産の100%を短期金融商品または現金で保有することができる。

マスター・ファンドは、投資利益の獲得、リスクの低減またはマスター・ファンドのより効率的な運用を目的とし、ロングおよびショートのデリバティブ（トータル・リターン・スワップを含む。）を利用できる。マスター・ファンドがトータル・リターン・スワップを利用する場合、原資産は、マスター・ファンドがその投資目的および投資方針に従い投資できる商品からなる。具体的には、トータル・リターン・スワップは、固定利付債券および変動利付債券に対するロングおよびショートのエクスポージャーを取るために利用できる。トータル・リターン・スワップのエクスポージャーの総額は60%を上回らず、かつ純資産価額の０%から30%の範囲内にとどまる予定である。特定の状況では、かかる比率がより高くなることがある。」

本書の主要部分に詳述される通り、クラスＡ（円）受益証券は、対円の通貨変動に対し（可能な限り）ヘッジされる。しかし、管理会社は、クラスＡ毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券について、対円の通貨変動に対してヘッジすることがない旨投資家は了解するべきである。

マスター・ファンドの運用会社は、シュローダー・インベストメント・マネージメント（シンガポール）リミテッドである。

投資制限：

管理会社は、サブ・ファンドのために、有価証券の裏付けのない売却（空売り）を行うことができない。

４．サブ・ファンドのリスクの内容

(1) サブ・ファンドに伴うリスクは、マスター・ファンドに対するリスクと対応している。マスター・ファンドの投資リスクについては、別紙ＸⅢに記載されている。債券トータル・リターン・スワップによるロングおよびショート・ポジションは、信用関連リスクに対するエクスポージャーを増加させる可能性がある。マスター・ファンドはＲＱＦＩＩ制度による中国本土また規制ある市場（ボンド・コネクトを経由したＣＩＢＭを含む。）への投資ができる。投資者は、ＲＱＦＩＩ資格は、停止または剥奪される可能性があり、これにより、マスター・ファンドが保有証券の処分を強いられ、マスター・ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性があることを承知すべきである。ＲＱＦＩＩ資格、ＲＱＦＩＩ投資枠、ＣＩＢＭおよびボンド・コネクトに関するリスクについての詳細は別紙ＸⅢを参照のこと。

マスター・ファンドの価額は、マスター・ファンドが保有する個々の債務証券の直近の価額に基づき日々計算される。当該時価は、金利の変動およびマスター・ファンドが保有する債務証券に対する時価予想値の影響を受ける。マスター・ファンドが保有する債務証券の特性によっては、大きなボラティリティが予想される。

投資を行おうとする者は、サブ・ファンドへの投資には上記の平均的程度のリスクがあり、投資が長期的な性質のものであることを認識しなければならない。発展途上の市場は、成熟した市場に比べて一般に規制が整備されておらず、流動性が低いことがあり、保管業務に関しての信頼度が低いことがある。

(2) サブ・ファンドを通して行うマスター・ファンドへの投資は、受益者にとって報酬および費用の重複を伴うことがある。主に、管理事務報酬、経常費用および監査費用がこの場合に該当する。

管理報酬、顧問報酬および当初費用の重複を避けるため、当該費用がかからないマスター・ファンドのクラスＩ受益証券に投資する。

(3) サブ・ファンドまたはクラスの通貨が受益者の本国の通貨と異なる場合またはサブ・ファンドが投資を行う市場の通貨と異なる場合、受益者には通常の投資リスクを超える追加の損失（または追加の利益）の発生の可能性がある。

５．標準的な対象投資家

サブ・ファンドは、収益および元本の成長を提供することを目指す中程度のリスクのビークルである。サブ・ファンドは、元本の成長機会と長期にわたる債券市場の相対的な安定性による収益との組合せを追求する投資家に適している。

６．分配方針

クラスＡ毎月分配型（米ドル）受益証券およびクラスＡ毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券に関して、管理会社は、毎月分配を行う予定である。

その他のクラス受益証券について、管理会社は、その裁量において、各会計年度末に期末分配、および、随時中間分配を宣言することができる。

分配金は、投資収益、キャピタル・ゲインおよび元本から支払われる。

7．管理報酬

管理会社は、当該月中のサブ・ファンドに帰属する平均純資産総額に基づき計算される年率1.20%の報酬をサブ・ファンドの資産から毎月受領する権利を有する。管理会社は、その裁量において、この報酬の一部を放棄することができる。

8．保管報酬

保管受託銀行は、ファンドの純資産から毎月支払われる、ルクセンブルグの一般的慣行に従う保管報酬を受領する権利を有する。

9．受益者サービス報酬

受益証券の販売促進において提供した業務および発生した費用に対し、年率0.80%の受益者サービス報酬が、管理会社（または管理会社が随時任命するその他の当事者）に支払われる。これは、ファンドへの投資を継続している顧客を有する販売代行会社への継続支払額を含む。受益者サービス報酬は、当該期間中の各サブ・ファンドに帰属する平均純資産総額について日々計算され発生する。管理会社は、その裁量において当報酬の一部を放棄することができる。

10. 転換手数料

日本における販売会社は、サブ・ファンドのクラスA受益証券との間におけるすべての転換について上限1.08%(注)（税抜1.0%）の転換手数料を受領する権利を有する。

（注）消費税率が10%となった場合は、1.10%となる。

11. 存続期間

サブ・ファンドの存続期間は無期限である。

12. 取引日

サブ・ファンドの「取引日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日および日本における金融商品取引業者の営業日であるウィークデイをいう。12月24日がウィークデイである場合、当該日は取引日として考慮されない。

また、取引日は、サブ・ファンドの１口当たり純資産価格の計算の停止期間内に含まれない日である。管理会社は、関連する現地の証券取引所および／または規制市場が取引および／または決済をクローズしているか否か、およびサブ・ファンドが投資する投資先ファンドが取引をクローズし１口当たり純資産価格を公表しているか否かを斟酌することもできる。管理会社は、かかるクローズを、自己のポートフォリオの相当量をかかるクローズされた証券取引所、規制市場またはかかるクローズされた投資先ファンドに投資するサブ・ファンドの非取引日とみなすことを選択することができる。

サブ・ファンドの非取引日（予定）の一覧は、請求により管理会社から入手可能であり、インターネット・サイトwww.schroders.luにて入手することも可能である。

13. 買付価格の支払

買付価格の支払は、受益証券買付申込みが受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から４取引日以内に行われる。

14. 買戻価格の支払

買戻価格の支払は、適正な権利放棄書面が受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から４取引日以内に行われる。

15. 販売手数料

適用ある受益証券１口当たりの純資産価格の6.25%を上限とする販売手数料は、クラスA受益証券の発行に関して販売会社により徴収されることがある。

16. 買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

17. レバレッジ

(1) 定義

レバレッジは、サブ・ファンドが、現金もしくは有価証券の借入れおよび／またはデリバティブの利用を通じて自らのエクスポージャーを増加させる方法である。

レバレッジは、サブ・ファンドのエクスポージャーと純資産価額との間の比率（「レバレッジ比率」）として表示される。

レバレッジ比率は、サブ・ファンドのエクスポージャーを計算する２通りの方式に従い計算される。すなわち、以下の表に概要される総額方式および約定方式である。

レバレッジ比率	エクスポージャーの計算方法
「総額レバレッジ比率」	総額方式に基づき計算されるエクスポージャーは、(ⅰ)全ポジションの絶対値の総額、(ⅱ)総額エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、(iii)現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および(iv)効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 ファンドの基準通貨で保有される現金および現金等価物（現金および現金等価物と同視できる現金借入れを含む。）は、エクスポージャーの計算から除外される。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。
「約定レバレッジ比率」	約定方式に基づき計算されるエクスポージャーは、(ⅰ)全ポジションの絶対値の総額、(ⅱ)約定エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、(iii)現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および(iv)効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 本方式では、特定の条件下においてネッティングおよびヘッジ契約を考慮に入れることが可能である。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。

サブ・ファンドのエクスポージャーを計算するにあたり総額方式および約定方式を適用することで得られる２つの比率は、相互に補足し合い、かつ、レバレッジの明確な表示を提供する。

総額レバレッジは、以下を行わないことから、レバレッジを表示する保守的な方法である。

- **投資またはヘッジ目的で利用されるデリバティブとの区別を行うこと。この結果、リスクの軽減を目的とする戦略が、サブ・ファンドのレバレッジ・レベルの増大に寄与することがある。**
- **デリバティブのポジションのネッティングを認めること。この結果、レバレッジが増大していない、またはサブ・ファンドの全体的なリスクの適度な増大をもたらしているにすぎない場合において、デリバティブのロール・オーバー（借換え）ならびにロングおよびショート・ポジションの組合せに依拠する戦略が、レバレッジ・レベルの大幅な増加に寄与することがある。**

よって、高いレベルの総額レバレッジを示しているサブ・ファンドは、必ずしも低いレベルの総額レバレッジを示すサブ・ファンドよりも高リスクとは限らない。

約定レバレッジは、一定の状況下におけるヘッジおよびネッティング契約を認めていることから、サブ・ファンドの実際のレバレッジをより正確に表示する。

慣例により、レバレッジ比率は、小数として表示される。レバレッジ比率が１以下の場合には、サブ・ファンドにレバレッジがかかっていないことを意味し、レバレッジ比率が１よりも大きい場合には、レバレッジがかかっていることを示す。

(2) サブ・ファンドがレバレッジを利用しうる状況ならびに認められるレバレッジの種類および利用源

さらなるエクスポージャー－レバレッジをかけるため、デリバティブを用いることが可能である。

(3) レバレッジの最大レベル

レバレッジ比率	最大レバレッジ比率
「総額レバレッジ比率」	1.2
「約定レバレッジ比率」	1.1

(4) 流動性リスク管理

管理会社は、サブ・ファンドの流動性リスクを継続的に評価および監視する流動性リスクプロセスを確立している。

特定の固定利付債券の取引量について一般に入手可能な情報がない場合、かかる監視は、市場の流動性を評価する内部モデルに依拠することができる。

市場流動性の混乱といった例外的な状況において、かつ、サブ・ファンドおよびその受益者の最善の利益のため、管理会社は、前記「第二部　ファンド情報　第２　管理及び運営　４　資産管理等の概要　（１）資産の評価　（ii）純資産価格の決定の停止」の項にその詳細が記載されるところに従い、買戻請求を一時的に繰り延べる特別手続を実施している。

18. マスター・ファンドの手数料等

サブ・ファンドが投資するマスター・ファンドの手数料等の総額は運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

（ただし、前記「第二部　ファンド情報　第１　ファンドの状況　４　手数料等及び税金　（４）その他の手数料等」に記載のサブ・ファンドの管理報酬の全部または一部の放棄に関する記載を参照のこと。）

＜内訳＞

- **管理運用報酬　　：なし。**
- **保管報酬　　：上限年率0.32%の保管報酬およびマスター・ファンドにおいて約定される証券等の各取引につき最大150米ドル。また保管受託銀行が支出した合理的な費用。**
- **ファンド事務管理報酬：上限年率0.40%。また管理会社が支出した合理的な費用。**
- **ルクセンブルクの税金：年率0.01%**
- **その他の報酬・費用　：運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。**

上記の手数料等は、サブ・ファンドにより直接支払われるものではないが、サブ・ファンドの受益証券１口当たり純資産価格に影響を及ぼす。

別紙VI

ニューマーケット・シリーズ　エマージング・ボンド

１．名称

シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ　エマージング・ボンド　（「サブ・ファンド」）

２．基準通貨

米ドル

３．投資目的

サブ・ファンドの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、ＥＵ指令2009／65／ＥＣおよび2010年法のパートＩに基づきＵＣＩＴＳとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・エマージング・マーケット・デット・アブソルート・リターン（「マスター・ファンド」）のクラスＩ受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの目論見書は、ルクセンブルグの管理会社の住所地において入手可能である。

マスター・ファンドは、そのリスク内容に従って、ヘッジ目的および投資目的のため、デリバティブを用いることがある。デリバティブは、クレジット・デフォルト・スワップを通じてのプロテクション売買、金利関連のデリバティブの戦術的使用を通じてのマスター・ファンドのデュレーションの調整、インフレまたはボラティリティ関連のデリバティブを通じての追加的収益の創出、通貨関連のデリバティブの使用を通じてのカレンシー・エクスポージャーの増大等における信用リスクに対するエクスポージャーから追加的収益を生み出すために使用されることがある。デリバティブは、複合商品を創り出すためにも用いられることが可能である。当該デリバティブは、店頭市場および／または証券取引所で取引されるオプション、先物、ワラント、スワップ、先物予約および／またはそれらの組合せを含む。

マスター・ファンドは、下記の投資目的および投資方針を有する：

「投資目的：

マスター・ファンドは、エマージング市場（注）の固定利付債券および変動利付債券への投資によって元本の絶対的成長および収益を提供することを目的とする。

絶対収益とは、マスター・ファンドがあらゆる市場環境で12か月にわたりプラスにのリターンを提供することを追求することを意味するが、絶対収益は保証されず、投資元本はリスクにさらされている。

投資方針：

マスター・ファンドは、少なくともその資産の３分の２を、エマージング市場の固定利付債券および変動利付債券、通貨ならびに短期金融商品に投資する。固定利付債券および変動利付債券は、政府、政府機関、国際機関および企業により発行されたものとする。また、マスター・ファンドは現金を保有する場合もある。

絶対収益の提供を目的とし、マスター・ファンドは、その資産の40%を上限として、現金および先進国市場の短期金融商品を保有することができる。マスター・ファンドは、ベンチマークにとらわれないファンドであり、特定のベンチマークを参照することなく運用される。

マスター・ファンドは、その資産の50%を超えて、投資適格証券を下回る格付（スタンダード・アンド・プアーズによる格付または他の格付機関の同等の格付による。）を有する固定利付債券および変動利付債券に投資することができる。

マスター・ファンドは、規制された市場（ボンド・コネクトを経由したＣＩＢＭを含む。）を通じ、中国本土に投資することができる。

マスター・ファンドは、投資利益の獲得、リスクの低減またはマスター・ファンドのより効率的な運用を目的とし、デリバティブを利用できる。」

（注）エマージング市場とは、以下の国々をいう。

アルゼンチン、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、メキシコ、パナマ、ペルー、ウルグアイ、ベネズエラ、アルジェリア、エジプト、コートジボアール、ヨルダン、ケニア、レバノン、モロッコ、ナイジェリア、南アフリカ、チュニジア、トルコ、ウガンダ、ジンバブエ、ボスニア、ブルガリア、クロアチア、チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、ポーランド、ルーマニア、ロシア、スロバキア、スロベニア、ウクライナ、中国、香港、インド、インドネシア、マレーシア、パキスタン、フィリピン、韓国、台湾、タイ、ベトナム、カザフスタン、シンガポールおよびスリランカ他

出所：シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド

※　投資対象国・地域は変更されることがある。

本書の主要部分に詳述される通り、クラスＡ（円）受益証券は、対円の通貨変動に対し（可能な限り）ヘッジされる。

マスター・ファンドの運用会社は、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドである。

投資制限：

管理会社は、サブ・ファンドのために、有価証券の裏付けのない売却（空売り）を行うことができない。

４．サブ・ファンドのリスクの内容

(1) サブ・ファンドに伴うリスクはとマスター・ファンドに対するリスクと対応している。マスター・ファンドの投資リスクについては、別紙ＸⅢに記載されている。

マスター・ファンドの価額は、マスター・ファンドが保有する個々の債務証券の直近の価額に基づき日々計算される。当該時価は、金利の変動およびマスター・ファンドが保有する債務証券に対する時価予想値の影響を受ける。マスター・ファンドが保有する債務証券の特性によっては、大きなボラティリティが予想される。

投資を行おうとする者は、サブ・ファンドへの投資には上記の平均的程度のリスクがあり、投資が長期的な性質のものであることを認識しなければならない。発展途上の市場は、成熟した市場に比べて一般に規制が整備されておらず、流動性が低いことがあり、保管業務に関しての信頼度が低いことがある。

(2) サブ・ファンドを通して行うマスター・ファンドへの投資は、受益者にとって報酬および費用の重複を伴うことがある。主に、管理事務報酬、経常費用および監査費用がこの場合に該当する。

管理報酬、顧問報酬および当初費用の重複を避けるため、当該費用がかからないポートフォリオのクラスＩ受益証券に投資する。

(3) サブ・ファンドまたはクラスの通貨が受益者の本国の通貨と異なる場合またはサブ・ファンドが投資を行う市場の通貨と異なる場合、受益者には通常の投資リスクを超える追加の損失（または追加の利益）の発生の可能性がある。

５．標準的な対象投資家

サブ・ファンドは、収益および元本の成長を提供することを目指す中程度のリスクのビークルである。サブ・ファンドは、元本の成長機会と長期にわたる債券市場の相対的な安定性による収益との組合せを追求する投資家に適している。

６．分配方針

管理会社は、分配型受益証券のみを発行し、その裁量において、各会計年度末に期末分配、および、随時中間分配を宣言することができる。

分配金は、投資収益、キャピタル・ゲインおよび元本から支払われる。

７．管理報酬

管理会社は、当該月中のサブ・ファンドに帰属する平均純資産総額に基づき計算される年率1.40%の報酬をサブ・ファンドの資産から毎月受領する権利を有する。管理会社は、その裁量において、この報酬の一部を放棄することができる。

８．保管報酬

保管受託銀行は、ファンドの純資産から毎月支払われる、ルクセンブルグの一般的慣行に従う保管報酬を受領する権利を有する。

９．受益者サービス報酬

受益証券の販売促進において提供した業務および発生した費用に対し、年率0.90%の受益者サービス報酬が、管理会社（または管理会社が随時任命するその他の当事者）に支払われる。これは、ファンドへの投資を継続している顧客を有する販売代行会社への継続支払額を含む。受益者サービス報酬は、当該期間中の各サブ・ファンドに帰属する平均純資産総額について日々計算され発生する。管理会社は、その裁量において当報酬の一部を放棄することができる。

10. 転換手数料

日本における販売会社は、サブ・ファンドのクラスA受益証券との間におけるすべての転換について上限1.08%（注）（税抜1.0%）の転換手数料を受領する権利を有する。

（注）消費税率が10%となった場合は、1.10%となる。

11. 存続期間

サブ・ファンドの存続期間は無期限である。

12. 取引日

サブ・ファンドの「取引日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日および日本における金融商品取引業者の営業日であるウィークデイをいう。12月24日がウィークデイである場合、当該日は取引日として考慮されない。

また、取引日は、サブ・ファンドの１口当たり純資産価格の計算の停止期間内に含まれない日である。管理会社は、関連する現地の証券取引所および／または規制市場が取引および／または決済をクローズしているか否か、およびサブ・ファンドが投資する投資先ファンドが取引をクローズし１口当たり純資産価格を公表しているか否かを斟酌することもできる。管理会社は、かかるクローズを、自己のポートフォリオの相当量をかかるクローズされた証券取引所、規制市場またはかかるクローズされた投資先ファンドに投資するサブ・ファンドの非取引日とみなすことを選択することができる。

サブ・ファンドの非取引日（予定）の一覧は、請求により管理会社から入手可能であり、インターネット・サイトwww.schroders.luにて入手することも可能である。

13. 買付価格の支払

買付価格の支払は、受益証券買付申込みが受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から４取引日以内に行われる。

14. 買戻価格の支払

買戻価格の支払は、適正な権利放棄書面が受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から４取引日以内に行われる。

15. 販売手数料

適用ある受益証券１口当たりの純資産価格の6.25%を上限とする販売手数料は、クラスA受益証券の発行に関して販売会社により徴収されることがある。

16. 買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

17. レバレッジ

(1) 定義

レバレッジは、サブ・ファンドが、現金もしくは有価証券の借入れおよび／またはデリバティブの利用を通じて自らのエクスポージャーを増加させる方法である。

レバレッジは、サブ・ファンドのエクスポージャーと純資産価額との間の比率（「レバレッジ比率」）として表示される。

レバレッジ比率は、サブ・ファンドのエクスポージャーを計算する２通りの方式に従い計算される。すなわち、以下の表に概要される総額方式および約定方式である。

レバレッジ比率	エクスポージャーの計算方法

「総額レバレッジ比率」	総額方式に基づき計算されるエクスポージャーは、(ⅰ)全ポジションの絶対値の総額、(ⅱ)総額エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、(ⅲ)現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および(ⅳ)効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 ファンドの基準通貨で保有される現金および現金等価物（現金および現金等価物と同視できる現金借入れを含む。）は、エクスポージャーの計算から除外される。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。
「約定レバレッジ比率」	約定方式に基づき計算されるエクスポージャーは、(ⅰ)全ポジションの絶対値の総額、(ⅱ)約定エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、(ⅲ)現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および(ⅳ)効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 本方式では、特定の条件下においてネッティングおよびヘッジ契約を考慮に入れることが可能である。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。

サブ・ファンドのエクスポージャーを計算するにあたり総額方式および約定方式を適用することで得られる２つの比率は、相互に補足し合い、かつ、レバレッジの明確な表示を提供する。

総額レバレッジは、以下を行わないことから、レバレッジを表示する保守的な方法である。

－ 投資またはヘッジ目的で利用されるデリバティブとの区別を行うこと。この結果、リスクの軽減を目的とする戦略が、サブ・ファンドのレバレッジ・レベルの増大に寄与することがある。

－ デリバティブのポジションのネッティングを認めること。この結果、レバレッジが増大していない、またはサブ・ファンドの全体的なリスクの適度な増大をもたらしているにすぎない場合において、デリバティブのロール・オーバー（借換え）ならびにロングおよびショート・ポジションの組合せに依拠する戦略が、レバレッジ・レベルの大幅な増加に寄与することがある。

よって、高いレベルの総額レバレッジを示しているサブ・ファンドは、必ずしも低いレベルの総額レバレッジを示すサブ・ファンドよりも高リスクとは限らない。

約定レバレッジは、一定の状況下におけるヘッジおよびネッティング契約を認めていることから、サブ・ファンドの実際のレバレッジをより正確に表示する。

慣例により、レバレッジ比率は、小数として表示される。レバレッジ比率が１以下の場合には、サブ・ファンドにレバレッジがかかっていないことを意味し、レバレッジ比率が１よりも大きい場合には、レバレッジがかかっていることを示す。

(2) サブ・ファンドがレバレッジを利用しうる状況ならびに認められるレバレッジの種類および利用源

さらなるエクスポージャー－レバレッジをかけるため、デリバティブを用いることが可能である。

(3) レバレッジの最大レベル

レバレッジ比率	最大レバレッジ比率
「総額レバレッジ比率」	1.2
「約定レバレッジ比率」	1.1

(4) 流動性リスク管理

管理会社は、サブ・ファンドの流動性リスクを継続的に評価および監視する流動性リスクプロセスを確立している。

特定の固定利付債券の取引量について一般に入手可能な情報がない場合、かかる監視は、市場の流動性を評価する内部モデルに依拠することができる。

市場流動性の混乱といった例外的な状況において、かつ、サブ・ファンドおよびその受益者の最善の利益のため、管理会社は、前記「第二部　ファンド情報　第２　管理及び運営　４　資産管理等の概要　（１）資産の評価　（ii）純資産価格の決定の停止」の項にその詳細が記載されるところに従い、買戻請求を一時的に繰り延べる特別手続を実施している。

18. マスター・ファンドの手数料等

サブ・ファンドが投資するマスター・ファンドの手数料等の総額は運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

（ただし、前記「第二部　ファンド情報　第１　ファンドの状況　４　手数料等及び税金　（４）その他の手数料等」に記載のサブ・ファンドの管理報酬の全部または一部の放棄に関する記載を参照のこと。）

＜内訳＞

- **管理運用報酬　　：なし。**
- **保管報酬　　：上限年率0.32%の保管報酬およびマスター・ファンドにおいて約定される証券等の各取引につき最大150米ドル。また保管受託銀行が支出した合理的な費用。**
- **ファンド事務管理報酬：上限年率0.40%。また管理会社が支出した合理的な費用。**
- **ルクセンブルクの税金：年率0.01%**
- **その他の報酬・費用　：運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。**

上記の手数料等は、サブ・ファンドにより直接支払われるものではないが、サブ・ファンドの受益証券１口当たり純資産価格に影響を及ぼす。

別紙Ⅶ

ニューマーケット・シリーズ　ＢＲＩＣ・エクイティ

１．名称

シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ　ＢＲＩＣ・エクイティ（「サブ・ファンド」）

２．基準通貨

米ドル

３．投資目的

サブ・ファンドの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、ＥＵ指令2009／65／ＥＣおよび2010年法のパートＩに基づきＵＣＩＴＳとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ＢＲＩＣ（ブラジル・ロシア・インド・中国）（「マスター・ファンド」）のクラスＩ受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの目論見書は、ルクセンブルグの管理会社の住所地において入手可能である。

マスター・ファンドは、そのリスク内容に従って、ヘッジ目的および投資目的のため、デリバティブを用いることがある。デリバティブは、株式、通貨、ボラティリティまたはインデックス関連のデリバティブ等を通じてマーケット・エクスポージャーを算出するために使用されることがあり、店頭市場および／または証券取引所で取引されるオプション、先物、差額契約、ワラント、スワップ、先物予約および／またはそれらの組合せを含む。

マスター・ファンドは、下記の投資目的および投資方針を有する：

「投資目的：

マスター・ファンドは、ブラジル、ロシア、インドおよび中国の企業の株式および株式関連証券への投資によって元本の成長を提供することを目指す。

投資方針：

マスター・ファンドは、少なくともその資産の３分の２をＭＳＣＩ・ＢＲＩＣインデックスに含まれる様々な企業の株式に投資する。

マスター・ファンドは、通常25から50の企業を保有する。

マスター・ファンドの投資プロセスにおいては、重大な環境要因、社会的要因およびガバナンス要因が参照される。これは企業価値に影響を与えうる気候変動、環境パフォーマンス、労働基準または役員構成等の事項が企業評価において考慮される可能性があることを意味する。

マスター・ファンドは、投資利益の獲得、リスクの低減またはマスター・ファンドのより効率的な運用を目的とし、デリバティブを利用できる。また、マスター・ファンドは、短期金融商品への投資および現金の保有も可能である。」

本書の主要部分に詳述される通り、クラスＡ（円）受益証券は、対円の通貨変動に対し（可能な限り）ヘッジされる。

マスター・ファンドの運用会社は、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドである。

投資制限：

管理会社は、サブ・ファンドのために、有価証券の裏付けのない売却（空売り）を行うことができない。

４．サブ・ファンドのリスクの内容

(1) サブ・ファンドに伴うリスクは、マスター・ファンドに対するリスクと対応している。マスター・ファンドの投資リスクについては、別紙ＸⅢに記載されている。

マスター・ファンドの価額は、マスター・ファンドが保有する個々の株式の直近の価額に基づき日々計算される。当該時価は、マスター・ファンドが保有する証券に対する時価予想値に大きく影響

されるが、金利の変動にも影響される。マスター・ファンドが保有する株式の特性によっては、大きなボラティリティが予想される。

投資を行おうとする者は、サブ・ファンドへの投資には上記の平均的程度のリスクがあり、投資が長期的な性質のものであることを認識しなければならない。発展途上の市場は、成熟した市場に比べて一般に規制が整備されておらず、流動性が低いことがあり、保管業務に関しての信頼度が低いことがある。

(2) サブ・ファンドを通して行うマスター・ファンドへの投資は、受益者にとって報酬および費用の重複を伴うことがある。主に、管理事務報酬、経常費用および監査費用がこの場合に該当する。

管理報酬、顧問報酬および当初費用の重複を避けるため、当該費用がかからないマスター・ファンドのクラスＩ受益証券に投資する。

(3) サブ・ファンドまたはクラスの通貨が受益者の本国の通貨と異なる場合またはサブ・ファンドが投資を行う市場の通貨と異なる場合、受益者には通常の投資リスクを超える追加の損失（または追加の利益）の発生の可能性がある。

５．標準的な対象投資家

サブ・ファンドは、元本の成長を提供することを目指す高いリスクのビークルである。サブ・ファンドは、短期の損失の可能性を最小限にすることよりも長期のリターンを最大限にすることに、より関心のある投資家に適している。

６．分配方針

管理会社は、分配型受益証券のみを発行し、その裁量において、各会計年度末に期末分配、および、随時中間分配を宣言することができる。

分配金は、投資収益、キャピタル・ゲインおよび元本から支払われる。

７．管理報酬

管理会社は、当該月中のサブ・ファンドに帰属する平均純資産総額に基づき計算される年率1.45%の報酬をサブ・ファンドの資産から毎月受領する権利を有する。管理会社は、その裁量において、この報酬の一部を放棄することができる。

８．保管報酬

保管受託銀行は、ファンドの純資産から毎月支払われる、ルクセンブルグの一般的慣行に従う保管報酬を受領する権利を有する。

９．受益者サービス報酬

受益証券の販売促進において提供した業務および発生した費用に対し、年率0.90%の受益者サービス報酬が、管理会社（または管理会社が随時任命するその他の当事者）に支払われる。これは、ファンドへの投資を継続している顧客を有する販売代行会社への継続支払額を含む。受益者サービス報酬は、当該期間中の各サブ・ファンドに帰属する平均純資産総額について日々計算され発生する。管理会社は、その裁量において当報酬の一部を放棄することができる。

10. 転換手数料

日本における販売会社は、サブ・ファンドのクラスＡ受益証券との間におけるすべての転換について上限1.08%(注)（税抜1.0%）の転換手数料を受領する権利を有する。

（注）消費税率が10%となった場合は、1.10%となる。

11. 存続期間

サブ・ファンドの存続期間は無期限である。

12. 取引日

サブ・ファンドの「取引日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日および日本における金融商品取引業者の営業日であるウィークデイをいう。12月24日がウィークデイである場合、当該日は取引日として考慮されない。

また、取引日は、サブ・ファンドの１口当たり純資産価格の計算の停止期間内に含まれない日である。管理会社は、関連する現地の証券取引所および／または規制市場が取引および／または決済をクローズしているか否か、およびサブ・ファンドが投資する投資先ファンドが取引をクローズし１口当たり純資産価格を公表しているか否かを斟酌することもできる。管理会社は、かかるクローズを、自己のポートフォリ

オの相当量をかかるクローズされた証券取引所、規制市場またはかかるクローズされた投資先ファンドに投資するサブ・ファンドの非取引日とみなすことを選択することができる。

サブ・ファンドの非取引日（予定）の一覧は、請求により管理会社から入手可能であり、インターネット・サイトwww.schroders.luにて入手することも可能である。

13. 買付価格の支払

買付価格の支払は、受益証券買付申込みが受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から４取引日以内に行われる。

14. 買戻価格の支払

買戻価格の支払は、適正な権利放棄書面が受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から４取引日以内に行われる。

15. 販売手数料

適用ある受益証券１口当たりの純資産価格の6.25%を上限とする販売手数料は、クラスA受益証券の発行に関して販売会社により徴収されることがある。

16. 買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

17. レバレッジ

(1) 定義

レバレッジは、サブ・ファンドが、現金もしくは有価証券の借入れおよび／またはデリバティブの利用を通じて自らのエクスポージャーを増加させる方法である。

レバレッジは、サブ・ファンドのエクスポージャーと純資産価額との間の比率（「レバレッジ比率」）として表示される。

レバレッジ比率は、サブ・ファンドのエクスポージャーを計算する２通りの方式に従い計算される。すなわち、以下の表に概要される総額方式および約定方式である。

レバレッジ比率	エクスポージャーの計算方法
「総額レバレッジ比率」	総額方式に基づき計算されるエクスポージャーは、(ⅰ)全ポジションの絶対値の総額、(ⅱ)総額エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、(iii)現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および(iv)効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 ファンドの基準通貨で保有される現金および現金等価物（現金および現金等価物と同視できる現金借入れを含む。）は、エクスポージャーの計算から除外される。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。
「約定レバレッジ比率」	約定方式に基づき計算されるエクスポージャーは、(ⅰ)全ポジションの絶対値の総額、(ⅱ)約定エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、(iii)現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および(iv)効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 本方式では、特定の条件下においてネッティングおよびヘッジ契約を考慮に入れることが可能である。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。

サブ・ファンドのエクスポージャーを計算するにあたり総額方式および約定方式を適用することで得られる２つの比率は、相互に補足し合い、かつ、レバレッジの明確な表示を提供する。

総額レバレッジは、以下を行わないことから、レバレッジを表示する保守的な方法である。

－ 投資またはヘッジ目的で利用されるデリバティブとの区別を行うこと。この結果、リスクの軽減を目的とする戦略が、サブ・ファンドのレバレッジ・レベルの増大に寄与することがある。

－ デリバティブのポジションのネッティングを認めること。この結果、レバレッジが増大していない、またはサブ・ファンドの全体的なリスクの適度な増大をもたらしているにすぎない場合において、デリバティブのロール・オーバー（借換え）ならびにロングおよびショート・ポジションの組合せに依拠する戦略が、レバレッジ・レベルの大幅な増加に寄与することがある。

よって、高いレベルの総額レバレッジを示しているサブ・ファンドは、必ずしも低いレベルの総額レバレッジを示すサブ・ファンドよりも高リスクとは限らない。

約定レバレッジは、一定の状況下におけるヘッジおよびネッティング契約を認めていることから、サブ・ファンドの実際のレバレッジをより正確に表示する。

慣例により、レバレッジ比率は、小数として表示される。レバレッジ比率が１以下の場合には、サブ・ファンドにレバレッジがかかっていないことを意味し、レバレッジ比率が１よりも大きい場合には、レバレッジがかかっていることを示す。

(2) サブ・ファンドがレバレッジを利用しうる状況ならびに認められるレバレッジの種類および利用源

さらなるエクスポージャー－レバレッジをかけるため、デリバティブを用いることが可能である。

(3) レバレッジの最大レベル

レバレッジ比率	最大レバレッジ比率
「総額レバレッジ比率」	1.2

「約定レバレッジ比率」	1.1

(4) 流動性リスク管理

管理会社は、サブ・ファンドの流動性リスクを継続的に評価および監視する流動性リスクプロセスを確立している。

特定の固定利付債券の取引量について一般に入手可能な情報がない場合、かかる監視は、市場の流動性を評価する内部モデルに依拠することができる。

市場流動性の混乱といった例外的な状況において、かつ、サブ・ファンドおよびその受益者の最善の利益のため、管理会社は、前記「第二部　ファンド情報　第２　管理及び運営　４　資産管理等の概要　（１）資産の評価　（ii）純資産価格の決定の停止」の項にその詳細が記載されるところに従い、買戻請求を一時的に繰り延べる特別手続を実施している。

18. マスター・ファンドの手数料等

サブ・ファンドが投資するマスター・ファンドの手数料等の総額は運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

（ただし、前記「第二部　ファンド情報　第１　ファンドの状況　４　手数料等及び税金　（４）その他の手数料等」に記載のサブ・ファンドの管理報酬の全部または一部の放棄に関する記載を参照のこと。）

＜内訳＞

・管理運用報酬　　：なし。
・保管報酬　　：上限年率0.32%の保管報酬およびマスター・ファンドにおいて約定される証券等の各取引につき最大150米ドル。また保管受託銀行が支出した合理的な費用。
・ファンド事務管理報酬：上限年率0.40%。また管理会社が支出した合理的な費用。
・ルクセンブルクの税金：年率0.01%
・その他の報酬・費用　：運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

上記の手数料等は、サブ・ファンドにより直接支払われるものではないが、サブ・ファンドの受益証券１口当たり純資産価格に影響を及ぼす。

別紙Ⅷ

ニューマーケット・シリーズ　グレーター・チャイナ・エクイティ

１．名称

シュローダー・セレクション　ニューマーケット・シリーズ　グレーター・チャイナ・エクイティ（「サブ・ファンド」）

２．基準通貨

米ドル

３．投資目的

サブ・ファンドの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、ＥＵ指令2009／65／ＥＣおよび2010年法のパートＩに基づきＵＣＩＴＳとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・グレーター・チャイナ（「マスター・ファンド」）のクラスＩ受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの目論見書は、ルクセンブルグの管理会社の住所地において入手可能である。

マスター・ファンドは、そのリスク内容に従って、ヘッジ目的および投資目的のため、デリバティブを用いることがある。デリバティブは、株式、通貨、ボラティリティまたはインデックス関連のデリバティブ等を通じてマーケット・エクスポージャーを算出するために使用されることがあり、店頭市場および／または証券取引所で取引されるオプション、先物、差額契約、ワラント、スワップ、先物予約および／またはそれらの組合せを含む。

マスター・ファンドは、下記の投資目的および投資方針を有する：

「投資目的：

マスター・ファンドは、中華人民共和国、香港特別行政区および台湾の企業の株式および株式関連証券への投資によって、元本の成長を提供することを目指している。

投資方針：

マスター・ファンドは、その資産の３分の２以上を中華人民共和国、香港特別行政区および台湾の企業の株式および株式関連証券に投資する。

マスター・ファンドは、中国Ｂ株（注１）および中国Ｈ株（注２）に直接投資し、上海・香港ストック・コネクトおよび深セン・香港ストック・コネクトを通じてその資産の30%を超えずに中国Ａ株（注３）に投資することができる。

（注１）中国Ｂ株とは、深セン証券取引所または上海証券取引所といった中国の証券取引所に上場され、香港ドルまたは米ドルで取引されている中国企業の株式をいう。以下同じ。

（注２）中国Ｈ株とは、香港証券取引所または他国の取引所に上場され、取引されている中国企業の株式をいう。以下同じ。

（注３）中国Ａ株とは、深セン証券取引所または上海証券取引所といった中国の証券取引所に上場され、人民元で取引されている中国企業の株式をいう。以下同じ。

人民元とは、中華人民共和国の公式通貨である人民元で、国内およびオフショア市場（主に香港）で取引される中国の通貨を供給するために使用されるもの。正確には、ファンドの名義またはファンドの基準通貨における人民元への言及はすべてオフショア人民元への言及と理解しなければならない。

マスター・ファンドは、リスクの低減またはマスター・ファンドのより効率的な運用を目的とし、デリバティブを利用できる。また、マスター・ファンドは、短期金融商品への投資および現金の保有も可能である。」

本書の主要部分に詳述される通り、クラスＡ（円）受益証券は、対円の通貨変動に対し（可能な限り）ヘッジされる。

マスター・ファンドの運用会社は、シュローダー・インベストメント・マネージメント（香港）リミテッドである。

投資制限：

管理会社は、サブ・ファンドのために、有価証券の裏付けのない売却（空売り）を行うことができない。

4．サブ・ファンドのリスクの内容

(1) サブ・ファンドに伴うリスクは、マスター・ファンドに対するリスクと対応している。マスター・ファンドの投資リスクについては、別紙ＸⅢに記載されている。

上海・香港ストック・コネクトおよび深セン・香港ストック・コネクトは、香港証券取引所、上海／深セン証券取引所、香港証券クリアリング・カンパニー・リミテッドおよび中国証券登記決済有限公司が、中国（香港、マカオおよび台湾を除く。）と香港の間で証券市場への相互アクセスを実現する目的で開発した証券取引および決済接続制度である。かかる制度の詳細な説明およびそれに関連するリスクについては、別紙ＸⅢに記載されている。

マスター・ファンドの価額は、マスター・ファンドが保有する個々の株式の直近の価額に基づき日々計算される。当該時価は、マスター・ファンドが保有する証券に対する時価予想値に大きく影響されるが、金利の変動にも影響される。マスター・ファンドが保有する株式の特性によっては、大きなボラティリティが予想される。

投資を行おうとする者は、サブ・ファンドへの投資には上記の平均的程度のリスクがあり、投資が長期的な性質のものであることを認識しなければならない。発展途上の市場は、成熟した市場に比べて一般に規制が整備されておらず、流動性が低いことがあり、保管業務に関しての信頼度が低いことがある。

(2) サブ・ファンドを通して行うマスター・ファンドへの投資は、受益者にとって報酬および費用の重複を伴うことがある。主に、管理事務報酬、経常費用および監査費用がこの場合に該当する。

管理報酬、顧問報酬および当初費用の重複を避けるため、当該費用がかからないマスター・ファンドのクラスＩ受益証券に投資する。

(3) サブ・ファンドまたはクラスの通貨が受益者の本国の通貨と異なる場合またはサブ・ファンドが投資を行う市場の通貨と異なる場合、受益者には通常の投資リスクを超える追加の損失（または追加の利益）の発生の可能性がある。

5．標準的な対象投資家

サブ・ファンドは、元本の成長を提供することを目指す高いリスクのビークルである。サブ・ファンドは、短期の損失の可能性を最小限にすることよりも長期のリターンを最大限にすることに、より関心のある投資家に適している。

6．分配方針

管理会社は、分配型受益証券のみを発行し、その裁量において、各会計年度末に期末分配、および、随時中間分配を宣言することができる。

分配金は、投資収益、キャピタル・ゲインおよび元本から支払われる。

7．管理報酬

管理会社は、当該月中のサブ・ファンドに帰属する平均純資産総額に基づき計算される年率1.45%の報酬をサブ・ファンドの資産から毎月受領する権利を有する。管理会社は、その裁量において、この報酬の一部を放棄することができる。

8．保管報酬

保管受託銀行は、ファンドの純資産から毎月支払われる、ルクセンブルグの一般的慣行に従う保管報酬を受領する権利を有する。

9．受益者サービス報酬

受益証券の販売促進において提供した業務および発生した費用に対し、年率0.90%の受益者サービス報酬が、管理会社（または管理会社が随時任命するその他の当事者）に支払われる。これは、ファンドへの投資を継続している顧客を有する販売代行会社への継続支払額を含む。受益者サービス報酬は、当該期間中の各サブ・ファンドに帰属する平均純資産総額について日々計算され発生する。管理会社は、その裁量において当報酬の一部を放棄することができる。

10．転換手数料

日本における販売会社は、サブ・ファンドのクラスA受益証券との間におけるすべての転換について上限1.08%(注)（税抜1.0%）の転換手数料を受領する権利を有する。

（注）消費税率が10%となった場合は、1.10%となる。

11. 存続期間

サブ・ファンドの存続期間は無期限である。

12. 取引日

サブ・ファンドの「取引日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日および日本における金融商品取引業者の営業日であるウィークデイをいう。12月24日がウィークデイである場合、当該日は取引日として考慮されない。

また、取引日は、サブ・ファンドの１口当たり純資産価格の計算の停止期間内に含まれない日である。管理会社は、関連する現地の証券取引所および／または規制市場が取引および／または決済をクローズしているか否か、およびサブ・ファンドが投資する投資先ファンドが取引をクローズし１口当たり純資産価格を公表しているか否かを斟酌することもできる。管理会社は、かかるクローズを、自己のポートフォリオの相当量をかかるクローズされた証券取引所、規制市場またはかかるクローズされた投資先ファンドに投資するサブ・ファンドの非取引日とみなすことを選択することができる。

サブ・ファンドの非取引日（予定）の一覧は、請求により管理会社から入手可能であり、インターネット・サイトwww.schroders.luにて入手することも可能である。

13. 買付価格の支払

買付価格の支払は、受益証券買付申込みが受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から４取引日以内に行われる。

14. 買戻価格の支払

買戻価格の支払は、適正な権利放棄書面が受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から４取引日以内に行われる。

15. 販売手数料

適用ある受益証券１口当たりの純資産価格の6.25%を上限とする販売手数料は、クラスA受益証券の発行に関して販売会社により徴収されることがある。

16. 買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

17. レバレッジ

(1) 定義

レバレッジは、サブ・ファンドが、現金もしくは有価証券の借入れおよび／またはデリバティブの利用を通じて自らのエクスポージャーを増加させる方法である。

レバレッジは、サブ・ファンドのエクスポージャーと純資産価額との間の比率（「レバレッジ比率」）として表示される。

レバレッジ比率は、サブ・ファンドのエクスポージャーを計算する２通りの方式に従い計算される。すなわち、以下の表に概要される総額方式および約定方式である。

レバレッジ比率	エクスポージャーの計算方法
「総額レバレッジ比率」	総額方式に基づき計算されるエクスポージャーは、(ⅰ)全ポジションの絶対値の総額、(ⅱ)総額エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、(iii)現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および(iv)効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 ファンドの基準通貨で保有される現金および現金等価物（現金および現金等価物と同視できる現金借入れを含む。）は、エクスポージャーの計算から除外される。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。
「約定レバレッジ比率」	約定方式に基づき計算されるエクスポージャーは、(ⅰ)全ポジションの絶対値の総額、(ⅱ)約定エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、(iii)現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および(iv)効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 本方式では、特定の条件下においてネッティングおよびヘッジ契約を考慮に入れることが可能である。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。

サブ・ファンドのエクスポージャーを計算するにあたり総額方式および約定方式を適用することで得られる２つの比率は、相互に補足し合い、かつ、レバレッジの明確な表示を提供する。

総額レバレッジは、以下を行わないことから、レバレッジを表示する保守的な方法である。

－ 投資またはヘッジ目的で利用されるデリバティブとの区別を行うこと。この結果、リスクの軽減を目的とする戦略が、サブ・ファンドのレバレッジ・レベルの増大に寄与することがある。

－ デリバティブのポジションのネッティングを認めること。この結果、レバレッジが増大していない、またはサブ・ファンドの全体的なリスクの適度な増大をもたらしているにすぎない場合において、デリバティブのロール・オーバー（借換え）ならびにロングおよびショート・ポジションの組合せに依拠する戦略が、レバレッジ・レベルの大幅な増加に寄与することがある。

よって、高いレベルの総額レバレッジを示しているサブ・ファンドは、必ずしも低いレベルの総額レバレッジを示すサブ・ファンドよりも高リスクとは限らない。

約定レバレッジは、一定の状況下におけるヘッジおよびネッティング契約を認めていることから、サブ・ファンドの実際のレバレッジをより正確に表示する。

慣例により、レバレッジ比率は、小数として表示される。レバレッジ比率が１以下の場合には、サブ・ファンドにレバレッジがかかっていないことを意味し、レバレッジ比率が１よりも大きい場合には、レバレッジがかかっていることを示す。

(2) サブ・ファンドがレバレッジを利用しうる状況ならびに認められるレバレッジの種類および利用源

さらなるエクスポージャー－レバレッジをかけるため、デリバティブを用いることが可能である。

(3) レバレッジの最大レベル

レバレッジ比率	最大レバレッジ比率
「総額レバレッジ比率」	1.2

「約定レバレッジ比率」	1.1

(4) 流動性リスク管理

管理会社は、サブ・ファンドの流動性リスクを継続的に評価および監視する流動性リスクプロセスを確立している。

特定の固定利付債券の取引量について一般に入手可能な情報がない場合、かかる監視は、市場の流動性を評価する内部モデルに依拠することができる。

市場流動性の混乱といった例外的な状況において、かつ、サブ・ファンドおよびその受益者の最善の利益のため、管理会社は、前記「第二部　ファンド情報　第２　管理及び運営　４　資産管理等の概要　（１）資産の評価　（ii）純資産価格の決定の停止」の項にその詳細が記載されるところに従い、買戻請求を一時的に繰り延べる特別手続を実施している。

18. マスター・ファンドの手数料等

サブ・ファンドが投資するマスター・ファンドの手数料等の総額は運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

（ただし、前記「第二部　ファンド情報　第１　ファンドの状況　４　手数料等及び税金　（４）その他の手数料等」に記載のサブ・ファンドの管理報酬の全部または一部の放棄に関する記載を参照のこと。）

＜内訳＞

・管理運用報酬　　：なし。
・保管報酬　　：上限年率0.32%の保管報酬およびマスター・ファンドにおいて約定される証券等の各取引につき最大150米ドル。また保管受託銀行が支出した合理的な費用。
・ファンド事務管理報酬：上限年率0.40%。また管理会社が支出した合理的な費用。
・ルクセンブルクの税金：年率0.01%
・その他の報酬・費用　：運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

上記の手数料等は、サブ・ファンドにより直接支払われるものではないが、サブ・ファンドの受益証券１口当たり純資産価格に影響を及ぼす。

別紙IX

グローバル・シリーズ　イールド・エクイティ

１．名称

シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ　イールド・エクイティ（「サブ・ファンド」）

２．基準通貨

米ドル

３．投資目的

サブ・ファンドの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、ＥＵ指令2009／65／ＥＣおよび2010年法のパートＩに基づきＵＣＩＴＳとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・グローバル・エクイティ・イールド（「マスター・ファンド」）のクラスＩ受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの目論見書は、ルクセンブルグの管理会社の住所地において入手可能である。

マスター・ファンドは、そのリスク内容に従って、ヘッジ目的および投資目的のため、デリバティブを用いることがある。デリバティブは、株式、通貨、ボラティリティまたはインデックス関連のデリバティブ等を通じてマーケット・エクスポージャーを算出するために使用されることがあり、店頭市場および／または証券取引所で取引されるオプション、先物、差額契約、ワラント、スワップ、先物予約および／またはそれらの組合せを含む。

マスター・ファンドは、下記の投資目的および投資方針を有する：

「投資目的：

マスター・ファンドは、世界中の企業の株式および株式関連証券に投資することで収益および元本の成長を提供することを目的としている。

投資方針：

マスター・ファンドは、少なくともその資産の３分の２を、世界中の企業の株式および株式関連証券に投資する。マスター・ファンドは、ベンチマークにとらわれないファンドであり、特定のベンチマークを参照することなく運用される。

マスター・ファンドは、市場の平均利回りを総額で上回る分配利回りを有する株式および株式関連証券の分散されたポートフォリオに投資する。運用会社が将来平均利回りを上回る支払の可能性があると判断した場合には、平均分配利回りを下回る株式がポートフォリオに含まれる場合もある。

マスター・ファンドは、利回りのみで運用されるわけではなく、トータル・リターン（分配利回りおよび元本の成長）も同様に重要である。

マスター・ファンドの投資プロセスにおいては、重大な環境要因、社会的要因およびガバナンス要因が参照される。これは企業価値に影響を与えうる気候変動、環境パフォーマンス、労働基準または役員構成等の事項が企業評価において考慮される可能性があることを意味する。

マスター・ファンドは、中国Ｂ株式および中国Ｈ株式に直接投資することができ、上海・香港ストック・コネクトおよび深セン・香港ストック・コネクトを通じて中国Ａ株式にその資産の10%を上限として投資することができる。

マスター・ファンドは、投資利益の獲得、リスクの低減またはマスター・ファンドのより効率的な運用を目的とし、デリバティブを利用できる。マスター・ファンドは、短期金融商品への投資および現金の保有が可能である。」

本書の主要部分に詳述される通り、クラスＡ（円）受益証券は、対円の通貨変動に対し（可能な限り）ヘッジされる。しかし、管理会社は、クラスＡ毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券、クラスＡ（豪ドル　ヘッジなし）受益証券、クラスＡ毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）受益証券、クラスＡ（ユーロ　ヘッジなし）受益証券およびクラスＡ毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）受益証券について、対円、対豪ドルおよび対ユーロの通貨変動に対してヘッジすることがない旨投資家は了解するべきである。

マスター・ファンドの運用会社は、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドである。

投資制限：

管理会社は、サブ・ファンドのために、有価証券の裏付けのない売却（空売り）を行うことができない。

4．サブ・ファンドのリスクの内容

(1) サブ・ファンドに伴うリスクは、マスター・ファンドに対するリスクと対応している。マスター・ファンドの投資リスクについては、別紙ＸⅢに記載されている。

上海・香港ストック・コネクトおよび深セン・香港ストック・コネクトは、香港証券取引所、上海／深セン証券取引所、香港証券クリアリング・カンパニー・リミテッドおよび中国証券登記決済有限公司が、中国（香港、マカオおよび台湾を除く。）と香港の間で証券市場への相互アクセスを実現する目的で開発した証券取引および決済接続制度である。かかる制度の詳細な説明およびそれに関連するリスクについては、別紙ＸⅢに記載されている。

マスター・ファンドの価額は、マスター・ファンドが保有する個々の株式の直近の価額に基づき日々計算される。当該時価は、マスター・ファンドが保有する証券に対する時価予想値に大きく影響されるが、金利の変動にも影響される。マスター・ファンドが保有する株式の特性によっては、大きなボラティリティが予想される。

(2) サブ・ファンドを通して行うマスター・ファンドへの投資は、受益者にとって報酬および費用の重複を伴うことがある。主に、管理事務報酬、経常費用および監査費用がこの場合に該当する。

管理報酬、顧問報酬および当初費用の重複を避けるため、当該費用がかからないマスター・ファンドのクラスＩ受益証券に投資する。

(3) サブ・ファンドまたはクラスの通貨が受益者の本国の通貨と異なる場合またはサブ・ファンドが投資を行う市場の通貨と異なる場合、受益者には通常の投資リスクを超える追加の損失（または追加の利益）の発生の可能性がある。

5．標準的な対象投資家

サブ・ファンドは、元本の成長および収益を提供することを目指す高いリスクのビークルである。サブ・ファンドは、短期の損失の可能性を最小限にすることよりも長期のリターンを最大限にすることに、より関心のある投資家に適している。

6．分配方針

クラスＡ毎月分配型（米ドル）受益証券、クラスＡ毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券、クラスＡ毎月分配型（ユーロ　ヘッジなし）受益証券およびクラスＡ毎月分配型（豪ドル　ヘッジなし）受益証券に関して、管理会社は、毎月分配を行う予定である。

その他のクラス受益証券について、管理会社は、その裁量において、各会計年度末に期末分配、および、随時中間分配を宣言することができる。

分配金は、投資収益、キャピタル・ゲインおよび元本から支払われる。

7．管理報酬

管理会社は、当該月中のサブ・ファンドに帰属する平均純資産総額に基づき計算される年率1.20%の報酬をサブ・ファンドの資産から毎月受領する権利を有する。管理会社は、その裁量において、この報酬の一部を放棄することができる。

8．保管報酬

保管受託銀行は、ファンドの純資産から毎月支払われる、ルクセンブルグの一般的慣行に従う保管報酬を受領する権利を有する。

9．受益者サービス報酬

受益証券の販売促進において提供した業務および発生した費用に対し、年率0.80%の受益者サービス報酬が、管理会社（または管理会社が随時任命するその他の当事者）に支払われる。これは、ファンドへの投資を継続している顧客を有する販売代行会社への継続支払額を含む。受益者サービス報酬は、当該期間中の各サブ・ファンドに帰属する平均純資産総額について日々計算され発生する。管理会社は、その裁量において当報酬の一部を放棄することができる。

10. 転換手数料

日本における販売会社は、サブ・ファンドのクラスA受益証券との間におけるすべての転換について上限1.08%(注)（税抜1.0%）の転換手数料を受領する権利を有する。

（注）消費税率が10%となった場合は、1.10%となる。

11. 存続期間

サブ・ファンドの存続期間は無期限である。

12. 取引日

サブ・ファンドの「取引日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日および日本における金融商品取引業者の営業日であるウィークデイをいう。12月24日がウィークデイである場合、当該日は取引日として考慮されない。

また、取引日は、サブ・ファンドの１口当たり純資産価格の計算の停止期間内に含まれない日である。管理会社は、関連する現地の証券取引所および／または規制市場が取引および／または決済をクローズしているか否か、およびサブ・ファンドが投資する投資先ファンドが取引をクローズし１口当たり純資産価格を公表しているか否かを斟酌することもできる。管理会社は、かかるクローズを、自己のポートフォリオの相当量をかかるクローズされた証券取引所、規制市場またはかかるクローズされた投資先ファンドに投資するサブ・ファンドの非取引日とみなすことを選択することができる。

サブ・ファンドの非取引日（予定）の一覧は、請求により管理会社から入手可能であり、インターネット・サイトwww.schroders.luにて入手することも可能である。

13. 買付価格の支払

買付価格の支払は、受益証券買付申込みが受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から４取引日以内に行われる。

14. 買戻価格の支払

買戻価格の支払は、適正な権利放棄書面が受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から４取引日以内に行われる。

15. 販売手数料

適用ある受益証券１口当たりの純資産価格の6.25%を上限とする販売手数料は、クラスA受益証券の発行に関して販売会社により徴収されることがある。

16. 買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

17. レバレッジ

(1) 定義

レバレッジは、サブ・ファンドが、現金もしくは有価証券の借入れおよび／またはデリバティブの利用を通じて自らのエクスポージャーを増加させる方法である。

レバレッジは、サブ・ファンドのエクスポージャーと純資産価額との間の比率（「レバレッジ比率」）として表示される。

レバレッジ比率は、サブ・ファンドのエクスポージャーを計算する２通りの方式に従い計算される。すなわち、以下の表に概要される総額方式および約定方式である。

レバレッジ比率	エクスポージャーの計算方法

「総額レバレッジ比率」	総額方式に基づき計算されるエクスポージャーは、(ⅰ)全ポジションの絶対値の総額、(ⅱ)総額エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、(ⅲ)現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および(ⅳ)効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 ファンドの基準通貨で保有される現金および現金等価物（現金および現金等価物と同視できる現金借入れを含む。）は、エクスポージャーの計算から除外される。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。
「約定レバレッジ比率」	約定方式に基づき計算されるエクスポージャーは、(ⅰ)全ポジションの絶対値の総額、(ⅱ)約定エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、(ⅲ)現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および(ⅳ)効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 本方式では、特定の条件下においてネッティングおよびヘッジ契約を考慮に入れることが可能である。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。

サブ・ファンドのエクスポージャーを計算するにあたり総額方式および約定方式を適用することで得られる２つの比率は、相互に補足し合い、かつ、レバレッジの明確な表示を提供する。

総額レバレッジは、以下を行わないことから、レバレッジを表示する保守的な方法である。

- 投資またはヘッジ目的で利用されるデリバティブとの区別を行うこと。この結果、リスクの軽減を目的とする戦略が、サブ・ファンドのレバレッジ・レベルの増大に寄与することがある。
- デリバティブのポジションのネッティングを認めること。この結果、レバレッジが増大していない、またはサブ・ファンドの全体的なリスクの適度な増大をもたらしているにすぎない場合において、デリバティブのロール・オーバー（借換え）ならびにロングおよびショート・ポジションの組合せに依拠する戦略が、レバレッジ・レベルの大幅な増加に寄与することがある。

よって、高いレベルの総額レバレッジを示しているサブ・ファンドは、必ずしも低いレベルの総額レバレッジを示すサブ・ファンドよりも高リスクとは限らない。

約定レバレッジは、一定の状況下におけるヘッジおよびネッティング契約を認めていることから、サブ・ファンドの実際のレバレッジをより正確に表示する。

慣例により、レバレッジ比率は、小数として表示される。レバレッジ比率が１以下の場合には、サブ・ファンドにレバレッジがかかっていないことを意味し、レバレッジ比率が１よりも大きい場合には、レバレッジがかかっていることを示す。

(2) サブ・ファンドがレバレッジを利用しうる状況ならびに認められるレバレッジの種類および利用源

さらなるエクスポージャー－レバレッジをかけるため、デリバティブを用いることが可能である。

(3) レバレッジの最大レベル

レバレッジ比率	最大レバレッジ比率
「総額レバレッジ比率」	1.2
「約定レバレッジ比率」	1.1

(4) 流動性リスク管理

管理会社は、サブ・ファンドの流動性リスクを継続的に評価および監視する流動性リスクプロセスを確立している。

特定の固定利付債券の取引量について一般に入手可能な情報がない場合、かかる監視は、市場の流動性を評価する内部モデルに依拠することができる。

市場流動性の混乱といった例外的な状況において、かつ、サブ・ファンドおよびその受益者の最善の利益のため、管理会社は、前記「第二部　ファンド情報　第２　管理及び運営　４　資産管理等の概要　（１）資産の評価　（ii）純資産価格の決定の停止」の項にその詳細が記載されるところに従い、買戻請求を一時的に繰り延べる特別手続を実施している。

18. マスター・ファンドの手数料等

サブ・ファンドが投資するマスター・ファンドの手数料等の総額は運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

（ただし、前記「第二部　ファンド情報　第１　ファンドの状況　４　手数料等及び税金　（４）その他の手数料等」に記載のサブ・ファンドの管理報酬の全部または一部の放棄に関する記載を参照のこと。）

＜内訳＞

- **管理運用報酬　　：なし。**
- **保管報酬　　：上限年率0.32%の保管報酬およびマスター・ファンドにおいて約定される証券等の各取引につき最大150米ドル。また保管受託銀行が支出した合理的な費用。**
- **ファンド事務管理報酬：上限年率0.40%。また管理会社が支出した合理的な費用。**
- **ルクセンブルクの税金：年率0.01%**
- **その他の報酬・費用　：運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。**

上記の手数料等は、サブ・ファンドにより直接支払われるものではないが、サブ・ファンドの受益証券１口当たり純資産価格に影響を及ぼす。

別紙Ｘ

グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールド

１．名称

シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ　グローバル・ハイイールド（「サブ・ファンド」）

２．基準通貨

米ドル

３．投資目的

サブ・ファンドの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、ＥＵ指令2009／65／ＥＣおよび2010年法のパートＩに基づきＵＣＩＴＳとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・グローバル・ハイイールド（「マスター・ファンド」）のクラスＩ受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの目論見書は、ルクセンブルグの管理会社の住所地において入手可能である。

マスター・ファンドは、そのリスク内容に従って、ヘッジ目的および投資目的のため、デリバティブを用いることがある。デリバティブは、クレジット・デフォルト・スワップを通じてのプロテクション売買、金利関連のデリバティブの戦術的使用を通じてのマスター・ファンドのデュレーションの調整、インフレまたはボラティリティ関連のデリバティブを通じての追加的収益の創出、通貨関連のデリバティブの使用を通じてのカレンシー・エクスポージャーの増大等における信用リスクに対するエクスポージャーから追加的収益を生み出すために使用されることがある。デリバティブは、複合商品を創り出すためにも用いられることが可能である。当該デリバティブは、店頭市場および／または証券取引所で取引されるオプション、先物、ワラント、スワップ、先物予約および／またはそれらの組合せを含む。

マスター・ファンドは、下記の投資目的および投資方針を有する：

「投資目的：

マスター・ファンドは、世界中で発行される投資適格証券を下回る格付を付与されている固定利付債券および変動利付債券への投資による収益および元本の成長の提供を目的とする。

投資方針：

マスター・ファンドは、少なくともその資産の３分の２をスタンダード・アンド・プアーズまたはそれと同等の他の格付機関により投資適格証券を下回る格付を付与されている固定利付債券および変動利付債券に投資する。有価証券は、様々な通貨建ておよび世界中の政府、政府機関、国際機関および企業により発行される。

マスター・ファンドは、その資産の10%を上限として偶発転換債に投資することができる。

マスター・ファンドは、投資利益の獲得、リスクの低減またはマスター・ファンドのより効率的な運用を目的とし、ロングおよびショートのデリバティブを利用できる。マスター・ファンドは、レバレッジを利用できる。また、マスター・ファンドは、短期金融商品への投資および現金の保有も可能である。」

マスター・ファンドの資産は、すべて通貨ヘッジされている。

本書の主要部分に詳述される通り、クラスＡ（円）受益証券は、対円の、クラスＡ（豪ドル）受益証券、クラスＡ毎月分配型（豪ドル）受益証券は、対豪ドルの、また、クラスＡ（ユーロ）受益証券、クラスＡ毎月分配型（ユーロ）受益証券は、対ユーロの通貨変動に対し（可能な限り）ヘッジされる。しかし、管理会社は、クラスＡ毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券について、対円の通貨変動に対してヘッジすることがない旨投資家は了解するべきである。

マスター・ファンドの運用会社は、シュローダー・インベストメント・マネージメント・ノース・アメリカ・インクである。

投資制限：

管理会社は、サブ・ファンドのために、有価証券の裏付けのない売却（空売り）を行うことができない。

4．サブ・ファンドのリスクの内容

(1) サブ・ファンドに伴うリスクは、マスター・ファンドに対するリスクと対応している。マスター・ファンドの投資リスクについては、別紙ＸⅢに記載されている。

マスター・ファンドは、そのグローバル・リスク・エクスポージャーを測定するため想定最大損失額による（バリュー・アット・リスク（Value-at-Risk））アプローチを行う。

マスター・ファンドの価額は、マスター・ファンドが保有する個々の債務証券の直近の価額に基づき日々計算される。当該時価は、金利の変動およびマスター・ファンドが保有する債務証券に対する時価予想値の影響を受ける。マスター・ファンドが保有する債務証券の特性によっては、大きなボラティリティが予想される。

債務証券への投資は、主に金利リスク、信用リスクおよびデフォルト・リスクに晒されており、また潜在的には為替リスクに晒されている。マスター・ファンドは、投資運用プロセスの一部としてデリバティブを使用することがある。これは、市場における発生事態を拡大してサブ・ファンドの価格のボラティリティを増幅することがある。

投資を行おうとする者は、サブ・ファンドへの投資には上記の平均的程度のリスクがあり、投資が長期的な性質のものであることを認識しなければならない。マスター・ファンドは、高格付の証券よりも大きな市場および信用リスクに服する、低格付、高利回りの債務証券に投資する場合がある。一般的に、低格付の証券は、投資者が甘受するハイリスクに報いるために、高格付の証券に比して、高い利回りとなっている。このような証券の低格付は、発行体の財務状況の悪化または金利の上昇によって、発行体の証券保有者への支払能力が失われる可能性を反映している。したがって、これらの証券への投資は、高格付、低利回りの証券への投資よりも、より高程度の信用リスクを伴う。

(2) サブ・ファンドを通して行うマスター・ファンドへの投資は、受益者にとって報酬および費用の重複を伴うことがある。主に、管理事務報酬、経常費用および監査費用がこの場合に該当する。

管理報酬、顧問報酬および当初費用の重複を避けるため、当該費用がかからないマスター・ファンドのクラスＩ受益証券に投資する。

(3) サブ・ファンドまたはクラスの通貨が受益者の本国の通貨と異なる場合またはサブ・ファンドが投資を行う市場の通貨と異なる場合、受益者には通常の投資リスクを超える追加の損失（または追加の利益）の発生の可能性がある。

5．標準的な対象投資家

サブ・ファンドは、収益および元本の成長を提供することを目指す中程度のリスクのビークルである。サブ・ファンドは、元本の成長機会と長期にわたる債券市場の相対的な安定性による収益との組合せを追求する投資家に適している。

6．分配方針

クラスＡ毎月分配型（米ドル）受益証券、クラスＡ毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券、クラスＡ毎月分配型（豪ドル）受益証券およびクラスＡ毎月分配型（ユーロ）受益証券に関して、管理会社は、毎月分配を行う予定である。

その他のクラス受益証券に関して、管理会社は、その裁量において、各会計年度末に期末分配、および、随時中間分配を宣言することができる。

分配金は、投資収益、キャピタル・ゲインおよび元本から支払われる。

7．管理報酬

管理会社は、当該月中のサブ・ファンドに帰属する平均純資産総額に基づき計算される年率1.15%の報酬をサブ・ファンドの資産から毎月受領する権利を有する。管理会社は、その裁量において、この報酬の一部を放棄することができる。

8．保管報酬

保管受託銀行は、ファンドの純資産から毎月支払われる、ルクセンブルグの一般的慣行に従う保管報酬を受領する権利を有する。

9．受益者サービス報酬

受益証券の販売促進において提供した業務および発生した費用に対し、年率0.75%の受益者サービス報酬が、管理会社（または管理会社が随時任命するその他の当事者）に支払われる。これは、ファンドへの投資を継続している顧客を有する販売代行会社への継続支払額を含む。受益者サービス報酬は、当該期間中の各サブ・ファンドに帰属する平均純資産総額について日々計算され発生する。管理会社は、その裁量において当報酬の一部を放棄することができる。

10. 転換手数料

日本における販売会社は、サブ・ファンドのクラスA受益証券との間におけるすべての転換について上限1.08%（注）（税抜1.0%）の転換手数料を受領する権利を有する。

（注）消費税率が10%となった場合は、1.10%となる。

11. 存続期間

サブ・ファンドの存続期間は無期限である。

12. 取引日

サブ・ファンドの「取引日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日および日本における金融商品取引業者の営業日であるウィークデイをいう。12月24日がウィークデイである場合、当該日は取引日として考慮されない。

また、取引日は、サブ・ファンドの１口当たり純資産価格の計算の停止期間内に含まれない日である。管理会社は、関連する現地の証券取引所および／または規制市場が取引および／または決済をクローズしているか否か、およびサブ・ファンドが投資する投資先ファンドが取引をクローズし１口当たり純資産価格を公表しているか否かを斟酌することもできる。管理会社は、かかるクローズを、自己のポートフォリオの相当量をかかるクローズされた証券取引所、規制市場またはかかるクローズされた投資先ファンドに投資するサブ・ファンドの非取引日とみなすことを選択することができる。

サブ・ファンドの非取引日（予定）の一覧は、請求により管理会社から入手可能であり、インターネット・サイトwww.schroders.luにて入手することも可能である。

13. 買付価格の支払

買付価格の支払は、受益証券買付申込みが受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から４取引日以内に行われる。

14. 買戻価格の支払

買戻価格の支払は、適正な権利放棄書面が受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から４取引日以内に行われる。

15. 販売手数料

適用ある受益証券１口当たりの純資産価格の6.25%を上限とする販売手数料は、クラスA受益証券の発行に関して販売会社により徴収されることがある。

16. 買戻し手数料

買戻し手数料は適用されない。

17. レバレッジ

(1) 定義

レバレッジは、サブ・ファンドが、現金もしくは有価証券の借入れおよび／またはデリバティブの利用を通じて自らのエクスポージャーを増加させる方法である。

レバレッジは、サブ・ファンドのエクスポージャーと純資産価額との間の比率（「レバレッジ比率」）として表示される。

レバレッジ比率は、サブ・ファンドのエクスポージャーを計算する２通りの方式に従い計算される。すなわち、以下の表に概要される総額方式および約定方式である。

レバレッジ比率	エクスポージャーの計算方法

「総額レバレッジ比率」	総額方式に基づき計算されるエクスポージャーは、(ⅰ)全ポジションの絶対値の総額、(ⅱ)総額エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、(ⅲ)現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および(ⅳ)効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 ファンドの基準通貨で保有される現金および現金等価物（現金および現金等価物と同視できる現金借入れを含む。）は、エクスポージャーの計算から除外される。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。
「約定レバレッジ比率」	約定方式に基づき計算されるエクスポージャーは、(ⅰ)全ポジションの絶対値の総額、(ⅱ)約定エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、(ⅲ)現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および(ⅳ)効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 本方式では、特定の条件下においてネッティングおよびヘッジ契約を考慮に入れることが可能である。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。

サブ・ファンドのエクスポージャーを計算するにあたり総額方式および約定方式を適用することで得られる２つの比率は、相互に補足し合い、かつ、レバレッジの明確な表示を提供する。

総額レバレッジは、以下を行わないことから、レバレッジを表示する保守的な方法である。

－ 投資またはヘッジ目的で利用されるデリバティブとの区別を行うこと。この結果、リスクの軽減を目的とする戦略が、サブ・ファンドのレバレッジ・レベルの増大に寄与することがある。

－ デリバティブのポジションのネッティングを認めること。この結果、レバレッジが増大していない、またはサブ・ファンドの全体的なリスクの適度な増大をもたらしているにすぎない場合において、デリバティブのロール・オーバー（借換え）ならびにロングおよびショート・ポジションの組合せに依拠する戦略が、レバレッジ・レベルの大幅な増加に寄与することがある。

よって、高いレベルの総額レバレッジを示しているサブ・ファンドは、必ずしも低いレベルの総額レバレッジを示すサブ・ファンドよりも高リスクとは限らない。

約定レバレッジは、一定の状況下におけるヘッジおよびネッティング契約を認めていることから、サブ・ファンドの実際のレバレッジをより正確に表示する。

慣例により、レバレッジ比率は、小数として表示される。レバレッジ比率が１以下の場合には、サブ・ファンドにレバレッジがかかっていないことを意味し、レバレッジ比率が１よりも大きい場合には、レバレッジがかかっていることを示す。

(2) サブ・ファンドがレバレッジを利用しうる状況ならびに認められるレバレッジの種類および利用源

さらなるエクスポージャー－レバレッジをかけるため、デリバティブを用いることが可能である。

(3) レバレッジの最大レベル

レバレッジ比率	最大レバレッジ比率
「総額レバレッジ比率」	1.2
「約定レバレッジ比率」	1.1

(4) 流動性リスク管理

管理会社は、サブ・ファンドの流動性リスクを継続的に評価および監視する流動性リスクプロセスを確立している。

特定の固定利付債券の取引量について一般に入手可能な情報がない場合、かかる監視は、市場の流動性を評価する内部モデルに依拠することができる。

市場流動性の混乱といった例外的な状況において、かつ、サブ・ファンドおよびその受益者の最善の利益のため、管理会社は、前記「第二部　ファンド情報　第２　管理及び運営　４　資産管理等の概要　（１）資産の評価　（ii）純資産価格の決定の停止」の項にその詳細が記載されるところに従い、買戻請求を一時的に繰り延べる特別手続を実施している。

18. マスター・ファンドの手数料等

サブ・ファンドが投資するマスター・ファンドの手数料等の総額は運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

（ただし、前記「第二部　ファンド情報　第１　ファンドの状況　４　手数料等及び税金　（４）その他の手数料等」に記載のサブ・ファンドの管理報酬の全部または一部の放棄に関する記載を参照のこと。）

＜内訳＞

- **管理運用報酬　　：なし。**
- **保管報酬　　：上限年率0.32%の保管報酬およびマスター・ファンドにおいて約定される証券等の各取引につき最大150米ドル。また保管受託銀行が支出した合理的な費用。**
- **ファンド事務管理報酬：上限年率0.40%。また管理会社が支出した合理的な費用。**
- **ルクセンブルクの税金：年率0.01%**
- **その他の報酬・費用　：運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。**

上記の手数料等は、サブ・ファンドにより直接支払われるものではないが、サブ・ファンドの受益証券１口当たり純資産価格に影響を及ぼす。

別紙ＸＩ

グローバル・シリーズ　コモディティ

１．名称

シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ　コモディティ（「サブ・ファンド」）

２．基準通貨

米ドル

３．投資目的

サブ・ファンドの投資目的は、2010年法のパートⅡに基づくルクセンブルグの法律に基づき設定された投資信託であり、2013年法に基づくオルタナティブ投資ファンドで、シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズのサブ・ファンドであるシュローダー・オルタナティブ・ソリューションズ・コモディティ・ファンド（「マスター・ファンド」）のクラスＸ受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズの目論見書は、ルクセンブルグの管理会社の住所地において入手可能である。

マスター・ファンドは、以下のリスク内容に従って、ヘッジ目的および投資目的のため、デリバティブを用いることがある。デリバティブは、クレジット・デフォルト・スワップを通じてのプロテクション売買、金利関連のデリバティブの戦術的使用を通じてのマスター・ファンドのデュレーションの調整、インフレもしくはボラティリティ連動のデリバティブを通じての追加的収益の創出、または通貨関連のデリバティブの使用を通じてのカレンシー・エクスポージャーの増大等における信用リスクに対するエクスポージャーから追加的収益を生み出すために使用されることがある。デリバティブは、複合商品を創出するためにも用いられることが可能である。当該デリバティブは、店頭市場および／または証券取引所で取引されるオプション、先物、ワラント、スワップ、先物予約および／またはそれらの組合せを含む。

マスター・ファンドは、下記の投資目的および投資手法を有する。

「投資目的：

マスター・ファンドの投資目的は、世界中の商品関連証券に投資することにより、長期的な元本成長を提供することである。

投資方針：

マスター・ファンドは、少なくともその資産の３分の２を世界中のエネルギー、農業、金属およびその他の商品関連証券および商品関連デリバティブへ投資する。

マスター・ファンドは、ベンチマークにとらわれないファンドであり、特定のベンチマークを参照することなく運用される。

マスター・ファンドは、投資利益の獲得、リスクの低減またはマスター・ファンドのより効率的な運用を目的とし、デリバティブを利用できる。これらには、先物（商品指標にかかる先物等）、トータル・リターン・スワップ（現物商品にかかるスワップ等）および仕組債等の商品関連デリバティブが含まれる。マスター・ファンドがトータル・リターン・スワップを利用する場合、原資産は、マスター・ファンドがその投資目的および投資方針に従い投資できる商品からなる。具体的にはトータル・リターン・スワップは、商品に対するロングのエクスポージャーを取るために利用できる。トータル・リターン・スワップのエクスポージャーの総額は100%を上回らず、かつ純資産価額の０%から20%の範囲内にとどまる予定である。特定の状況では、かかる比率がより高くなることがある。

マスター・ファンドは、商品関連株式ならびに商品関連業種の発行体の株式関連証券、固定利付債券、転換証券およびワラントにも投資する場合がある。マスター・ファンドは、外国通貨（先物通貨契約、通貨オプションおよび通貨スワップ等）にも投資する場合がある。マスター・ファンドは、短期金融商品への投資および現金の保有が可能である。

マスター・ファンドは、現物商品を直接取得することはない。裏付商品の現実の引渡しを要求するすべての商品デリバティブは、引渡し前に現金化され、かかる現金化が確実に実施されるような手続が実施される。

マスター・ファンドの全体的エクスポージャーは、その純資産総額の100%を超えないものとする。」

本書の主要部分に詳述される通り、クラスA（円）受益証券は、対円の、クラスA（豪ドル）受益証券は、対豪ドルの、また、クラスA（ユーロ）受益証券は、対ユーロの通貨変動に対しそれぞれ（可能な限り）ヘッジされる。

マスター・ファンドの運用会社は、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドである。

投資制限：

管理会社は、サブ・ファンドのために、有価証券の裏付けのない売却（空売り）を行うことができない。

4．サブ・ファンドのリスクの内容

(1) サブ・ファンドに伴うリスクは、マスター・ファンドに対するリスクと対応している。マスター・ファンドの投資リスクについては、別紙XIIIに記載されている。

マスター・ファンドの価格は、デリバティブの直近の価額およびマスター・ファンドが保有する個別の証券の直近の価額に基づき日割計算で算出される。マスター・ファンドは、投資目的を達成しようとするため、商品先物および商品関連トータル・リターン・スワップ等の広範囲の商品関連デリバティブに主に投資する。かかる市場価格は、商品の需要と供給、金利、通貨の変動およびマスター・ファンドが保有する投資対象に対する資本市場の期待の影響を受ける。

商品連動デリバティブへの投資によりマスター・ファンドには、従来型の証券より高いボラティリティを伴うことがある。これらの金融商品は、投資者を高い損失リスクにさらすことがある。更に、マスター・ファンドは、取引相手方（決済ブローカーを含む。）の支払不能、倒産その他の理由による取引に関する債務不履行リスクにさらされる。マスター・ファンドは、カバーされないオプションの空売りを行うことがある。これは無制限の損失を招く可能性がある。

投資を行おうとする者は、サブ・ファンドへの投資には上記の平均的程度のリスクがあり、投資が長期的な性質のものであることを認識しなければならない。

(2) サブ・ファンドを通して行うマスター・ファンドへの投資は、受益者にとって一定の報酬および費用の重複を伴うことがある。主に、管理事務報酬、経常費用および監査費用がこの場合に該当する。

管理報酬、顧問報酬および当初費用の重複を避けるため、当該費用がかからないマスター・ファンドのクラスX受益証券に投資する。

(3) サブ・ファンドまたはクラスの通貨が受益者の本国の通貨と異なる場合またはサブ・ファンドが投資を行う市場の通貨と異なる場合、受益者には通常の投資リスクを超える追加の損失（または追加の利益）の発生の可能性がある。

5．標準的な対象投資家

サブ・ファンドは、かかる資産クラスに対するエクスポージャーを得ることを希望する投資者にのみ適している。サブ・ファンドは、主に商品先物および商品関連トータル・リターン・スワップ等の広範囲の商品関連デリバティブに投資を行う。サブ・ファンドは、元本の成長を提供することを意図するハイ・リスク・ビークルであると考えられるべきである。

6．分配方針

管理会社は、分配型受益証券のみを発行し、またその裁量において、各会計年度末に期末分配、および、随時中間分配を宣言することができる。

分配金は、投資収益、キャピタル・ゲインおよび元本から支払われる。

7．管理報酬

管理会社は、当該月中のサブ・ファンドに帰属する平均純資産総額に基づき計算される年率1.50%の報酬をサブ・ファンドの資産から毎月受領する権利を有する。管理会社は、その裁量において、この報酬の一部を放棄することができる。

8．成功報酬

サブ・ファンドは、すべてのプラスのリターンの10%が成功報酬の対象となるマスター・ファンドのクラスX受益証券に対して投資する。成功報酬は、優れた成果をあげた場合、つまり、当該実績期間終了時におけるクラスX受益証券の１口当たり純資産価格が、ハイ・ウォーターマーク、すなわち以前の実績期間終了時におけるクラスX受益証券の１口当たり純資産価格を超えた場合に支払われる。

マスター・ファンドのレベルにおける成功報酬の計算方法については、後記「19. マスター・ファンドの手数料等」を参照のこと。

9．保管報酬

保管受託銀行は、ファンドの純資産から毎月支払われる、ルクセンブルグの一般的慣行に従う保管報酬を受領する権利を有する。

10. 受益者サービス報酬

受益証券の販売促進において提供した業務および発生した費用に対し、年率0.90%の受益者サービス報酬が、管理会社（または管理会社が随時任命するその他の当事者）に支払われる。これは、ファンドへの投資を継続している顧客を有する販売代行会社への継続支払額を含む。受益者サービス報酬は、当該期間中の各サブ・ファンドに帰属する平均純資産総額について日々計算され発生する。管理会社は、その裁量において当報酬の一部を放棄することができる。

11. 転換手数料

日本における販売会社は、サブ・ファンドのクラスA受益証券との間におけるすべての転換について上限1.08%（注）（税抜1.0%）の転換手数料を受領する権利を有する。

（注）消費税率が10%となった場合は、1.10%となる。

12. 存続期間

サブ・ファンドの存続期間は無期限である。

13. 取引日

サブ・ファンドの「取引日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日および日本における金融商品取引業者の営業日であるウィークデイをいう。12月24日がウィークデイである場合、当該日は取引日として考慮されない。

また、取引日は、サブ・ファンドの１口当たり純資産価格の計算の停止期間内に含まれない日である。管理会社は、関連する現地の証券取引所および／または規制市場が取引および／または決済をクローズしているか否か、およびサブ・ファンドが投資する投資先ファンドが取引をクローズし１口当たり純資産価格を公表しているか否かを斟酌することもできる。管理会社は、かかるクローズを、自己のポートフォリオの相当量をかかるクローズされた証券取引所、規制市場またはかかるクローズされた投資先ファンドに投資するサブ・ファンドの非取引日とみなすことを選択することができる。

サブ・ファンドの非取引日（予定）の一覧は、請求により管理会社から入手可能であり、インターネット・サイトwww.schroders.luにて入手することも可能である。

14. 買付価格の支払

買付価格の支払は、受益証券買付申込みが受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から４取引日以内に行われる。

15. 買戻価格の支払

買戻価格の支払は、適正な権利放棄書面が受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から４取引日以内に行われる。

16. 販売手数料

適用ある受益証券１口当たりの純資産価格の6.25%を上限とする販売手数料は、クラスA受益証券の発行に関して販売会社により徴収されることがある。

17. 買戻し手数料

クラスA受益証券に関して、買戻し手数料は適用されない。

18. レバレッジ

(1) 定義

レバレッジは、サブ・ファンドが、現金もしくは有価証券の借入れおよび／またはデリバティブの利用を通じて自らのエクスポージャーを増加させる方法である。

レバレッジは、サブ・ファンドのエクスポージャーと純資産価額との間の比率（「レバレッジ比率」）として表示される。

レバレッジ比率は、サブ・ファンドのエクスポージャーを計算する２通りの方式に従い計算される。すなわち、以下の表に概要される総額方式および約定方式である。

レバレッジ比率	エクスポージャーの計算方法
「総額レバレッジ比率」	総額方式に基づき計算されるエクスポージャーは、(ⅰ)全ポジションの絶対値の総額、(ⅱ)総額エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、(ⅲ)現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および(ⅳ)効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 ファンドの基準通貨で保有される現金および現金等価物（現金および現金等価物と同視できる現金借入れを含む。）は、エクスポージャーの計算から除外される。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。
「約定レバレッジ比率」	約定方式に基づき計算されるエクスポージャーは、(ⅰ)全ポジションの絶対値の総額、(ⅱ)約定エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、(ⅲ)現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および(ⅳ)効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 本方式では、特定の条件下においてネッティングおよびヘッジ契約を考慮に入れることが可能である。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。

サブ・ファンドのエクスポージャーを計算するにあたり総額方式および約定方式を適用することで得られる２つの比率は、相互に補足し合い、かつ、レバレッジの明確な表示を提供する。

総額レバレッジは、以下を行わないことから、レバレッジを表示する保守的な方法である。

－ 投資またはヘッジ目的で利用されるデリバティブとの区別を行うこと。この結果、リスクの軽減を目的とする戦略が、サブ・ファンドのレバレッジ・レベルの増大に寄与することがある。

－ デリバティブのポジションのネッティングを認めること。この結果、レバレッジが増大していない、またはサブ・ファンドの全体的なリスクの適度な増大をもたらしているにすぎない場合において、デリバティブのロール・オーバー（借換え）ならびにロングおよびショート・ポジションの組合せに依拠する戦略が、レバレッジ・レベルの大幅な増加に寄与することがある。

よって、高いレベルの総額レバレッジを示しているサブ・ファンドは、必ずしも低いレベルの総額レバレッジを示すサブ・ファンドよりも高リスクとは限らない。

約定レバレッジは、一定の状況下におけるヘッジおよびネッティング契約を認めていることから、サブ・ファンドの実際のレバレッジをより正確に表示する。

慣例により、レバレッジ比率は、小数として表示される。レバレッジ比率が１以下の場合には、サブ・ファンドにレバレッジがかかっていないことを意味し、レバレッジ比率が１よりも大きい場合には、レバレッジがかかっていることを示す。

(2) サブ・ファンドがレバレッジを利用しうる状況ならびに認められるレバレッジの種類および利用源

さらなるエクスポージャー－レバレッジをかけるため、デリバティブを用いることが可能である。

(3) レバレッジの最大レベル

レバレッジ比率	最大レバレッジ比率
「総額レバレッジ比率」	2.1

「約定レバレッジ比率」	2

(4) 流動性リスク管理

管理会社は、サブ・ファンドの流動性リスクを継続的に評価および監視する流動性リスクプロセスを確立している。

特定の固定利付債券の取引量について一般に入手可能な情報がない場合、かかる監視は、市場の流動性を評価する内部モデルに依拠することができる。

市場流動性の混乱といった例外的な状況において、かつ、サブ・ファンドおよびその受益者の最善の利益のため、管理会社は、前記「第二部　ファンド情報　第２　管理及び運営　４　資産管理等の概要　（１）資産の評価　（ii）純資産価格の決定の停止」の項にその詳細が記載されるところに従い、買戻請求を一時的に繰り延べる特別手続を実施している。

19. マスター・ファンドの手数料等

サブ・ファンドが投資するマスター・ファンドの手数料等の総額は運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

（ただし、前記「第二部　ファンド情報　第１　ファンドの状況　４　手数料等及び税金　（４）その他の手数料等」に記載のサブ・ファンドの管理報酬の全部または一部の放棄に関する記載を参照のこと。）

＜内訳＞

・管理運用報酬　：なし。

・成功報酬　：成功報酬は、優れた成果をあげた場合に適用される。つまり、当該実績期間終了時におけるマスター・ファンドの受益証券の１口当たり純資産価格が、ハイ・ウォーターマーク、すなわち以前の実績期間終了時におけるマスター・ファンドの受益証券の１口当たり純資産価格を超える場合である。

実績期間は、通常、各会計年度とするが、会計年度末現在のマスター・ファンドの受益証券の１口当たり純資産価格がハイ・ウォーターマークを下回った場合には、実績期間はハイ・ウォーターマークを記録した日に開始する。会計年度中にマスター・ファンドが成功報酬を導入した場合、かかるマスター・ファンドの最初の実績期間はかかる成功報酬の導入日に開始する。

成功報酬は、前記の通りプラスのパフォーマンスの10%に設定されており、毎年各会計年度末直後の月に支払われる。また、受益者が実績期間終了時以前に自己のマスター・ファンドの受益証券の全部または一部の償還または転換を行う場合、当該受益証券について発生済みの成功報酬は当該取引日に確定され、その後、投資運用会社に支払われる。ハイ・ウォーターマークは、マスター・ファンドの受益証券の償還または転換の後に成功報酬が確定される取引日毎に再設定されない。

マスター・ファンドの受益証券の１口当たり純資産価格がマスター・ファンドの各クラス受益証券で異なることがあるため、マスター・ファンド内の個別のクラス受益証券ごとに個別の成功報酬計算が行われ、したがって、成功報酬額が異なることがある点に留意する必要がある。

マスター・ファンドの各クラス受益証券の成功報酬は、各取引日に、直前の取引日における１口当たり純資産価格（成功報酬のための引当控除前）とハイ・ウォーターマークとの差額に当会計年度の発行済平均受益証券口数を乗じて得られる価格に基づいて発生する。

各取引日において、直前の取引日に行われた会計上の引当は、前記の通り計算されるマスター・ファンドの受益証券の実績（プラスまたはマイナス）を反映させるよう調整される。取引日におけるマスター・ファンドの受益証券の１口当たり純資産価格がハイ・ウォーターマークを下回る場

合、かかる直前の取引日に行われた引当の額は、関連するマスター・ファンド内の関連するクラス受益証券に入れ戻される。ただし、成功報酬がマイナスの場合、会計上の引当は行われない。いかなる場合においても、各投資運用会社は、アンダーパフォーマンスに対してマスター・ファンドまたは受益者への支払を行うことはない。

・保管報酬　　：上限年率0.325%の保管報酬およびマスター・ファンドにおいて約定される証券等の各取引につき最大150米ドル。また保管受託銀行が支出した合理的な費用。

・ファンド事務管理報酬：上限年率0.30%。また管理会社が支出した合理的な費用。

・ルクセンブルクの税金：年率0.01%

・その他の報酬・費用　：運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

上記の手数料等は、サブ・ファンドにより直接支払われるものではないが、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格に影響を及ぼす。

別紙ＸⅡ

グローバル・シリーズ　ウェルス・プリザベーション

１．名称

シュローダー・セレクション　グローバル・シリーズ　ウェルス・プリザベーション（「サブ・ファンド」）

２．基準通貨

ユーロ

３．投資目的

サブ・ファンドの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、ＥＵ指令2009／65／ＥＣおよび2010年法のパートⅠに基づきＵＣＩＴＳとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ウェルス・プリザベーション（「マスター・ファンド」）のクラスⅠ受益証券に投資することにより、ユーロ建てで３年から５年にわたる期間において、インフレ調整後のプラスの実質リターンを維持し、追求することである。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの目論見書は、ルクセンブルグの管理会社の住所地において入手可能である。

マスター・ファンドは、ヘッジ目的および投資目的のため、デリバティブを用いることがある。これらのデリバティブは、通貨、不動産、インフラ、コモディティを含むがこれらに限定されない広範囲にわたる資産クラスに対するエクスポージャーの獲得のために用いられることがある。当該デリバティブは、店頭市場および／または証券取引所で取引されるオプション、先物、ワラント、スワップ、先物予約および／またはそれらの組合せを含むが、これらに限定されない。

マスター・ファンドは、その資産の10%以上を投資信託に投資することができる。マスター・ファンドは、成功報酬を課す他のファンドに投資することができる。

マスター・ファンドは、下記の投資目的および投資方針を有する：

「投資目的：

マスター・ファンドは、世界中の広範な資産クラスに投資することにより、３年から５年の期間をかけて、（ユーロ圏消費者物価指数により計測される）インフレ率を上回る５％の元本成長（手数料控除前）の機会を提供することを目的としている。かかる目的が達成される保証はなく、元本はリスクにさらされている。

投資方針：

マスター・ファンドは、世界中のあらゆる通貨建ての商品、企業の株式および株式関連証券、固定利付債券および変動利付債券、ならびにその他の代替資産クラスに、直接、または、オープン・エンド型投資信託および上場投資信託を通じて間接的に投資することができる。

マスター・ファンドは、ベンチマークにとらわれないファンドであり、特定のベンチマークを参照することなく運用される。

商品およびその他の代替資産クラスに対するエクスポージャーは、適格資産を通じて取られる。

マスター・ファンドは、その資産の50%を超えて、投資適格証券を下回る格付（スタンダード・アンド・プアーズによる格付または他の格付機関の同等の格付による。）を有する固定利付債券および変動利付債券に投資することができる。

マスター・ファンドは、投資利益の獲得、リスクの低減またはマスター・ファンドのより効率的な運用を目的とし、デリバティブを利用できる。マスター・ファンドは、例外的に、現金および短期金融商品にその資産の100%を上限として投資することができる。」

本書の主要部分に詳述される通り、クラスＡ（円）受益証券は、対円、クラスＡ（豪ドル）受益証券は、対豪ドルの、また、クラスＡ（米ドル）受益証券は、対米ドルの通貨変動に対し（可能な限り）ヘッジされる。しかし、管理会社は、クラスＡ毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券について、対円の通貨変動に対してヘッジすることがない旨投資家は了解するべきである。

マスター・ファンドの運用会社は、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドである。

投資制限：

管理会社は、サブ・ファンドのために、有価証券の裏付けのない売却（空売り）を行うことができない。

4．サブ・ファンドのリスクの内容

(1) サブ・ファンドに伴うリスクは、マスター・ファンドに対するリスクと対応している。マスター・ファンドの投資リスクについては、別紙ＸⅢに記載されている。

マスター・ファンドの価額は、マスター・ファンドが保有する個々の債務証券の直近の価額に基づき日々計算される。当該時価は、金利の変動およびマスター・ファンドが保有する債務証券に対する時価予想値の影響を受ける。マスター・ファンドが保有する債務証券の特性によっては、大きなボラティリティが予想される。

投資を行おうとする者は、サブ・ファンドへの投資には上記の平均的程度のリスクがあり、投資が長期的な性質のものであることを認識しなければならない。発展途上の市場は、成熟した市場に比べて一般に規制が整備されておらず、流動性が低いことがあり、保管業務に関しての信頼度が低いことがある。

(2) サブ・ファンドを通して行うマスター・ファンドへの投資は、受益者にとって報酬および費用の重複を伴うことがある。主に、管理事務報酬、経常費用および監査費用がこの場合に該当する。

管理報酬、顧問報酬および当初費用の重複を避けるため、当該費用がかからないマスター・ファンドのクラスＩ受益証券に投資する。

(3) サブ・ファンドまたはクラスの通貨が受益者の本国の通貨と異なる場合またはサブ・ファンドが投資を行う市場の通貨と異なる場合、受益者には通常の投資リスクを超える追加の損失（または追加の利益）の発生の可能性がある。

5．標準的な対象投資家

サブ・ファンドは、収益および元本の成長を提供することを目指す中程度から高程度のリスクのビークルであり、様々な資産クラスへの投資を通じて提供される実際の価値（インフレ調整後のプラスのリターン率）を追求する投資家に適している。

6．分配方針

クラスＡ毎月分配型（ユーロ）受益証券およびクラスＡ毎月分配型（円　ヘッジなし）受益証券に関して、管理会社は、毎月分配を行う予定である。

その他のクラス受益証券について、管理会社は、その裁量において、各会計年度末に期末分配、および、随時中間分配を宣言することができる。

分配金は、投資収益、キャピタル・ゲインおよび元本から支払われる。

7．管理報酬

管理会社は、当該月中のサブ・ファンドに帰属する平均純資産総額に基づき計算される年率1.40%の報酬をサブ・ファンドの資産から毎月受領する権利を有する。管理会社は、その裁量において、この報酬の一部を放棄することができる。

8．保管報酬

保管受託銀行は、ファンドの純資産から毎月支払われる、ルクセンブルグの一般的慣行に従う保管報酬を受領する権利を有する。

9．受益者サービス報酬

受益証券の販売促進において提供した業務および発生した費用に対し、年率0.90%の受益者サービス報酬が、管理会社（または管理会社が随時任命するその他の当事者）に支払われる。これは、ファンドへの投資を継続している顧客を有する販売代行会社への継続支払額を含む。受益者サービス報酬は、当該期間中の各サブ・ファンドに帰属する平均純資産総額について日々計算され発生する。管理会社は、その裁量において当報酬の一部を放棄することができる。

10．転換手数料

日本における販売会社は、サブ・ファンドのクラスＡ受益証券との間におけるすべての転換について上限1.08%(注)（税抜1.0%）の転換手数料を受領する権利を有する。

（注）消費税率が10%となった場合は、1.10%となる。

11. 存続期間

サブ・ファンドの存続期間は無期限である。

12. 取引日

サブ・ファンドの「取引日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日および日本における金融商品取引業者の営業日であるウィークデイをいう。12月24日がウィークデイである場合、当該日は取引日として考慮されない。

また、取引日は、サブ・ファンドの１口当たり純資産価格の計算の停止期間内に含まれない日である。管理会社は、関連する現地の証券取引所および／または規制市場が取引および／または決済をクローズしているか否か、およびサブ・ファンドが投資する投資先ファンドが取引をクローズし１口当たり純資産価格を公表しているか否かを斟酌することもできる。管理会社は、かかるクローズを、自己のポートフォリオの相当量をかかるクローズされた証券取引所、規制市場またはかかるクローズされた投資先ファンドに投資するサブ・ファンドの非取引日とみなすことを選択することができる。

サブ・ファンドの非取引日（予定）の一覧は、請求により管理会社から入手可能であり、インターネット・サイトwww.schroders.luにて入手することも可能である。

13. 買付価格の支払

買付価格の支払は、受益証券買付申込みが受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から４取引日以内に行われる。

14. 買戻価格の支払

買戻価格の支払は、適正な権利放棄書面が受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から４取引日以内に行われる。

15. 販売手数料

適用ある受益証券１口当たりの純資産価格の6.25%を上限とする販売手数料は、クラスＡ受益証券の発行に関して販売会社により徴収されることがある。

16. 買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

17. レバレッジ

(1) 定義

レバレッジは、サブ・ファンドが、現金もしくは有価証券の借入れおよび／またはデリバティブの利用を通じて自らのエクスポージャーを増加させる方法である。

レバレッジは、サブ・ファンドのエクスポージャーと純資産価額との間の比率（「レバレッジ比率」）として表示される。

レバレッジ比率は、サブ・ファンドのエクスポージャーを計算する２通りの方式に従い計算される。すなわち、以下の表に概要される総額方式および約定方式である。

レバレッジ比率	エクスポージャーの計算方法
「総額レバレッジ比率」	総額方式に基づき計算されるエクスポージャーは、(ⅰ)全ポジションの絶対値の総額、(ⅱ)総額エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、(iii)現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および(iv)効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 ファンドの基準通貨で保有される現金および現金等価物（現金および現金等価物と同視できる現金借入れを含む。）は、エクスポージャーの計算から除外される。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。
「約定レバレッジ比率」	約定方式に基づき計算されるエクスポージャーは、(ⅰ)全ポジションの絶対値の総額、(ⅱ)約定エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、(iii)現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および(iv)効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 本方式では、特定の条件下においてネッティングおよびヘッジ契約を考慮に入れることが可能である。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。

サブ・ファンドのエクスポージャーを計算するにあたり総額方式および約定方式を適用することで得られる２つの比率は、相互に補足し合い、かつ、レバレッジの明確な表示を提供する。

総額レバレッジは、以下を行わないことから、レバレッジを表示する保守的な方法である。

－ 投資またはヘッジ目的で利用されるデリバティブとの区別を行うこと。この結果、リスクの軽減を目的とする戦略が、サブ・ファンドのレバレッジ・レベルの増大に寄与することがある。

－ デリバティブのポジションのネッティングを認めること。この結果、レバレッジが増大していない、またはサブ・ファンドの全体的なリスクの適度な増大をもたらしているにすぎない場合において、デリバティブのロール・オーバー（借換え）ならびにロングおよびショート・ポジションの組合せに依拠する戦略が、レバレッジ・レベルの大幅な増加に寄与することがある。

よって、高いレベルの総額レバレッジを示しているサブ・ファンドは、必ずしも低いレベルの総額レバレッジを示すサブ・ファンドよりも高リスクとは限らない。

約定レバレッジは、一定の状況下におけるヘッジおよびネッティング契約を認めていることから、サブ・ファンドの実際のレバレッジをより正確に表示する。

慣例により、レバレッジ比率は、小数として表示される。レバレッジ比率が１以下の場合には、サブ・ファンドにレバレッジがかかっていないことを意味し、レバレッジ比率が１よりも大きい場合には、レバレッジがかかっていることを示す。

(2) サブ・ファンドがレバレッジを利用しうる状況ならびに認められるレバレッジの種類および利用源

さらなるエクスポージャー－レバレッジをかけるため、デリバティブを用いることが可能である。

(3) レバレッジの最大レベル

レバレッジ比率	最大レバレッジ比率
「総額レバレッジ比率」	1.2

「約定レバレッジ比率」	1.1

(4) 流動性リスク管理

管理会社は、サブ・ファンドの流動性リスクを継続的に評価および監視する流動性リスクプロセスを確立している。

特定の固定利付債券の取引量について一般に入手可能な情報がない場合、かかる監視は、市場の流動性を評価する内部モデルに依拠することができる。

市場流動性の混乱といった例外的な状況において、かつ、サブ・ファンドおよびその受益者の最善の利益のため、管理会社は、前記「第二部　ファンド情報　第２　管理及び運営　４　資産管理等の概要　（１）資産の評価　（ii）純資産価格の決定の停止」の項にその詳細が記載されるところに従い、買戻請求を一時的に繰り延べる特別手続を実施している。

18. マスター・ファンドの手数料等

サブ・ファンドが投資するマスター・ファンドの手数料等の総額は運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

（ただし、前記「第二部　ファンド情報　第１　ファンドの状況　４　手数料等及び税金　（４）その他の手数料等」に記載のサブ・ファンドの管理報酬の全部または一部の放棄に関する記載を参照のこと。）

＜内訳＞

・管理運用報酬　　：なし。
・保管報酬　　：上限年率0.32%の保管報酬およびマスター・ファンドにおいて約定される証券等の各取引につき最大150米ドル。また保管受託銀行が支出した合理的な費用。
・ファンド事務管理報酬：上限年率0.40%。また管理会社が支出した合理的な費用。
・ルクセンブルクの税金：年率0.01%
・その他の報酬・費用　：運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

上記の手数料等は、サブ・ファンドにより直接支払われるものではないが、サブ・ファンドの受益証券１口当たり純資産価格に影響を及ぼす。

別紙ＸⅢ

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドおよび シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズへの 投資リスク

一般的なリスク

過去の実績は将来の運用成績の指標とはならず、マスター・ファンドの受益証券は、流動性のあるマスター・ファンドのサブ・ファンドの受益証券を除き、中長期的な投資対象として考えるべきである。投資対象の価格および投資対象からの収益は、上昇することも下落することもあり、マスター・ファンドの受益者（サブ・ファンド）は当初投資した金額を回収できないことがある。マスター・ファンドのサブ・ファンドの通貨が投資者の自国通貨と異なる場合、またはマスター・ファンドのサブ・ファンドが投資を行う市場の通貨と異なる場合、投資者には、通常の投資リスクよりも多くの損失が生じる可能性（または多くの利益を得られる可能性）がある。

投資目的リスク

投資目的は、意図される投資結果を表すが、かかる投資結果が達成されるとの保証はない。市況およびマクロ経済環境次第で、投資目的の達成がより困難になる場合や不可能になることさえある。マスター・ファンドのサブ・ファンドの投資目的の達成の可能性は、明示的にも黙示的にも保証されていない。

規制リスク

マスター・ファンドはルクセンブルグ籍であり、投資者は、自己の管轄地域の規制当局が定める投資者保護のための規制が一切適用されないおそれがあることに留意すべきである。さらに、マスター・ファンドのサブ・ファンドは、ＥＵ域外で登録される。かかる登録の結果、マスター・ファンドのサブ・ファンドは、受益者に通知することなく、より制限的な規制の対象とされることがある。かかる場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドはこれらのより制限的な規制を遵守する。このことにより、マスター・ファンドのサブ・ファンドが投資範囲を最大限に利用できなくなることがある。

事業上、法律上および税務上のリスク

一部の法域では、法令の解釈および実施ならびにかかる法令に基づく受益者の権利の行使に大きな不確実性が伴う場合がある。さらに、かかる法域の会計および監査基準、報告実務ならびに開示要件が、国際的に一般に認められたものと異なることがある。マスター・ファンドのサブ・ファンドの中には、源泉徴収税およびその他の税金が課されるものがある。各法域の税金に関する法令は頻繁に見直しが行われており、時期を問わず改正されることがあり、かかる改正が遡及的効果を有する場合もある。税務当局による税金に関する法令の解釈および適用可能性は、一部の法域においては一貫性および透明性に欠けており、また、法域や地域ごとに異なる場合もある。税法の改正により、マスター・ファンドのサブ・ファンドが保有する投資対象の価格およびマスター・ファンドのサブ・ファンドのパフォーマンスが影響を受ける可能性がある。

業種／地理的地域に関するリスク要因

特定の業種または地理的地域に重点を置くマスター・ファンドのサブ・ファンドは、当該特定の業種または地理的地域に影響を及ぼすリスク要因および市場要因（法改正、一般的な経済情勢の変動や競争力の激化など）にさらされる。これにより、関連するマスター・ファンドのサブ・ファンドの受益証券の純資産価額のボラティリティが拡大することがある。追加リスクには、社会的および政治的な不確実性および不安定性の増大や自然災害が含まれる場合がある。

受益証券の取扱いの停止リスク

投資者は、マスター・ファンドの受益証券の換金または転換を行う権利が停止される場合があることに留意するべきである。（本書「第二部　ファンド情報、第２　管理及び運営、４　資産管理等の概要、（１）資産の評価、（ⅱ）純資産価格の停止」を参照のこと。）

金利リスク

債券およびその他債務証書の価格は、通常、金利の変動に応じて上昇および下落する。一般に、金利の低下は、既存の債務証書の価格を上昇させ、金利の上昇は、既存の債務証書の価格を下落させる。また、一般に、金利リスクは、投資対象のデュレーションまたは満期日までの期間が長いほど大きくなる。投資対象には、発行体に満期日より前に投資対象を繰上償還（コール）または償還するオプションを付与するものもある。金利の低下時に発行体が投資対象を繰上償還または償還する場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドは、その代金を、より低利回りの投資対象に再投資しなければならないことがある。その結果、金利低下による投資対象の価格の上昇益を享受できないことがある。

信用リスク

債務証券の発行体の適時の元利金の支払能力または支払能力の見通しは、当該債務証券の価格に影響を及ぼす。マスター・ファンドのサブ・ファンドが当該発行体の債務証券を保有している期間中、当該発行体の債務履行能力が著しく低下する可能性や当該発行体が債務不履行に陥る可能性がある。発行体の債務履行能力が実際に低下した場合または低下が予測される場合には、当該発行体の債務証券の価格に悪影響を及ぼす可能性が高い。

ある証券がルクセンブルグ国内で認知されている複数の統計格付機関により格付を付与されている場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドの投資運用会社は、当該証券が投資適格であるか否かを決定するにあたり、最高の格付とみなすことができる。マスター・ファンドのサブ・ファンドは、保有する証券の格付が投資適格を下回った場合であっても、必ずしも当該証券を処分するわけではないが、マスター・ファンドのサブ・ファンドの投資運用会社は、その証券がマスター・ファンドのサブ・ファンドにとって引き続き適切な投資対象であるか否かを検討する。マスター・ファンドのサブ・ファンドの投資運用会社は、ある証券が投資適格か否かを買付時にのみ検討する。マスター・ファンドのサブ・ファンドによっては、ルクセンブルグ国内で認知されている統計格付機関により格付を付与されておらず、投資運用会社によりその信用度が決定される証券に投資するものもある。

一般に、額面価格よりも低価格で発行され、満期時にのみ利払いがなされる投資対象の方が、その投資期間中定期的に利払いがなされる投資対象より信用リスクは大きい。信用格付機関は、主として発行体の過去の財務状況および格付時点における格付機関による投資分析に基づいて格付を決定する。特定の投資対象に付与された格付は、必ずしも発行体の現在の財務状況を反映しておらず、また投資対象の変動性および流動性の評価を反映していない。投資適格の投資対象は、一般に、投資適格未満の格付を付与されている投資対象よりも信用リスクが低いが、それらも、低格付の投資対象のリスク（発行体が適時に元利金を支払うことができず、ひいては債務不履行となる可能性を含む。）を有することがある。

ファンドのサブ・ファンドは、投資目的に従い、その信用リスクがＵＣＩＴＳリスク管理プロセスに従い管理されている、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドまたはシュローダー・オルタナティブ・ソリューションズの関連サブ・ファンドに投資する。

流動性リスク

流動性リスクは、特定の投資対象の売買が困難になった場合に発生する。非流動的な証券へのマスター・ファンドのサブ・ファンドによる投資は、マスター・ファンドのサブ・ファンドが当該証券を有利な時期または価格において売却することができないために、マスター・ファンドのサブ・ファンドのリターンを減少させることがある。高度の市場リスクおよび／もしくは信用リスクを有する外国証券、デリバティブまたは証券に対する投資は、最も大きく流動性リスクにさらされる傾向がある。非流動性的な証券は、価格変動性が高く、また評価が困難なことがある。

インフレ／デフレ・リスク

インフレ・リスクは、インフレにより金銭価値が下落した場合に、マスター・ファンドのサブ・ファンドの資産またはマスター・ファンドのサブ・ファンドの投資収益の価値が将来において下落することがあるというリスクである。インフレが進行するにつれて、マスター・ファンドのサブ・ファンドのポートフォリオ

の実際の価値は下落する可能性がある。デフレ・リスクは、経済全体において時間の経過とともに物価が下落することがあるというリスクである。デフレは、発行体の信用度に悪影響を及ぼし、発行体の債務不履行の可能性を高めることがあり、ひいては、マスター・ファンドのサブ・ファンドのポートフォリオの価値を下げることがある。

デリバティブリスク

特定の投資目的を達成するためデリバティブを利用するマスター・ファンドのサブ・ファンドにとって、デリバティブのパフォーマンスがマスター・ファンドのサブ・ファンドおよびその投資主にとってプラスの効果をもたらすとの保証はない。

各マスター・ファンドのサブ・ファンドにおいて、トータル・リターン・スワップ、差金決済取引または類似の特徴を有する他のデリバティブに関し、これらの商品の締結時点、および／またはその想定元本が増減した時点で、費用および手数料が生じることがある。かかる手数料の金額は、固定であることも変動することもある。これに関して各マスター・ファンドのサブ・ファンドが負担する費用および手数料に関する情報、受領者の身元および受領者が有しうる保管受託銀行、投資運用会社または管理会社との間の提携（該当する場合）に関する情報は、年次報告書から入手できる。

ワラント・リスク

マスター・ファンドのサブ・ファンドがワラントに投資する場合、一般に、当該ワラントの価格、パフォーマンスおよび流動性は、原株式に連動するが、ワラント市場の変動性が大きいため、これらは一般に、原株式より大きく変動する。ワラントの変動性に関連する市場リスクに加えて、合成型ワラントの発行体が原株式の発行体と異なる場合、合成型ワラントに投資するマスター・ファンドのサブ・ファンドは、合成型ワラントの発行体が取引に基づく義務を履行しないというリスクを負い、その結果、マスター・ファンドのサブ・ファンド、ひいてはその投資主が損失を被ることがある。

クレジット・デフォルト・スワップ・リスク

クレジット・デフォルト・スワップにより債務不履行リスクの転換が可能となる。これによりマスター・ファンドのサブ・ファンドは、投資ヘッジのために保有する参照債務の保険を効果的に購入することまたは信用性が実質下落すると予測されるためマスター・ファンドのサブ・ファンド自身が物理的に保有しない参照債務のプロテクションを購入することが可能となる。一方で、プロテクションの購入者が、プロテクションの売却者に対する一連の支払を行い、また「クレジット・イベント（信用事由）」（当事者間において契約書に事前に定義される信用の質の低下）が存在する場合でも支払は購入者によって行われる。クレジット・イベントが発生しない場合、購入者は、請求されるすべてのプレミアムを支払い、スワップは追加支払なくして満期日に終了となる。それ故、購入者のリスクは、支払われるプレミアムの額を限度とする。また、クレジット・イベントが存在する場合でマスター・ファンドのサブ・ファンドが対象となる参照債務を有していない場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドが当該参照債務を入手し、かつ取引相手方にこれを引き渡すための時間が必要となる可能性があるため、市場リスクが存在することがある。さらに、取引相手方が支払不能となった場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドは、取引相手方がマスター・ファンドのサブ・ファンドに支払うべき金額の全額を回復できないことがある。クレジット・デフォルト・スワップ市場は、時として債券市場よりも流動的である。マスター・ファンドは、適切な方法でこの種類の取引の利用を監視することにより、このリスクを緩和させる。

先物取引、オプション取引および先渡取引リスク

マスター・ファンドのサブ・ファンドは、ヘッジ目的および投資目的のため、通貨、証券、指数、ボラティリティ、インフレおよび金利に関するオプション、先物および先渡しの契約を利用することがある。

先物取引には、高度のリスクを伴うことがある。当初の証拠金が先物契約の価格に比して少額であるために、取引は「レバレッジがかけられ」または「ギアリング」される。比較的小さな市場の変動が、マスター・ファンドのサブ・ファンドに対し有利にも不利にも作用する比例的に拡大する影響をもたらす。損失

を一定の金額に抑えようと意図する一定の指示がなされた場合であっても、市況によっては、かかる指示の実行ができなくなることがあるため、当該指示の効力が生じないことがある。

オプションの取引にも、高度のリスクが伴うことがある。オプションの売り（「売建て」または「付与」）は、一般的に、オプションの購入よりも相当程度大きなリスクを伴う。マスター・ファンドのサブ・ファンドの受領するプレミアムは固定されているが、マスター・ファンドのサブ・ファンドはその額を優に超える損失を被ることがある。マスター・ファンドのサブ・ファンドはまた、買主がオプションを行使し、マスター・ファンドのサブ・ファンドがオプションを現金により決済するかまたは原資産を取得もしくは交付するかを義務づけられるリスクにさらされる。オプションが、原資産の対応するポジションまたは他のオプションの先物に対するポジションを有するマスター・ファンドのサブ・ファンドにより「カバー」されている場合には、リスクは軽減されることがある。

先渡取引およびオプションの購入（特に店頭で取引されセントラル・カウンターパーティーを通じて決済していないもの）には、より増幅されたカウンターパーティー・リスクが伴う。取引相手方が債務不履行に陥ると、マスター・ファンドのサブ・ファンドは、期待していた支払または資産の引渡しを得られないことがある。このことにより、未実現利益が失われることがある。

クレジット・リンク債リスク

クレジット・リンク債は、関連する参照事業体およびクレジット・リンク債の発行体の双方の信用リスクを負う債務証券である。利払いに関連するリスクも存在する。クレジット・リンク債のバスケット内の参照事業体に対してクレジット・イベントが発生した場合、利札は再発行され、減額された額面金額で支払われる。残存元本および利札の双方は、追加のクレジットイベントにさらされる。極端な場合には、元本全額を喪失することがある。クレジット・リンク債の発行体が債務不履行に陥るリスクも存在する。

エクイティ・リンク債リスク

エクイティ・リンク債のリターン構成要素は、単一証券、証券バスケットまたは株価指数のパフォーマンスに基づいている。当該商品に対する投資は、原証券の価格が下落した場合、元本喪失を引き起こすことがある。極端な場合には、元本全額を喪失することがある。このようなリスクは、株式への直接投資においても見受けられる。支払われるべきエクイティ・リンク債のリターンは、対象となる株価の変動に関係なく、評価日の特定の時間に決定される。投資のリターンまたは利回りが発生するという保証はない。エクイティ・リンク債の発行体が債務不履行に陥るリスクも存在する。

マスター・ファンドのサブ・ファンドは、一定の市場（例えば、直接投資が可能ではない新興市場および発展途上国の市場）にアクセスするために、エクイティ・リンク債を利用することがある。このアプローチは、当該商品の流通市場の欠如、原証券の非流動性および投資先市場が閉鎖した場合における当該商品の売却の困難性等の追加リスクを引き起こすことがある。

保険リンク証券リスク

保険リンク証券は、自然災害、人災やその他の大災害などの保険事由の発生により深刻な損失または全損を被ることがある。大災害の原因となりうる事象には様々なものがあり、ハリケーン、地震、台風、雹を伴う嵐、洪水、津波、竜巻、暴風、極端な高気温または低気温、航空機事故、火事、爆発や海難を含むが、これらに限定されない。これらの大災害の発生率や深刻度は本質的に予測不可能であり、マスター・ファンドのサブ・ファンドがかかる大災害により被る損失は重大なものとなる可能性がある。かかる事象の発生確率や深刻度を高めるような気象その他の事象（ハリケーンの発生頻度および激しさが増す原因となる地球温暖化など）は、マスター・ファンドのサブ・ファンドに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

マスター・ファンドのサブ・ファンドのかかる事象に対するエクスポージャーは、当該サブ・ファンドの投資目的に応じて分散されるものの、一つの大災害事象が複数の地理的領域および事業分野に影響を及ぼす可能性や、大災害事象の発生頻度や深刻度が予想を上回る可能性があり、いずれの場合も、マスター・ファンドのサブ・ファンドの純資産価額に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

店頭デリバティブ取引に関連する一般的なリスク

店頭市場で取引されている商品は、取引量が少ないことがあり、主に証券取引所で取引されている商品より価格が不安定である場合がある。かかる商品は、より幅広く取引されている商品よりも流動性が低いことがある。さらに、かかる商品の価格が未公表のディーラーのマーク・アップを含んでいる場合があり、マスター・ファンドのサブ・ファンドが購入価格の一部として支払うことがある。

一般に、組織化された取引所で行われる取引よりも、店頭市場で行われる取引の方が、政府の規制や監督は少ない。店頭デリバティブは、公認の取引所や清算機関を通さず、取引相手方と直接取引される。店頭デリバティブの取引相手方は、清算機関の履行保証など、公認の取引所における取引に適用されうるものと同一の保護は与えられていない。

店頭デリバティブ（非上場オプション、先渡し、スワップまたは差金決済取引等）を行う際の主要なリスクは、支払不能になったか、その他の理由により商品の条件により要求される義務の履行ができないか、またはこれを拒否する相手方による債務不履行リスクである。店頭デリバティブ取引によりマスター・ファンドのサブ・ファンドは、契約条件をめぐる紛争（善意であるか否かを問わない。）、または相手方の支払不能、破産またはその他の信用もしくは流動性の問題に起因して、相手方がその条件に従って取引を決済しないか、または取引の決済を遅らせるリスクにさらされる。カウンターパーティー・リスクは、通常、マスター・ファンドのサブ・ファンドに有利な担保の譲渡または差入れにより軽減される。ただし、担保の価値は変動する可能性があり、売却が困難な場合もあるため、保有する担保の価値がマスター・ファンドのサブ・ファンドに支払うべき金額を十分にカバーするという保証はない。

マスター・ファンドのサブ・ファンドは、セントラル・カウンターパーティーとして機能する清算機関を通じて清算される店頭デリバティブ取引を締結することができる。中央清算は、カウンターパーティー・リスクを軽減し、二国間で清算される店頭デリバティブと比較して流動性が高まるように設計されているが、これらのリスクを完全に排除するものではない。セントラル・カウンターパーティーは、清算ブローカーに証拠金を要求し、それに対して、清算ブローカーは、マスター・ファンドのサブ・ファンドからの証拠金を要求する。マスター・ファンドのサブ・ファンドがオープン・ポジションを有する清算ブローカーが債務不履行となった場合、または証拠金が特定されず、特定のマスター・ファンドのサブ・ファンドに正しく報告されない場合、特に清算ブローカーによりセントラル・カウンターパーティーに保管するオムニバス口座で証拠金が保管されている場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドが当初証拠金および変動証拠金を失うリスクがある。清算ブローカーが支払不能に陥った場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドは、そのポジションを他の清算ブローカーに移転または「ポート」することができない可能性がある。

2012年８月16日に発効した店頭デリバティブ、中央清算機関および取引情報蓄積機関に関するＥＵ規制第648／2012号（欧州市場インフラ規制（以下「ＥＭＩＲ」という。）とも称される。）は、一定の「適格」店頭デリバティブ取引について規制された中央清算機関での清算の義務化、およびデリバティブ取引に関する一定の詳細について取引情報蓄積機関への報告の義務化により、店頭デリバティブ取引に関する統一的な規制を導入している。さらに、ＥＭＩＲは、清算義務の適用対象外である店頭デリバティブ契約について、オペレーショナル・リスクおよびカウンターパーティーの信用リスクを測定、監視および軽減する適切な手続および取決めに関する要件を課している。かかる要件には、証拠金の授受、および当初証拠金の授受が行われた場合は当事者ら（マスター・ファンドを含む。）による当初証拠金の分別管理が含まれる。

ＥＭＩＲに基づく義務の多くは英文目論見書の日付時点で効力が生じているものの、一定の店頭デリバティブ取引の中央清算機関（以下「ＣＣＰ」という。）における清算義務、および清算対象外の店頭デリバティブ取引の証拠金要件は、実施スケジュールがずれ込んでいる。店頭デリバティブ市場がこの新たな規制制度にどのように対応するかについては、まだ完全には明らかになっていない。したがって、店頭デリバティブ契約の締結および維持に係るコスト全体の増加を含め、ＥＭＩＲがマスター・ファンドに及ぼす影響の全体像を予測することは困難である。投資予定者およびマスター・ファンドの受益者は、ＥＭＩＲやその他ドッド・フランク・ウォール街改革および消費者保護法などの類似する規制に起因する規制上の変更が、やがて、投資方針を遵守し、投資目的を達成するマスター・ファンドのサブ・ファンドの能力に悪影響を及ぼす可能性があることに留意すべきである。

投資者は、店頭デリバティブの中央清算を要求するＥＭＩＲおよびその他の適用法令から生じる規制の変更が、後日、マスター・ファンドのサブ・ファンドがそれぞれの投資方針を遵守し、投資目的を達成する能力に悪影響を及ぼす可能性があることを認識すべきである。

店頭デリバティブへの投資は、認可されたいくつかの評価方法から生じる異なる評価のリスクにさらされる可能性がある。マスター・ファンドは、店頭デリバティブの価値を決定および確認するための適切な評価手続きを実施するが、一部の取引は複雑であり、取引の相手方でもある限られた数の市場参加者によってのみ提供される。不正確な評価は、利益およびカウンターパーティー・エクスポージャーの認識を不正確なものにする可能性がある。

取引条件に関して標準化されている上場デリバティブとは異なり、店頭デリバティブは、通常、当該商品の他方当事者との交渉を通じて設定される。かかる種類の取り決めは、当事者のニーズに合わせて商品を組成する柔軟性を高めることを可能にするが、店頭デリバティブは、取引所で取引される商品よりも法的リスクが高く、かかる取決めが法的に強制力がないとみなされるか、正式に文書化されていないとみなされる場合、損失のリスクがある。また、契約条件の適切な解釈に関して、当事者が合意しないという法律上または文書上のリスクが存在する場合もある。ただし、これらのリスクは、通常、国際スワップデリバティブ協会（ＩＳＤＡ）が発行するような業界標準の契約を使用することにより、ある程度緩和される。

カウンターパーティー・リスク

マスター・ファンドは、ブローカー、決済機関、市場における取引相手方およびその他の代理人を通じてまたはそれらとともに取引を行う。マスター・ファンドは、支払不能、破産またはその他原因の如何を問わず、かかる取引相手方の債務不履行のリスクにさらされる。

マスター・ファンドのサブ・ファンドは、マスター・ファンドのサブ・ファンドがエクスポージャーを得ようとする市場または投資対象に連動する社債、債券またはワラントなどの商品に投資することができる。かかる商品は、一連の取引相手方により発行されており、投資対象を通じてマスター・ファンドのサブ・ファンドは、自らが得ようとする投資エクスポージャーに加えて発行体のカウンターパーティー・リスクにさらされる。

マスター・ファンドのサブ・ファンドは、慎重な監督に服し、かつこの種類の取引を専門とする一流機関とのみ店頭デリバティブ取引を行う。

原則として、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドでは、一流機関とのデリバティブ取引のカウンターパーティー・リスクは、取引相手方が金融機関の場合には関連するマスター・ファンドのサブ・ファンドの純資産の10%、その他の場合には当該純資産の５%を超えてはならない。しかしながら、取引相手方が債務不履行に陥った場合には、実際の損失が当該制限を超えることがある。

店頭デリバティブ清算リスク

マスター・ファンドのサブ・ファンドによる店頭デリバティブ取引は、価格決定その他について潜在的な利益を活用するために、ＥＭＩＲに基づく強制清算義務の効力発生日より前に清算されることがある。店頭デリバティブ取引の清算は、「代理人」型モデルか「本人対本人」型モデルにより行うことができる。本人対本人型モデルにおいては、通常、マスター・ファンドのサブ・ファンドとその清算ブローカーの間で取引が行われ、他方で当該清算ブローカーとＣＣＰの間で反対取引が行われるが、代理人型モデルにおいては、マスター・ファンドのサブ・ファンドとＣＣＰの間で取引が行われるのみである。マスター・ファンドのサブ・ファンドによる店頭デリバティブ取引は、その大部分が「本人対本人」型モデルにより清算が行われる予定である。ただし、以下のリスクは、別段に明記されない限り、両モデルについて関連するものである。

ＣＣＰは清算ブローカーに対し証拠金を要求し、清算ブローカーはマスター・ファンドのサブ・ファンドに対し証拠金を要求する。証拠金として差し入れられたマスター・ファンドのサブ・ファンドの資産は、清算ブローカーがＣＣＰで維持している口座において保有される。かかる口座には、清算ブローカーの他の顧客の資産も含まれていることがあり（以下、かかる口座を「共同口座」という。）、その場合、清算ブローカーまたはＣＣＰが債務不履行に陥った場合に資産が不足するときは、証拠金として預託されたマスター・ファンドのサブ・ファンドの資産が清算ブローカーの当該他の顧客に関する損失を補填するために利用されることがある。

マスター・ファンドのサブ・ファンドが清算ブローカーに差し入れる証拠金は、特に共同口座が利用されている場合において、清算ブローカーがＣＣＰへの差入れを義務付けられた証拠金を上回ることがある。マスター・ファンドのサブ・ファンドは、清算ブローカーに差し入れられたがＣＣＰには差し入れられず、当

該ＣＣＰの口座に記録されていない証拠金に関して、清算ブローカーに係るリスクにさらされる。清算ブローカーが支払不能または倒産に陥った場合、証拠金として差し入れられたマスター・ファンドのサブ・ファンドの資産も、ＣＣＰにおける口座に記録されていたものとして保護の対象とならないことがある。

マスター・ファンドのサブ・ファンドは、証拠金がマスター・ファンドのサブ・ファンドの口座から清算ブローカーの口座を経由してＣＣＰに送金されたにもかかわらず、マスター・ファンドの特定のサブ・ファンドの証拠金であると特定されないリスクにさらされる。かかる証拠金は、清算ブローカーまたはＣＣＰが債務不履行に陥った場合、その決済が行われる前に、清算ブローカーの他の顧客のポジションを相殺するために利用される可能性がある。

共同口座において特定の顧客に帰属する資産を特定するＣＣＰの能力は、関連する清算ブローカーが当該ＣＣＰに対して行う当該顧客のポジションおよび証拠金の報告の正確性に左右される。したがって、マスター・ファンドのサブ・ファンドは、清算ブローカーがＣＣＰに対してかかるポジションおよび証拠金の正確な報告を行わないというオペレーショナル・リスクにさらされる。かかる場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドが共同口座に預託した証拠金は、清算ブローカーまたはＣＣＰが債務不履行に陥った場合に、当該共同口座における清算ブローカーの他の顧客のポジションを相殺するために利用される可能性がある。

清算ブローカーが支払不能に陥った場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドは、自己のポジションを他の清算ブローカーに移転または「移管」可能な場合がある。移管は、常に実行できるとは限らない。特に、本人対本人型モデルにおいて、マスター・ファンドのサブ・ファンドのポジションが共同口座にある場合、自己のポジションを移管するマスター・ファンドのサブ・ファンドの能力は、当該共同口座にポジションを有するその他すべての当事者らから適時の同意を得られるか否かにかかっており、そのため、移管が実行できない場合がある。移管が実行されなかった場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドのポジションは清算されることがあり、ＣＣＰが当該ポジションについて提示する価額は、マスター・ファンドのサブ・ファンドが当該ポジションに帰属させる総価額を下回る場合がある。さらに、清算ブローカーの支払不能手続の継続中に、マスター・ファンドのサブ・ファンドに支払われるべき純額の返還が大幅に遅延することがある。

ＣＣＰが支払不能に陥り、破産管財手続もしくはこれに相当する手続の適用を受け、またはその他履行不能となった場合でも、マスター・ファンドのサブ・ファンドがＣＣＰに対する直接請求権を有する可能性は低く、すべての請求権は清算ブローカーによって行使される。清算ブローカーがＣＣＰに対して有する権利は、ＣＣＰの設立国の法律、およびＣＣＰが提供可能なその他の選択的な保護策（マスター・ファンドのサブ・ファンドの証拠金を保管する第三者の保管会社の利用など）によって異なる。ＣＣＰが倒産に陥った場合、ポジションを他のＣＣＰに移管することが困難または不可能となる可能性があり、よって、取引が終了する可能性がある。かかる場合、清算ブローカーは当該取引の価額のうち一定の割合しか回収できない可能性があり、したがって、マスター・ファンドのサブ・ファンドが清算ブローカーから回収する金額も同様に限定されることとなる。かかる過程に関する手順、時期、管理水準およびリスクは、ＣＣＰ、ＣＣＰの規則および関連する支払不能法によって決まる。ただし、清算ブローカーがＣＣＰから資産または現金（もしあれば）を回収する時期およびその価額、ひいてはマスター・ファンドのサブ・ファンドが清算ブローカーから受け取る金額に関して重大な遅延および不確実性が生じる可能性がある。

保管業務に関するリスク

マスター・ファンドの資産は、保管受託銀行により安全に保管されており、投資者は、保管受託銀行が破産した場合、保管受託銀行がマスター・ファンドの全資産を短期間で返済する義務を完全に履行することができないリスクにさらされる。マスター・ファンドの資産は、保管受託銀行の帳簿においてマスター・ファンドに属するものとして特定される。保管受託銀行が保有する証券は、保管受託銀行のその他の資産と分離される。これにより、破産の場合において返済できないリスクが緩和されるが、除外されることはない。しかしながら、当該分離は、破産の場合において返済できないリスクを増加させる現金に適用される。保管受託銀行は、マスター・ファンドの全資産を自身では保管せず、保管受託銀行として同一のグループ会社の一部ではない副保管受託銀行のネットワークを利用する。投資者は、保管受託銀行の破産のリスクと同様に、副保管受託銀行の破産のリスクにさらされる。

マスター・ファンドのサブ・ファンドは、保管受託システムおよび／または決済システムが十分に発達していない市場に投資することがある。かかる市場で取引され、かつ、かかる副保管受託銀行に委託されているマスター・ファンドのサブ・ファンドの資産は、保管受託銀行が責任を負わない状況においては、リスクにさらされることがある。

小型証券リスク

小型企業の証券に投資するマスター・ファンドのサブ・ファンドは、その他のマスター・ファンドのサブ・ファンドよりも価格が不安定であることがある。小型企業は、大企業に比して、資本増加の機会を多く提供することがあるが、一定の特別なリスクを伴うこともある。小型企業は、大企業より限られた商品ライン、市場もしくは財源を有するか、または経験のない小さな運用グループに依存している可能性が高い。小型企業の証券は、とりわけ、市場が下降局面にある間は流動性に欠け、短期間において価格変動が起き、かつ取引価格のスプレッドが拡大することがある。小型企業の証券はまた、店頭市場もしくは地方証券取引所において取引するか、またはその他限られた流動性を有することがある。その結果、小型企業の証券に対する投資は、大企業の証券に対する投資に比して、軟化の影響を受けやすく、マスター・ファンドのサブ・ファンドが実勢市場価格でかかる小型企業の証券のポジションを取ることまたは手仕舞いすることが困難となることがある。さらに、小型企業に関する情報が公に入手できない場合または小型企業の証券に対する市場の関心が低い場合およびかかる証券の価格が発行体の予定利益または資産の全額を反映するのに長時間を要する場合がある。

テクノロジー関連会社リスク

テクノロジー分野に対する投資は、異なる経済分野を対象とする各種証券に対する投資よりリスクおよび変動性が高まることがある。マスター・ファンドのサブ・ファンドが投資することがある会社のエクイティ証券は、世界の科学またはテクノロジーの発達の影響を受ける可能性が高く、当該会社の製品または業務が急速に陳腐化することがある。当該会社の中には、政府の規制に従う製品または業務を提供するため、政府の方針から悪影響を受ける会社もある。結果として、市場、リサーチまたは規制の後退を受けて、マスター・ファンドのサブ・ファンドが投資する投資対象の価格が急落することがある。

低格付のハイイールド債務証券についてのリスク

マスター・ファンドのサブ・ファンドは、高格付の証券よりも大きな市場リスクおよび信用リスクにさらされる低格付のハイイールド債務証券に投資する場合がある。一般的に、低格付の証券は、投資者が甘受する高度のリスクに報いるために、高格付の証券に比して高い利回りとなっている。このような証券の低格付は、発行体の財務状況の悪化または金利の上昇によって、証券保有者に対する発行体の支払能力が損なわれる可能性の大きさを反映している。したがって、マスター・ファンドのサブ・ファンドへの投資は、高格付低利回りの証券への投資よりも高い程度の信用リスクを伴う。

不動産会社の証券リスク（シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド特有のリスク）

主に不動産業に従事する会社の証券に対する投資に関連するリスクには、不動産価格の周期的性質、一般的かつ現地の経済情勢に関連するリスク、競争過剰および競争激化、財産税および運営費用の増加、人口動向および賃貸収入の変動、土地利用に関する法律の変更、災害または収用による損失、環境リスク、賃料に関する規制上の制限、近隣不動産価格の変更、関係当事者リスク、テナントの不動産に対する興味の変化、金利の上昇およびその他不動産資本市場の影響が含まれる。一般に、金利が上昇すると資金調達費用が増加する。これにより、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドの投資対象の価格が直接または間接的に下落することがある。

不動産市場は、一定の時期において、株式市場および債券市場と同様に機能を果たしていない。不動産市場は、株式市場または債券市場との相関性がなく、プラスにもマイナスにも機能を果たすことが多いため、不動産市場に対する投資がシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドのパフォーマンスに対し、有利なまたは不利な影響を及ぼすことがある。

モーゲージ関連証券およびその他のアセット・バック証券のリスク

モーゲージ債券、一定の分離型モーゲージ・バック証券を含むモーゲージ・バック証券は、モーゲージ・ローンへの参加権を表章し、またはモーゲージ・ローンにより担保されている。アセット・バック証券は、モーゲージ・バック証券と同様に構成されているが、モーゲージ・ローンまたはモーゲージ・ローンに対する持分の代わりに、自動車割賦販売または割賦ローン契約、様々な種類の不動産および動産のリース、ならびにクレジット・カード契約からの売掛債権などが原資産とされる。

従来型の債券投資では、一般に、元本全額の支払期限が到来する満期まで固定金利を支払う。これに反して、モーゲージ・バック証券および多くのアセット・バック証券の支払には、一般に、利息および元本の一部支払が含まれる。元本も、任意に、または借換えもしくは担保権の実行により繰上返済されることがある。マスター・ファンドのサブ・ファンドは、繰上返済された投資対象の代金を、あまり魅力的でない条件および利回りを有する他の投資対象に投資しなければならない場合がある。その結果、これらの証券は、金利上昇局面においても市場価格下落と同様のリスクがあるが、金利下落局面においても、同程度の満期を有する他の証券に比して元本増加の可能性において劣る場合がある。繰上返済率は、一般に、金利が上昇するにつれて下落するため、金利の上昇によりデュレーションが長くなり、ひいてはモーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券のボラティリティが高まる傾向がある。上記の金利リスクに加えて、サブプライム・モーゲージにより構成されるモーゲージ・バック証券への投資には、より高い信用リスク、評価リスクおよび流動性リスク（上記参照）を伴うことがある。デュレーションは、金利変動に対する証券価格の感応度を決定するために使用される確定利付証券の予想存続期間の尺度である。最終支払期限が到来するまでの時間のみを計測する確定利付証券の満期とは異なり、デュレーションは、証券の元利金の全額支払が繰上返済および金利変動によりどのような影響を受けるかを含め、これらの支払が行われると予想されるまでの時間を考慮に入れる。

アセット・バック証券の発行体が原資産に対する担保権を実行する能力が限られている場合がある。モーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券の中には、原資産にかかる支払のうちの利息部分または元本部分しか受け取らないものがある。これらの投資対象の利回りおよび価値は、金利変動および原資産の元本支払の割合に対して極端に敏感である。利息部分は、金利が下落して原資産であるモーゲージまたは原資産の返済率（繰上返済率を含む。）が上昇すれば、値下がりする傾向がある。金利の下落により、マスター・ファンドのサブ・ファンドは利息部分に対する投資全額を失う可能性もある。逆に、金利が上昇して返済率が下落すれば、元本部分が値下がりする傾向がある。さらに、利息部分および元本部分についての市場が不安定かつ限られている場合があり、それにより、マスター・ファンドのサブ・ファンドによる売買が困難になる場合がある。

マスター・ファンドのサブ・ファンドは、先日付で固定価格により投資対象を購入する契約を金融機関と締結することにより、モーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券に対する投資エクスポージャーを得ることができる。マスター・ファンドのサブ・ファンドは、かかる契約の終了日に、当該投資対象の引渡しを得られる場合もあれば得られない場合もあるが、それでもなお、契約期間中、裏付け投資対象の値動きのリスクにさらされることとなる。

新規公開株式リスク

マスター・ファンドのサブ・ファンドは、小型企業であることが多い新規公開株式に投資することがある。このような証券には取引実績が存在せず、また当該小型企業に関する情報は限られた期間しか入手することができないことがある。新規公開株式に含まれる証券の価格は、取引実績のある証券より大きな価格変動の影響を受けることがある。

米国証券法ルール144Ａに従い発行される債務証券に関連するリスク

米国証券取引委員会ルール144Ａでは、規制された証券を適格機関投資家（当該ルールに定義される。）に再販売する場合、米国証券法の登録要件から免除される旨が定められている。投資者にとっての利点は、事務管理手数料が少額であるため、より高額なリターンを得る可能性があることである。しかしながら、ルール144Ａに該当する証券の流通市場における取引の普及は制限されており、適格機関投資家のみが利用でき

る。これにより、証券価格の変動性が高まることがあり、極端な場合には、ルール144Ａに該当する特定の証券の流動性が低下することがある。

新興市場および発展途上国の市場の証券リスク

新興市場および発展途上国の市場の証券に対する投資は、先進国の証券に対する投資のリスクとは異なるリスクおよび／または当該リスクより大きいリスクにさらされる。当該リスクには、証券市場の市場資本の少ないこと（相対的に流動性が低くなる期間を経験する可能性がある。）、著しい価格変動、外国投資制限ならびに投資収益および投資元本の本国送金の可能性が含まれる。さらに、外国人投資者は、売却利益を登録する義務を負う場合があり、また将来の経済危機または政治危機によって価格統制、強制的合併、収用もしくは没収課税、差押え、国有化または政府独占が引き起こされることがある。インフレおよびインフレ率の急速な変動は、一定の新興国および発展途上国の経済および証券市場に悪影響を及ぼしており、また引き続き及ぼし続ける可能性がある。

マスター・ファンドのサブ・ファンドが投資することがある新興市場および発展途上国の市場の証券の多くは、証券取引所において取引されているが、限られた取引量で取引され、かつ決済システムが先進市場の決済システムよりも組織化されていないことがある。監督当局もまた、先進市場のものと同程度の基準を利用できないことがある。よって、決済が遅延されることがあるリスク、および決済システムの故障もしくは瑕疵または取引相手方の管理事務の欠陥により、関連するマスター・ファンドのサブ・ファンドに属する現金または証券が危険にさらされることがあるリスクが存在することがある。かかる取引相手方は、先進市場において同様の取引相手方が有する資産または財政源を有しないことがある。マスター・ファンドのサブ・ファンドが保有するまたはマスター・ファンドのサブ・ファンドに譲渡される予定の証券に関して、マスター・ファンドのサブ・ファンドの請求と競合する請求が発生するおそれもあり、これらの場合において、補償スキームが存在しないか、もしくは制限されているか、またはマスター・ファンドのサブ・ファンドの請求を充足しないことがある。

さらに、ロシアおよびウクライナ等の一定の新興国および発展途上国に対する投資は現在、証券の所有権および保管に関する一定の高度のリスクにさらされる。かかる国々では、会社またはその登録事務代行会社（代理人および保管受託銀行に対して責任を負う者のいずれでもない者）の帳簿に記載することにより株式保有を証明する。会社の株主保有を表章する株券は、保管受託銀行もしくはその現地の取引先または有効な保管振替制度において保有されない。当該制度、ならびに有効な国家規制およびその執行力の欠如の結果、マスター・ファンドは、詐欺、過失または単なる見落しにより証券の登録および所有権を喪失することがある。窃盗、破損または債務不履行による損失が担保範囲となる適当な保険を有しないことがある新興国または発展途上国における機関が当該国の市場慣行に基づき債務証券を保管するため、当該債務証券は、当該債務証券に関連する、高度の保管業務に関連するリスクを有する。発行市場または流通市場を問わず、新興国または発展途上国（特に、ウクライナ）の国債に投資する場合、投資者は、副保管受託銀行に現金勘定を直接有することが現地の規制により定められていることを考慮するべきである。かかる現金勘定の残高は、副保管受託銀行が投資者に対し支払うべき負債を表しており、保管受託銀行は、当該残高につき、責任を負わないものとする。

新興市場の証券の追加リスクには、社会、経済および政治的な不確実性および不安定性が大きいこと、政府の経済への関与が大きいこと、政府による監督および規制が少ないこと、為替ヘッジ手法が利用できないこと、新たに設立された会社の規模が小さいこと、監査および財務報告の基準の違い（これにより発行体に関する重大な情報が入手できなくなるおそれがある。）および法律制度が発達していないことが含まれる。さらに、非居住者が受領する利息およびキャピタルゲインへの課税は、新興市場および発展途上国の市場によって異なり、比較的高い税率の場合もある。明確な税法および訴訟手続が整備しきれていないこともあり、またかかる法律によって、投資活動または資産評価に参加していなかったマスター・ファンドのサブ・ファンドが将来において現地の租税債務を負うために遡及的課税が許可されることがある。

中国株の保有に関する特定のリスクについては、後記「中国市場への投資に関するリスク」参照のこと。

投資信託

マスター・ファンドのサブ・ファンドには、サブ・ファンドの資産の全部または実質的に全部を投資信託に投資することができるものがある。別途開示されない限り、本別紙で特定された投資リスクは、マスター・ファンドのサブ・ファンドが直接的に投資を行う場合でもまたは投資信託を通して間接的に投資を行う場合でも、当該資産に適用される。

マスター・ファンドのサブ・ファンドによる投資信託への投資は、運営費用、管理事務報酬、保管報酬、運用報酬および費用について総額の増加をもたらすことがある。しかし、投資運用会社は、運用報酬の減額交渉に努めるものとし、かかる減額は、当該サブ・ファンドの利益となる。

潜在的な利益相反

投資運用会社およびシュローダー・グループは、直接的または間接的に、投資運用会社のマスター・ファンドに対する任務に潜在的な利益相反をもたらし得る利益を投資運用会社またはシュローダー・グループにもたらす取引を行うことがある。投資運用会社もシュローダー・グループも、当該取引もしくは関連取引から、またはこれらに起因して発生するもしくは受領する利益、手数料または報酬に関して、マスター・ファンドに対して説明する責任を負わないものとする。また、別段の定めがない限り、投資運用会社の報酬も減額されない。

投資運用会社は、潜在的な利益相反が存在しなかった場合と比べ、マスター・ファンドにとって不利にならない条件において当該取引が成立するよう確保する。

かかる潜在的な利益または責務の相反は、投資運用会社またはシュローダー・グループのマスター・ファンドに対する直接的または間接的な投資により生じることがある。

投資運用会社は、成功報酬に対する期待により、本来行う投資よりもリスクの高い投資を行う場合がある。

為替レート

マスター・ファンドの各サブ・ファンドの基準通貨は、必ずしも当該サブ・ファンドの投資通貨であるとは限らない。投資信託への投資は、マスター・ファンドのサブ・ファンドのパフォーマンスに最も利益をもたらすと投資運用会社が考える通貨で行われる。マスター・ファンドのサブ・ファンドに投資するマスター・ファンドの受益者（サブ・ファンド）は、当該サブ・ファンドについて受益者自らの基準通貨とは異なる基準通貨が設定されている場合、為替レートの変動によりその投資の価値が増減する可能性があることに留意すべきである。

確定利付証券

マスター・ファンドのサブ・ファンドが保有する確定利付証券の価格は、一般に金利変動に応じて変動し、かかる変動により、確定利付証券に投資するマスター・ファンドのサブ・ファンドの受益証券の価格が影響を受けることがある。

エクイティ証券

マスター・ファンドのサブ・ファンドがエクイティ（株式）またはエクイティ（株式）関連の投資対象に投資する場合、エクイティ証券の価格は、特定の会社に特に関連していない一般的な市況（経済情勢の悪化もしくはかかる予測、企業収益に関する一般的な見通しの変化、金利もしくは為替相場の変動、または全般的な投資家心理の悪化など）により下落することがある。また、エクイティ証券の価格は、特定の一つまたは複数の産業に影響を及ぼす要因（労働力不足または生産コストの増加および産業内の競争状況の激化など）によっても下落することがある。エクイティ証券は、一般に、確定利付証券よりも価格変動性が高い。

コモディティ

コモディティへのエクスポージャーをもたらす投資対象は、従来型の投資対象から生じるリスクと比べて追加的なリスクを伴う。より具体的には、以下のとおりである。

- **政治的、軍事的および自然の事象によりコモディティの生産および取引が影響を受け、その結果、コモディティにエクスポージャーをもたらす金融商品に悪影響が及ぶことがある。**

－　テロ行為およびその他の犯罪活動によりコモディティの利用可能性が影響を受け、それにより、コモディティにエクスポージャーをもたらす金融商品にも悪影響が及ぶことがある。

また、コモディティ、貴金属およびコモディティ先物のパフォーマンスは、各商品の一般的な供給状況、各商品に対する需要、予想される産出量、採取量および生産量や需要予測によっても左右され、そのため、特に変動性が高くなる可能性がある。

ソブリンリスク

政府または政府機関が債務不履行に陥る、または自らの債務を完全に履行することができないリスクがある。さらに、ソブリン債について、その債務の返済金の全額または一部を回収することのできる破産手続は存在しない。したがって、ソブリン債の保有者は、ソブリン債の債務返済繰延べへの参加およびソブリン債の発行体に対する追加融資を要請される場合がある。

ヘッジリスク

マスター・ファンドのサブ・ファンドは（直接または間接的に）関連商品のロング・ポジションとショート・ポジションをとることによって、ヘッジを行うことができる。ポートフォリオ・ポジションの価値の下落に対するヘッジは、かかるポートフォリオ・ポジションの価値の変動を排除したり、ポートフォリオ・ポジションの価値が下落した場合に損失を防ぐものではない。ヘッジ取引は、ポートフォリオ・ポジションの価値が上昇している場合、利益を得る機会を制限する可能性がある。ヘッジ商品のポジションとそれが保護しようとするポートフォリオ・ポジションとの間の相関性が不完全である場合、望ましい保護が得られない可能性があり、マスター・ファンドのサブ・ファンドは損失のリスクにさらされる。さらに、いかなるリスクに対しても、すべてまたは完全にヘッジすることは不可能であり、ヘッジには費用を伴う。

シンセティック・ショート・セリング・リスク

マスター・ファンドのサブ・ファンドは、シンセティック・ショート・ポジションを構築するために金融デリバティブ商品を利用することができる。マスター・ファンドのサブ・ファンドがショート・ポジションをとった商品または市場の価格が上昇した場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドは、ショート・ポジションが締結された時点からの価格の上昇に相手方に対して支払ったプレミアムおよび利息を加えた価格に関連して損失を被る。よって、ショート・ポジションをとることで、損失が拡大するリスクがあり、実際の投資額を上回る損失を被る可能性がある。

証券貸付およびレポ取引に連動する特定のリスク（シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド特有のリスク）

証券貸付およびレポ取引には一定のリスクを伴う。シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドが取引を締結した目的を達成するとの保証はない。

レポ取引には、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドにおいてオプションまたは先渡しのデリバティブ金融商品に伴うものと類似するリスク（それらのリスクは、本書の他の項に記載されている。）を伴うおそれがある。証券担保ローンは、取引相手方の債務不履行または経営難の場合には、回復が遅延し、かつ一部しか回復することができない可能性があり、それにより、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドが証券の売却を完了する能力または償還請求に応じる能力が制限されるおそれがある。

取引相手方に対するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのエクスポージャーは、取引相手方が取引において債務不履行に陥った場合には担保を失うということにより緩和される。担保として証券が差し入れられている場合、売却時にシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドに対する取引相手方の債務を弁済し、または取引相手方に貸し付けられていた証券の代替物を購入するためには十分でない現金しか得ることができないというリスクがある。後者の場合、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの第三者貸付機関が、代替証券の購入資金の不足分をシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドに対し補償するが、その補償が不十分またはその他信頼できないおそれがあるというリスクがある。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドが上記の一または複数の認められている種類の投資対象に現金担保を再投資する場合、投資対象が、当該現金に関して取引相手方から得ることができる利息よりも少ない利益しか生じず、また投資された現金額よりも少ないリターンしか生じないというリスクがある。投資対象が非流動的になり、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドが貸し付けられた証券を回復する能力を制限されるリスクがあり、ひいては、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドが証券の売却を完了する能力または償還請求に応じる能力を制限するおそれがある。

中国市場への投資に関するリスク

投資者は、中国市場に固有のリスクにもさらされる。中国本土の政治的、社会的または経済的政策に重大な変更が生じた場合、中国市場への投資にマイナスの影響が及ぶことがある。中国本土の資本市場の規制および法的枠組みは、先進国ほど発達していない可能性がある。中国の会計基準および慣行は、国際会計基準から著しく逸脱している可能性がある。中国の証券市場の決済および清算システムは、十分に検証されておらず、誤りまたは非効率性のリスクの増加にさらされる可能性がある。投資者は、中国本土の課税法の変更が、マスター・ファンドのサブ・ファンドへの投資から得られる収益の額および返金される元本の額に影響を及ぼす可能性があることを認識すべきである。

特に、中国株を保有する外国投資家の税務上の立場はこれまで不明確であった。外国法人株主による中華人民共和国（中国）に所在する会社のＡ株およびＢ株の譲渡は、10%のキャピタル・ゲイン源泉徴収税の適用対象であるが、当該税はこれまで徴収されておらず、また、時期、遡及効果および計算方法に関する不明確性が存在している。追って、中国税務当局は、2014年11月に、外国投資家による中国の株式および他の持分投資の譲渡に関する利益についてキャピタル・ゲイン源泉徴収税を「一時的に」免除すると発表した。この一時的免除の期間については何のコメントもなかった。今後展開があるまで2014年11月17日以降に実現した利益に関しては追加的な発生額は現在のところない。この状況は、市場慣行の変化または中国当局からの追加ガイダンスの発布の兆候に関する検討下で保たれており、また、取締役会およびそのアドバイザーがそれを妥当と考える場合、中国キャピタル・ゲイン源泉徴収税の発生は、かかるガイダンスの発表後に通知なく再開される可能性がある。

中国の法人所得税、個人所得税および営業税は、外国投資家（マスター・ファンドのサブ・ファンドを含む。）が2014年11月17日以降に有効となる上海・香港ストック・コネクト経由の中国Ａ株の取引から得た利益に関して、一時的に免除される。ただし、外国投資家は、10%の税率の配当および／または無償株式に係る税金の支払が義務付けられており、これは、上場会社によって源泉徴収され、関連する中国税務当局へ支払われる。中国と租税条約を締結している法域の課税対象居住者である投資家に関して、かかる投資家は、中国の源泉徴収所得税の過払い分の還付を申請することができ、関連租税条約がより低い中国源泉徴収所得税に対してより低い配当税率を規定している場合、かかる投資家は、差額について税務当局に還付を申請することができる。

中国－ＲＱＦＩＩ資格およびＲＱＦＩＩ投資枠に関するリスク（シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド特有のリスク）

投資家は、投資運用会社のＲＱＦＩＩ資格が停止または撤回される可能性があり、これに起因してシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドが保有証券の処分を強いられ、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性があることに留意すべきである。

投資家は、投資運用会社がそのＲＱＦＩＩ資格の保持またはそのＲＱＦＩＩ投資枠の提供を継続するという保証はないことに留意すべきである。また、投資家は、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドへのすべての購入申込みに応じるのに十分なＲＱＦＩＩ投資枠をシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドが投資運用会社から割り当てられない可能性や、買戻請求が関連する法律または規則の改悪により適時に処理されなくなる可能性にも留意すべきである。投資運用会社がその裁量によりシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドに割り当てることができたはずのＲＱＦＩＩ投資枠を他の商品へ割り当てる可能性があるため、シュローダー・インターナショナル・セレクショ

ン・ファンドが国家外為管理局（ＳＡＦＥ）から投資運用会社へ付与されるすべてのＲＱＦＩＩ投資枠を独占的に使用することができない可能性がある。かかる制限が、購入申込みの拒否およびシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの取引の停止に繋がる可能性がある。極端な場合、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドは、ＲＱＦＩＩ投資制限、中国国内証券市場の低流動性および／または取引実行もしくは取引決済の遅延もしくは混乱に起因する、不十分なＲＱＦＩＩ投資枠による甚大な損失、投資能力の制限または投資目的もしくは投資戦略の完全な実施もしくは追求不能を被る可能性がある。

ＲＱＦＩＩ投資枠は、通常、ＲＱＦＩＩ（投資運用会社等）に付与される。ＲＱＦＩＩ規制に基づく規則および制限は、通常、（ＲＱＦＩＩとしての）投資運用会社に全面的に適用されるものであって、単にマスター・ファンドが行う投資の対象に適用されるものではない。ＳＡＦＥは、ＲＱＦＩＩまたはＲＱＦＩＩ保管受託銀行（シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの場合、中国保管受託銀行）が、ＳＡＦＥが発布した適用規則および制限（以下「ＳＡＦＥ規則」という。）の規定に違反した場合、規制制裁措置を講ずる権限を付与されている。違反が、ＲＱＦＩＩ投資枠の撤回その他の規制制裁措置に繋がるおそれや、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドによる投資のために提供される投資運用会社のＲＱＦＩＩ投資枠に悪影響を及ぼす可能性がある。

中国－本国送金および流動性に関するリスク（シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド特有のリスク）

現在、国内証券へ投資するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドに関する中国国外への代金の本国送金に関する制限は存在しない。しかし、本国送金が、現行の規制の変更によるより厳格な規則および制限の適用対象となるようなことはないとの保証はない。この様なことは、ファンドの流動性および要求に応じてシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドが買戻請求を充足する能力に影響を及ぼす可能性がある。

ＣＩＢＭに関するリスク（シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド特有のリスク）

中国国内の債券市場は、主に、インターバンク債券市場と取引所上場債券市場から成る。ＣＩＢＭとは、1997年に創設された店頭市場である。現在、90%以上の中国元債券取引活動がＣＩＢＭで行われており、同市場で取引されている主な商品には国債、社債、政策銀行債およびミディアムタームノートがある。

ＣＩＢＭは、発展および国際化の段階にある。市場ボラティリティおよび低取引量に起因する不十分な流動性によっては、かかる市場で取引される特定の債券銘柄の価格が大きく変動する可能性がある。そのため、かかる市場へ投資するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドは、流動性およびボラティリティのリスクを負い、場合によっては中国国内の債券取引において損失を被ることになる。特に、中国国内の債券価格の呼び値スプレッドが大きくなる可能性があるため、関連するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドはかかる投資の売却時に多額の取引および換金コストを負担する可能性がある。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドが中国国内のＣＩＢＭで取引を行う場合、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドは、決済手続および取引相手の不履行に関連するリスクにもさらされる可能性がある。シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドと取引することになった取引相手が、自らの関連証券の引渡しまたは価額の支払による取引決済義務を怠る可能性がある。

ＣＩＢＭには、規制リスクも存在する。

中国ボンド・コネクト（シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド特有のリスク）

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの特定のサブ・ファンドは、その投資方針に従い、ボンド・コネクト（下記に詳述される。）を経由しＣＩＢＭに投資する場合がある。

ボンド・コネクトは、中国外貨取引センターおよび銀行間資金の取引センター、中央国債登記結算有限責任公司、上海清算所、香港証券取引所ならびに証券保管決済機関によって設立され、2017年７月に香港と中国本土間の債券市場相互アクセスのために開始された新しい構想である。

適格外国投資家は中国本土における現行規制の下、ボンド・コネクトの北向通（以下「ノースバウンド・トレーディング・リンク」という。）を通じ、ＣＩＢＭで取引されている債券に投資することができる。ノースバウンド・トレーディング・リンクに関しては、投資枠は設けられていない。

中国本土における現行規制に従い、香港金融管理局により認可されたオフショアの保管機関（現在は、証券保管決済機関）は、オムニバス・ノミニー口座を中国人民銀行により認可されたオンショア保管機関（現在、認可されたオンショアの保管機関は、中央国債登記結算有限責任公司および銀行間決済が可能な機関（上海清算所）である。）に開設しなければならない。適格外国投資家により取引されるすべての債券は、ノミニー所有者として当該債券を保有する証券保管決済機関名義で登録される。

ボンド・コネクトを経由した投資のため、中国人民銀行に対する関連する届出、登録および口座開設は、オンショアの決済機関、オフショアの保管機関、登録機関またはその他の第三者（場合による。）経由で行わなければならない。そのためシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドは、当該第三者による債務不履行または誤りのリスクに服することとなる。

ボンド・コネクトを経由したＣＩＢＭへの投資は、規制リスクにも服する。これら制度にかかる関連規則は、遡及的な影響をもたらす可能性のある変更が行われる可能性がある。中国本土の関連当局が、口座開設またはＣＩＢＭ取引を停止した場合には、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドのＣＩＢＭへの投資能力は重大な悪影響を受ける。このような場合、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドの投資目的の達成能力は悪影響を受ける。

適格外国機関投資家によるボンド・コネクト経由のＣＩＢＭ取引に関連し支払われる所得税およびその他の種類の課税取扱にかかる中国本土税務当局による特定の書面によるガイダンスはない。

上海・香港ストック・コネクトおよび深セン・香港ストック・コネクト（シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド特有のリスク）

中国に投資可能なシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドはすべて、いずれかの適用される規制上の制限に従い、上海・香港ストック・コネクトおよび深セン・香港ストック・コネクト制度（以下「ストック・コネクト」という。）を通じて、中国Ａ株に投資することができる。ストック・コネクト制度は、香港証券取引所（以下「ＨＫＥｘ」という。）、香港証券クリアリング・カンパニー・リミテッド（以下「ＨＫＳＣＣ」という。）、上海証券取引所または深セン証券取引所、および中国証券登記決済有限公司（以下「チャイナ・クリア」という。）が、中国本土と香港との間で証券市場への相互アクセスを実現する目的で開発した証券取引および決済接続制度である。ストック・コネクトにより、海外投資家は、香港に拠点を置くブローカーを通じて、上海証券取引所または深セン証券取引所に上場される一定の中国Ａ株を取引することができる。

中国の国内証券市場に投資することを目指すシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドは、適格外国機関投資家（ＱＦＩＩ）およびＲＱＦＩＩスキームに加えて、ストック・コネクトを利用できる。したがって、ファンドは以下の追加リスクを負う。

一般的なリスク：関連する規制は試されておらず、変更される可能性がある。かかる規制の適用方法は確実ではないため、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドに悪影響を与える可能性がある。当該制度では、新しいＩＴシステムを使用しなければならないため、その越境性によりオペレーション・リスクが伴う可能性がある。関連するシステムに故障が生じた場合、ストック・コネクトを通じた香港および上海／深センの両市場における取引は、混乱に陥ることがある。

決済・清算リスク：ＨＫＳＣＣおよびチャイナ・クリアは、決済接続を構築し、国境を越えた取引の決済・清算を容易にするため、相互に市場参加者となる。市場で開始された国境を越えた取引に関して、当該市場の決済機構は、決済を行う市場参加者と決済・清算を行う一方で、取引相手方の決済機構に対して、決済を行う市場参加者の決済・清算義務の履行を遂行する。

法的／実質的所有権：証券が国境を越えて保管されている場合、現地の中央証券預託機関、ＨＫＳＣＣおよびチャイナ・クリアの義務的要件に関連する特定の法的／実質的所有権リスクが生じる。

他の新興国および開発途上国においては、法的な枠組みに基づき、証券に関する法的／公的所有権および実質的所有権または権利の概念が確立され始めたばかりである。また、ＨＫＳＣＣは、ノミニー保有者として、ストック・コネクトを通じて保有されるストック・コネクト証券の所有権を保証するものではなく、ま

た、実質的所有者を代理して、所有権に伴う権原またはその他の権利を行使する義務を負わない。したがって、裁判所は、いずれかのノミニーまたは保管銀行がストック・コネクト証券の登録保有者として当該証券の完全な所有権を有し、当該ストック・コネクト証券が当該事業体の債権者に対する分配に利用することのできる当該事業体の資産プールの一部を構成し、また／または実質的所有者が当該証券に関する権利を一切有さないと判断する可能性がある。よって、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドおよび保管受託銀行は、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドの当該証券に係る所有権または権限が確保されていることを保証することはできない。

ＨＫＳＣＣがそれを通じて保有される資産に関して保管機能を果たしているとみなされる限り、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドがＨＫＳＣＣの業績または支払不能に起因して損失を被った場合、保管受託銀行およびシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドはＨＫＳＣＣと法律上の関係を一切有さず、かつ、ＨＫＳＣＣに対して直接的な法律上の償還請求権を有さないことに留意されたい。

チャイナ・クリアが債務不履行に陥った場合、決済を行う市場参加者との市場契約に基づくＨＫＳＣＣの責任は、債権について決済市場参加者を補助することに限定される。ＨＫＳＣＣは、利用可能な法的手段またはチャイナ・クリアの清算を通じて、チャイナ・クリアから発行済株式および残金を回収することを試みるよう誠実に行為する。この場合、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドは、自らの損失またはストック・コネクト証券をすべて回収することができない場合があり、回収処理が遅れる可能性もある。

オペレーション・リスク：ＨＫＳＣＣは、香港の市場参加者が行う取引に関する決済、清算、ノミニー機能およびその他関連するサービスを提供する。中国の規制は、売買に対して一定の制限を定め、すべての市場参加者に適用される。売却の場合、ブローカーに対して株式の事前受渡しが要求され、カウンターパーティー・リスクが高くなる。かかる要件を理由として、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドは、中国Ａ株の購入および／または保有の処分を適時に行うことができない可能性がある。

割当制限：ストック・コネクトは、割当制限に従う。かかる制限は、ストック・コネクトを通じて中国Ａ株に適時に投資するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドの能力を制限する可能性がある。

投資家補償：シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドは、現地の投資家補償制度の恩恵を受けることはない。ストック・コネクトは、中国および香港の市場が取引を行っており、かつ、両市場の銀行が対応する決済日に営業を行っている日に限り機能する。中国市場にとっては通常の取引日であるものの、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドが中国Ａ株の取引を行うことができない場合がある可能性がある。シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドは、結果的に、ストック・コネクトが取引を行っていない間、中国Ａ株の価格変動のリスクを負う可能性がある。

投資リスク：深セン・香港ストック・コネクトを通じて取引される証券は、本別紙中に前述された「小型証券リスク」の対象となる小型証券の場合がある。

コモディティ・リンク・デリバティブ（シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズ特有のリスク）

コモディティ・リンク・デリバティブに対する投資によって、シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズは、従来型の証券に対する投資より高い変動性にさらされることがある。コモディティ・リンク・デリバティブの価格は、市場動向、商品指数の変動性、金利の変更または干ばつ、洪水、天候、家畜病、通商禁止、関税ならびに国際的な経済、政治および規制上の動き等の特定の業種またはコモディティに影響を及ぼす要因の影響を受けることがある。

投資集中リスク（シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズ特有のリスク）

分散投資を行うことはシュローダー・オルタナティブ・ソリューションズの方針であるが、シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズのサブ・ファンドは、一定の時期において、比較的少ない投資対象を保有することがある。シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズのサブ・ファンドが多額のポ

ジションを保有する特定の投資対象が値下がりし、または発行体の債務不履行を含むその他の悪影響を受けた場合、シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズのサブ・ファンドは著しい損失を被ることがある。

上記のリスク要因のリストは、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドまたはシュローダー・オルタナティブ・ソリューションズのサブ・ファンドへの投資に伴うリスクの完全な説明を意図するものではない。追加の情報として、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドおよびシュローダー・オルタナティブ・ソリューションズの目論見書は、ルクセンブルグの管理会社の事務所において入手することができる。

監査人報告書

シュローダー・セレクション受益者各位

監査意見

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、シュローダー・セレクションおよびその各サブ・ファンド（以下「ファンド」という。）の2017年９月30日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

我々が行った監査

ファンドの財務書類は、以下により構成される。
・2017年９月30日現在の純資産計算書
・2017年９月30日現在の投資明細表
・同日に終了した年度の運用計算書
・同日に終了した年度の純資産変動計算書
・重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、ルクセンブルクの金融監督委員会（以下「ＣＳＳＦ」という。）が採用した監査人に関する2016年７月23日の法律（以下「2016年７月23日法」という。）および国際監査基準（以下「ＩＳＡｓ」という。）に準拠して監査を行った。これらの法律および基準の下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する承認された法定監査人の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

我々は、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件に従いつつ、ルクセンブルグのＣＳＳＦが採用した国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（以下「ＩＥＳＢＡ規定」という。）に従ってファンドから独立した立場にある。我々は、これらの倫理上の要件の下で他の倫理的な義務も果たしている。

その他の情報

管理会社の取締役会は、年次報告書を構成するその他の情報（財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない。）に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のその他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

管理会社の取締役会および財務書類に対する統治責任者の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、当財務書類の作成および公正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると管理会社の取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、管理会社の取締役会は、ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、管理会社の取締役会がファンドの清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

統治責任者は、ファンドの財務報告プロセスを監督する責任を負う。

財務書類の監査に関する「承認された法定監査人」の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年７月23日法およびルクセンブルクのＣＳＳＦが採用したＩＳＡｓに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年７月23日法およびルクセンブルクのＣＳＳＦが採用したＩＳＡｓに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- **不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。**
- **ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。**
- **使用される会計方針の適切性ならびに管理会社の取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。**
- **管理会社の取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。**
- **開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。**

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ
代表
バレリー・ピアストレリ

ルクセンブルグ、2017年12月19日

次へ

Audit Report
To the Unitholders of
Schroder Selection

Our opinion

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of Schroder Selection and of each of its sub-funds (the "Fund") as at 30 September 2017, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

What we have audited

The Fund's financial statements comprise:

- the statement of net assets as at 30 September 2017;
- the portfolio of investments as at 30 September 2017;
- the statement of operations for the year then ended;
- the statement of changes in net assets for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier" (CSSF). Our responsibilities under those Law and standards are further described in the "Responsibilities of the "Réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements" section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We are independent of the Fund in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

Other information

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the other information. The other information comprises the information included in the annual report but does not include the financial statements and our audit report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Management Company and those charged with governance for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Management Company is responsible for assessing the Fund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Management Company either intends to liquidate the Fund or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Fund's financial reporting process.

Responsibilities of the "Réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit.

We also:

- identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control;
- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Management Company;
- conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Management Company's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Fund to cease to continue as a going concern;
- evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative　　Luxembourg, 19 December 2017
Represented by
Valérie Piastrelli

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

監査人報告書

シュローダー・セレクション受益者各位

監査意見

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、シュローダー・セレクションおよびその各サブ・ファンド（以下「ファンド」という。）の2018年９月30日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

我々が行った監査

ファンドの財務書類は、以下により構成される。
・2018年９月30日現在の純資産計算書
・2018年９月30日現在の投資明細表
・同日に終了した年度の運用計算書
・同日に終了した年度の純資産変動計算書
・重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、ルクセンブルクの金融監督委員会（以下「ＣＳＳＦ」という。）が採用した監査人に関する2016年７月23日の法律（以下「2016年７月23日法」という。）および国際監査基準（以下「ＩＳＡｓ」という。）に準拠して監査を行った。これらの法律および基準の下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する承認された法定監査人の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

我々は、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件に従いつつ、ルクセンブルグのＣＳＳＦが採用した国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（以下「ＩＥＳＢＡ規定」という。）に従ってファンドから独立した立場にある。我々は、これらの倫理上の要件の下で他の倫理的な義務も果たしている。

その他の情報

管理会社の取締役会は、年次報告書を構成するその他の情報（財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない。）に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のその他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

管理会社の取締役会および財務書類に対する統治責任者の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、当財務書類の作成および公正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると管理会社の取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、管理会社の取締役会は、ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、管理会社の取締役会がファンドの清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

統治責任者は、ファンドの財務報告プロセスを監督する責任を負う。

財務書類の監査に関する「承認された法定監査人」の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年７月23日法およびルクセンブルクのＣＳＳＦが採用したＩＳＡｓに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年７月23日法およびルクセンブルクのＣＳＳＦが採用したＩＳＡｓに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- **不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。**
- **ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。**
- **使用される会計方針の適切性ならびに管理会社の取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。**
- **管理会社の取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。**
- **開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。**

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ
代表
バレリー・ピアストレリ

ルクセンブルグ、2018年12月12日

次へ

Audit Report
To the Unitholders of
Schroder Selection

Our opinion

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of Schroder Selection and of each of its sub-funds (the "Fund") as at 30 September 2018, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

What we have audited

The Fund's financial statements comprise:

- the statement of net assets as at 30 September 2018;
- the portfolio of investments as at 30 September 2018;
- the statement of operations for the year then ended;
- the statement of changes in net assets for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier" (CSSF). Our responsibilities under those Law and standards are further described in the "Responsibilities of the "Réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements" section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We are independent of the Fund in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

Other information

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our audit report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Management Company and those charged with governance for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Management Company is responsible for assessing the Fund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Management Company either intends to liquidate the Fund or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Fund's financial reporting process.

Responsibilities of the "Réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit.

We also:

- identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control;
- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Management Company;
- conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Management Company use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Fund to cease to continue as a going concern;
- evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative　　Luxembourg, 12 December 2018
Represented by
Valerie Piastrelli

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

次へ

監査報告書

**シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ）エス・エイ
取締役会御中**

年次財務書類に対する監査報告書

我々の監査意見

**　我々は、添付の本年次財務書類は、年次財務書類の作成および表示に関してのルクセンブルグにおける法律および規制の要求に従って、シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（以下「当社」という。）の2017年12月31日現在の財政状態ならびに同日に終了した年度の経営成績を、真実かつ公正に表示しているものと認める。**

我々が行った監査

**　当社の年次財務書類は、以下により構成される。**
・2017年12月31日現在の貸借対照表
・同日に終了した年度の損益計算書
・重要な会計方針の概要を含む年次財務書類に対する注記

意見の根拠

**　我々は、ルクセンブルクの金融監督委員会（以下「ＣＳＳＦ」という。）が採用した監査人に関する2016年７月23日の法律（以下「2016年７月23日法」という。）および国際監査基準（以下「ＩＳＡｓ」という。）に準拠して監査を行った。これらの法律および基準の下での我々の責任については、「年次財務書類の監査に関する公認の監査人の責任」の項において詳述されている。**
**　我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。**
**　我々は、年次財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件に従いつつ、ルクセンブルグのＣＳＳＦが採用した国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（以下「ＩＥＳＢＡ規程」という。）に従って当社から独立した立場にある。我々は、これらの倫理上の要件の下で他の倫理的な義務も果たしている。**

その他の情報

**　取締役会は、その他の情報について責任を負う。その他の情報は、当該運用報告書に含まれる情報により構成されるが、かかる情報には本年次財務書類およびそれに対する我々の公認の監査人の報告書は含まれない。本年次財務書類に関する我々の意見は、その他の情報を対象としていないため、我々は当該その他の情報に対していかなる形式の保証の結論も表明しない。**
**　我々の本年次財務書類の監査に関連し、我々の責任は、その他の情報を読み、その過程で、当該その他の情報が本年次財務書類または我々が監査を行う上で入手した知識と著しく矛盾しているため重要な虚偽記載であると疑われるようなものがないかを検討することである。実施した手続きに基づき、当該その他の情報に重要な虚偽の記載があるとの結論に至った場合、我々はかかる事実を報告しなければならない。かかる点において、我々が報告すべきことはない。**

年次財務書類に対する取締役会および統治責任者の責任

取締役会は、年次財務書類の作成に関してのルクセンブルグの法律および規則の要求に従って、本年次財務書類の作成および適正表示についての責任、ならびに欺罔的行為または誤謬に関わらず、重要な虚偽記載のない財務書類の作成を可能にするために必要であると取締役会が判断する内部統制についての責任を負う。

年次財務書類の作成において、取締役会は、当社が継続企業として存続する能力を評価し、取締役会が当社の清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

統治責任者は、当社の財務報告プロセスを監視する責任を負う。

年次財務書類の監査に関する「公認の監査人」の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、年次財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年７月23日法およびルクセンブルクのＣＳＳＦが採用したＩＳＡｓに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該年次財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年７月23日法およびルクセンブルクのＣＳＳＦが採用したＩＳＡｓに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- **不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、年次財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。**
- **当社の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。**
- **使用される会計方針の適切性ならびに取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。**
- **取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、当社が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、年次財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、当社が継続企業として存続しなくなる原因となることがある。**
- **開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、年次財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。**

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

その他の法律または規制の要件に関する報告書

当該運用報告書は、本年次財務書類との整合性が取れており、適用ある法律要件に従って作成されている。

ルクセンブルグ、2018年３月26日

プライスウオーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ
代表
ベルトラン・ジャブレー

次へ

Audit report

To the Board of Directors of
Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A.

Report on the audit of the annual accounts

Our opinion
In our opinion, the accompanying annual accounts give a true and fair view of the financial position of Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A. (the “Company”) as at 31 December 2017, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

What we have audited
The Company's annual accounts comprise:
・the balance sheet as at 31 December 2017;
・the profit and loss account for the year then ended; and
・the notes to the annual accounts, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion
We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (CSSF). Our responsibilities under those Law and standards are further described in the “Responsibilities of the “Réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the annual accounts” section of our report.
We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.
We are independent of the Company in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the annual accounts. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

Other information
The Board of Directors is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the Management report but does not include the annual accounts and our audit report thereon.
Our opinion on the annual accounts does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the annual accounts, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the annual accounts or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors and those charged with governance for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of the annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the annual accounts, the Board of Directors is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Company's financial reporting process.

Responsibilities of the “Réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the annual accounts

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these annual accounts.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

・identify and assess the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;

- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control;
- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors;
- conclude on the appropriateness of the Board of Directors'use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the annual accounts or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern;
- evaluate the overall presentation, structure and content of the annual accounts, including the disclosures, and whether the annual accounts represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation;

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Report on other legal and regulatory requirements
The Management report is consistent with the annual accounts and has been prepared in accordance with applicable legal requirements.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative　　Luxembourg, 26 March 2018
Represented by

Bertrand Jaboulay

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。